

經濟經營研究叢書

金融研究シリーズ 第5冊

---

# 金融研究



神戸大学經濟經營研究所

1 9 8 2

# 金融研究

神戸大学

経済経営研究所

1982

## 序

「神戸大学経済経営研究叢書（金融シリーズ）第5冊」をここに刊行する。

本書は「神戸大学経済経営研究所国際資金専門委員会」のメンバーが昭和48年以降、こんにちに至るまで続けている国際金融政策の理論的・歴史的・実態研究の成果の一部を公にし、さきに発行してきた「金融研究Ⅰ」、「金融研究Ⅱ」、及び「経済経営研究叢書（金融研究シリーズ）第3冊」並びに第4冊に続く共同研究の一環である。

今回はとくに「わが国の金融機関の国際化の実態研究」を昭和53年より共同プロジェクトとしてとり上げ、実態調査票とインタビュー調査によって実施した成果を全面的に公表することにした。この実態研究は現在も追加調査として継続中であるが、この実態研究の完全な報告を公刊するためには、今回の調査に快く協力された内外の金融機関に御礼を申し上げるとともに一層のご支援とご協力を重ねてお願いする次第である。

なお、本書の刊行が実態調査の分析その他で遅延を重ねたために先に原稿を提出されていた千田教授、石垣助教授に多大のご迷惑を煩わした点をここにお詫びいたしたい。

本書の刊行にあたり、格別の便宜を与えられた神戸大学経済経営研究所当局ならびに研究助成掛の諸氏に深く謝意を表する次第である。

1982年 1月

神戸大学経済経営研究所長

国際資金専門委員会主査

教授

藤 田 正 寛

## 目 次

### 第1部 研究論文

預金金利規制について……………	三木谷 良 一	3
—アメリカにおける経験と議論(1)—		
ヴィクセル利子論の基本構造……………	千 田 純 一	17
ユーロ・ダラー市場に関する一研究……………	石 垣 健 一	39

### 第2部 わが国の銀行国際化に関する実態研究

本邦金融機関の国際化の実態研究……………	藤 田 正 寛	109
—とくに都市銀行の国際化行動調査について—		
銀行の国際化に関する実態調査報告……………	実態調査グループ	131
日本の銀行の国際化……………	藤 田 正 寛・石 垣 健 一	189
—主として都市銀行について—		
都市銀行各行の国際化に関する統計分析…………	藤 田 正 寛・丹 羽 昇	231
銀行の国際化に関する実態調査の結果…………	藤 田 正 寛・宮 田 亘 朗	289

# 第1部 研究論文

# 預金金利規制について

— アメリカにおける経験と議論(1) —

三木谷 良 一

## 預金金利規制の歴史の変遷

### 1) レギュレーションQの成立

中世ヨーロッパにおいてはキリスト教の教義にもとづいて高利禁止法(usury law)が制定されていた。アメリカの植民地時代も、イギリスの法制の影響を受けて“貸付”にたいして大体6%の最高限度が慣習的に、あるいは州によっては強制的に定められていた。独立後も大体は6%という最高限度が州法で定められてきた。最近までは50州のうち45州において最高限度(6%~21%)が定められ、5州のみが州法としては制限を設けていなかった。

しかしながら、商業銀行の預金金利に対する全国的な法的規制は、1930年代の大不況における銀行の大量破産により、銀行の過当競争を規制しその経営の健全化を図るために、はじめて制定されるようになった。連邦準備法における「レギュレーションQ」によって、中央銀行たる連邦準備が加盟銀行の預金の利率の最高限度を定める権限をもつようになった。現在預金金利の規制は、「1980年預金金融機関規制緩和・通貨管理法」(The Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980)によって段階的に解除され、1985年には完全撤廃され、全ての金利の自由化が実現することになっている。この50年間に「レギュレーションQ」もいくつかの段階的変遷を経てきた。第一期は1933年から1957年までで、銀行業の健全化のために預金金利規制が

なされ、その水準も低位、固定的であった。第二期は1957年から1965年までで、預金金利を金融政策の手段 (policy instrument) として活用する試みがなされた時期である。第三期は1966年から1970年までで、貯蓄金融機関 (Thrifts Institution) を援助し住宅建設産業を支持しようとした時期である。第四期は1970年から現在までで、「レギュレーションQ」により最高限度が制限された預金と、オープン・マーケット市場 (ないしはそれとリンクした) 金融資産との競合の時期である。第五期は預金金利が段階的に自由化され、オープン・マーケット市場金融資産と一体化する今後の過程であろう。

まず連邦準備加盟銀行 (member banks) にたいしては「1933年銀行法」 (Banking Act of 1933) により、非加盟銀行 (non-member banks) にたいしては「1935年銀行法」 (Banking Act of 1935) によって、その預金金利についてそれぞれ最高限度が設けられるようになった。その他の州法銀行 (state banks) については州の監督官庁がそれを定めることになった。またMSR (mutual savings bank), SLA (savings and loan association) については、1966年のInterest Rate Regulation Actまでは明示的な全国的規制基準はなかった。この法律によって、Federally Insured MSA は連邦預金保険会社 (Federal Deposit Insurance Corporation) により、またSLA は連邦住宅貸付銀行局 (Federal Home Loan Banks Board) によって預金金利の規制をうけるようになった。以上が諸種金融機関の預金規制の法的側面である。

1933年11月1日に連邦準備は member banks のすべての定期・貯蓄性預金の金利の最高限度を3%と定め、当座預金に利子を付することを禁止 (最高限度ゼロと) した。当時の前者の実勢平均預金金利は約3.4%であったので、最初に設定された3%の上限は低金利政策と銀行経営健全化の意義をもっていたと考えられる。当時、短期市場金利は非常に低水準になっていた。(T.B.レートは0.53%、3カ月優良C.P.レートは1.77%であった。) また銀行貸出金利もニューヨークでは1933年3月の4.79%であったのが、その12月には2.61

％へと一段と低落していった。このため 1935 年 2 月 1 日には定期・貯蓄性預金金利の限度が 3％から 2.5％へ引下げられた。その後、短期市場金利の低位を考慮して、すなわち利回り曲線 (yield curve) の右上りの形状を考慮して預金金利についても長・短について格差をつけることになった。すなわち 1936 年 1 月 1 日に定期預金について 90 日ものは 1％, 90 日～6 カ月ものは 2％, 6 カ月以上のものは 2.5％の金利の最高限度が定められた。この長期金利の 2.5％という金利水準は、その後、戦中・戦直後を通じて低金利釘付け政策の基準となった金利で、例の 1951 年財務省と連邦準備の「アコード」(The Accord) で論争の対象となった固定金利である。なお、この預金金利の yield pattern はその後 1957 年まで 21 年間も固定されていた。あまりにも長期間変更がなかったので、金融政策当局省も、銀行家も「レギュレーション Q」によって預金金利が可変であることを忘れかけていたとさえ言われた。

1933 年、1935 年銀行法制定時における「レギュレーション Q」創設の理由としては、大体つぎの三つが挙げられていた。(イ) 預金金利水準を低く押えて銀行貸出金利も低下させ、投資を刺激して不況対策とする。(ロ) 当座預金を無利子としたのは、資金が地方からコレス銀行関係預金などを通じてニューヨークなど大都市に過度に集中することを防ぐこと。1920 年代から、ニューヨークなどに所在の大銀行はコレス関係銀行の当座預金に金利を付し、預金獲得競争をおこない、この資金を株式投機金融に回して、大恐慌の原因の一つとなった株式市場パニックの導火線になったといわれていた。(ハ) 定期・貯蓄性預金金利が自由であると銀行は預金獲得のため高利を付し、そのため資産運用においても高収益・高危険の運用をおこない、ひいては銀行破産をもたらすから、預金金利は比較的低位の正常水準に規制されるべきである。

1933 年、1935 年銀行法以後は、「レギュレーション Q」による預金金利の低水準固定化は預金保険制度の成功と相まって、銀行の破産数を激減させた。また、大不況のため物価水準も低位で沈滞していたこと、投資誘因も非常に微



弱であったことなどの理由で預金金利の水準自体も低位に固定しておくことができた。

## 2) 戦後—1957年

第二次大戦中は国債発行による戦費調達を安価におこなうために、財務省が国債の利回りを低位（長期債 2.5%，短期債 T. B. 0.38%）で固定する政策をとり、連邦準備もそれに協力してきた。しかし戦争の終結とともに市場金利は上昇を開始した。（図 1）T. B. レートについてはやがて自由化されたが、長期金利 2.5% をめぐって、それを維持しようとする財務省と、低金利釘付け政策を廃止して弾力的金融政策の復権を望む連邦準備との間に対立が生じた。それは朝鮮戦争によるインフレの亢進によって社会的関心事となり、インフレ抑制には金利を自由化して金融政策の弾力性の復位が必要との意見が支配的となり、ついに 1951 年に両者の意見が調整され長期金利を含めて市場金利の自由化が実現した。以後、市場金利は資金需給状態（景気循環）とインフレ率との要因によって変動するようになり現在に至っている。（図 3，図 4 参照）これによって「レギュレーション Q」に規制される預金金利も固定的に留まることは不可能になってきた。

1954 年の景気後退のあとの回復過程で市場金利が急上昇をはじめた。1956 年頃には、T. B. レート（3 カ月）は 2.67%，C. P. レート（4～6 カ月）は 3.41% であり、また S. L. A. の“預金”金利は 3.00% であった。商業銀行の定期・貯蓄性預金金利はそれよりも低位〔第 1 表（イ）参照〕であったので、商業銀行の定期・貯蓄性預金の伸びは S. L. A. のそれよりも非常に低くなった。1954—55 年には伸び率は前者が 6.4%，後者が 7.2% であったものが、1955—56 年には前者が 3.3%，後者が 15.6% になった。そこで 1957 年 1 月 1 日に戦後第 1 回目の「レギュレーション Q」の預金金利の最高限度の改訂がおこなわれ、貯蓄預金・定期預金（6 カ月以上）の金利は 2.5% から 3.0% へ引上げられ、また

第1表 米国における貯蓄・定期預金金利最高限度

	発効預金	貯蓄預金			定期預金									
		90日以下	90日～6ヵ月	6ヵ月以上										
(一)	1933年11月1日	3	3	3	3									
	1935年2月1日	2½	2½	2½	2½									
	1936年1月1日	2½	1	2	2½									
	1957年1月1日	3	1	2½	3									
		貯蓄預金		定期預金										
(二)		1年以下	1年以上	90日以下	90日～6ヵ月	6ヵ月～1年	1年以上							
	1962年1月1日	3½	4	1	2½	3½	4							
	1963年7月17日	3½	4	1	4	4	4							
	1964年11月24日	4	4	4	4½	4½	4½							
	1965年12月6日	4	4	5½	5½	5½	5½							
		貯蓄預金		定期預金										
		multiple maturity			single maturity (10万ドル以下)			single maturity (10万ドル以上)						
		30-89日	90日～1年	1～2年	2年以上	30日～1年	1年～2年	2年以上	30～59日	60～89日	90～179日	180日～1年	1年以上	
(一)	1966年7月20日	4	4	5	5	5	5½	5½	5½	5½	5½	5½	5½	5½
	9月26日	4	4	5	5	5	5	5	5½	5½	5½	5½	5½	5½
	1968年4月19日	4	4	5	5	5	5	5	5½	5½	6	6¼	6¼	6¼
	1970年1月21日	4½	4½	5	5½	5¾	5	5½	5¾	6¼	6½	6¾	7	7½
		1970年6月24日より自由化											1973年5月16日より自由化	
		貯蓄預金		定期預金							特別変動金利定期			
		10万ドル以下			10万ドル以上									
		30-89日	90日～1年	1～2½年	2½年以上	4年以上 (4～6)	6年以上 (6～8)	8年以上 (8～)	自由化					
(一)	1973年7月1日	5	5	5½	6	6½	7¼		↓					
	11月1日	5	5	5½	6	6½	7¼							
	1974年12月23日	5	5	5½	6	6½	7¼	7½						
	1978年6月1日	5	5	5½	6	6½	7¼	7½		7¾				
	1979年 (7月1日)	5¼	5¼	5½	6	6½	7¼	7½		7¾	6ヵ月変動 金利定期			
	(9月1日)	5¼	5¼	5½	6	6½	7¼	7½		7¾	↓		2½年以上 変動金利定期	
	1980年1月1日	5¼	5¼	5½	6	6½	7¼	7½	7¾	↓		2½年以上 変動金利定期		
(二)	1985年	完全自由化目標												

(出所) 「連邦準備制度理事会年報」各年より集録

图 1 SELECTED INTEREST RATES: 1933-65

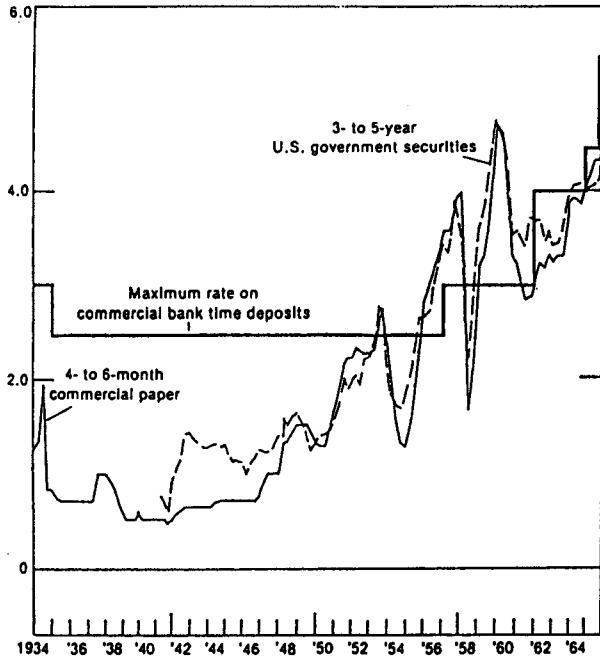


图 2 SELECTED INTEREST RATES: 1966-79

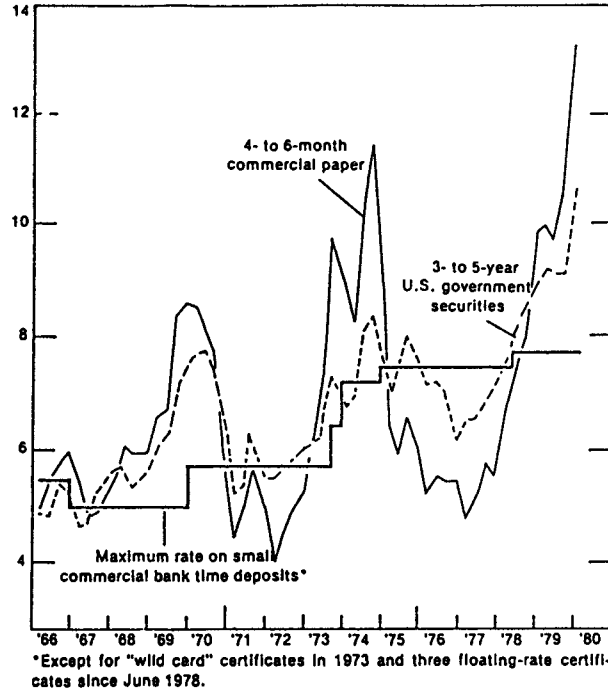
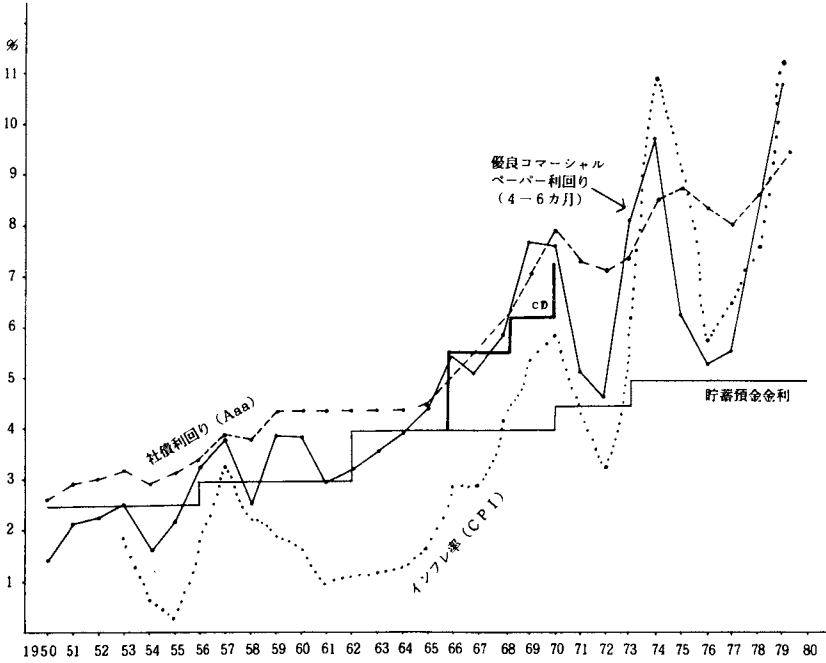
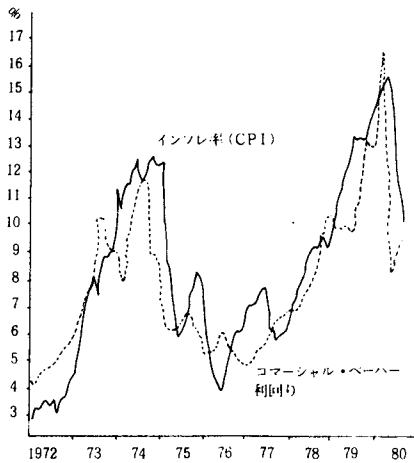


図 3 インフレ率と諸利子率



〔出所〕 大統領経済報告書の統計より作成

図 4 インフレ率と短期金利 (米国)



〔出所〕 セントルイス連銀「月報」8/9月号, 1980

90日～6カ月の定期預金の金利も2.0%から2.5%へ引上げられた。

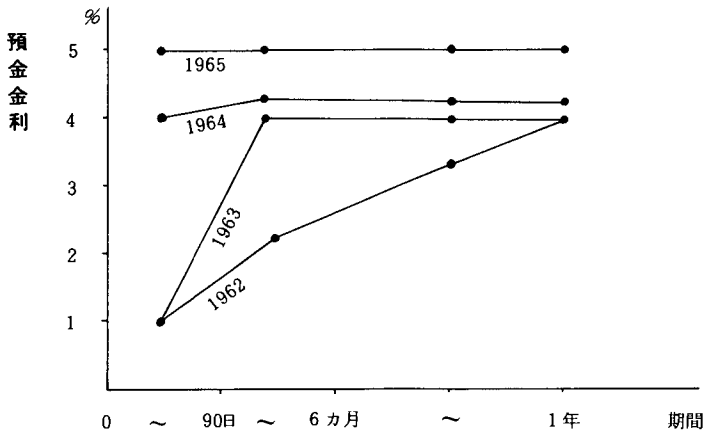
### 3) 1960—1965年

この時期はケネディ・ジョンソン政権によって経済成長政策が採用された時期であり、その経済政策の基本的考え方はポスト・ケインジアンによるいわゆる new economics であった。複数の経済目的（高成長、物価安定、国際収支など）を複数のマクロ経済政策手段によって達成しようとするポリシー・ミックス理論が基調であった。「レギュレーション Q」による預金金利規制も、金融政策手段のうちの一つとして採用された時期である。1960年代に入り、成長政策の結果景気の回復とともに市場金利も上昇してきたので、1962年1月1日に預金金利の引上げがおこなわれた。〔第1表（ロ）参照〕それと同時に、貯蓄預金を1年以下と1年未満の二種類に分割し、前者の金利を3.5%、後者を4%と格差をつけた。また定期預金についても1年以上の満期のものを新設した。これらの措置についての連邦準備の狙いは、まず長期の預金を新設し、比較的に市場金利と対抗しうる金利を付して、銀行に長期資金を吸収し、これを企業などに長期に貸出して、設備投資を促進させ経済成長政策に協力することであった。また資金の海外流出を防ぐためにも金利を上げた。更に1962年の10月には外国政府の預金については、向う3年の間は金利を自由にした。これは1965年、1968年と再度にわたって更新された。これは預金者は外国政府に限定されたとは言え、預金金利の自由化という点で重要な出来事であったと考えられる。後年のCD金利の全面自由化へとつながっていく。

更に1963年7月17日には、定期預金のうち満期90日～1年の金利が4%へ引上げられ、1年以上の金利と同水準になった。〔第1表（ロ）〕これは国際収支対策として比較的短期資金の流入を促進するため1年未満の金利を上げる目的をもっていった。長期金利は国内経済成長のための設備投資促進のため可及的に低位に抑制しなければならないから、相対的に長期金利を押え、短期金

利を引上げるいわゆる「オペレーション・ツイスト」(operation twist) 政策がとられた。預金金利体系もこのツイスト政策を支持するために、あるいはそれを強化するために短期の預金金利が引上げられたのである。預金金利の水準だけでなく、預金金利の期間別構造が政策的に運営されたのである。

1964年11月24日には全体の預金金利水準が引上げられたが、とくに90日以下の短期の金利が大幅に引上げられた。更に1965年12月6日には引上げが再度おこなわれ、満期期間には関係なく貯蓄預金については4%、定期預金については5%と一率になった。預金金利の利回り曲線は全く水平にされた。この1960年代前半の時期における定期預金金利の最高限度を図示するとつぎのごとくである。



以上見てきたように、1960年代前半の「レギュレーションQ」は、1930年代当初の「レギュレーションQ」創設の目的であった預金金利の過当競争の抑制、銀行業の健全化というものから、更に金融政策の手段 (instrument) として用いられたことに特長がある。つまり「レギュレーションQ」を政策的に動かすことによって預金量そして銀行信用量をコントロールしようとしたこととみられる。

## 4) 1966 — 1970 年

この時期は、ベトナム戦争の激化による戦費支出の増大、これに加えてジョンソン大統領の「偉大な社会」(The Great Society) 建設のための連邦予算および赤字の拡大によりインフレが亢進し、それが端緒となって以後現在に至るまでアメリカ経済にインフレとインフレ期待を定着させてきた。インフレの進行と共に名目金利は歴史的な水準に達した。以後現在まで、名目金利はインフレ期待率、それを左右する現実のインフレ率により左右されるようになってきた。

まず、1966年6月20日に定期預金の種類が多様化され、他方貯蓄預金については1年以下と1年以上の区別が廃止され一本になった。定期預金は“multiple maturity”と“single maturity”に区別され、更に後者は9月26日に10万ドル以上の大口と、それ以下の小口に分離され、また満期についても2年以上のものまで長期化された。(第1表(ハ)参照) “multiple-maturity time deposits”<sup>\*</sup>は個人貯蓄向けであり、“single maturity”はかなり大口預金、とくにCDが中心である。小口の個人貯蓄預金と大口預金との差別化が進行したのがこの

## \* “multiple-maturity time deposits” の定義

deposits (1) payable at the depositor's option on more than one date, whether on a specified date or at the expiration of a specified time after the date of deposits (for example, a deposit payable at the option of the depositor either 3 months or 6 months after the date of deposit)

(2) payable after written notice of withdrawal

(3) with respect to which the underlying instrument or contract or any informal understanding or agreement provides for automatic renewal at maturity

時期の一つの特長である。1966年7月15日連邦準備は「レギュレーション Q」の規定を変更して“multiple-maturity time deposits”を新設した。“multiple-maturity time deposits”とは(1)預金者の選択で単一日付以上複数の特定の日付に支払を受けることができる。(2)書面による引出し notice で支払を受けることができる。(3)自動継続が可能である。single-maturity と multiple-maturity の区別は 1973 年廃止されるまで続いた。

まず、7月20日には single-maturity の金利は 5.5% で据置かれたが、multiple-maturity の金利は 5% に引下げられた。後者には流動性がつけ加えられたのであるから、それだけ金利の方は低くなって然るべきであるというのがその根拠であったと思われる。

この時期のもう一つの特長は、定期預金の満期の長いものがつきつき新設され、かなり高い金利が付せられたことである。1973年には2.5年もの(7月1日)、4~6年もの(11月1日)、1974年には6~8年もの、1978年には8年以上のものが順次高い預金金利で設けられた。

更に 1978 年 6 月 1 日には特別変動金利定期預金 (Money Market Certificate) が新設された。これは金利が市場金利と連動して動く劃期的な預金形態である。商業銀行が証券会社などによる高利回りの MMMF (Money Market Mutual Fund) などに対抗するために開発した商品である。最初発行されたのは最低額面 1 万ドルで、期間 6 カ月で T. B. レートとややタイム・ラグはあるが同一で連動するもので、商業銀行へ資金を吸収する上でかなりの成功をおさめ

time deposits と savings deposits の区別 (Regulation Q における)

“time deposits”とは“time certificate of deposit”と“time deposit open account”を含む。ともに 30 日以上満期をもつか、あるいは引出し前に 30 日の notice が必要である。

“savings deposits”とは maturity とか引出し前の notice は deposit contract のときに必要でない。しかし銀行はいつでも引出前 30 日 notice を要求できる。



第2表 M-3の構成項目

単位 10億ドル

	現金通貨	当座預金	その他 小切手勘定	1日もの R P's ユーロ・ドル	Money Market Mutual Funds	貯蓄預金	小口 定期預金	大口 定期預金
1976年12月末	82.1	231.3	2.7	13.6	3.4	444.9	393.5	119.7
1977年12月末	90.3	247.0	4.1	18.6	3.8	483.2	451.3	147.7
1978年12月末	99.4	261.5	8.3	23.3	10.3	472.8	529.3	198.2
1979年12月末	108.0	273.0	16.2	24.2	43.6	414.9	648.7	221.5
1980年8月末	113.6	263.9	21.9	28.9	80.7	403.8	716.4	225.4

〔出所〕 Federal Reserve Bulletinより。

た。これは更に1978年7月1日には、期間4年で最低額面の制限はなく、利率率は国債の4年ものの市場利回りより1.25%低い水準で連動するように定められたが、これはあまり成功しなかった。更に1980年1月1日には、期間2年半で最低額面の制限なく、金利は2.5年もの国債の市場利回りより3.4%低い水準で連動するように定められた。

1970年代は、インフレの亢進、高金利の定着により、大口CDについては金利が自由化し、money market instrumentsの一つとしてT. B., C. P., R P'sなど他のものと完全に競争するようになった。しかしながら、小口の預金については、その規制金利は多少引上げられたが、それは市場金利との格差を縮小するほどには十分でなく、市場金利の高騰期にはその格差は拡大し、預金と競合する新しい金融資産へ資金がシフトした。その結果大量のdisintermediationが生じた。〔第2表参照〕

1980年には「預金金融機関規制緩和・通貨管理法」という金融全般についての自由化を促進する、1930年代以来50年ぶりの劃期的法案が成立した。預金金利についても、1985年までに完全自由化することが定められた。したがって、1980年から1985年の期間は「レギュレーションQ」のphase outの過渡的期間となる。いかにsmoothに移行するかが重要な問題となってきた。

## 文 献

諸連邦準備調査機関誌（月報など）の論文

- Gramley, L. E. and Chase, S. B. Jr., "Time Deposits in Monetary Analysis.", *Federal Reserve Bulletin*, Oct. 1965.
- Luttrell, C., "Interest Rate Controls—Perspective, Purpose and Problems." *F. R. B. of St. Louis*, Sept. 1968.
- Monhollen, J., "Regulation Q: An Instrument of Monetary Policy." *F. R. B. of Richmond*, July 1970.
- Ruebling, C. E., "The Administration of Regulation Q.", *F. R. B. of St. Louis*, pp. 29–40 1970.
- "Coming: A New Phase for Regulation Q." *F. R. B. of Philadelphia*, Nov. 1978.
- "Regulation Q and the Behavior of Savings and Small Time Deposits at Commercial Banks and the Thrift Institutions." *F. R. B. of Richmond*, Nov. 1978.
- "Carter Proposes Legislation to Help Small Savors." *F. R. B. of Dallas*, July 1979.
- "Regulation Q Amendments Help Small Savor." *F. R. B. of Dallas*, Jan. 1980.
- "Regulation Q: An Historical Perspective." *F. R. B. of Kansas City*, April 1980.
- "The Effects of Removing Regulation Q—A Theoretical Analysis." *F. R. B. of Kansas City*, May 1980.
- "The Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980." *Federal Reserve Bulletin*, June 1980.

Association of Reserve City Banks の刊行物

Ritter, Lawrence S., *Regulation Q: Issues and Alternatives*, 1965.

Haywood, Charles F. and Linke, Charles M., *The Regulation of  
Deposit Interest Rates*, 1968.

Haywood, Charles F., *Regulation Q and Monetary Policy*, 1971.

学術論文

Friedman, Milton, "Controls on Interest Rates Paid by Banks." *Journal  
of money, Credit and Banking*, Feb. 1970.

Tobin, James, "Deposit Interest Ceiling as Monetary Control," *ibid.*

Benavie and Pointdexter, "Deposit Ceilings and Monetary Policy."  
*Review of Economics and Statistics*, Nov. 1973.

Friedman, Benjamin M., "Regulation Q and the Commercial Loan  
Market in the 1960 's." *Journal of Money, Credit and Banking*,  
Aug. 1975.

# ヴィクセル利子論の基本構造

千 田 純 一

## 〔1〕

利子理論についてまとまった知識を得ようとして内外の著作を読むと、多くの場合、この分野においていわゆる実物的利子論と貨幣的利子論とが存在していること、そしてこの両方の理論を包摂した利子理論を構築することが必要なのだが、それが未だ達成されていないということ、などを知らされる。続いてわれわれは、2つの利子理論に関する詳しい学説史的解説やこの両者を統合しようとする幾多の精緻な試みについての解説に接することとなる。しかし、全体を通読しおわって、問題が多少とも解決されたとか、あるいは解決のための鍵をあたえられたとかの印象をもつことが必ずしもできない。むしろ、問題は一層混沌としてきて、ますます解決から遠のいてしまったように感じられ、当惑せざるをえないことが多い。

このような結果になるのは、問題自体のむずかしさに基因するという面を否定できないとしても、それ以外に、各論者がどのようなフレームワークの中で、種々の概念をどのような意味に使用しているのかを明らかにしないまま議論していることに起因している面も多いように思われる。全体の枠組みや概念規定を明確にしつつ議論すれば、利子理論の悪名高い難解さはかなり解消されるのではなからうか。

本稿は、以上のような問題意識から、いわゆる実物的側面と貨幣的側面をあわせ持っているK. ヴィクセルの利子理論を素材にして、実物的利子論と貨幣的利子論の関連について若干の省察を加えようとするものである。ヴィクセル

をとりあげるのは、あくまでもそれが、この問題を以上のような視角から考察するのにふさわしい素材を提供してくれるからであって、ヴィクセル利子論自体の一般的説明をここで試みるつもりはない。本稿はむしろ、ヴィクセルが用いた、資本利子、企業者利潤、自然利子率、および貨幣利子率などの諸概念の意味を明確にしつつ、実物的利子論と貨幣的利子論の関連に接近しようとするものである。

## 〔2〕

ヴィクセルにおいては、資本利子 (Kapitalzins) という概念が基本的に重要な概念であり、<sup>(1)</sup>資本利子の決定のメカニズムが重要な問題となっている。この概念は、周知のとおりヴィクセルがベーム・バヴェルクからほとんどそのまま受けついだものであるが、われわれはまずこの概念の意味を明確にしなければならぬ。とくに、資本利子率はしばしば簡単に利子率といわれるけれども、その場合の利子率とはどのようなものであるかを明らかにする必要があると思われる。

まず説明の便宜のため、ベームの資本利子率決定論を考察しておこう。<sup>(2)</sup>記号をつぎのように定める。 $p$  = 単位期間当り 1 労働者当り生産物、 $w$  = 単位期間当り 1 労働者当り賃金、 $i$  = 単位期間当り利子率、 $\tau$  = 平均生産期間、 $K$  = 1 労働者当り資本、 $A$  = 労働者数 (所与)、 $S$  = 生存基本 (所与)。ただし、生産物は 1 種類のみであり、その 1 単位が計算単位として使われる。

まず、

---

(1) たとえば、Wicksell [6] の第 2 篇第 4 章は「静態的国民経済における資本利子と賃金」というタイトルとなっている。また、Wicksell [7] の序文にも「資本利子」という語が頻出している。

(2) 以下の説明は、基本的には Lutz [4] の定式化によっている。

$$p = f(\tau), f' > 0 \quad (1)$$

という生産性関数を考える。これは、生産過程の平均生産期間が長くなればなるほど生産物が増加することをあらわす式であり、ベームのいわゆる迂回生産の<sup>(3)</sup>剰余収益性の命題からでてくるものである。この場合、迂回生産の物的生産性の増加のことをいっているのか、それとも価値生産性の増加のことをいっているのかという問題があるが、ベームにおいては生産物は1種類だけであるから、両者は同一である。また、平均生産期間という概念が成立するためには、生産過程が単線進行的であるというきわめて強い条件を要するが、ここではこの条件は満たされているものとする。

さて、利子率は、

$$i = \frac{p-w}{w\tau} \quad (2)$$

と定義される。ベームにあつては生産要素は労働のみであるから、 $p-w$ は剰余生産物(単位期間当り1労働者当りの)であり、 $w\tau$ は賃金総額(同前)であると同時に資本(同前)でもある<sup>(4)</sup>。したがって(2)式の利子率( $i$ )は、剰余生産物を資本で除したものであるから、実際には利潤率ないし収益率といった方が適切なものである。すくなくとも単純な利子率——われわれが利子率という言葉で直ちに想像するような貸付利子率とか市場利子率とかいったもの——でないことは、確かである。

さて、個々の企業者は、所与の賃金の下で上記の利子率を最大にするような平均生産期間を選択する。そこで(2)式を $\tau$ で微分し、ゼロとおくならば、

$$i = \frac{1}{w} \frac{dp}{d\tau} \quad (3a)$$

(3) 生産の迂回度が増せば増すほど生産性が高まるという命題は、ベームによれば証明する必要のない、自明の「実際の生活経験」であるという(Böhm[2], ss. 13—14.)。批判の余地のある命題であるが、ここでは立ち入らない。なお、すくなくともある点を越えると迂回度の増大による生産性の上昇は逡減的になると仮定されている。

(4) ベームにおいては資本とは前貸しされた消費財であるから、 $w\tau$ が資本となる。

または、

$$\frac{dp}{d\tau} = \frac{p-w}{\tau} \quad (3b)$$

をうる。 $i$ の最大化のための十分条件は $f(\tau)$ が $\tau$ の逓減的增加関数であるという仮定により満たされている。(3a)式は最大利率が生産迂回度の増加の限界生産物を賃金で除したものに等しいことを示しており、(3b)式は、 $i$ が最大のとき生産迂回度の増大の限界生産物が単位期間当りの収益に等しいことを示している。

賃金が所与であれば、(1)~(3)の式から未知数 $p$ 、 $\tau$ および $i$ を決定することができる。ただし、以上は個別企業者についての分析である。

経済全体にとっては、 $w$ も未知数となるが、追加的に均衡においては生在基本(所与)が賃金支払総額に等しくならなければならないので、

$$S = A w \tau \quad (4)$$

が加わり、体系は完結する。(4)式の成立は、企業者間、労働者間、および企業者集団と労働者集団の間における競争によって保証されるのであり、換言すれば、(1)~(3)式とともに(4)式が成立するまで経済の調整がなされるのである。

さて、分析をさらに進めよう。Kの定義からみて、

$$K = w \tau \quad (5)$$

は明らかである。(5)式を $\tau$ について微分すると、

$$\frac{dK}{d\tau} = \tau \frac{dw}{d\tau} + w \quad (6a)$$

をうる。個別企業者にとっては $dw/d\tau = 0$ であるから、

$$\frac{dK}{d\tau} = w \quad (6b)$$

となる。すなわち、生産期間の延長に必要な資本は賃金に等しい。この場合には、(3a)式は、利率は生産期間の延長の限界生産物をこの延長に要する資本で除したものに等しいということの意味することとなる。(6b)式を(3a)式に代入すると、

$$i = \frac{\frac{dp}{d\tau}}{\frac{dK}{d\tau}} = \frac{dp}{dK} \quad (7)$$

となる。すなわち、個別企業者にとっては最大の利子率は資本の限界生産物に等しい。

(7)式の関連は経済全体については成立しない。経済全体にとっては平均生産期間の延長は労働需要の増加を通じて賃金の上昇をもたらすから、このような延長に必要な資本は(6b)式ではなく(6a)式によって与えられるからである。

$$i = \frac{1}{w} \frac{dp}{d\tau} > \frac{\frac{dp}{d\tau}}{\frac{dK}{d\tau}}, \text{ または } i > \frac{dp}{dK} \quad (8)$$

となる。すなわち、経済全体にとっては、利子率は生産期間の延長の限界生産物をこの延長に要する資本で除したものより大きくまた資本の限界生産物より大きい。

以上が、ベームの資本利子論の骨子である。容易にわかるとおり、そこで決定される利子率は貨幣量とか貸付資金量とかのいわゆる貨幣的要因とは無関係であって、むしろ、与件である生存基本の量、労働者数、および生産性関数 $f$ の形状などによって決定される。ベームの利子論が実物的利子論といわれる所以である。ちなみに、上記の実物的諸要因が利子率に与える影響についてのベーム自身の総括を引用しておこう。

「国民の生存基本が少なければ少ないほど、それにより養うべき労働者の数が大であれば大であるほど、そして生産期間の一層の延長にともなう剰余収益の額が永続的に大であれば大であるほど、利子は国民経済においてますます高いであろう。逆に生存基本が大であれば大であるほど、労働者の数が少なければ少ないほど、そして剰余収益度盛が急速に下降すればするほど、利子はますます低いであろう。」<sup>(5)</sup>

---

(5) Böhm[2], ss. 463-64. ただし、この個所の原文はゲシュペルト体になっている。



## 〔3〕

つぎに、ヴィクセルに進もう。ヴィクセルの資本利子概念および資本利子率決定論は、本質的にはベームのそれと異ならない。ヴィクセルは、その著書『価値・資本および地代』と『国民経済学講義』において資本利子論を展開しており、前者における理論と後者における理論とはかなり異なっているが、資本利子という概念そのものにはなんら相違はないので、ここではベームとの連続性を考慮して前者における理論を考察することとする。

使用される記号は前項の諸記号の他に、以下のものを追加する。 $h = 1$  労働者と結合される土地サービスの数、 $r =$  土地サービス 1 単位の単位期間当り地代、 $B =$  土地サービスの総数（所与）。生産物は 1 種類のみであり、その 1 単位が計算単位として使われるものとする。

まず、生産性関数として

$$p = f(h, \tau) \quad (9)$$

を考える。この式は 1 労働者の単位期間当りの生産物が、その労働者と結合される土地サービスの数と平均生産期間の関数であることを示している。第 2 の生産要素として土地を導入したことが、ヴィクセルのベームとくらべて異なる点である。

利子率は、

$$i = \frac{p - (w + rh)}{\tau (w + rh)} \quad (10)$$

と表わされる。(10) 式の意味での利子率は、利潤ないし収益（生産物から賃金と地代を控除したもの）を所要資本（単位期間当りの賃金と地代の合計に平均生産期間を乗じたもの）で除したものであるから、ベームの場合と同様、利

(6) もっとも大きな相異は、複利法を採用すると平均生産期間が利子率——まさに決定すべきもの——の関数になってしまうので、前者において使用されていた平均生産期間という概念が後者においては放棄されているという点である。

潤率とか収益率とかいった方が一層適切なものである。

賃金と地代が所与の下で、個別企業者は上記利率を最大化しようとする。利率は、(10)式を $\tau$ と $h$ について偏微分したものがゼロになるとき最大になることは、いうまでもない。まず、 $\tau$ について偏微分すると、

$$\frac{\partial i}{\partial \tau} = \frac{\tau(w+rh) \frac{\partial p}{\partial \tau} - [p - (w+rh)](w+rh)}{\tau^2 (w+rh)^2} = 0$$

となる。これより、

$$\frac{\partial p}{\partial \tau} = \frac{1}{\tau} [p - (w+rh)] \quad (11)$$

をうる。(11)式は、 $i$ が最大のとき生産迂回度の増大の限界生産物が単位期間当りの収益に等しくなることを示している。

(10)式を(11)式に代入すると、

$$\frac{\partial p}{\partial i} = i(w+rh), \text{ または } i = \frac{1}{w+rh} \frac{\partial p}{\partial \tau} \quad (11a)$$

となる。(11a)式は、最大の利率が、生産迂回度の増大の限界生産物をその増大に要する資本で除したものに等しくなることを示している。なぜなら、個別企業者にとっては、賃金と地代の合計は平均生産期間の限界の延長に必要な全支出額だからである。したがって、(11a)式は、

$$i = \frac{dp}{dK} \quad (11b)$$

と書きかえることができ、利率が資本の限界生産物に等しくなることを示している。

つぎに、(10)式を $h$ について偏微分してゼロとおくと、

$$\frac{1}{r\tau} \frac{\partial p}{\partial h} = \frac{p}{(w+rh)\tau} \quad (12)$$

をうる。(12)式は、 $i$ が最大のとき、土地の限界生産物をこの最後の1単位の土地に結合される資本で除したものが、(1労働者当りの)投下資本の平均生産物に等しいことを示している。(10)式から $p$ を求め、それを(12)式に代入すると、

$$\frac{\frac{\partial p}{\partial h}}{1+i\tau} = r \quad (12a)$$

をうる。すなわち、割引かれた土地の限界生産物は地代に等しい。

以上の(9)～(12)式により、われわれは個別企業者に関する4つの未知数 $p$ ,  $\tau$ ,  $i$ ,  $h$ を解くことができる。しかし、経済全体については賃金( $w$ )と地代( $r$ )とが未知数となるから、追加的に2つの式が必要となる。追加的数式の第1は、

$$h = \frac{B}{A} \quad (13)$$

であり、均衡においては1労働者と結合される土地サービスの数が、土地サービスの総供給を労働者総数で除したものに等しくなければならないことを示している。追加的数式の第2は、

$$S = (A w + B r) \tau \quad (14)$$

であり、均衡においては生存基本の総額が平均生産期間中に支払われる賃金と地代との合計に等しくなければならないことを示している。以上の(9)～(14)式により、6つの未知数を解くことができ、体系は完結している。

『価値・資本および地代』においてヴィクセルは、さらに進んで、生産物が1種類だけという仮定を放棄してその数を増やしたり、また賃料財(Rentengüter)という概念を導入することにより、生産手段を使わない労働というベーム理論のもつ欠陥を回避することを試みたりしているが、基本的な骨子は以上でついているといてよい。容易にわかるとおり、ヴィクセルの資本利子論はベームのそれと同様に徹底的に実物的であり、この段階では貨幣的要因の入りこむ余地はない。ヴィクセルは、利率率とその他の変数との関係をつぎのよう<sup>(7)</sup>にのべている。すなわち、「大きな資本と比較的小さい労働者数とは、つねに長い生産期間、高い賃金、および低い利率率と結び合わされ——その反対の場合には反対となるであろう。」

(7) Wickcell[6], s. 103. 引用文は、邦訳書のあるものであっても邦訳書のとおりではない。以下同じ。

## 〔4〕

以上のような利子論がベームとヴィクセルの資本利子論の骨子であるとすれば、そこでその決定機構が論じられた資本利子とはどのようなものであろうか、通常の利子との関係はどうか、などといった点が、当然つぎの問題となる。

ベームとヴィクセルの資本利子率は、既述のとおり(2)式および(10)式で定義されている。どちらの式においても、資本利子率は剰余生産物を投下資本額で除した商であると定義されているから、これは第1次的には、利潤率とか収益率とか呼ぶ方が一層適切な概念であると思われる。少なくとも資本利子という言葉に惑わされて通常の利子を連想することは、さしあたり正しくないとい<sup>(8)</sup>ってよい。

この点について、たとえばルッツはつぎのようにのべている。

「ベーム・バヴェルクが問題としている『利子率』は市場利子率ではなく、内部収益率(本源的利子)、すなわち生産過程に拘束された資本により稼得される平均収益率のことである。均衡においては、市場利子率はこの内部収益率を反映する。後者は、もし事業が信用によって金融されるならば債権者に対し市場率で行なわれなければならない利子支払いの源泉である。ただし、信用による金融がなされないときにはそれは企業者の手元に残る。<sup>(9)</sup>」

また、ヴィクセル自身もつぎのようにのべている。

「利子は、実物資本自体の限界的生産性を直接に表現するもの、もしくは、貯えられた労働と土地の限界生産性と経常的な(現在の)労働と土地の限界生産性との開差、もしくは一層正確には、『待忍』の限界生産性であるとみなさ<sup>(10)</sup>れた。」

(8) 「さしあたり」と限定した根拠は、後述によって明らかとなる。

(9) Lutz [4], p. 12. 傍点は、原文がイタリック体であることを示す。以下同じ。

(10) Wicksell [8], Vol. 2, p. 5.

「静態的狀態の下では、財とサービスの交換価値は必然的に不変にとどまるから、翌年の生産のための資本に転換するために労働と土地を購入する人は、彼が自ら支払ったよりも多くの生産物または価値を獲得することをいつもあてにすることができる。この剰余が利子とよばれるものである。かくしてわれわれは、つぎのような定義にいたる。

資本とは、貯えられた労働と貯えられた土地である。利子とは、貯えられた労働と土地の限界生産性と現在の労働と土地の限界生産性<sup>(11)</sup>の間の開差である。」

「貨幣利率が終局的分析においては実物資本に対する需給に依存するということ、あるいはアダム・スミスが、またのちにリカードがのべたように、利率は資本そのものの使用から生まれる利潤によって規制されるのであって、資本の生産物の取引を容易化する金属個片の数量や質によって規制されるのではないということは、十分に承認された原理である。……貨幣自体は生産過程に入らないのであって、アリストテレスが示したように、それ自体はまったく不生産的である。利子を払って貨幣を借りる人は、一般にそれを保有するつもりではなく、最初の適当な機会にそれを財やサービスと交換するつもりである。そしてその人は、財やサービスの生産的使用によってそれらの価格の等価のみならず剰余価値をも獲得できることを期待している。この剰余価値は実物的利率を形成し、彼自身が支払わねばならない貸付利子に多かれ少なかれ対応している。<sup>(12)</sup>」

以上の引用からも明らかなように（さらに同趣旨の文章の引用を続けようと思えば続けられるが）、ベームとヴィクセルのいう資本利子(率)が、たとえ彼らがいればこれを単に利子(率)といているとしても、単なる利子(率)でないことには疑問の余地がない。むしろ、ベームとヴィクセルの利子論についての〔2〕と〔3〕の説明に、上記の諸引用を加味すると、積極的に次のような

(11) Wicksell [8], Vol. 1, pp. 153-54.

(12) Wicksell [8], Vol. 2, pp. 190-91.

結論を導びくことが許されよう。

(1) 資本利子とは、迂回生産に伴なう実物資本の収益性から生ずる剰余価値である。

(2) 個別企業者は、資本利子率（資本利子を投下資本で除したものを）を最大化するように努力するが、資本利子率と資本の限界生産物とが一致するとき、そのような資本利子率が最大となる——(7) および (11b) 式——。

(3) 借入資金に対する利子の支払いは、このような資本利子の中から行なわれる。つまり資本利子が貸付利子の源泉であり、したがって資本利子（率）が貸付利子（率）を規制する。

以上のように考えてくると、ベームとヴィクセルにおける資本利子の概念がかなり明瞭になり、彼らがそれを、「本源的資本利子」(ursprünglicher Kapitalzins) という独特の言葉で表現した理由も理解しうるであろう。

ところで、上述のように資本利子がさしあたり利潤ないし収益であり、資本利子率がさしあたり利潤率ないし収益率であるとみなされうるならば、ベームやヴィクセルの資本利子論は本来は利潤論であって利子論ではないのではないか、彼らの理論を利子論に関する著書において取り扱うのは間違いではないか、という疑問が生じてくるかもしれない。このきわめて正当な疑問に考えるのが、われわれのつぎの課題である。

## { 5 }

ベームやヴィクセルの資本利子論は本来は利潤論なのであって利子論ではないのではないか、という疑問に答えるためには、彼らにおいて、とくにヴィクセルにおいて企業者利潤 (Unternehmergeinn, entrepreneur's profit) という概念が果たしている役割に従来よりもはるかに大きく注目しなければならないと思われる。

よく知られているように、ヴィクセルはその著『金利と物価』と『国民経済学講義』において、自然的利子率(natürliche Zinsrate)と貨幣利子率(Geldzinsrate)という利子率概念を措定し、この2つの利子率の乖離によって物価変動が生ずるという構想を示し、貨幣数量説の動学化を企図した。2つの利子率概念のうち貨幣利子率については、なんら問題はない。それは通常の貸付利子率(Darlehnszinsrate)のことであり、一層具体的には、銀行利子率(Bankzinsrate)のことである。

しかし、もう1つの自然利子率という概念については、ヴィクセル自身が2つの定義を与えたこともあって、従来から議論が多い。ヴィクセルが自然利子率に与えた2つの定義とは、つぎのとおりである。

(1) 実物資本が貨幣の媒介ないし自然の形態のままで貸し付けられるとした場合に、その実物資本に対する需要と供給を一致せしめるような利子率。——この意味での自然利子率は、おもに『金利と物価』において使用されている。<sup>(14)</sup>

(2) 完全雇用所得水準において、貸付資本に対する需要と貯蓄の供給とを一致せしめるような利子率。——この意味での自然利子率は、おもに『国民経済学講義』(第2巻)において使用されている。<sup>(15)</sup>

このように、ヴィクセルは自然利子率という概念に一見してかなり異なった2つの定義を与えたため、2つの定義の相互関係とか、貨幣利子率が自然利子率(上記2つの各々の定義における)に等しいときなぜ物価が安定するといえるか、などといった論点をめぐって多くの論争がある。本稿では、そのような論争に立ち入る意図はないが、ヴィクセルが自然利子率に関して与えた第2の定義は、かなりあいまいなように思われる。第2の定義において、「貸付資本に対する需要」と「貯蓄の供給」との一致とは、さしあたり「投資と貯蓄の一致」といいかえてよいが、その場合の「投資」とか「貯蓄」とかはヴィクセル

(13) たとえば, Wicksell [7], s. 125.

(14) Wicksell [7], s. III (Vorwort) & s. 93.

(15) Wicksell [8], Vol. 2, p. 193 & p. 201.

においてどのように定義されているのか、「投資」には再投資を含み、「貯蓄」には減価償却積立金を含むという意味でのグロスの概念なのか、それともそれらを含まないネットの概念なのか、「投資と貯蓄の一致」は——投資と貯蓄をどのように定義するにしろ——いかにして物価安定を保証するのか、などの問題点があり、いずれについても少なくともヴィクセルは明確な記述を与えていない<sup>(16)</sup>ように思われる。

それにくらべれば、自然利子の第1の定義はかなり明瞭であって、その意味を一層詳しく知るための手がかりも存在している。まず、自然利子はしばしば自然的資本利子 (natürlicher Kapitalzins) ともいわれている。たとえば、つぎの引用文がそれである。

「財貨の価格に対して全く中立的であり、財貨の価格を高めたり、あるいは低下せしめたりする傾向をもっていない貸付利子率は、一般に人が少しも貨幣取引を利用せず、むしろ実物資本が自然形態のまま貸し付けられる場合、需要と供給によって決定せられる利子率と正に同一である。あるいは同一のことに帰するが、自然的資本利子の状態と同一である」<sup>(17)</sup>

では、その自然的資本利子の大きさはどのようにして決定されるかということ、この点については、つぎのような注目すべき記述がある。

(16) もちろんこのことは、第2の定義にそった理論の展開が無意味だというわけではない。それどころか、J. M. ケインズはその『貨幣論』(A Treatise on Money, 2 Vols, 1930)において、投資と貯蓄の乖離→意外の利潤ないし損失の発生→物価変動という論理をもった景気変動論を展開した。これが、ヴィクセルの累積過程の理論を、自然利子率についての第2の定義を使って展開したものであることは、あきらかである。

(17) Wicksell [7], s. 93. 傍点は、この個所の原文がゲシュペルト体であることを示す。自然利子と自然的資本利子とが同義であることを示す文章は、この他にもいくらかでも引用することができる。



「一般的にいえば、その大きさは、生産の収益性、現存の固定および流動資本の量、求職者の数、土地力の供給など、簡単にいえば、相合して当該国民経済の現下の経済状態を構成する無数の事情の総てに依存し、そして利子率の高さは絶えずこれらの事情とともに変動する。<sup>(18)</sup>」

この引用文を〔2〕および〔3〕における記述と照合して読むと、ヴィクセルの自然利子（率）とは実は資本利子（率）そのものに他ならないことがわかるであろう。かくしてわれわれは、自然利子（率）＝自然的資本利子（率）＝資本利子（率）、という解釈にいたるのである。しかも、すでにわれわれが明らかにしたとおり、資本利子（率）とは実は利潤（率）のことであったから、結局のところ、自然利子（率）＝利潤（率）という結論に達せざるをえないことになる。<sup>(19)</sup>

われわれは、実はこの結論の正当性を別の角度からも証明しようのである。既述のように、ヴィクセルの物価変動の累積過程は貨幣利子率と自然利子率の乖離から生ずるのであるが、上記の結論によれば、累積過程は貨幣利子率と利潤率の乖離、より端的には利子率と利潤率の乖離から生ずると換言することができる。そして、そのような乖離が存在するとき、どのようにして累積過程が生ずるのかについて、ヴィクセルはつぎのような説明を与えている。

「さて、しかしながら、自然的資本利子のその時の状態に対応する利子率より、より低いにせよ、より高いにせよ、異なった利子率をもって銀行およびそ

(18) Wicksell [7], ss. 97-98.

(19) この結論は、M. ブローグによっても確認されている。「ヴィクセルが彼の用語法を後悔するようになったという証拠がある。すなわち彼は、自分の理論を英語で表現することを選ぶ場合、『自然利子率』の同義語として、『通常の率』、『正常な率』、および『資本の平均利潤（率）』といった語句を使ったのである。」(M. Blaug [1], p. 562.)ただし、( )内の語は引用者が補ったもの。この書物の邦訳者もこの語を補っている。

の他の貨幣貸付者が貨幣を貸し付ける場合には、当該経済関係の経済的均衡はたしかに事実上崩壊する。前の場合には、不変の物価のもとで、企業者は（資本家を犠牲にして）本来的企業者利潤または企業者賃金以上に特別利潤を獲得し、しかもこの利潤は貸付利子が同一の相対的位置にとどまっているかぎり繰り返される。これによって企業者はたしかにその事業を拡張する刺激を受け、有利な好景気をできるだけ利用しようとする。そして普通よりもより多くの人々が彼らの仲間に加わる。かくして労働サービス、原料および財貨一般に対する需要が増加し、物価は騰貴するにちがいない。

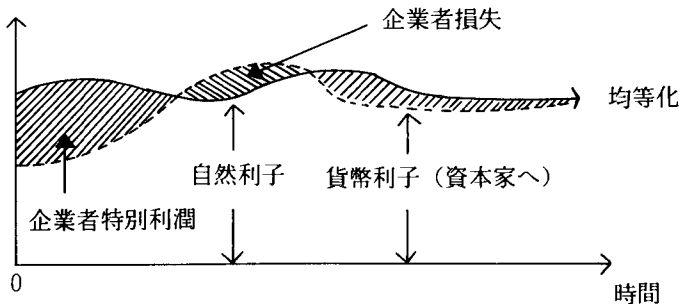
利子率が上昇する場合には、これらの総てのことは反対のことがおこる。すなわち企業者は、不変の物価のもとで、その普通の所得について損失をこうむり、その結果事業をより有利なる部門へ縮小する傾向が生じる。かくして、財貨およびサービスに対する需要は減少し、あるいはつねに供給以下にとどまることとなる。したがって物価は下落する。<sup>(20)</sup>」

やや長くなったが、この引用文によれば、貨幣利子率が自然利子率を下回る時企業者に特別利潤（Extragewinn）が生じ、反対の場合には企業者に損失（Verlust）が生ずることとなっている。逆にいえば、貨幣利子率と自然利子率とが等しいとき企業者の特別利潤ないし損失は消滅し、企業者の手元には「本来的企業者利潤または企業者賃金」(eigentlicher Unternehmensgewinn oder-lohn)が残るのみである。ウィクセルにおいては、この「本来的企業者利潤または企業者賃金」はこの言葉からすでに明らかとなり、企業者活動に対する報酬として労働者の賃金に類似したものとして取り扱われているから、自然利子＝利潤の中には入っていないわけである。しかもウィクセルにあっては、この「本来的企業者利潤または企業者賃金」でさえ、競争を通じてゼロになる傾向がある、とされている。<sup>(21)</sup>

(20) Wicksell[7], s. 97.

(21) 「企業者利潤そのものは、企業者間の競争の結果つねにほぼゼロ、あるいはいか

いずれにしろ、貨幣利率と自然利率が乖離するとき企業者の特別利潤ないし損失が発生し、それが原動力となって累積過程がはじまることとなっている。そして、これも周知のことに属するが、ヴィクセルにおいては累積過程は貨幣利率が自然利率に歩み寄るとい形で、やがて収束することとなっている。したがって、長期的・平均的に貨幣利率の動きを左右するのは自然利率であり、とくに均衡においては両者は一致するわけである。以上のようなヴィクセル利子論の構造を、理解の便のため図示すると、つぎのようになる。



このようなヴィクセルの利子論は、たとえばK. マルクスのそれとくらべると興味深い特色があることがわかって。マルクスの場合、いま地代を無視すると、利潤が企業者利得（機能資本家に帰属）と利子（貸付資本家に帰属）に分化し、したがって、利潤（率）が結局のところ利子（率）の上限を画することとなっている。そしてマルクスの場合、利率と利潤率が次第に歩み寄り、ついに両者が均等化するという考え方はない。機能資本家はあくまでも独立の存

なる場合においてもゼロと大して違ってない、ある小さな額に収斂する。」

(Wicksell [7], ss. 124-25.)

「原理上、われわれは厳密な意味でのいわゆる企業者利潤を考慮に入れず、むしろ、企業者間に完全かつ自由な競争を許すに十分なほど生産の分野が広いかがり、それはゼロになる傾向があるであろう、と仮定した。」(Wicksell[8], Vol.2, p. 5.)

在として存在しつづけ、したがって企業者利得もあくまでも存在しつづける。これに対してヴィクセルにあっては、競争が行き尽した均衡状態においては、企業者特別利潤（または損失）はもちろんのこと、企業者活動に対する報酬とみなされている通常の企業者利潤でさえ消滅する。後者が消滅するということは、企業者——J. シュムペーターのいわゆる革新者としての企業者——が個人としても集団としても存在しなくなるということであり、換言すれば、くり返し同じ技術で同じ財とサービスを生産しつづける静態経済——ここでは企業者は不要である——へ経済が次第に接近すると考えている、と解釈されよう。そのような静態経済では、通常の企業者利潤は存在せず、かつ貨幣利子率＝自然利子率であるから、利子率のもっぱら実物的諸要因によって決まるのであり、貨幣的諸要因の入り込む余地はないわけである。

このように考えてくると、ヴィクセル（そしてベーム）の資本利子論は本来は利潤論であって、通常の利子論とは無関係ではないかという、本節冒頭の疑問に対しては、つぎのように答えうるであろう。すなわち、ヴィクセルにおいては、貨幣利子率ないし貸付利子率が長期的・平均的には自然利子率ないし資本利子率（＝利潤率）に一致する傾向があるとみなされているから、その限りにおいてその資本利子論はやはり利子論でもある、と。

## 〔6〕

ヴィクセル利子論の基本構造が以上のようなものであるとすれば、われわれはそのような利子論に対してどのような問題点を指摘しうるであろうか。以下もっとも基本的な点のみ指摘しておくこととする。

（1）ヴィクセルの資本利子論は、たしかに利子論ではないとはいえないが、それは、われわれが利子論に対して端的に抱くイメージとはかなり異なっていることは否めない。ヴィクセルの資本利子論は、われわれが日常的にその存在

を知覚しているような利子率（たとえば貸付利子率）ではなくて、均衡状態において成立するような利子率（ヴィクセルはこれを正常利子率 (normale Zinsrate) とよんだ<sup>(22)</sup>）、同じことであるが、通常の利子率がそれに向って無限に接近し、収束していくような利子率、であった。通常の利子率がそれに向って収束していく水準を考えておくことは、あながち無駄なことではないであろう。しかし、それだけで利子論が終ってしまったのでは片手落ちといわねばならない。われわれは、一定の条件の下で利子率が収束していく水準に関する理論とともに、日々の利子率の水準を規定する諸要因に関する理論を——利子論というからにはむしろこの理論をこそ——必要としているはずであろう。

もちろん、この後者の理論がヴィクセルにまったく欠如しているというわけではない。累積過程を惹起する貨幣利子率の自然利子率からの乖離において、銀行信用という貨幣的要因が決定的な役割を果たすことが強調されており、さらに一般的に貨幣制度の弾力性の大きさが二つの利子率の乖離の幅と持続期間、したがってまた物価変動の激しさと持続期間を規定することが、正当にも注目されている。ヴィクセル利子論のこの部分は、いわゆる貨幣的利子論の部分であり、それが、実物的利子論としての資本利子論（＝自然利子論）と一体をなしているところに、ヴィクセル利子論の魅力が存在しているといつてよいのである。

しかし、それにもかかわらずヴィクセルの貨幣的利子論の部分はきわめて弱く思われる。それは、いわゆる貸付資金説の類型に入る理論となっているが、たとえば貸付資金の需要としてどのような項目があり、貸付資金の供給としてどのような源泉があるかさえ、立入った検討がなされていない。ヴィクセル以後に展開をみた貸付資金説によって、この部分は補充される必要があろう。

(2) ヴィクセルにおいては企業者利潤は二種類あり、1つは通常の企業者

(22) Wicksell [7], s. 111. Wicksell [8], Vol. 2, pp. 192-208.

利潤であり、もう1つは企業者特別利潤であった。そして、前者は企業者の活動に対する報酬として賃金類似のものと考えられ、生産過程で生まれる総利潤から差し引かれ、残りが資本利子といわれる。この資本利子が資本家に帰属する貨幣利子と比較され、前者が後者より大なるとき企業者の手元に特別利潤が残り、前者が後者より小なるとき企業者に損失が発生するということになり、両者が等しいとき均衡状態であるといわれる。

しかしながら、われわれには、このようなヴィクセル的構図よりも、総利潤が企業者利潤（通常の）と利子の和であると考え、そのような総利潤の投下資本に対する比率として利潤率を定義し、これと利子率との大小関係を考える構図の方がより適切ではないかと思われる。この場合には、利子の源泉は利潤であり、また利潤率が利子率の上限を画する、という関係が明瞭になる。例外的場合を除けば、利潤は資本家に帰属する利子より大きく、残りは機能資本家たる企業者に帰属する企業者利潤となる。

このような定義を採用しても、ヴィクセルの場合には企業者利潤は競争のために消滅するから、究極的には利子率＝利潤率となるが、われわれにはこれは現実的とは思われない。なぜなら、現実には企業者は個人としても集団としても存在し続け、したがって企業者利潤も決して消滅しないからである。ヴィクセルのように利子率が次第に利潤率に収束していくと考えるのではなく、利潤率が利子率の上限を画するが、後者が前者に収束する傾向はない、というように考えるのが適切であろう。

(3) 最後に、利子率に影響を与える貨幣的要因と実物的要因の関係はどうか。ヴィクセルにおいては、自然利子率＝資本利子率という解釈に立つかぎり、実物的要因——資本量、労働者数、生産性関数の形状など——が自然利子率を決定し、貨幣的要因が貨幣利子率を決定する、という関係になっている<sup>(23)</sup>。

(23) ただし、完全雇用所得水準において貯蓄と投資を一致せしめる利子率が自然利子率であるという解釈に立つと、自然利子率もかなり貨幣的な概念となる。

そしてヴィクセルにおいては、貨幣利子率はたえず自然利子率の方へ引き寄せられるのであるから、長期的・趨勢的には実物的要因が支配的であり、短期的・循環的には貨幣的要因がより重要である、という関係にあるものと解される。

このような考え方は、きわめて示唆的であるといわねばならない。自然利子率とは利潤率のことであり、かつその意味における自然利子率が貨幣利子率の上限を画する、というわれわれの考え方にこれを適用すれば、ゼロから利潤率の高さまでの幅をもつ利子率の変動可能領域<sup>(24)</sup>そのものは主として実物的要因によって決定され、そのような変動可能領域のどこに現実の利子率が位置するかは、主として貨幣的要因によって決定されるという構図が、うかびあがってくるのである。資金の需要・供給量などの貨幣的要因のみが利子率を決定するのであれば、たとえば通貨当局はいかなる高さでも利子率を動かさうるわけであるが、現実にはもちろんそうではない。反対に、実物的要因といわれるもののみによって利子率が決定されるわけでもない。現実には貨幣的要因と実物的要因が、ともに利子率の決定と変動に一役買っているわけであり、それぞれの役割をどう位置づけるかが問題の焦点である。その場合に、前記のような構図は1つの手がかりを提供するものと期待される。

もちろん、相互依存的経済体系の中では前記のような二分法的色彩の濃い考え方は、G. ミュルダールもいうように厳密には正しくないし、貨幣的要因とか実物的要因としてなにを考へるかといった点についても、なお検討しなければならない。しかし、今日の精緻な利子理論がかえって問題をいたずらに複雑化している現状では、むしろ上記のような簡明な構図が求められていることも否定できないのである。

---

(24) 名目利子率から物価上昇率を引いてえられる実質利子率という概念を導入すれば、そのような実質利子率はマイナスになりうるが、このようなI. フィッシャーの問題にはここでは立ち入らない。

## 参 照 文 献

- [1] Blaug M., *Economic Theory in Retrospect*, Richard D. Irwin, 1962.  
関恒義・浅野栄一・宮崎犀一訳『経済理論の歴史』(下巻), 東洋経済新報社,  
1968.
- [2] Böhm-Bawerk, E. V., *Positive Theorie des Kapitals*, Vierte Auflage,  
Gustav Fischer, 1921.
- [3] Conard, J. W., *Introduction to the Theory of Interest*, Univ. of  
California Press, 1959.
- [4] Lutz, F. A., *The Theory of Interest*, D. Reidel, 1967.
- [5] Myrdal, G., *Monetary Equilibrium*, 1939, Reprints of Economic  
Classics, Kelly, 1965. 傍島省三訳『貨幣的均衡論』実業之日本社, 1943.
- [6] Wicksell, K., *Über Wert, Kapital und Rente*, Neudruck der Ausgabe  
1893, Scientia, 1969. 北野態喜男訳『価値・資本および地代』日本評論社,  
1937.
- [7] ———, *Geldzins und Güterpreise*, Neudruck der Ausgabe 1898.  
Scientia, 1968. 豊崎稔訳『金利と物価』高陽書院1937. 北野態喜男・服部  
新一訳『利子と物価』日本評論社, 1939.
- [8] ———, *Lectures on Political Economy*, 2 vols, George Routledge,  
1934. 堀経夫・三谷友吉訳『国民経済学講義』高院書院, 1939.
- [9] 一谷藤一郎『現代利子論の展開』有斐閣, 1963.
- [10] 内橋吉郎『利子理論』有斐閣, 1968.
- [11] 安田充『利子の理論』有斐閣, 1960.
- [12] J. マルシャル, J. ルカイヨン著, 菱山泉訳『貨幣的分析の基礎』ミネルヴァ  
書房, 1978.





# ユーロ・ダラー市場に関する一研究

石 垣 健 一

## 第一章 ユーロ・ダラー市場の生成と発展

### 第一節 ユーロ・ダラー市場の定義

P・アインツィヒによれば、ユーロ・ダラー預金は歴史上最初の外貨建て預金ではない。古くは中世の定期市での取引のために外貨建て預金を使用された。組織的な外貨取引としては1920年代にベルリンとウィーンにポンドとドルの「スワップ・アンド・デポジット (swap and deposit)」取引の市場があった。しかしこれらの先駆的事例の存在は現在のユーロ・カレンシー市場やユーロ・ダラー市場の経済的意義をいささかも減ずるものではない。市場の深さ、広さ、弾性においてこれほどの国際金融市場はかつて存在したことはないし、この金融市場の動きは世界各国の金融経済情勢に重大な影響を与える。これに対して前述のベルリンとウィーンにおける「スワップ・アンド・デポジット」取引は、当該国ドイツとオーストリアの通貨・金融情勢に影響を与えたであろうが、二国以外の諸国に影響を与えることはなかったし、その取引に用いられたドルやポンド自身に相当な影響を与えたとは思われない。<sup>(1)</sup>

しからは、ユーロ・ダラー市場あるいはユーロ・カレンシー市場とは一体いかなる市場であるのか。実際にはこの質問に対する解答こそがこの小論の一つの主題であり、この論文全体を通じて解答されるべき問題なのであるが、われわれはまず簡単な、それゆえやや平面的すぎるかもしれない定義から出発する。ユーロ・カレンシー市場の概念はユーロ・ダラー市場のそれよりも広いので、

(1) P. Einzig. [11] chap 1参照。

まず前者の定義を行なう。ユーロ・カレンシーとは当該通貨発行国以外の地域に所在するユーロ銀行（当該通貨発行国の金融機関の海外支店を含む<sup>(2)</sup>）が創造する当該外貨建て預金の総称であり、したがってユーロ・カレンシー市場とはそのような各種外貨建て預金を利用した貸借市場の総体であると定義する。この定義を援用すれば、ユーロ・ダラーとは米国以外に所在する米銀海外支店を含むユーロ銀行が発行するドル建て預金を云い、ユーロ・ダラー市場とはこのようなドル建て預金を利用した貸借市場を指す。以上の定義からも類推されるように、ユーロ・ダラーの他にユーロ・マルク、ユーロ・スターリング、ユーロ・フラン、ユーロ・スイスフラン、ユーロ・円などの市場が存在し、これらの市場を総称してユーロ・カレンシー市場と呼ぶ。各ユーロ・カレンシーの規模は、第二章の第1表に示されているとおりであるが、ユーロ・ダラー市場は1977年で市場全体の約7割を占めており、ユーロ・カレンシー市場の中心的市場である。

ただし、このような定義には言及すべき問題がいくつかある。第一には、「ユーロ」という用語の意味である。「ユーロ」そのものの意味はヨーロッパという特定地域を指すものであるから、「ユーロ・ダラー市場」とはヨーロッパ地域に所在するユーロ銀行発行のドル建て預金取引市場ということになる。事実このような厳密な意味でユーロ・ダラー市場を定義すべきであるとする論者もいるが、<sup>(3)</sup>通常はヨーロッパ地域を含めた米国以外の地域という形で定義されており、特にヨーロッパ地域に限定した使い方はされていない。歴史的にみて、このような預金取引が最初に行なわれたのはロンドンを中心とするヨーロッパ地域であり、その後の発展もヨーロッパ地域を中心になされてきたので、「ユーロ」という用語が使用されてきたのである。しかし近年ではヨーロッパ地域以外に

(2) ユーロ銀行とは外貨建て預金・貸付業務を行なう金融機関を指す。またユーロ銀行システムとはそれらの金融機関の総体を指す。

(3) 例えば、F. Machlup, [31]。

もカリブ海地域、中近東地域、アジア地域、カナダ地域などの世界各地でドル建てないし外貨建て預金が活発に取引されている。またユーロ・ダラー市場やユーロ・カレンシー市場の理論的分析という観点に立てば、「ユーロ」をヨーロッパ地域に限定する必要はない。これらの市場はヨーロッパ地域はもちろんその他世界各地の市場から構成されている文字通り国際金融市場であり、あえて言えば、「ユーロ」は「国際的」あるいは「世界的」という意味で使用されるべき性質のものであろう。

検討すべき第二の点は取引対象となる資金の満期に関するものである。後述するようにユーロ・ダラー取引は最初、ロンドンの銀行による貿易金融に関連する取引として開始されたわけであり、それはもっぱら短期資金の貸借取引であった。したがってユーロ・ダラー市場を特徴づける基本的な一つの性格は、それが短期の資金貸借市場であるということであった。例えば、A. K. スボボダ (Alexander K. Swoboda) はユーロ・カレンシー市場での営業上の三つの特徴として、(1)市場で営業を行なう機関は居住国通貨以外の通貨表示の請求権を獲得し、債務を発行すること、(2)その資産と負債は通常短期的性格のものであること、(3)すべての取引は銀行の仲介を含むものであること、を挙げ、その市場での取引の短期性に注目している<sup>(4)</sup>。E. W. クレンデニング (E. Wayne Clendening) もまた「ユーロ・ダラー市場とは米ドル表示の短期資金を取扱う国際市場である」と定義し、その市場の短期的性格を強調している<sup>(5)</sup>。しかし第二章の検討から判明するように、ユーロ・カレンシー市場の満期構成は短期ものが依然として主要部分をしめているとはいえ、長期的性格のもの、特にユーロ銀行の債権における長期ものは無視できないほどの大きさであり、しかもそのウェイトが大きくなる傾向をもっている。なかでも重要な経済的意味を持つと思われる対非銀行部門債権に占める長期ものの割合は約6割で短期ものを上回っており、今後とも発展途上国向けの開発融資等の長期資金への需要の拡

(4) A. K. Swoboda, [41] p. 1.

(5) E. W. Clendening, [7] p. 1.

大が予想されることからしてその割合は高まると考えられる（第7表参照）。したがってわれわれはユーロ・カレンシー市場ないしユーロ・ダラー市場の定義にあたって資産の長・短期的性格の特定化をあえて行なわなかった。

言及されるべき第三の点は「ユーロ・カレンシー市場」と「ユーロ・ボンド市場」との関連および前者内部での市場構成についてである。両市場間の関連についての重要な点は、前者が短期資金市場であるのに対して後者は長期資金市場であると考えられていたことである。しかし前者における資金貸借の長期化はこの区分を不明確にしつつある。したがって取扱い資金の長・短期による両市場の特徴化よりもむしろ、資金の流通形態による区分、すなわち間接金融方式と直接金融方式に対応する区分として両市場を特徴づける方がより妥当であろう。ユーロ・ボンド市場は、他の債券市場がそうであるように、最終的資金需要者(主として企業および政府公共団体)発行の本源的証券の市場であり、そこでは基本的に金融機関は引受け機関あるいはブローカーとして機能する。これに対してユーロ・カレンシー市場においてはユーロ銀行は最終的資金供給者と最終的資金需要者との間に金融仲介機関として介在し、前者にはユーロ預金という自行発行の債務を提供し、後者からは債権を獲得する。すなわちユーロ銀行は自からの意志決定に基づき資金の調達と運用を行なう。この市場にあってはユーロ銀行は二重の意味で主要な経済主体である。ユーロ銀行は、ユーロ・カレンシー市場での最終的資金供給者から最終的資金需要者への資金の流れの過程で、金融仲介者としての機能を果たす一方、銀行間での貸借取引を積極的に行なう。このユーロ銀行間取引は一度だけでなくしばしば一連の銀行間取引を伴うため、銀行間の債権・債務額を巨大ならしめ、量的観点から言えばそれはユーロ・カレンシー市場の主要部分を構成する。ユーロ銀行は一方では非銀行部門と貸借取引を行ない、他方ではユーロ銀行間で資金の運用を行なう。したがってユーロ・カレンシー市場はユーロ銀行と非銀行部門との貸借市場とユーロ銀行間の貸借市場（日本におけるコール市場、米国におけるフェデラル・

ファンド・マーケットに対応する)の合成市場なのである。

以上の検討から判明するように、より詳細に言えば、ユーロ・カレンシー市場(ユーロ・ダラー市場)とは銀行間取引市場と対非銀行取引市場の両市場から構成され、当該通貨発行国(米国)以外に所在するユーロ銀行発行の外貨建て(ドル建て)預金・貸付を取り扱う国際金融市場であると定義される。この市場においてユーロ銀行は最終的貸手から最終的借手への資金の流れを仲介すると同時に銀行間取引の当事者としてきわめて重要な役割を果たす。

## 第二節 ユーロ・ダラー市場の生成・発展の歴史的背景

この節では、ユーロ・カレンシー市場、なかでもその中心的市場であるユーロ・ダラー市場の生成・発展をもたらした歴史的・経済的背景について検討を行なう。

ユーロ・ダラー市場の生成・発展の最初の重要な契機は1957年のポンド危機にともなう英国金融当局による金融引締めであった。従来、ロンドンのシティは国際金融の中心地としてポンド・スターリングを使用して各種の金融業務を行ってきたが、1957年のポド危機に際して英国金融当局は公定歩合を非常事態を示す7%へ引き上げると同時に、非スターリング諸国間の貿易金融にポンドを使用することを制限した。このような規制に対抗して英国の金融機関とくに英国の海外銀行とマーチャント・バンクはドル建て預金の受入れ・ドル建て貸付の供与によって営業活動の活路をみいだそうとした。

ポンド危機の数ヶ月後にとられた西欧主要諸国による非居住者勘定に関する通貨の対外交換性の回復と為替管理の緩和がユーロ・ダラー取引の活発化をさらに促進した。この措置によって、ドルと他通貨との交換が容易となり、資金の移動が活発化された。民間保有のドル資金は外国為替当局へ強制的に集中される必要がなくなり、他通貨と米ドルとのスワップ取引が保証された。

さらに1950年代末の全般的状況として存在した西欧主要国の戦後復興に伴な

う米国国際収支の赤字と西欧主要国における金融引締政策もまたユーロ・ダラー市場の生成・発展に寄与した。前者は一方では西欧主要国のユーロ・ダラー保有残高の増加を可能ならしめることによって、他方では主要国通貨の交換性回復と為替管理の緩和を促進することによってその発展を促した。<sup>(6)</sup> 後者はそれによる国内信用の涸渇に対する抜け道としての海外ドル資金の取り入れの契機を銀行や企業に与えることによってその発展に寄与した。

ユーロ・ダラー市場の発展に寄与した別の重要な要因は米国当局による銀行に対する各種規制である。とくにレギュレーションQによる金利規制とレギュレーションDによる必要準備率規制は、米国商業銀行の競争者としてのユーロ銀行に競争上の優位性を与えた。米国商業銀行は、レギュレーションQによって満期30日未満の要求払預金への利子支払い禁止と30日以上預金に対する利子支払いの最高限度の設定がなされる一方、レギュレーションDに基づいて各種預金およびその規模に従って一定の預金準備率を課されている。<sup>(7)</sup> これに対して西欧の金融当局は、非常事態を除いては、ユーロ銀行に金利規制や準備率規制を課してはいない。ユーロ銀行は、このような条件のもとで、米国商業銀行の預金金利よりも高い金利を、またその貸付金利よりもより低い金利を顧客に提供することによってその預金と貸付を拡大していった。

米国政府による別の規制、資本流出規制もまたユーロ・ダラー市場の発展に

(6) ただしこの指摘は米国国際収支の赤字がユーロ・ダラー市場の発展のための基本的条件であるということの意味するものではない。当該国の国際収支赤字がユーロ・ダラー市場にかぎらずユーロ・カレンシー市場の発展のための基本的条件ではないことは、国際収支黒字を永年続けてきた西ドイツのマルクが主要なユーロ・カレンシーの一つになっている事実によって証明される。

(7) 現在では1口10万ドル以上の金利規制は廃止されている。なお米銀は海外支店からの借入金や名国銀行からの借入金についても一定の準備率が課されている(レギュレーションMおよびレギュレーションD)。

寄与した。1958年以來の引き続き国際収支赤字を改善するために、米国政府は1963年利子平衡税を導入した。この利子平衡税は最初外国証券に対する米国の長期投資、後には銀行による海外への長期貸付を含めた海外投融資を抑制するために導入された。この規制は国外の資金調達者をして米国内のドル資金の獲得のためにはいままで以上のより高い金利支払いを必要とさせたためにユーロ・ダラー市場の利用を促す結果をもたらした。<sup>(8)</sup>さらに1965年の銀行および1968年の米国企業の対外直接投資規制はこの傾向に拍車をかけた。これらの諸規制は他国の企業のみならず海外で営業活動を行なう米国企業や多国籍企業のユーロ・ダラー市場への参加を促進した。<sup>(9)</sup>

ユーロ・ダラー市場の生成・発展をもたらしたこのような一連の諸要因に加えて、ユーロ・ダラー市場をとりまく世界経済情勢もまたその生成・発展を促したと言わねばならない。西欧・日本の経済復興およびその後の成長、戦後独立した発展途上国の経済建設の進展、およびそれに伴う世界貿易の成長・発展は取引資金需要を増大させた。他方、戦後の国際通貨体制は固定為替制度と金・ドルを基軸とするいわゆるIMF体制であったが、IMF自身はその名称が示すように基金にしかすぎず、それ自身としては世界経済の発展に必要とされる流動性の供給を十分には行ない得なかった。その供給は主として米国による米ドルの供給に依らざるを得なかった。すなわち米国を除く世界各国は全体としてその経済成長に必要とされる資金を(1)財・サービスによる経常収支黒字(2)IMFを中心とする国際機関からの借入れ、(3)米国金融市場からの借入れ、の三者から調達せざるを得なかった。しかし(1)に関しては経

(8) この利子平衡税は本来米国の外国証券購入者に対して課されるものであるが、その負担は実質的には外国の証券発行者に転嫁されるためその分だけ資金調達コストが高くなる。

(9) なお利子平衡税、対外投融資自主規制および対外直接投資規制は1974年に、廃止された。



常収支黒字の国は特定の少数の先進国に限られており、大部分の国は慢性的な赤字に悩まされていた。また(2)の径路についてはIMF等からの一定額以上の借入れは各種の制約のもとに置かれていた。(3)の米国の金融市場からの借入れは、ニューヨークの金融市場がロンドン金融市場ほどには国際金融業務の経験や金融上の技術を有していなかったのに加えて、すでに指摘したような米国当局による各種規制によって大きな制約が加えられていた。かくしてユーロ・ダラー市場は、世界経済の発展に基づく国際取引資金の需要拡大とその需要を満足させるべき供給力の不足によってその生成・発展の基礎を与えられたのである。

ユーロ・ダラー市場の生成・発展については以下のように要約できる。戦後の世界経済の発展と国際金融体制の態様によって生み出された国際取引資金の需要に比しての供給の不足という基本的状況の下で、英国を中心とする西欧諸国および米国が採用した諸々の金融措置—ポンドの貿易金融使用に対する制限、非居住者勘定に関する西欧主要通貨の交換性の回復と為替管理の緩和、米国の国際収支赤字にもとづく資本流出規制と金利規制およびその対極をなすユーロ・ダラー市場への西欧諸国の非規制は、ユーロ銀行をしてドル建て預金の創造およびそれに基づくドル建て貸付の供与をなさしめることによってユーロ・ダラー市場を生成・発展させ、増大するドル資金需用に対応する供給を可能ならしめたのである。

### 第三節 ユーロ・ダラー市場の生成・発展の理論的意味

われわれは前節でユーロ・ダラー市場の生成・発展の背景を歴史的な経済状況および各国政府の金融措置を通して検討してきたが、この節ではこれらの一連の動きの基礎にある基本的に重要と思われる理論的問題について考察を行なう。その基本的問題とは、第一に、ユーロ・カレンシーのなかでユーロ・マルクやユーロ・スターリングではなく、とくにユーロ・ダラーがなぜ主要な外貨

建て預金になりえたのかという問題である。数多くの外貨建て預金のなかでとくにドル建て預金を選らばれたことの理論的意味が問われねばならない。第二の基本的問題は、米国以外に所在する金融機関をしてドル建て預金の発行とドル建て貸付の供与をなさしめた基本的要因は何であったかという問題である。この二つの問題を基本的に重要であるとみなすのは、前者はユーロ・ダラーの需要者側の資産選択にかかわる基本的問題であり、後者はユーロ・ダラーの供給者側の行動の基礎を明らかにすることになると考えるからである。そしてまたこの二つの問題の解明はユーロ・カレンシー市場でのユーロ・ダラー市場の支配性を説明する理論的根拠を与えてくれると思われるからである。

われわれはこの二つの問題を A. K. スボボダの分析に従って検討する。<sup>(10)</sup> 伝統的な外国為替理論によれば、投資家は名国通貨表示の資産の危降を除いた収益が国内通貨表示のそれよりも大きいとき前者を保有しようとする。しかしこの理論は、もし二つの資産の危険や利子率が等しく、現行為替相場の維持について絶対の信頼が置かれている場合でも、なぜ投資家は例えばリラ表示の資産よりもドル表示の資産を選択するのかを説明できない。すなわち伝統的理論は通貨表示それ自身の理由でもって特定通貨が選択され、投資家や公的機関が過去ポンド・スターリング表示の、現在ではドル表示の資産を選好してきたという事実やユーロ・カレンシー市場のなかでなぜユーロ・ダラー市場が支配的地位を占めてきたのかということを説明できない。彼によれば、これはその理論が富保有者者のポートフォリオ選択を資産のリスクと収益によってのみ説明し通貨表示のもつ経済的意味を見過ごしていたからである。

彼は取引通貨のもつ理論的意味を検討することによって第一の問題を明らかにする。この問題はつぎの三つの問題に分割できる。(イ) 人びとはなぜ外国通貨表示の資産・負債を保有しようとするのか。(ロ) 多くの利用可能な外国通貨のなかから人びとはなぜ少数の通貨を取引通貨 (vehicle currency) として

(10) A. K. Swoboda, [41].

選ぶのか。(ハ)その取引通貨としてなぜドルが選ばれたのか。

W. ボーモル(William Baumol)による「貨幣需要の在庫理論」を応用して(イ)のなぜ外国通貨を人びとが保有するのかが説明される。計画期間中にMだけの外貨支払いを行なわなければならない輸入業者を考える。輸入業者はこの支払資金Mを無利子の外国通貨と利付きの国内資産へ費用最小の原則に従って振り分けねばならない。但し為替相場は固定されているものとする。いま $r$ :国内債券の利子率, $a$ :国内債券から外国通貨への転換コスト, $S$ :一回当たり等額の転換額, $C$ :外国通貨保有コスト, $F$ :平均外国通貨残高( $=\frac{S}{2}$ )とする。問題は外国通貨保有コストを最小ならしめるような最適な $S^*$ ,したがって $F^*$ を求めることである。

$$C = \frac{aM}{S} + \frac{rS}{2} \quad (1)$$

費用最小化の条件は(2)式で与えられる。

$$\frac{dC}{dS} = \frac{-aM}{S^2} + \frac{r}{2} = 0 \quad (2)$$

したがって求める $F^*$ は(3)式で与えられる。 $a > 0$ ならば,

$$F^* = \frac{S^*}{2} = \sqrt{\frac{aM}{2r}} > 0 \quad (3)$$

以上からたとえ外国通貨は無利子であっても、転換コストが正であるかぎり、正の外国通貨保有が存在することが明らかになった。

つぎに(ロ)の問題の検討に進もう。この問題は多数の国と貿易している貿易業者は取引先国の通貨をすべて保有するのが合理的なのか、それとも少数の特定国通貨すなわち取引通貨に集中するのが合理的なのかという問題である。スボボダの分析に従ってつぎのようなモデルを検討しよう。 $n$ カ国と取引を行っている輸入業者を考える。彼はそれぞれの国の業者に対して $M_1, M_2, \dots, M_n$ の支払いを行なわねばならないとしよう。資産転換のコストはすべての通貨について同一で、一回の転換コストに $a$ だけのコストがかかる。いま彼は $n$ カ国通貨を保有するとすれば、(イ)の分析から得られたように、彼は $n$ の異なっ

た最適外国通貨残高,  $F_1^*$ ,  $F_2^*$ …… $F_n^*$  を, したがって総計として,

$$\sum_{i=1}^n F_i^* = \sum_{i=1}^n \sqrt{\frac{aM_i}{2r}} \quad i = 1, 2, \dots, n \quad (4)$$

の最適外国通貨残高を保有することになる。ただしその残高は固定された為替レートを乗ずることによって単一通貨表示されている。そこでもしすべての外国取引は単一通貨で決済されるとし,  $\sum_{i=1}^n M_i = \bar{M}$  とすれば輸出業者の最適外国通貨残高は (5) 式で与えられる。

$$\bar{F}^* = \sqrt{\frac{a\bar{M}}{2r}} \quad (5)$$

単一通貨使用による現金残高の節約は (4) 式から (5) 式を差し引くことによって得られる。いま単純化の仮定を置いて  $M_1 = M_2 = \dots = M_i = \dots = M_n$  とすれば (6) 式が得られる。

$$\left( \sum_{i=1}^n F_i^* \right) - \bar{F}^* = (n - \sqrt{n}) \sqrt{\frac{aM_i}{2r}} = (n - \sqrt{n}) F_i^* > 0 \quad (6)$$

(6) 式はそれぞれの外国への支払いの流れを単一の通貨で表示し, 決済を行なうこと一取引通貨制度 (vehicle currency system) によって得られる正の経済性を示している。より正確に言えば, (6) 式で得られた現金残高の節約分に国内利率を乗じたものに等しいだけの利子所得の増加をこの輸入業者は獲得できる。すなわち取引通貨の使用から生ずる経済的利得の存在が明らかにされた。

しからばどのような通貨が取引通貨となり得るのであろうか (イ) の問題)。それは一部分歴史的事情によるであろうが, 一部分は一般化可能な要因によって説明できる。スボボダは通貨が国際取引通貨となるための一般化可能な要因としてつぎの三点を挙げる。

(1) 資産転換コストが相対的に低いこと。この転換コストはある特定資産に対する市場規模に逆比例するであろう。そしてこの市場規模は財・サービス

および資本の対外取引規模および国際収支の構造に依存するであろう。

(2) 当該通貨発行国の金融市場が深さ、広さ、および弾性を有していること。このような市場は、そうでない市場に比してキャピタル・ロスの危険が相対的に小さいと考えられている。なぜなら、第一に、特定の経済単位の行動の価格への影響が小さいこと、第二には一定の外生的攪乱の価格変化への影響が相対的に安定していること。戦後の固定為替制度の下で、各国通貨は平価の上下1% (主要国では0.75%) の変動幅をもって金あるいはドルに釘付けされていた。ドルで測られた各国通貨の為替相場の最大可能変動幅は2% (1.5%) であるのに対して、非ドル通貨で測られた非ドル通貨の為替相場の最大可能変動幅は4% (3%) であった。すなわちドルから非ドル通貨への転換あるいはその逆の転換は、非ドル通貨から非ドル通貨への転換に比べてありうべき危険をより小さなものとした。

このような諸要因をもっともよく満している通貨は戦後においては疑いもなくドルである。ドルが計算単位および支払手段たる国際取引通貨として使用されてきたのはまさにこの理由によっている。そして国際取引通貨としてのこのようなドルの性格は、価値貯蔵手段としてのドル表示資産にも引きつがれる。すなわち、この資産は他の通貨表示資産よりもより低い資産転換コスト、より高い利子収入、より小さなキャピタル・ロスの危険、より広範な購買力をもつ富貯蔵手段を体現した価値貯蔵手段となる。ユーロ・カレンシーのなかでとくにドル建て預金が選好されてきたのは基本的にまさにこのような国際取引通貨としてのドルの地位によっているのである。すなわち「ユーロ・カレンシー市場におけるドルの支配性は国際金融取引における最も重要な取引通貨としてのドルの役割から生ずる通貨選好に帰着せしめられる」のである。

以上の議論はユーロ・ダラーの需要者側の要因についてのそれであったが、ここでユーロ銀行をしてユーロ・ダラーの供与をなさしめる基本的要因は何で

(11) A. K. Swoboda, [41] p. 20.

あるかという第二の問題について検討しよう。スボボダによれば、取引通貨発行国は、その発行によって非発行国には得られない経済的利得を獲得できる。第一に、発行国の居住者は、貿易取引にあたって外国通貨保有の必要がないために国内通貨から外国通貨への転換コストや為替リスクの負担を免ぬられる。第二に、より重要な利得であるが、R. マンデル (Robert Mundel) の言う「シーニュレッジ (Seigniorage)」からの利得—当該通貨の公的機関による国際準備としての保有から生ずる利得—を取引通貨発行国は獲得できる。しかし、スボボダによればこの取引通貨発行による利得は当該国政府のみならずその発行国銀行制度にも帰属する。銀行サービスの生産が費用逦増の条件のもとで行なわれ、その当該国銀行制度が取引通貨表示の貨幣的資産の独占的発行権を有しているならば、限界内銀行はもしそうでなかったならば得られなかったであろう利得を獲得できる。すでに指摘したごとく富保有者はリスクと収益の他に取引通貨表示からもたらされる利得を考慮して行動するために、他の条件 (リスクと収益) にして等しければ取引通貨表示資産により大きな需要を示すであろう。その独占的発行権を有する当該国の銀行制度は取引通貨表示資産に対するこの特別な選好から生ずる利得、スボボダの言う「取引通貨表示料 (denomination rents)」を独占することができる。なぜならその資産が取引通貨表示であるために銀行に対する資金供給者はより低い利子率でも、また銀行に対する資金需要者はより高い利子率でもその資産負債を受入れるであろうからである。国際取引通貨たるドル発行国の米国商業銀行制度は、このドル表示資産・負債の独占的発行によってより高い貸付利子率とより低い預金利子率の差額からの独占利潤の獲得をなしてきたのである。そしてユーロ・ダラー預金の創造はまさにこの独占的利潤の再分配を求めるユーロ銀行の創意・工夫によってもたらされたものなのである。ユーロ銀行はドル建て預金の発行により米国商業銀行のそれよりも高い預金利子率を、ドル建て貸付けにはより低い貸付利子率を提供することによって「取引通貨表示料」の米国商業銀行の独占を打破すると同時に、

その再分配をめぐる米国商業銀行との競争およびユーロ銀行同士の競争を通じてユーロ・ダラー市場を深さ、広さ、弾性を備えた真の国際金融市場たらしめたのである。

国際取引通貨としてのドルの地位から生ずるさまざまな利得が、ユーロ・ダラー需要者たる富保有者とその供給者たるユーロ銀行をしてユーロ・カレンシー市場におけるユーロ・ダラー市場の支配性をもたらしたとするスポボダの分析はユーロ・ダラー市場の生成・発展を解明する上できわめてすぐれた理論的分析であるといわねばならない。

しかしこのようなスポボダの分析にも検討されるべきいくつかの点が残されている。第一点は、彼が伝統的理論が重視したリスクや収益よりも取引通貨およびその表示から生ずる利得をより重要と考えている点に関連する。固定為替制度の下でドル価値の安定が保たれた1950年代末から1960年代後半まではこのスポボダの見解は一定の妥当性をもつと思われるが、通貨間の相対的価値変化、とくにドル価値の下落が大きくなった1970年代においては資産選択にあたって人びとは為替相場の変化から生ずるリスクや収益を以前に比較してより重視するようになったであろう。事実第1表が示すように、ユーロ・カレンシー市場におけるユーロ・ダラー市場のウェイトは1968年には81%であったのに1977年末にはそれは70%まで低下してきている。<sup>(12)</sup>

第二点は、スポボダのユーロ・ダラー預金およびユーロ銀行制度に対する見解についての疑問がある。彼はユーロ・ダラー預金を「貨幣」とみなすかどうか、あるいはユーロ銀行制度は「銀行」制度とみるか否かについては明解な見解をのべてはいない。しかしドルの取引通貨としての側面の強調、米国商業銀行とユーロ銀行との競争性についての主張、ユーロ・ダラー預金との比較における米国商業銀行預金間の区別—要求払預金と定期性預金との区別—、ユーロ

(12) もっともこの低下の一部は取引通貨としてのドルの地位の低下、ドイツ・マルクその他の地位の上昇を反映するものかもしれない。

銀行の信用創造に関する「銀行」制度のそれと同様な取扱いなどからして、彼はユーロ・ダラーを「貨幣」として、ユーロ銀行制度を銀行制度として取扱っていると推察される。<sup>(13)</sup>しかし、われわれが第三章で強調するようにユーロ・ダラー預金は「貨幣」ではなく、ユーロ銀行制度は「銀行」制度ではないのである。<sup>(14)</sup>もしスボボダの見解が正しいとするならば、なぜユーロ銀行は米国商業銀行の要求払預金を準備として保有するのであろうか。なぜユーロ銀行は他のユーロ銀行に支払準備の全額を置かないのであろうか。それはユーロ銀行発行の預金は定期性の預金であり、それ自体としては支払手段として機能しないのに対して米国商業銀行の要求払預金はまさにその機能を果たすからである。ユーロ銀行が米国商業銀行との競争者として「取引通貨表示料」を獲得しようするのはこの定期性預金と貸付を通じてのものであり、支払手段としての要求払預金の発行によるものではない。ユーロ銀行と米国商業銀行の関係は詳論を要する問題であり、われわれは第三章でこれを論ずる。

このような批判にもかかわらず、スボボダのユーロ・ダラー市場の生成・発展に関する見解は将来はともかく現在までのところは妥当性をもつと思われる。なぜならドルは最近ややその地位が下がったとはいえ最大の取引通貨であり、ドル通貨表示がユーロ・ダラー需要者と供給者の相方にもたらした基本的作用は働いていると思われるからである。ユーロ・ダラー市場はなおユーロ・カレンシー市場のなかの最大の市場なのである。

ユーロ・ダラー市場の生成・発展は、全体としてみれば、スボボダの指摘した基本的要因の上に第二節で検討した一般的な世界経済状況や当局による政策

(13) 彼は最近の論文のなかでもユーロ・ダラーを貨幣として取り扱っている。A. K. Swoboda, [42]

(14) ユーロ・ダラー預金を貨幣とする一つの考え方は定期性預金も「貨幣」の中に含めるものであろう。しかしこのような考え方でいけば「貨幣とは一体何なのか」という疑問が残される。



的措置および金融制度上の諸要因が重ね合されてもたらされたものであろう。

## 第二章 ユーロ・ダラー市場の構造

### 第一節 ユーロ・ダラー市場の鳥瞰図

われわれの第一章での定義によれば、ユーロ・ダラー市場とは「銀行間取引市場と対非銀行取引市場の両市場から構成され、米国以外に所在するユーロ銀行発行のドル建て預金・貸付を取り扱う国際金融市場」である。この定義に基づいて描かれたユーロ・ダラー市場の鳥瞰図が第1図である。この図を解釈するにあたってつぎの三点が留意されるべきである。

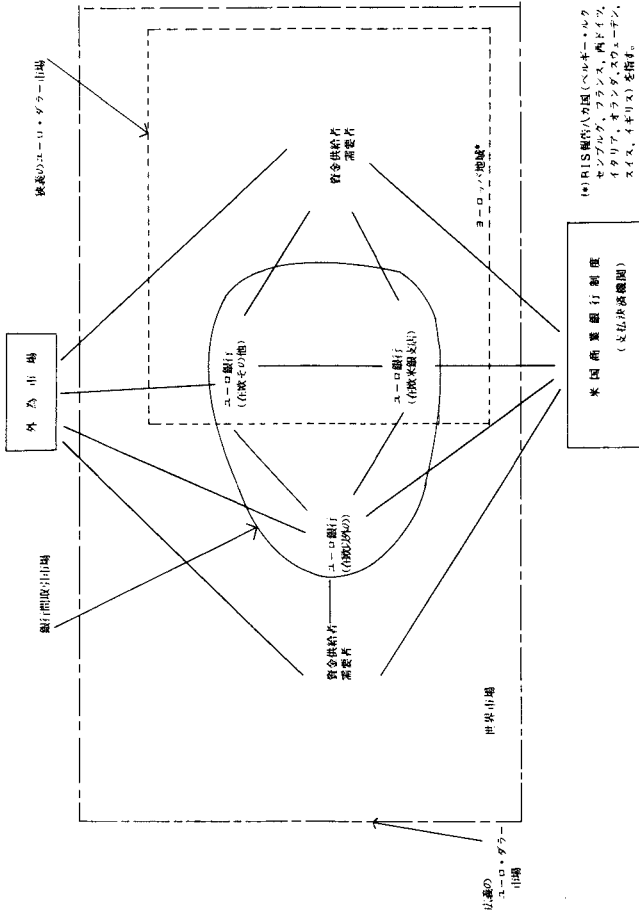
- (1) ユーロ・ダラー市場と米国商業銀行制度との関連。
- (2) ユーロ・ダラー市場と外国為替市場との関連。
- (3) 銀行間取引市場と対非銀行取引市場との関連。
- (4) ヨーロッパ地域（BIS報告国）とその他の地域のユーロ・ダラー市場の関連

まず(1)の問題について論ずる。ユーロ・ダラー市場と米国商業銀行制度に代表される米国金融市場とは、第一章で指摘し、また第三章で詳論するように、特殊な関連をもつ。両者は一方では競争関係を持つが、他方では相互依存的関係をもつ。すなわちユーロ銀行は定期性預金や貸付業務に関しては米国商業銀行と競争関係をもつが、要求払預金については支払準備としてこれを保有する。米国商業銀行制度はユーロ・ダラー市場の支払い決済機関としての役割を果す。したがってユーロ銀行制度と米国商業銀行制度とはきわめて密接な関連をもつのであるが、しかしこの両者の間には境界線が引かれねばならない。なぜなら定義されたようにユーロ・ダラー市場は外貨建て預金市場であるからである。

(2)の問題は外国為替市場とユーロ・ダラー市場との関連についてである。外国為替市場は外国通貨と自国通貨ないし外国通貨相互の売買市場であり、そこ

で成立する価格は為替相場であるのに対して、ユーロ・ダラー市場は本来ドル資金の貸借市場であり、そこで成立する価格は金利である。したがってユーロ・ダラー市場の取引はドル表示の債権・債務取引であって、たとえばドルと円、ドルとマルクの売買取引ではないのである。もちろんこのことはユーロ・ダラー市場と外国為替市場とが経済的に無関係であることを意味するものではない。むしろこの両市場はきわめて密接な経済的関係をもつ。国内資金の不足解消のためにユーロ・ダラー資金を導入するときには、ユーロ・ダラー市場で獲得し

第 1 図 ユーロ・ダラー市場の鳥瞰図



た資金を外国為替市場で売却して自国通貨に変えねばならない。まだドル預金を保有してない経済単位がユーロ・ダラー預金を保有したいときには、外国為替市場で手持ち通貨をドル通貨に変え、これをユーロ銀行に預け入れなければならない。また外国為替市場で為替投機を行なう場合にもユーロ・ダラー市場が利用される。このようにユーロ・ダラー取引と外国為替取引とはしばしば組み合されており、両者は密接な関係をもつ。しかしユーロ・ダラー取引は異通貨間取引ではなく同一通貨間取引である。それはドル表示債権・債務取引であり、それ自体としては外国為替市場の介在を必要としない。したがって両市場の間に境界線が引かれねばならない。

以上の問題はいずれもユーロ・ダラー市場とそれ以外の市場との関連であった。これに対してつぎの(3)、(4)の問題はユーロ・ダラー市場内部での市場間の関係である。銀行間取引市場と対非銀行取引市場とは両市場が果す経済機能の相違から区別されねばならない。後者の取引は資金の最終的需要者あるいは最終的供給者との取引であり、したがって経済全体の支出に直接的な関連をもつが、後者の取引は銀行間取引であり、それ自体としては直接的には経済全体としての支出水準に影響を与えない。もちろんこのことは銀行間取引市場が重要でないということの意味するものではない。量的観点から言えばユーロ・ダラー市場の大部分は銀行間取引市場であり、また経済的機能の点からみてもそれは重要な役割を果たしている。しかし両市場の果す経済的機能の相違からみて両市場を区分することは意味のあることと思われる。

(4)の関連、すなわちヨーロッパ地域市場とその他地域市場との関連は理論的にはそれほど重要ではない。しかし、世界全体をカバーする統計資料が得られず、個々の資料で全体を推察せざるを得ない。しかも得られる資料の多くのはヨーロッパ主要八カ国地域のそれであるので、ヨーロッパ主要八カ国地域の市場（いわゆる狭義のユーロ・ダラー市場）とそれを含む広義のユーロ・ダラー市場との区別を行なう。

第一図の鳥瞰図は以上の四点に留意して描かれたものであるが、しかしここでなされた四つの境界線ないし区分はあくまでユーロ・ダラー市場を理解するものであって、それは現実のユーロ・ダラー市場の経済的分割を意味するものではない。ユーロ・ダラー市場はきわめて自由な、いわゆる国境線を越えた文字通りの国際金融市場なのである。われわれはこの鳥瞰図を参考にして次節でユーロ・ダラー市場の構造を明らかにする。

## 第二節 ユーロ・ダラー市場の構造

### 市場の規模・構成

われわれは第1表、第2表、第3表によって、ユーロ・ダラー市場ないしユーロ・カレンシー市場の成長・規模・構成について検討する。この3表はいずれも鳥瞰図の狭義のユーロ・ダラー（カレンシー）市場に関連する資料であるので、必ずしも世界全体のユーロ・ダラー（ユーロ・カレンシー）市場の状態が明らかにされる訳ではない。しかし、狭義のユーロ・ダラー市場が中心的地位を占めていることからして全体の市場の状態を推察することが可能であろう。

第1表はヨーロッパ八カ国所在の銀行で国際決済銀行（Bank For International Settlement, 通称 BIS）へ報告を提出している銀行（以後報告銀行と略称）のドルおよびその他外貨建て対外ポジションを示す表である。この表によれば、1977年現在のユーロ・ダラー預金の規模はグロス 2,729 億ドルである<sup>(15)</sup>。ドル建て債権は 2,624 億ドルでその債務額はほぼ対応している。その内対非銀行部門への債権・債務額はそれぞれ 647 億ドル、342 億ドルであり、その差額の 305 億ドルは報告銀行がその他の銀行や他地域の非銀行部門から調達したものである。1968年と1977年との対比で言えば、債権で 8.6 倍、債務で 10.1 倍の成長

(15) ここでの「グロス」の意味は報告銀行間の債権・債務の相殺が行なわれていないことを指す。すなわち第1図の鳥瞰図でいえば、狭義のユーロ・ダラー市場内の銀行間取引が相殺されていないことを指す。

第1表 ヨーロッパの報告銀行のドルおよびその他外貨建て対外ポジション

(単位 億ドル)

各 年 末	ド ル			そ の 他 通 貨					総 計 (A + B)
	合 計 (A)	A/A+B	内 訳	合 計 (B)	B/A+B	内 訳			
			うち銀行以外			(6) うち銀行以外	(7) ドイツ・マルク(C)	(8) C/A+B	
債権									
68	304	0.81	52	73	0.19	12	39	0.10	377
69	476	0.82	61	105	0.18	22	60	0.10	581
70	604	0.77	118	179	0.23	47	101	0.13	783
71	715	0.71	144	286	0.29	68	162	0.16	1001
72	980	0.74	183	338	0.26	80	204	0.15	1318
73	1338	0.71	239	548	0.29	120	314	0.17	1886
74	1562	0.73	344	570	0.27	180	346	0.16	2132
75	1902	0.74	409	679	0.26	205	416	0.16	2581
76	2240	0.73	508	813	0.27	227	487	0.16	3053
77	2624	0.70	647	1113	0.30	310	675	0.18	3737
1977/1968	8.6		12.4	15.2		25.8	17.3		9.9
債務									
1968	269	0.80	62	68	0.20	15	30	0.09	337
69	462	0.81	105	105	0.19	13	46	0.08	567
70	587	0.78	112	166	0.22	25	81	0.11	753
71	708	0.72	100	270	0.28	27	146	0.15	978
72	967	0.73	118	352	0.23	36	195	0.15	1319
73	1305	0.79	164	607	0.21	56	321	0.20	1642
74	1562	0.71	224	648	0.29	81	342	0.15	2210
75	1895	0.73	243	692	0.27	67	399	0.15	2587
76	2300	0.74	296	806	0.26	90	427	0.15	3106
77	2729	0.71	342	1106	0.29	121	650	0.17	3835
1977/1968	10.1		5.5	16.3		8.1	21.7		11.4

〔出所〕 BIS. Annual Report

第2表 ユーロ・カレンシー資金の規模・源泉使途の推定値（ネット）

（単位 億ドル）

地域 年	報告提出 ヨーロッパ 地域	アメリカ	カナダ 日本	その他 先進国	東 欧	オフショ ア金融 センター	石 油 輸 出 国	発 展 途 上 国	分類不明	合 計	うちユー ロ・ダラー
使途											
1970	240	131	—	—	190	—	—	9	570	460	
71	328	83	—	—	289	—	—	10	710	540	
72	389	96	—	—	431	—	—	4	920	710	
73	490	135	127	147	74	187	33	110	17	1320	970
74	615	182	182	204	101	267	35	157	27	1770	1330
75	630	166	202	258	159	355	53	195	32	2050	1520*
76	751	183	216	330	208	407	96	247	32	2470	1800*
77	992	210	187	426	238	437	156	300	54	3000	2100*
源泉											
1970	277	45	—	—	240	—	—	8	570	460	
71	324	61	—	—	310	—	—	11	710	540	
72	352	69	—	—	479	—	—	20	920	710	
73	508	95	98	177	37	125	100	146	34	1320	970
74	678	119	87	185	51	178	291	155	26	1770	1330
75	795	154	83	199	54	218	346	162	39	2050	1520*
76	867	188	105	213	64	301	452	213	67	2470	1800*
77	1086	249	84	266	64	332	540	295	84	3000	2100*

\* 75, 76, 77年はユーロ・ダラー残高が公表されていないので、第1表、第2表を利用して推定した推定値。

（出所） BIS, Annual Report

を示している。またユーロ・カレンシー市場に占めるユーロ・ダラー市場の地位は、1968年において債権・債務でそれぞれ81%、80%であったのが、1977年では70%、71%と約10%低下している。これに対してドル以外の通貨建て債権・債務は、1968年の19%、20%から1977年の30%、29%へと増加し、ドイツ・マルク建てのそれは10%、9%から18%、17%へと8%の増加を示している。<sup>(16)</sup>ユーロ・カレンシー全体では債権・債務それぞれ1968年377億ドル、337億ドルであったのが、1977年には3737億ドル、3835億ドルとそれぞれ9.9倍、11.4倍の増加を示している。したがって第1表から判明した重要な事実は、つぎのとおりである。(1)報告銀行の外貨建て債権・債務の過去10年間の伸びは大きい。(2)ドル建て債権・債務の全体に占める割合は過去10年間で約10%低下したが、他通貨との比較で言えばまだ圧倒的に大きい。(3)ドル建て以外の債権・債務は過去10年間でそれぞれ15倍以上の伸びを示したが、特にドイツ・マルク建てのそれらは17.3倍、21.7倍の著しい伸びを示した。

第2表はユーロ・ダラー市場、ユーロ・カレンシー市場のネットの規模およびその源泉と用途を示している。ユーロ・ダラー市場のネットの規模は1970年460億ドル、であったのが1977年で2100億ドルに達している。ユーロ・カレンシーのそれは、70年の570億ドルから77年の3000億ドルに達した。資金の用途・源泉についてみると、77年において源泉面では報告提出ヨーロッパ地域が最大で1086億ドル(36%)、つぎに石油輸出国が540億ドル(18%)で第2位となっている。用途面では報告提出ヨーロッパ地域が992億ドル(33%)、オフショア金融センターが437億ドル(15%)、その他先進国が426億ドル(14%)となっている。石油ショック前の73年と77年とを比較してみると源泉面では石油輸出国の伸びが著しく、用途面では米国の伸びが小さいのに比較して、その他先進国、東欧、オフショア金融センター、発展途上国などの伸び

(16) この増加は一部分ドル価値の下落すなわちマルクなど他通貨の価値の上昇によってもたらされていることに注意しなければならない。

(単位 億ドル)

第 3 表 ユーロ・カレンシー市場の相対的規模

金融資産	各年末	(A) 1973	(B) 1977	(B) (A)
(1) M2				
米国		2782	3451	1.2
英国		309	451	1.5
西ドイツ		642	940	1.5
日本		1439	2532	1.8
(2) ユーロ・カレンシー (うちユーロ・ダラー)		1320 (970)	3000 (2100)	2.3 (2.2)
(3) 米国の金融資産				
コマーシャル・ペーパー		411	651	1.6
国債		4649	7189	1.5
財務省証券		1078	1611	1.5
有期性預金		3639	5425	1.5
要求払預金		2090	2564	1.3

〔出所〕 (1) IMF, International Financial Statistics

(2) BIS, Annual Report

(3) F. R., Federal Reserve Bulletin

が大きい。資金の源泉と使途を全体としてみると、報告提出銀行は主としてその域内、石油輸出国、オフショア金融センターから資金を集め、域内、オフショア金融センター、その他先進国、発展途上国へ資金を貸付けている。

第3表は他の金融資産との比較という観点からユーロ・カレンシー市場およびユーロ・ダラー市場の規模と成長を示したものである。この表から判明することは、(1)ユーロ・ダラー市場とユーロ・カレンシー市場は他どの金融資産の市場よりも

急速な成長をとげている、(2)1977年現在、ユーロ・ダラー市場は米国商業銀行の有期性預金市場の約0.4倍、要求払預金市場の0.8倍の規模である。ユーロ・カレンシー市場全体でいえば、米国商業銀行の有期性預金の0.55倍、要求払預金の1.2倍である。

以上の三つの表から判明したユーロ・ダラー市場やユーロ・カレンシー市場の規模と成長に関する重要な事実は以下のとおりである。

(1) ユーロ・ダラー市場は過去10年間で約10倍の成長を示した。その債務



規模は1977年現在グロスで2729億ドル、ネットで2100億ドルである。

(2)ユーロ・カレンシー市場に占めるユーロ・ダラー市場のシェアは傾向として低下しており、1977年現在約7割である。しかしその絶対規模は他の各種の外貨建て預金と比較しても圧倒的に大きい。

(3)ユーロ・ダラー市場は、他の各種の金融資産市場と比較してもその成長の度合いは大きく、またその絶対規模比較でもかなり大きな金融市場であることが指摘できる。

(17)

#### 資金の流れの地域的構成

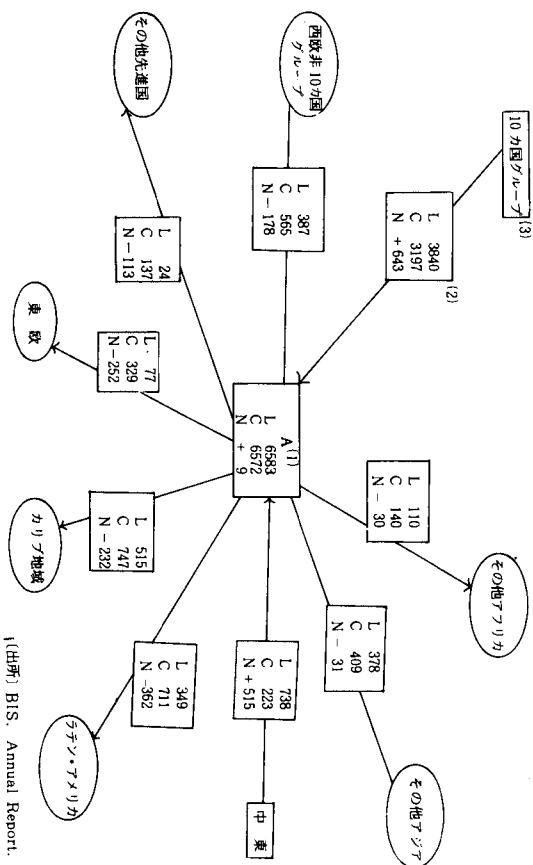
ここでは世界各地域間の資金の流れを検討する。前述の第2表は報告銀行を通ずる外貨建て資金の流れの地域的構成を示すものであったが、それはいわば狭義のユーロ・カレンシー市場に関するものであった。これに対して第2図はいわば広義のユーロ・カレンシー市場に関連する統計であり、報告銀行のみならずカリブ地域および極東オフショア金融センター所在の銀行（以後十カ国銀行と略称）の自国通貨建ておよび外貨建て債権・債務の地域別の対外ポジションを示すものである。<sup>(18)</sup> ユーロ・カレンシー市場の分析という観点からすれば、この統計はいくつかの不十分な点を持っている。第一には、ユーロ・カレンシー市場の問題は外貨建て債権・債務の問題であるが、この統計では外貨建てと自国通貨建てとの区別がなくこの両者を合計した数字しか明らかにされていない。第二に、この統計は全世界の銀行の対外ポジションの全貌を示していない。第三に、この統計は貸手、借手に関する具体的な情報を与えてくれない。このような欠陥を持つにもかかわらず、この統計がもっとも拘括的であり、こ

(17) この項ではユーロ・カレンシー市場を問題にせざるを得ない。ユーロ・ダラーに関するこのような資料が得られないからである。

(18) 10カ国グループとは、ヨーロッパ八カ国と日本、カナダ、アメリカを加えたものである。

第 2 図 1977 年末における 10 カ国グループ諸国およびスイス所在銀行ならびに米銀のカリブ地域および中東所在の

海外支店の自国通貨建ておよび外貨建て対外ポジション(単位億ドル)



注(1) Aは10カ国グループ諸国およびスイス所在銀行ならびに米銀のカリブ地域および中東所在の海外支店の

自国通貨建ておよび外貨建て対外ポジション。

- (1) LはAの各地域に対する債務、Cはその債権、Nは(L-C)を示す。
- (2) 各地域のNがプラスのときには当該地域がAに対して資金の最終的な貸手となり、マイナスのときには当該地域は資金の最終的な借手となっている。

れによって10カ国グループ銀行を中心としてみた地域間の金融取引の実態がかなり明らかにされる。

第一に、10カ国グループ銀行の取引対象地域の最大のものは、10カ国グループ自身であり、その取引残高規模(債権・債務残高合計)は7037億ドルで全体の53%を占め、つぎにカリブ地域1262億ドル(10%)、中東961億ドル(7%)、西欧非10カ国952億ドル(7%)、その他アジア783億ドル(6%)と続く。カリブ地域が10カ国グループに続く地位を占めているのは同地域がオフショア金融センターとして機能していることを反映している。

第二に、10カ国グループ銀行に対する資金の出し手としては、10カ国グループが3840億ドル、全体の58%を占め、つづいて中東738億ドル(11%)、カリブ地域515億ドル(8%)、その他アジア378億ドル(6%)となっている。つぎに10カ国グループ銀行からの資金の取り手としては、10カ国グループが3197億ドル、全体の49%を占め、つづいてカリブ地域747億ドル(11%)、ラテン・アメリカ711億ドル(11%)、西欧非10カ国グループ565億ドル(9%)、その他アジア409億ドル(6%)である。

第三に、以上の取引をネットで見ると、資金供給地域は10カ国グループと中東であり、前者は643億ドル(56%)、後者は515億ドル(44%)のネット資金供給を行なっている。これに対してネットの資金需要地域は残りのラテン・アメリカ362億ドル(31%)、東欧252億ドル(22%)、西欧非10カ国グループ178億ドル(15%)、その他の先進国113億ドル(10%)となっている。

総括的に言えば、10カ国グループ銀行を通ずる海外資金取引は残高でみて大部分10カ国グループとカリブ地域によって占められている。カリブ地域はオフショア金融センターであるので、その取引先はほとんど10カ国グループ銀行自身であると推察される。したがって実質的には海外資金取引の約6割が10カ国グループ内での取引であると考えられる。資金の出し手としてはグロスでみてもネットで見ても10カ国グループと中東地域が重要である。とくに中東はネットで見えた場合、10カ国グループとはほぼ同じウエイトをもつ重要な貸手となっている。資金の取り手としては、グロスで10カ国グループ、カリブ地域、ラテン・アメリカが、ネットでラテン・アメリカ、東欧などが重要である。

#### 資金の供給者と需要者

ここではユーロ・カレンシー市場ないしユーロ・ダラー市場の資金供給者および資金需要者の構成について検討する。資金市場で機能するあらゆる金融機関は事後的な貯蓄・投資の枠組のなかでは金融仲介機関にしかすぎない。した

がって理論的に言えば、資金の最終的供給者と最終的需要者は家計、企業、政府公共機関のいずれかである。これらの最終支出単位が黒字単位であるか赤字単位であるかによって最終的資金供給者と最終的資金需要者が決定される。しかし、すでに指摘したごとくユーロ・ダラー市場は銀行間市場と対非銀行市場の両者から構成されている市場であること、およびユーロ・ダラー取引に関する貯蓄・投資の全過程をカバーする統計資料が得られないことなどにより、最終的資金需給構成を明らかにすることはできない。しかも得られる資料は一国ないし一市場のものであるので、その分析は一定の限界を持つ。われわれがここで検討する米国商業銀行海外支店の資料も上述のような欠陥を持っている。部分から全体を推察せざるを得ない。第4表は1973年と1977年の米銀海外支店のバランスシートである。77年現在、米銀支店のドル建ての債務の最大のもの、他の銀行に対するもので、全体の32%を占めている。つぎに親銀行傘下のその他の支店が22%、親銀行12%（両者合計すれば親銀行関係から34%）、公的機関12%、非銀行非居住者10%となっている。これを73年のデータと比較すると、その他銀行からの借入れの割合が減少し、親銀行関係からの借入れの割合がそれを補う形で増加しているのに対して公共機関および非銀行非居住者の割合はほとんど変わっていない。全体としてみれば、米銀海外支店はその資金をその他銀行と親銀行関係すなわち金融機関から約7割、公的機関と非居住者から1割ずつ全体として非銀行部門から約2割獲得していることになる。

米銀海外支店のドル建て債権のうち最大のもの、債務の場合と同様に、その他銀行に対するものである。その割合は73年50%、77年32%である。親銀行傘下の支店に対する割合は73年で16%、77年23%、親銀行へのそれは2%、4%で両者合計するとそれぞれ18%、27%となっている。したがって対銀行部門の債権の割合は73年で約7割、77年で約6割となっている。海外支店の非銀行非居住者への債権の割合は、73年24%、77年26%であり、公的機関へのそれはそれぞれ2%、6%である。両者合計すると非銀行部門向

第4表 米銀海外支店のバランスシート\*

単位 100 万ドル

取引者・項目	債 権		債 務	
	1973. 12.	1977. 12.	1973. 12.	1977. 12.
全通貨建ての総計	121,866	259,475	121,866	259,475
U.S.への債権・債務	5,091 (0.04)	11,748 (0.05)	5,610 (0.05)	44,548 (0.17)
親 銀 行	1,886 (0.01)	7,795 (0.03)	1,642 (0.01)	24,987 (0.10)
そ の 他	3,205 (0.03)	3,953 (0.02)	3,968 (0.03)	19,560 (0.08)
非居住者に対する債権・債務	111,974 (0.92)	239,091 (0.92)	111,615 (0.92)	206,119 (0.79)
親銀行の他の支店	19,177 (0.16)	56,175 (0.22)	18,213 (0.15)	53,140 (0.20)
他 の 銀 行	56,368 (0.46)	92,190 (0.36)	65,389 (0.54)	93,884 (0.36)
公 的 機 関	2,693 (0.02)	14,634 (0.06)	10,330 (0.08)	28,080 (0.11)
非銀行非居住者	33,736 (0.28)	76,092 (0.29)	17,683 (0.15)	31,015 (0.12)
他 の 債 権 ・ 債 務	4,802 (0.04)	8,636 (0.03)	4,641 (0.04)	8,808 (0.03)
うちドル建てのものの合計	79,445	194,373	80,374	199,140
U.S.への債権・債務	4,599 (0.06)	11,156 (0.06)	5,027 (0.06)	43,301 (0.22)
親 銀 行	1,848 (0.02)	7,664 (0.04)	1,477 (0.02)	24,667 (0.12)
そ の 他	2,751 (0.03)	3,492 (0.02)	3,550 (0.04)	18,633 (0.09)
非居住者に対する債権・債務	73,018 (0.92)	179,212 (0.92)	73,189 (0.91)	151,016 (0.76)
親銀行の他の支店	12,799 (0.16)	44,680 (0.23)	12,554 (0.16)	43,183 (0.22)
他 の 銀 行	39,527 (0.50)	71,095 (0.37)	43,641 (0.54)	64,708 (0.32)
公 的 機 関	1,777 (0.02)	12,621 (0.06)	7,491 (0.09)	23,942 (0.12)
非銀行非居住者	18,915 (0.24)	50,816 (0.26)	9,502 (0.12)	19,184 (0.10)
そ の 他 資 産	1,828 (0.02)	4,004 (0.02)	2,158 (0.03)	4,823 (0.02)

(出所) Federal Reserve Bulletin.

\*) 表中の ( ) 内の数値は総計および合計に対する各項目の比率を示す。

け債権の割合はそれぞれ 26 %， 32 %となる。全体としてみれば，米銀の海外支店は，ドル建て資金の約 6 割を銀行部門へ，約 3 割を非銀行非居住者に代表される非銀行部門へ貸付ける。

ドル建て債権・債務両者を総合的にみれば米銀海外支店は，資金を其他銀行，親銀行関係からはほぼ同額ずつ，全体として約 7 割集め，残りの 2～3 割を，公的機関，非銀行非居住者およびその他から吸収する一方，その資金を其他銀行および親銀行関係の銀行部門に約 6 割，残りの 3～4 割を非銀行部門特に非銀行非居住者へ貸付ける。以上の検討から資金供給者と資金需要者についてつぎのことが言いうる。<sup>(19)</sup> (1) 米銀海外支店のドル建て取引の大部分は対銀行取引であり，非銀行部門取引は量的にはそのウェイトが小さい。すなわち米銀海外支店にとって最大の資金供給者と資金需要者はいずれも銀行である。(2) 対銀行取引のうち債務取引の方が債権取引より一割程度大きく，この一割は非銀行非居住者向け貸付けに使用されている。(3) 非銀行部門内部では，公的機関は債務面で，非銀行非居住者は債権面でのウェイトが大きい。このような特徴のいくつかは他の資料によっても確認されている。第 7 表はイギリス所在ユーロ銀行の部門別債権・債務構成を示している。これによれば，総計でみて，債権・債務対銀行部門比率はそれぞれ 73 %， 86 %であり，<sup>(20)</sup> 銀行間取引が市場の大部分を構成していることが示されている。また債権・債務の比率の差が約 10 %あり，この 10 %が非銀行部門の貸付に回されていることも米銀の海外支店のそれと一致している。ただしこの資料は非銀行部門内部の事情については何も教えてくれない。

---

(19) なお全通貨建て債権・債務についても同様なことが指摘できる。

(20) ただしこの数値は米銀海外支店の数値よりもいずれも 10 %以上高くなっている。これは多分ロンドン市場が最も発達した最大の国際金融市場であって，いわゆる卸売市場的な性格を持つことから銀行間取引のウェイトが高くなっているであろう。

ユーロ・ダラー市場の資金供給者と資金需要者の構成について特徴的に言えば、資金供給者は主として銀行、補完的に公的機関、非銀行居住者から構成され、資金需要者は主として銀行、補完的に非銀行非居住者によって構成されている。そしてこのことは、同時にユーロ・ダラー市場の特徴的構造ともいうべき銀行間市場の量的重要性を示している。

#### 預金準備率と債権・債務の満期構成

この項ではユーロ銀行による資金の調達・運用をその満期構成の側面から検討する。ユーロ銀行は私的金融機関であるので利潤の獲得とともに適切な流動性の確保を行なう。通常の金融機関の流動性確保の主要な手段の一つは現金準備の保有であるが、その現金準備は政府当局の政策によって決定される部分と銀行の営業上必要とされる部分から成り立っている。しかし、異常事態を除けば、通常ユーロ銀行には当局による強制的な必要準備は課せられていないので、ユーロ銀行は自行の営業上の必要からのみ準備を保有する。この準備はドル現金紙幣によってではなく、米国商業銀行における要求払預金の保有という形態でなされる。第5表はユーロ銀行のユーロ・ダラー預金に対する準備率を示すものである。この表によれば、ユーロ・ダラーに対する1977年の準備率は4%の

第5表 ユーロ銀行の準備率

(1) ユーロ・ダラー	(2) ドル準備	(3) 準備率 $\left(\frac{(2)}{(1)} \times 100\right)$
71	708億ドル	34億ドル 4.8 %
72	967	47 4.9
73	1305	69 5.3
74	1562	82 5.2
75	1895	75 4.0
76	2300	91 4.0
77	2729	109 4.0

水準にあるが、この水準

は1977年の米国商業銀行の要求払預金(400万ドル以上の規模の銀行)の必要準備率16½%、や定期性預金の5%に比較して小さい。実際の準備率はこの必要準備率よりも当然高いのであるから、

(出所) BIS Annual Report  
F. R. Federal Reserve Bulletin

ユーロ銀行の準備率は米国商業銀行準備率よりもかなり低いと考えられる。さらにこの表で示された準備率はユーロ銀行の実際の準備率よりも大きな数値を現わしている。なぜなら、(1)欄の数字はいわゆる狭義のユーロ・ダラー市場のドル建て預金水準を示しているのに対して、(2)欄の数値は米国を除く世界各国の銀行が米国商業銀行に保有している全要求払ドル預金の数値であり、しかも米国での要求払預金の保有は必ずしもすべてユーロ・ダラー預金の準備として保有されているわけではないであろうからである。したがってユーロ銀行きわめて小さな預金準備率しか保有していないとすることができる。そしてこの小さな預金準備率はユーロ銀行に米国商業銀行との競走における一つの優位性を与えるのであるが、それではユーロ銀行はいかなる手段でその流動性を確保するのであろうか。ユーロ銀行は債権・債務、特に対銀行部門の債権・債務の満期構成を合致させる仕方で流動性の確保を行なうのである。そこでまずユーロ銀行の資産・負債の満期構成を検討する。

ユーロ銀行による資金の調達・運用の満期構成は第6表で示される。この表は英国所在各ユーロ銀行グループの外貨建て債権・債務の満期構成および各ユーロ銀行グループの規模を示している。まず全銀行の総計でみると、1977年現在、英国市場の規模は約2250億ドルに達しており、狭義のユーロ・カレンシー市場の約6割を占めている<sup>(22)</sup>。同市場のネット・ポジション（債権－債務）は約7億ドルの債務超過すなわち他の市場からの資金の取り手となっている。その満期構成については、1年未満を短期、1年以上を長期とすれば、債権側での長・短期の割合は23.2%対76.2%、債務側では6.3%対93.9%となっている。債権の満期は債務の満期に比較してやや長期のものウエイトが高くなっている

(21) もし債権・債務の満期が一致しているのであれば、そうでない場合に比較して銀行は少ない準備しか持たなくてすむであろう。なぜなら満期到来の債権回収によって債務の支払が可能であるので、余分の準備を保有しなくてすむからである。

(22) この割合は第1表の総計と第6表の総計から得られる。



第6表 在英各ユーロ銀行の相対的規模とその満期構成

銀行グループ名 満期構成	英国諸ユーロ銀行				米国籍ユーロ銀行				日本諸ユーロ銀行				その他外国ユーロ銀行				コンソーシアム諸ユーロ銀行				総計			
	1973. 9. 30		1977. 11. 16		1973. 9. 30		1977. 11. 16		1973. 9. 30		1977. 11. 16		1973. 9. 30		1977. 11. 16		1973. 9. 30		1977. 11. 16		1973. 9. 30		1977. 11. 16	
債権(C)・債務(L)	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L	C	L
8日未満	13.7	15.9	14.1	20.1	15.1	22.5	19.6	27.5	19.9	19.9	14.6	14.7	17.7	18.7	14.1	20.0	10.8	15.4	10.5	16.6	14.9	19.1	16.0	22.0
8日～1カ月	17.8	17.8	12.3	16.7	20.2	20.1	13.7	16.9	17.8	21.4	15.7	18.2	18.7	20.9	15.6	17.4	15.9	18.3	11.0	19.7	18.8	19.4	14.0	17.3
1カ月～3カ月	24.0	25.5	17.6	26.6	25.8	25.7	23.6	28.3	25.8	29.4	25.7	29.5	26.1	27.1	25.7	28.4	19.2	28.2	18.3	32.0	24.8	26.2	22.9	28.4
3カ月～6カ月	22.3	22.8	13.3	20.0	21.2	19.0	18.3	16.5	13.4	17.1	15.2	18.1	20.2	20.8	17.8	20.5	15.5	23.6	10.3	22.0	20.8	20.9	16.3	18.7
6カ月～1年	9.2	10.4	8.5	10.4	8.9	8.5	7.2	6.1	2.1	3.8	5.2	6.0	5.8	7.3	7.8	7.9	7.3	8.6	8.6	7.0	8.2	8.8	7.5	7.5
1年～3年	6.3	3.1	12.1	3.6	3.4	2.4	7.4	3.7	2.8	2.4	9.7	10.6	2.6	1.8	8.4	3.8	12.0	2.3	18.9	2.0	4.8	2.5	9.5	4.5
3年以上	6.7	4.5	22.1	2.9	5.4	1.8	10.0	0.9	18.2	6.0	13.7	2.8	8.9	3.4	10.6	2.0	19.3	13.6	22.4	0.7	7.7	3.1	13.7	1.8
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
債権・債務総額(単位: 千万ドル)	1535	1527	4369	4328	1952	1955	8288	8350	420	420	2686	2709	664	665	5737	5783	406	399	1390	1369	4977	4966	22469	22539
各銀行の全体に占めるシェア%	30.8	30.7	19.4	19.2	39.2	39.4	36.9	37.0	8.4	8.5	12.0	12.0	13.3	13.4	25.5	25.7	8.1	8.0	6.2	6.0	100	100	100	100

〔出所〕 Bank of England, Quarterly Bulletin.

が、全体としてみれば短期ものの割合が圧倒的に大きい。特に債務側では短期のなかでも3ヶ月未満の債務が全体の67%を占めている。全債権・債務について総合的に言えば、やや短期借・長期貸の傾向がみられるが、それほど著しいものではなく、債権・債務の満期構成はかなりの一致をみせていると言ってよいであろう。<sup>(23)</sup>

グループ別に各銀行の規模、満期構成を検討しよう。英国市場の全取引残高のうち、米国諸ユーロ銀行が約37%で最高、つづいてその他外国諸ユーロ銀行19%、英国諸ユーロ銀行19%、日本諸ユーロ銀行12%、コンソーシアム銀行6%となっている。1977年時点でのロンドン市場でのネットの資金の出し手と取り手の関係でみると英国諸ユーロ銀行、コンソーシアム銀行が出し手、米国諸ユーロ銀行、日本諸ユーロ銀行、その他外国銀行が資金の取り手になっている。しかしそのネットの値は小さくその経済的意味はそれほど重要ではない。各銀行グループの満期構成についてみると、債務側で1年以上の長期ものの割合が10%を超えているのは日本諸ユーロ銀行だけであり、他の銀行グループは2.7~6.5%の範囲内にある。債権側では長期のウエイトがきわだって高いのはコンソーシアム諸銀行であり、その値は40%を超えている。英国諸ユーロ銀行も34%とかなり長期ものの割合が高い。他の諸銀行のそれは17~23%程度である。したがって債権・債務の満期構成から言って、コンソーシアム銀行と英国諸ユーロ銀行、特に前者は短期借・長期貸を行なっていると言ってよいであろう。その他の諸銀行はそれほどはっきりした傾向がでていない。しかし1973年当時との比較で言えば、債務の側では大きな変化はないが、債権の側ではいづれの銀行も長期債権の割合を増加させている。したがって短期借・長期貸へ

(23) もっとも、後に指摘するように銀行間取引のウエイトが高く、カバーする銀行が多くなればなるほど、しかもそれを統合してしまえば銀行の債権・債務の満期構成は一致する傾向をもつ。したがって真の満期構成を知るためには細分化されたものの方が信頼性が高い。

向う傾向がコンソーシアム銀行ほどではないが、他の銀行にもあると判断される。

この第6表から得られたユーロ銀行の債権・債務の満期構成に関する特徴はつぎのとうりである。

(1) ユーロ銀行全体でみると、債務側と債権側両者とも短期もののウエイトが高いが、後者は前者ほどにはその割合は高くない。したがってやや短期借・長期貸の傾向がみられるが、それはそれほど著しいものではない。全体として債権・債務の満期構成はほぼ類似したものとなっている。

(2) 個別銀行グループでみるとコンソーシアム諸銀行、英国諸ユーロ銀行においてはかなりの短期借・長期貸の傾向がみられる。

(3) 各銀行グループとも債務側の満期構成はあまり変化していないのに対して、債権側ではその満期構成は長期化の傾向を示している。したがってユーロ銀行銀行全体の債権の満期構成もまた長期化の傾向を示している。

ユーロ銀行の満期構成の分析をさらに進めるために取引部門別満期構成を検討する<sup>(24)</sup>。第7表は各ユーロ銀行グループが取引部門別にどのような満期構成、特に長・短期ものの割合を持つかということを、部門別債権・債務規模および当該部門規模比率と共に示したものである。ユーロ・カレンシー市場ないしはユーロ・ダラー市場は銀行間取引市場と対非銀行部門取引市場からなる市場であることはすでに指摘したところであるが、この銀行間取引市場はこの表では英国銀行間市場と海外銀行から構成され、対非銀行取引市場は英国居住者と非居住者から構成されている。まず銀行間取引市場から検討する。英国銀行間市場に対する債権・債務の満期構成は驚くほど一致している<sup>(25)</sup>。しかも債権・債務のほとんどは短期ものであり、長期のものはほとんど無視しうる。対海外銀行の満期構成は英国銀行間のそれほど一致したものではないが、しかしかな

(24) 但し、部門分割をした場合、その債権額と債務額とが一致しないことに注意

しなければならない。この解釈については注(26)を参照。

第7表 在英各ユーロ銀行の取引部門別満期構成と取引部門規模 (1977年、11月16日現在)

(単位 千万ドル)

	英国諸ユーロ銀行		米国諸ユーロ銀行		日本諸ユーロ銀行		その他外国諸ユーロ銀行		コンソーシアム諸ユーロ銀行		総計	
	債権	債務	債権	債務	債権	債務	債権	債務	債権	債務	債権	債務
(1) 英国銀行間市場												
(a) 債券・債務額	1020	1129	1800	1164	465	710	1609	1107	203	537	5004	4647
当該部内比率 (%)	0.24	0.28	0.22	0.17	0.17	0.29	0.27	0.20	0.15	0.40	0.22	0.23
満期構成												
1年未満 (%)	92.2	91.7	96.0	97.5	98.7	96.9	94.6	95.5	98.2	98.5	95.2	95.7
1年以上 (%)	7.8	8.3	4.0	2.5	1.3	3.1	5.4	4.5	1.8	1.5	4.8	4.3
(2) 海外銀行												
(b) 債券・債務額	1617	2162	4709	4873	1678	1633	3002	3458	492	714	11262	12840
当該部内比率 (%)	0.37	0.53	0.57	0.69	0.63	0.66	0.50	0.62	0.36	0.53	0.50	0.63
満期構成												
1年未満 (%)	84.3	94.6	95.5	96.8	79.4	86.7	87.1	95.1	77.6	96.2	87.8	94.7
1年以上 (%)	15.7	5.4	4.5	3.2	20.6	13.3	12.9	4.9	22.4	3.8	12.2	5.3
(3) 銀行内部小計												
(c) 債券・債務額	2637	3291	6509	6037	2143	2343	4611	4565	695	1251	16266	17487
当該部内比率 (%)	0.61	0.81	0.79	0.86	0.80	0.95	0.76	0.82	0.50	0.93	0.73	0.86
満期構成												
1年未満 (%)	87.3	93.6	95.6	93.8	83.6	89.7	90.5	95.2	83.6	97.2	90.0	94.9
1年以上 (%)	12.7	6.4	4.4	2.8	16.4	10.3	9.5	4.8	16.4	2.8	10.0	5.1
(4) 英国居住者												
(d) 債券・債務額	788	255	618	232	146	16	455	123	76	8	2084	635
当該部内比率 (%)	0.18	0.06	0.07	0.03	0.05	0.01	0.08	0.02	0.06	0.01	0.09	0.03
満期構成												
1年未満 (%)	28.8	97.5	36.2	98.7	69.2	100	52.6	99.7	26.5	100	39.0	98.5
1年以上 (%)	71.2	2.5	63.8	1.3	30.8	0	47.4	0.3	73.5	0	61.0	1.5
(5) 非居住者												
(e) 債券・債務額	913	529	1150	765	390	101	962	857	610	82	4025	2196
当該部内比率 (%)	0.21	0.13	0.14	0.11	0.15	0.04	0.16	0.15	0.44	0.06	0.18	0.11
満期構成												
1年未満 (%)	35.0	94.7	42.5	97.5	40.0	99.3	55.5	93.0	33.8	98.8	42.3	95.5
1年以上 (%)	65.0	5.3	57.5	2.5	60.0	0.7	44.5	7.0	66.2	1.2	57.7	4.5
(6) 非銀行部内小計												
(f) 債券・債務額	1701	784	1768	997	536	117	1418	980	686	90	6109	2831
当該部内比率 (%)	0.39	0.19	0.21	0.14	0.20	0.05	0.24	0.18	0.50	0.07	0.27	0.14
満期構成												
1年未満 (%)	29.6	93.6	40.2	97.8	48.0	99.4	54.6	94.8	30.0	98.9	41.1	96.1
1年以上 (%)	70.4	4.4	59.8	2.2	52.0	0.6	45.4	5.2	70.0	1.1	58.9	3.9
(7) 債権・債務総額	4338	4075	8277	7032	2679	2460	6029	5545	1381	1341	22375	20318
当該部内比率合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(出所) Bank of England, Quarterly Bulletin.

りの一致をみている。特に米国諸ユーロ銀行のそれはほとんど一致している。ただしコンソーシアム銀行は対海外銀行においても、他銀行に比較して、短期借・長期貸の傾向が強い。したがって当然のことながら、両者を合計して対銀行部門全体の債権・債務の満期分布はかなりの程度一致している。

つぎに対非銀行部門の債権・債務の満期構成について検討する。この部門は英国居住者と非居住者とに分けられねいるが、表からわかるように両者にはほとんど差異が認められないので一括して非銀行部門として検討する。対非銀行部門の満期構成は一見してわかるように明らかに対銀行部門のそれとは異なっている。債務側ではほとんど短期ものであるが、債権側では全体としてみて短期ものは約40%にしかすぎず、長期もののウェイトが大きい。各銀行グループ別にみてもコンソーシアム銀行と英国諸ユーロ銀行はその債権の70%を長期もので保有しており、一番その比率の低いその他外国諸ユーロ銀行でさえその長期ものの比率は45%である。したがってユーロ諸銀行は非銀行部門に対しては明らかに短期借・長期貸を行なっている。対銀行部門と対非銀行部門の満期構成の特徴は、前者はほぼその満期構成が一致しているのに対して後者はその満期構成が一致せず、短期借・長期貸の傾向がみられることであるが、これはユー

(25) なおユーロ銀行全体として債権・債務の構成が一致するのは当然のことであっ

て驚くには当たらない。なぜなら英国銀行間市場を構成する銀行とユーロ銀行は同じものであるからである。ただし個別銀行グループについてはこの保証はない。

(26) 部門別満期構成については注意すべき点がある。それは部門別に満期構成を考える場合、債権・債務の額が必ずしも一致しないということである。もしこの額が一致していなければ、正確な分析はなされない。ただし第7表で示されたケースの場合、非銀行部門の債権額はその債権額を上回っていて、その差額は銀行部門取引から調達されており、しかも対銀行部門債務は対非銀行債務の場合と同様に短期もののウェイトがきわめて高いので、非銀行部門に対

ロ銀行が対銀行部門では満期構成を一致させることで流動性の確保を、対非銀行部門では短期借・長期貸による高い利潤確保を目指していることを示唆するのであろう。なおユーロ銀行の全債権・債務の満期構成でみたとき、短期借・長期貸の傾向がはっきりしなかったのは、対銀行部門の満期構成がかなり一致していることおよび全債権・債務に占める対銀行部門の比率が債権で73%、債務で86%ときわめて高いことによっている。

したがってわれわれは、前述の3つのユーロ銀行の満期構成の特徴に加えて、つぎのことを特徴として指摘する。

(4) ユーロ銀行は対銀行部門取引においてはその債権・債務の満期構成を一致させる傾向をもつが、対非銀行部門では債権の長期化の傾向が著しく「短期借・長期貸」が行なわれている。<sup>(27)</sup>

われわれはこの章で、ユーロ・ダラー市場の鳥瞰図を参考にしながらユーロ・ダラー市場ないしユーロ・カレンシー市場の諸特徴をその規模と成長、資金の地域的構成、資金の供給者と需要者、預金準備率と資金の満期構成の諸点から検討してきた。この検討を通じて明らかにされた基本的特徴はつぎのとうりである。

(1) ユーロ・ダラーないしユーロ・カレンシーと呼ばれる金融資産は他の金融資産との規模比較においても、またそれ自身の成長でみても、相当大きな規模と成長を示してきた。

(2) この市場は世界的規模の、従って文字通りの国際金融市場であって、この市場を通じて資金余剰地域（十カ国グループ）から資金不足地域（ラテン・アメリカ、東欧、アジア等）へ資金が流れると同時に、同一地域内、とくに十

してユーロ銀行は短期借・長期貸を行なっているといいうる。

(27) ユーロ・ダラー市場の満期構成の詳しい分析は、J. Niehans and J.

Hewson, [36] と J. Hewson [23] で行なわれている。彼の分析については、第三章で検討する。

カ国グループ内での資金取引が活発に行なわれている。

(3) 市場における最大の資金供給者は銀行であり、最大の需要者も銀行である。その他の資金供給者は公的機関と非銀行民間経済単位であり、その他の資金需要者は非銀行民間経済単位である。

(4) ユーロ・ダラー市場は銀行間取引市場と対非銀行取引市場から構成される市場であり、量的には前者のウェイトが圧倒的に大きい。

(5) ユーロ銀行はきわめて低い準備率しか持たないが、それは取引の大部分を占める銀行間取引において債権・債務の満期をほぼ一致させることによって可能となっている。

(6) ユーロ・ダラー市場での資金取引は短期的性格のものが大半を占めるが、対非銀行部門への貸付においては長期的性格のものが多く、またその傾向も強まっている。

(7) ユーロ銀行の債権・債務の満期構成は概して一致しており全般的にみれば短期借・長期貸の傾向は著しくない。これは銀行間取引の満期構成が著しく近似していることおよび金融機関間取引のウェイトが大きいことに依っている。しかし対非銀行部門の満期構成は債務に比して債権のそれは長期もののウェイトが高く、短期借・長期貸の傾向が強い。

### 第三章 ユーロ・ダラー市場とユーロ銀行システム

#### 第一節 ユーロ・ダラー取引のメカニズム

われわれはこの節でユーロ・ダラー取引の実態とその取引メカニズムを検討する。そのためにユーロ・ダラー取引の典型的な例を示そう。問題となる経済単位は非銀行貸手、米国商業銀行、ユーロ銀行、非銀行借手である。

(I) いま米国商業銀行であるX銀行に100万ドルの要求払預金を保有しているL非銀行貸手がたとえばユーロ・ダラー金利の有利性に注目してAユーロ銀

行のユーロ・ダラー預金へその預金を移し変えたとする。この預金の移転はA銀行にとっては、預金量したがって貸付可能資金の増加を意味するが、X銀行にとっては必ずしも預金量の減少を意味しないかもしれない。Aユーロ銀行がX銀行に預金口座を持っている場合あるいは持ちたいと望む場合にはこの取引はX銀行内部でのLの要求払勘定からAユーロ銀行のそれへの預金振り替えで決済されるからである。もしAユーロ銀行がX銀行ではなくY銀行とコルレス関係を持っているとすれば、X銀行からY銀行への預金の振り替えが行なわれることで決済が終る。その結果X銀行の要求払預金が100万ドル減少し、Y銀行のそれが100ドル増加するので、米国商業銀行制度全体では要求払預金の増減は生じない。

(II) Aユーロ銀行はユーロ・ダラー市場でこの100万ドルを貸付けようとして借手をさがす。その際借手と貸手の間にブローカーが介在して効率よく両者を結びつける。このブローカーの働きによりAユーロ銀行とBユーロ銀行との間で金額、満期、金利などについての合意が達成され、Aユーロ銀行はBユーロ銀行へ貸付すなわちユーロ・ダラー預金の預け入れを行なう。その際、Aユーロ銀行は預金準備を持たないとすれば100万ドル全部を、預金準備を保有するとすれば100万ドルからその準備額を差し引いた額を、ユーロ銀行Bに再預金する。なお以後は預金準備率を0と仮定する。この銀行間取引にあっては、その取引規模は通常100万ドルの倍数で行なわれ無担保取引が普通である。銀行間取引の満期は普通1年以内のものであり、各ユーロ銀行はその債権・債務の満期構成をなるべく一致させるように考慮を払う。金利に関しては、その水準は市場の需給によって基本的には決定されるが、取引先によっては若干の差異が生ずる。もしこの差異がないとすれば、ユーロ銀行間取引の存立基盤がなくなってしまう。いわゆるユーロ銀行間取引の利鞘（貸出金利あるいは再預金金利と預金金利の差）は一流銀行への貸付ないし本支店貸付で $\frac{1}{8}\%$ ～ $\frac{3}{8}\%$ である。これに対して一流の商工業企業向けのそれは $\frac{1}{2}\%$ ～ $\frac{3}{4}\%$ であるが、借手側の状態



次第でこの利鞘は3%程度になることがある。<sup>(28)</sup>

このようなAユーロ銀行からBユーロ銀行への預金の預け入れは米国商業銀行制度の枠内で決済される。Aユーロ銀行のコルレス先のY銀行からBユーロ銀行のコルレス先のZ銀行へ要求払預金の振り替えが行なわれる。この場合も(I)の場合と同様に米国商業銀行制度全体の要求払預金量は不変に保たれる。

(Ⅲ) Bユーロ銀行は獲得した資金をさらにその他のユーロ銀行に貸付けることもできるし(第二章が指摘したようにユーロ・ダラー取引の7割程度は銀行間取引であるので、このようなケースがしばしば生ずるであろう)、非銀行借手に貸付けることもできる。いまBユーロ銀行は例えばF多国籍企業に獲得した100万ドルを貸付けたとする。その際非銀行借手に対する貸付満期は1年以上のものが半分以上である。対非銀行借手に適用される金利は対銀行取引のそれよりも高く、銀行間金利プラス $\alpha$ の形をとる。この $\alpha$ は借手のリスクを反映しており、信用度の低い借手ほどこの $\alpha$ の値が大きい。また貸付の長期化にとまなうリスクの回避方法の一つとして取り入れられたのがフローティング・レート方式である。長期貸付の約定金利が固定されたままで、しかも短期借・長期貸を行なっている場合には貸手は金利について大きなリスクを負うことになる。この方式によれば、中・長期貸付の金利は3カ月あるいは6カ月ごとに当期短期市場金利に調整される。すなわち中・長期貸付を短期貸付の回転方式によって賄う場合の貸手の金利リスクをを回避するために、3カ月ないし6カ月ごとに当該満期の短期市場金利+ $\beta$ という形で中・長期貸付の金利が決定されるのである。<sup>(29)</sup>

(28) J. S. Little, [28], p31-32. 邦訳 p.30-31.

(29)  $\beta$ はつぎのような要因によって影響される。(1)利用可能な信用供給量,特に中期信用供給量(2)中期信用に対する需要,(3)利子率の水準,(4)利子率の将来の変化に対する予想,(5)ヘッジを行なうにあたっての条件,(6)貸手の競争の程度,(7)信用リスクに対する貸手の判断,(8)個々の借手の信用度,(9)借

Bユーロ銀行からF多国籍企業への貸付も前のケースと同様に米国商業銀行制度内で決済が行なわれ、米国商業銀行全体で言えば要求払預金額は不変にとどまる。

(IV) F多国籍企業はBユーロ銀行からの借入れ目的に従ってこの資金が他通貨に変えられる場合(外国為替市場での他通貨との売買)もあれば、ドル資金のまま使用されるケースもある。いずれのケースであれこれらの決済は米国商業銀行制度の枠内で行なわれる。そしてこの取引の結果、Z米国商業銀行の要求払預金を獲得した経済単位、例えばN企業がユーロ・달러預金を保有するか否かはその経済単位の資産選択に依存する。もしN企業が数多くの資産のなかからユーロ・달러預金を選択する場合には(I)~(IV)の繰り返しが生ずる。そうでないケース、たとえば米国内での財取引ないし資産取引にこの預金を使用されるケースにはユーロ・달러取引はここで終結する。

この(I)~(IV)の取引を貸借対照表を使用してまとめれば、つぎようになる。

(I)

米国商業銀行制度 (単位 百万ドル)		ユーロ銀行制度 (単位 百万ドル)	
資産	負債	資産	負債
連銀の預金残高	要求払預金	要求払預金?	定期預金
X米銀 (-) 100	X米銀 (-) 100 :L	A銀 (+) 100 ;	A銀 (+) 1000: L
Y米銀 (+) 100	Y米銀 (+) 100 :A ユーロ銀行	Y米銀	
0	0	+100	+100

手の負債残高、(10) 為替統制のリスク、(11) 為替相場の変動リスクないし  
 転換コスト、(12) 契約の他の条件。Paul Einzig, (12), p43~44, 参照。

## (II)

## 米国商業銀行制度

資産	負債
連銀の預金残高	要求払預金
Y米銀(-)100	Y米銀(-)100: Aユーロ銀行
Z米銀(+ )100	Z米銀(+ )100: Bユーロ銀行
0	0

## ユーロ銀行制度

資産	負債
要求払預金	定期預金
Aユーロ銀行(-)100: Y米銀	Bユーロ銀行(+ )100: Aユーロ銀行
Bユーロ銀行(+ )100: Z米銀	
定期預金	
Aユーロ銀行(+ )100: Bユーロ銀行	

+ 100

+ 100

## (III)と(VI)

## 米国商業銀行制度

資産	負債
	要求払預金
	Z米銀(-)100: Bユーロ銀行
	Z米銀(+ )100 : F企業
	Z米銀(-)100 : F企業
	Z米銀(+ )100 : N企業
	0

## ユーロ銀行制度

資産	負債
要求払預金	
Bユーロ銀行(-)100: Z米銀	
貸付	
Bユーロ銀行(+ )100: F企業	
0	

0

## (最終的な結果)

## 米国商業銀行制度

資産	負債
連銀の預金残高	要求払預金
X米銀(-)100	X米銀(-)100 : L
Z米銀(+ )100	Z米銀(+ )100 : N
0	0

## ユーロ銀行制度

資産	負債
定期預金および貸付	定期預金
Aユーロ銀行(+ )100: Bユーロ銀行	Aユーロ銀行(+ )100: L
Bユーロ銀行(+ )100: F企業	Bユーロ銀行(+ )100: Aユーロ銀行
+ 200	+ 200

これらの取引の最終的な結果として、ユーロ銀行全体の資産負債が200万ドルの増加をみたにかかわらず、米国商業銀行全体のそれには変化がないことが注目されなければならない。もしここで取り扱ったケースとは逆の場合、すなわちユーロ銀行から米国商業銀行への預金の移し変えが生じた場合には、ユーロ銀行の資産・負債は減少するが、米銀のそれには変化が生じない。このことは米国商業銀行制度とユーロ銀行システムとはたんなる競争関係以上の経済的関係をもつことを示唆する。米国商業銀行制度はユーロ銀行システムとドル建て定期預金・貸付業務に関しては競走関係にありながらも、同時にその支払決済機関として機能している。すなわち後者は前者の「銀行制度」としての機能を前提にして成立している制度であるがゆえに、米国商業銀行預金からユーロ・ダラー預金への資金移動は米国商業銀行全体の資産・負債の量に影響を与えないのである。

## 第二節 金融制度としてのユーロ銀行システム

われわれはこの節で、ユーロ・ダラー市場で中心的役割を果たすユーロ・銀行システムの金融制度としての諸特徴について検討を行なう。

### ユーロ銀行システムと米国商業銀行制度

ユーロ銀行システムと米国商業銀行制度との関係は、すでに示唆したように対立競争する側面と相互依存的な側面をもつ。われわれはまず競争的側面について検討を加え、つぎにその相互依存的側面について考察する。

米国の金融市場とくに銀行の預金・貸付市場は政府当局による各種規制や銀行間の暗黙の協定によって競争が制限された市場であると同時に、ユーロ銀行が出現する以前には、ドル建て預金・貸付の唯一の市場であった。スポボダの指摘するように、米国商業銀行はこの市場で、ドル建て預金・貸付業務で米国内顧客はもちろん海外顧客の需要を満すことによって独占的に利潤を獲得して

いた。ユーロ銀行は、新しく魅力的な便宜を顧客に提供することによって、この独占利潤の分配にあずかろうとした。ドル建て預金・貸付業務の米国商業銀行独占の打破をユーロ銀行に可能ならしめたものは、米国当局の各種規制とは対照的な各国政府当局のユーロ市場への無規制とユーロ銀行自身のその業務への積極的な行動であった。<sup>(30)</sup>各国政府当局は異常事態の発生の場合を除いては金利規制や準備率規制を課さなかったし、各ユーロ銀行は顧客に有利な条件を積極的に提示することによって新規顧客を獲得しようとした。その有利な条件は(1)金利、(2)貸付に関する便宜性、(3)新商品・新技術の積極的導入に反映されている。

第一の金利についてであるが、ユーロ銀行は貸付金利と預金金利との差、すなわち利潤マージンの狭い幅を積極的に受け入れる。ユーロ銀行は米国商業銀行の預金金利よりも高い預金金利を、その貸付金利よりも低い貸付金利を顧客に提供する。米国商業銀行は通常この利潤マージンが2%以下では満足しないのに対して、ユーロ銀行はこれを1%以下に押えることを躊躇しない。ユーロ銀行がこのような狭いマージンで営業を行なうのはつぎのような理由からである。(イ)ユーロ市場では、金利規制や法定準備率規制がないためユーロ銀行は自己の計算に基づき自由に金利を選んだり、余分な費用をかけなくてすむこと、(ロ)ユーロ市場の顧客は銀行、大企業、公的機関などであるため一件あたりの取引規模が大きく単位当たり利潤マージンが小さくとも一定量の利潤量を確保すること、(ハ)個別銀行にとってユーロ部門は全営業部門の一分枝にすぎないため既存の外為部門の利用・拡大という形で対処しうること、および(ニ)ユーロ・ダラー市場での競争が激しいこと、などがある。

第二は、貸付に関する取引上の便宜性の問題である。ニューヨークにおける巨額の借入れ交渉は時間がかかり、その手続きは面倒であるのに対して、ユーロ・ダラー市場は時間がかからず、その手続きも簡単である。また銀行がニュー

(30) この間の歴史的事情については第一章第二節で指摘したとおりである。

ヨークで獲得しうる信用の満期は通常三カ月で、一回の更新のみが可能であるのに対して、ユーロ・ダラー市場では満期 12 カ月の借入れがいとも簡単に獲得しうるし、その更新も何度でもできる。したがって他の条件にして等しければ、ほとんどの銀行はユーロ市場での借入れを選ぶことになる。<sup>(31)</sup>

第三は、市場でのあらゆるニーズに対応した金融上の新技術・新商品の導入・開発が常に行なわれている点である。ユーロ銀行は金額、満期、借入れ形態などに関して顕著なフレキシビリティを持って行動する。例えば、資金需要の長期化に対応してユーロ銀行は貸付満期の長期化を行なってきた。1960年代の半ばごろまでの貸付は 30～60 日程度の短期ものがほとんどであったと云われているのに、現在では 1 年をこえる長期もののウエイトがかなり大きくなっている。同時にこの長期化に伴なうリスクの減少のためにフローティング・レート方式の導入が行なわれている。また多国籍企業等からの巨額の借入れ要請に対応して、ユーロ銀行はコンソーシアム銀行の形成やシンジケート・ローンの提携を行なう。その他、ユーロ・ダラー CD やユーロ・コマーシャルペーパーの発行、スタンドバイ方式による信用供与、多角的通貨条項の導入など市場のニーズや状況にすばやく対応する行動をユーロ銀行はとってきている。<sup>(32)</sup>

ユーロ銀行のこのような動きに対して、米国商業銀行自身も海外支店の新たな開設や業務の拡大を通じてユーロ・ダラー市場に積極的に参加してきている。第 7 表にみられるように、ロンドン市場での外貨建て債権・債務の最大の取引者は在英米銀海外支店自身なのであって、彼らは 60 年代末にみられたように国内市場での金融引締めに対抗してユーロ・ダラー市場を積極的に利用すると同時に、海外でのドル建て預金・貸付業務の拡大に努める。

このようにユーロ銀行は米国商業銀行にとって強力な競争者として立ち現われているのであるが、しかし両者の競争者としての関係はつぎの二つの点で制

(31) この点については、P. Einzig and B. S. Quinn [13] chap. 16 参照。

(32) この点に関しては、Geoffrey Bell [3] 参照。

約を受ける。第一は、ユーロ銀行自身は要求払預金を発行しているわけではないので、この面での競争は行なわれていないことである。換言すればドル建て要求払預金の米国商業銀行の独占的発行はなお維持されているのである。第二は、個別ユーロ銀行と個別米国商業銀行とは競争的側面がきわめて強いが、ユーロ銀行システム全体と米国商業銀行制度全体とでは競争的關係と同時に相互依存的關係を持つということである。

そこでこの両者の相互依存的關係について検討しよう。この相互依存的關係とはユーロ銀行制度は米国商業銀行制度を必要不可欠な制度として利用する一方、後者は前者を要求払預金の利用者とする關係を指している。前節で示したようにユーロ・ダラー市場でのすべての取引の決済は米国商業銀行制度の枠内で行なわれるのであって、ユーロ銀行システムは米国商業銀行制度の枠外に形成されたそれと対立する独自の銀行制度ないし金融制度でないことが特に強調されねばならない。ユーロ・ダラー市場でのユーロ銀行の預金・貸付業務がいかに行なわれようとも、その限りでは米国商業銀行全体の預金量には影響を与えない<sup>(33)</sup>。確かに個別米国商業銀行の観点から言えば、ユーロ銀行への預金の流れは当該個別銀行の預金量したがって貸付量の減少を引き起すであろうが、他方では別の米国商業銀行が要求払預金の受入れおよび貸付の増加を行なうため米国商業銀行全体では影響を受けずにすむ。このような特殊な關係は、ユーロ銀行制度にとって米国商業銀行制度が「銀行」として機能することから生ずる。

(33) ただしつぎのケースの場合には米国商業銀行の資産・負債に影響を与える。

そのケースとは米国商業銀行の定期預金からユーロ・ダラー預金への移転が生ずる場合である。この場合には最終的には米国商業銀行での定期性預金の減少と要求払預金の増加が生ずるが、通常前者の準備率は後者の準備率よりも低いので、米国商業銀行は準備不足に陥いる。米国連銀からの借入れがないとすれば、当該米国商業銀行および制度全体は最終的には資産・負債の両者を減少させざるを得なくなる。

前者は後者の要求払預金を支払準備として保有し、後者のシステムを利用して支払決済を行なう。国内銀行制度が中央銀行から独立して存在しえないのと同様にユーロ銀行システムも米国商業銀行制度から独立して存在しえないのである。

以上の検討から判明したように、ユーロ銀行システムと米国商業銀行制度とは競争的側面と相互依存的側面を持つが、このことは両者が一方では同一種類の金融活動を行ないながら、他方では異なった金融業務を行なっていることを意味する。そして特にこの後者の側面はユーロ銀行システムが米国商業銀行に代表されるいわゆる「銀行制度」とは異なった金融制度であることを示唆するのである。

#### ユーロ・ダラー市場における銀行間取引

前項ではユーロ銀行システムと米国商業銀行制度との関係についてのべたが、ここではユーロ銀行間の関係について検討する。

第二章で指摘したように、ユーロ・ダラー市場は銀行間取引市場と対非銀行取引市場の両者から構成されるが、量的には前者の比重が圧倒的に大きい。このことは、ユーロ・ダラー市場での銀行間取引市場はいわゆる卸売市場であって取引規模の基本単位が100万ドルと巨額であることの他に、最終的貸手から最終的借手への資金の流れの中間段階で数多くの銀行間取引がなされることから生じてきている。仲介者としてのユーロ銀行の介入が多くなればなるほどユーロ銀行全体の資産・負債額は大きくなる。もっともユーロ銀行間取引はその預金準備率を無視するとしても無限に続くものではない。それは、最終的借手を納得させる貸付利率と最終的貸手を満足させる預金利率との差および仲介するユーロ銀行の受入れ可能なマージンの幅に依存する。前者が大きくなればなるほど、また後者が小さくなればなるほど、仲介ユーロ銀行数が、したがってユーロ銀行全体の資産・負債の規模が大きくなる可能性がある。し



かしこの議論は最大可能な銀行仲介数を考察する際のそれであって、実際の仲介数を決定するのは各ユーロ銀行の流動性および利潤の確保をめぐる行動である。すでに指摘したように利潤の観点からみれば銀行間取引は対非銀行取引に比して概して劣っているが、流動性の観点からみれば前者は後者より優れているであろう。ユーロ銀行は流動性確保の手段としてこの銀行間取引市場を利用する。ユーロ銀行はすでに指摘したように債務額に比して低い預金準備しか保有していないが、それはつぎの二つの手段を利用して流動性確保を行ないうるからである。第一にユーロ銀行は国内の銀行間市場、例えばフェデラル・ファンド・マーケットやコール市場と同様にこの銀行間取引市場を利用することによって一時的資金不足をすみやかに解消することができる。第二にユーロ銀行は全取引に占める銀行間取引の比重を大きくすると同時に銀行間取引における短期もののウェイトを高く保ち、しかもその資産・負債の満期構成をほぼ一致させることによって流動性を確保する。

ユーロ銀行はこのように銀行間取引市場を互いの「流動性のプール」として利用しあうが、このことは収益の確保の放棄を必ずしも意味しない。銀行間取引市場のこのような利用は、ユーロ銀行にとってきわめて小さな流動性の喪失しか意味しないのできわめて小幅なマージンでも満足しうるものであり、しかもその取引規模の大きさ、取引成立の迅速さ、取引相手先の信用度の高さなど対非銀行取引に比較しての有利な条件により一定の利潤の確保は可能であろう。しかし対非銀行取引との比較において銀行間取引を考えると、それは利潤動機よりも流動性確保を目指すものと理解できると思われる。

ユーロ銀行による銀行間取引市場のこのような利用は、わずかな利子率格差をめぐる大量の資金移動を可能ならしめると同時に、対非銀行取引の利子率を市場の需給に応じて変動させることを通じてユーロ・ダラー市場全体を「深さ、広さ、弾性」を備えた真の国際金融市場たらしめる。銀行間取引をめぐるユーロ銀行間の競争およびその取引の活発化は利子率にきわめて感応的な資金需給を

生み出すことによって資金の効率的配分の達成を可能ならしめるのである。

ユーロ銀行間の取引はこのようにユーロ銀行相互に流動性確保の場を提供すると同時に、ユーロ・ダラー市場を真の国際金融市場たらしめるのであるが、しかし最終的貸手から最終的借手への資金の流れ全体の観点から言えば、連鎖的なユーロ銀行間取引自体は重要ではない。連鎖的なユーロ銀行間取引が行なわれ、それによってユーロ銀行全体のドル建て債権・債務の規模が、したがって銀行間取引規模がいかように増大しようとも、ユーロ銀行の預金準備を無視するとして、最終的貸手から最終的借手への資金の流れは不変にとどまる。この観点からすれば、重要な市場はユーロ銀行と最終的貸手・借手を結ぶ市場、すなわち対非銀行市場であって、銀行間取引市場ではないのである。しかしこのことはユーロ銀行の流動性のプールとしての銀行間取引市場の役割や、ユーロ・ダラー市場に深さ、広さ、弾性を付与し、資金の効率的配分を可能ならしめるような条件を生み出す銀行間取引市場の役割を否定するものではもちろんないのである。

#### 金融制度としてのユーロ銀行システム

われわれは、ユーロ銀行システムと米国商業銀行制度との関係およびユーロ銀行間取引の持つ経済的意味について検討してきたが、ここではこの検討を踏まえて、金融制度としてのユーロ銀行システムがもつ基本的特徴について考察を行なう。

金融組織的観点からみると、個々のユーロ銀行は概して一個の独立した経営組織の形態をとるものではない。なるほどコンソーシアム銀行のように数ヶ国からなる多数の銀行によって出資された独立の会社組織形態をとるユーロ銀行もあるが、第6表から判明するようにコンソーシアム銀行のユーロ・カレンシー市場での比重は小さく、それはユーロ銀行の典型的な形態とは言い難い。この表にあげられている英国諸ユーロ銀行とコンソーシアム銀行を除いた各国諸ユー

ロ銀行の実体は銀行の在英海外支店であり、あえていえばこれがユーロ銀行の典型である。しかしこの海外支店は経営組織として独立した組織ではなく、いずれかの国の銀行の一営業部門にしかすぎない。したがってユーロ銀行システムというのはそれに対応した独立の金融経営体から構成された制度と言うよりもむしろ外貨建て（ドル建て）預金・貸付という業務を取り扱う部門の総体を指すのである。「ユーロ銀行」ないし「ユーロ銀行システム」とは外貨建て預金・貸付業務を行なう金融機関ないしその総体として定義されるのであるが、それは業務上・機能上から理論的に抽象化されたものであり、経営組織体として現実に存在する金融機関とは必ずしも対応しない。

このような意味における「ユーロ銀行システム」は金融制度としていかなる基本的特徴を持つのであろうか。またユーロ銀行システムが創造する金融資産は貨幣なのであろうか。それともたんなる貨幣近似物なのであろうか。このような問題はユーロ・ダラー市場における信用創造をめぐる M. フリードマン (Milton Friedman) 対 F. H. クロップストック (Fred H. Klopstock) の初期の論争以来の重要な論点の一つであった。フリードマンによればユーロ・ダラーは、ちょうどシカゴ商業銀行制度が「シカゴ・ダラー」を創造するように、ユーロ銀行システムによって創造されるものであり、「ユーロ・ダラーはシカゴ・ダラーと同様にほとんどが帳簿係のペン先の生産物、すなわち一部準備銀行制度の生産物である」とみなされた<sup>(34)</sup>。これに対してクロップストックはユーロ銀行は商業銀行というよりも貯蓄貸付組合のような金融仲介機関により密接に類似していると主張する。米国の銀行は、集合的にみれば、信用および預金残高を拡張したとしても資金受取者の現金保有増加分を除いたほとんどの現金をその組織外に流出させることがないのに対して、グループとしてのユーロ銀行はその貸付の相対的に小さな割合しか獲得できず、「ユーロ・ダラー制度からの巨額の預金流出のために、ユーロ銀行に雇われた帳簿係の万年筆のインキは急速に

(34) Milton. Friedman. [18] p. 7.

なくなってしまう」のであってユーロ銀行は、商業銀行と異なって乗数的預金創造を行ない得ないと彼は主張する。<sup>(35)</sup>

フリードマンとクロープストックのそのユーロ・ダラー市場における信用創造に関する論争の基礎にあるこの論点、すなわちユーロ・ダラー預金は貨幣か否か、したがってユーロ銀行システムは銀行制度であるか否かについての論点についてはいまだ決着がついていない。<sup>(36)</sup>しかし、われわれのこれまでの分析によればユーロ・ダラー預金は要求払預金ではなくて定期性預金であり、それは明らかに米国商業銀行の要求払預金とは異なる。米国商業銀行発行のそれは小切手という媒介手段により支払決済手段たりうる。経済単位間の取引が要求払預金の移し変えによって決済されるからである。これに対してユーロ銀行は顧客に小切手振出し能力をもつ預金を与えることはほとんどなく、その提供する預金は定期性預金である。この点から考えればユーロ・ダラー預金は要求払預金がそうであるところの貨幣ではない。ユーロ・ダラー預金を貨幣と考える人びとはユーロ・ダラー預金が定期性預金であるという事実までは否定しない。G. W. マッケンジー (George W. Mckenzie) は貨幣は法または伝統によって貨幣と認められているものの他にそれらと密接な代替物である金融資産もまた貨幣として考えられるべきだと主張する。<sup>(37)</sup>彼はその一つの例示として英国の貯蓄勘定預金の例をとる。彼によれば定期性預金たる貯蓄勘定預金は7カ日前の予告で、罰則なしに引き出し可能であり事実上それは貨幣たる要求払預金と完全に代替的であるがゆえに、それもまた貨幣であると考えられる。これと同様にユー

(35) Fred H. Klopstock, [26] p. 12-14.

(36) ユーロ・ダラー預金を貨幣と考える代表的な人びとには、M. Friedman [18], A. K. SWoboda [41] [42], G. W. Mckenzie [35], A. D. Crockett [9] などがあり、貨幣でないと考えられる代表的な人びとには、F. H. Klopstock [25], J. S. Little [28], J. Hewson [27] らがいる。

(37) G. W. Mckenzie [35], なお同様の見解は、A. D. Crockett [9] においてもとられている。

ロ・ダラー預金もきわめて貨幣と代替的な金融資産であるので、貨幣と考えられると主張する。しかしこのような考え方は、貨幣と貨幣近似物との区別をきわめて味暖なものにしてしまう。この考え方を押し進めれば究極的には流動資産と貨幣とは同一物となり、その両者が果す経済的機能の相違の分析は不可能となってしまう。しかしながらたとえこのような考え方に立ったとしてもユーロ・ダラー預金の大半は貨幣ではない。なぜなら、貨幣としての要求払預金にきわめて代替的であると考えられるコールもの、オーバー・ナイトもの、7日ものの合計のウェイトは全ユーロ預金の約20%にしかすぎないからである(第6表参照)。貨幣のより厳密な定義すなわち貨幣とは交換手段ないし支払決済手段として機能するものであるという定義によればもちろんのこと、より広い定義によってもユーロ・ダラー預金は全体として貨幣とは言いがたいのである。<sup>(38)</sup>

商業銀行とは貨幣たる預金債務を創造する金融機関であるという定義からすれば、ユーロ銀行は明らかに商業銀行ではなく、ユーロ銀行システムも商業銀行制度ではない。また商業銀行制度を商業銀行たらしめる最も基本的機能はそれが経済の支払い決済のメカニズムの中心的役割を果すことにあるという観点から言っても、ユーロ銀行システムは明らかに商業銀行制度ではない。すでに指摘したようにユーロ銀行システムはそれ自身のなかに支払決済メカニズムを備えておらず、ユーロ銀行をめぐるドル建て取引の決済は米国商業銀行制度の枠組のなかで行なわれる。クランプストックの指摘にもあったように両者の関係は貯蓄・貸付組合に代表される非銀行金融仲介機関と米国商業銀行制度のそ

(38) なお J. S. リトルは、1973年3月現在の非銀行部門ユーロ・ダラー預金の平均満期は4.5カ月になっていたのに対して米国の財務省証券と大口CD平均満期はそれぞれ1.5カ月と1.3カ月であり、したがってユーロ・ダラー預金は期日以前に売却できるこれらの投資より遥かに非流動的であり、ユーロ・ダラーの大部分は断じて流動的な支払手段ではなく、したがって貨幣ではないと主張している。J. S. Little. (28) p. 159 (邦訳, p. 157).

れに極めて類似している。貯蓄・貸付組合は貯蓄・貸付証書というそれ自身は支払手段たりえないがその他の点できわめて貨幣に近い金融債務を発行し、貸付を行なう。貯蓄・貸付組合はその支払準備として現金ではなく米国商業銀行の要求払預金を保有する。したがって貯蓄・貸付組合の預金の受入れおよび貸付は米国商業銀行制度内部での要求払預金の移し変えによって決済される。この貯蓄・貸付組合はきわめて高い流動性をもつにもかかわらず、より高い金利を付与した金融債務の発行によって商業銀行発行の要求払預金や定期性預金からの乗り替えを促すと同時に、住宅建設等の貸付を行なうことによって商業銀行と競争を行なう。しかし全体としてみれば、貯蓄・貸付組合の資産・負債の拡大はそれに見合う商業銀行の資産・負債の減少をもたらすはしない。このような一見奇妙に見える事態の発生は米国商業銀行制度が支払い決済メカニズムの中心的役割を果たしていることから生じてきている。すなわちそれは金融機関としての貯蓄・貸付組合がまさに貯蓄・貸付機関であるのに対して米国商業銀行は貯蓄・貸付機関であると同時に支払決済機関であることから生じてきている。このような両者の関係はユーロ銀行と米国商業銀行、したがってユーロ銀行システムと米国商業銀行制度との関係と同一線上のものであるといえることができる。ユーロ銀行システムは魅力的な条件を備えたドル建て定期性預金の発行およびドル建て貸付を行なうことによって米国商業銀行制度の強力な競争相手となるが、他方ではそのシステム内部にそれ独自の支払い決済メカニズムを保持していないために、その支払決済は米国商業銀行制度に依存せざるを得ない。

われわれはこの節でユーロ・달러預金は「貨幣」ではなく、ユーロ銀行は商業銀行というよりも非銀行金融仲介機関であることを明らかにした。次節ではこのようなユーロ銀行システムがどのような経済的機能を果たすのかを検討する。

### 第三節 ユーロ銀行システムの経済的機能

前節で指摘したようにユーロ・ダラー預金が貨幣ではなく、ユーロ銀行システムが銀行制度でないとするならば、ユーロ銀行システムはいかなる経済的機能を果すのであろうか。

この問題を検討する前に、ユーロ銀行システムは乗数倍の信用創造を行ないうるか否かについての数多くの論争を簡単に振り返っておこう。一群の論者はユーロ銀行システムを国内の商業銀行制度に擬し、その乗数値は大きいと主張した。<sup>(39)</sup>別の論者達はそれは商業銀行制度よりも非銀行金融仲介機関に類似しており、貸付によって生ずるユーロ・ダラー市場からの漏出が大きいがゆえにその乗数値は小さいと主張した。<sup>(40)</sup>また別の一派の人びとは、前二者による論争は固定係数による信用乗数理論に依っているが、現実のユーロ・ダラー市場はこの固定係数が近似的に妥当すると思われる国内銀行市場とは異なった特徴を備えた市場であるがゆえに、このような固定係数に基づく理論は妥当しえないと批判する。<sup>(41)</sup>すなわち「固定係数の仮定は、例えば銀行が要求払預金に利子を支払うことができず、また預金債務に対する必要準備に従わざるをえない米国のそのような国内銀行制度の場合には適切な単純化かもしれない。しかしユーロ・カレンシー市場のようなもっとも競争的な市場状況、そこでは預金の保有あるいは借入れについてのポートフォリオ決定が市場利子率にかなり感応的であり、銀行が準備保有の必要性をもたない市場においては、固定係数の仮定は不適切である」として、<sup>(42)</sup>利子率を変数とするポートフォリオ・アプローチが提示され

(39) このような見解に立つものとしては、K. Friedrich [19], G. Carli [6], M. Frantianni and P. Savona [14], B. E. Lee [27] などがある。

(40) この見解の代表的な人としては、F. Klopstock [25] [26], H. Mayer [33], [34] があげられる。

(41) この見解の代表的な文献としては、J. Hewson and E. Sakakibara [23], C. Freedman [16] があげられる。

(42) J. Hewson, [23], p. 25.

る。このアプローチによれば、ユーロ・ダラー市場は完全競争市場に近似できるので、一方の市場（米国市場）への自生的資金移動は後者の市場利子率を前者のそれに比して資本移動前よりも相対的に低下させるために、他の預金者をして後者（ユーロ・ダラー市場）から前者（米国市場）への資金移動を生ぜしめる。したがって究極的にはその預金乗数は、中央銀行からのユーロ・ダラー市場への預け入れがないとすれば、1以下の値をとることになる。

このような信用乗数の大きさをめぐる論争はその過程でユーロ・ダラー市場についての数多くの情報を提供し、またそのメカニズムの解明に貢献したが、われわれが強調したようにユーロ・ダラー預金が貨幣でないとするならば、この問題は通常考えられているほどには重要ではないと思われる。なぜならたとえその乗数値がかなり大きいとしても、それが貨幣でないとするならば経済全体の物価、利子率、所得に及ぼす影響はそれが貨幣であった場合に比較してかなり小さなものになると予想されるからである。もちろん経済全体の支出にユーロ・ダラー預金がどのような影響をおよぼすかは、経済全体がどのような支出関数を持つかに依存する。この観点から言えば、重要なことはユーロ・ダラー預金の金融資産としての性格と支出関数の内容である。

乗数値の問題が論争の激しさほどには重要でないとするもう一つの理由は、その乗数値の大きさの相違はそれが表面上もつ印象ほどには実質的な意味の相違を持たないと思われるからである。例えば、その乗数値が1に近いとするヒューソンらの見解が正しいとしても、現実にはすでに第二章で指摘したようにユーロ・ダラー預金は急速な成長をしてきている。このことはユーロ・ダラー市場の枠外から利子率以外の他の要因によるユーロ・ダラー預金への自生的シフト（このシフトが具体的にどのような要因によって生じてくるのかは必ずしも明らかではない）が絶えず生じてきていることを意味する。他方、乗数値が大きいとする見解は、われわれはこの見解には組みしないが、いわばユーロ・ダラー預金への自動的な還流が常に行なわれていることを意味している。したがって



ユーロ・ダラー預金の急速な成長を前提とすれば、乗数値に対する両者の違いは、後者がユーロ・ダラー預金がユーロ・ダラー市場内で何回転もすると考えるのに対して、後者は米国商業銀行からユーロ・ダラー市場への資金のシフトは利子率の変化を通して一部米国商業銀行へ引き戻されるが、何らかの理由ですぐユーロ・ダラー市場への資金のシフトが起ると考えるところにある。もしユーロ・ダラー市場から流出した資金が別の用途に使用されたのち、またユーロ・ダラー市場へ流入することを含めてユーロ・ダラー市場への還流とするならば、両者の差はそれほど大きなものではない。<sup>(43)</sup> いずれの見解をとろうとも、ユーロ・ダラー市場へその枠外からしるその枠内からの還流にしる絶えず資金の供給が行なわれてきたことは間違いないし、その結果ユーロ・ダラー市場は急速な発展をとげることができたのである。したがって重要なことは、その乗数値の大小よりもユーロ銀行システムが創造する金融資産がどのような性格をもったものであるかということなのである。

ユーロ・ダラー預金が貨幣でなく、ユーロ銀行制度は銀行制度ではないというわれわれの主張は、ユーロ・ダラー預金が経済全体の総支出に対して何ら影響を与えないとか、世界の貨幣供給に対して無関係であるとかを意味するものではない。ユーロ・ダラー預金したがってそれを創造するユーロ銀行システムは独自の仕方で経済全体の支出、世界の貨幣供給、流動性の創造、および資金の効率的配分などに影響を与える。

ユーロ銀行システムは資金の最終的供給者から最終的需要者への資金の流れを仲介する。その際、ユーロ銀行は魅力的な「ドル建て貨幣近似物」を提供することによって資金保有者に米国商業銀行の要求払預金からユーロ・ダラー預金へのシフトを促すが、他方ではこのシフトは米国商業銀行の要求払預金残高に変化をもたらさないため、経済全体の貸付資金量は増大する。すなわちユーロ銀行は他の非銀行金融仲介機関と同様にユーロ・ダラー預金という貨幣近似

(43) このような見解に立つものとしては、E. W. Clendenning, [8]がある。

物の提供による貨幣需要の減少したがって流通速度の上昇を生じさせることを通じて経済全体の支出増加を可能ならしめる。

ユーロ銀行システムはそれ自体貨幣を創造しないので、直接的には世界の貨幣供給量に影響を与えない。しかしそれは各国の商業銀行や中央銀行を通じて世界全体の貨幣供給量に影響を与える。第一のケースはつぎのような場合である。米国商業銀行の要求払預金からユーロ・ダラー預金への資金の移転およびそれに基づく米国以外の銀行や企業への貸付は、もしその借入者が外国為替市場でそれを国内通貨に換えしかも中央銀行が為替相場を維持し受け取ったドル資金を米国商業銀行の要求払預金で保有する場合には、世界全体の貨幣供給量は増加する。なぜなら借入国では国内通貨が増加する一方、米国では要求払預金は不変のまま維持されるからである。その逆の場合には資金流出国の貨幣供給量の減少、米国の貨幣供給量不変が生じ、世界全体の貨幣供給量は減少する。第二のケースは中央銀行の外貨準備政策を通ずる場合である。中央銀行が国際収支黒字による外貨準備の増加分を米国商業銀行の預金や財務省証券ではなくユーロ・ダラー預金で保有し、ユーロ銀行がそれを直接他の国の中央銀行に貸付けるかあるいは当該国の企業ないし銀行に貸付け、その借入者が当該中央銀行にそのドル資金を引渡すならば借入国の外貨準備は増加するし、後者の場合には、貨幣供給量も増加する。もし各国の中央銀行がこのような政策を採った場合には、世界全体の公的準備およびそれに基づく貨幣供給量のかなりの増加がみられるであろう。

以上述べたようにユーロ銀行システムは直接的ではないが各国の中央銀行や金融制度を通じて世界全体の貨幣供給量や公的準備に影響を与えるのであるがつぎの諸点に留意することが重要である。第一に、ユーロ取引は貸付取引であるため、将来逆方向の動きが生ずるということである。借入国は借入れの満期が到来したときに、その更新が行なわれるか新たな借入れが行なわれないかぎり資金返済による公的準備や貨幣供給量の減少を受け入れざるを得ない。第二

に、中央銀行がユーロ・ダラー資金を直接取り入れる場合をのぞき、ユーロ・ダラー資金がそのまま使用される限り、換言すれば外国為替市場を通ずる各国通貨への転換が行なわれない場合には、当然のことながら、ユーロ銀行システムは各国の貨幣供給量や公的準備に影響を与えない。第三に、たとえユーロ・ダラー取引が外為市場取引を伴っている場合でも、世界全体の貨幣供給量は影響を受けない場合がある。米国以外の国（例えば日本）の商業銀行に保有されていたその当該国通貨建て預金（円要求払預金）から外国為替市場を通ずるユーロ・ダラー預金への資金の移転、それに引続くユーロ銀行の他国（ドイツ）への貸付および借入者によるその資金の外国為替市場での国内通貨（ドイツ・マルク）への転換は、二国の中央銀行当局による現行為替相場の維持および二国の預金準備率等の信用乗数に条件の同一性を仮定すれば、前者（日本）の貨幣供給量の減少と後者のその同一数の増加を生ぜしめるために、世界全体の貨幣供給量は不変に保たれる。この結果と前述の第一のケースの結果との相違は米国商業銀行制度が世界のドル取引の支払決済機関であるのに対して当該二国（日本とドイツ）の商業銀行制度はそうでないことによっている。第四に、自由変動相場制の下では、ユーロ・ダラー取引および外国為替取引は世界の貨幣供給量や公的準備に何ら影響を与えない。なぜならその制度の下では国際収支は均衡しており、しかもそれがゆえに中央銀行は公的準備を保有したり外国為替市場で相場維持を目的とする外貨の売買を行なう必要がないからである。

ユーロ銀行システムは自ら貨幣を創造しないにもかかわらず、世界全体の貨幣供給に一定の影響をおよぼしうることが明らかにされたが、ユーロ銀行システムの機能は以上にのべたものに限定されるものではない。ユーロ銀行システムはもしそれが存在しなかった場合に最終的貸手から最終的借手への貸付から生ずるであろうさまざまな危険をプールすることによって、あるいはまたそれは短期借・長期貸という満期変換を行なうことによって経済全体の流動性を高めるであろう。第二章で指摘したように、ユーロ銀行の債権・債務全体の満期

構成は概して近似しており、全般的にみれば短期借・長期貸の傾向は著しいものではない。しかしそれは銀行間取引に関する債権・債務の満期構成が著しく近似していることおよび金融機関取引のウェイトが大きいことによっているのであって、最終的資金供給者から最終的資金需用者への資金の流れという観点からみて真に重要と考えられる非銀行取引に関する債権・債務の満期構成においてはかなりはっきりした短期借・長期貸の傾向がみられる。したがってユーロ銀行システムは非銀行部門に対して流動性を創造しているのである。

ユーロ銀行の満期構成に関する詳しい分析は、J. ヒューソンとJ. ニーハンスによってなされているが、彼らによれば、英国所在のユーロ銀行は債権・債務の満期構成をかなり一致させる傾向をもつということであった。短期借・長期貸のある傾向が存在することやある種のユーロ銀行グループ（コンソーシアム銀行と日本諸ユーロ銀行）が短期借・長期貸をしてきたことを認めるが、しかし1年を越える貸付は全債権のうちわずかな割合であることおよび各ユーロ銀行グループで債権の満期分類の方法が異なっており、データの表面上の値いは満期変換の過大評価された姿を与えるものであることを理由にして、流動性変換はユーロ銀行の操作の重要な部分ではないと結論する。<sup>(44)</sup>われわれとヒューソンらとの結論の相違を生み出した一つの理由は、彼らが対象とした1973年9月とわれわれが対象とした1977年11月との間の状況の変化である。彼らが短期借・長期貸の傾向がないとした根拠の一つは全債権および対非銀行部門債権に占めるそれぞれの長期ものの割合が12.5%、30%と小さかったことにあったが、77年にはその値は23%、58%と大きくなっている。特に彼ら自身も認めわれわれも最も重要な関係であると指摘した対非銀行取引の債権・債務においては短期借・長期貸の傾向が著しくなっている点、すなわち対非銀行部門債権のうち長期ものの割合は約6割であるのに対して対非銀行部門債務の短期も

(44) J. Hewson, [23]. chap.3 および J. Niehans and J. Hewson, [36].

の割合は、対銀行部門債務のその割合と同様に9割以上になっている点は特筆されねばならない。

結論の相異を生み出すもう一つの理由は、対非銀行部門貸付の大部分を占めるフローティング・レート貸付についてのヒューソンらとわれわれのとの解釈の違いである。フローティング・レート貸付はたとえその契約満期が数年にわたるものであったとしても、それは3ヶ月ないし6ヶ月各に更新され、しかもユーロ銀行の都合によって満期返済を求めることができるゆえに、契約満期よりも回転信用期間（roll-over period）の方が実際の満期を示すことになる。彼らは考える。イングランド銀行によって公表されている満期構成の統計は、回転信用期間による満期分類と契約満期による満期分類の両方の部分からなっているため、その数値、とくに最長期間の満期（3年以上）の数値は、ユーロ市場における満期変換を過大評価したものであり、したがって「全般的にみて、典型的なユーロ銀行はきわめて小さな満期変換しか行わず、非銀行部門に対してきわめて僅かな流動性しか創造しない」と主張する<sup>(45)</sup>。しかし、われわれはこのような解釈には賛成しがたい。もし彼らの解釈が正しいとするならば、借手はなぜ3ヶ月ないし6ヶ月満期の借入れの繰り返しよりもフローティング・レート貸付を選択するのであろうか<sup>(46)</sup>。フローティング・レート貸付が対非銀行部門向け貸付のほとんどを占めるようになったのは、貸手は長期契約金利を短期市場金利に連動させることによって長期貸付に付随する金利上のリスクを回避できる一方、借手はたとえ借入れ金利が市場金利に連動して変化するようにも長期安定的な資金を獲得できるからである。もし借手・貸手両者に従来の方式よりもこのような有利な条件が与えられなければ、フローティング・レート貸付はこれほどまでに取引の主流にはなり得なかったであろう。事実、アイン

(45) J. Niehans and J. Hewson, [36]. p 13.

(46) ヒューソンらの指摘によればフローティング・レート貸付は対非銀行部門貸付の90%以上を占めている。

チッヒによれば、「(フローティング・レート貸付の) 契約は借手の貸手への通知および“罰金”の支払いに従った早期の返済に対する選択権を含むであろう。その通知期間は契約によって定められている。貸手は、契約に定められた一定の異常状態の生起がなければ、早期返済を請求できる地位にはない」<sup>(47)</sup>のである。このアインチッヒの指摘が正しい事実を反映するとすれば、ヒューソンらの指摘する貸手による借手への早期返済要求は異常事態下のことであり、しかもこのような状態の下で借手がそれに応ずることができる保証はないのである。実際フローティング・レート貸付は、航空機、タンカー、コンテナ船などのための巨額かつ中・長期資金の調達のために必要に応じて開発されたものであり、もし貸手が自己の必要に迫られて途中で返済を求めたとしても、借手は事実上返済することは不可能に近いであろう。したがってわれわれはこのような異常事態をもとにした解釈—契約期間よりも回転信用期間を実際の満期とする解釈には同意できない。契約満期以前に一定の条件に従って早期返済するかそれとも契約満期まで借入れるかは通常の状態のもとでは貸手よりも借手の選択による限り、契約満期をもって実際の満期とみなす方が妥当であろう。<sup>(48)</sup>

もしわれわれの解釈が正しく、ヒューソンらの指摘のようにイングランド銀行の満期統計が一部、回転信用期間に基づく分類によってなされているとするならば、イングランド銀行のそれは満期変換の事態を過大評価でなくてむしろ過小評価したものであり、その統計値が示す以上にユーロ銀行は非銀行部門に対して短期借・長期貸を行なっていると言わねばならない。

(47) P. Einzig〔12〕p 32. また彼はつぎのようにも述べている。「借手にとって回転信用の有利さは、スプレッド (spread) を含む利率と引き替えに貨幣が必要とされる全期間その貸付の利用可能性をそれによって保証されうとすることである」p 45.

(48) ヒューソンらの満期解釈および流動性の取扱について批判した論文としては、C. Freedman〔17〕がある。

全体としてみるならば、ユーロ銀行は対銀行取引においては債権・債務の満期構成をほぼ一致させることで自己の流動性を確保し、その上で非銀行部門に対して短期借・長期貸を通じて流動性の供給を行なっていると言うことができる。

最後にユーロ銀行システムはユーロ・ダラー市場をきわめて競争的な市場たらしめることによって、それが存在しなかった場合に比較して利子率とくに貸付利子率の水準を低下させると同時に資金の効率的配分、ヒューソンの言う「流動的ドル資金の効率的配分 (efficient distribution of liquid dollar funds)」の達成を促す。ユーロ銀行は米国商業銀行との、そしてユーロ銀行同士の激しい競争を通じて、また各種の新しい金融技術の積極的導入によって、最終的貸手にはより高い預金金利をもった金融資産を、最終的借手にはより低い金利での各種各様の資金貸付を供与すると同時に、ユーロ銀行は銀行間取引を積極的に行なうことによってユーロ・ダラー市場を「深さ、広さ、弾性」を備えた真の国際金融市場たらしめたのである。このような市場においては、資金はわずかな利子率格差を求めてすばやく移動する結果、より高い市場成果が得られるであろう。

われわれはユーロ銀行システムの諸機能を（ドル）貨幣の流通速度の上昇、世界全体の貨幣供給に与える影響、満期変換を通ずる非銀行部門への流動性の供与、効率的な資金配分の達成の諸点から明らかにしてきた。このようなユーロ銀行システムのもつ諸機能が世界経済の発展と安定にとって望ましいものであるか否かは軽々しく判断を下しえない。ユーロ銀行システムは投機的資金の供給によってあるいは慎重さを欠く資産運営による二三のユーロ銀行の経営破綻によって、通貨不安や国際通貨制度の動揺をもたらす一原因を生ぜしめたかもしれない。またユーロ・ダラー市場での資金の活発な取引は各国の金融政策の独立性を弱体化させ、インフレーションの発生とその持続を可能ならしめたかもしれない。しかしそれらの多くのものは、基本的にはユーロ・ダラー市場

ないしユーロ銀行システムによるものというよりも国際通貨制度、国内金融制度、各国政府の諸政策の結果生じてきたものであろう。ユーロ・ドル市場発生以来の過去 20 年間にユーロ銀行システムがなしてきた効率的かつ迅速な流動性の供給は、とくに IMF に代表される公的機関のその機能の不十分さおよび石油危機の時期におけるユーロ銀行システムの果たした役割を考慮すれば、世界経済の発展と安定に一定の寄与をなしたと言ってよいであろう。

(1979 年 6 月 11 日)

#### 参 考 文 献

- (1) Bank of England, *Quarterly Bulletin*.
- (2) Bank for International Settlements, *Annual Report* (邦訳、東京銀行調査部訳『世界金融経済年報』、東京、十一房出版。)
- (3) Bell, G., "Credit Creation Through Euro-Dollars?", *The Banker*, August 1964, pp. 494-502.
- (4) \_\_\_\_\_, *Les Marches d'Eurodevises*, Paris, Presses Universitaires de France, 1973 (邦訳 井手正介、武田悠『ユーロ・ドルの将来』日本経済新聞社、昭和 49 年)
- (5) Board of Governors of the Federal Reserve System, *Federal Reserve Bulletin*.
- (6) Carli, G., "Euro-Dollars: A Paper Pyramid," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, June 1971, pp. 95-109.
- (7) Clendenning, E. W., *The Euro-Dollar Market*. Oxford, Oxford University Press, 1970. (邦訳 坂田直太郎『ユーロ・ドル・マーケット』、日本経済新聞社、昭和 46 年)
- (8) \_\_\_\_\_, "Euro-Dollars and Credit Creation", *Inter-*



- national Currency Review*, March / April 1971, pp. 12-19.
- [9] Crockett, A. D. "The Euro-Currency Market; An Attempt to Clarify Some Basic Issues." I M F Staff Paper, 1976, pp. 375-386.
- [10] Davis, S. I., *The Euro-Bank*, London and Basingstoke, The Macmillan Press, 1976.
- [11] Eintig, P., *The Euro-Dollar System*, London and Basingstoke, The Macmillan Press, 1964. (邦訳 塩野谷九十九, 大海宏『ユーロ・ダラー』東洋経済新報社, 昭和40年)
- [12] \_\_\_\_\_, *Roll-Over Credits*, London and Basingstoke, The Macmillan Press, 1973.
- [13] \_\_\_\_\_ and Quinn, B. S., *The Euro-Dollar System*, London and Basingstoke, The Macmillan Press, 1977.
- [14] Fratianni, M., and P. Savona, "Euro-Dollar Creation: Comments on Professor Machlup's Propositions and Developments," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, June 1971, pp. 110-128.
- [15] Freedman, C., "Micro Theory of International Financial Intermediation," *The American Economic Review*, September 1977, pp. 172-179.
- [16] \_\_\_\_\_, "A Model of the Euro-Dollar Market," *Journal of Monetary Economics*, 1977, pp. 139-162.
- [17] \_\_\_\_\_, "The Euro-dollar Market: A Review of Five Recent Studies," *Journal of Monetary Economics*, October, 1977, pp. 467-478.
- [18] Friedman, M., "The Euro-Dollar Market: Some First Principles," *Morgan Guaranty Survey*, October 1969, pp. 1-11.

- [19] Friedrich, K., "The Euro-Dollar Market and International Liquidity," *Journal of Money, Credit and Banking*, 1970, pp. 337-347.
- [20] Hewson, J. and E. Sakakibara, "The Euro-Dollar Deposit Multiplier: A Portfolio Approach," *IMF Staff Papers*, July 1974, 307-328.
- [21] \_\_\_\_\_, "The Impact of U. S. Controls on Capital Outflows on the U. S. Balance of Payments—An Exploratory Study," *IMF Staff Papers*, March, 1975, pp. 37-60.
- [22] \_\_\_\_\_. *The Euro Currency Markets and Their Implication*, Lexington, Lexington Books D. C. Health and Company, 1975.
- [23] Hewson, J., *Liquidity Creation and Distribution in the Euro Currency Markets*, Lexington, Lexington Books, 1975.
- [24] International Monetary Fund, *International Financial Statistics*.
- [25] Klopstock, F., "The Euro-Dollar Market: Some Unresolved Issues," International Finance Section, Princeton University, *Essays in International Finance*, No. 65, May 1968.
- [26] \_\_\_\_\_, "Money Creation in the Euro-Dollar Market—A Note on Professor Friedman's Views," Federal Reserve Bank of New York, *Monthly Review*, January 1970.
- [27] Lee, B. E., "The Euro-Dollar Multiplier," *Journal of Finance*, September 1973, pp. 867-874.
- [28] Little, G. S., *Euro-Dollars*, New York, Happer & Row, 1975.  
(邦訳 竹内一郎『ユーロ・ダラーの功罪』東洋経済新報社, 昭和53年)。
- [29] Machlup, F., "Euro-Dollar Creation: A Mystery Story," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, September 1970, pp. 219-260.

- [30] \_\_\_\_\_, "The Magicians and Their Rabbits," *Morgan Guaranty Survey*, May 1971, pp. 3-13.
- [31] \_\_\_\_\_, "Euro-Dollars, Once Again," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, June 1972, pp. 3-36.
- [32] Makin, J. H., "Demand and Supply Functions for Stocks of Euro-Dollar System," *Review of Economics and Statistics*, November 1972, pp. 381-391.
- [33] Mayer, H., "Theoretical Problems Relating to the Euro-Dollar Market," International Finance Section, Princeton University, *Essays in International Finance*, No. 79, February 1970.
- [34] \_\_\_\_\_, "Multiplier Effects and Credit Creation in the Euro-Dollar Market," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, September 1971, pp. 233-262.
- [35] Mckenzie, G. W., *The Economics of the Euro - Currency System*, London and Basingstoke, The Macmillan Press, 1976.
- [36] Niehans, J. and Hewson, J., "The Euro dollar Market and Monetary Theory," *Journal of Money, Credit and Banking*, February 1976, pp. 1-27.
- [37] 日本興業銀行特別調査室編, 『ユーロカレンシー市場』, 東京, 金融財政事情研究会, 昭和49年。
- [38] Ossola, R., "Central Bank Intervention and Euro-Currency Markets," *Banca Nazionale Del Lavoro Quarterly Review*, March 1973.
- [39] Prochnow, H. V. (ed.), *The Eurodollar*, Skokie, Rand McNally, 1970.  
(邦訳 柏木雄介監訳 『ユーロダラー』 日本経済新聞社, 昭和47年)
- [40] 榊原英資, 『ユーロダラーと国際通貨改革』, 東京, 日本経済新聞社, 昭和50年。

- [41] Swoboda, A. K., "The Euro-Dollar Market: An Interpretation," International Finance Section, Princeton University, *Essay in International Finance*, No. 64, 1968.
- [42] \_\_\_\_\_, "Gold, Dollars, Euro-Dollars, and the World Money Stock under Fixed Exchange Rates," *The American Economic Review*, September 1978, pp. 625-670.



第2部 わが国の銀行国際化  
に関する実態研究



# 本邦金融機関の国際化の実態研究

—とくに都市銀行の国際化行動調査について—

藤 田 正 寛

## 1. は じ め に 本調査の目的と方法について

わが国の経済の国際的地位の向上とともに金融の国際化がこの数年間のうちに急速に現実的課題となってきた。ここで金融の国際化とは金利の自由化、為替の自由化と金融機関の国際的進出及び在日外国銀行及び証券、保険を含む金融機関の業務の自由化を意味している。本部金融機関の海外進出の歴史を顧みると、明治11年、国立第一銀行が釜山に支店を設置したのがその端緒であった。その後、太平洋戦争直前の昭和16年央に至るまで着実に発展を続け、大戦の開戦前夜の海外支店の閉鎖時には79支店、72出張所が設置されていたが敗戦とともに、すべてを失った。

戦後、金融機関、とくに銀行の海外進出は講和条約の発効とともに昭和27年再開されたが、その数は極めて厳しい制限をうけ5行の6支店1駐在員事務所に止まった。この場合の支店の開設国は米国のニューヨークに3店舗、英国のロンドンに3店舗、米国のサンフランシスコに駐在所事務所という状況であった。

その後の本邦銀行の海外進出は第1表のような経過をとりながら急成長を示している。(第1表より第3表を参照)

これを地域別分布をみると、



- ① 北米地域 銀行数 23 行，支店 56，現地法人 14，駐在員事務所 36，  
 ② 中南米地域 銀行数 17 行，支店 7，現地法人 5，駐在員事務所 33  
 ③ 欧州地域 銀行数 23 行，支店 42，現地法人 27，駐在事務所 28  
 ④ 中近東地域 銀行数 14 行，支店 1，駐在員事務所 20  
 ⑤ アジア地域 銀行数 23 行，支店 32，現地法人 20，駐在員事務所 64  
 ⑥ オセアニア地域 銀行数 17 行，支店なし，駐在員事務所 19  
 ⑦ アフリカ地域 銀行数 1 行，駐在員事務所 3  
 ⑧ ケイマン及びキュラソー 銀行数 8 行，支店 1，現地法人 8  
 駐在員事務所 3

となっている。

第 1 表 内外銀行相互進出状況（暦年別）

	昭 25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	現在 数					
本邦為銀																																					
支 店			6	5	1	1	6	3	1	4	1	1	6	7	1	4	3	2	1	1	1	4	15	10	14	3	6	11	4	5	12	139					
出 張						1						1	1							3	3	1	1	1	1										3	17	
所 地					2	1			1						1					1	2	4	5	11	14					7	7	10	1	7	74		
法 人																					1	5	11	23	18	22	18	27	23	12	16	22	24	186			
駐 在			1	1	2		2	2	1			4	2	2	1																						
事 務																																					
所 計			7	8	3	3	8	5	3	4	2	6	8	9	4	4	3	2	6	9	15	32	39	44	46	31	36	30	30	28	46	416					
外 国																																					
銀 行																																					
( 銀 行 )	12				1	1									2	1			1	1	2		4	11	8	10	0	4	6	3	2	1	64				
支 店	30	2	1		1	1								2	2			2	1	2	1	4	15	8	10	1	4	6	3	4	1	85					
駐 在														2	3	1	1		2	1	5	17	10	12	7	19	16	6	6	7	9	7	8	103			
事 務																																					
所 計	30	2	1		1	1							2	3	3	3		2	3	6	19	11	16	22	27	26	7	10	13	12	11	9	188				
合 計																																					

- (注) 1. 本表の「現地法人」とは「本邦為銀」の出資シェア 50%以上の金融機関をいう。  
 2. 外国銀行欄の（銀行）は本邦に支店を有する銀行の数を示す。  
 3. 現在数と合計の数が合致しないのは廃止，統合によるものである。現在数は昭和 55 年 12 月末現在である。  
 4. 大蔵省国際金融局企画課調べ。  
 5. 開設ペース。



第3表 コルレス契約を認められていない外国為替公認銀行（昭和55年12月現在）

銀行名	為銀 認可 年月	外為 店舗 数	銀行名	為銀 認可 年月	外為 店舗 数	銀行名	為銀 認可 年月	外為 店舗 数
(政府系等)		店			店			店
日本輸出入銀行	昭52.12	1	山形	昭43.3	2	第 三	昭50.3	4
(地銀)			東 邦	43.12	2	中 京	"	4
鹿 児 島	25.4	4	千 葉 興 業	45.11	2	関 西	"	4
滋 賀	26.4	4	武 蔵 野	47.8	3	阪 神	"	3
親 和	26.12	4	池 田	"	4	愛 媛	"	4
百 五	"	6	秋 田	48.4	2	北 海 道	51.2	2
十 八	27.12	4	青 森	"	3	北 洋	"	2
宮 崎	"	6	鳥 取	"	4	新 潟	"	3
肥 後	35.4	4	南 都	49.5	2	大 光	"	2
大 分	35.8	5	関 東	50.3	3	富 山	"	3
阿 波	35.11	5	み ち の く	51.10	4	岐 阜	"	3
北 国	36.3	3	庄 内 重	52.3	2	高 知	"	3
佐 賀	"	4	三 (相 銀)	53.3	2	九 州	52.3	2
清 水	"	5	大 生	49.1	3	山 形	"	2
紀 陽	36.5	6	幸 福	49.2	4	山 口	53.3	2
中 国	36.6	10	徳 陽	"	4	山 陽	"	2
北 越	36.9	6	と き わ	"	5	東 邦	54.3	2
岩 手	37.9	3	千 葉	49.8	2	大 東	"	2
山 梨 中 央	39.4	3	中 央	"	5	国 民 紀	55.3	2
山 陰 合 同	40.7	5	名 古 屋	"	4	旭 産	"	2
福 井	41.9	5	広 島	"	4	殖 産	"	2

邦銀は経済の国際化措置の一環として海外進出を外圧により、いままでは進めざるを得なかったが、昨今の銀行と他の金融機関、とくに郵便貯金、証券会社との国内金融における競争による貯蓄吸収と資金運用シェアの低下を対外的貸出によって対抗せざるを得なくなってきた。事実、国際収支面における他国とくに米国及びECとの不均衡の拡大の解消策の樹立と実行が国策として緊急性をもつ現在、銀行法と外国為替管理法の改正施行が本年から明年にかけて実施されるとともに都市銀行はもとより、地銀の一部、長期信用銀行、信託銀行

も一斉に国際金融業務の拡大を当面の目標としているのが実情である。このことは昭和55年中に新たに設置された邦銀の海外支店、現地法人の数は10行12支店、5行7法人という高い増加となっていることが如実に、国際化の急展開を物語っている。しかも、国際化の進展とともに外国銀行とくに欧米有力銀行と進出地において激烈な競争を余儀なくされていることと、主要国における外国銀行進出規制が漸次、緩和される方向が明らかとなるとともに邦銀の海外支店設置が従来3年一巡方式によっていた慣習を2年一巡式に弾力化して対応せざるをえなくなってきたことは注目せねばならない。

外国の外銀規制は例えばカナダにおいては昭和52年、カナダ国内では外銀の支店及び現地法人を認めないという極めて閉鎖的であった銀行法を改正し、現地法人を認めることとし、昭和56年より、邦銀5行の進出を認可し、さらに昭和58年末までに2行を受入れることになった。これは国際的な資金の供給体制への参入にカナダが前進せざるを得ない国際金融環境が形成されたからでもある。カナダは邦銀の進出を提議し、相互に合意した結果、過去の規制を緩和した。

また豪州は昭和20年以来一貫して外銀の活動を認可していなかったが昭和56年11月、公表された金融制度調査会による報告であるキャンベル委員会報告(Campbell Committee)のなかで、近い将来、外銀参入問題に有効な解決策を与える方向を示すに至った。

なお、外国銀行のわが国への進出は文久3年(1863年)Central Bank of Western India, London and China(英国資本)が横浜に支店を設置したのが最初であり、以来、アメリカの銀行が主力となってその数が増加し、太平洋戦争開戦直前には9行14支店を数えたが、開戦により敵産管理法が施行されたため、全店舗が閉鎖させられた。

戦後の再開は昭和24年12月、米国3行、英国3行、オランダ1行、インド1行、台湾1行、香港1行の8行に対して14支店の設置が認められた。その後、

第4表 外為銀行の現状（昭和55年12月末現在）

項目 銀行名	行 数	外為銀行数	コルレス為銀			非コルレス 為 銀	店舗数 (国内)	〔参 考〕 非 外 為 銀 行 数
			邦銀海外 支店及び 外銀5行	邦銀海外 支店及び 外銀25行	包括承認			
都 市 銀 行	13	13	—	—	13	—	1,137	—
長 期 信 用 銀 行	3	3	—	—	3	—	15	—
信 託 銀 行	7	7	—	—	7	—	80	—
地 方 銀 行	63	58	2	9	15	32	461	5
相 互 銀 行	71	38	8	—	—	30	130	33
政府系等金融機関 計	4	3	—	1	1	1	17	1
計	161	122	10	0	39	63	1,840	39
外 国 銀 行	64	64	—	—	64	—	85	—
合 計	225	186	10	10	103	63	1,925	39

第5表 都銀の外為部門収益（単位：100万円）

銀 行 名	昭54年下期	昭55年上期	昭55年下期	昭56年上期
第一勸銀	15,536	14,836	13,487	15,341
富 士	13,782	11,832	16,304	17,003
住 友	13,793	11,083	18,620	21,641
三 菱	11,358	10,771	10,079	13,338
三 和	13,876	12,709	12,010	15,165
東 海	9,215	8,287	9,815	9,230
三 井	13,028	11,887	11,036	12,440
太 陽 神 戸	7,456	5,815	7,295	8,120
協 和	4,006	3,206	2,621	4,591
大 和	6,052	4,276	4,700	5,400
埼 玉	2,972	2,573	3,295	3,225
拓 銀	2,472	2,482	2,760	3,062
東 銀	50,001	46,743	42,775	42,630

昭和45年までに8行11支店が新たに開設されたと止まったが昭和45年以降、外銀の進出は急激に増加し、年々10行を上回る外銀が進出し昭和55年末には64行85支店にまで増加した。

このような、わが国をめぐる金融環境の変動に伴い、各国はその金融機関の国

第6表 55年3月期都銀・長信銀16行の国際部門諸指標

	国際部門損益	外為取扱高	国際部門人員	国内外為店舗数	1人当り国際部門損益	1店舗当り外為取扱高
	(A)	(B)	(C)	(D)	A / C	B / D
	百万円	百万ドル	人	店	万円	百万ドル
第一勧銀	14,836 (△ 700)	22,051 (3,296)	1,802 (△ 55)	167 (0)	823 (△ 13)	132 (20)
富士	11,832 (△ 1,950)	22,844 (4,353)	1,517 (△ 36)	99 (4)	780 (△ 107)	231 (36)
住友	11,083 (△ 2,715)	18,094 (1,543)	1,568 (△ 20)	101 (0)	707 (△ 162)	179 (15)
三菱	10,771 (△ 1,287)	21,069 (2,832)	1,392 (△ 25)	120 (2)	774 (△ 77)	176 (21)
三和	12,709 (△ 1,167)	19,693 (2,069)	1,630 (△ 18)	119 (2)	780 (△ 62)	165 (15)
東海	8,287 (△ 928)	13,215 (1,616)	1,021 (12)	75 (1)	812 (△ 102)	176 (19)
太陽神戸	5,815 (△ 1,651)	8,695 (700)	908 (△ 3)	73 (0)	640 (△ 179)	119 (10)
三井	11,887 (△ 1,141)	17,287 (1,725)	1,442 (△ 9)	76 (0)	824 (△ 74)	227 (23)
協和	3,206 (△ 800)	6,214 (805)	575 (△ 15)	74 (0)	558 (△ 121)	84 (11)
大崎	4,276 (△ 1,776)	7,528 (364)	720 (△ 14)	73 (0)	594 (△ 231)	103 (5)
拓	2,573 (△ 399)	3,627 (491)	394 (12)	48 (2)	653 (△ 125)	76 (7)
拓銀	2,482 (△ 35)	3,425 (444)	268 (3)	35 (3)	926 (3)	98 (2)
東京	46,743 (△ 3,258)	31,308 (2,835)	6,400 (△ 100)	33 (△ 2)	730 (△ 39)	949 (135)
興銀	5,576 (462)	11,271 (1,505)	625 (2)	5 (0)	892 (71)	2,254 (301)
長銀	5,293 (△ 591)	9,078 (916)	340 (△ 5)	6 (0)	1,557 (△ 149)	1,513 (153)
日債銀	1,629 (△ 739)	2,816 (398)	162 (6)	3 (0)	1,006 (△ 512)	939 (133)

(注) 1. 外為取扱高中、第一勧銀、東京、興銀はベースが異なる。このため第一勧銀は若干高め、興銀、東京は低めの数値となっている。2. 国内外為店舗数は期末の数。

第7表 為銀対外短期ポジションの推移

(単位: 100万ドル)

年月末	資産	負債	ネット
昭49	13,085	24,676	△ 11,591
50	12,947	26,418	△ 13,471
51	14,296	28,387	△ 14,092
52	14,295	26,865	△ 12,408
53	21,364	36,735	△ 15,371
54	29,946	50,208	△ 20,262
55.1	28,568	51,495	△ 22,927
2	30,712	54,362	△ 23,650
3	33,923	57,849	△ 23,926
4	31,347	60,886	△ 29,539
5	31,910	64,311	△ 32,401
6	32,909	66,536	△ 33,627
7	34,526	67,465	△ 32,939
8	35,954	68,245	△ 32,291
9	41,024	73,030	△ 32,006
10	39,451	73,489	△ 34,038
11	40,506	73,458	△ 32,952
12	45,158	77,974	△ 32,816

際化あるいは国際的進出に積極的な施策を進めつゝあり、邦銀を中心とした金融機関の進出は円の国際準備通貨化と円金融の活潑化の基盤としてのオフショア市場の開設への動きとともに、この4～5年間のわが国際金融政策のもっとも急を要する研究課題となるに至った。

わが国の銀行、とくに都市銀行の収益のうち、外為部門の収益は第5表及び

第 8 - 1 表 主要国公定歩合

(年利率, 単位: %)

年 月	米 国		カナダ	英 国	西ドイツ	フランス	イタリア	ス イ ス	日 本
	米	国							
1971年末	4.50		4.75	5.00	4.00	6.50	4.50	3.75	4.75
1972 "	4.50		4.75	9.00	4.50	7.50	4.00	3.75	4.25
1973 "	7.50		7.25	13.00	7.00	11.00	6.50	4.50	9.00
1974 "	7.75		8.75	11.50	6.00	13.00	8.00	5.50	9.00
1975 "	6.00		9.00	11.25	3.50	8.00	6.00	3.00	6.50
1976 "	5.25		8.50	14.25	3.50	10.50	15.00	2.00	6.50
1977 "	6.00		7.50	7.00	3.00	9.50	11.50	1.50	4.25
1978 "	9.50		10.75	12.50	3.00	9.50	10.50	1.00	3.50
1979 "	12.00		14.00	17.00	6.00	9.50	15.00	2.00	6.25
1980 "	13.00		17.26	14.00	7.50	9.50	16.50	3.00	7.25
1980年 9月末	11.00		11.20	16.00	7.50	9.50	16.50	3.00	8.25
10	11.00		12.16	16.00	.....	.....	.....	.....	8.25
11	12.00		13.95	14.00	.....	.....	.....	.....	7.25
12	13.00		17.26	.....	.....	.....	.....	.....	.....
1981年 1月末	.....		17.11	.....	.....	.....	3.00	.....	.....
2	.....		17.08	14.00	.....	.....	4.00	.....	7.25
3	.....		16.69	12.00	.....	.....	19.00	.....	6.25
4	13.00		17.60	.....	.....	.....	4.00	.....	.....
5	14.00		18.68	.....	.....	.....	5.00	.....	.....
6	.....		19.08	.....	.....	.....	.....	.....	.....
7	.....		20.54	12.00	.....	.....	.....	.....	.....
8	.....		21.07	.....	.....	.....	.....	.....	.....
9	14.00		19.63	.....	7.50	9.50	19.00	6.00	6.25

(注1) カナダの公定歩合は1980年3月13日より、91日物大蔵省証券利回りプラス0.25%のフロート制に移行。本表では各月末時点の値。

(注2) 英国の公定歩合は81年8月20日より公表停止。

第 8 - 2 表 主要国市場金利

(年利率, 単位: %)

年 月	米 国					ユーロ・ ダ ラ ー	英 国 (T B)	西ドイツ (インター バンク)	フランス (インター バンク)
	フェデラル ・ファン ド	T	B	C	D				
1971年	4.14	4.01		4.70	5.25	6.37	4.46	5.50	5.75
1972 "	5.33	5.07		5.39	6.00	6.05	8.48	7.75	8.00
1973 "	9.95	7.45		9.29	6.75	10.60	12.82	12.75	13.00
1974 "	8.53	7.15		9.23	10.50	10.28	11.44	8.30	11.50
1975 "	5.20	5.44		6.01	7.25	6.47	10.78	4.20	6.50
1976 "	4.65	4.35		4.66	6.25	5.01	13.98	4.80	10.00
1977 "	6.56	6.07		6.72	7.75	7.15	6.42	3.60	9.19
1978 "	10.03	9.08		10.72	11.75	11.62	12.01	3.70	6.44
1979 "	13.78	12.04		13.43	15.25	14.51	16.45	8.70	12.62
1980 "	18.45	14.26		17.21	20.50	17.79	13.45	10.20	11.56
1980年 9月	10.85	10.25		11.24	13.00	12.04	14.37	9.10	12.31
10	13.17	12.17		13.51	14.50	14.31	14.44	9.20	11.31
11	17.43	14.21		16.54	17.75	16.98	13.38	9.45	11.44
12	18.45	14.26		17.21	20.50	17.79	13.45	10.20	11.56
1981年 1月	18.12	15.41		17.47	20.00	18.56	13.02	9.45	11.25
2	14.96	14.23		15.52	19.00	16.59	11.93	14.50	13.50
3	13.48	12.64		13.47	17.50	14.31	11.87	13.30	12.75
4	16.28	14.16		15.48	18.00	16.38	11.57	12.90	13.37
5	18.71	16.41		18.28	20.50	19.16	11.78	13.30	18.25
6	19.20	14.69		17.03	20.00	18.00	12.24	12.90	18.25
7	18.54	15.23		18.01	20.50	18.91	13.63	12.80	17.75
8	17.41	15.70		18.07	20.50	18.84	13.63	12.80	17.75
9	15.00	14.23		16.19	19.50	17.61	.....	.....	.....

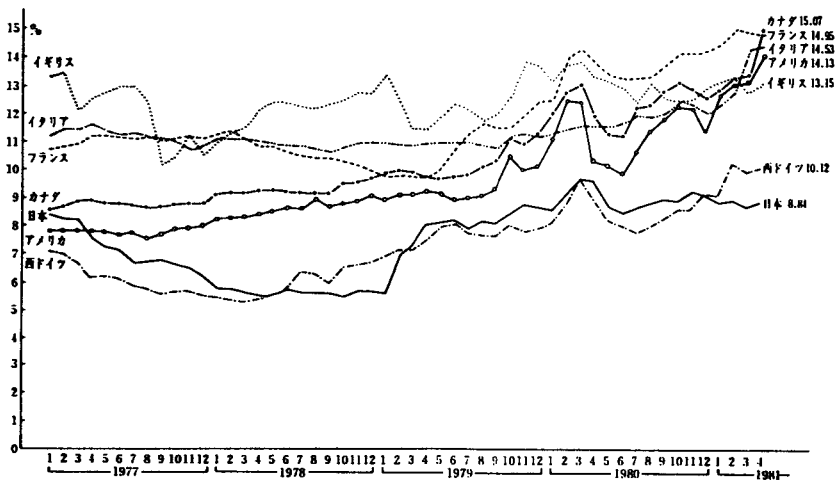
(注) 米国のフェデラル・ファン、プライム・レートを除いて、夫々3カ月物の金利。米国およびユーロ・ダラーの年次計数は各年12月の平均値、月次計数は各月最終週の平均値。英国、西ドイツ、フランスについては各期末値。

(資料) 各国統計、モルガン銀行

第6表の如くにこの数年間、急速に向上している。すなわち、国際部門損益は外為売買損益、利息収支(運用収益)、手数料収支から構成される。外為取扱高が売買益の源泉であるが、これは為替の自由化とともに順調に増大している。利子収支についてはユーロ・ダラー金利が米国の高金利に連動しているため、金利先高を予想して、早期に長期の調達を行い、高い水準時に運用を集中した銀行は利益が大きく逆の対応をした国は利益は少い。さらに国際部門1人当りの収益、1店舗当りの収益も上昇しつつある。昭和55年上期では国際部門の粗利益は都銀は10%内外である(第一勧銀9.9%、富士9.5%、住友9.3%、三菱9.1%、三和10.9%、東海12.0%、太陽神戸、三井14.5%、東銀50%)。したがって、後述の部門で明らかとなる各行の収益の目標10~15%は現実的であるが欧米の都銀が40%台を維持しているのに比べると邦銀は未だしの感を強くする。

われわれは、このような国際化の流れを正しく認識し、その基礎理論を構築するために、金融機関の国際化の実態を正しく把握しようとして、共同研究を

第1図 主要国の長期金利



(注) World Financial Markets 所載の長期政府債利回り。各月末または近傍の値。



昭和52年に開始した。これは神戸大学経済経営研究所の国際資金専門委員会（主査 藤田正寛教授）のメンバーの総力をあげてこれに着手し、科学研究費補助金、日本証券奨学財団の研究助成、信託協会の研究助成などの財政的援助をうけ故新庄 博（神戸大学名誉教授）、則武保夫（神戸大学経済学部教授）、三木谷良一（神戸大学経済学部教授）、石井隆一郎（神戸大学経営学部教授）、水島一也（神戸大学経営学部教授）、二木雄策（神戸大学経営学部教授）、池本清（神戸大学経済学部教授）、足立英之（神戸大学経済学部教授）、伊東政吉（一橋大学経済研究所教授）、矢尾次郎（神戸大学名誉教授、南山大学経済学部教授）、川口慎二（大阪大学名誉教授、関西学院大学経済学部教授）、宮田亘朗（神戸大学経済経営研究所非常勤講師、香川大学経済学部教授）、鶴身潔（甲南大学経営学部教授）、石垣健一（神戸大学経済経営研究所助教授）、井川一宏（神戸大学経済経営研究所助教授）、丹羽昇（神戸大学経済経営研究所非常勤講師、富山大学経済学部助教授）、下村和雄（神戸大学経済経営研究所助手）の各氏の参加によって理論研究と実態調査の両面より研究を続けてきた。

この共同研究は銀行及び金融機関の国際化の基礎理論を構築するのが究極的目標であるが、このためにインタビューによる各金融機関に対する予備的あるいは準備段階の実態調査を数行の銀行、保険、証券会社に対して実施し、これをもととして実態調査票を作成する作業を行った。これには数班に分担して行った予備的インタビューを徹底的に分析討論を試み、作業グループ（Working member）を発足させて、実態調査票の素案を作成し、これを全メンバーで討論し、各金融機関へ発送し、都市銀行については90%の回収をすることができた。

この作業グループは藤田、則武、三木谷、水島、二木、宮田教授及び石垣、丹羽助教授をメンバーとして活動を行うとともに回収した調査票の分析作業をも担当した。その結果が以下数個の論文として報告できることになった。

今回の調査に際し、各金融機関（都銀、地銀、信託銀行、相互銀行、各証券会社、保険会社）の担当者、大蔵省、日本銀行、日本輸出入銀行、海外経済協力基金当局

の特別のご協力とご教示に対して、ここに厚く謝意を表する次第である。

なお、本調査は金融機関全般についてその国際化の調査を行い、その日本の特徴を探る予定であるが、本稿においては回収率の高い都銀に関する作業グループの実態研究の成果の一部を取り敢えず公表することにした。

なお、引続き、最新の事情の変化（例えば外為法、銀行法改正施行）をも考慮した追加の実態調査票を作成し、各金融機関に対し実態調査を実施し、できるだけ高いカバリッジにおける研究成果にまとめる計画である。（昭56.12.5）

## 2. 国際金融政策としての銀行国際化

### (1) 邦銀の国際化の国際金融政策的意義

現代的国際金融政策は、歴史の経験が示すような金本位制的な自動調整作用の復活により成果をあげることが目的とすると考えてもよいが、このことは現実の国際金融あるいは国際通貨体制が複合化・多極化しつつあることに如実に物語られていると見て差支えない。しかし、IMFが中心的国際短期国際資金供給機能を果しているとはいえ、世界貿易の拡大に伴う国際資金あるいは国際流動性需要に十二分に対応できなくなっていることは否定できない事実であり、ここに通貨圏 (currency area) としての欧州通貨制度 (EMS) が1979年1月に発足し、他の地域においても通貨圏の構想が現実性をもつ根拠があるといえる。

いま、周知のように  $I$  を投資支出、 $S$  を貯蓄、 $G$  を政府支出、 $T$  を租税収入、 $X$  を輸出、 $E$  を輸入とすれば、つぎのような関係式が成立する。すなわち、

$$(I - S) + (G - T) + (X - E) > 0$$

この場合、開放体制においては公的、民間経済取引が継続に行われるとすれば、国際金融政策が作用するのはまず、 $(X - E)$  の均衡の局面であり、われわれは国際収支調整政策として重要視する。この政策手段は④直接的、間接的輸出

入数量の統制③金本位制的自動調整メカニズムとこれを補う価格効果にウェイトをおく為替相場の変更であった。これに対して④最近においては所得効果にウェイトがおかれ、自動調整が損われた場合は総合的政策手段がとられざるをえない。すなわち、1970年以降IMF体制の危機に関してとられ、フロート移行後も、わが国の国際収支悪化（石油危機）の対策としてとられた総需要管理政策と為替相場の調整である。⑤さらに国際収支調整政策としては長期資本の移動があげられる。これは国際収支の資本勘定に関する直接的調整であり、金利政策の影響度が高く、国際金融市場政策との相関度がつよい。

国際金融政策のいま、ひとつの重要な支柱は国際的ISの不均衡を調整する（I-S）の不均衡と金融政策のみによる国際資金の供給の協調政策である。これは国内金融政策と高い相関度をもっているが国際流動性政策ともいうべきものであり、国際金融政策のもっとも中心となるべきものであり、過去においても、もっとも重要な役割を果たしてきた。この政策手段としては①IMF自体の国際流動性供給機能があげられ、これはIMF発足時の資金が45億ドルであったのが現段階では390億SDRとなっても、増大する加盟国（いまや170国をこえている）の国際流動性需要に対応することは極めて困難となってきた。いうまでもなく、IMFは短期の国際流動性供給機関であるためSDRの大幅あるいは全面的な国際資金としての拡大が実現しても長期の国際資金を必要とする開発途上国（LDC）その他の加盟国の資金需要に到底対応できない。このために民間機関による資金の供給、しかも国際協力による資金供給方式が必要となる。これにはまず、IMFの増資と国際的域金融機関〔アジア開発銀行（ADB）アフリカ開発銀行（AFDB）米州開発銀行（IDB）〕などの世銀（IBRD）グループによる長期資金の供給が先決である。これらのグループを支援するものとしてIMFのオイルファシリティ（oil facilities）があるが、同時に欧州開発基金の活動が必要となる。

IMFの増資による無条件流動性及び条件つき流動性枠が出資（quotas）の

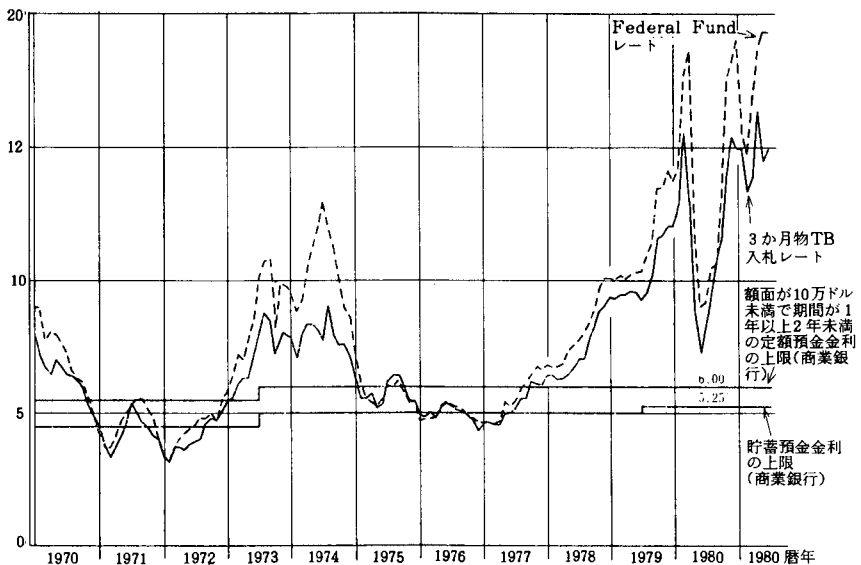
326.25%に拡大されても、なお、上記の国際的諸金融機関による資金の供給に頼らざるをえず、このような方法によってもなお、国際資金の供給が不足する現状においては民間金融機関（銀行、証券、保険その他）の資金供給力を動員せねばならず、事実、国際金融市場としてのユーロ市場、ニューヨーク市場、東京市場、シンガポール市場、チューリッヒ市場、フランクフルト市場を通ずる民間商業銀行の短期資金の供給が中心であるが、現実には「短期借りの長期貸し」への形態が一般化しようとしている。

いま、ひとつの国際金融政策の手段は国際流動性の質の改善による国際流動性の増大である。これは国際準備資産政策ともいうべき性格であり、基軸通貨としての米ドルの相対的弱体化による準備資産あるいは準備通貨として金政策の再検討、SDRを唯一の国際準備資産とすることを決定したIMF改革要綱の実現の具体的スケジュールの推進、円、並びに西独マルクの国際化あるいは準備資産化が課題となる。これらの措置はすべては間接的な米ドル強化策としてIMF加盟国の国際通貨政策として真剣に討議すべき問題である。

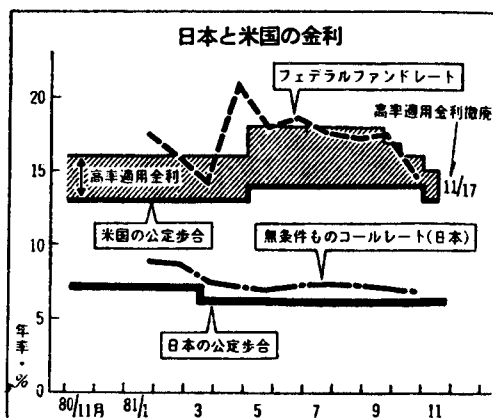
第3の国際金融政策は国際金融市場の協調政策である。IMF体制は公的な国際資金あるいは国際流動性の供給機関であり、IMF及び世銀グループの活動も米ドルを基礎として国際的マネーのサプライを実施してきた。しかし、IMF体制が強力であったとしても民間の金融市場による短期の国際資金は第2次大戦後の各国の近代化が急速に進むとともに投資資金と国民の消費資金需要の増大となったことは歴史に明らかなところである。この結果、龐大な国際資金が米ドルを中心として供給され、当初、開発途上国の一部に発生したインフレーションは米国が1960年以降、その国際収支が悪化し、1971年8月15日の新経済政策によるドル本位制への移行を余儀なくされるとともに過剰ドル（overhanging dollar）が国際金融市場へ流出して国際インフレーションの形でインフレーションを輸出するにいたった。このような国際インフレーションを鎮静するために米国においては史上最高といわれる公定歩合13%を強行せざるをえず、こ

の措置の国際的波及は各国の金利を史上最高あるいは、それに近い高金利水準化をもたらし、わが国においても9%の公定歩合によるきわめて厳しい金融引締め政策を実施したことは、われわれの記憶の新しいところである。しかし、現在においては米国の公定歩合は12%、日本は6.25%であり、これも近く0.5%程度の引下げが実施されようとしている。このように国際金利政策は各国協調がなければ一方的に波及することがわかる。また国際金融市場においては投機筋による金利差を求める動きが絶えることはなく、その対象は米ドルから西独マルクへ、あるいは日本円、スイス・フランスと変転きわまりないのがつねである、たとえば外国人の円に対する投機は急激に増加し、1981年8月末で外国人の円資産保有高は700億ドルに達した。円資産の安定性はいうまでもないが、先進諸国の金融筋及び産油国の金融筋の投資動機の変化の敏感さを知らねばならぬ、ひとつの教訓的事実である。これは公定歩合同様にプライム・レ

第2図 米国における市場金利と商業銀行預金金利の推移（月中平均）



第3図



にヤンキーダラー市場のニューヨークでの開設が現実化するとともに、この市場間の競争に平衡性あるいは協調性が必要となることは投機資金による国際金融の攪乱対策としても理の当然である。

最後に第4に国際的(G-T)の不均衡にかかわるものとして国際的な財政の協調政策が考えられる、これは国際資金のフローとしては政府援助(長期)などにかかわるものとして重要であるが、ここでは国際インフレーションの原因ともなるだけに国際公的援助の基準が重要なことを指摘するに止めたい。

さらに国際金融政策としては国際流動性政策、国際収支調整政策、国際金融市場政策のそれぞれの基礎的手段として重要なものに為替政策があり、とくに為替相場の調整と介入についての協調、あるいはフロートのガイドラインの問題があるが、本稿においては問題としての指摘に止める。

本稿においては、上述のような国際金融政策の重要な手段として、とくにわが国の目下の至上命令となっている金融市場の国際化のもっとも重要な一環である金融機関の国際化について、われわれが去る1977年以降実施中の銀行、証券、保険、在日外国銀行の国際化の実態研究の結果を公表するに際してこの実態調査を主とする実態研究の目的が現代国際金融政策のもっとも重要で、し

ト、その他の金利の弾力性による判断にもとづくといわれる。

国際金融市場としてはロンドンを中心とするユーロ市場、チューリッヒやフランクフルトを中心とする大陸市場、ニューヨーク市場、シンガポールを中心とするアジア・ダラー市場と東京市場があり、さら

かも緊急性をもつ一環への接近であることを明言しておきたい。

## (2) 邦銀の国際化への経過と現段階

わが国の金融機関の国際化の要請は国際金融・通貨環境の最近における急激な変動により円の国際化の基礎として国際的要請をうけるようになったため急速な展開を示している。具体的には金融の国際化のもっとも緊急度を要するものとしては既に実績をあげつつある金融機関の国際化である。これと併行して金融の国際化が金融市場の国際化の形で急速に進められねばならない。それは東京にオフショア・センター (offshore center) という国際金融自由取引市場を設けて東京ダラー市場を形成することにより国際金融摩擦を除去することと第2として日本円そのものを国際取引通貨とし国際金融資産とする方法である。これは最近の貿易金融の円シフトを推進する手段として東京に円建てBA (銀行引受手形) 市場を創設することである。手形割引市場、現先市場が発展しCDの発行も昨今、開始され順調に拡大したため国際短期金融市場としてBA市場への条件は整ったといえる。これは貿易金融面における円シフトが日本の外貨借入依存度を低下させるための必要条件といえるからである。わが国は工業生産、貿易規模、国民総生産規模において国際的な中心国のひとつとしての地位を築いたのに対して通貨・金融面も対応せねばならない。日本の輸出の円建て比率は1970年代初頭は5%程度であったが、いまや30%に達したものの欧米先進国に比較すれば遅れが歴然としている。しかも輸入の円建て比率は1970年代初頭の1~2%程度の状態がいまだに増大せず、4%に止まっていることは、わが国の国際経済競争力を反映したものとはいえない。この原因は円建て金融の困難性にあったといっても過言ではない。円建て市場の創設による収益の向上を国際的信認の増大も熱望される情勢である。

一方、国際収支の均衡化についても經常収支の改善もさることながら、資本収支の順調化が必要であり、このために金利の自由化の強化とともに上述のよ

うな円の国際化，すなわち金融市場の国際化と金融機関の海外進出を積極化する方向が進められねばならない。

第3の条件としてはカントリー・リスク (country risk) があげられる。とくに供給国のリスクよりも資金需要国のリスクが問題とされる。カントリー・リスクとは銀行の海外貸出に当って、当該国の政府の統治如何により貸出資金が蒙ると予想する損失の危険をいうのである。これには債務国においてdefault renegotiation, rescheduling, moratoriumなどに当って資金受入国に発生する資金損失の危険の程度を資金需要国の経済及び産業の構造並びに制度を明らかにすると同時に経済発展水準、政治的産業制度の相違をランクづけることにより、資金供給国の銀行の資産運用を安定させることを含んでいる。このためにカントリー・リスクを数量化し、銀行が総合指標を作成し、絶えず資金の行方を監視する必要から、各方面で最近、研究が進められている。例えば世界銀行の専門家による研究による基準と米国輸出入銀行の専門家による研究があるが、何れも一般的に公表公刊されていない。

カントリー・リスクは一国の政治的安定度と経済的安定度に分類をされるが、米国輸出入銀行のスタッフによる基準とされているものは一国のGNPの規模及び成長率、インフレ率、国際収支安定度、企業収益度、外貨準備の保有高と変動状況、為替相場の変動率などから判定されるといわれている。この評価方法は以下の9項目について、それぞれウェイトをつけ、総点が100点満点となればカントリー・リスクのない安定した国ということになる。すなわち、

1. 1人当りGNP（最近年）の規模 25%
2. 3年平均のGNP成長率（1人当りGNPの伸び率） 15%
3. 対GNP資本形成（最近年におけるGNPに対する投資の比率） 10%
4. 現在のインフレ状態（最近年のインフレ率） 5%
5. 3年平均のインフレ率 5%
6. 財政過不足（歳出に対する余剰・不足の比率） 5%



7. 対GNP経常収支（GNPに対する経常収支の黒字・赤字の比率） 15%
8. 同上3年平均 10%
9. 輸出の特定商品集中度（輸出のうち、重要商品輸出の占める比率） 10%  
による評価である。

このほかにカントリー・リスクの評価に関する研究としてPancras J. Naggによる最近の成果がある。

彼によるとリスクは政治的危機（political risk）を先ず重要とする。この危機は戦争、外国軍による占領、内戦及び革命、騒乱、全体主義のような極端な政府の成立、政治的改革が一定の数値を示せばカントリー・リスクであるという。つぎに銀行などの貸出活動という経済に対する危機（economic risk）をあげる。それには経済運営の失敗、不況（GNPの年成長率が5%以下、インフレ率10%以上、国際収支の悪化、通貨価値の急落）、クレジット・スキーズ、実質GNP成長率の長期低落、投資の伸びの下落、投資の生産性の急落、労働の生産性の低落、労働争議（ストライキ）、生産費の急激な上昇（賃金の上昇及び他のコストの上昇）、輸出収入の低落、政府による食料及びエネルギー資源輸入の急増、公的対外借入の過剰拡大、為替の切下げなどが指数で5年間、10をこせばカントリー・リスクは深刻ということである。

このほかのカントリー・リスクとしては天変地異に属するものの突発があげられるが政治的危機と経済的危機に比ぶべくもない。

ここで問題となるのは①粗国内固定投資/GNPまたはGDP、②一期間内の粗国内固定投資/次期までのGNPの増分、③純資本流入/GNPまたはGDP、④粗国内貯蓄/GNPまたはGDP、⑤粗国内貯蓄/粗国内固定投資などの比率により長期の国内の経済の成長を予測することにより先述の経済の運営の誤りを判定できるのである。

また国際収支の予測には①輸入増加率/GNPまたはGDPの成長率（すなわち輸入需要の所得弾力性）、②主要輸出国への商品輸出の増大率/主要輸出国

のGNP成長率（一国の輸入需要の外国の所得弾力性）、㊦商品及びサービスの輸入／GNPまたはGDP、㊧不急消費財輸入／商品及びサービスの輸入合計額  
㊨主要輸出国への輸出額／商品輸出総額、㊩外貨準備量／年々の商品及びサービスの輸入の比率が算定されねばならない。

さらに対外債務の判定については㊪支払済の対外債務／GNP（またはGDP）  
㊫利用可能な対外金融資産／対外債務、㊬対外債務サービス割合、㊭対外債務に対するサービス支払／総対外借入、㊮総対外借入／商品及びサービスの輸出、  
㊯次年度10%引き予定で、しかも未払の対外債務に対するサービス支払／対外債務（未払分を含む）、㊰当年度末の対外債務支払済額／次年度中の予定償還額  
㊱対外債務の利子支払額／前年末の対外債務支払済額があげられる。

このような評価項目の安定には国内貨幣供給が過大となりインフレーションを発生させたり、他国の貨幣供給を上回ることによる為替相場の変動を起させぬような貨幣政策がとられねばならない。

わが国の金融市場の国際化の効果の将来を示すものとして本年初以来、オイルマネーの流入が50億ドルを超えたことや、先述の外人の円資産保有が500億ドルに達したことがあげられる。

国際資金の需給については資金需給が均衡するために金利政策が有効に作用するのは総合収支の均衡をもって国際収支の均衡とする場合でも、経常収支の黒字を資本収支の赤字により相殺して均衡が成立すれば、国内的には貯蓄超過、輸出超過となっても金融勘定は均衡するために対外面の出超による外為特別会計を通ずる貨幣（資金）供給は増大しない。このことは、わが国においては経験的に立証されている。ごく最近の、米国の超高利政策の影響は金利水準の国際的平準化によらねば国内のインフレーションを措置できぬことを、体験によって、われわれは現実的に教えられたところである。

このような基礎的条件に加えて、わが国においては戦後、戦前期にすでに特権を与えられていた横浜正金銀行のような外国為替専門銀行をひとつとする特

別銀行制度は廃止され、外国為替銀行としては都市銀行、地方銀行の一部、長期信用銀行、信託銀行、特殊銀行（日本興業銀行、日本輸出入銀行）として同質化し、しかも国内における預金獲得、優良貸付先選別の過当競争が激化するとともに、この傾向は銀行の海外進出競争となり、しかも銀行以外の証券会社、保険会社までも資金の運用のために相競って海外進出を激化させるに至った。

ここでは金融機関を、とくに商業銀行の国際化の条件に限定すると、その国際化は発展進行の段階が条件となる。すなわち、第1期は外国業務の国際化とその体制の整備に集中され、これが終って第2期に入ると国際銀行業務 world banking が確立し、この時期を過ぎれば第3期として銀行機能の国際化、すなわち、world full banking または merchant banking（これらは global banking とも呼ばれている）への段階へ入り、この第3期もふたつの段階に分け狭義の第3期として international full service banking を業務とする小売銀行業務を取り扱わぬものと、これを取扱うものと考えことができ、後者を world full service banking と分類することもできる。

わが国の銀行は1960年代までは national banking の段階のものが殆んどであったが1962年以降 internal banking の段階に入り、1967年から consortium 銀行への参加が進むにしたがって多国籍銀行化と Euro-banking の積極化によって Euro-money を取り入れて円資金につなぐことにより資金の安定性を高めてきた。わが国の場合は銀行国際化は Euro-banking 指向が強いため成功した面もあるが、銀行業経営の健全銀行主義（sound banking principle）の観点からも銀行の国際化は、国内資金をどのようにして海外において短期に効率化するかを至上命令とするようになってきた。事実、国内資金の効率化を海外における資金の吸収と効率的運用に求めるのが国際化の目標となるのは必然的といえよう。

国際化の形態としては、①親銀行の支店設置の形態、②現地の法律による現地法人としての形態をとり、多数の支店、出張所を活動させる。③現地銀行ま

たは法人として数個の日本の銀行及び金融機関（証券、保険を含む）の合併による国際投資銀行の形態、④日本の銀行または金融機関と現地すなわち、外国の銀行、金融機関との合併の形態（実質的には2ヶ国によるものtransnational bank）、及び⑤日本の金融機関と数か国の外国の金融機関の合併による形態（multinational bank）の形態的相違があり、それぞれ、出資その他について現地銀行が5%以上、あるいは頭取または社長が現地人たるべきなどの条件がつけられている場合もある。

なお、わが国の海外進出の速度はきわめて早く昭和40年には支店47、出張所4、駐在員事務所18、現地法人5であったが56年8月には銀行数24、支店145、出張所14、駐在員事務所196、現地法人74に及び、さらに増加をつづけている。なお在日外国銀行は65行、支店86、駐在事務所106にのぼっている。

以下、藤田教授と石垣健一助教授、宮田亘朗教授、丹羽昇教授の共同執筆による今回の第一次の調査報告を掲載するが、引つづき藤田教授と宮田教授の信託銀行の国際化、藤田教授と水島一也教授による保険機関の国際化、藤田教授と二木雄策教授による証券会社の国際化、藤田教授と三木谷良一教授、丹羽助教授による在日外国銀行の国際化の実態研究の調査報告を別稿として公表する予定である。

重ねて、この研究が文部省科学研究費補助金（一般A）、特定研究経費、日本証券奨学財団の研究助成、信託協会の研究助成によるものの一部であることを明記し、これらの機関に対し改めて謝意を表すものである。

又、調査に積極的に協力され調査票に応じられ又、インタビュー調査に支援を賜った各金融機関、大蔵省、日本銀行当局並びに担当者に深甚なる感謝を申し上げたい。



# 銀行の国際化に関する実態調査報告\*

銀行の国際化実態調査グループ

## 1. 銀行の国際化の目的・動機について

### 101. 目標収益シェア

調査対象15行中13行回答

- (1) 1行をのぞき、全銀行ともその目標収益シェアは11～30%の枠内にある。
- (2) 預金規模別分類、外為取扱高分類とも上位グループ<sup>(1)</sup>ほどその目標利潤シェアは高い。

---

\* 本稿は1977年～78年にかけてアンケート調査ならびに一部面接調査に基づいて行われた銀行の国際化についての実態調査の結果をとりまとめたものである。アンケート調査に御協力いただいた銀行（第一勧業銀行、大和銀行、富士銀行、北海道拓殖銀行、北陸銀行、三菱銀行、三井銀行、日本長期信用銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行、三和銀行、住友銀行、太陽神戸銀行、東京銀行）に感謝いたします。アンケート調査の作成、調査の実施、調査結果の検討には藤田正寛、則武保夫、三木谷良一、宮田亘朗、石垣健一、丹羽 昇が主としてあたった。本稿はこれらのとりまとめを宮田と石垣が行ったものである。なお調査の目的、経過については藤田正寛の別稿に記されている。また銀行の国際化についての全体的な評価は、藤田・石垣論文および藤田・丹羽論文を、統計データについては藤田・宮田論文を参照されたい。

(1) 預金規模別分類は以下のとおりである。上位グループ；第一勧銀、富士、住友、三菱、三和。中・下位グループ；東海、太陽神戸、三井、大和、北拓、北陸、東京。長期グループ；興銀、長信銀、日本債券。詳細なデータについては巻末の藤田・宮田「銀行の国際化に関する実態調査の結果」をみられたい。なおわれわれは外国為替取扱高分類に基づく分析も同時に行ったが、スペースの関係でそのデータはこの報告のなかでは明らかにされていない。したがって本稿では特にことわりがない場合のグループ分類は預金規模別分類にしたがう。

(3) 上位グループの目標値は21～30%、中・下位グループのほとんどは11～20%に集中している。

(4) 長期グループは16～20%の枠に集中している。

またこの目標収益シェアと現実の収益シェア（501）との関連で言えば、

(5) ほぼ全行とも今後、国際部門の収益シェアを増加させたいと考えている。

(6) その収益の目標シェア増加幅は5～10%であるが、預金、外為分類の上位グループはほぼ10%を、中・下位グループは5%の増加を目標としている。上位グループほど今後国際部門の比重を高めたいと考えている。

## 102. 利潤動機以外の国際化の目標

### 15行全行回答

(1) 全体としてみれば、利潤以外の当面の主要目標は、取引先企業の拡大（12行）と海外銀行業務に関するノウ・ハウの蓄積（9行）である。海外情報の獲得やプレステージの確保がそれにつづく目標となっており、国内資金の海外からの補充を目標の1つとしている銀行はない。

(2) 上位グループはほぼ同じパターン（取引先企業の拡大、ノウ・ハウ）をしており、同じ目標をもって行動していると思われる。

(3) 中・下位グループは、取引先企業の拡大と海外業務のノウ・ハウの蓄積は上位グループとも一致するが、そのほかに一部の銀行は他行に対するプレステージの確保という目標をもって点が上位グループと異なる。中・下位グループの目標の重点はやや分散しており、プレステージの確保といういわゆる横並び意識が見られる。

(4) 長期グループは、明らかに都銀グループとは異なった目標をもっており、海外情報の収集が1つの重要な目標となっている。

### 103. 国際化の基本的誘因

15行中1行を除き全行回答

(1) この解答のうち、3行(上位グループ1行、長期グループ2行)は(I)、(II)のいずれともいい難いという回答であり、103表ではこのような場合(I)、(II)のいずれにも星印をつけている。

(2) 全体的にみれば、日本の銀行の国際化は、取引先企業の国際化に伴って国際化を行ってきた(I)面が強い。但し、銀行が自らの意思で国際化を進めてきた面もあり、またそのどちらとも言い難い面もでている。

(3) 企業と銀行との国際化の関連でいえば、  
イ。取引先企業が自ら国際化を進める場合  
ロ。取引先企業が自ら国際化する力を持たない場合に銀行の国際化によってこれを指導・誘導する方向で取引先企業の国際化を企てる場合  
ハ。外国為替専門銀行にみられるように、銀行業務全般にわたって海外旅行と競争する形で、いわば純粹の意味で自ら国際化を行う場合  
の三つのケースが考えられる。この回答で(II)と答えた銀行や両面あると答えた銀行は、1行を除いては、この(ロ)のケースにあたると考えられる。

(4) 預金・外為規模別にはとくに顕著な差異はみられないが、長期グループは銀行自らの意思決定により国際化を進めてきた面(前述のロ.のケース)が強いように思われる。

(5) [301]や[801]との関連でいえば、将来は銀行自ら海外市場で、海外の企業・個人を相手に業務拡大を行うという銀行独自の行動での国際化が強まると思われる。

## 2. 支店・駐在員事務所・現地法人の設置について

### 201. 支店・駐在員事務所・現法の現状と人員配備

15行全行回答、ただし、上位グループ1行は支店数、事務所数、法人数以外



は回答なし。また長期グループのうち2行は現地法人の日本人職員数およびその他職員数を無回答のままにしている。<sup>(2)</sup>

〔I〕支店、駐在員事務所、現地法人の地域的構成について

調査対象15行の総支店数、総駐在員事務所数、総現地法人数はそれぞれ99、116、82であり、これを地域別にみれば支店に関しては北米38、欧州33、アジア25、中南米3、中近東、太洋州、アフリカ0である。割合でみるとそれぞれ、38%、33%、25%、3%、0%である。これを職員数でみると<sup>(3)</sup>、それぞれ43%、38%、16%、2%、0%である。また現地人職員数で比較すれば、25%、27%、40%、7%となっている。

駐在員事務所について云えば、北米25、欧州15、アジア26、中南米16、中近東14、太洋州14、アフリカ4となり、全体に占める各地域の比率は22%、13%、22%、14%、12%、12%、3%であり、日本人職員数の地域別構成は19%、14%、24%、15%、11%、13%、2%となり現地人職員数の地域構成では、それぞれ13%、10%、37%、16%、9%、7%、6%となっている。

現地法人数の地域的構成は、北米14、欧州26、アジア24、中南米9、中近東3、太洋州3、アフリカ0となっている。その比率は17%、32%、29%、11%、4%、4%、0%である。日本人職員構成の比率は、55%、20%、14%、9%、1%、1%、0%である。その他職員数の比率は、39%、3%、6%、51%、1%、1%、0%となっている。

以上の検討からつぎのことが指摘できる。

---

(2) アンケート調査表に示された対象地域外の支店、駐在員事務所、現地法人およびその職員数についても回答が寄せられたので、ここでは対象地域外回答を含めたときの数字を使用して説明を行う。なお、対象地域外回答を除く場合については別個の表にまとめられているので本書の巻末のデータをみられたい。

(3) この数字には上位グループ1行の数字が入っていないが、その分布が平均的なものからかけ離れていないとすればこの比率は信頼してもよい。

(1) 支店構成（支店数及び日本人職員数）から云えば、北米、欧州がほぼ同水準で、この両地域で全体の70～80%のウェイトを占めており、アジア地域が残りの20%程度を占める。ただし、現地職員数で云えば、アジア地域が40%程度、欧州・北米地区合わせ50%強となり、アジア地域のウェイトが大きくなっている。

(2) 駐在員事務所については、支店に比較して世界各地に分散しており、欧州、北米の比重が小さくなり、中南米、中近東、太洋州の比重が大きくなっている。現地人職員数構成で云えば、アジア地域がかなり高く、欧州、北米は比較的低い。

(3) 現地法人数構成においては、欧州、アジアの比率がそれぞれ30%程度を占めて重要地区になっているが、日本人職員数構成で云えば、北米が50%以上を占め、欧州は20%、アジアは15%程度である。またその他職員数構成で云えば、中南米が50%以上、米国が40%近くを占め、欧州、アジアの比率は両者合わせても10%にも満たない。したがって、欧州、アジアの現地法人は比較的少数の日本人およびその他職員によって運営されているのに対して、北米のそれは法人数こそ少ないが、人員からみて比較的大規模な法人によって構成されていると考えられる。また中南米地域のその他職員比率はきわだって高いが、<sup>(4)</sup>これは現地人雇用に関する規制によるものであろう。

#### (Ⅱ) 支店、駐在員事務所、現地法人のグループ別構成について

ここで、銀行グループ別の支店、事務所、現地法人についての分析を行う。まず預金規模別上位グループ、中・下位グループ、長期グループそれぞれの支店数はそれぞれ37、54、8であり、その構成比率は37%、55%、8%である。中・下位グループの数字が大きいのはその内の一行がきわめて大きな値をとっているためであり、この一行を除くとその数値は全体の27%へと低下する。日

---

(4) 中南米地域の値が高いのは、もっぱらブラジルの数値の高さに依存している。

本人職員数でみた支店構成は、37%、55%、8%であり、それは支店数構成と一致している。これに対して現地人職員数構成は19%、78%、3%であり、上記二つのものと異なっている。これは中・下位グループの一行が各支店とも大量の現地人職員を採用していることによっている。

各グループの駐在員事務所数は、44、56、16であり、その構成比は38%、48%、14%となっている。日本人職員数構成は、36%、48%、16%で、ほぼ事務所構成と一致する。現地人職員数構成は28%、59%、13%でやや上記二つの構成と異なっているが、支店の場にみられたほどの大きな相異はない。

各グループの現地法人数は、上位グループ32、中・下位グループ35、長期グループ15であり、その構成比は39%、43%、18%となっている。これを支店数構成、事務所数構成と比較すると、法人数構成では長期グループのウエイトが高く、中・下位グループは、1行を除くと、そのウエイトが小さい(18%)のが注目される。日本人職員数構成は38%、55%、8%となっており、現地人構成は、60%、40%、1%となっている。

以上のことから支店、駐在員事務所、現地法人のグループ別構成についてはつぎのことが言える。

(1) 支店構成は、支店数ないし日本人職員数からみて、上位グループ4割弱、中・下位グループ5割強、長期グループ1割弱であるのに対して、駐在員事務所は、世界各地に平均的に分散した形をとっており、各グループ間の相違があまり出ていない。現地法人構成はこの二つの構成の中間的パターンをもつようにみえる。

(2) 上位グループはいずれの構成においても約40%であるが、現地人職員数構成は約20%と低い。

(3) 中・下位グループは、支店、事務所、現地法人構成とも50%前後を占めるが、これは中・下位グループの1行の値が極端に大きいためであり、これを除くと全体の25%を占めるにすぎない。

(4) 長期グループは支店、事務所構成では1割前後にしかすぎないが、現地法人数構成が約2割と高い。

### (Ⅲ) グループ内の地域別構成

つぎに各グループごとの地域別構成を比較検討しよう。

上位グループの地域別支店数構成は北米、欧州、アジアがそれぞれ41%、32%、27%となっており、その他の地域は0%である。これを日本人職員数で見るとそれぞれ45%、38%、16%となり支店数構成と比較すると北米、欧州の比重が上り、アジアのウェイトが下がっている。しかし現地人職員数構成においては、北米、欧州が32%、29%であるのに対してアジアは39%となっており、逆にアジアの比重が上り、北米、欧州のそれが下がっている。

上位グループの駐在員事務所数構成は、北米18%、中南米16%、欧州11%、中近東18%、アジア23%、太洋州11%となっている。これは、支店数構成と比較して、駐在員事務所が各地域に平均的に分散されていることを示している。日本人職員数構成は駐在員事務所構成とほぼ一致しており、現地人職員数構成は、アジアがきわめて高い値をとるために、事務所構成とはかなり異なっている。

上位グループの現地法人数構成は北米16%、中南米22%、欧州31%、中近東0%、アジア25%、太洋州3%、アフリカ3%となっており、欧州、アジア、中南米の比重が高い。しかし、日本人職員数構成は、北米55%、中南米8%、欧州18%、中近東0%、アジア17%、大洋州1%となり、北米の比重が著しく高くなっている。その他職員数構成では中南米が著しく高く、全体の80%を占め、それに北米9%、アジア8%と続いている。したがって北米地域は法人数はそれほど多くはないが、日本人職員数からみて法人の規模は他の地域のそれよりもかなり大きいものと思われる。また中南米地域は法人数、日本人職員数はそれほど大きくないが、その他職員数がきわめて大きく特徴的な法人形態をとっている。<sup>(5)</sup>

(5) この値の高さはブラジルの値の高さにもっぱら依存している。

中・下位グループの支店数構成は北米33%，欧州33%，アジア28%，中南米6%となっている。日本人職員数構成は北米40%，欧州39%，アジア18%，中南米3%であり、その構成は支店数構成とほぼ一致している。現地人職員数構成は北米22%，欧州26%，アジア42%，中南米10%であり、アジア地域のウエイトが高くなっている。概して中・下位グループの支店構成パターンは上位グループのそれに近い。

駐在員事務所数構成は、北米27%，中南米13%，欧州9%，中近東7%，アジア23%，大洋州13%，アフリカ7%となっており、支店に比較して世界各地に平均的に分散している。日本人職員数構成は北米24%，中南米13%，欧州9%，中近東8%，アジア26%，大洋州14%，アフリカ4%で事務所数構成と類似している。現地人職員数構成はアジアが35%と高い他は、構成パターンは著しい偏りをもっていない。全般的に言えば、中・下位グループの事務所構成は上位グループのそれに似た構成を示す。

中・下位グループの現地法人数構成は、北米23%，中南米6%，欧州29%，中近東3%，アジア31%，大洋州6%，その他3%となっている。日本人職員数構成は各地域それぞれ59%，10%，16%，2%，12%，1%，1%となっており、法人数構成に比較して北米のウエイトが高くなっている。中・下位グループの現地法人構成の特徴の第1は上位グループに比較して中南米のウエイトが低く、北米のウエイトが高くなっていること、第2は、北米の現地法人は日本人職員数および現地人職員数からみてきわめて高いウエイトをもつことである。

長期グループの支店数構成は北米63%，欧州（ロンドン）38%，アジアを含むその他地域0%となっており、欧米中心がはっきり示されている。日本人職員数構成は北米60%，欧州40%，現地人職員構成は北米56%，欧州44%であり、支店数構成とほぼ一致している。

駐在員事務所数構成は北米13%，中南米13%，欧州31%，中近東13%，アジ

ア19%、大洋州13%、アフリカ、その他0%となっている。欧州の比重がやや高いが、全体的な構成パターンは中・下位グループや上位グループとそれほど大きな相異はない。日本人職員数構成および現地人職員数構成のパターンは駐在員事務所数構成のそれにきわめて類似している。

現地法人数構成は北米7%、欧州40%、中近東13%、アジア33%、その他7%。中南米、大洋州、アフリカ0%となっており、欧州、アジアの比重が高い。日本人職員構成では、北米27%、欧州60%、アジア13%であり、欧州の比重がきわめて高い。

長期グループについて全般的に言えば、欧米中心のパターンが上位グループ、中・下位グループに比較して明確に示されている点に特徴がある。

以上各グループの地域的構成について検討を行ってきたが、項目別に各グループの特徴を指摘すれば以下のとおりである。

● 支店構成（支店数、日本人職員数、現地人職員数の各構成）について

(1) 上位グループの支店は北米、欧州、アジアに集中しており、日本人職員数でみた場合、北米、欧州の両者で85%程度を占めており、この両地域が中心的地域となっている。但し現地人職員数ではアジアのウエイトが高く、約40%を占めている。

(2) 中・下位のグループの支店は上位グループと同様に北米、欧州、アジアに集中しているが、一部中南米にも進出しており、その部分だけ北米のウエイトが小さくなっている。これは日本人職員数構成についても同様である。現地人職員構成は、上位グループのそれと同様にアジアのウエイトが高くなっている。

(3) 長期グループの支店構成は、北米、欧州が中心で、他の地域には進出していない。

● 駐在員事務所構成について<sup>(6)</sup>

(6) 駐在員事務所の事務所数、日本人職員数、現地人職員数の各構成は各グループにおいてはほぼ同じであるので事務所数構成で駐在員事務所構成を代表させる。

(1) 上位グループの駐在員事務所はアフリカを除く世界各地にまんべんなく設置されており(最高アジア23%, 最低欧州, 大洋州11%), 他グループとの比較でいえば, 中近東の値が高い。

(2) 中・下位グループのそれも他グループと同様に世界各地に設置されているが, その分散はかなり大きい(最高北米27%, 最低中近東・アフリカ7%)。

(3) 長期グループもアフリカを除く世界各地に事務所を持っているが, 欧州をのぞき, そのウエイトはほぼ等しい。他グループとの比較では, 欧州の値が大きい。

(4) 駐在員事務所構成は支店構成と違ってかなり分散して形態をとり, 各グループ間で大きな相違はない。しいて各グループの特徴をあげれば, 上位グループは平均的に各地域に事務所を持っていることおよび中近東の値が高いこと, 中・下位グループは北米とアジアにかなり重点を置いていること, 長期グループは欧州の値が高いこと, などがその特徴として挙げられるであろう。

● 現地法人構成について<sup>(7)</sup>

(1) 上位グループは中近東, アフリカを除く各地域に現地法人を保有しているが, 法人数構成では欧州の値が一番高い。しかし日本人職員数構成では北米が, その他職員数構成では中南米のウエイトがきわだって高い。

(2) 中・下位グループの現地法人数構成は主として北米, 欧州, アジアに集中しているが, 一部中南米, 中近東にもあられる。アジア, 欧州のウエイトが高い。この傾向は, 日本人職員数構成, その他職員数構成についてはみられず, 逆に北米がきわめて高い。

(3) 長期グループの現地法人は中南米, 大洋州, アフリカを除く各地にあるが, 法人数構成のウエイトの高い地域は欧州とアジアである。日本人職員数,

---

(7) すでに指摘したように長期グループ3行のうち2行は日本人職員数, その他職員数が未回答であったので, 長期グループの法人数構成を除くそれらの構成は長期グループ全体のそれと言うよりも長期グループ1行の状態を示すものである。

その他職員数各構成で一番高いウエイトを占めるのは欧州であり、アジアのそれは低くなる。

(4) グループ別にみても、現地法人構成は駐在員事務所構成と支店構成との中間にあるが、それはより支店構成に近いかたちをとっている。

#### (IV) 1店舗当りの職員構成

支店当りの日本人職員数、現地人職員数について言えば、北米、ヨーロッパの支店当り日本人職員はそれぞれ11.53人、11.57人と高く、中南米、アジアのそれは5.33人、6.13人と低い<sup>(8)</sup>。しかし支店当り現地人職員数では逆に北米、ヨーロッパのそれは32.74人、40.77人であるのに対して中南米、アジアのそれは111.67人、78.17人と高い。

駐在員事務所当りの日本人職員数、現地人職員数は全体の平均で1.92人、1.81人で支店当りのその10.02人、49.66人に比較して小さい。地域的には、それら値はほぼ2に近く地域差はでていない。したがって一般的には駐在員事務所は日本人2名、現地人2名の計4名によって運営されている。

現地法人の日本人職員数およびその他職員数は4.88人、155.71人であり、支店に比較して日本人職員数では低く、その他職員数では高い。地域別にみれば、日本人職員数では北米が16.08人ときわだって高く、その他の地域では1~4人となっている。その他職員数では、中南米が767.87人ときわだって高く、北米も361.4人と高いが、その他の地域は13~32人程度である。

以上のことからつぎのことが指摘できる。

(1) 支店当り日本人職員数と現地人職員数については、地域差が著しく、北米、ヨーロッパの先進地域では日本人職員のウエイトが高く、中南米、アジア

(8) 上位グループ1行は支店数、駐在員事務所数、法人数を除く日本人職員数、現地人職員数は未回答であったので、この両者に関連する上位グループの数字は最小評価されている。また長期グループ2行は現地法人の日本人職員数、その他職員数を未回答にしているので現地法人に関連する数字は過小評価されている。



地域などの非先進地域では現地人職員のウエイトが高い。

(2) 駐在員事務所当りの日本人職員数と現地人職員数については、地域差はほとんどなく、それは日本人2名、現地人2名の計4名で構成されている。

(3) 現地法人は支店に比較して一般にその他職員のウエイトが高いが、特に中南米と米国のそれは高い。日本人職員では北米の値が高く、その他の地域ではそれほど差がでていない。

つぎに各グループ別にその特徴を検討しよう。上位グループ、中・下位グループ、長期グループの支店当りの日本人職員数はそれぞれ11.96人、9.11人、9.38人でありそれほど大きな相違はないが、支店当り現地人職員数は31.07人、64.19人、16.63人とかなりの差がみられる。

駐在員事務所当りのグループ別職員数では、日本人職員数、現地人職員数ともに大きな差異はみられない。また地域別にみても各グループとも特別な差異はみられない。

現地法人当りのグループ別職員数では、日本人職員については平均的には5～6人であり大きな差異はないが、その他職員数は、上位グループ、258.39人であるのに対して、中・下位グループ、長期グループのそれは138.40人、11.00人と大きな差異がみられる。

以上のことからつぎのことが指摘できる。

(1) 支店・駐在所・現地法人当りの日本人職員数は、各グループでそれほど大きな差異はない。しかし現地人(その他)職員数でみると、駐在員事務所をのぞけば、上位グループ、中・下位グループ、長期グループでかなり大きな差異がみられる。

(2) 上位グループは支店当り日本人職員数、現地法人当りその他職員数ともに最高である。

(3) 中・下位グループ、長期グループは支店当り日本人職員数においてはそれほど上位グループに劣っているわけではないが、支店当り現地人職員数、現地法人当りその他職員数でかなりの差がみられる。

## 202. 今後の支店進出予定地区

15行中14行回答

(1) 全般的に云えば、今後の支店進出予定地区としては、全行とも合衆国・カナダ地区を挙げている。つぎにアジア地域、西ヨーロッパ地域がほぼ同数で、中南米、中近東がこれに続く。〔201〕での既設の支店構成との比較で見れば、将来は合衆国・カナダ地区およびアジア地区の比重が上がり、ヨーロッパ地区の比重はやや下がるように思われる。

(2) 預金規模別にみれば上位グループでは合衆国・カナダを全行ともあげているが、その他の地区は中南米・アジア・西ヨーロッパがそれぞれ2行ずつでかなり分散している。中・下位グループはそのパターンがほぼ同じで、合衆国・カナダを全行ともあげ、アジアを5行、西ヨーロッパを4行があげている。

(3) 長期グループは全行とも合衆国・カナダをあげているがその他はまちまちであって一定のパターンは見出され得ない。

(4) 外為規模別では、上位グループのパターンは預金規模別よりもよりはっきりしたものとなり、合衆国、アジア、ヨーロッパから大進出予定地区となっている。

## 203. 今後の駐在員事務所進出予定地区

15行中14行回答

(1) 全般的にみると、駐在員事務所進出予定地区のパターンは支店進出予定地区のパターンとはかなり違った傾向を示している。合衆国・カナダ、ヨーロッパ各8行、中南米7行、中近東、アジア6行の順になっているが、その差はほとんどない。

(2) 駐在員事務所の形での進出は支店設置が認められないために、やむをえず行われる場合もあるが、一般的に云えば将来の支店設置を目指すものと解釈されるので今後の支店設置のパターンを示すものと思われる。中南米、中近東、アジア地域が先進国地区とほぼ同じウエイトで評価されていることから考える

と、今後の銀行の国際化は、近い将来はともかく、その発展の方向としては途上国地域の比重をより高めてゆくであろうと予想される。またこの結果は〔305〕の発展途上国向け貸出しに対する銀行の積極的態度と合致している。

(3) 預金・外為別分類によってもこの駐在員事務所予定進出地区の多様化・分散化の傾向はほとんど変りない。

#### 204. 支店と現地法人の比較

##### 〔I〕資金調達面

###### ●現地法人の場合の長所 15行中10行回答 (複数回答)

(1) 現地法人の場合は、支店とは異なって日本当局からの規制外にあり、現地銀行として当該国の規制下におかれるため、現地特有の形で当該国内市場に参加し、預金の受入れ、CDやCPの発行等を通じて、資金調達の効率化・多様化・安定化を図ることができる点が最大のメリットになっている。(10行中8行)

(2) 2行は進出国の国内市場への参入の容易化を挙げ、1行は進出当該国の政策、特に税制上のメリットを挙げ、他の1行はほとんどメリットなしと回答している。

###### ●現地法人の場合の短所 15行中13行回答 (複数回答)

(1) 現地法人形態での進出の最大の欠陥は、親銀行から一応独立した形態となるため、親銀行の信用力を直接的に利用できず、またその規模も小型化せざるを得ないため資金調達力が制限されることであるとほとんどの銀行は考えている。

(2) また現地当局による取引量規制等の税務・業務・財政上の規制・制限が資金調達面での制限を課す場合もある。

資金調達面での現地法人と支店との全般的比較で云えば、(1)現地法人の場合のメリットは、日本当局の規制外で現地での実情にあった形で資金調達が可能となる点であり、(2)そのデメリットは親銀行からの独立およびその小型化のた

めの、信用力の低下による資金調達力の弱さにあると思われる。(3)またメリット・デメリットの比較考慮については、ややデメリットの方が大きいように思われる。その根拠の一つは、長所のところで無回答だった銀行5行のうち3行(残り2行は短所のところも無回答)がいずれも信用力の低下を理由に、資金調達が不利となると考えている点である。ただしこのデメリットは親銀行が何らかの形で支援する形をとれば克服可能であるかもしれない。

なお預金別、外為別には特に指摘できるような特徴は見出されない。

## 〔Ⅱ〕貸出・有価証券投資

### ●長所：(15行中10行回答)(複数回答)

(1) 現地法人の長所が特になしと回答した2行を除いて残りは、日本当局の規制枠外で中・長期貸出等において比較的自由的な融資活動が可能となる点をメリットとしている。

(2) 税制上の特典を挙げているものが2行、不良貸出金の償却の容易化を挙げているものが1行ある。

### ●短所：(15行中13行回答)(複数回答)

(1) ほとんどの銀行は進出先当該国での与信活動に関する規制、とくに資本金との関係での一社貸出枠制限規制による与信活動に対する制約をデメリットの最大のものと考えている。

(2) 資金量・信用力不足のための一流案件への参加等の与信活動に対する制約をあげたものが3行ある。

貸出・有価証券投資に関する現地法人の長所・短所について総合的に言えば、

(1) 長所としては、中・長期貸出等について日本金融当局からの規制を受けずに自由に与信活動を行いうること。

(2) 短所としては、規模の小型化にともなって、進出先当該国の一社貸出枠制限や信用力不足によって与信活動が制限されるということである。

- (3) 預金別・外為別によるグループ間には特に差異はない。

### 〔Ⅲ〕外国為替業務

#### ●長所（15行中9行回答）（複数回答）

(1) 支店に比して現地法人が特に有利であるということはないという回答が多い。（6行）

(2) 日本当局からの規制外にあるため、より広い活動が可能になると考えるのが2行、現地企業との取引機会が増加するというのが1行である。

#### ●短所（15行中11行回答）

(1) 現地法人の場合には新たにコルレス網の設定が必要とされるなど、この種の事務管理上の負担が増えると回答したのが4行。特に差異はないと答えたのが4行、規模・信用度の低下から生ずる営業活動に対する制約と答えたのが3行ある。全般的に云えば、親銀行からの独立がコルレス網の新たな設定や信用度の低下による営業活動への制約等をもたらすことが現地法人の短所である。

外国為替業務に関する現地法人の長所・短所について総合的に云えば、

(1) 外国為替業務に関しては、現地法人か支店かによる差異はとくにないというのが比較的多いが、現地法人は親銀行から独立したかたちで営業活動を行わねばならないということから生ずる不利益（コルレス網の設定や営業活動に対する制約）をこうむらねばならない。したがって外国為替業務に関しては、現地法人よりもむしろ支店形式の方がやや有利であろう。

(2) 規模に関しては差異はない。

### 〔Ⅳ〕現地での周辺業務

#### ●長所：（15行中13行回答）

(1) 13行中、特になしの一行をのぞき、全行は日本の法規制からの離脱によって、現地の規制の許す範囲内で周辺業務（証券引受け業務）を行いうるのが最大のメリットである。

●短所：（15行中8行回答）

(1) 8行中4行は特に短所はないと回答した。長所の所で回答しておいて短所のところで未回答の銀行5行を特に短所なしと解釈すれば、13行中9行は現地法人と支店との比較で特に現地法人の方が不利になる点はないと考えている。

(2) 規模別にみると上位グループではほとんど短所はみられないと回答しているのに対して、中・下位グループやその他のグループは若干の短所（コスト高になる恐れ等）を挙げている。

周辺業務について総括的にみれば、支店形式と比較して特にデメリットはなく、日本の規制下では許容されていない周辺業務、特に信託業務を遂行できる点が大きなメリットである。

〔V〕その他

●長所：（15行中5行回答）

5行のうち4行は、現地法人は支店形式よりも現地との密着化が可能となると考えている。

●短所：（15行中3行回答）

回答は個々ばらばらであり、収益が直接親銀行のものとならない点、役員構成などに現地規制を受ける点、資本金が小さいことから生ずる信用力の低下などを挙げている。

〔204〕についての全般的に総括すれば

(1) 現地法人の支店との比較においての最大の長所は、日本当局の規制外で各種営業活動を現地の実情に合った形で展開できるということである。

(2) その最大のデメリットは親銀行から独立した形態をとるため、必然的に規模が小型化せざるをえず、親銀行のもつ信用力と規模の経済の利益を獲得できないことにある。

(3) 支店と現地法人の関係は代替的關係というよりもむしろ補完的關係にあ

ることが判明した。もちろん現実の選定にあっては進出先の国が支店設置を認めていない場合には、現地法人で進出せざるを得ないケースもあるが、支店設置が許可されている国でも現地法人が数多く設置されていることからそれらの関係が補完的なものであることが推測できる。

### 3. 業務内容について

#### 301. 国際化の現段階、将来の見込み

15行全行回答

(1) 国際化の現段階(1977年現在)を第4段階と回答した銀行が4行、第3段階と答えたのが7行、第2段階と答えたのが3行、第1段階と答えたのが1行である。

(2) 全般の特徴をみると、1970~71年には15行のうち9行がより上位の段階へ移行している。(その内訳は第1→第2段階5行、第2→第3段階2行)。1972~74年は各年2行ずつが上位段階へ移行し、1980年頃には4行が新たな段階に進んだと考えている。

(3) 従って、銀行の国際化は1970年以前は比較的緩やかな歩調で進み、1970年から71年にかけて一つの大きな山があり、つぎの72年から75年にかけてはややペースを緩めながらも漸次国際化が進んで現在に至っている。また今後1980年ごろに一つの節目を迎えるであろうと予想されている。

(4) われわれの予想と異なって、規模別グループにおける特定のパターンがあらわれていない。その理由の一つは、この質問に対する各行の解釈がまちまちであることであろう。例えば、上位のある銀行が現段階を第2段階と答えたのに対して、中・下位グループ2行が第4段階と答えたのは多分解釈の違いによるものであろう。その解釈の違いは、各段階を業務の一部がその段階に達した場合と主要業務全般がその段階に達した場合のいずれを想定するかによって異なる。グループ別の内容はつぎのとおりである。預金規模別上位グループ(2

段階1行, 3段階2行, 3~4段階1行, 4段階1行), 中・下位グループ(1段階1行, 2段階1行, 3段階2行, 4段階3行), 長期グループ(やや傾向がはっきりしておりほぼ3段階にある)。

### 302. 国内業務に比しての海外業務の魅力

#### 15行全行回答

(1) 国内業務に比しての海外業務の魅力は, 業務・顧客の多様化が可能となること(15行中12行), 収益性の高さ(6行), 高い成長性(6行), 広大で弾力的かつ自由な国際金融市場の存在(6行)の4点ではほ言いつくされている。

(2) もちろん上記の4点は独立なものではなく相互関連をもつのであるが, 特に業務・顧客の多様化や高い成長性が強調されているのが注目される。銀行の国際化は企業の国際化にともなって進行してきたのであるが, 今後は国内企業はもとより海外企業との取引きを目指すことが示されており, 国内景気の沈静化はさらに海外業務の魅力を高めるであろう。

(3) 自由な国際金融市場の存在, 収益性の高さなどの魅力は, 国内経済の状況や, 国内金融市場の規制から離れて自由な形で高収益を目指して競争できることを示しており, この魅力は金融業としての銀行が自らの国際化をさらに押し進める推進力となるであろう。

(4) 規模別にみると, 上位と中・下位グループの間に特に目立った差異はない。いずれのグループとも業務・顧客の多様化を挙げるものが多いのであるが, ただ中・下位グループの方はやや分散気味であるのに対して, 上位グループは, 高い成長性と自由な国際金融市場の存在の比重が高い。このことは, 上位グループほど国際金融市場で幅広く活動し, 国際化の実を挙げていることを示すものと思われる。



### 303. 海外支店の営業の重点の異同

#### 15行全行回答

海外支店における営業の重点は異なるかという質問に対して15行中14行が異なると回答しているところからみて、異なると考えて間違いはない。

#### <ニューヨーク支店>

##### 15行中12行回答

回答した12行のうち8行は貿易金融を最重要な業務と考えており、第1位にあげなかった銀行も、これを2位（2行）、3位（2行）に挙げている。つぎに日系企業への貸出を最上位と回答した銀行が3行あり、残りのすべての銀行（9行）はこれを2位にあげている。資金調達、日系企業以外への貸出はほぼ同程度であるが、やや資金調達面の比重が高いように思われる。周辺業務、その他はあまり重要な業務とは考えられていない。

(1) 全般的にみると、ニューヨーク支店の場合、貿易金融が最重要で、つぎに日系企業への貸出が重要である。いずれにしてもこの支店の場合には日系企業を中心とした長短貸出が主たる業務であり、資金調達業務の重要度はあまり高くない。

(2) 規模別に検討すれば、上位グループは貿易金融よりも日系企業への貸出業務の方がやや比重が高くなっているのに対し、中・下位グループおよび長期グループでは貿易金融の比重が高い。これは上位行グループほど関連企業との密着度が高く、そのため短期金融よりも中長期貸出の比重が高い結果となっているのであろう。

#### <ロンドン支店>

##### 15行中12行回答

全行ともロンドン支店では資金調達を第1位に挙げている。日系企業への貸出、貿易金融、日系企業以外への貸出がほぼ同水準にある。

(1) ロンドン支店の特徴は、圧倒的に資金調達面の重要性が高いということである。

(2) 日系企業以外への貸出が2位を占める銀行が12行中4行もあり、日系企業への貸出、貿易金融とほぼ同じ比重を占めている点が注目される（ニューヨーク支店ではこれを2位にあげるものは1行もなかった）。ロンドンを中心とする国際金融市場にあって各行とも外的拡大をはかっていることが明示されている。

(3) 規模別にみれば、上位グループでは、資金調達、日系企業への貸出が上位を占め、それに貿易金融、それ以外の企業への貸出が同じ水準で続いている。中・下位グループおよび長期グループでは、資金調達のつぎは貿易金融、日系企業への貸出し、その他企業への貸出がほぼ同水準で並んでいるが、その他企業への貸出がかなり重要な位置を占めている点に注目しなければならない。とくに中・下位グループでは5行中3行は日系企業への貸出より日系以外の企業への貸出を上位にしている。これは上位グループは国内企業との結びつきが強く、ロンドン支店においてもこの傾向が保たれているのであろう。これに対して中・下位グループは日系企業への結びつきが比較的弱く、これが日系以外の企業への貸出を強めているのであろう。

#### <その他支店>

15行中10行回答

貿易金融の比重が一番高く、つづいて日系企業への貸出、資金調達、その他企業への貸出の順になっている。その他支店とニューヨーク支店とを比較すると、10行のうち6行がニューヨーク支店とまったく同じかあるいはほとんど同じパターンを示している。したがってその他支店とニューヨーク支店とはほぼ同じ機能を果たしているとみて間違いはない。ただし、ニューヨーク支店と異なったパターンを示した銀行4行のうち3行（上位グループ1行、中・下位グループ1行、長期グループ1行）では、その他支店はニューヨーク支店よりも資金調達を重要視している。

(1) その他支店の分析については、ニューヨーク支店の分析結果とほぼ同じ

であるが、但しニューヨーク支店よりも貿易金融の比重がやや下り、日系企業への貸出の比重がやや高まり、資金調達、その他企業への貸出がこれに続く。また資金調達の比重もニューヨーク支店よりもやや高い。

(2) (1)の結果からして、その他支店の営業パターンはニューヨーク支店のそれとロンドン支店のそれとの中間にあるが、ニューヨーク支店のパターンにより近いものであるように思える。

支店間の全般的な営業関係は、ロンドン市場を中心として資金調達を行い、これをニューヨーク支店、その他支店を通じて貿易金融、日系企業への貸出、その他企業への貸出を行っているものと思われる。

#### 304. 「日本以外への貸出」の地域的内訳

15行中13行回答

	先 進 国	発 展 途 上 国	社 会 主 義 国
全 体	51 %	42 %	7 %
上 位	60 %	36 %	4 %
中 下 位	46 %	44 %	10 %
長 期	48 %	45 %	7 %

(1) 13行全体の平均では先進国向けが51%、発展途上国向け貸出が42%、社会主義国が7%である。

(2) 上位グループは全体の平均よりも先進国向けのウェイトが高く、途上国向け、社会主義国向けのそれが低くなっている。また上位グループの中でも先進国向けのウェイトがきわめて高いものとそうではないものとに分れている。中・下位グループは全体の平均よりも先進国向けがやや低く、途上国向けがやや

低く、途上国向けがやや高くなっている。このグループ内の銀行間では上位グループほどではないが貸出先についてやや分散が大きい。長期グループは全体の平均にかなり近く、その分散も小さい。

(3) 個別銀行別に検討すればかなりのばらつきがみられるが、全体のおよびグループ別にみれば、グループ間でそれほど大きな違いは現われていない。

### 305. 発展途上国向け貸出について

15行中10行回答

発展途上国向け貸出の割合も額も増加させたい銀行が4行、割合は変化させないが額は増加させたい銀行が3行、割合は減少させるが額は増加させたい銀行が2行で、残り1行はその案件ごとに考えるということである。

(1) 一般的にみると、発展途上国向け貸出に対する態度は積極的である。すなわち10行中9行は途上国向け貸出額を増加させたいと考え、そのうち4行は額はもちろん割合も増加させたいと考えている。

(2) 規模別にみると、上位グループは発展途上国向け貸出に対する意欲が高い。また長期グループもかなり意欲的であるが、中・下位グループはやや慎重さがうかがえる。

(3)〔304〕での途上国向け貸出の比率がほぼ50%である銀行は、例外を除いておおむね割合を変化させないか、割合を減少させたいと考えている。

その理由としてはつぎのことがあげられている。

イ. 割合も額も増加させたいと答えた銀行4行の発展途上国向け貸出については国際金融業務の多様化の必然性、あるいは将来の資金需要の増大の可能性が大きいことをあげている。

ロ. 割合を変化させないかあるいは割合を減少させるが額は増加させると考えた銀行は途上国向け貸出の将来性とリスク増大両面を考慮している。

ハ. 途上国向け貸出に積極的な銀行はリスクよりも将来性を重視しており、

それよりもやや慎重な銀行は将来性とリスクを同程度に評価している。

### 306. 発展途上国向け貸出の困難性について

15行中13行回答

13行中10行が貸出先の償還計画や債務支払能力についての問題が最重要と考えている（2位1行，3位2行）。つぎに貸出先国の政治的安定性の問題を1位に挙げているのが3行ある。しかしこの問題を4位に挙げているのが6行あり，平均的にみれば貸出先国の経済および為替の安定性の問題を第2位として重要視していると思われる。そして貸出先の投資計画や計画遂行能力の問題と政治的安定性の問題がほぼ同水準でつづいている。

(1) 全般的に言えば，元利金の返済に直接的に関係する事項を重要視しているということである。換言すれば，政治的問題よりはまず経済的問題を重要視しているということである。

(2) グループ別には特に差異はみられないが，都銀グループは経済的問題（特に貸出先の償還計画や債務支払能力）をより重視している。

(3) 〔305〕との関連で言えば，途上国向け貸出を最も積極的に行おうとする銀行（4行）は貸出先の償還計画や債務支払能力についての問題を最重要な問題と考えている。

### 307. 日本以外への貸出の内訳

（日本企業向けとそれ以外の企業向け）

15行中12行回答

(1) 日本以外への貸出のうち，日系企業向けとそれ以外の企業向けの比率は平均して44対56であり，やや日系企業向け貸出が少ない。

(2) グループ別でも1行を別にすれば，預金規模別でも上位、中・下位、長期の日系対非日系比率はそれぞれ44対56，45対55，40対60であり，それほど

大きな差異はない。

(3) 各グループ内の個々の銀行についてはちらばりが大きく、はっきりした傾向はみられない。

### 308. 日系企業向け貸出と国内取引関係

15行全行回答

(1) 原則的に重視するが、そうでない場合もあると回答した銀行が13行、必ず重視するが1行、申し込まれた件ごとに検討するが1行である。したがって日系企業向け貸付けにおいては既存の国内取引関係をかなり重視する傾向にあると云わねばならない。

(2) 中・下位グループの1行が必ず重視すると回答したのは、同行の国際化ははじまったばかりであり、もっぱら国内取引関係を重視せざるを得ないからである。

### 309. 長短貸出の割合

15行中13行回答

(1) 全般的にみると長期ものと短期ものの割合は53%対47%であり、やや長期ものが多い。

(2) グループ別にみると、上位グループの長短割合は、49%対51%、中・下位グループのそれは42%対58%、長期グループのそれは78%対22%である。すなわち長期グループ、上位グループ、中・下位グループの順で長期貸出が多い。

### 310. 「短期借り、長期貸し」についての見解

15行全行回答

(1) 15行のうち、12行は「短期借り・長期貸し」を原則的に認めた上で、やや慎重な態度をとっている。2行は短期借り・長期貸しは原則的に望ましくな

いが、貸出企業の業務内容などに特に問題がなければこれを行ってよいと考えている。

(2) 全般的に云えば、短期借り・長期貸しに対して銀行は寛容な態度をとっている。

(3) グループ別には特に顕著なパターンは現われていない。

### 311. フローティング・レート方式について

15行中11行回答

(1) 長期貸出のうちフローティング・レート方式によるものが92.2%であり、上位グループで89%、中・下位で94.5%、長期グループで90%となっている。

(2) 最高100%、最低80%でその分散は小さい。したがって、長期貸出においてはほとんどの取引がフローティング・レート方式によっていると云える。

### 312. 海外支店の営業用資金の調達方式

15行中13行回答

海外支店での調達	94.1% (内100%のもの13行中8行)
本店からの持出し	5.9%

(1) 海外支店での営業資金は海外支店での資金調達にほとんど頼っており、本店からの持ち出しは無視できる。

(2) 規模別にみても、ほとんどこの傾向は変わらない。即ち上位グループ、中・下位グループ、長期グループの海外支店調達割合は、それぞれ91.8%、95.0%、96.7%である。

## 313. 資金調達地域

15行中9行回答<sup>(9)</sup>

地域 グループ	アメリカ地区	ヨーロッパ	その他
全 体	37.20 %	53.50 %	9.30 %
規模別上位	32.25	58.79	9.00
中・下位	39.50	48.75	11.75
長期グループ	42.50	52.50	5.00

(1) 全体的な資金の流れで言えば、ヨーロッパ地区で約5割強、アメリカ地区で4割弱、アジアその他の地区で約1割の資金調達を行い、それを先進国に約5割、途上国に約4割、社会主義国に約1割を向けている（304参照）。なおヨーロッパ地区での資金調達比重の高さは、〔303〕におけるロンドン支店における営業の重点が資金調達に置かれていることと一致している。

(2) 規模別にみると、上位グループと中・下位グループ、長期グループの間には特に大きな差異はみられないが、上位グループの方が資金調達において約10%程度ヨーロッパ地区の比重が高い。また〔304〕の資金用途についての結果によれば上位グループの方が先進国向け貸出の比重が10%ほど高い。したがって上位グループは他のグループよりも資金調達面でヨーロッパ地区が、資金用途面で先進国向け貸出が、それぞれ約1割程高い結果がでている。

(9) 1行は回答をいただいたが質問の主旨とは異なったものであったのでこれを除いている。



### 314. 長短資金調達割合

長短資金調達割合は以下の通りである。

グループ \ 満期	長 期	短 期
全 体 の 平 均	22.27 % (15.57) <sup>(10)</sup>	77.7 % (74.43) <sup>(10)</sup>
上 位 グ ル ー プ	10.00	90
中・下位グループ	27.00 (10.00) <sup>(10)</sup>	63.00 (90.00) <sup>(10)</sup>
長 期 グ ル ー プ	35.00	65.00

この結果と〔309〕の結果をあわせ考えるとつぎのようなことがいえる。

(1) 平均でみると資金調達の長短割合は2対8、貸出は5対5であるので、短期借り、長期貸しの傾向がみられる。

(2) グループ別に検討すれば、上位グループが、借入れの短期比率が最も高く、長期グループと中・下位グループの短期比率はほぼ同水準である。他方貸出については長期グループが最も長期の割合が高く、つづいて上位グループ、中・下位グループと続く。

(3) 全体的に言えば、短期借り、長期貸しの傾向が最も強いのが長期グループ・上位グループで、中・下位グループはこの傾向がやや弱い。

### 315. ユーロ市場の規制

15行全行回答

(10) ( ) の数字は中・下位グループ1行をのぞいたもの、この銀行の数字は極端に他行のそれと異なっており、誤記の恐れがあると想像されるのでこのような処置をとった。

(1) 意見分析は15行中11行が「反対」, 「その他」が3, 「賛成」1となっているが, 「その他」の意見はすべて事実上規制は不可能ということであるので, これを規制「反対」に含めるとほとんどの銀行はユーロ市場の規制に反対している。

(2) 規制反対の理由は, ユーロ市場の特質は自由な市場原理にもとづく国際金融市場にあるのでその特質を否定する規制に反対するか, あるいはそういうメリットを失わない形で有効な規制を行うことは事実上不可能であると考えている。但し, 2行は信用不安の生ずる恐れのあるときには国際機関を通じて対策を迅速にとるか, 国内金融当局が銀行の信用維持を指導すべきであると考えている。規制賛成の1行は金融パニックを防ぐために規制は必要と考えている。

### 316. ユーロ市場での信用創造

15行中11行回答

(1) 信用創造が何らかの形で行われていると答えた銀行は11行中9行, 行われていないと答えた銀行は2行である。

(2) その乗数値はかなり大きいと答えた銀行が5行, その乗数値は1に近いと答えた銀行は4行である。

### 317. 旧為替制度から新為替制度への移行についての評価について

15行中13行回答

(1) 新制度の方がのぞましいと考える銀行は13行中7行, どちらでもあまり変わらないが5行, 旧制度が望ましいと考える銀行が1行。ただしこの1行も現状では管理フロートやむなしという意見である。

(2) 新制度の方が望ましいと答えた銀行の7行すべてが, 新制度の方が為替の急激な変化を回避でき, 市場の実勢に応じて円滑かつ安定的に為替相場が形成されると考えている。どちらでもあまり変わらないという銀行はその理由と

して、銀行は輸出入業者や投機業者と違って為替持高を原則としてスクエアにしておくべきであるということや、為替リスクは両制度でも同じであることを挙げている。

(3) 全般的に言えば、管理フロートへの適応が行われており、同制度への不満はないように思われる。

### 318. 為替ポジションに対する評価

15行全行回答

(1) 事情によっては為替ポジションをスクエアにする必要はないとする銀行が15行中10行。常にスクエアにしておくべきだと考える銀行は5行である。

(2) 都銀グループ11行のうち10行まではスクエアにする必要はないという意見であり、長銀グループ、その他4行はすべてスクエアにすべきだということで、意見が分かれている。長期グループは都銀グループよりも長期金融が主であるので（〔314〕参照）、為替リスクを避けたいという意識が強いのに対して、都銀グループはやや積極的な態度を示している。

(3) 都銀グループは、ある程度顧客のニーズに即応してポジション操作を行うし、また資金の保全や為替の変動を利用して収益を獲得するためにポジション操作を行ってよいと考えている。またスクエアにする必要があると考える理由としては、為替ポジション操作は、即決を要するためリスクの大きさを考えれば安全性を重視してスクエアにしておく必要があると考えている。

### 319. 周辺業務

15行全行回答

(1) 15行中14行が海外での銀行周辺業務に魅力を感じていると回答、1行は現在の段階では魅力がないと回答している。

(2) 周辺業務のうちで最も魅力のある業務は証券業務である。回答した銀行

13行のうち12行が証券業務を第1位にあげ、残り1行もこれを2位にあげている。つぎにリースとコンサルティングがこれに続く。

(3) 規模別にみても、証券業務がいずれのグループでも第1位である。しかし第2位以下は、上位グループではリースよりもコンサルティングの方が優位を占めている。コンサルティング業務は情報収集能力や経営管理に関する知識を要求されることを考慮すれば、上位グループほどそれに適していると考えられる。

#### 4. 国際化を進めるにあたっての制約について

##### 401. 国際化にあたっての制約

###### (I) 内部的制約（401の一部）

15行中13行回答

(1) 国際化を推進するための人材の不足が銀行の内部的制約のなかで最も重要な問題としてとりあげられている（13行中11行がこれをあげている）。

(2) 情報収集能力の不足・国際化のノウハウの不足を挙げた銀行が5行あり、これも重要な問題とされている。

(3) その他、海外事情に即した業務システムの確立とその合理化の問題（3行）。言語・地理・時間的コミュニケーション・ギャップの存在（2行）やローカル行員の人事問題等が困難な問題としてあげられている。

##### 402. (II) その対応策

15行中12行回答

(1) 人材不足に対しては、留学・研修制度の改善や海外先発銀行へのトレーニー派遣、行内での人的交流、あるいは外銀よりの上級行員の採用など長期・短期両視点による対策をとろうとしている。

(2) 情報収集能力の不足・ノウハウの不足に対しては、人材の養成とともに

国別の経済・政治情報の蓄積および分析によるカントリー・リスク評価手法の改善によってこれを改消しようと努力している。

(3) その他の問題については、国際化に適応した効率的組織の整備すなわち各地の事情に即した地域融合化や海外拠点責任者への権限の委譲また拠点間即時コミュニケーション・システムの一層の整備が考えられている。

### (Ⅲ) 国際化に対する外部的制約 (401 の一部)

(1) 外部的制約の最大のもは、国内・国外を問わず各国当局からの規制であるが、とくに日本当局による為替・店舗・業務に関する規制が銀行の国際化に対する最大の制約となっている。なお回答した都銀グループすべてはこの制約を指摘しているのに対して長期グループ3行はまったくこれに言及していないのは興味深い。

(2) また外国当局による規制について言及している銀行は5行あるが、これもすべて都銀グループである。この結果からすれば、都銀グループの各行は当局による各種規制が銀行の国際化を阻げる外部的制約の最大の要因と考えているのに対して、長期グループは自国および他国当局による規制よりもむしろ、外国銀行との競争上の劣位とか顧客サイドからの国際化に対するニーズの低調さとか、貸出先のリスク把握の困難さという純経済的要因を国際化の制約として重要視している。この相違は、取引先の状況国際化に対する銀行自身の態度、あるいは国際化への対応速度において、都銀グループの方がより有利・積極的・スピーディであるので当局の規制が銀行の国際化のしっこくとなるのであろう。

## 403. 銀行の国際化と円の国際化との関連

15行全行回答

(1) 銀行の国際化を進めるために円の国際化を進めることが重要であると回答した銀行が13行、そうは思わないという回答が2行であった。

(2) そう思うと回答した理由は、日本の銀行が外国の銀行に対して競争力を持ちうるのは円業務であり、自国通貨であれば、資金調達の容易さ、安定性また調達資金の効率的運用などの側面で外国銀行に対して有利な地位を確保できるということである。換言すれば、米銀行の国際化に対する日本の銀行の国際化の遅れの大きな理由は、ドルが基軸通貨であり、そのドルを国内通貨としても国際通貨としても米銀が使用しうるのに対して、日本の銀行はそうではないということである。

(3) そうは思わないと考える銀行2行は、銀行の国際化と円の国際化とは直接的な関係はないか、あるいは円の国際化は銀行の国際化にとり決定的ではないということからその重要性を否定する。ただしその内の1行は円の国際化が銀行の国際化に資することは認めている。

## 5. 国際化の現状・成果について

### 501. 現在の収益シェア

15行中11行回答

(1) 全部門に占める国際部門の収益シェアは5行が11～15%、4行が0～10%、1行が16～20%、1行が51%以上となっている。

(2) 上位グループの収益シェアは11～15%の範囲にある。中・下位グループ3行は0～10%、1行は16～20%、残りの1行は51%以上となっている。長期グループ1行は0～10%、残りの1行は11～15%となっている。

(3) 目標収益シェアと現在の収益シェアとの関連は〔101〕で検討済みである。

### 502. 営業拡大地域（過去3年間）

15行中14行回答

(1) 合衆国・カナダ地域が13行, アジア, 西ヨーロッパ地域が6行, 5行, 中南米, 中近東地域がそれぞれ2行, 1行となっている。

(2) 合衆国・カナダとアジアとをあげたものが5行, 合衆国・カナダとヨーロッパが4行, 合衆国・カナダと中南米が2行, 合衆国・カナダと中近東が1行, アジアとヨーロッパが1行となっている。

### 503. 現段階での業務上の重要地域

15行中13行回答

(1) 合衆国・カナダ(13行), 西ヨーロッパ(12行), アジア(10行)が三大重点地域である。

(2) 長期グループ1行のみが異なるパターンを示し, 合衆国・カナダ, 西ヨーロッパの他に中南米, 中近東をあげている。

## 6. 外国銀行の国際化の程度との比較

### 601. 外銀と比較しての国際化の程度

15行全行回答

(1) 外銀の先発行との比較において, 自行の方が遅れていると答えた銀行は15行中8行, やや遅れていると答えたものが6行, ほぼ同水準と答えたものが1行であった。

(2) 上位グループでは3行がやや遅れていると回答しており, 2行が遅れていると回答している。中・下位グループでは4行が遅れている, 2行がやや遅れている, 1行がほぼ同水準と回答し, 長期グループは2行が遅れていると回答している。

・遅れている点

(1) 海外拠点網の整備の遅れを指摘した銀行は15行中10行。つぎに情報収集

能力・ノウハウの不足が5行。(これはとくに上位グループに多い点が特徴), 資金調達力の不足, 証券業務等の業務の多様化の遅れ, 海外業務・対外資産の規模の劣位がそれぞれ4行, 業務の現地化, 地場企業との取引の遅れ, 人材の量と質の不足が3行, その他事務関係の整備・合理化, 海外業務全般というのがあげられている。なお規模別には差異は出ていない。

(2) 預金規模別でみると上位グループでは, 海外拠点網の遅れ, 情報収集力・ノウハウの不足, 人材の不足, 事務関係の整備・合理化の遅れなどが意識されている。その他のグループでは, 海外拠点網, 業務の現地化, 資金調達力, 海外業務・対外資産の規模などの遅れがみられ, その遅れの質はやや異なっている。

## 602. 外国銀行および外国企業の日本の都市銀行に対する信用評価

15行中13行回答

(1) 外銀および外国企業は日本の都市銀行間に信用度の差異があると考えているかどうかという質問に対して差異があると回答した銀行は10行, 差異はないという回答は3行である。

## 603. 先発外国銀行に比べて国際化に関する困難な分野

(1) 困難な分野・問題があると回答した銀行が11行, ないと回答したのが4行である。

(2) 困難な点についての回答は多岐にわたるが, その主要点は以下の通りである。当局の銀行規制によって証券・信託・非日系企業に関連する業務でタイムリーな進出が遅れ, 後発の不利益を受けている点, 人材・海外業務に関するノウハウの問題, コスト問題を含めた資金調達力不足の問題の三点にしぼられる。



## 7. 海外業務に関する銀行行政について

### 701. 支店等に関する政策当局の方針に対する見解

15行中14行回答

(1) 現在の認可方式をもっと自由にすべきであるとする銀行が10行、認可方式はそのままよいが設置場所の選定については自由にした方がよいという銀行が1行、現状のままでよいという銀行が2行、すでに過当競争の状態であるのもっと厳しくすべきであるという銀行が1行である。

(2) したがって、なんらかの意味で規制の自由化を求める銀行が11行、現状維持2行、規制の強化1行ということになり、大部分の銀行は規制の自由化を求めている。内訳をみると、都銀グループ10行の内9行は認可方式の自由化を（ただし1行のみは規制の強化）求めているのに対してその他の銀行は現状維持、自由化、部分的自由化と意見が別れている。

(3) 全般的にみると、都銀グループは規制の自由化にもっとも積極的であり、その他の銀行はややそれに消極的であって何らかの意味で規制の存続を希望している。

### 702. 現行の為替管理について

15行中9行回答（長期グループの1行を除いてすべての回答は都銀グループによってなされている。）

(1) 直物持高規制・円転換規制等の為替ポジションへの規制、拠点開設に対する行政指導、中・長期貸出規制、非居住者円預金への過度の準備率適用などが業務の国際化を進める上での障害となっている。

(2) 全般的に云えば、為替管理法が対外取引の「原則禁止」の精神にあるためや許認可が行政ベースの判断にまかされているため、銀行独自の長期的視点からの国際業務展開が出来にくいということであろう。

### 703. 在日外銀に対する当局の規制について

15行中11行回答

(1) 厳しいと思うと回答した銀行が7行、厳しくないと思った銀行は4行である。

(2) 厳しいと答えた銀行7行のうち、その規制を緩和すべきであると答えた銀行は4行、そうは思わないと答えた銀行は3行である。

(3) 緩和すべきという回答を行った銀行の理由は、相互緩和の視点からの緩和、東京市場の国際化、がそれであり、そうは思わないという銀行の理由は国際競争力が強くないことおよび中小銀行の保護のためがその理由である。

(4) 国際競争力のあるとみられる銀行（都銀上位グループ2行、中・下位グループ1行、長期グループ1行）は自国の market での外銀の侵蝕よりもむしろ海外での報復措置のデメリットの方を高く評価し、競争力のやや劣る銀行（中・下位グループ1行、長期グループ2行）は日本当局の外銀規模は厳しいと回答しながら規制緩和をすべきでないと回答しているのは、後者よりも前者のデメリットを高く評価しているのであろう。

### 704. 日本の金融当局の管理・規制について

15行中14行回答

(1) 規制を緩和し、もっと自由競争原理を導入すべきであると回答した銀行は11行、現状のままでよいという回答が3行である。

(2) 都銀は1行を除き規制の自由化を希望し、その他の銀行5行のうち3行は現状維持、2行が自由化を希望している。

## 8. 現在および将来の問題

### 801. 国際化に対する方針

## 15行全行回答

(1) 国際化を今後も積極的に進めるかという質問に対して15行全行とも進めると回答している。

**802. 金融当局への要望**

## 15行中7行回答

(1) 要望はかなりばらばらであるが、店舗行政の自由化、為替管理の自由化、為替専門銀行優先の問題、などが比較的多い。また、東京国際金融市場育成、外債発行許可、中長期現地貸自由化、海外での証券引受け幹事許可などが要望としてあげられている。

(2) 個別的要望はかなり分散しているが、基本的には各種規制を緩和し、自由競争原理を国際業務分野に導入してほしいということであろう。

## 銀行の国際化に関する実態調査

神戸大学経済経営研究所国際資金専門委員会主査  
神戸大学教授 経済学博士

藤 田 正 寛

記入方法：各回答のうしろの（ ）のなかに、適宜○印、数字、および簡単な説明をお願い申し上げます。

### 1. 銀行の国際化の目的・動機について

101. 銀行の国際化の基本的長期目標の一つは利潤獲得にあると思いますが、国際部門（外国為替部門を含む）の全部門に占める収益シェア<sup>(注)</sup>の実現可能な目標を貴行ではどこに置かれていますか。（注、諸コストを含む粗収益で御回答ねがいます。）

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (I) 0 ~ 10 %    | ( ) |
| (II) 11 ~ 15 %  | ( ) |
| (III) 16 ~ 20 % | ( ) |
| (IV) 21 ~ 25 %  | ( ) |
| (V) 26 ~ 30 %   | ( ) |
| (VI) 31 ~ 40 %  | ( ) |
| (VII) 41 ~ 50 % | ( ) |
| (VIII) 51 % 以上  | ( ) |

102. 国際化の最終目標である利潤獲得以外に、貴行では国際化の目標として当面どのようなものをお考えですか。つぎのうちから重要と思われるものを二つ選んで下さい。

- (Ⅰ) 海外情報の収集 ( )
- (Ⅱ) 競争銀行に対する prestéage の確保・維持 ( )
- (Ⅲ) 海外銀行業務に関するノウ・ハウの蓄積 ( )
- (Ⅳ) 貴行の顧客(取引先企業)の拡大 ( )
- (Ⅴ) 貴行の国内資金の海外からの補充 ( )
- (Ⅵ) そ の 他 ( )

103. 現段階までの貴行の国際化において基本的誘因となったものはつぎのうちいずれですか。

- (Ⅰ) 取引先企業の国際化に伴って貴行も国際化を進めてきた。( )
- (Ⅱ) 貴行自からの主導的意思決定により国際化を進めてきた。( )

## 2. 支店・駐在員事務所・現地法人の設置について

201. 貴行の現在の支店・駐在員事務所・現地法人の現状とその人員配備(日本人および現地雇用)はどのようになっておりますか。下の表の関連ある枠内に数字を入れて下さい。

国 別	(1) 支 店			(2) 駐在員事務所			(3) 現 地 法 人		
	I 支店数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	III その他職員数
(A) 北 米									
(a) 米 国									
(i) ニューヨーク州									
(ii) カルフォルニア州									
(iii) イリノイ州									
(iv) ワシントン州									
(b) カナダ									
(B) 中 南 米									
(a) パ ナ マ									
(b) ブ ラ ジ ル									
(c) アルゼンチン									
(d) ペ ル ー									
(C) 欧 州									
(a) 英 国									
(b) 西 独									
(c) フ ラ ンス									
(d) イ タ リ ア									
(e) ス イ ス									
(f) オ ラ ン ダ									
(g) ベ ル ギ ー									
(h) ルクセンブルグ									
(D) 中 近 東									
(a) レ バ ノ ン									
(E) ア ジ ア									
(a) パ キ ス タ ン									
(b) イ ン ド									
(c) ベ ト ナ ム									
(d) マ レ ー シ ア									
(e) シ ン ガ ポ ール									
(f) イ ン ド ネ シ ア									
(g) タ イ									
(h) 香 港									
(i) 台 湾									
(j) 韓 国									
(F) 太 洋 州									
(a) オーストラリア									
(G) ア フ リ カ									
(H) そ の 他									
(a) オランダ領アンケルス									
(b) 英領ケイマン									
合 計									

202. 新たに支店設置を行なうとすれば、どのような地区に進出を予定されますか。以下のものから2～3を選んで下さい。

- (I) 合衆国・カナダ ( )
- (II) 中 南 米 ( )
- (III) 中 近 東 ( )
- (IV) ア ジ ア ( )
- (V) 西ヨーロッパ ( )
- (VI) ア フ リ カ ( )
- (VII) オセアニア ( )
- (VIII) 社会主義国 ( )
- (IV) そ の 他 ( )

203. 新たに駐在員事務所設置を行なうとすれば、どのような地区に進出を予定されますか。

- (I) 合衆国・カナダ ( )
- (II) 中 南 米 ( )
- (III) 中 近 東 ( )
- (IV) ア ジ ア ( )
- (V) 西ヨーロッパ ( )
- (VI) ア フ リ カ ( )
- (VII) オセアニア ( )
- (VIII) 社会主義国 ( )
- (IV) そ の 他 ( )

204. 支店のかわりに現地法人で進出する場合にはどのような長所・短所がありますか。

(Ⅰ) 資金調達面 長 所

短 所

(Ⅱ) 貸出・有価証券投資

長 所

短 所

(Ⅲ) 外国為替業務

長 所

短 所

(Ⅳ) 現地での周辺業務

長 所

短 所

(Ⅴ) そ の 他 ( )

長 所

短 所



## 3. 業務内容について

301. 銀行の国際化の段階を (1)ナショナル・バンキング (2)インターナショナル・バンキング (3)インターナショナル・フルサービス・バンキング (4)ワールド・フルサービス・バンキングの4段階に分けるとすれば、貴行の国際化はどのような推移をとりましたか。(各段階の定義は下表のとおりです。)

銀行国際化の諸段階

段階およびその通称	第1段階 (ナショナル・バンキング)	第2段階 (インターナショナル・バンキング)	第3段階(広義) (ワールド・バンキングまたはグローバル・バンキング)	
			第3段階(狭義) (インターナショナル・フルサービス・バンキング)	第4段階 (ワールド・フルサービス・バンキング)
企業の国際化段階	輸出入中心	海外直接投資が本格化	多国籍企業化	
銀行の取扱国際業務	貿易取引に直結した外国為替業務が中心で、資本取引は短期金融に限られる。	投融資業務の比重が高まり、資本取引も中長期の比重が高まる	マーチャント・バンキング、リース、コンサルティング等の各種銀行周辺業務・関連業務をすべて取り扱う。	ただし、小売銀行業務は取り扱わない
銀行の国際業務遂行方法	外国銀行とコレス契約締結	直接海外拠点を増強	自行の海外拠点は勿論、資本参加・業務提携、周辺業務子会社設立等により、グローバルな規模で最も有利な資金の調達・運用を行う	
銀行の国際業務の取引先	自国企業中心	自国企業中心	あらゆる国の企業を対象とする	

※三菱銀行「調査」昭和49年7月号による。

- (Ⅰ) 現在の貴行の国際化の段階〔 〃 段階〕
- (Ⅱ) (1)→(2)への移行時期〔 〃 年ごろ(あるいは見込み)〕
- (Ⅲ) (2)→(3)への移行時期〔 〃 年ごろ(あるいは見込み)〕
- (Ⅳ) (3)→(4)への移行時期〔 〃 年ごろ(あるいは見込み)〕

302. 海外業務の国内業務に比較しての魅力はなんですか。下に簡単に示して下さい。

303. 海外支店における営業の重点は異なりますか。もし異なるとすれば下記のうちから順位をつけて下さい。

(1) 異なる( )

(I) ニューヨーク支店

(イ) 貿易金融 ( )

(ロ) 資金調達 ( )

(ハ) 周辺業務 ( )

(ニ) 日系企業への貸出 ( )

(ホ) それ以外の企業への貸出 ( )

(ヘ) その他 ( )

( )

(II) ロンドン支店

(イ) 貿易金融 ( )

(ロ) 資金調達 ( )

(ハ) 周辺業務 ( )

(ニ) 日系企業への貸出 ( )

(ホ) それ以外への企業への貸出 ( )

(ヘ) その他 ( )

( )

(III) その他の支店

(イ) 貿易金融 ( )

(ロ) 資金調達 ( )

(ハ) 周辺業務 ( )

- (ニ) 日系企業への貸出 ( )  
 (ホ) それ以外の企業への貸出 ( )  
 (ヘ) その他 ( )  
 ( )  
 (2) 異なる( )

304. 貴行では「日本以外への貸出」の地域的内訳はどのようになっていますか。

貸出先	割合
(イ) 先進国	約( )%
(ロ) 発展途上国	約( )%
(ハ) 社会主義圏	約( )%
合計	100%

305. 日本以外への貸出のうち、今後発展途上国向け貸出を増加させる意思をお持ちですか。

- (Ⅰ) 割合も額も増加させたい ( )  
 その理由は ( )  
 (Ⅱ) 割合は変化させないが、額は増加させたい ( )  
 その理由は ( )  
 (Ⅲ) 割合は減少させるが、額は増加させたい ( )  
 その理由は ( )  
 (Ⅳ) 額をほぼ一定に保ちたい ( )  
 その理由は ( )

- (V) 割合も額も減少させたい ( )  
その理由は ( )

306. 発展途上国向け貸出で貴行が困難を感じていられる問題はなんですか。順位をつけて下さい。

- (I) 貸出先国の政治的安定性の問題 ( )  
(II) 貸出先国の経済および為替の安定性の問題 ( )  
(III) 貸出先の投資計画や計画遂行能力に関する問題 ( )  
(IV) 貸出先の償還計画や債務支払能力についての問題 ( )

307. 日本以外への貸出のうち、日系企業向け貸出とそれ以外の企業（外国政府も含む）向け貸出の割合はどのようになっていますか。

貸出先	割合
(イ) 日系企業向	約 ( ) %
(ロ) それ以外の貸出	約 ( ) %
合計	100 %

308. 海外における日系企業向け貸出において、既存の国内取引関係の有無を重視しますか。

- (I) 必ず重視する ( )  
(II) 原則的に重視するが、そうでない場合もある ( )  
(III) とくには重視しない ( )

- (Ⅲ) むしろ新規の取引の方を重視する ( )  
 (Ⅴ) そういうことには関係なく、申し込まれた件ごとに検討する ( )

309. 日本以外への貸出のうち長期もの（満期1年以上）と短期もの（満期1年未満のもの）割合はどのようになっていますか。

種 類	割 合
(イ) 長期もの	約 ( ) %
(ロ) 短期もの	約 ( ) %
合 計	100 %

310. 日本の銀行の国際業務の特徴の一つは「短期借り・長期貸し」が多いことと言われている。つぎの適当と思われることに○印を入れて下さい。

- (Ⅰ) 銀行の社会的機能からして「短期借り・長期貸し」は、銀行経営上の危険を増大させない。( )  
 (Ⅱ) 「短期借り・長期貸し」は原則的には認められるが、金融逼迫期において問題が生ずる恐れがあるので、慎重に行なわれねばならない。( )  
 (Ⅲ) 「短期借り・長期貸し」は原則的に望ましくないが、貸出先企業の業務内容などに問題がなければこれを行ってもよい。( )  
 (Ⅳ) 「短期借り・長期貸し」は原則的に認められず、債権・債務の満期はほぼ一致させるように銀行は行動すべきである ( )  
 (Ⅴ) そ の 他 ( )  
 ( )

311. 長期貸出については、いわゆるフローティング・レート方式がとられているといわれていますが、現在のところ長期貸出に占める同方式によるものの割合は貴行ではどのようになっていますか。

種 類	割 合
(イ) フローティング・レート方式	約 ( ) %
(ロ) その他のもの	約 ( ) %
合 計	100 %

312. 海外支店の貸出などの営業に必要とされる資金の調達はどのようになっていますか。

資 金 源 泉	割 合
(イ) 海外支店による預金・借入れによる海外での自己調達	約 %
(ロ) 日本(本店)からの資金調達	約 %
合 計	100 %

313. 海外支店の海外金融市場における資金調達のうち、各金融市場の調達割合はどのようになっておりますか。

金 融 市 場	割 合
(イ) アメリカ	約 ( ) %
(ロ) ヨーロッパ	約 ( ) %
(ハ) そ の 他	約 ( ) %
合 計	100 %



317. 為替相場制度がアジャスタブル・ベッグ(旧制度)から管理フロート(新制度)へ移行しましたが、海外業務運営上この移行をどのように考えられますか。

- (Ⅰ) 旧制度の方が望ましい。その理由は  
( )
- (Ⅱ) 新制度の方が望ましい。その理由は  
( )
- (Ⅲ) どちらでもあまり変りはない。  
( )

318. 銀行は為替ポジションについてどのように考えるべきですか。

- (Ⅰ) いかなる場合も為替ポジションをスクエアにしておく。( )
- (Ⅱ) 事情によっては、必ずしも為替ポジションをスクエアに維持する必要はない。( )
- そうだとすれば、その事情とは、例えば、なんですか。  
( )

319. (a) 海外での銀行周辺業務は貴行にとっては魅力がありますか。

- (Ⅰ) あ る ( )
- (Ⅱ) な い ( )

(b) あるとすれば、どのような業務ですか。順位をつけて下さい。

- (Ⅰ) 証券業務 ( )
- (Ⅱ) リース ( )



- (Ⅲ) コンサルティング ( )
- (Ⅳ) カード業務 ( )
- (Ⅴ) その他 ( ) ( )

#### 4. 国際化を進めるにあたっての制約について

401. 貴行が国際化を進めるにあたって、銀行内部の制約と銀行外部からの制約のうちそれぞれもっとも重要なものを二・三あげて下さい。

(Ⅰ) 内部的制約

(Ⅱ) 外部からの制約

402. 銀行内部の制約の解消・解決策をあげて下さい。

403. 銀行の国際化を進めるためには円の国際化を進めることが重要と思いますか。

(I) 思　　う …………… その理由は ( )

(II) 思わない …………… その理由は ( )

## 5. 国際化の現状・成果について

501. 国際部門（外国為替部門も含む）の全部門に占める収益シェア<sup>(注)</sup>は現在のどの程度ですか（注：収益の定義は質問101の定義と同じです。）

(I) 0 ～ 10 % ( )

(II) 11 ～ 15 % ( )

(III) 16 ～ 20 % ( )

(IV) 21 ～ 25 % ( )

(V) 26 ～ 30 % ( )

(VI) 31 ～ 40 % ( )

(VII) 41 ～ 50 % ( )

(VIII) 51 % 以上 ( )

502. この三年間で支店や派遣人員をとくに増加させた地域はどこでしょうか。二つあげて下さい。

(I) 合衆国・カナダ ( )

(II) 中南米 ( )

- (Ⅲ) 中近東 ( )
- (Ⅳ) アジア ( )
- (Ⅴ) 西ヨーロッパ ( )
- (Ⅵ) アフリカ ( )
- (Ⅶ) オセアニア ( )
- (Ⅷ) 社会主義国 ( )
- (Ⅸ) その他 ( )

503. 貴行は現在のところ業務上どの地域をとくに重要と思いますか。二・三あげて下さい。

- (Ⅰ) 合衆国・カナダ ( )
- (Ⅱ) 中南米 ( )
- (Ⅲ) 中近東 ( )
- (Ⅳ) アジア ( )
- (Ⅴ) 西ヨーロッパ ( )
- (Ⅵ) アフリカ ( )
- (Ⅶ) オセアニア ( )
- (Ⅷ) 社会主義国 ( )
- (Ⅸ) そ の 他 ( )

## 6. 外国銀行の国際化の程度との比較

601. 外国の国際化した銀行（例えばFNCB, BOA, パークレイズ銀行等）と比較して、貴行の現段階の国際化をどのように評価されますか。

- (a) (Ⅰ) 貴行の方が進んでいる ( )  
(Ⅱ) 貴行の方がやや進んでいる ( )  
(Ⅲ) ほぼ同水準 ( )  
(Ⅳ) 貴行の方がやや遅れている ( )  
(Ⅴ) 貴行の方が遅れている ( )

(b) 進んでいる点があるとすれば、どのような点ですか。

(c) 遅れている点があるとすれば、どのような点ですか。

602. 外国銀行ないし外国企業は、日本の都市銀行間に信用度についてとくに差異があると考えて行動されていますか。

- (Ⅰ) 差異はない。( )  
(Ⅱ) 差異がある。( )

603. 既に国際化した先発外国銀行に比べて貴行が業務の国際化を推進するにあたって、特に困難な分野・問題などがありますか。

- (Ⅰ) ある ( ) …… その間題とは ( )
- (Ⅱ) ない ( )

## 7. 海外業務化に関する銀行行政について

701. 海外支店・駐在員事務所の新設やその所在地選定について政策当局の現在までの方針についてどのように考えられますか。

- (Ⅰ) すでに過当競争の状態であるからもっと厳しくすべきである ( )
- (Ⅱ) 現状のままでよい ( )
- (Ⅲ) 支店や駐在員事務所の認可方式は現在のままでよいが、設置場所の選定についてはもっと自由にした方がよい。 ( )
- (Ⅳ) 現在の認可方式をもっと自由にすべきである。 ( )

702. 日本の銀行の国際化を進めるにあたって、現在の日本の為替管理のうちでとくに障害となっているものがあればあげて下さい。

703. わが国の在日外国銀行に対する規制は、先進欧米諸国のそれに比較して厳しいと思われますか

(a) (Ⅰ) 厳しい ( )

(Ⅱ) 厳しくない ( )

(b) 厳しいとすれば、わが国も先進欧米諸国並みの規制に緩和すべきだと思いますか。

(Ⅰ) 思 う ( ) ……その理由は ( )

(Ⅱ) 思わない ( ) ……その理由は ( )

704. わが国の銀行の海外業務に対する日本の金融当局の管理・規制についてはどのように考えられますか。

(Ⅰ) 現在より厳しくすべきである ( )

(Ⅱ) 現状のままでよい ( )

(Ⅲ) 規制を緩和し、もっと自由競争原理を導入すべきである ( )

(Ⅳ) そ の 他 ( )

( )

## 8. 現在および将来の問題

801. 貴行は今後も積極的に国際化を進められますか。

(I) 進める ( )

(II) 進めない ( )

802. 銀行の国際化について、わが国の金融当局に対する要望がおりでしょうか。あれば具体的にお示し下さい。

---

御協力ありがとうございました。心から、お礼を申し上げます。

# 日本の銀行の国際化

— 主として都市銀行について —

藤 田 正 寛

石 垣 健 一

## 1. は じ め に

われわれの研究グループは、1977年から1978年にかけて、日本の銀行（都市銀行、長期信用銀行、外国為替専門銀行、および地方銀行の一部）の国際化について、アンケートおよび面接による実態調査を行なった。対象となった銀行のうち、都市銀行13行中、比較的小規模な銀行2行をのぞき10行、長期信用銀行3行全行、外国為替専門銀行、地方銀行1行の計15行がこの実態調査に御協力<sup>(1)</sup>いただいた。日本の銀行のうち、国際化を進めているのは、都市銀行、長期信用銀行、外国為替専門銀行、信託銀行、そして地方銀行の一部であるが、本稿で取扱うのは、都市銀行、長期信用銀行、外国為替専門銀行にもっぱら限定する。信託銀行および地方銀行の一部も国際化を進めているが、上述の三種の銀行が、国際業務を展開している日本の銀行のほぼ全体をカバーしていることは、たとえば金融機関の外国為替残高の90.3%（79年3月末現在）、各種

※ 本稿は殆んど全般について藤田正寛、則武保夫、三木谷良一、宮田巨朗教授及び石垣健一、丹羽昇助教授がワーキング・メンバーとして徹底的討議を経てまとめたものであり、とくに殆んど部分を石垣助教授の執筆に負うところ大きく同助教授に改めて感謝する。

(1) 今回の調査に協力いただき回答された銀行は、第一勧業銀行、富士銀行、三菱銀行、住友銀行、三和銀行、東海銀行、大和銀行、東京銀行、三井銀行、太陽神戸銀行、北海道拓殖銀行、日本長期信用銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行、および北陸銀行の計15行である。



銀行の海外支店の94%、駐在員事務所の95%、現地法人の92%（79年3月末現在）、がその三者によって占められていることによっても証明された。したがって、われわれがこの調査結果から、この三つの金融機関の国際化のみならず、日本の銀行全体の国際化の状態を推察するのはあながち非合理的なことではないであろう。<sup>(2)</sup>

われわれの調査の目的は、日本の銀行の国際化の現状を明らかにし、その問題点をさぐることにあった。このために、われわれは、日本の銀行の国際化を、1. 銀行の国際化の目的・動機、2. 支店・駐在員事務所・現地法人の設置、3. 国際業務内容、4. 国際化の現状・成果、5. 国際化に対する制約、6. 海外業務拡大に関する銀行行政、7. 現在および将来の問題の7項目にわたって調査を行った。一般に金融の国際化が問題とされる場合、その国際化は三つの側面をもつ。一つは通貨の国際化、すなわち国内通貨が国際取引通貨および国際準備通貨として使用および保有される側面に係わる国際化、他は金融業務の国際化、すなわち金融機関と非住居者との国内通貨又は外貨による取引、あるいは居住者との外貨取引に係わる国際化、いま一つは、当該国の金融・資本市場の国際化、すなわち金融・資本市場への資金の国外からの流入あるいは同市場からの資金の国外への流出が自由に行われ、かつ需給によって市場金利が決定されるような側面に係わる国際化、である。この三側面は互に密接な関連をもつ。

円の国際化の進展や金融・資本市場の国際化は金融業務の国際化の進展に資する側面をもち、逆に後者の進展は前者の展開を促がす側面もある。したがって銀行の国際化を論ずる場合にもこの三側面から接近することが必要であるが、後に指摘されるように、実際の日本の銀行の国際化は通貨の国際化や日本の金融・資本市場の国際化とくに前者とは分離されたかたちでの、銀行業務の国際化とに展開されてきたことに一つの基本的な特徴があるので、日本の銀行の国

(2) 信託銀行および北陸銀行を含めた地方銀行に加えて、証券会社、保険会社の国際化についての調査も実施し整理中である。

際化の問題は、銀行の金融業務の国際化を中心にしてそれに通貨の国際化や金融・資本市場の国際化を関連させて論ぜられることになる。

われわれの調査はこのような視点に立って行われたものであるが、本稿はその調査にかかわる詳細な実態報告ではない。それは別に与えられている。本稿の目的はこの調査で明らかにされた特徴的事実およびその他のデータ<sup>(3)</sup>を使用することによって、日本の銀行の国際化のなかで位置づけ、銀行の国際業務の内容、成果を明らかにし、銀行の国際化に関する問題点を検討することにある。以下、第2節では日本経済の国際化と銀行の国際化、第3節では銀行の国際化の目的・動機、第4節では海外拠点の現状、第5節では国際業務の内容、第6節では国際化の成果、第7節では第2～第6節において明らかにされた事実を背景とした、国際化に関する問題点の指摘を行う。

## 2. 日本経済の国際化の過程と銀行の国際化

戦後、日本経済の封鎖体制から開放体制への移行は、序々ではあるが着実に進行してきた。戦争直後、日本の貿易は占領軍によって管理されていたが、1947年部分的に民間貿易が再開され、さらに49年には1ドル=360円の単一為替レートが設定された。1960年には貿易為替自由化計画大綱が決定され、三

(3) この問題を取り扱った主要なものとして、大蔵省金融問題研究会『国際化の進展に伴う我が国金融機関のあり方』金融財政事情、1979がこの問題を取り扱っている。その他にも E. W. Hayden, *Internationalizing Japan's Financial System*, Northeast Asia - United States Forum on International Policy, Stanford University, December 1980. James Harne, *the Internationalization of Japan Finance: A Preliminary Assessment*, Research Paper No. 69 Australia - Japan Research Center, ANU, 1980. などがある。

年間に自由化率を80%～90%にまで高めることを目標とした自由化の基本方針が定められ、貿易自由化が推進された。その結果、60年4月には42%であった自由化率は64年4月には93%に達した。この60年はまた所得倍増計画が設定され、高度経済成長の始まりの年であり、また64年には、日本がIMF八条国となり、OECD加盟によって開放体制へ移行した年でもある。IMF八条国への移行によって、国際収支悪化時に、IMFの承認なしに貿易や貿易外の経済取引について為替管理を行なうことができなくなり、OECDのメンバーとなることによって、貿易外経常取引や長期資本移動を制限することが原則として許されなくなったのである。このような開放体制への移行は主として貿易面での日本経済の国際化が一定の水準に達したことを示すものである。ちなみに64年の全世界の貿易量に占める日本のその比率は4.1%であった。

貿易の自由化につづいて、資本取引の自由化とくに対内直接投資の自由化が推進された。すなわち、1967年対内直接投資に対する自由化の基本方針が決定されて以来、第1次、第2次、第3次の自由化措置がとられ、その結果、自由化業種は527業種に達した。もっとも69年当時の資本移動の自由化の程度は、他のOECD先進諸国のそれに比較して遅れていた。

しかし70年代にはいと、大幅な国際収支の黒字、とくに経常収支の黒字を背景にした貿易、資本の自由化の政策がさらに押し進められた。73年6月における自由化率は97%に達し、牛肉、小麦粉等の基幹農水産品、電子計算機等の将来の発展期待産業、皮革等の自由化影響の大きい中小企業産品など32品目のみが非自由化品目として残った。またこの時期に、鉱工業産品、農産加工品について関税一率20%の引き下げが行われ、日本の関税水準は国際水準にはば達した。資本取引の自由化は対内投資については71年8月の第4次自由化、73年5月から原則100%の自由化が行われるとともに、対外直接投資についても47年6月から原則として自動的に許可されることとなった。

このような貿易および資本取引の自由化の過程は、日本経済の国際化の過程

第1表 世界貿易に占める日本の地位

(単位: 100万ドル)

		1960	65	70	75	79
世 界	輸 出 F.O.B.	127,700	186,400	311,800	873,779	1627,030
	輸 入	134,800	197,400	327,300	905,906	1679,225
日 本	輸 出	4,055	8,452	19,319	55,754	103,045
	輸 入	4,491	8,170	18,883	57,865	110,672
世界に対す シェア(%)	輸 出	3.2	4.5	6.2	6.4	6.3
	輸 入	3.3	4.1	5.8	6.4	6.6

〔出 所〕 国連統計年報

第2表 日本、米国、西独の対外直接投資

	日 本 (100万ドル)		アメリカ (100万ドル)		西 独 (100万DM)	
	総 額	対国内民間 設備投資比率 (%)	総 額	対国内民間 設備投資	総 額	対国内民間 設備投資比率 (%)
1967	275	1.2	4,791	5.8	516	3.5
68	557	2.0	5,372	6.0	573	3.7
69	665	1.9	6,246	6.3	886	4.2
70	904	2.2	7,255	7.2	958	3.6
71	858	2.0	7,577	7.3	816	2.4
72	2,338	4.3	7,434	6.4	880	2.5
73	3,494	4.3	11,435	8.4	2,086	4.8
74	2,396	3.1	8,859	5.9	1,880	4.1
75	3,280	4.7	14,040	9.4	1,993	4.5
76	3,462	4.5	13,032	8.0	2,140	4.0
77	2,806	3.2	11,538	6.1	2,420	3.7
残 高	22,211		148,782		22,458	

〔出所〕 金融研究会編「国際化の進展に伴う我が国金融機関のあり方」付属資料

でもあった。第1表は全世界商品貿易に占める日本のシェアの変遷を示すものであるが、60年には転出入とも全世界の3.2～3.3%であったものが、75年にはいずれも約2倍の6.4%に達している。また第2表は、日本、アメリカ、西ドイツの対外直接投資のフローとストックを比較したものである。これによれば60年代末から70年代の前半、とくに72年に直接投資が急増し、その後多少の変動があるもののかなりの高水準を維持している。アメリカと比較すれば、日本の海外直接投資水準フロー、ストックの両面でまだまだ低位であるが、西独とは1977年においてフロー面ではややこれを上まわり、ストック面ではほぼ同水準に達している。

このような貿易、資本（生産）の自由化、換言すれば、日本経済と各国経済との自由な経済取引に基づく相互依存関係の強化と日本経済の世界経済に占める地位の上昇は、その金融上のない手としての金融機関、とくに都市銀行を中心とする大規模銀行の営業活動に影響を与えずにはおかなかった。もっとも貿易、資本の国際化は銀行の金融業務の国際化により強く影響を与えたのであり、通貨の国際化や金融・資本市場の国際化、とくに前者にはほとんど影響を与えていない。第3表と第4表は、貿易および金融・資本取引についての米ドル、西独マルク、日本円などの国際通貨としての一つの位置づけを与えてくれる。明らかに円は、ドルに比較して圧倒的に、そしてマルクに比較してもやや劣位であることが確認される。金融・資本市場については、長期資本取引の分野では、円建外債の発行などかなりの進展がみられるようになったが、短期金融市場の国際化はほとんど進んではない。

しかし、貿易、資本取引の自由化の進展は銀行の金融業務の国際化には一定の影響を与えたと思われる。金融業務の国際化とは、一般的に言えば、非居住者との円または外貨取引および居住者との外貨取引にかかわる業務が居住者との円による取引にかかわる業務に比して増大してゆくことを指す。より具体的には、その業務は外国為替業務、貿易信用供与、海外で営業を行なう内外企業

第3表 貿易取引における各国通貨建比率<sup>※</sup> (%)

	輸 出	輸 入
日 本	18.8	1.2
西 独	86.9	42.0
イギリス	73.0	40.0
フランス	68.3	31.5
オランダ	50.2	31.4
オーストラリア	54.7	24.7
ベルギー	47.7	25.4
デンマーク	54.0	23.0
スウェーデン	66.1	25.8

〔出所〕 金融問題研究会報告付属資料より算出

※ 日本のみ1977年の数字、それ以外は1976年の数字

第4表 金融・資本取引における各国通貨建比率 (%)

通貨	取引別 年	(1) シンジケートローン		(2) 起 債		(1) + (2)	
		1977年	1978年	1977年	1978年	1977年	1978年
米 ド ル		93.7	89.6	51.1	38.6	76.0	75.2
ドイツマルク		3.8	2.8	20.3	24.6	10.7	9.0
日 本 円		0.9	3.2	5.1	12.4	2.7	5.8
スイスフラン		0.4	0.3	15.5	16.0	6.7	4.7
オランダギルダー		—	1.1	2.2	2.8	0.9	1.6
サウジリアル		0.3	1.3	0.2	0.3	0.3	1.0
英 ボンド		0.4	0.9	0.7	0.9	0.5	0.9
クェートディナール		—	0.2	0.5	1.7	0.2	0.6
仏 フラン		—	0.2	—	0.5	—	0.3
ルクセンブルグ		—	—	0.4	0.7	0.2	0.2
そ の 他		0.3	0.3	3.8	1.3	1.8	0.6
合 計		100	100	100	100	100	100

〔出所〕 金融問題研究会報告付属資料より算出

への現地貸付、マーチャント・バンキングなどの与信面における業務とこの業務をささえるための（ドル）資金の調達という受信面での業務とから構成される。したがって貿易量が拡大し、取引先企業が海外進出を展開するようになれば、それに応じて外国為替・貿易信用取引や日系現地法人への投融資業務が拡大してゆくのはある意味で当然のことである。

日本経済の国際化は、このように銀行の国際化を促進した一面をもつが、しかしその国際化が通貨の国際化とはいわば切り離されたかたちで行われたところに日本の銀行の国際化の一つの特徴がある。

もっとも、日本の銀行の国際化には、ユーロ・ダラー市場に代表される国際金融市場の発展を背景とした、銀行が自からの発意にもとづいて、国際化を進めてきた側面もまた存在すると思われる。したがって次節では銀行がいかなる誘因によって、またどのような目的をもって国際化を行っているかを検討する。

### 3. 銀行の国際化の目的とその誘因

私的企業である銀行の国際化の基本的長期目標が利潤獲得にあることは言うまでもないが、国際化の目的、動機を論ずるに当たってまず明らかにされるべき点はその目標値がどの程度のものであるか、あるいはその基本的長期目標を達成するために当面どのような目標を持っているかということである。

我々の調査によれば、外国為替専門銀行一行を除き、調査対象となった都市銀行および長期信用銀行において、国際部門の全部門に占める実現可能な目標値は、11%～30%の範囲にあった。そのうち、とくに目立ったことは都市銀行上位5行のそれはいずれも20～30%のなかにあり、都銀中・下位行および長期信用銀行グループ（以下、長期グループと呼ぶ）の11%～20%よりも高いことである。<sup>(4)</sup>外国為替専門銀行は50%以上でありとびぬけて高い。上位5行の国際業務の収益シェアの最大値が30%であるというのは、日本よりやや国際

化が進んでいるとみられる西独の主要三行（Deutsche, Dresdner, Commerz）の国際業務・現実の収益シェアが約30%（1977年）であるのとよく対応しているのは興味ある点である。

つぎにこのような長期目標を達成するために、銀行は国際化の当面の目標として、つぎのようなことが重要と考えている。銀行の国際化が取引先企業の拡大につながること（12行）、海外銀行業務に関するノウ・ハウの蓄積（9行）、が主要なものであり、その他にも海外情報の獲得や prestéjéの確保などがあげられている。上位グループはほぼ同じパターン（取引先企業の拡大、ノウ・ハウの蓄積）を示しているのに対して下位グループは銀行の prestéjéの確保という点にも考慮を払っている点が注目される。なお長期グループは海外情報の収集をきわめて重要なものと考えている。全体的に言えば、日本の銀行は、銀行の国際化によって取引先企業の拡大、海外業務のノウ・ハウの蓄積、海外情報の収集を行ない、これらを通して国際業務部門の目標収益シェアを達成しようとしているのであろう。

国際化について以上のような目標をもった日本の銀行は実際にはどのような基本的誘引に基づいて国際化を進めてきたのであろうか。銀行が国際化を進める場合、取引先企業の国際化に伴った銀行が国際化を進める場合と、銀行自らの主導的意志決定により国際化を進める場合とがありうるが、われわれの調査によれば多くの銀行（13行中7行）は前者を基本的誘因と考えており、積極的に後者と答えたのは3行のみであった。どちらとも言えずに企業の国際

（4）グループ分けは以下の通りである。都銀上位グループ（第一勧業、富士、三菱三和、住友）、中・下位グループ（大和、北海道拓殖、三井、太陽神戸、東京）、長期グループ（日本長期信用銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行）。この分類で問題になるのは外国為替専門銀行である東京銀行を独立して取扱わずに都銀の中・下位に入れたことである。これは、もしこれを独立して取り扱おうと東京銀行一行の数字がそのまま示されてしまうことになるからである。

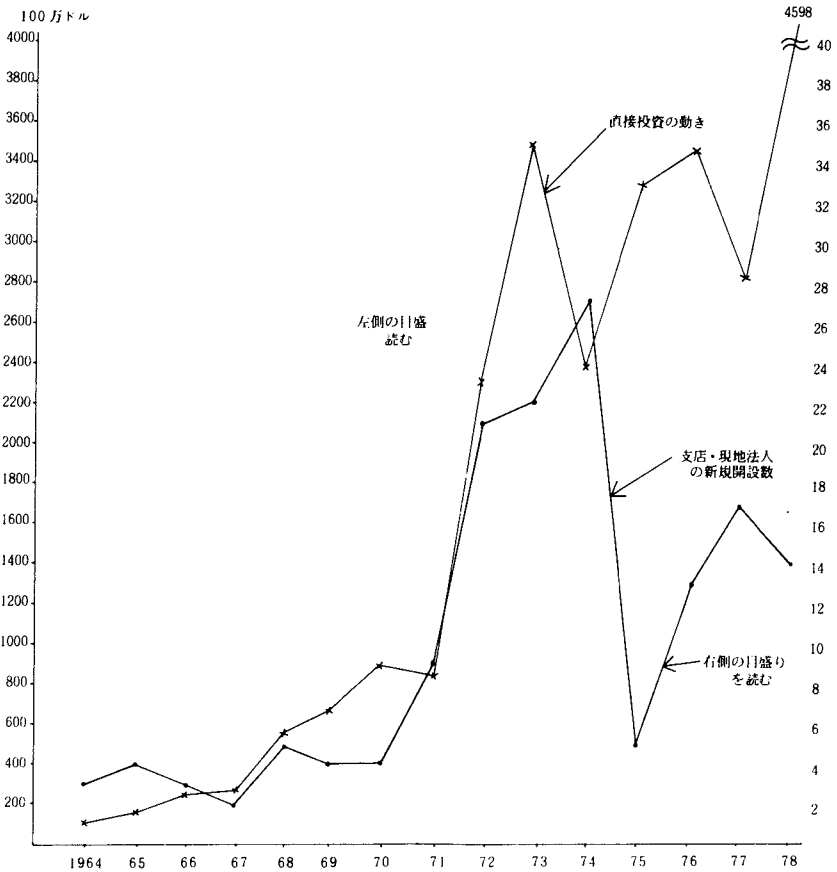


化と平行して銀行の国際化を進めてきた（3行）を前者に含めれば大部分の銀行は取引先企業のニーズへの対応という誘引によって国際化を進めてきたものとみられる。すでに指摘したように60年代から70年代の初めにかけての貿易の自由化やその規模の拡大、資本自由化と企業の海外活動の活発化に伴い、それらに係る為替・金融業務へのニーズの多様化と取引規模の増大が銀行の国際業務の進展を促したと思われる。このことは企業の海外直接投資の動きと銀行の海外支店及び現地法人の増加数とを対比させた第1図によってもたしかめられる。この図によれば、銀行の国際化を進めるにあたって基本的に重要な基地となる海外拠点数（現地法人と海外支店）が直接投資の増加と同時平行的あるいはそれにやや遅れて変化していることが明らかである。

もっとも銀行の国際化を企業化による受動的・付随的なものとのみならずは正しくないであろう。外国為替専門銀行にみられるように企業の国際化に先だって、銀行業務全般にわたって銀行の主導的意志決定によって国際化を進め、外国先発銀行に劣らないだけの地位をきづいている銀行もあるし、それ以外の銀行の場合においても、取引先企業が自から国際化する力を有しない場合に銀行が国際化によって蓄積した海外情報やノウハウを提供してこれらの企業の国際化を促進した面を確かに持っていたであろう。先に指摘したように銀行の国際化の当面の重要な目標の一つは取引先企業の拡大であることからこのことが確認できる。また銀行の国際化が大きく進展したとみられる1972～74年にかけては国内企業の資金需要が減少し、国内金融が長期的に緩和傾向を示したため、新しい収益機会を世界市場に求めて積極的に国際業務を銀行は促進してきた面もある。またユーロ・ダラー市場の急速な発展や国際収支の大幅黒字を背景とする1972年以後の外国為替管理の緩和もまた銀行が主体的に国際化を進めるための条件を構成したであろう。

このような銀行の国際化を促した誘因はさまざまであるが、基本的には、貿易・資本の国際化という基本的条件のもとで銀行は、取引先企業からのニーズ

第1図 直接投資の動きと支店・現地法人の新規開設の関連



への対応および、取引先企業そのものの拡大を通じてより大きな収益獲得のために国際化を進めてきたというのが日本の銀行の国際化の大勢なのであろう。

#### 4. 海外支店，駐在員事務所および現地法人の設置について

銀行が国際業務とくに外国為替業務を開始するためには、まず外国為替公認

銀行として金融当局から認められ、外国為替取扱店舗の設置、コルレス契約の締結などが必要とされる。1979年3月末において外国為替公認銀行の数は119行となっている。しかし取引先企業の国際化が進行し、そのニーズの多様化に応ずるためには、あるいは積極的に銀行自ら国際化を進行させるためにも、海外支店、駐在員事務所および現地法人の設立がきわめて重要なポイントとなる。後にみるように、日本の銀行の国際化の展開のなかで、国際業務に必要とされる資金の調達・運用が外貨とくに米ドルによってなされ、自国通貨たる円の国際化が十分に進行していない状態のもとではこれらの海外拠点の設置がとくに重要となる。

1979年3月末現在における我が国銀行の海外拠点設置状況は、支店を有する銀行が23行（123支店）出資率50%以上の現地法人を有する銀行は20行（66法人）、駐在員事務所を有する銀行は25行（150事務所）となっている。

第5表および第2図においては邦銀の海外支店、駐在員事務所、および現地法人の設置数ならびに日本人職員数の地域的分布をみることができる。まず支店の地域的構成においては北米38%、ヨーロッパ33%、アジア25%で全体の95%以上を占める。これを日本人職員数構成比で見ると北米43%、欧州38%、アジア16%、となる。駐在員事務所の構成は、支店構成よりも分散的で、北米22%、アジア22%、中南米14%、欧州13%、太平洋12%、中近東12%、アフリカ3%であり、これを日本人職員数でみた場合もほぼこれに等しい比率を示す。現地法人の地域構成は、欧州、アジアがほぼ30%、北米17%、中南米11%、中近東4%、太平洋4%などとなっている。しかし日本人職員構成比では北米が55%と圧倒的に大きく、つづいて欧州20%、アジア14%、中南米4%とつづいている。この現地法人の地域構成と日本人職員構成比とのギャップは北米の現地人規模が他の地域のそれに比してかなり大きいことを意味する。

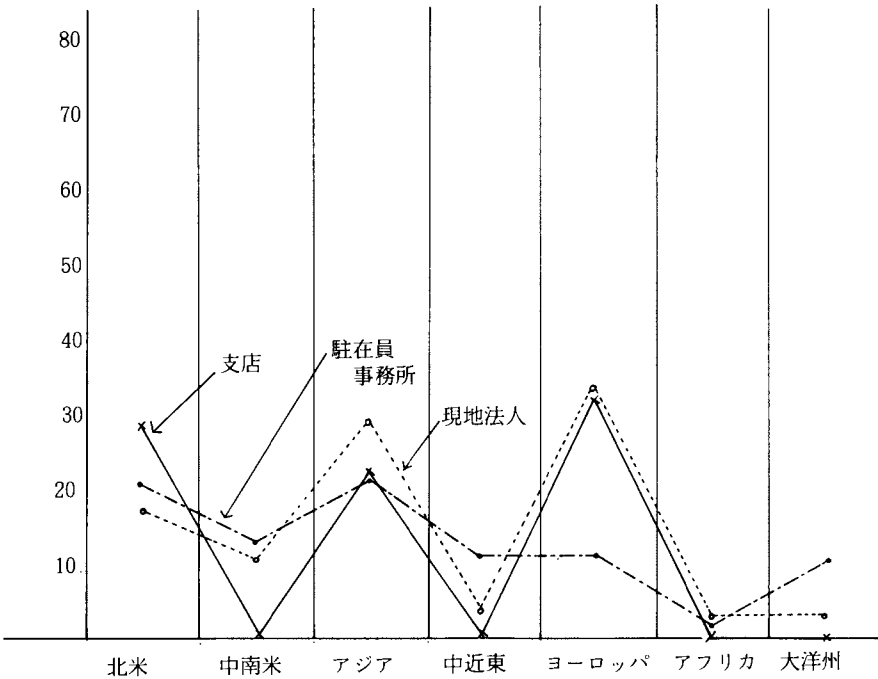
さて支店、駐在員事務所、現地法人は、後に明らかにされるようにそれぞれ異なった機能を果たしながら、したがって相互に補完し合いながら銀行の国際

第5表 海外拠点の地域構成

	(1) 支 店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人			(4)
	支店数	Ⅱ日本人 職員数	Ⅲ現地人 職員数	事務所数	Ⅱ日本人 職員数	Ⅲ現地人 職員数	法人数	Ⅱ日本人 職員数	Ⅲその他 職員数	日本人職員 数による地域
(A) 北 米	0.36	0.43	0.25	0.22	0.19	0.13	0.17	0.55	0.39	43.3%
(a) 米 国	0.36	0.42	0.23	0.11	0.10	0.06	0.15	0.54	0.39	41.1
(イ) ニューヨーク	0.14	0.27	0.17	0.01	0.01	0.0	0.05	0.18	0.03	21.4
(ロ) カルフォルニア州	0.14	0.12	0.05	0.01	0.01	0.0	0	0.33	0.34	16.0
(ニ) イリノイ州	0.03	0.01	0.00	0.04	0.03	0.02	0.02	0.03	0.01	11.9
(ニ) ワシントン州	0.04	0.02	0.00	0.01	0.00	0.02	0.0	0.0	0.0	1.0
(b) カ ナ ダ	0.0	0.0	0.0	0.08	0.08	0.06	0.01	0.0	0.0	1.1
(B) 中 南 米	0.03	0.02	0.07	0.14	0.15	0.16	0.11	0.09	0.51	5.4%
(a) バ ナ マ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00	0.3
(b) ブ ラ ジ ル	0.0	0.0	0.0	0.09	0.11	0.11	0.09	0.08	0.50	3.7
(c) アルゼンチン	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
(d) ベ ル ー	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.01	0.3
(C) 欧 州	0.33	0.38	0.27	0.13	0.14	0.10	0.32	0.20	0.03	30.6%
(a) 英 国	0.14	0.23	0.12	0.0	0.0	0.0	0.09	0.03	0.00	14.9
(b) 西 独	0.12	0.10	0.07	0.06	0.07	0.4	0.02	0.03	0.00	8.2
(c) フ ラ ン ス	0.01	0.01	0.03	0.03	0.04	0.3	0.02	0.01	0.00	1.7
(d) イ タ リ ア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
(e) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.06	0.3	0.01	0.7
(f) オ ラ ン ダ	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.01	0.04	0.6	0.01	1.6
(g) ベ ル ギ ー	0.05	0.03	0.03	0.0	0.0	0.0	0.02	0.2	0.00	2.5
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.05	0.2	0.00	0.4



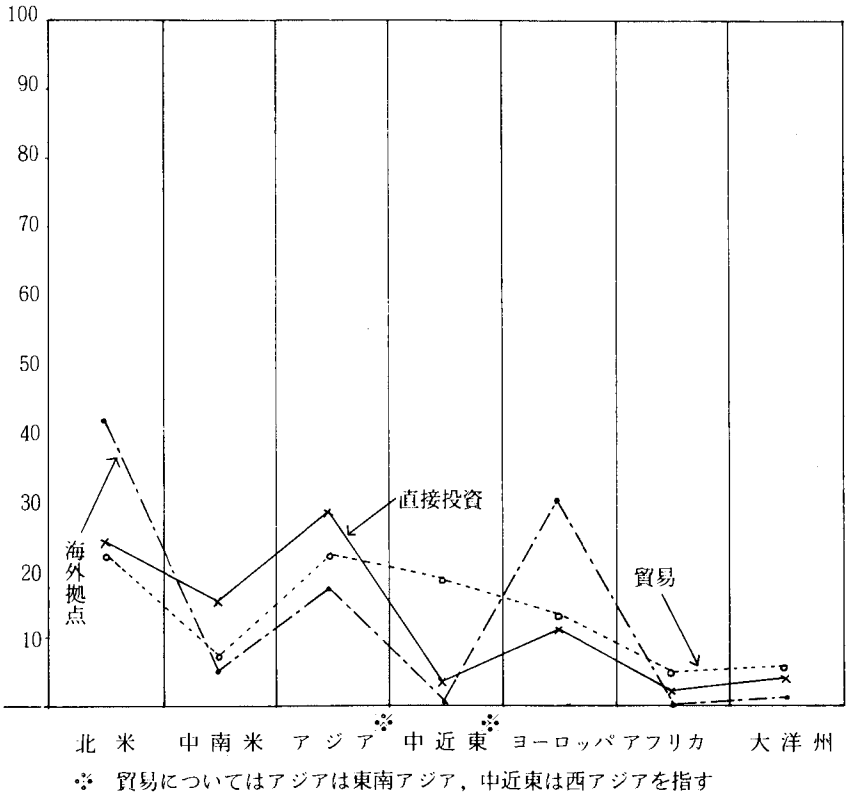
第2図 海外拠点の地域構成



化の進展に寄与しているのだが、これら三者を通じて、どの地域が重視されているかを、日本人職員総数の各地域構成によって検討すれば、第5表のコラム(4)に示されているように、北米43%、欧州31%、アジア17%、中南米5%、大洋州2%、中近東2%となり、北米、欧州、アジアの三者で全体の90%以上を占めることになる。

このような海外拠点地域構成と貿易地域構成および直接投資地域構成とを比較したのが第3図である。この図からわかることは、海外拠点職員数構成に示された地域構成と貿易および直接投資との地域構成にはかなりの差異が存在するということである。前者は後者と比較して、北米、ヨーロッパのウェイトが特に高く、その他の地域、とくに中近東のウェイトが低くなっている。このことは、銀行の国際化がたとえ貿易、直接投資などの国際化の動きに誘因された

第3図 銀行の海外拠点、直接投資、貿易の地域構成



ものであったにしろ、先に指摘したように銀行はその基本的枠組みのなかで産業の側の動きとは異なった、金融の世界の運動法則に適應した形での国際化を行ってきているということを示している。すなわち、後に指摘されるように北米（特にニューヨーク）と欧州（特にロンドン）とは世界の二大金融センターであり、ここにおいて実際の資金の調達と運用の大部分がなされているということである。資金の調達・運用を実際に行なうことがなく、情報の収集を主要任務とする、したがってそれ自体として金融業務を行なわない駐在員事務所の地域構成（あるいはその日本人職員構成）が貿易、直接投資の地域構成とかなり類似した

パターンを示していることは、上述のこと一銀行が金融の世界の運動法則に適応した形での国際化を行っていること一を示す一つの証左ともいえよう。

もっとも、つぎのことは認められなければならない。すなわち海外拠点の現在の地域構成は、日本の金融当局による規制や進出先の金融当局による支店設置や現地法人設立に対する規制を反映した結果でもあるから、銀行の純粋な自由な選択の結果では必ずしもないこと、および現在の地域構成は今後日本の銀行の国際化の進展とともに変化するかもしれないことである。われわれの調査によると、将来の支店進出予定地域については、北米への進出を全行があげているが、ヨーロッパとアジアはその半分の銀行、中南米、中近東が若干というところであり、北米は今後も最重要な地域を構成する。ヨーロッパ地域はやや比重が下り、アジア、中南米、中近東のウェイトがやや上昇するかもしれない。しかし、この結果はすでに一定の国際化を果しつつある都市銀行、外国為替専門銀行、長期信用銀行の将来の支店地域構成についてであり、今後国際化を進めようとすると思われる大規模な地方銀行、相互銀行の支店開設地は北米、欧州アジアなどの金融センター中心であろうと予想されるので日本の銀行全体の将来の支店構成は現状とそれほど変りないかもしれない。<sup>(5)</sup>

われわれの調査によれば駐在員事務所の将来の地域構成は支店のそれに比較してかなり分散的であり、現在の地域構成と将来のそれとの間にはそれほど大きな変化はみられない。これは駐在員事務所の主要機能が情報収集にあり、したがって、世界各地に分散せざるを得ないことから由来している。

現地法人の場合には、駐在員事務所とは異なって、支店と同じように実際に金融業務を行なうのであるから、現地法人の形態で進出するかそれとも支店で進出するかについては、進出先国の金融規制・行政の問題を別にすれば、それ

(5) 金融問題研究会の前掲書のなかで、地方銀行もまず金融センター（ニューヨーク・ロンドン）への進出を第一義的なものと考えていることが示されている。金融問題研究会、前掲書、122ページ。



それぞれの形態のもつメリットとデメリットが問題とされる。われわれの調査によれば、現地法人の主なるメリットは日本当局の規制外で各種の営業活動を現地の実情に合った形態で展開できるということである。たとえば、銀行の支店の場合には証券業務の遂行は日本の国内法との関係でこれを行なうことができないにもかかわらず、現地法人の場合には、一定の制限内ではあるがこれを行うことができるということである。その主要なデメリットは、親銀行から独立した形態をとるため、必然的に規模が小型化せざるをえず、親銀行の信用力と規模の経済の利益を享受できないということにある。支店形態での進出のメリットとデメリットは現地法人のそれとまさに逆であるという結果がでていいる。したがって規制が一様ではなく、顧客からの多様化したニーズへの対応をせまられている銀行にとっては、支店と現地法人とは必ずしも代替的なものではなく、国際化を進めるための補完的なものとして機能するものと思われる。

つぎに、これらの海外拠点を中心にして展開されている銀行の国際業務の内容がいかなるものであるかを検討する。

## 5. 国際業務の内容

銀行業務の国際化には、いくつかの段階が存在する。その各段階を、企業の国際化の段階、銀行の取扱国際業務、銀行の国際業務遂行方法、および銀行の国際業務の取引先の四つの要因によって内容規定したものが第6表である。第一段階にあつては、企業の国際化は輸出入中心の段階であり、したがって銀行の国際業務の取引先と業務は自国企業の貿易取引に直結した外国為替業務が中心で、資本取引は短期金融に限られる。そしてその国際業務の遂行方法は主として外国銀行とのコルレス契約締結によつていいる。第二段階においては、自国企業の海外直接投資の本格化に対応して、自国企業向けの投融資業務の比重が高まり、資本取引も中長期のウェイトが高まる。これらの動きに対応して銀行

第6表 銀行国際化の諸段階

段階およびその通称	第1段階 ナショナル・ バンキング	第2段階 インターナシ ョナル・バン キング	第3段階(広義) ワールド・バンキングまたは グローバル・バンキング	
			第3段階(狭義) インターナシ ョナル・フル サービス・バ ンキング	第4段階 ワールド・フ ルサービス・ バンキング
企業の国際化 段階	輸出入中心	海外直接投資 が本格化	多国籍企業化	
銀行の取扱国際 業務	貿易取引に直結 した外国為替業 務が中心で、資 本取引は短期金 融に限られる。	投融資業務の比 重が高まり、資 本取引も中長期 の比重が高まる	マーチャント・バンキング、リース、コンサルティング等の各種銀行周辺業務・関連業務をすべて取り扱う。	
			ただし、小売銀行業務は取り扱わない	小売銀行業務も取り扱う
銀行の国際業務 遂行方法	外国銀行とコ レス契約締結	直接海外拠点を 増強	自前の海外拠点は勿論、資本参加・業務提携、周辺業務子会社設立等により、グローバルな規模で最も有利な資金の調達・運用を行う	
銀行の国際業務 の取引先	自国企業中心	自国企業中心	あらゆる国の企業を対象とする	

※三菱銀行「調査」昭和49年7月号による。

は海外拠点の増強を企画することによって国際化を進展させようとする。第三段階では、企業の多国籍企業化が進行し、銀行の取引先もあらゆる国の企業へと拡大し、その取引業務はマーチャント・バンキング、リース、コンサルティングなど各種銀行周辺業務をも含むものに拡大するが、小売銀行業務はまだ取り扱われない。海外拠点はもとより、資本参加・業務提携、周辺業務子会社設立などによりグローバルな規模で資金の調達・運用を行う。第四段階においては、第三段階の内容が一段と深化するのとならんで、小売銀行業務をも取り扱うようになる。したがって第4段階では第3段階に比べて業務の種類拡大というよりもむしろそれぞれの業務内部での発展、いわば国際化の深化度たとえば国内

業務に対する国際業務の比重で示されるものの上昇がみられるのである。

われわれの調査において、上述の国際化の現段階（1977～78年）を第4段階と回答した銀行が4行、第3段階と答えた銀行が7行、第2段階と答えた銀行が3行である。したがって日本の銀行の1977～78年当時の段階は平均的にみてほぼ第3段階にあると推定される。この結果は後述する国際業務の内容そのものの調査結果とほぼ一致している。また銀行の国際化は1970年以前は比較的緩やかな歩調で進み、1970年代の前半には急速に進み、1970年代の後半からややペースを緩めながらも漸次国際化の進展が行われてきていることも明らかにされている。

さて日本の銀行の国際化の現段階は第三段階にあり、今後もさらに進展するものと予想されるが、国内業務に比して国際業務はどのような魅力を持つのであろうか。われわれの調査によれば、(i) 業務・顧客の多様化、(ii) 収益性の高さ、(iii) 高い成長性 (iv)・広大、弾力的かつ自由な国際金融市場の存在などが、その主たる魅力としてあげられている。このうち (i) と (iii) は国際化の当面の主たる目的とされた取引先企業の拡大と一致しており、また (ii) と (iv) は停滞的な国内経済の状況や各種規制の存在する国内金融市場という背景のなかで、より自由な国際金融市場で、より高い収益性を目指して国際化を進めやうとする銀行の国際化に向けての意欲と合致している。

もっとも国際業務は、国内業務にみられないリスク、すなわち為替リスク、オペラビリティ・リスク、カントリー・リスクなどが存在するほかに、その業務は、規制が存在せず、自由な業務展開が可能であると同時に、激しい競争が行なわれる市場で遂行されるのであり、国内業務が比較的安定的な国内市場で行われるのとは対象的であることにも注意が払われるべきであろう。

銀行はこのような性格を行す国際業務の展開のためにすでにみたように世界各地に支店を中心として海外拠点をおいている。いま支店を、ニューヨーク支店、ロンドン支店、その他の支店に分類して各支店の営業の重点がどこにあ

第7表 営業の重点順位

ニューヨーク支店	(1) 貿易金融 (2) 日系企業への貸出 (3) 資金調達 (4) その他企業への貸出 (5) 周辺業務
ロンドン支店	(1) 資金調達 (2) 貿易金融及びその他企業への貸出, (4) 日系企業への貸出, (5) 周辺業務
その他支店	(1) 貿易金融 (2) 日系企業への貸出 (3) 資金調達 (4) その他企業への貸出 (5) 周辺業務

るかをみると(第7表参照),ニューヨーク支店の場合には「貿易金融が最重要で(12行中9行),日系企業への貸出がそれにつづく。すなわちニューヨーク支店にあっては日系企業を中心とする長短貸出が主たる業務であり,資金調達業務の重要性はロンドン支店に比較してそれほど大きくはない。これとは対象的にロンドン支店は圧倒的に資金調達が最重要なものとなっている(全行)。

その他貿易金融,日系企業あるいは非日系企業への貸出,などが重要な業務となっている。ここでは非日系企業への貸出が,資金調達について重要な業務と考える銀行が12行中4行も存在していることが注目される。そしてロンドンの国際金融市場で多様な国際業務の展開がなされていることが明示されている。それ以外の支店においては,ニューヨーク支店とほぼ同じ結果がでている。貿易金融の比重が最も高く,つづいて日系企業への貸出,資金調達,その他企業への貸出の順である。したがって支店間の全般的な営業関係は,ロンドン市場を中心として資金調達を行い,これをニューヨーク支店,その他支店を通じて貿易金融,日系企業への貸出,その他企業への貸出を行なうかたちをとっていた。

さて銀行の海外業務のための資金がどのような地域で調達されているかを示したのが第8表である。この表によれば,銀行はその資金をヨーロッパ地域50.6%,北米地域35.0%,その他地域8.8%,国内本店5.9%の割合で調達している。国内からの持出しはほとんどなく,その資金の95%は海外市場とくにヨー

ロッパ地域で調達していることが示されている。これは前述のロンドン支店の営業の重点が資金調達に置かれていることと一致している。

つぎにこのように調達された資金の性格についてみる。第9表は対外資産・負債の満期構成を示すが、これによると銀行の海外資金の約8割が1年未満の短期資金である。満期1年以上の長期ものは全体の約2割にすぎない。特に上位グループは全体の9割以上は短期ものである。第10表は銀行の対外資産・負債の外貨建構成比を示すが、この表によれば対外短期負債の約80%（78年）は外貨建てである。したがって、日本の銀行の対外営業活動のための資金は、ヨーロッパ地域（とくにロンドン支店）と北米地域を中心にして、外貨建て短期資金の形態で調達されていることになる。

つぎに国際業務における資金運用の側面を検討しよう。銀行の融資業務に関連をもつ主たる業務としては、外国為替・短期貿易金融業務、現地貸付業務、マーチャント・バンキング業務などがある。外国為替・短期貿易金融業務は、日本経済および対外取引規模の拡大に伴ない、着実に拡大しており、またその業務は収益基盤の安定性、確実性などから国際業務の基礎的な地位を占めるといわれている。しかしながら、同時に現地貸付業務の急増により外国為替業務及び短期貿易金融業務の国際業務の中に占める比重は近年低下傾向をましており、例えば、全国銀行の外貨資産の中で貿易手形の占める比率は1970年9月、約8割であったのが1978年9月は約6割5分のところまで低下してきている。これに代って次第に重要性を増している業務が現地貸付である。現地貸付とは日本の銀行（海外支店を含む）が非居住者に対して貸出す外貨建てないし円貨建て貸付けであり、貸付期間が1年未満とそれ以上のものによって短期現地貸と長期現地貸とに区別される。

この現地貸付が先進国、発展途上国、社会主義諸国にどのように配分されているかを示したのが第11表である。全体の平均では先進国向けが51%、発展途上国向け貸出が42%、社会主義諸国が7%となっている。ここで注目されるの

第8表 海外営業資金源泉

地域 銀行 グループ	国内	海外			小計	総計
		アメリカ地域	ヨーロッパ 地域	その他		
全体	5.85%	35.02%	50.55%	8.75%	94.15%	100%
上位グループ	8.20	29.60%	53.93	8.26	91.80	100
中・下位グループ	5.00	37.52%	46.31	11.16	95.00	100
長期グループ	3.00	41.08%	50.75	4.83	96.67	100

は、発展途上国向け貸出の割合が4割以上であり、これに社会主義諸国へのそれを加えると全体のほぼ5割に達するということである。われわれの調査によれば、今後さらに途上国向けの貸出を増加（割合も額も）させたいと考える銀行が10行中4行、割合はそれほど変化させないが額は増加させたいという銀行が3行あり、全体的にはかなり途上国向け貸出に対して積極的である。もっとも途上国貸出については、先進国向けと異なったリスクとくに貸出先の償還計画や債務支払能力などの個別案件に用するリスクと貸出先国の政治・経済および為替の安定性などのカントリー・リスクの両者が途上国向けの貸付の増大を阻げる要因となっている。途上国向け貸出が全体の現地貸出のほぼ50%である銀行は、その割合を変化させないか減少させたいと考えているのは、これらのリスクを考えてのことであると思われる。

現地貸出のうち日系企業向けとそれ以外の企業向け貸出（対政府貸出を含む）の比率は第11表に示されるように平均して45%対55%であり、やや非日系企業向け貸出が多い。このことは銀行の国際化が全体として第3段階にはいることの一つの証拠を提供する。海外における日系企業向け貸出においても、既存の国内取引関係を原則的に重視するが、そうでない場合もあると考える銀行がほとんどであり、全体としては既存の国内取引関係を基本的に重視しながらも、国際化の進展に伴って新規顧客の開拓を行なおうとする姿勢がみられる。

現地貸付のうち長期ものと短期ものの割合は、53%対47%であって、やや

第9表 対外資産・負債の満期構成

銀行 グループ	満期 構成	資 金 調 達		資 金 運 用	
		短 期	長 期	短 期	長 期
全 体		77.73 %	22.27 %	47.35 %	52.65 %
上位グループ		90.00	10.00	51.00	49.00
中・下位グループ		73.00	27.00	57.75	42.25
長期グループ		65.00	35.00	21.67	78.33

第10表 銀行の対外資産・負債の外貨建構成比

	短期資産	長期現地貸付	短期負債
73	98.4	100.0	91.3
74	94.4	99.2	96.4
75	93.2	98.1	95.8
76	92.3	96.0	93.3
77	91.3	92.6	94.1
78	89.6	80.0	78.5

(出所) 日銀；統計年報，大蔵省；国際金融年報

第11表 貸出先構成

銀行 グループ	貸出先	先進国	発展途上国	社会主義国	日系企業	それ以外
全 体		52.41	39.58	6.67	44.59	55.41
上位グループ		60.25	36.00	3.75	44.25	55.75
中・下位グループ		48.60	42.40	9.00	47.70	52.30
長期グループ		48.33	45.00	6.67	37.50	62.50

長期ものの割合が大きい(第11表)。この結果と調達資金の長短とを比較すれば、明らかに、日本の銀行は「短期借り、長期貸し」のマチュリティ・トランスフォーメーション(maturity transformation)を行なっている。われわれの調査によれば、この「短期借り・長期貸し」については銀行は原則として銀行の機能としてこれを認めた上でやや慎重な態度をとっている。

現地貸付の外貨建て構成は全体としてこれを明示している。データーは与えられていないが、しかしその長期現地貸付の外貨建て比率は、第10表で与えられているように、80%であり、また短期資産全体の90%が外貨建てであることから推察して、現地貸付の80%以上は外貨建てであると推察しても間違い<sup>(6)</sup>ない。

銀行は貿易金融、現地貸付などの与信活動のほかに、銀行の周辺業務(証券業務、リース、コンサルティング、カード業務など)に魅力を感じているが、とくに証券業務についてはほとんどの銀行が大きな関心をよせている。これは証券業務そのものの魅力のほかに外国の銀行は証券業務を含めた形で国際化を進めているのに対して、日本の銀行は国内法との関連で、現地法人の形態を除いては、証券業務を行えないことから生ずる外国銀行に対する競争の不利を意識しての結果であると思われる。

つぎに銀行の国際業務に関連するいくつかの問題について検討する。銀行の資金調達・運用業務、とくに前者の面における自由な国際金融市場としてのユーロ・ダラー市場の役割はきわめて大きなものがある。しかし一方では、同市場には統一的機関が存在しないために、何らかの理由によって市場や信用危機が発生したとき、これを鎮静化させ、市場を安定化させるための最終的なよりどころとなる機間の設立やその機関による規制をのぞむ声も存在する。われわれの調査によればしかしほとんどの銀行は規制に「反対」するか、規制は事実上

(6) なおわれわれの調査によれば、長期現地貸出のうち、フローティング・レート方式によるものが90%以上であり、この方式が定着していることが明らかになった。



不可能と考えている。その理由は、ユーロ・ダラー市場の特質は、自由な市場原理にもとづく国際金融市場ということであり、そのゆえにこそ急速な発展をとげてきたのであるから、その特質を否定する規制に反対するか、あるいはそれはまさに国際金融市場であるがゆえにそういうメリットを失なわない形で事実上各国金融当局が市場を規制することは不可能と考えているからである。但し、少数の銀行は信用不安の生ずる恐れのあるときには国際機関を通じて対策を迅速にとるか、国内金融当局か当該銀行の信用の維持を指導すべきであると考えている。

銀行の国際化にとって固定為替制度から管理フロートへの移行がどのような意味をもつかについては、新制度の方がのぞましいと考える銀行が7行、どちらでもあまり変りがないという銀行が5行であり、管理フロート制度への好意的評価が比較的高い。新制度の方が急激な為替相場の変化を回避でき、市場の実勢に応じて円滑、かつ安定的に為替相場が形成されると考えられているからである。

為替ポジションに対する評価としては、為替ポジションを事情によってはスクエアにしておく必要はないとする銀行が $\frac{2}{3}$ 、常にスクエアにしておくべきだと考える銀行が残りの $\frac{1}{3}$ である。したがって為替投機についてやや弾力的な態度がみられるが、どちらかと言えば都市銀行にこの傾向が強い。

以上銀行の国際業務の内容について様々な角度から検討を加えてきたが、ここに描かれた日本の銀行の典型的な国際業務内容はつぎのようなものである。

(1) 日本の銀行の海外支店での営業資金はその大部分が海外、とくにロンドン支店を中心とするヨーロッパ地域および北米地域で調達される。そして海外業務のための資金の大部分は短期資金であって、しかもそのほとんどが外貨建(主としてドル建て)である。

(2) 国際業務の与信活動においては従来貿易金融がその中心であったが、国際化の進展に伴ない現地貸付が増大している。

(3) 現地貸付は、先進国向け5割、発展途上国向け4割、社会主義国1割となっており、途上国向け貸出については一部そのリスクについて懸念をいだきながらも全体としては積極的姿勢を持っている。

(4) 日系企業と非日系企業との貸出の割合は45%対55%であり、やや非日系企業が多い。海外における日系企業向け貸出において既存の国内取引関係を原則的には重視するが、新規顧客の獲得に対しても積極的な姿勢を持つ。

(5) 現地貸付のうち長期ものの割合と短期ものの割合は、ほぼ5対5である。この結果と調達資金の長・短構成との比較より、日本の銀行は「短期借り長期貸し」ヘマチュリティ・トランスフォーメーションを行っていると言いうる。また銀行の対外短期資産の外貨建てと円貨建てとの割合は、9対1でありやはり外貨建てが圧倒的に大きい。また中・長期現地貸付のそれは8対2である。

(6) 銀行は外国為替・貿易金融、現地貸付などの銀行の本来の国際業務の他に、周辺業務とくに証券業務に強い関心を持っている。

(7) 銀行は以上のような国際業務を、海外支店、駐在員事務所、現地法人などの海外拠点世界各地に配置することによって達成しようとするが特にロンドン支店を中心とするヨーロッパ地域では資金調達が、ニューヨーク、およびその他の支店は貿易金融・現地貸などの融資活動がその中心的業務となっている。

(8) 以上のような諸事実から、日本の銀行の国際化は1970年代の後半においてはほぼ第三段階にあるものと考えられる。

以上のような諸事実によって、日本の銀行の国際業務の典型的な展開は、短期外貨資金をロンドン市場を中心とする国際金融市場で調達し、その資金を世界各地の海外拠点を通じて、日系企業および非日系企業に対して貿易金融ならびに(長期)現地貸付の形態での融資を行なうパターンでなされていることが明らかとなった。次節でわれわれは、現在までのところでの国際化の成果がどのようなものであるかについて検討しよう。

## 6. 国際化の成果

銀行の全部門に占める国際部門の収益シェアは、第4図にみられるように11～15%が5行、0～10%が3行、16～20%が1行、51%以上が1行となっており、全体的平均的にみれば10～15%程度であろう。この結果は全行員数に占める国際部門行員数のそれにほぼ等しいかやや高めである。現在の収益シェアと先に指摘した目標収益シェアを比較してみると、ほぼ全行とも実現可能な目標値が現在値より高く、その幅は5～10%であり、都銀上位グループは10%、中・下位グループは5%増を目指しているように思われる。すなわち上位グループほど国際部門の比重を高めたいと考えている。

また近年の営業拡大地域は、北米が最大、西ヨーロッパ、アジアがそれにつづくが、これは現段階での業務上の重要地域と一致している。

前節でみたように、日本の銀行は平均的にはすでに国際化の第三段階にはいっているが、このような日本の銀行の現段階は、外国銀行のそれと比較してどのようなものであろうか。アメリカの10大銀行の国際部門収益の全体の収益にしめるシェアは、1977年のそれは50.9%、1978年は45.7%であった。国際化がとくに進んだといわれるシティバンク(Citi Corp)のそれは、1977年82.2%、78年71.8%であった。またイギリスの代表的な銀行、バークレイズ(Barclays)、ナショナル・ウェストミンスター(National Westminster)ロイド(Lloyds)各銀行のそれは38%、30%、22%であり、西独のドイツ(Deutsche)、ドレスナー(Dresdner)、コメルツ(Commerz)各銀行のそれは35%、30%、30%であった。これに比較すると、日本の銀行のそれには1行を除いては、これらよりもかなり低い。

われわれの調査によれば、国際業務に関しての外国先発行に比較しての遅れを、ほとんどの銀行は意識している。銀行自身が意識している遅れている点の第一は、海外拠点網の整備の遅れであり、第二は、情報収集能力、ノウ・ハウの不

第4図 収益シェアの目標と現状の比較

	0～10%	11～15	16～15	21～25	26～30	31～40	41～50	51以上
〔上位グループ〕								
(1)		+		*				
(2)		+		*				
(3)								
(4)		+			*			
(5)				*				
中・下位グループ								
(6)		+	*					
(7)	+	*						
(8)			+		*			
(9)								
(10)								
(11)	+	*						
長期グループ								
(12)	+	*						
(13)			*					
(14)			*					
TOTAL *	0	3	3	3	2	0	0	1
TOTAL +	( 3)	( 5)	( 1)	( 0)	( 0)	( 0)	( 0)	( 1)

\* 目標収益シェア

+ 現在の収益シェア

足である。その他に、資金調達能力の不足、証券業務等の業務の多様化の遅れ、海外業務規模の劣位と業務の現地化の遅れ、人材の量と質の不足などがあげられている。

もっとも、日本の銀行の国際化の遅れは、主として個別銀行の立場からの、国際業務を国内業務との比較という指標—国際部門の銀行全部門に対する収益シェアによって示された国際化の深化度ともいうべきものにより強くかかわる遅れであり、国別の比較とか貸出量や支店数の比較でいえば、米国の銀行を別にすれば、西独やイギリスの銀行に比較して劣位にあるわけではない。第12、13、14、15表は各国銀行のニューヨーク、ロンドン、西ドイツおよび日本への進出状況を示しているが、明らかに全体としての日本の銀行はアメリカに続くだけの海外拠点網を備えている。また第16表は各国銀行のシンジケート・ローンおよび起債主幹事実績に関する表である。シンジケート・ローンのみを取上げたのが表のコラムⅠのケースであり、これに起債を加えたケースが表のⅡである。シンジケート・ローンについては日本の銀行は全体として市場の10%を占めており、アメリカ、カナダにつづいており、西独、イギリスよりも上位にある。個別銀行の比較においても、第14表から推察されるように、米国の銀行をのぞけば、日本の銀行がその他の銀行より劣位にあるわけではない。

他方、起債を含む全体でみるならば（ケースⅡ）、西独が急上昇し、日本は米国、西独、カナダに続く第4の位置にある。証券会社を除いて銀行のみをとるとケースⅠには10.9%から9.1%へ著しい低下を示す。とくに西独の銀行は4行で市場の12.4%（1行平均3.1%）を占めるのに日本の銀行は6行で9.1%（1行平均1.5%）を占めるにすぎない。明らかに西独の銀行の上昇と日本の銀行の下落は、前者が証券業務の展開ができるのに、日本の銀行の場合はそれが制限されていることから生じている。

したがって日本の銀行の国際化の成果を外国のそれとの比較において論ずれば以下の通りである。

第12表 ニューヨーク進出状況(注1)

国名	銀行数	Branch	Agency	駐在員事務所	現地法人
日本	24	16	6	2	4
イタリア	14	6	0	8	1
西ドイツ	11	9	0	2	0
フランス	11	6	0	4	4
スペイン	11	0	8	3	0
イギリス	9	6	2	1	4
カナダ	8	0	6	0	5
その他	73	16	30	9	8
合計	161	59	52	29	26

第13表 ロンドン進出状況

	銀行数	支店	駐在員事務所	現地法人
アメリカ	65	41	22	14
日本	23	22	1	1
イタリア	18	4	14	0
フランス	15	6	6	3
スペイン	14	6	6	2
スイス	11	9	1	1
オーストラリア	11	9	2	0
西ドイツ	10	8	2	0
その他	101	62	38	3
合計	228	167	92	4

第14表 西ドイツ進出状況

	銀行数	支店	駐在員事務所	現地法人
アメリカ	13	27	14	5
日本	10	12	8	2
フランス	4	16	5	0
イギリス	4	11	7	0
その他	21	27	90	2
合計	52	93	124	9

第15表 日本進出状況

	銀行数	支店	駐在員 事務所
アメリカ	22	32	13
イギリス	7	9	10
フランス	6	7	8
西 独	5	5	5
シンガポール	4	4	0
韓 国	3	4	7
ス イ ス	3	3	4
そ の 他	11	17	42
合 計	61	81	89

第16表 各国銀行のシンジケート・ローンおよび起債主幹事実績（1978年）

	1～10位 行数		11～25位 行数		26～50位 行数		1～50位 行数		全体（1～50）に占める 取扱高比率	
	I <sup>(a)</sup> II <sup>(b)</sup>		I <sup>(a)</sup> II <sup>(b)</sup>		I <sup>(a)</sup> II <sup>(b)</sup>		I <sup>(a)</sup> II <sup>(b)</sup>		I <sup>(a)</sup>	II <sup>(b)</sup>
	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II
米 国	6	5	1	3	4	4	11	12	42.7	38.6
カナダ	1	1	4	3 <sup>(c)</sup>	2	3 <sup>(c)</sup>	7	7	14.9	12.4
日 本	1	0	3	4(3)	3	4(3)	7	8(6)	10.9	11.2(9.1)
西 独	1	2	2	1	2	1	5	4	8.3	12.6
イギリス	1	1	1	1	3	3	5	5	8.7	7.9
フランス					4	4	4	4	3.3	3.7
オランダ			1	1	1	1	2	2	2.1	2.5
ス イ ス			1	1	1	1	1	2	2.1	3.4
ベルギー					1	1	1	1	0.5	0.7
コンソ シアム		1 1	2	1	5	3	7	5	6.2	6.9
小 計	10	10	15	15	25	25	50	50	100	100

(a) シンジケートローン主幹事実績

(b) (シンジケート・ローン + 起債) 主幹事実績

(c) ( )内の数字は銀行のみで証券会社を除いたときのもの

[出所] 第12～16表は 金融問題研究会報告付属資料

(1) 国際部門の全銀行部門に占める収益シェアにおしはかられた国際化の深化度とも言うべきもので言えば、日本の銀行は、米国の先発銀行は勿論のこと、西独、イギリスの先発行よりも相当遅れている。

(2) 米国の銀行と比較した場合は、シンジケート・ローンの主幹事業績にみられるように対外貸付の規模の上でもまた支店網の上でも相当劣る。しかしその他の西欧諸国の銀行とは、支店網やその貸出活動などについては、それほど劣るわけではない。

(3) 西独の銀行は、純粋な対外銀行業務の上では、ほぼ同水準にあると思われるが、日本の銀行は、西独のそれに比較して、証券業務で不利な立場にあり、それが(1)に指摘した深化度の遅れの一つの原因となっているのかもしれない。

(4) 銀行自身が意識している欧米先発行、とくに米国の先発行に対しての主要な遅れは、海外拠点網の遅れ、情報収集能力、ノウ・ハウの不足、資金調達能力の不足などである。

## 7. 日本の銀行の国際化に対する制約その問題点

われわれは前節までにおいて、日本の銀行、とくに都市銀行、長期信用銀行および外国為替専門銀行における国際化の実態を、その動機・目的、海外拠点の設定、国際銀行業務、国際化の成果などについて検討し、わが国の銀行の国際化が欧米諸国の先発大手銀行に比較してやや遅れていることを明らかにした。この節では、これまでに明らかにされた諸事実を背景として日本の銀行が国際化を進めてきた過程において制約として働いた要因を追求し、また今後の国際化の発展に関してどのような問題点が存在するかを考察しよう。

銀行が国際化を進める場合に働くと思われる制約は大別して銀行内部の問題と、銀行をとりまく経済環境ならびに金融法制・行政に関するいわば外部的制約の問題の二つから構成される。銀行自身が指摘した内部的制約の主たるもの



は、人材の不足、情報収集能力・国際化に関するノウ・ハウの不足、海外事情に即した業務システムの確立とその合理化、言語・地理・時間的コミュニケーション・ギャップの問題などである。

このうち、銀行自身がもつとも重視しているのは複雑化する国際化業務の展開をになうことのできる人材の問題である。すでに指摘したごとく、銀行の国際化の進展とともに、その国際業務の内容は、外国為替業務→貿易金融→投融資業務→マーチャント・バンキングという形で高度化してきており、またその顧客も自国企業から非日系企業などは多国籍企業へと拡大してきている。例えば今後、資源開発に関連して重要な地位を占めるとされるプロジェクト・ファイナンスにおいては、銀行はプロジェクト案件の発掘から、プロジェクトの形成と推進、資金調達計画の策定と遂行、そして最終的にはプロジェクト発足後の進行状況の監視まで行う必要があり、したがってそこで要請される能力は情報収集力、内外の経済・金融・法律・財務に関する知識、リスク分析を含む調査・審査力、管理・監督力など多様でかつ高度な能力であり、銀行にとってはこれらの能力を備えた人材の育成が緊急、かつ重要な課題となっている。

周知のごとく、日本の雇用制度は終身雇用制度であるために、銀行が、その組織外から優秀な人材を獲得することは、金融当局からの上級職員の移籍などをのぞき、一般的に困難である。したがって優秀な人材の養成および確保のために、銀行は行員の海外留学・研修制度の改善、海外先発行へのトレーニー派遣、銀行内での適材適所への配置など、やや時間を必要とする対策をとっている。この点は短期間のうちに国際化への対応を行うという観点からすれば、日本の銀行の不利な点とも言えるが、しかし優秀な人材の養成が軌道にのり、戦力化された後には、それらの人材が当該銀行から流出することはほとんどなく、その銀行内に蓄積されることとなるため、必ずしもそのような条件下にない外国銀行に比較して有利な点となりうるかもしれない。

情報収集能力の不足、ノウ・ハウの不足は国際業務の展開やそれに伴うリス

クの回避という観点からとくに重要であろう。すでに指摘したごとく、日本の国際業務の展開は外国通貨を使用しているものであるため国内取引に比較して、為替リスクやアベイラビリティ・リスクが存在するが、これに加えて、顧客の自国企業から非自国企業への拡大、発展途上国向け貸出の増加、および資源開発融資などの長期かつ大規模な貸出の増加などは、融資対象事業および企業の持つリスクと共に、カントリー・リスクの分析の必要性を増加させることになる。このカントリー・リスク分析が十分でなく、しかも危険分散の管理が十分に行われていない場合には、信用危機の発生は当該銀行そのものばかりでなく、最終的な管理者を持たない国際金融市場そのものの存在基盤をゆるがせることにもなりかねない。したがって情報収集能力の不足、ノウハウの不足の解消のためには、先に指摘した人材の養成とともに、国別の経済・政治に関するマクロ的情報および個別案件についてのミクロ的情報の蓄積とそれに基づく客観的分析が必要とされるであろう。しかしながら、将来についての予知はもっとも困難な問題であり、この問題は将来にわたっても国際化の進展を制約する基本的問題の一つのと思われる。

海外事情に即して業務システムの確立については、進出先の人種・文化・法制などを考慮した営業活動の現地化および海外拠点責任者の権限の明確化とそれへの適切な権限移譲などによる海外事情に適応した効率的組織への整備・確立がいそがれている。

一方、日本の銀行の国際化の進展を外部から制約してきた要因が存在する。一般的に言えば、この外的制約には、大別して各国経済の成長率、物価の安定性、為替相場の変動、利率水準の変化、あるいは国際金融市場の態様などに示される世界経済一般に関するもの、貿易・資本取引などについての日本経済の世界経済に占めるポジションにかかわるもの、そして国際業務に対する内外の金融当局による規制によるものの三つから構成される。

世界の政治・経済の動向に関しては、日本の銀行の国際化が進展したとみら

れる1970年代においては、インフレーションの進展と失業の共存、石油危機の発生とエネルギー価格の暴騰、世界的な高金利と変動為替制の導入、ヘルシュタット銀行の破綻に発した国際金融市場の動揺、中近東地域の政治的不安定などにみられるように、その状態は必ずしも国際化を指向する銀行にとって好ましい状態ではなく、このような世界経済一般の動向は、先進国および発展途上国の経済状態とくに後者のそれに深刻な影響を与えた。北朝鮮、トルコ、ザイール、ペルーなどにみられる債務不履行の危険の発生や最近における中国やポーランドにおける経済的困難の発生は、カントリー・リスクの測定の困難さもあいまって国際的な融資活動に対する重大な制約となってきてたし、今後においても基本的な影響をおよぼすと思われる。

このような世界経済一般の困難さのなかにあつて、日本経済もまた決してその例外ではなかった。1973年末の石油危機の発生は日本経済を一時的にはマイナス成長へと追いこんだ。しかし70年代を通じてみると、他の先進諸国との比較において、それは順調な歩みを見せ、生産・貿易・資本輸出についての世界に占めるウェイトを高めてきた。銀行の国際化がこのような実体経済の側面での国際化によって促進されてきたことはすでに指摘のとうりである。しかし銀行の国際化に関するこのような発展のパターンが今後とも続くという保証はどこにも存在しない。

銀行の国際化の背景を構成する、世界的な経済的停滞のもとでの日本経済の発展は、それが国内需要の伸びよりも輸出の伸びに依存していたがゆえに、またそれが日本の市場の“閉鎖性”とあいまって多くの貿易摩擦問題を生みだしてきたといわれる。したがって今後、日本経済が海外需要よりも国内需要に依存した形での経済運営を迫られるとするならば、実体経済の国際化が銀行の国際化を促がすという従来のパターンは弱まるかもしれない。もっとも貿易摩擦問題を海外投資の増加によって解決しようとする動きも一方には存在するので、この場合には海外投資の増加にあいまって銀行の国際化が進展するという従来

のパターンが続行するという側面もある。しかし、たとえ、そうであったとしても、現在の国際化の段階からみて、国際化をさらに進めるためには銀行自らが積極的に取引先を海外企業に求める、いわば“自前の国際化”がより強く要請されることになると思われる。

銀行をとりまく上述のような一般的な経済環境の他に、金融環境とくに通貨の国際化の問題は銀行の国際化の問題を考えるうえでとくに重要である。日本の銀行の国際化は企業のそれに対応して進展してきたという特徴のほかに、すでに指摘したように、アメリカ・ドルを海外で調達し、それを海外市場で運用するというかたちで、したがって通貨の国際化や金融・資本市場の国際化といわば切り離されたかたちでそれが展開されてきたという特徴をもっている。このような国際化の展開形態にあっては、日本の銀行は米国商業銀行に対して基本的に不利な点をもつのである。すなわち、後者は国内通貨ドルを国際通貨として使用しうるのに対して、前者はそうではないということである。われわれの調査によれば、ほとんどの銀行は銀行の国際化を進めるにあたって円の国際化、あるいはその円の国際化を可能ならしめるものとしての日本の金融・資本市場の国際化を重要であるとみなしている。その主たる理由は、日本の銀行が外国の銀行に対して相対的に有利な競争力を持ちうるのは円業務であるということであった。すなわち自国通貨であれば、資金調達の容易さ、安定性、あるいはその効率的運用により、現在米国の銀行が享受しているような有利な地位を確保するというのである。この意味で、日本の銀行の国際化の水準が米国の銀行のそれに迫りうるためには、円の国際化の進展が一つの前提条件となるかもしれない。

もっとも、外国為替専門銀行にみられるように、通貨の国際化なしでも、海外の先発行とはほぼ同水準の国際化をなすという事実からみて、円の国際化が銀行の国際化のための必須の条件というわけではない。さらに、円の国際化は金融政策の運営や国際収支、金利水準などに広範な影響を与えるものであるので、その必要性を銀行の国際化という狭い視点からのみ論ずることは適当ではないかも知れない。

しかし、このような意味で、円の国際化と銀行の国際化とは別個の問題であるとする一部の銀行の主張は理解できるがそれにもかかわらず、円の国際化が上述のような理由で銀行の国際化を促進すること、したがって円の国際化の遅れが銀行の国際化の進展に対して一定の制約をなしてきたことは紛れもない事実である。

銀行の国際化や円の国際化にみられる問題は、一部は民間経済の動きの反映であると同時に、一部は政策当局による各種の法制や規則、および行政指導の結果でもある。われわれの調査によれば、ほとんどの銀行は、金融当局による店舗・為替・業務に関する規制を国際化のためのきわめて大きな制約になっていると考えている。とくに日本の銀行の国際化が主として海外拠点の設定によって進められてきたのであるが、当局によるこれまでの海外拠点設置認可方式に対する銀行の関心はきわめて強い。我々の調査によれば“三年一巡方式”と呼ばれるような現行の認可方式をもっと自由化すべきであるとする銀行が11行、現状のままでよいとする銀行が1行、すでに過当競争状態にあたるのもっと厳しくすべきであるとする銀行が1行であり、ほとんどの銀行は、その主張の度合には差異はあるが、現行認可方式をより銀行の自主性がより発揮できる方式に改めるべきであると考えている。もっとも、現行認可方式の維持ないし強化を主張する銀行にも根拠がないわけではない。1974年のユーロ・ダラー市場におけるジャパン・レートの発生やそのほかアメリカ市場での金利引下げ競争などにみられるような日本の銀行間の過当競争などは日本の銀行業に特有といわれる体質、横並び意識や短期的には採算割れの危険を冒してまでもマーケット・シェアの獲得を目指す体質、の現われであろう。しかしながら、たとえこのような欠陥が指摘されようとも、これが競争それ自体のもつ便益を否定してしまうものでもないし、また認可方式をより厳格にすることによってこのような欠陥をとり除けるかどうかも不確実である。すでにみたように、国際金融市場発展の一つの大きな要因は、それが“自由な”市場であったという

ことである。必要なのは規制ではなくて自由な市場での銀行の自主的判断に基づく慎重な経営態度なのであろう。

金融当局による国際化に関する規制のもう一つは為替管理にかかわるものである。すでにみたごとく、60年代、70年代を通じて日本の為替管理は自由化の方向をとったが、この自由化は為替取引の「原則自由」を認めるものではなかった。「原則管理」の精神に立つ為替管理法はそのまま、もっぱら金融当局の運用によって為替管理の自由化が展開されてきたのである。したがって、為替管理は一部緩和されたけれどもその全面的な自由化というわけではなかった。したがって、銀行の立場から一般的に言えば、為替管理の精神が「原則管理」にあるため、為替業務を含む国際業務が金融当局の行政ベースによる許認可を必要とし、したがって銀行独自の長期的視点に立つ国際業務の展開が制約されることになる。とくに銀行の国際化にかかわる為替管理のうち、為替持高規制、中長期現地貸付規制、インパクト・ローン導入規制などがその制約となったのである。このうち、とくに銀行が問題にしているのは為替持高規制である。この規制は銀行の外貨資産持高と外貨負債残高との差額に対する規制であり、これによって銀行の為替持高が買持ち又は売持ちの一方に偏することによる為替投機の発生を防ぐとともに、銀行を通ずる外貨ないし円貨による資本の流出入を管理する目的のものであった。すでに指摘したように日本の銀行は為替ポジションに対して弾力的な見方をとっており、必ずしもスクエアにする必要はないと考えているが、金融当局は当初これをスクエアにしておくことを要求していた。しかし当局も為替の自由化の進展とともに売持ち、あるいは買持ち残高の拡大をはかってきたが、その残高については規制が現在も行われている。銀行の立場から言えば為替持高規制やその他の為替管理によって自由な資産選択がさまたげられ、国際化の進展が制約されているというのである。

もっとも1979年12月、新しい外国為替管理法が成立し、為替取引の「原則管理」から「原則自由」の方向が打ち出された。同法はインパクト・ローンの

規制の廃止や中長期現地貸付の自由化により、また同法の施行により円の国際化や日本の金融・資本市場の国際化を促進することを通じて、銀行の国際業務の新しい展開を可能とするものと思われる。もっとも為替持高規制はよりととのったかたちで同法の内におさめられていることは今後<sup>(7)</sup>に問題を残すかも知れない。

店舗、為替取引のほかには当局からの規制として重要なのは業務、とくに証券業務に対するそれである。現在の法体系では銀行が証券業務、とくに証券の発行・引受業務を行なうことを禁じられており、この原則は海外においても適用されている。したがって銀行はたとえば、進出先国の金融当局が日本の当該支店に証券業務の遂行を許可する用意のあるときでも、それを実行することができない。このような事情のため、銀行は証券業務のための現地法人の設立を余儀なくされており、代替的性格を有するといわれるシンジケート・ローンと起債業務とを併せ行うことのできる米国の銀行や現地の銀行に対して、日本の銀行ないし現地法人は不利な立場におかれていることになる。

このような証券業務の取扱いは、国内における証券業務と銀行業務の分離から導かれたものであり、いわば国内の金融秩序の海外への適用という側面をもつといえる。海外における一般的な国際業務の展開は、証券業務の同一機関による遂行という形態をとっており、この業務展開形態と国内秩序の海外適用とは衝突する。日本の国際業務が国内金融秩序の維持の原則の上に、展開されてきていることは、日本の銀行の国際化の進展にとって一つの制約となっていることは間違いない。

---

(7) 新為替管理法の解説としては、福井博夫、「外国為替及び外国貿易管理法の改正について」金融、15巻11号、1980年2月、および関要「新しい為替管理のあり方」金融、16巻11号、1981年2月及び福井博夫「詳解外国為替管理法」金融財政事情研究会、1981年に詳しい。

## 結びにかえて

以上の分析で明らかになったことを要約して結びにかえることとすると、日本の銀行は、銀行自からの発意によって国際化を進めてきたという側面もあるが、より基本的には日本経済の国際化、換言すれば、企業の国際化に伴って、その金融的にない手として国際化を進めてきた傾向が強い。さらにその国際化は円の国際化や日本の金融・資本市場とは分離されたかたちで、すなわち外貨資金をロンドンを中心とする国際金融市場で獲得し、それを世界各地の支店を通じて日系企業を中心として運用するという形態であった。このような日本の銀行の国際化の水準は、欧米の先発行とくに米国の銀行に比較して遅れているものの、欧州の銀行の水準に迫りつつある。

もっとも今後の日本の銀行の発展を制約するいくつかの問題が存在する。まず第一に、銀行内部の問題としては銀行の国際化をになってゆく人材の問題であり、今後より重要性をますますと思われる非日系企業への貸出等から生ずるリスク管理を含む国際業務体制確立の問題である。銀行をとりまく経済環境からの制約としては、世界経済および日本経済の動向が問題とされるが、いずれにせよ1980年代の見通しは楽観的なものではなく、日本の銀行の国際化の背景にあった日本経済の国際化の進展も他国とくに米国との貿易摩擦や米国内の保護主義的傾向が強まろうとする環境のもとで80年代においては不透明なものになりつつある。他方、新しい法律の制定や行政指導の緩和によって店舗・為替・業務に対する規制の一部がゆるめられ、また、これによって円の国際化や金融・資本市場の国際化の進展が生ずるものと思われるので、銀行はこれまでより比較的自由に国際化を進展させる余地が与えられようとしている。

より厳しい経済環境とより自由な業務環境のもと、銀行は今後いわば“自前の国際化”を追求してゆかざるを得なくなっている。この意味で新しい国際化の展開を但う有能な人材の育成と適切な国際業務体制の確立が喫緊の要務となるものと確信する。





# 都市銀行各行の国際化に関する統計分析<sup>※</sup>

藤 田 正 寛  
丹 羽 昇

## 1. 概 要

わが国の銀行の国際化は昭和40年代の後半以降急速な進展をみせている。こうした銀行の国際業務への進出意欲の背景には、わが国経済の世界経済に占めるウェイトの増大、貿易規模の拡大、わが国企業の海外直接投資の増加といった経済の国際化の進展がある。海外における企業活動の活発化は、必然的に企業の外国為替・金融業務に対するニーズの増大および多様化をもたらし、わが国の銀行もこうした状況に対応するため業務の国際化を推進せざるを得なかった。また、銀行の国際化はユーロ市場をはじめとする国際金融市場の発展により更に加速され今日に去っている。このような経済の国際化に誘発された、いわば他律的要因による銀行の国際化に加え、銀行の経営意識の変化にもとづく、いわば自主的判断による国際化も次第にその比重が高まっている。オイルショックを契機として、昭和40年代後半からわが国のマネー・フローに大幅な変化が生じ、企業部門の資金不足の程度は大きく緩和され、これに代って公共部門の資金不足は急激に膨らんできている。この金融構造の変化に対応するため、銀行はその経営基盤の安定強化が課題となってきている。銀行の国際化はこうした状況に対処するための業務の多様化の一環としてとらえることもできよう。つまり、新たな収益機会を積極的に国際金融市場に向け、そこでの資

※ 本稿は殆どどの部分を丹羽助教授が計量にもとづいて執筆されたものであり、ここに謝意を表したい。

産運用の拡大と国際業務の多様化により、経営体質を強化しようとしている。

一般的には、このような銀行国際化の傾向やその要因を指摘できるのであるが、個々の銀行についてみた場合、その程度や誘因には少なからぬ差異が見受けられるようである。そこで、以下において銀行国際化についてのアンケート調査にもとづき、銀行（主に都市銀行）の国際業務への対応に関し、多変量解析を用いて、(1) 国際部門収益の決定要因、(2) 資金調達パターン、(3) 貸出パターン、(4) 国際業務についての類似性等の問題の分析を試みる。

## 2. 分析目的・手法および結果

銀行の国際化に関するアンケート調査にもとづき、わが国の銀行（主として都市銀行）の国際業務のパフォーマンスについて各種の計量分析を行った<sup>(1)</sup>。

### (イ) 都市銀行の国際部門収益の決定要因

都市銀行の国際化は昭和40年代後半以降急激なテンポで進展しているが、これら都市銀行の国際部門の収益は如何なる要因に依存しているかを明らかにするために、アンケート（501）および昭和53年度の都市銀行各行の貸借対照表、損益計算書を用いて重回帰分析を行った<sup>(2)</sup>。分析の対象とした都市銀行は、第一勧業銀行、富士銀行、住友銀行、三菱銀行、三和銀行、東海銀行、太陽神戸銀行、三井銀行、大和銀行、北海道拓殖銀行、東京銀行の11行である。都市銀行各行の国際部門の粗収益を被説明変数とし、外国為替残高（資産残高+負債残高）、海外支店派遣人員数、海外支店数、経常利益、外国為替売買益、預

(1) 一部アンケートに解答されなかった銀行もあり、分析対象はすべての分析について同一ではない。

(2) 都市銀行の貸借対照表、損益計算書は大蔵省銀行局、金融年報、昭和54年版を利用した。

金残高を説明変数として重回帰分析を行った<sup>(3)</sup>。但し、都市銀行の国際部門の粗収益は公表されたデータが無いので、アンケート（501）に示された値の平均値に各行の経常収益を掛けて推定した。従って、かなりの誤差があると思われる。

入力データおよび重回帰分析の詳細は付表に示すとおりである。重回帰分析結果をみると、都市銀行の国際部門の粗収益は外国為替残高、海外支店数、外国為替売買益に大きく依存していることが解る。例えば、説明変数として上記の6変数をすべて用いた重回帰式は次のようになった。

$$Y = -7.29885 + 0.03254 \times (1) - 0.18585 \times (2) + 3.32432 \times (3) \\ (-2.52778) (6.78442) \quad (-2.33865) \quad (4.89950) \\ + 0.20971 \times (4) + 5.32512 \times (5) - 0.00280 \times (6) \\ (1.37348) \quad (6.20770) \quad (-3.06577)$$

$$R = 0.99784 \quad DW = 3.13620$$

・ここで、Y：国際部門の粗収益

X(1)：外国為替残高

X(2)：海外支店派遣人員

X(3)：海外支店数

X(4)：経常利益

X(5)：外国為替売買益

X(6)：預金残高

(注) 括弧内はt値

また、被説明変数である国際部門の粗収益を1とした場合の各説明変数の寄与度 (proportion) をみると外国為替残高 (X(1))、海外支店数 (X(3))、外国為替売買益 (X(5)) の値が高く、これらの影響が強いことがうかがえる。ただ、海外支店人員数と預金残高の回帰係数の符号が負となっており、国際部門の粗収益が海外支店への日本人行員の派遣数および国内での預金残高と逆の関係を有している。このことは、預金規模の相対的に大きな銀行のなかには必ずしも、そ

(3) 外国為替専門銀行である東京銀行は債券発行額を預金残高に加えてある。

れに相応した国際部門収益をあげていない銀行が存在するのではないかと、また海外への日本人行員の派遣が国際部門の収益に結びついていない銀行が存在するのではないかとということの意味するのではないかと推定される。

#### (ロ) 資金調達パターン

わが国の銀行の国際業務は、その大部分が外貨（主にドル）を用いて行なわれており、銀行にとって外貨資金の調達は極めて重要である。外貨の調達方法は、貿易金融に関してはバンク・アクセプタンス市場における銀行引受手形の割引、米国系銀行からのリファイナンス、クリーン借入れ、輸入資金借り、外貨預託等があり、また海外での現地貸付には関してはユーロ市場からの取入れや米国系銀行からのクリーン借入れ、米国におけるCDの発行等がある。近年、外貨資金の調達方法は多様化しており、銀行により、その調達パターンはさまざまである。

そこで、銀行の資金調達パターンを預金規模別に分類すべきか、外国為替取扱い高別に分類すべきかを明らかにするために、2群判別分析を行った。

分析対象とした銀行は、アンケート（312）、（313）、（314）に解答のあった、第一勧業銀行、富士銀行、三菱銀行、三和銀行、東海銀行、太陽神戸銀行、北海道拓殖銀行、東京銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行の10行である。また、調達パターンを示す変数として、①海外支店の自己調達比率、②アメリカの金融市場からの資金調達割合、③ヨーロッパの金融市場からの資金調達割合、④調達資金における長期もの（1年をこえるもの）の割合の4変数を選択した。

次に、上記の10行を2つのグループに分類する基準として、(イ)預金（資金）規模と(ロ)外国為替取扱い高をとった。<sup>(4)</sup>

(4) 長期信用銀行である日本興業銀行と日本債券信用銀行および外国為替専門銀行である東京銀行に関しては預金残高に債券発行額を加えた資金規模をとった。

## (イ) 預金(資金)規模別分類

第一グループ……………第一勸業銀行, 富士銀行, 三菱銀行, 三和銀行,  
日本興業銀行

第二グループ……………東海銀行, 太陽神戸銀行, 北海道拓殖銀行, 東  
京銀行, 日本債券信用銀行

## (ロ) 外国為替取扱い高別分類

第一グループ……………富士銀行, 三菱銀行, 三和銀行, 東京銀行

第二グループ……………第一勸業銀行, 東海銀行, 太陽神戸銀行, 北海  
道拓殖銀行, 日本興業銀行, 日本債券信用銀行

入力データおよび判別分析結果の詳細は付表に示されている。

分析の概要は次のようになった。

## (イ) 預金(資金)規模別分類

$$\text{判別関数 } Z(X) = 1.56129 - 0.01408 X_1 + 0.00476 X_2 \\ - 0.00541 X_3 - 0.00487 X_4$$

$$D = 1.41800$$

$$F(4,5) = 0.55391$$

$X_1$  ……海外支店の自己調達比率

$X_2$  ……アメリカの金融市場からの調達割合

$X_3$  ……ヨーロッパの金融市場からの調達割合

$X_4$  ……調達資金のうち長期ものの割合

ここで,  $D$ はマハラノビスの $D$ ・スクエアー,  $F$ は $F$ 値である。

また, 判別分析の結果は次表のごとくになった。

Rank	Group 1		No.	Group 2	
	No.	Function Value		F	Function Value
1	3	-1.30174( 0.260)			
2	1	-1.36690( 0.194)			
3	9	-1.45471( 0.107)			
4			8	-1.48166( 0.080)	
5			7	-1.52101( 0.040)	
6	4	-1.61465( -0.053)			
7	2	-1.62535( -0.064)			
8			6	-1.66603( -0.105)	
9			10	-1.72577( -0.164)	
10			5	-1.85513( -0.294)	
Mean		-1.47267( 0.089)		-1.64992( -0.089)	
S. D.		0.12977( 0.130)		0.13642( 0.136)	
Criterion				-1.56130	

## (ロ) 外国為替取扱い高別分類

$$\text{判別関数 } Z(X) = 23.66310 + 0.00717 X_1 - 0.18736 X_2 \\ - 0.28492 X_3 - 0.10029 X_4$$

$$D = 26.42360$$

$$F(4, 5) = 9.90885$$

判別分析結果は次表のごとくになった。

Rank	Group 1		Group 2	
	No.	Function Value	No.	Function Value
1	8	-21.13060( 2.533)		
2	3	-21.63260( 2.031)		
3	4	-22.50060( 1.163)		
4	2	-22.78280( 0.880)		
5			6	-24.42670( -0.764)
6			7	-24.91160( -1.248)
7			5	-25.40090( -1.738)
8			10	-25.52640( -1.863)
9			1	-25.64790( -1.985)
10			9	-25.97410( -2.311)
Mean		-22.01160( 1.651)		-25.31460( -1.651)
S. D.		0.66213( 0.662)		0.50817( 0.508)
Criterion				-23.66310

F 値により、判別関数の有意性をみると、外国為替取扱い高別分類の F 値は 2.5% 有意であるのに対し、預金（資金）規模別分類は有意性が認められない。また、判別結果も外国為替取扱い高別分類は判別関数値 -23.66310 を基準に 2 つのグループに明確に分類されるのに対し、預金（資金）規模別分類は当初想定したグループ分類が妥当でないことを示している。従って、資金調達パターンにより各銀行の行動を分類する基準としては外国為替取扱い高が妥当であることが理解される。つまり、預金（資金）規模の相対的に大きな銀行が外国為替取扱い高に示される国際業務に関するノウハウを必ずしも有していないことを示しているものと思われる。

### 3. 現地貸付パターン

現地貸付は（わが国金融機関の国内店舗または海外店舗が非居住者に対して行う外貨建てもしくは円建て貸付）は元来、わが国の企業が海外進出する際に信用力の不足により、現地の銀行から借入れることが困難であったという事情の下で、これを支援するものとして供与されてきたが、銀行の国際化が進展するにつれて、非日系企業向け貸付の割合が増大している。また、現地貸付先も先進国のみならず、発展途上国や社会主義諸国にも拡大してきており、しかもこれらの政府、政府機関および金融機関向けの中長期現地貸付が短期現地貸付を上回るようになってきている。

一般的にいえば、このような状況にあるといえるが、銀行を個別にみれば、各銀行の現地貸付に対するビヘイビアは必ずしも同一ではなくさまざまである。

そこで、わが国の個々の銀行の現地貸付パターンが如何なる要因により分類しうるかを2群判別分析を用いて検討した。

分析の対象とした銀行はアンケート（304）、（307）、（308）に解答のあった、第一勧業銀行、富士銀行、三菱銀行、三和銀行、東海銀行、太陽神戸銀行、三井銀行、北海道拓殖銀行、東京銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行の11行である。また、判別分析に用いる変数として、①先進国向け貸付の場合、②発展途上国向け貸出の割合、③社会主義国向け貸出の割合、④日系企業向け貸出の割合、⑤中長期貸出しの割合の5変数を考慮した。

11行を2つのグループに分類する基準として、前述の資金調達パターンと同様に、(イ)預金(資金)規模と(ロ)外国為替取扱い高をとった。

#### (イ) 預金(資金)規模別分類

第一グループ……………第一勧業銀行、富士銀行、三菱銀行、三和銀行、  
日本興業銀行



第二グループ……東海銀行，太陽神戸銀行，三井銀行，北海道拓殖銀行，東京銀行，日本債券信用銀行

(ロ) 外国為替取扱い高別分類

第一グループ……富士銀行，三菱銀行，三和銀行，東京銀行，三井銀行

第二グループ……第一勸業銀行，東海銀行，太陽神戸銀行，北海道拓殖銀行，日本興業銀行，日本債券信用銀行

入力データおよびZ群判別分析結果の詳細は付表に示されている。

分析の概要を示せば次のようになった。

(イ) 預金(資金)規模別分類

$$\text{判別関数 } Z(X) = -2.18852 + 0.02577 X_1 + 0.01785 X_2 - 0.00371 X_3 + 0.00572 X_4$$

$$D = 1.90637$$

$$F(4,6) = 0.86653$$

$X_1$ ……先進国向け貸出の割合

$X_2$ ……発展途上国向け貸出の割合

$X_3$ ……社会主義国向け貸出の割合

$X_4$ ……日系企業向け貸出の割合

$X_5$ ……長期貸出の割合

ここで、DはマハラノビスのD・スクウェアー、FはF値である。

また、判別分析の結果は次のようになった。

Rank	Group 1		Group 2	
	No.	Function Value	No.	Function Value
1	3	2.43532( 0.247)		
2	2	2.41682( 0.228)		
3			11	2.26917( 0.081)
4	4	2.24356( 0.055)		
5			6	2.23398( 0.045)
6	10	2.22802( 0.040)		
7	1	2.14840( -0.040)		
8			7	2.10735( 0.081)
9			5	2.07200( 0.117)
10			9	2.02540( 0.163)
11			8	1.78773( 0.401)
Mean		2.29442( 0.106)		2.08261( 0.106)
S. D.		0.11239( 0.112)		0.15741( 0.157)
Criterion				2.18852

## (ロ) 外国為替取扱い高別分類

$$\text{判別関数 } Z(X) = -4.58027 + 0.09464 X_1 + 0.05240 X_2 \\ - 0.02205 X_3 - 0.03315 X_4$$

$$D = 16.01110$$

$$F(4,6) = 7.27777$$

判別分析の結果は次のようになった。

Rank	Group 1		Group 2	
	No.	Function Value	No.	Function Value
1	7	6.07804( 1.498)		
2	3	5.58732( 1.007)		
3	2	5.35588( 0.776)		
4	4	5.33227( 0.752)		
5	9	4.99537( 0.415)		
6			6	4.53205( -0.048)
7			10	3.78199( -0.798)
8			1	3.67850( -0.902)
9			5	3.60690( -0.973)
10			8	3.45321( -1.127)
11			11	3.09196( -1.488)
Mean		5.46978( 0.890)		3.69077( -0.890)
S. D.		0.35797( 0.358)		0.43556( 0.436)
Criterion				4.58027

F 値により判別関数の有意性をみると、外為取扱い高別分類の F 値は 7.27777 で 5% 有意の水準にあるのに対し、預金規模別分類のそれはきわめて低く有意性が認められない。また、判別結果も外為取扱い高別分類は関数値 4.58027 を基準に当初想定したごとく第一グループと第二グループに明確に分けられるのに対し、預金規模別分類は当初のグループ分類が妥当ではないことを示している。

以上の結果から、貸出行動パターンの分類基準として外国為替取扱い高が妥当であることが理解される。この結果は資金調達パターンと同様である。

#### 4. 国際業務に関する行動パターンの類似性

銀行の国際業務には、外国為替の取扱い、貿易関連信用供与（短期貿易金融業務）、現地貸付、資金調達マーチャントバンキング、証券業務等があり、各銀行はそれぞれの分野において、その特性を活用して行動していると考えられる。そこで、銀行の国際業務のうち、資金調達と現地貸付の両面においてその行動パターンの類似度により、いくつかのグループへの分類を試みた。この種の統計的手法としてはクラスター分析がよく用いられる。

分析対象はアンケート（304）、（307）、（308）の貸出パターンとアンケート（312）、（313）、（314）の資金調達パターンのすべてに解答のあった、第一勧業銀行、富士銀行、三菱銀行、東海銀行、太陽神戸銀行、北海道拓殖銀行、東京銀行、日本興業銀行、日本債券信用銀行の9行である。また、分析に用いた変数は前述の貸出パターン、資金調達パターンの分析に用いた8変数に、貸出におけるフローティングレート方式の採用割合を加えて9変数である。

入力データおよびクラスター分析結果の詳細は付表に示したとおりである。

クラスター分析で通常よく使用される群平均法を用いた分析結果の概要は次のデンドログラムにより示される。

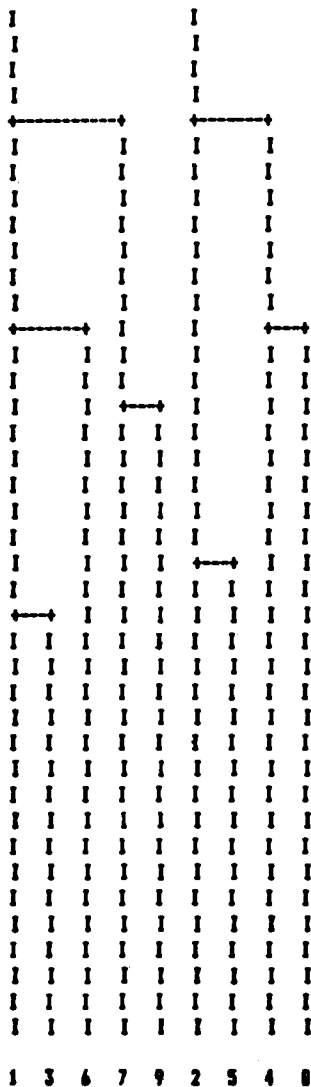
群平均法では、類似度指数（Similarity index）が0.327のところまで次の4つのグループに分類された。

- (Ⅰ) ……第一勧業銀行、三菱銀行、北海道拓殖銀行
- (Ⅱ) ……富士銀行、太陽神戸銀行
- (Ⅲ) ……東海銀行、日本興業銀行
- (Ⅳ) ……東京銀行、日本債券信用銀行

以上の国際業務に関するビヘイビアーの類似度による分類結果は、国際業務を貸出と資金調達の2面だけでみていることから正確であるとはいえないにしろ、海外支店、現地法人、駐在員事務所の進出地域や国際業務に関するノウ

ハウの提携関係等の要因が絡んでいると考えられるが、更に他の要因を含めて分析をする必要があると思われる。

《《 DENDROGRAM 1 》》



- 1 …… 第一勸業銀行
- 2 …… 富士銀行
- 3 …… 三菱銀行
- 4 …… 東海銀行
- 5 …… 太陽神戸銀行
- 6 …… 北海道拓殖銀行
- 7 …… 東京銀行
- 8 …… 日本興業銀行
- 9 …… 日本債券信用銀行

## &lt;&lt; ニュウリョク テータ &gt;&gt;

	1 X(1) 5 X(5)	2 X(2) 6 X(6)	3 X(3) 7 Y	4 X(4)
1	796,00000 8,00000	91,00000 9442,70000	7,00000 46,30000	25,40000
2	851,90000 5,60000	82,00000 8364,20000	7,00000 41,50000	31,70000
3	578,40000 6,80000	118,00000 8187,40000	9,00000 40,10000	40,00000
4	525,90000 6,80000	72,00000 7954,10000	7,00000 40,20000	31,90000
5	621,30000 6,60000	90,00000 7894,40000	7,00000 40,10000	27,60000
6	698,00000 4,30000	51,00000 5918,20000	4,00000 29,50000	18,60000
7	395,50000 3,00000	56,00000 5788,30000	6,00000 16,10000	15,00000
8	514,40000 4,70000	92,00000 5578,80000	9,00000 37,60000	18,50000
9	235,20000 2,80000	48,00000 3347,00000	4,00000 10,70000	9,30000
10	136,10000 1,00000	26,00000 2426,70000	4,00000 7,00000	8,40000
11	1818,00000 14,60000	219,00000 5705,10000	27,00000 166,40000	18,90000

- (注) X(1)……外国為替残高  
 X(2)……海外支店派遣人員  
 X(3)……海外支店数  
 X(4)……経常利益  
 X(5)……外国為替決済益  
 X(6)……預金残高  
 Y……国際部門の相取益

## &lt;&lt; 米本 トウキ &gt;&gt;

	ハイキ	ヒョウシ ユンケン
1 X(1)	651.88200	443.76000
2 X(2)	85.90910	51.15750
3 X(3)	8.27273	6.46670
4 X(4)	22.30000	9.93328
5 X(5)	5.83636	3.58170
6 X(6)	6418.81000	2186.94000
7 Y	43.22730	43.05710

## &lt;&lt; ソウカン キョウレツ &gt;&gt;

	1 X(1)	2 X(2)	3 X(3)	4 X(4)
1 X(1)	1.00000	.90890	.89961	.23819
2 X(2)	.90890	1.00000	.95709	.32127
3 X(3)	.89961	.95709	1.00000	.09169
4 X(4)	.23819	.32127	.09169	1.00000
5 X(5)	.93372	.94707	.88935	.40038
6 X(6)	.33150	.30485	.07712	.87012
7 Y	.96180	.95357	.97706	.15668

	5 X(5)	6 X(6)	7 Y
1 X(1)	.93372	.33150	.96180
2 X(2)	.94707	.30485	.95357
3 X(3)	.88935	.07712	.97706
4 X(4)	.40038	.87012	.15668
5 X(5)	1.00000	.46323	.94449
6 X(6)	.46323	1.00000	.18741
7 Y	.94449	.18741	1.00000

## &lt;&lt; カイキ ケイスウ &gt;&gt;

	1	2	3	4
カイキケイスウ	.03254	-.18585	3.32430	.20971
○ ヒョウシ ユン カイキケイスウ	.33538	-.22081	.49927	.04838
○ フンサン ノ スイテイキ	2.30074E-05	6.31596E-03	.46039	.02331
○ 95% シンライ クカン	.01922	-.40650	1.44042	-.21422
○ t / アタイ	6.78423	-2.33854	4.89931	1.37343
	5	6		
カイキケイスウ	5.32512	-2.80077E-03		
ヒョウシ ユン カイキケイスウ	.44297	-.14225		
フンサン ノ スイテイキ	.73590	8.34635E-07		
95% シンライ クカン	2.94335	-5.33729E-03		
t / アタイ	7.70690	-2.64256E-04		
○ t / キキキツキ	2.77645			
ケイスウコウ	-7.29880			

## &lt;&lt; フンサン フンセキ &gt;&gt;

ヨウイン	ハイホウク	ジノウト	フンサン	フンサンヒ	キキキツキ
カイキ	18523.1000	6	3087.1800	771.1700	6.1631
サンク	16.0130	4	4.0032		
センタイ	18539.1000	10			

## &lt;&lt; ショウソウカン ケイスウ 米本 キヨリツ &gt;&gt;

	ショウソウカン ケイスウ	キヨリツ
キヨウセイ コ	.99956	.99913
キヨウセイ スミ	.99892	.99784
ニショウ キヨウセイ スミ	.99837	.99676

<< カイキ スイッチ >>

ヒノキキトク

3.18244

サンプル群	1	2	3	4
カンソク	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイッチ	46.44250	41.49570	41.17960	40.32650
サマシ	-1.14249	4.29535E-03	-1.07956	-1.12645
イシヨウチ ハンテイヨウ ト	-1.11312	3.09889E-03	-1.30734	-1.14801
ハイキン ノ シンライ クカン	41.78970	37.05140	36.21250	35.16810
	51.09520	45.94000	46.14660	45.48480
ハイキン ノ ヨソク クカン	39.19630	34.38150	33.72770	32.74570
	53.68870	48.60990	48.63150	47.90720

サンプル群	5	6	7	8
カンソク	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイッチ	38.28600	29.45690	18.01870	35.54360
サマシ	1.81400	.04308	-1.91873	2.05639
イシヨウチ ハンテイヨウ ト	1.03648	.03128	-2.03811	1.47304
ハイキン ノ シンライ クカン	35.67650	24.99690	13.70130	32.16090
	40.89550	33.91690	22.33620	38.92630
ハイキン ノ ヨソク クカン	32.14850	22.33290	10.98310	29.03960
	44.42350	36.58090	25.05440	42.04770

サンプル群	9	10	11
カンソク	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイッチ	12.21770	5.88520	166.64800
サマシ	-1.51773	1.11480	-1.24758
イシヨウチ ハンテイヨウ ト	-1.29887	.80623	-1.67712
ハイキン ノ シンライ クカン	7.71349	1.71257	161.11400
	16.52200	10.05780	172.18100
ハイキン ノ ヨソク クカン	5.19021	-1.06249	158.80700
	19.24530	12.83290	174.48800

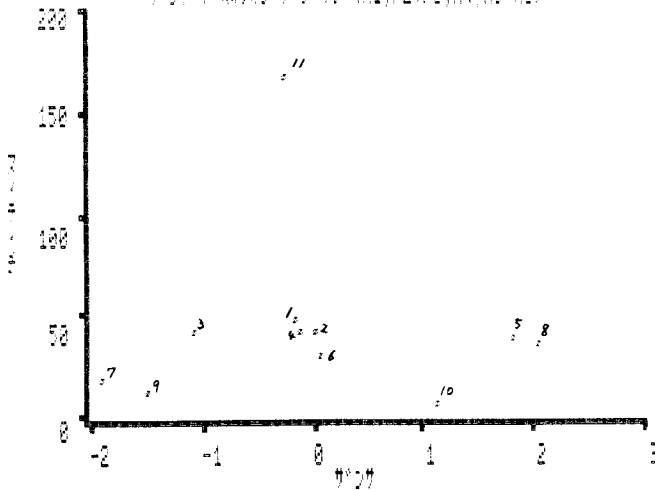
Proportion

Y	Const.
Y(1)	-0.16885
Y(2)	0.49073
Y(3)	-0.36936
Y(4)	0.63620
Y(5)	0.10819
Y(6)	-0.71897
Y(7)	-0.41588

タービタン フトソクヒ

3.13603

サマシ + 1.7474 / 2.97 (X1, X2, X3, X4, X5, X6)



## &lt;&lt; キホン トウクイ &gt;&gt;

	インスウ	ハイキソ	ヒョウシヨウケンケンカ
1 X(1)	651,88200	443,76000	
2 X(2)	85,90910	51,15750	
3 X(3)	8,27273	6,46670	
4 X(4)	22,30000	9,93328	
5 X(5)	5,83636	3,58170	
7 Y	43,22730	43,05710	

## &lt;&lt; ソウカン キョウレツ &gt;&gt;

	1 X(1)	2 X(2)	3 X(3)	4 X(4)
1 X(1)	1,00000	.90890	.89961	.23819
2 X(2)	.90890	1,00000	.95709	.32127
3 X(3)	.89961	.95709	1,00000	.09169
4 X(4)	.23819	.32127	.09169	1,00000
5 X(5)	.93372	.94707	.88935	.40038
7 Y	.96180	.95357	.97706	.15668

	5 X(5)	7 Y
1 X(1)	.93372	.96180
2 X(2)	.94707	.95357
3 X(3)	.88935	.97706
4 X(4)	.40038	.15668
5 X(5)	1,00000	.94449
7 Y	.94449	1,00000

## &lt;&lt; カイキ クイスク &gt;&gt;

	1	2	3	4
カイキクイスク	.02759	-.21833	4,49121	-.10110
ヒョウシヨウケン カイキクイスク	.28439	-.25940	.67453	-.02332
ファンガン ノ スイテイキ	5,46761E-05	.01662	.84548	.03493
95% シンライ クカン	8,58687E-03	-.54976	2,12756	-.58154
	.04660	.11310	6,85485	.37932
t / アタイ	3,73185	-1,69337	4,88440	-.54097

	5
カイキクイスク	4,01600
ヒョウシヨウケン カイキクイスク	.33407
ファンガン ノ スイテイキ	1,48337
95% シンライ クカン	.88520
	7,14679
t / アタイ	3,29738

t / キキヤク	2,57057
テイスウコウ	-14,34300

## &lt;&lt; ファンガン ファンセキ &gt;&gt;

ヨウイン	ハイホウク	シユウト	ファンガン	ファンガン ヒ	キキヤク
カイキ	18485,5000	5	3697,0900	344,6370	5,0503
サンサ	53,6375	5	10,7275		
セシタイ	18539,1000	10			

## &lt;&lt; ショウソウカン クイスク オホヒ キヨリツ &gt;&gt;

	ショウソウカン クイスク	キヨリツ
キョウセイ マエ	.99855	.99710
キョウセイ スミ	.99710	.99421
ニショウキョウセイ スミ	.99589	.99180

## &lt;&lt; カイキ スイテイキ &gt;&gt;

t / キキヤク	2,77645
----------	---------



サンプル群	1	2	3	4
カンソクチ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイチ	48.75230	41.98440	39.53980	39.97090
サンソク	-2.45227	-4.48444	.56023	.22906
イシヨウチ ハンテイヨウチ	-1.16899	-2.1990	.29655	.16710
ハイキョクノ シンライクワン	42.45350	35.28220	32.35610	32.16820
	55.05110	48.68670	46.72340	47.77370
ハイキョクノ ヨソククワン	38.23750	31.22310	28.47220	28.49190
	59.26710	52.74580	50.60730	51.45000

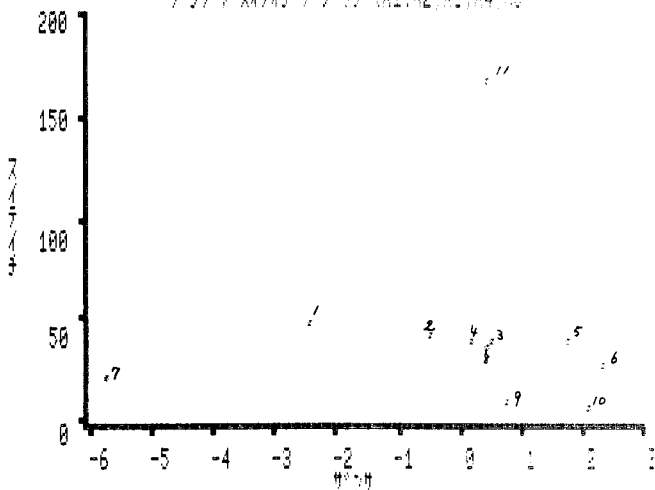
サンプル群	5	6	7	8
カンソクチ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイチ	38.30500	27.13610	21.82260	37.19060
サンソク	1.79499	2.36394	-5.72265	.40941
イシヨウチ ハンテイヨウチ	.57797	1.02794	-3.79049	.13380
ハイキョクノ シンライクワン	34.35020	21.17420	17.87840	32.58900
	42.25980	33.09790	25.76690	41.79210
ハイキョクノ ヨソククワン	29.00310	16.81960	12.52520	27.59580
	47.60700	37.45250	31.12010	46.78540

サンプル群	9	10	11
カンソクチ	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイテイチ	9.93661	4.86752	165.99400
サンソク	.76339	2.13248	.40588
イシヨウチ ハンテイヨウチ	.28714	.94649	.87103
ハイキョクノ シンライクワン	4.21363	-1.30031	157.65600
	15.65960	11.03540	174.33200
ハイキョクノ ヨソククワン	-.24367	-5.56932	154.14500
	20.11690	15.30440	177.84300

Proportion	Y
	1.00000
Y	-0.33180
X(1)	0.41613
X(2)	-0.43392
X(3)	0.85952
X(4)	-0.95218
X(5)	0.54222

ダービン ワトソン ヒ 2.15941

サンソクノ スイテイチノ 2乗ノ (X1, X2, X3, X4, X5)



<< 邦国 1994 >>

年次	対日	対邦外
1 X(1)	651,88200	443,76000
2 X(2)	85,90910	51,15750
3 X(3)	8,27273	6,46670
4 X(4)	22,30000	9,93328
7 Y	43,22730	43,05710

<< 邦外 1994 >>

	1 X(1)	2 X(2)	3 X(3)	4 X(4)
1 X(1)	1,00000	.90890	.89961	.23819
2 X(2)	.90890	1,00000	.95709	.32127
3 X(3)	.89961	.95709	1,00000	.09169
4 X(4)	.23819	.32127	.09169	1,00000
7 Y	.96180	.95357	.97706	.15668

7 Y	
1 X(1)	.96180
2 X(2)	.95357
3 X(3)	.97706
4 X(4)	.15668
7 Y	1,00000

<< 邦外 1994 >>

	1	2	3	4
邦外1994	.04271	-.06738	4,36820	.07536
対日1994	.44023	-.08005	.65605	-.01738
邦外1994 / 対日1994	8,90142E-05	.03843	2,23300	-.08483
邦外1994 / 邦外1994	.01962	-.54709	.71172	-.63731
対日1994	.06580	.41232	8,02468	.78804
対日1994	4,52744	-.34370	2,92320	.25874
対日1994	2,44691			
邦外1994	-16,64670			

<< 邦外1994 邦外1994 >>

項目	対日	邦外	邦外1994	邦外1994	邦外1994
邦外	18368,8000	4	4592,2100	161,8170	4,5336
邦外	170,2750	6	28,3791		
邦外	18539,1000	10			

<< 邦外1994 邦外1994 邦外1994 >>

項目	邦外1994	邦外1994
邦外1994	.99539	.99081
邦外1994	.99231	.98469
邦外1994	.98974	.97959

<< 邦外1994 >>

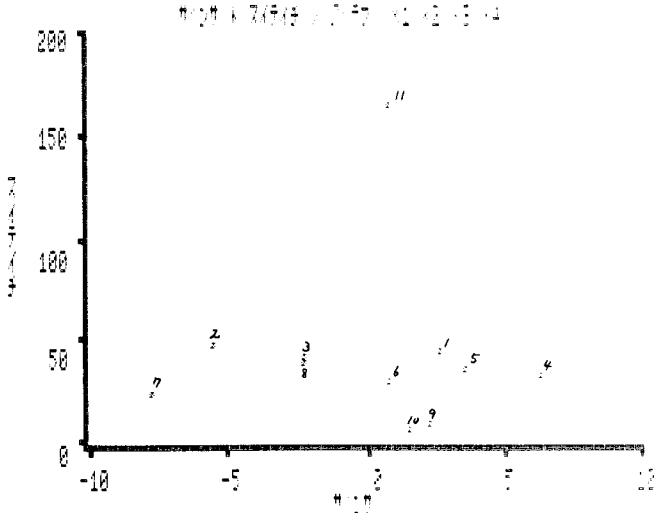
項目	1	2	3	4
邦外1994	46,30000	41,50000	40,10000	40,20000
邦外1994	43,71440	47,18340	42,43690	33,94710
邦外1994	2,58565	-5,68335	-2,33689	6,25289
邦外1994 / 邦外1994	.56333	-1,52409	-.71704	2,27110
邦外1994 / 邦外1994	36,09010	38,91880	31,87890	24,29940
邦外1994 / 邦外1994	51,33860	55,44790	52,99490	43,59480
邦外1994 / 邦外1994	28,61320	31,74900	25,66230	17,73000
邦外1994 / 邦外1994	58,81550	62,61770	59,21150	50,16420

変数名	5	6	7	8
変数	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
変数	36.48520	28.60650	23.81340	39.83480
変数	3.61481	.89349	-7.71336	-2.23480
変数	.72449	.21388	-1.93812	-4.4763
変数	30.76970	19.54840	18.19930	33.46530
変数	42.20070	37.66460	29.42740	46.20430
変数	22.25200	12.73310	9.62063	25.32670
変数	50.71840	44.47990	38.00610	54.34290

変数名	9	10	11
変数	10.70000	7.00000	166.40000
変数	8.33922	5.52074	165.61800
変数	2.56078	1.47526	.78154
変数	.55721	.37614	1.03080
変数	-1.30900	-3.99593	152.71700
変数	16.98750	15.03740	178.52000
変数	-7.30392	-10.61870	147.27900
変数	23.96240	21.66020	183.95800

Proportion	Y
Const.	1.00000
X(1)	-0.38510
X(2)	0.64416
X(3)	-0.13392
X(4)	0.83598
X(5)	0.03888

変数名: 1.72780



<< キホト トウケイ >>

変数名	変数	係数
1 X(1)	651.88200	443.76000
2 X(2)	85.90910	51.15750
3 X(3)	8.27273	6.46670
5 X(5)	5.83636	3.58170
7 Y	43.22730	43.05710

<< ソウカン キョウレツ >>

	1 X(1)	2 X(2)	3 X(3)	5 X(5)
1 X(1)	1.00000	.90890	.89961	.93372
2 X(2)	.90890	1.00000	.95709	.94707

3 X(3)	.89961	.95709	1.00000	.88935
5 X(5)	.93372	.94707	.88935	1.00000
7 Y	.96180	.95357	.97706	.94449

7 Y

1 X(1)	.96180
2 X(2)	.95357
3 X(3)	.97706
5 X(5)	.94449
7 Y	1.00000

<< カイキ クイズ >>

	1	2	3	5
カイキクイズ	.02801	-.25994	4.85881	3.82733
ヒョウシユン カイキクイズ	.28876	-.30885	.72973	.31837
フンサン ノ スイテイキ	4.76882E-05	9.44429E-03	.33849	1.20120
95% シンライ クカン	.01112	-.49774	3.43518	1.14554
	.04491	-.02215	6.28243	6.50913
t ノ アライ	4.05734	-2.67486	8.35126	3.49211
t ノ キキワキ	2.44691			
テイスウコウ	-15.23890			

<< フンサン フンセイキ >>

ヨウイン	ハイホウク	シユウト	フンサン	フンサン ヒ	キキワキ
カイキ	18482.3000	4	4620.5800	488.2880	4.5336
サンク	56.7769	6	9.4628		
ゼンシヤ	18539.1000	10			

<< シユウソクカン クイズ オヨビ キヨリツ >>

	シユウソクカン クイズ	キヨリツ
キョウセイ マエ	.99846	.99693
キョウセイ スミ	.99744	.99489
ニシユウ キョウセイ スミ	.99659	.99319

<< カイキ スイテイキ >>

t ノ キキワキ 2.57057

	1	2	3	4
カンフ*ル#				
カンソクキ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイキ	48.03890	42.75910	40.04830	40.81730
サンク	-1.73890	-1.25908	.05171	-.61729
シユウソク* カンテイヨウ t	-.69636	-.51347	.02578	-.30422
ハイケン ノ シンライ クカン	43.29260	37.75160	34.00020	34.83940
	52.78520	47.76660	46.09640	46.79520
ハイケン ノ ヨソク クカン	39.14030	33.71850	30.39230	31.20520
	56.93750	51.79970	49.70420	50.42940

	5	6	7	8
カンフ*ル#				
カンソクキ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイキ	38.04570	26.95350	21.92020	36.97630
サンク	2.05426	2.54655	-5.82017	.62365
シユウソク* カンテイヨウ t	.71524	1.20243	-3.99468	.21978
ハイケン ノ シンライ クカン	34.68600	21.68020	18.41840	32.96440
	41.40550	32.22670	25.42200	40.98830
ハイケン ノ ヨソク クカン	29.80280	17.76300	13.61840	28.44680
	46.28860	36.14390	30.22200	45.50590

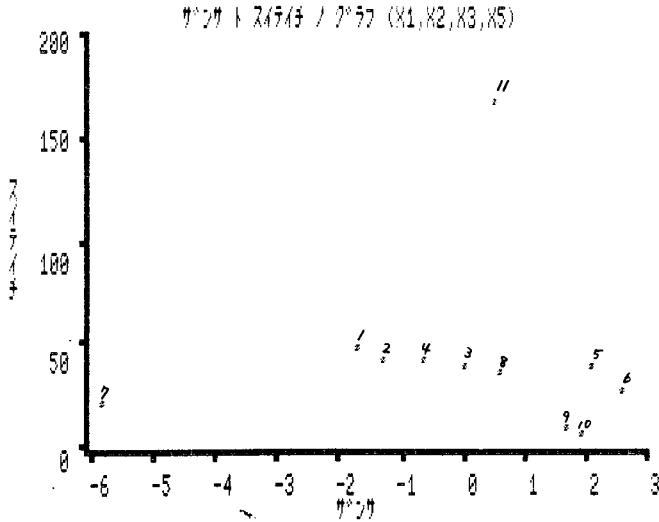
	9	10	11
カンフ*ル#			
カンソクキ	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイテイキ	9.02529	5.07831	165.83700
サンク	1.67471	1.92169	.56291
シユウソク* カンテイヨウ t	.57268	.88797	1.13841

ハイキングノシラワイワカン	5.68009	-1.36268	158.41300
	12.37050	10.51930	173.26100
ハイキングノヨソワカン	.78832	-4.20941	155.26500
	17.26230	14.36600	176.41000

Proportion

Y	1.00000
Const.	-0.35253
X(1)	0.42253
X(2)	-0.51662
X(3)	0.92987
X(5)	0.51675

タービーンワトソノヒ 2.18949



<< キホン トクワイ >>

インスウ	ハイキン	ヒョウシヨウケン
1 X(1)	651.88200	443.76000
3 X(3)	8.27273	6.46670
5 X(5)	5.83636	3.58170
6 X(6)	6418.81000	2186.94000
7 Y	43.22730	43.05710

<< ソウカン キョウレツ >>

	1 X(1)	3 X(3)	5 X(5)	6 X(6)
1 X(1)	1.00000	.89961	.93372	.33150
3 X(3)	.89961	1.00000	.88935	.07712
5 X(5)	.93372	.88935	1.00000	.46323
6 X(6)	.33150	.07712	.46323	1.00000
7 Y	.96180	.97706	.94449	.18741

	7 Y
1 X(1)	.96180
3 X(3)	.97706
5 X(5)	.94449
6 X(6)	.18741
7 Y	1.00000

## &lt;&lt; カイキ ケイスウ &gt;&gt;

	1	3	5	6
カイキケイスウ	.03306	2.16299	4.81366	-2.67982E-03
ヒョウシヨウ カイキケイスウ	.34080	.32485	.40042	-.13611
フンサン / スイテイチ	3.16949E-05	.25936	1.12958	5.51637E-07
95% シンライ クカン	.01929	.91682	2.21305	-4.49719E-03
	.04684	3.40915	7.41428	-8.62440E-04
ヒ / アライ	5.87356	4.24714	4.52916	-3.60810
ヒ / キキヤクチ	2.44691			
テイスウコウ	-7.11541			

## &lt;&lt; フンサン フンセキ &gt;&gt;

ヨウイン	ハイホウク	シユウト	フンサン	フンサンヒ	キキヤクチ
カイキ	18499.8000	4	4624.9600	706.6000	4.5336
サンサ	39.2722	6	6.5453		
センゴク	18539.1000	10			

## &lt;&lt; ショウソクカン ケイスウ オヨビ キヨリツ &gt;&gt;

	ショウソクカン ケイスウ	キヨリツ
チョウセイ マエ	.99894	.99788
チョウセイ スミ	.99823	.99646
ニシユウ チョウセイ スミ	.99764	.99529

## &lt;&lt; カイキ スイテイチ &gt;&gt;

ヒ / キキヤクチ 2.57057

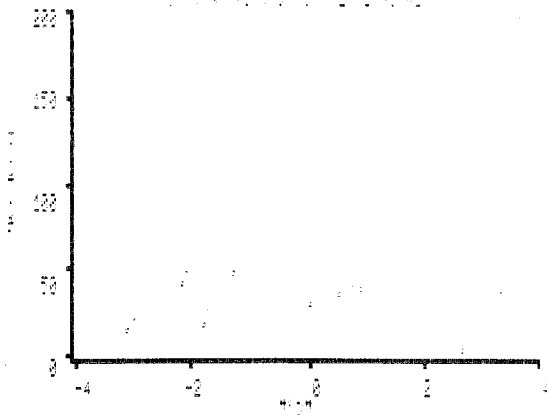
	1	2	3	4
サンフルキ				
カンソクチ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイチ	47.55150	40.73730	42.26970	36.83290
サンサ	-1.25149	.76266	-2.16965	3.36715
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-.59003	.41979	-1.05987	1.96396
ハイキン / シンライ クカン	43.65530	36.03190	38.58410	33.19830
	51.44770	45.44280	45.95520	40.46740
ハイキン / ヨソク クカン	40.17790	32.90590	35.00520	29.59410
	54.92510	48.56870	49.53410	44.07160
サンフルキ				
カンソクチ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイチ	39.18470	29.45640	17.87000	37.03520
サンサ	.91529	.04357	-1.76995	.56477
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.36679	.02457	-.85920	.23595
ハイキン / シンライ クカン	36.48560	24.60860	14.01120	33.82790
	41.88380	34.30430	21.72870	40.24250
ハイキン / ヨソク クカン	32.36750	21.53860	10.51610	30.00130
	46.00190	37.37420	25.22390	44.06920
サンフルキ				
カンソクチ	10.70000	7.00000	166.40000	
カイキ スイテイチ	13.82280	4.34752	166.39200	
サンサ	-3.12283	2.65248	7.98035E-03	
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-2.16007	1.58012	.02633	
ハイキン / シンライ クカン	9.46052	.09205	160.16900	
	18.18510	8.60299	172.61500	
ハイキン / ヨソク クカン	6.19267	-3.22206	157.56500	
	21.45300	11.91710	175.21900	

Proportion

Y	1.00000
Const.	-0.16461
X(1)	0.49866
X(3)	0.41395
X(5)	0.64992
X(6)	-0.39792

タービロワソソヒ

2.87146



<< 180 1994 >>

1 X(1)	651.88200	443.76000
2 X(2)	85.90910	51.15750
3 X(3)	8.27273	6.46670
7 Y	43.22730	43.05710

<< 790 1996 >>

1 X(1)	1.00000	.90890	.89961	.96180
2 X(2)	.90890	1.00000	.95709	.95357
3 X(3)	.89961	.95709	1.00000	.97706
7 Y	.96180	.95357	.97706	1.00000

<< 147 1429 >>

1	2	3	
1444429	.04294	-.02783	4.06504
1444429	.44263	-.03307	.61052
7.644498E-05		.01306	.74554
952.2074.780	.02227	-.29811	2.02331
	.06362	.24244	6.10678
t / 794	4.91191	-.24353	4.70790
t / 88775	2.34462		
742939	-16.00710		

<< アソシエーション >>

項目	1987	1988	1989	1990	1991
総計	18366.9000	3	6122.3100	248.9110	4.3468
銀行	172.1750	7	24.5964		
その他	18539.1000	10			

<< 1990年12月31日現在 >>

項目	1990年12月31日	1991年12月31日
総計	.99534	.99071
銀行	.99334	.98673
その他	.99167	.98341

<< 銀行 >>

1991年 2,44691

項目	1	2	3	4
総計	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
銀行	44.10140	46.75270	42.13450	33.03020
その他	2.19860	-5.25270	-2.03452	7.16986
銀行 / 総計	.48754	-1.34010	-.62604	1.73344
銀行 / その他	38.08430	40.28290	32.99090	29.22580
銀行 / 銀行	30.11850	53.22250	51.27810	36.83450
銀行 / その他	30.92060	33.35910	27.26390	20.70120
銀行 / 銀行	57.28220	60.14620	57.00510	45.35900

項目	5	6	7	8
総計	40.10000	29.50000	14.10000	37.60000
銀行	36.62630	28.81090	23.81010	40.10960
その他	3.47371	.68914	-7.71012	-2.50961
銀行 / 総計	.74970	.17566	-2.10111	-.53584
銀行 / その他	31.62640	20.84920	18.75950	34.87790
銀行 / 銀行	41.62620	36.77250	28.86080	45.34130
銀行 / その他	23.87760	14.63640	11.04150	27.26830
銀行 / 銀行	49.37490	42.98540	36.57880	52.95090

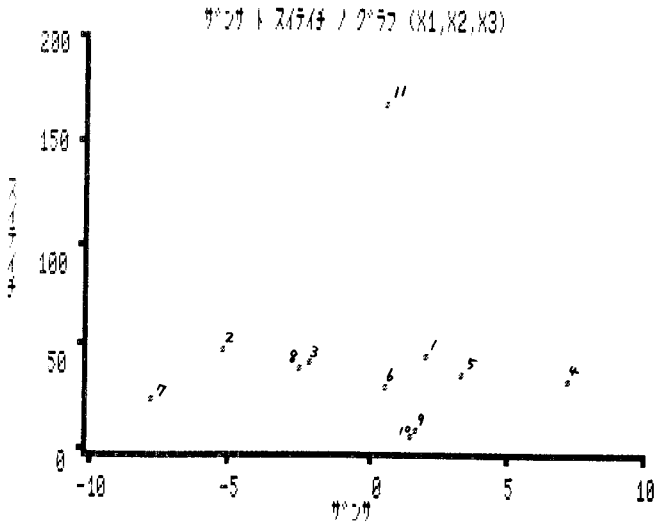
項目	9	10	11
総計	10.70000	7.00000	166.40000
銀行	9.01823	5.37451	165.73200
その他	1.68178	1.62549	.66838
銀行 / 総計	.35410	.44599	.79523
銀行 / その他	3.80640	-3.09640	154.16500
銀行 / 銀行	14.23010	13.84540	177.29800
銀行 / その他	-3.81501	-9.09218	149.26000
銀行 / 銀行	21.85150	19.84120	182.20300

Proportion

Y	1.00000
Const.	-0.37020
X(1)	0.64766
X(2)	-0.05532
X(3)	0.77796

銀行 / 銀行 1.67327





<< サツト トウケイ >>

	ハイブク	ヒョウシヨウケン
1 X(1)	651.88200	443.76000
3 X(3)	8.27273	6.46670
5 X(5)	5.83636	3.58170
7 Y	43.22730	43.05710

<< ソウケン キョウレツ >>

	1 X(1)	3 X(3)	5 X(5)	7 Y
1 X(1)	1.00000	.89961	.93372	.96180
3 X(3)	.89961	1.00000	.88935	.97706
5 X(5)	.93372	.88935	1.00000	.94449
7 Y	.96180	.97706	.94449	1.00000

<< カイキ ケイスウ >>

	1	3	5
カイキケイスウ	.03183	3.64273	1.82224
ヒョウシヨウケン カイキケイスウ	.32809	.54709	.15158
ソウケン / スイテイ	8.57949E-05	.24770	1.20141
95% シンライ クカン	9.93186E-03	2.46587	-.76958
ヒノ アライ	.05373	4.81959	4.41407
ヒノ キキヤク	3.43688	7.31918	1.66250
ヒノ キキヤク	2.36462		
チイスウコウ	-18.29550		

<< ソウケン ソウケン >>

ヨウイン	ハイボク	シノウト	ソウケン	ソウケン ヒ	キキヤク
カイキ	18414.6000	3	6138.2100	345.1690	4.3468
ソウケン	124.4820	7	17.7832		
ソウケン	18539.1000	10			

## &lt;&lt; シュウソウカン ケイスウ オヨビ キヨリツ &gt;&gt;

	シュウソウカン ケイスウ	キヨリツ
キョウセイ マエ	.99663	.99328
キョウセイ スミ	.99519	.99040
ニシュウ キョウセイ スミ	.99398	.98801

## &lt;&lt; カイキ スイテイチ &gt;&gt;

ヒノキキワチ 2,44691

	1	2	3	4
サンブツル				
カンソクチ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイチ	47.12160	44.52780	45.29330	36.33650
サンサ	- .82163	-3.02779	-5.19327	3.86349
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	- .23107	- .91309	-1.54580	1.14800
ハイキン ノ シンライ クカン	40.93300	38.24990	40.41520	30.57210
	53.31030	50.80570	50.17140	42.10090
ハイキン ノ ヨソク クカン	35.38570	32.74450	34.19240	24.81860
	58.85760	56.31110	56.39410	47.85440

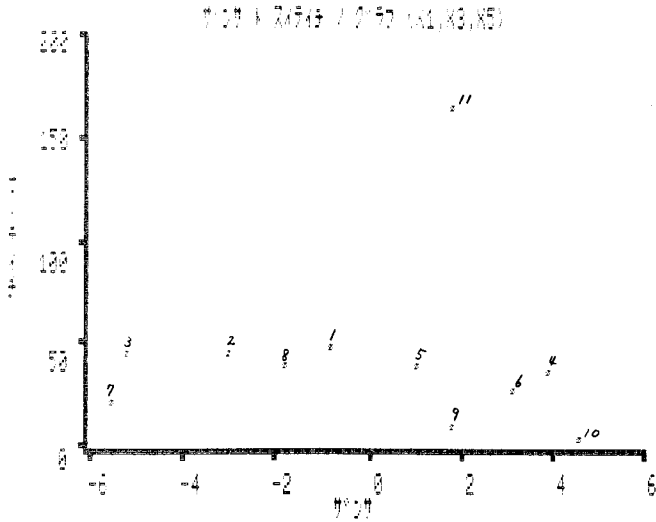
	5	6	7	8
サンブツル				
カンソクチ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイチ	39.00900	26.33140	21.61810	39.42920
サンサ	1.09095	3.16861	-5.51807	-1.82917
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.26696	1.05564	-1.64812	- .45531
ハイキン ノ シンライ クカン	34.71400	19.38630	16.99350	35.02320
	43.30410	33.27640	26.24270	43.83510
ハイキン ノ ヨソク クカン	28.15170	14.17960	10.62620	28.52750
	49.86640	38.48320	32.60990	50.33080

	9	10	11
サンブツル			
カンソクチ	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイテイチ	8.86512	2.43031	164.53800
サンサ	1.83488	4.56969	1.86232
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.45734	1.56055	2.62879
ハイキン ノ シンライ クカン	4.43778	-4.02397	154.82900
	13.29250	8.88459	174.24600
ハイキン ノ ヨソク クカン	-2.04518	-9.44787	150.62000
	19.77540	14.30850	178.45500

## Proportion

Y	
Const.	1.00000
(1)	-0.27324
(2)	0.48667
(3)	0.29719
(4)	0.24603

ダービン ワトソン ヒ 1.77444



<< 統計的性質 >>

変数	平均	標準偏差
2 X(2)	85.90910	51.15750
4 X(4)	22.30000	9.93328
6 X(6)	6418.81000	2186.94000
7 Y	43.22730	43.05710

<< 相関分析 >>

	2 X(2)	4 X(4)	6 X(6)	7 Y
2 X(2)	1.00000	.32127	.30485	.95357
4 X(4)	.32127	1.00000	.87012	.15668
6 X(6)	.30485	.87012	1.00000	.18741
7 Y	.95357	.15668	.18741	1.00000

<< 回帰分析 >>

	2	4	6
決定係数	.84520	-1.11784	2.08035E-03
調整済み決定係数	1.00421	-.25788	.10566
F値	7.13220E-03	.70648	1.44101E-05
95%信頼区間	.64550	-3.10537	-6.89590E-03
t値	1.04490	.86968	.01105
t値	10.00800	-1.32993	.54802

調整済みR平方	2.36462
F値	-17.80860

<< 分散分析 >>

要因	平方和	自由度	F値	p値
間	17370.8000	3	5790.2700	34.6935
内	1168.2800	7	166.8980	
総	18539.1000	10		

<< ジョウリョウカノ ヲイロ ヲヒト ヲヨリ >>

	ジョウリョウカノ ヲイロ	ヨヨリ
ヨウリノ ズ	.96797	.93698
ヨウリノ ズニ	.95392	.90997
ニョウリノ ヲウリノ ズニ	.94205	.88746

<< ナイ スイキ >>

t / ヲヨリ 2.44691

ヨウリノ	1	2	3	4
ヨウリノ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
ナイ スイキ	50.35550	33.46270	54.24400	23.93400
ヨウリ	-4.05555	8.03733	-14.14400	16.26610
ニョウリノ ヲウリノ t	-47435	.66702	-2.31415	1.57872
ナイノ / ヲウリノ	26.48660	19.83390	29.86440	9.33694
ナイノ / ヲウリノ	74.22450	47.09150	78.62360	38.53100
ナイノ / ヲウリノ	11.58800	.01209	15.16000	-9.92266
ナイノ / ヲウリノ	89.12310	66.91330	93.32800	57.79060

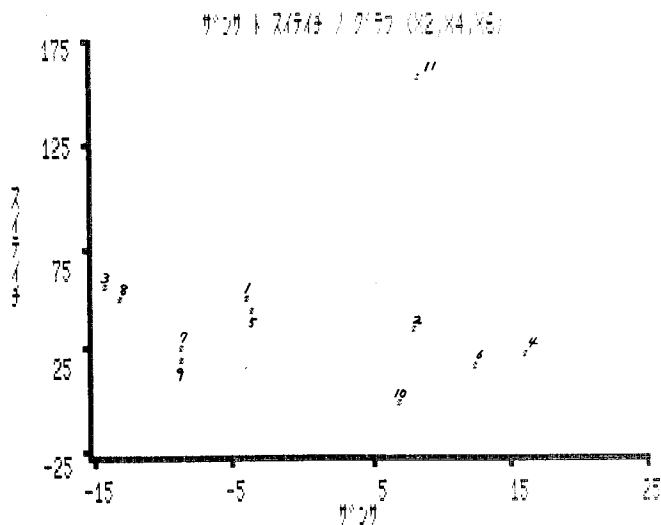
ヨウリノ	5	6	7	8
ヨウリノ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
ナイ スイキ	43.83010	16.81670	24.79670	50.87560
ヨウリ	-3.73009	12.68330	-8.69666	-13.27560
ニョウリノ ヲウリノ t	-29010	1.07335	-.73297	-1.10920
ナイノ / ヲウリノ	32.43870	5.17668	10.72210	40.58560
ナイノ / ヲウリノ	55.22150	28.45660	38.87130	61.16570
ナイノ / ヲウリノ	11.22700	-15.87410	-8.83802	18.64080
ナイノ / ヲウリノ	76.43320	49.50740	58.43130	83.11040

ヨウリノ	9	10	11
ヨウリノ	10.70000	7.00000	166.40000
ナイ スイキ	19.32800	-1.7489	158.03200
ヨウリ	-8.62801	7.17490	8.36826
ニョウリノ ヲウリノ t	-.77569	.75109	5.26043
ナイノ / ヲウリノ	2.57152	-21.49940	128.61900
ナイノ / ヲウリノ	36.08450	21.14960	187.44500
ナイノ / ヲウリノ	-15.51420	-27.42990	115.62500
ナイノ / ヲウリノ	54.17020	37.08010	206.43800

Proportion

Y	1.00000
Const.	-0.41198
X( 2 )	1.67974
X( 4 )	-0.37667
X( 6 )	0.30891

ニョウリノ ヲウリノ t 2.55340



## &lt;&lt; キホノトクイ &gt;&gt;

カギ	カギ	カギ
1 X(1)	651.88200	443.76000
2 X(2)	85.90910	51.15750
7 Y	43.22730	43.05710

## &lt;&lt; ソウカン キョウレツ &gt;&gt;

	1 X(1)	2 X(2)	7 Y
1 X(1)	1.00000	.90890	.96180
2 X(2)	.90890	1.00000	.95357
7 Y	.96180	.95357	1.00000

## &lt;&lt; カイキ ケイスイ &gt;&gt;

	1	2
カイキケイスイ	.05306	.38420
ヒョウシユン カイキケイスイ	.54690	.45648
ファンサン ノ スイテイ*	2.61864E-04	.01970
95% シンライ クカン	.01574	.06050
ヒ ノ アライ	.09038	.70789
ヒ ノ アライ	3.27921	2.73706
ヒ ノ キキク*	2.30600	
テイスイコウ	-24.37130	

## &lt;&lt; ファンサン ファンセキ &gt;&gt;

ヨウイン	カギ	シノイ	ファンサン	ファンサン ヒ	キキク*
カイキ	17821.8000	2	8910.8800	99.3776	4.4589
サンサ	717.3350	8	89.6669		
セシタイ	18539.1000	10			

<< シュウソウカン クイズ オヒキ キヨリツ >>

	シュウソウカン、クイズ	キヨリツ
チョウセイ マエ	.98046	.96130
チョウセイ スミ	.97551	.95163
ニシュウ チョウセイ スミ	.97137	.94357

<< カイキ スイテイチ >>

ヒノキキヤクチ 2.36462

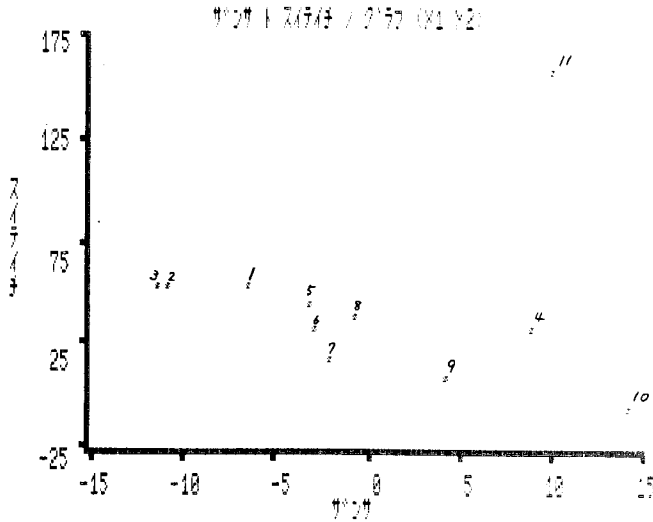
サンプル群	1	2	3	4
カンソクチ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイチ	52.83080	52.33930	51.65740	31.19810
サツンサ	-6.53083	-10.83930	-11.55740	9.00186
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-71371	-1.39507	-1.87132	1.00177
ハイキン ノ シンライ クカン	45.15780	41.48450	37.14710	24.32480
-	60.50380	63.19410	66.16770	38.07150
ハイキン ノ ヨソク クカン	29.68580	27.95400	25.43970	8.30579
	75.97590	76.72470	77.87510	54.09050

サンプル群	5	6	7	8
カンソクチ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイチ	43.17620	32.26230	18.13120	38.27200
サツンサ	-3.07619	-2.76234	-2.03123	-6.67196
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-32325	-36784	-21538	-07391
ハイキン ノ シンライ クカン	36.16550	17.79350	10.37010	28.68340
-	50.18690	46.73120	25.89230	47.86060
ハイキン ノ ヨソク クカン	20.24220	6.06760	-5.04315	14.42330
	66.11020	58.45710	41.30560	62.12060

サンプル群	9	10	11
カンソクチ	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイテイチ	6.55130	-7.15991	156.24100
サツンサ	4.14870	14.15990	10.15880
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	46119	2.00455	4.55422
ハイキン ノ シンライ クカン	-2.87489	-17.71290	136.61800
-	15.97750	3.39312	175.86400
ハイキン ノ ヨソク クカン	-17.23250	-31.41240	126.88300
	30.33510	17.09260	185.59900

Proportion	Y
	1.00000
Const.	-0.56380
X(1)	0.80024
X(2)	0.76356

タービーン フトリン ヒ 1.01709



<< 基本データ >>

カウチ	スイッチ	カウチ/スイッチ
1 X(1)	651.88200	443.76000
3 X(3)	8.27273	6.46670
7 Y	43.22730	43.05710

<< カウチ / スイッチ >>

	1 X(1)	3 X(3)	7 Y
1 X(1)	1.00000	.89961	.96180
3 X(3)	.89961	1.00000	.97706
7 Y	.96180	.97706	1.00000

<< カウチ / スイッチ >>

	1	3
カウチ/スイッチ	.04214	3.90403
ヒヨウケン / カウチ/スイッチ	.43432	.58634
ファンク / スイッチ	5.77968E-05	.27216
95% シンライ / カウチ	.02461	2.70100
t / アライ	.05967	5.10706
t / アライ	5.54319	7.48334
t / キキクチ	2.30600	
チイスウク	-16.54110	

<< カウチ / スイッチ >>

t / キキクチ 2.36462

サンプル	1	2	3	4
カウチ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カウチ / スイッチ	44.33190	46.68760	42.96990	32.94940
ファンク	1.96811	-5.18761	-2.86992	7.25058
ヒヨウケン / カウチ/スイッチ	.45604	-1.41279	-.63516	1.88501
ファンク / シンライ / カウチ	39.21520	40.78910	39.10400	29.53910
	49.44860	52.58610	46.83580	36.35970
ファンク / ヨソク / カウチ	32.43250	34.43170	31.55240	21.67800
	56.23130	58.94350	54.38750	44.22090

サンプル#	5	6	7	8
カンソク	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイ	36.96970	28.48990	23.55010	40.27290
サシカ	3.13026	1.01009	-7.45011	-2.67286
イロヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.68468	.26099	-2.03338	-.60839
イキキョノ シンライ クカン	33.55700	21.77830	19.54270	35.70550
	40.38250	35.20150	27.55750	44.84030
イキキョノ ヨソク クカン	25.69750	15.82260	12.08390	28.59910
	48.24190	41.15720	35.01630	51.94660

サンプル#	9	10	11
カンソク	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイテイ	8.98674	4.81050	165.48100
サシカ	1.71326	2.18950	.91871
イロヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.38794	.53760	.72183
イキキョノ シンライ クカン	4.22050	-1.10981	155.12200
	13.75300	10.73080	175.84100
イキキョノ ヨソク クカン	-2.76622	-7.45592	150.55700
	20.73970	17.07690	180.40500

<< フランガン フランセキ >>

ヨウイン	イキホウク	シヨウト	フランガン	フランガン ヒ	キヨリツ
カイキ	18365.5000	2	9182.7300	423.0870	4.4589
サシカ	173.6330	8	21.7041		
セシタイ	18539.1000	10			

<< ショウヨウカン クイスク オホヒ キヨリツ >>

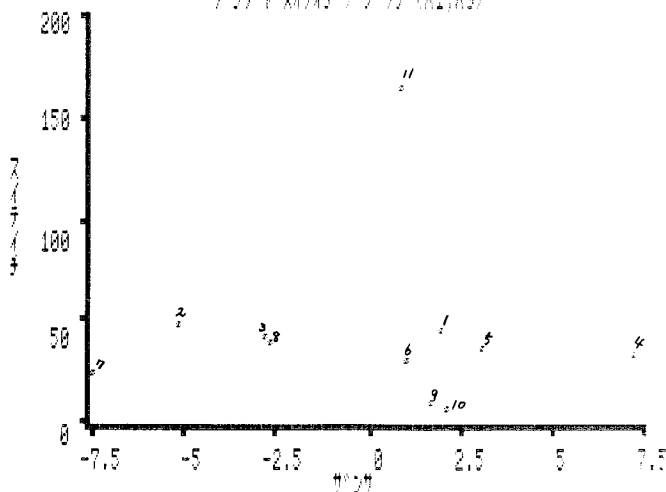
	ショウヨウカン クイスク	キヨリツ
キョウセイ マエ	.99530	.99063
キョウセイ スミ	.99412	.98829
ニシヨウ キョウセイ スミ	.99314	.98634

Proportion

Y	1.00000
Const.	-0.38265
X(1)	0.63531
X(3)	0.74714

アールズ フロムヒヒ 1.70445

サシカ スイテイ / カソク (X1, X3)





<< 98 1974 >>

7 Y	7 Y	7 Y
3 X(3)	8.27273	6.46670
5 X(5)	5.83636	3.58170
7 Y	43.22730	43.05710

<< 99 1974 >>

	3 X(3)	5 X(5)	7 Y
3 X(3)	1.00000	.88935	.97706
5 X(5)	.88935	1.00000	.94449
7 Y	.97706	.94449	1.00000

<< 04 1929 >>

	3	5
04 1929	4.36590	4.34378
04 1929 / 04 1929	.65571	.36133
7 Y / 7 Y	.47836	1.55937
95 1974 7 Y	2.77097	1.46417
7 Y	5.96082	7.22340
7 Y / 7 Y	6.31237	3.47851
7 Y / 7 Y	2.30600	
7 Y / 7 Y	-18.24250	

<< 7 Y 7 Y >>

	7 Y	7 Y	7 Y	7 Y	7 Y
7 Y	18204.6000	2	9102.2800	217.6660	4.4589
7 Y	334.5410	8	41.8176		
7 Y	18539.1000	10			

<< 99 1974 1929 1974 >>

	99 1974	99 1974
99 1974	.99093	.98195
99 1974	.98865	.97744
99 1974	.98675	.97368

<< 04 1974 >>

7 Y / 7 Y 2.36462

	1	2	3	4
7 Y	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
7 Y / 7 Y	47.06900	36.64400	50.58830	41.85650
7 Y	-1.76905	4.85603	-10.48830	-1.65651
7 Y / 7 Y	-1.4207	.77146	-2.01779	-.26745
7 Y / 7 Y	37.81430	31.91720	45.73690	35.37150
7 Y / 7 Y	56.32380	41.37070	55.43970	48.34150
7 Y / 7 Y	29.51850	21.00070	34.90690	25.59530
7 Y / 7 Y	64.61960	52.28730	66.26970	58.11770
	5	6	7	8
7 Y	40.10000	29.50000	16.10000	37.40000
7 Y / 7 Y	40.98780	17.89940	20.98420	41.46640
7 Y	-88775	11.40060	-4.88424	-3.86635
7 Y / 7 Y	-1.14089	2.49838	-.83524	-.63331
7 Y / 7 Y	34.89580	12.18960	14.09920	35.21970
7 Y / 7 Y	47.07970	23.60920	27.86930	47.71300
7 Y / 7 Y	24.87930	1.93148	4.55939	25.29870
7 Y / 7 Y	57.09620	33.86720	37.40910	57.63400
	9	10	11	
7 Y	10.70000	7.00000	166.40000	
7 Y / 7 Y	11.38370	3.56488	163.05600	
7 Y	-.68368	3.43512	3.34407	

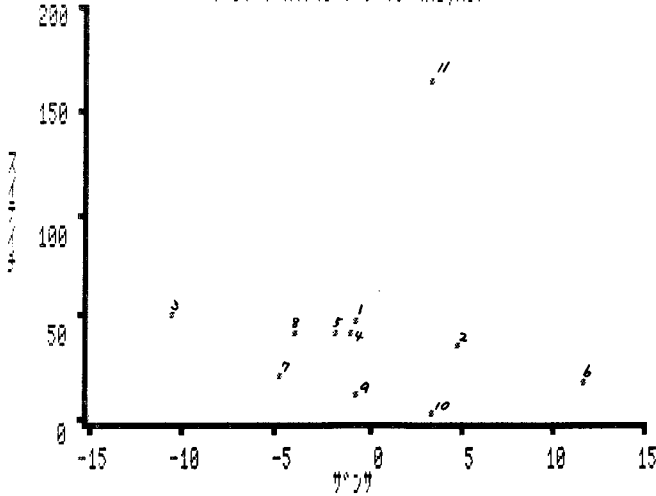
イギリス銀行の対外資産	-1,0844	.66885	2.83687
フランス銀行の対外資産	5.29097	-6.01636	148.61700
ドイツ銀行の対外資産	17.47640	13.14610	177.49500
日本銀行の対外資産	-4.72509	-14.16000	142.29900
	27.49250	21.28980	183.81300

Proportion

Y	1.00000
Const.	-0.42201
X(1)	0.63583
X(5)	0.38648

ガベットの対外資産 2.39591

ガベットの対外資産 (X3, X5)



<< 表 1074 >>

ガベットの対外資産	イギリス銀行の対外資産	フランス銀行の対外資産
2 X(2)	85.90910	51.15750
4 X(4)	22.30000	9.93328
7 Y	43.22730	43.05710

<< 表 1075 >>

	2 X(2)	4 X(4)	7 Y
2 X(2)	1.00000	.32127	.95357
4 X(4)	.32127	1.00000	.15668
7 Y	.95357	.15668	1.00000

<< 表 1076 >>

	2	4
イギリス銀行の対外資産	.84771	-.72346
フランス銀行の対外資産	1.00719	-.16690
ドイツ銀行の対外資産	6.48930E-03	-.17212
日本銀行の対外資産	.66194	-1.68016
	1.03347	.23323
t / 794	10.52320	-1.74382
t / 794	2.30600	
f(272)	-13.46550	

<< アソシエーション >>

項目	1977	1978	1979	1980	1981
総計	17320.7000	2	8660.3400	56.8633	4.4589
個人	1218.4100	8	152.3010		
個人	18539.1000	10			

<< 個人別別年別別年別別年別 >>

個人別別年別別年別別年別	1977	1978
個人別別年別別年別別年別	.96658	.93427
個人別別年別別年別別年別	.95804	.91784
個人別別年別別年別別年別	.95087	.90415

<< 個人別別年別別年別別年別 >>

t / 個人別別年別別年別別年別 2.36462

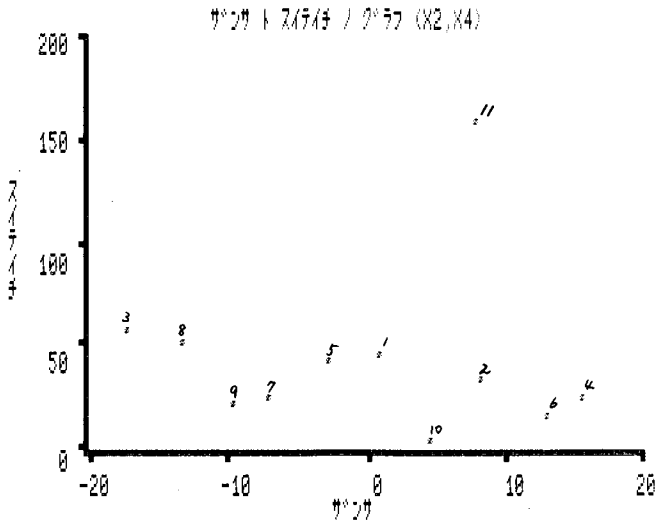
個人別別年別別年別別年別	1	2	3	4
個人別別年別別年別別年別	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
個人別別年別別年別別年別	45.30020	33.11290	57.62580	24.49110
個人別別年別別年別別年別	.99984	8.38707	-17.52580	15.70890
個人別別年別別年別別年別	.07995	.73619	-2.28104	1.56977
個人別別年別別年別別年別	36.27170	20.49460	39.43110	11.07840
個人別別年別別年別別年別	54.32870	45.73130	75.82040	37.90390
個人別別年別別年別別年別	15.44390	1.98245	23.84810	-6.96973
個人別別年別別年別別年別	75.15650	64.24340	91.40340	55.95200

個人別別年別別年別別年別	5	6	7	8
個人別別年別別年別別年別	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
個人別別年別別年別別年別	42.86080	16.31130	23.15430	51.13980
個人別別年別別年別別年別	-2.76082	13.18870	-7.05431	-13.53980
個人別別年別別年別別年別	-.22391	1.18046	-.59754	-1.19507
個人別別年別別年別別年別	32.98980	5.65957	11.82570	41.61270
個人別別年別別年別別年別	52.73190	26.96300	34.48290	60.66690
個人別別年別別年別別年別	12.73900	-14.07530	-7.47610	21.12890
個人別別年別別年別別年別	72.98260	46.69790	53.78470	81.15060

個人別別年別別年別別年別	9	10	11
個人別別年別別年別別年別	10.70000	7.00000	166.40000
個人別別年別別年別別年別	20.49640	2.49786	158.51000
個人別別年別別年別別年別	-9.79638	4.50214	7.89040
個人別別年別別年別別年別	-.92271	.42703	3.68115
個人別別年別別年別別年別	5.60942	-14.21220	131.17600
個人別別年別別年別別年別	35.38330	19.20790	185.84300
個人別別年別別年別別年別	-11.62070	-30.50380	119.05100
個人別別年別別年別別年別	52.61340	35.49950	197.36900

Proportion	Y
Const.	1.00000
X ( 2 )	-0.51151
X ( 4 )	1.68472
X ( 4 )	-0.37322

個人別別年別別年別別年別 2.55077



<< 係数表 >>

変数	係数	標準偏差
2 X(2)	85.96810	51.15750
6 X(6)	6415.31000	2186.94000
7 Y	43.22730	43.05710

<< 変数相関表 >>

	2 X(2)	6 X(6)	7 Y
2 X(2)	1.00000	.30485	.95357
6 X(6)	.30485	1.00000	.18741
7 Y	.95357	.18741	1.00000

<< 検定結果 >>

	2	6
相関係数	.83179	-2.24201E-03
検定値	.98828	-.11387
7 Y / 2 X(2)	7.70621E-03	4.21684E-06
95% 信頼区間	.62936	-6.97737E-03
t / 7 Y	1.03423	2.49335E-03
t / 7 Y	9.47540	-1.09180
t / 検定値	2.30600	
検定値	-13.84070	

<< データ分析表 >>

変数	平均	標準偏差	標準誤差	検定値	検定値
2 X(2)	17075.6000	2	8537.8100	46.6713	4.4589
6 X(6)	1463.4800	8	182.9350		
7 Y	18539.1000	10			

<< ש"סגלללללל לללל לללל לללל >>

	ש"סגלללללל לללל	לללל
ללללל לל	.95971	.92106
ללללל ללל	.94938	.90132
ללללל ללללל ללל	.94068	.88877

<< לללל ללללל >>

ל / ללללל 2.36462

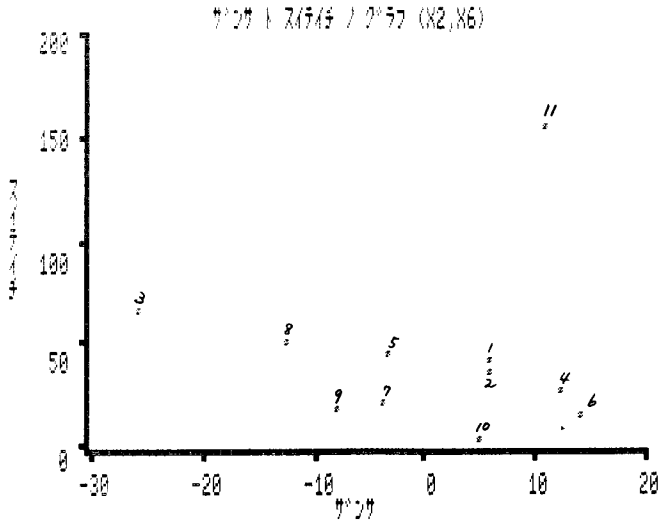
ללללל	1	2	3	4
ללללל	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
לללל ללללל	40.68230	35.61410	65.95520	28.21560
לללל	5.61771	5.88589	-2.85520	11.98440
לללללל לללללל ל	.46946	.45713	-2.93604	.96636
לללל / ללללל ללל	23.78440	22.25860	53.00910	15.49950
לללל / לללל ללל	57.58020	48.96960	78.90140	40.93170
לללל / לללל ללל	5.20945	1.68547	32.18560	-5.46649
	76.15510	69.54280	99.72480	61.89770

ללללל	5	6	7	- 8
ללללל	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
לללל ללללל	43.32180	15.31230	19.76260	50.17700
לללל	-3.22179	14.18770	-3.66256	-12.57700
לללללל לללללל ל	-.24101	1.15244	-.27244	-.98481
לללל / ללללל ללל	31.72800	3.74604	8.67269	39.74780
לללל / לללל ללל	54.91560	26.87860	30.85240	60.60620
לללל / לללל ללל	10.04720	-17.95270	-13.33980	17.29000
	76.59640	48.57740	52.86500	83.06390

ללללל	9	10	11
ללללל	10.70000	7.00000	166.40000
לללל ללללל	18.58160	2.34537	155.53200
לללל	-7.88160	4.65464	10.86780
לללללל לללללל ל	-.67169	.44666	6.49366
לללל / ללללל ללל	1.52714	-18.94060	125.84600
לללל / לללל ללל	35.63610	23.63140	185.21800
לללל / לללל ללל	-16.96610	-35.41540	112.47400
	54.12930	40.10620	198.59100

Proportion	Y	1.00000
	Const.	-0.32018
	X ( 2 )	1.65310
	X ( 6 )	-0.33292

לללללל ללללל 2.45281



<< 100 1094 >>

ザラ	ザンガ	ザラ / ザンガ
1 X(1)	651.88200	443.76000
7 Y	43.22730	43.05710

<< 1000 1096 >>

1 X(1)	1 X(1)	7 Y
1 X(1)	1.00000	.96180
7 Y	.96180	1.00000

<< 104 1420 >>

	1
ザラ / ザンガ	.09332
ザラ / ザンガ	.96180
ザンガ / ザラ	7.83766E-05
951 ザラ / ザンガ	.07329
1 / 794	.11334
1 / 794	10.54120
1 / 99978	2.26215
142020	-17.60770

<< ザンガ / ザラ >>

ザラ	ザンガ	ザラ / ザンガ	ザンガ / ザラ	ザラ / ザンガ
ザラ	17150.0000	1	17150.0000	111.1170
ザンガ	1389.0700	9	154.3420	5.1173
ザラ	18539.1000	10		

<< ש"ס/ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת >>

	ש"ס/ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	ת"ת
ת"ת/ת"ת	.96180	.92507
ת"ת/ת"ת	.93747	.91674
ת"ת/ת"ת/ת"ת	.95384	.90981

<< ת"ת/ת"ת >>

t / ת"ת/ת"ת 2.306

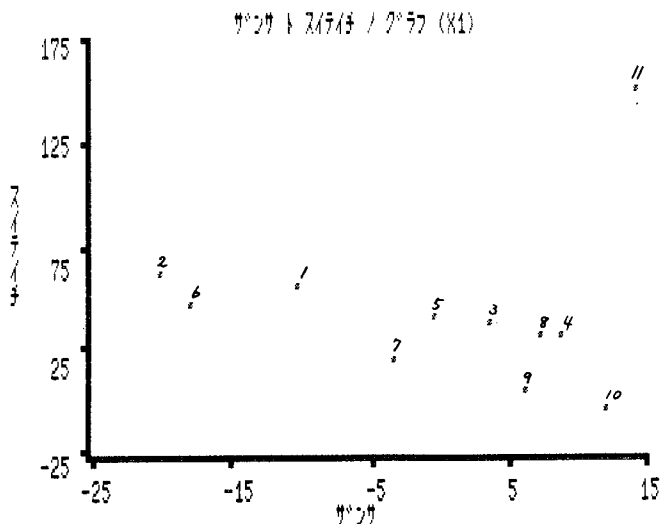
ת"ת/ת"ת	1	2	3	4
ת"ת/ת"ת	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
ת"ת/ת"ת	56.67670	61.89340	36.36980	31.47040
ת"ת/ת"ת	-10.37670	-20.39340	3.73020	8.72961
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	-.86908	-2.01593	.29900	.72019
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	47.72500	52.52070	27.76940	22.62920
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	65.62830	71.26610	44.97020	40.31160
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	27.18180	32.26800	6.97961	2.00883
	86.17160	91.51880	65.76000	60.93200

ת"ת/ת"ת	5	6	7	8
ת"ת/ת"ת	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
ת"ת/ת"ת	40.37330	47.53110	19.30120	30.39720
ת"ת/ת"ת	-.27331	-18.03110	-3.20120	7.20281
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	-.02176	-1.66682	-.26070	.58870
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	31.87760	39.00730	9.39337	21.48750
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	48.86900	56.05490	29.20900	39.30690
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	11.01360	18.16330	-10.49780	.91500
	69.73300	76.89900	49.10020	59.87940

ת"ת/ת"ת	9	10	11
ת"ת/ת"ת	10.70000	7.00000	166.40000
ת"ת/ת"ת	4.34168	-4.90654	152.05200
ת"ת/ת"ת	6.35833	11.90650	14.34820
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	.54226	1.10231	4.10551
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	-7.55111	-18.26700	127.20800
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	16.23450	8.45389	176.89500
ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת	-26.17480	-36.02430	114.54200
	34.65820	26.21130	189.56200

Proportion	Y	1.00000
	Const.	-0.10733
	X(1)	1.40733

ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת/ת"ת 1.05775



<< ホル トウケ >>

	イキ	ヒョウシ ユンバシ
2 X(2)	85.90910	51.15750
7 Y	43.22730	43.05710

<< ソウカン キョウレツ >>

	2 X(2)	7 Y
2 X(2)	1.00000	.95357
7 Y	.95357	1.00000

<< カイキ クイスク >>

	2
カイキクイスク	.80257
ヒョウシ ユン カイキクイスク	.95357
フンザン ノ スイチ	7.13915E-03
95% シンライ クカン	.61144
ヒ ノ アタイ	.99371
ヒ ノ キキク	2.26215
チイスク	-25.72160

<< フンザン フンセキ >>

ヨウイン	イネウク	シ ユウト	フンザン	フンザン ヒ	キキク
カイキ	16857.6000	1	16857.6000	90.2255	5.1173
サンザ	1681.5400	9	186.8380		
センタイ	18539.1000	10			

<< ショウソウカン クイスク オヨビ キヨリツ >>

	ショウソウカン クイスク	キヨリツ
ショウセイ マエ	.95357	.90929
ショウセイ スミ	.94827	.89921
ニショウ ショウセイ スミ	.94383	.89082



<< カイキ スイテイチ >>

ヒノキキヤクテ

2.306

	1	2	3	4
サンブール林				
カンソクテ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイチ	47.31310	40.08990	68.98280	32.06410
サンサ	-1.01313	1.41008	-28.88280	8.13587
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-0.07335	0.10210	-3.25914	0.60430
ハイキン ノ シンライ クカン	37.93940	30.73700	57.82290	22.36940
	56.68680	49.44290	80.14260	41.75880
ハイキン ノ ヨソク クカン	15.00250	7.78528	36.10950	-3.34110
	79.62380	72.39460	101.85600	64.46940
サンブール林	5	6	7	8
カンソクテ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイチ	46.51060	15.21000	19.22290	48.11570
サンサ	-6.41055	14.29000	-3.12286	-10.51570
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-4.47028	1.14496	-2.23105	-7.79049
ハイキン ノ シンライ クカン	37.15480	3.74522	8.28667	38.72030
	55.86630	26.67470	30.15910	57.51120
ハイキン ノ ヨソク クカン	14.20510	-17.76810	-13.57520	15.79870
	78.81600	48.18800	52.02090	80.43270
サンブール林	9	10	11	
カンソクテ	10.70000	7.00000	166.40000	
カイキ スイテイチ	12.80220	-4.85452	150.04300	
サンサ	-2.10223	11.85450	16.35670	
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-1.15713	0.98551	4.17116	
ハイキン ノ シンライ クカン	0.99454	-19.62070	122.95000	
	24.60990	9.91171	177.15600	
ハイキン ノ ヨソク クカン	-20.29660	-39.12040	108.93200	
	45.90110	29.41140	191.15500	

Proportion

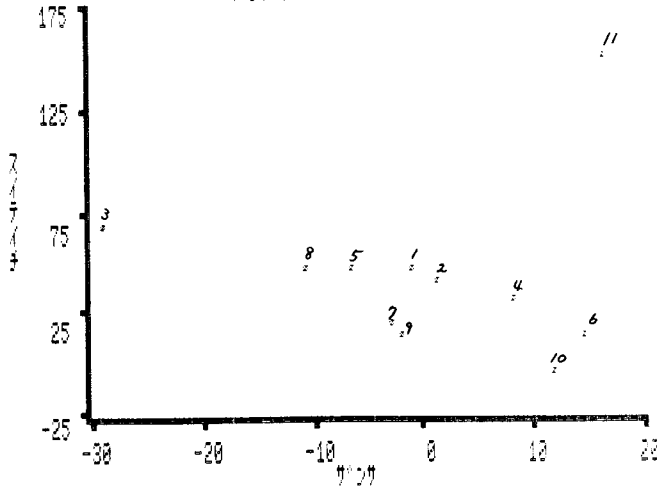
Y  
Const.  
1/2

1.60000  
-0.39503  
1.59503

クレーン クロソク ヒ

2.12765

サンサトスイテイチノクワラ (X2)



## &lt;&lt; 韓国 トウグイ &gt;&gt;

	ヘインソウ	ヘイキン	ヒョウシヨウヘンソク
3 X(3)		8,27273	6,46670
7 Y		43,22730	43,05710

## &lt;&lt; ソウカン キョウレツ &gt;&gt;

	3 X(3)	7 Y
3 X(3)	1,00000	.97706
7 Y	.97706	1,00000

## &lt;&lt; フンガン フンセキ &gt;&gt;

ヨウイン	ヘイホウ	シヨウト	フンガン	フンガン ヒ	キキワチ
カイキ	17698.6000	1	17698.6000	189.5060	5.1173
サンサ	840.5370	9	93.3930		
センタイ	18539.1000	10			

## &lt;&lt; ショウソウカン クイスク オオビキ キヨリツ &gt;&gt;

	ショウソウカン クイスク	キヨリツ
ショウセイ マエ	.97706	.95466
ショウセイ スミ	.97448	.94962
ニシユウ ショウセイ スミ	.97233	.94542

## &lt;&lt; カイキ クイスク &gt;&gt;

	3
カイキクイスク	6,50559
ヒョウシヨウ カイキクイスク	.97706
フンガン ノ スイテイチ	.22333
95% シンライ ワカン	5,43654
	7,57463
ヒ ノ アタイ	13,76610
ヒ ノ キキワチ	2,26215
チズウコウ	-10,59170

## &lt;&lt; カイキ スイテイチ &gt;&gt;

ヒ ノ キキワチ 2,306

サンブツ	1	2	3	4
カンソク	46,30000	41,50000	40,10000	40,20000
カイキ スイテイチ	34,94740	34,94740	47,95860	34,94740
サンサ	11,35260	6,55256	-7,85861	5,25256
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	1,27728	.69169	-,83933	.54863
ヘイキン ノ シンライ ワカン	28,21700	28,21700	41,32140	28,21700
	41,67790	41,67790	54,59580	41,67790
ヘイキン ノ ヨソク ワカン	12,07340	12,07340	25,11180	12,07340
	57,82150	57,82150	70,80540	57,82150

サンブツ	5	6	7	8
カンソク	40,10000	29,50000	16,10000	37,60000
カイキ スイテイチ	34,94740	15,43070	28,44180	47,95860
サンサ	5,15256	14,06930	-12,34190	-10,35860
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.53780	1,72938	-1,42343	-1,14413
ヘイキン ノ シンライ ワカン	28,21700	7,41122	21,41680	41,32140
	41,67790	23,45010	35,46690	54,59580
ヘイキン ノ ヨソク ワカン	12,07340	-7,85526	5,47941	25,11180
	57,82150	38,71660	51,40430	70,80540

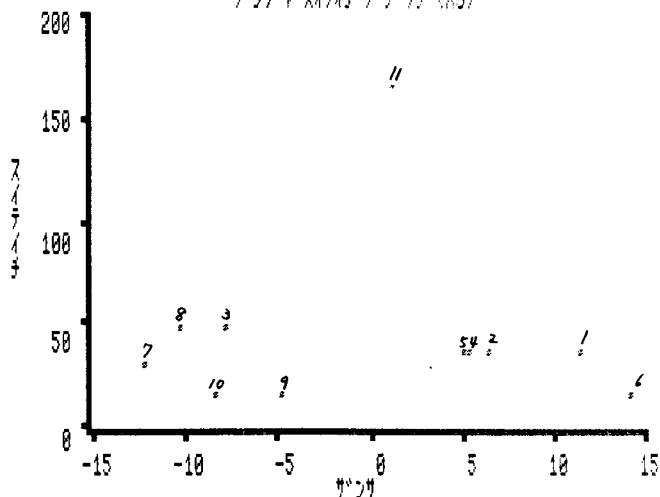
サンブツ	9	10	11
カンソク	10,70000	7,00000	166,40000
カイキ スイテイチ	15,43070	15,43070	165,05900
サンサ	-4,73068	-8,43068	1,34082
イシヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-.50391	-.93076	.50054
ヘイキン ノ シンライ ワカン	7,41122	7,41122	143,98200

ハイキクノヨソクワカン	23.45010	23.45010	186.13700
	-7.85526	-7.85526	134.69200
	38.71660	38.71660	195.42700

Proportion	1.00000
Y	-0.24902
Const.	1.24902

タービシヨクワカンヒ 1.57575

サツガトスライチノクワカ (X3)



<< キホシ トウケイ >>

ハンスク	ハイキク	ヒョウシヨクハシク
5 X(5)	5.83636	3.58170
7 Y	43.22730	43.05710

<< ソウカン キョウレツ >>

5 X(5)	1.00000	7 Y	.94449
7 Y	.94449		1.00000

<< カイキ クイスク >>

	5
カイキクイスク	11.35420
ヒョウシヨク カイキクイスク	.94449
フンサン ノ スライチ	1.73295
95% シンライ ワカン	8.37627
ヒ ノ フタイ	14.33210
	8.62510
ヒ ノ キキクワ	2.26215
フェイスクワ	-23.04000

## &lt;&lt; フランガン フランセキ &gt;&gt;

ヨウイン	ハイホウワ	シ <sup>1</sup> ユウト <sup>2</sup>	フランサン	フランサン ヒ	キキヤクチ
カイキ	16538.3000	1	16538.3000	74.3923	5.1173
サンサ	2000.8100	9	222.3120		
センライ	18539.1000	10			

<< シ<sup>1</sup>ユウソクカン ケイスウ オホヒ<sup>2</sup> キヨリツ >>

	シ <sup>1</sup> ユウソクカン ケイスウ	キヨリツ
チョウセイ マエ	.94449	.89207
チョウセイ ス <sup>3</sup> ミ	.93812	.88008
ニシ <sup>4</sup> ユウ チョウセイ ス <sup>3</sup> ミ	.93278	.87009

## &lt;&lt; カイキ スイテイチ &gt;&gt;

ヒ ノ キキヤクチ 2.306

サンブ <sup>5</sup> ルサ	1	2	3	4
カンソクチ	46.30000	41.50000	40.10000	40.20000
カイキ スイテイチ	67.79360	40.54350	54.16860	54.16860
サンサ	-21.49360	.95645	-14.06860	-13.96860
イシ <sup>6</sup> ヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-1.69662	.06346	-.99278	-.98486
ハイキン ノ シンライ クカン	55.75470	30.34950	43.60180	43.60180
	79.83260	50.73750	64.73540	64.73540
ハイキン ノ ヨソク クカン	31.98050	5.30776	18.82320	18.82320
	103.60700	75.77930	89.51400	89.51400

サンブ <sup>5</sup> ルサ	5	6	7	8
カンソクチ	40.10000	29.50000	16.10000	37.60000
カイキ スイテイチ	51.89770	25.78310	11.02260	30.32480
サンサ	-11.79770	3.71692	5.07738	7.27524
イシ <sup>6</sup> ヨウチ ハンテイヨウ ヒ	-.81640	.25000	.35166	.49248
ハイキン ノ シンライ クカン	41.47690	14.63170	-2.19726	19.60680
	62.31860	36.93450	24.24250	41.04270
ハイキン ノ ヨソク クカン	16.59570	-9.74152	-25.20460	-5.06615
	87.19980	61.30770	47.24980	65.71570

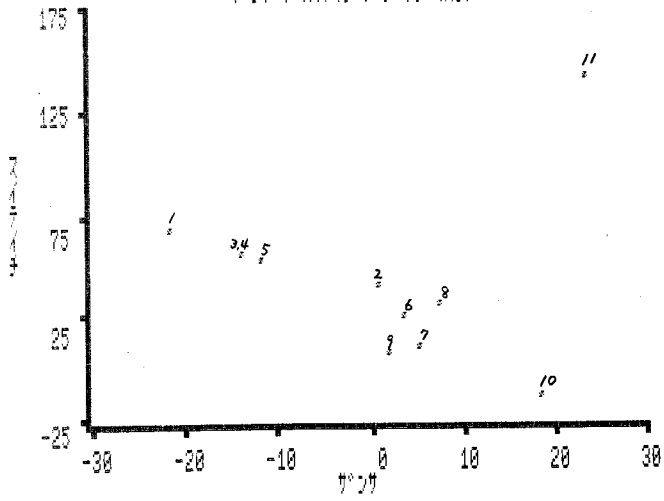
サンブ <sup>5</sup> ルサ	9	10	11
カンソクチ	10.70000	7.00000	166.40000
カイキ スイテイチ	8.75178	-11.68580	142.73100
サンサ	1.94822	18.68580	23.66860
イシ <sup>6</sup> ヨウチ ハンテイヨウ ヒ	.13478	1.58996	8.57999
ハイキン ノ シンライ クカン	-4.85635	-29.31670	114.72200
	22.35990	5.94515	170.74000
ハイキン ノ ヨソク クカン	-27.61890	-49.74480	98.88910
	45.12240	26.37330	186.57400

Proportion

$$\frac{Y}{\text{Const.}} \cdot X(5)$$

ダービソフ ワトソン ヒ .65734

ガンマトスライズ / 2°52 (X5)



資金調達パターン

\*\*\* Discriminant Analys \*\*\* PC-8001 N-BASIC \*\*\*

Number of Sample 10

Number of Variables 4

Raw Data

1	74.000	30.000	63.000	26.000
2	100.000	29.000	62.000	4.000
3	85.000	40.000	50.000	5.000
4	100.000	30.000	60.000	5.000
5	100.000	38.000	35.000	90.000
6	100.000	30.000	65.000	10.000
7	95.000	40.000	60.000	10.000
8	100.000	50.000	35.000	25.000
9	100.000	75.000	25.000	55.000
10	90.000	10.000	80.000	15.000

Variable

1. 先進国向 (%)  
2. 発展途上国向 (%)  
3. 日系企業向 (%)  
4. 長期もの (%)

(4) 預金高分類

Number of Variables to be Used IS 4

Variable 1  
Variable 2  
Variable 3  
Variable 4

Group Specification

Sample No. 1 Belongs to Group 1  
Sample No. 2 Belongs to Group 1  
Sample No. 3 Belongs to Group 1  
Sample No. 4 Belongs to Group 1  
Sample No. 5 Belongs to Group 2  
Sample No. 6 Belongs to Group 2  
Sample No. 7 Belongs to Group 2  
Sample No. 8 Belongs to Group 2  
Sample No. 9 Belongs to Group 1  
Sample No. 10 Belongs to Group 2  
No. Group 1 : 5  
No. Group 2 : 5

Discriminant Function

Z(X) = ( 1.56129)  
+ -0.01408 X( 1 )  
+ 0.00476 X( 2 )  
+ -0.00541 X( 3 )  
+ -0.00487 X( 4 )

Mahalanobis D-Square D = 1.41800

F-Value F ( 4 , 5 ) = 0.55391

Result of the Discrimination

Rank	No.	Function Value	Group 1	No.	Function Value	Group 2
1	3	-1.30174( 0.260)				
2	1	-1.36690( 0.194)				
3	9	-1.45471( 0.107)				
4				8	-1.48166( 0.080)	
5				7	-1.52101( 0.040)	
6	4	-1.61465( -0.053)				
7	2	-1.62535( -0.064)				
8				6	-1.66603( -0.105)	
9				10	-1.72577( -0.164)	
10				5	-1.85513( -0.294)	
Mean		-1.47267( 0.089)			-1.64992( -0.089)	
S.D.		0.12977( 0.130)			0.13642( 0.136)	
Criterion					-1.56130	

\*\*\*\*\*

(a) 升為取最高分類

Number of Variables to be Used IS 4

Variable 1  
Variable 2  
Variable 3  
Variable 4

Group Specification

Sample No. 1 Belongs to Group 2  
Sample No. 2 Belongs to Group 1  
Sample No. 3 Belongs to Group 1  
Sample No. 4 Belongs to Group 1  
Sample No. 5 Belongs to Group 2  
Sample No. 6 Belongs to Group 2  
Sample No. 7 Belongs to Group 2  
Sample No. 8 Belongs to Group 1  
Sample No. 9 Belongs to Group 2  
Sample No. 10 Belongs to Group 2  
No. Group 1 : 4  
No. Group 2 : 6

Averages

Variable	1	2	3	4
Group 1	96.250	37.250	51.750	9.750
Group 2	93.167	37.167	54.667	34.333
DIFF 1&2	3.083	0.083	-2.917	-24.583
Sum 1&2	189.417	74.417	106.417	44.083

Cross Product Deviation Matrix

	1	2	3	4
1	689.58300	402.58300	-470.41700	602.91700
2	402.58300	2571.58000	-2308.42000	1781.92000
3	-470.41700	-2308.42000	2570.08000	-2993.58000
4	602.91700	1781.92000	-2993.58000	5464.08000

Inverse of Cross Product Deviation Matrix

	1	2	3	4
1	0.00166	-0.00011	0.00010	-0.00010
2	-0.00011	0.01217	0.01741	0.00558
3	0.00010	0.01741	0.02603	0.00857
4	-0.00010	0.00558	0.00857	0.00307

Discriminant Function

$$Z(X) = ( 23.66310 )$$

$$+ 0.00717 X( 1 )$$

$$+ -0.18736 X( 2 )$$

$$+ -0.28492 X( 3 )$$

$$+ -0.10029 X( 4 )$$

Mahalanobis D-Square

D = 26.42360

F-Value

F ( 4 , 5 ) = 9.90885

Result of the Discrimination

Rank	No.	Function Value	Group 1	No.	Function Value	Group 2
1	8	-21.13060( 2.533)				
2	3	-21.63260( 2.031)				
3	4	-22.50060( 1.163)				
4	2	-22.78280( 0.880)				
5				6	-24.42670( -0.764)	
6				7	-24.91160( -1.248)	
7				5	-25.40090( -1.738)	
8				10	-25.52640( -1.863)	
9				1	-25.64790( -1.985)	
10				9	-25.97410( -2.311)	
Mean		-22.01160( 1.651)			-25.31460( -1.651)	
S.D.		0.66213( 0.662)			0.50817( 0.508)	
Criterion						-23.66310

貸出パターン

Variable

1. 先進国向 (※)
2. 発展途上国向 (※)
3. 日系企業向 (※)
4. 長期もの (※)

\*\*\* Discriminant Analysis \*\*\* PC-8001 N-BASIC \*\*\*

Number of Sample 11 Number of Variables 4

Raw Data

1	37.000	59.000	48.000	56.000
2	81.000	17.000	70.000	50.000
3	78.000	18.000	49.000	50.000
4	45.000	50.000	10.000	40.000
5	37.000	55.000	45.500	53.500
6	60.000	35.000	60.000	50.000
7	51.000	42.000	16.000	18.000
8	40.000	40.000	50.000	40.000
9	55.000	40.000	47.000	25.000
10	55.000	35.000	50.000	65.000
11	40.000	50.000	30.000	80.000

Number of Variables to be Used IS 4

Variable 1  
Variable 2  
Variable 3  
Variable 4

(4) 預金高分類

Group Specification

Sample No. 1 Belongs to Group 1  
Sample No. 2 Belongs to Group 1  
Sample No. 3 Belongs to Group 1  
Sample No. 4 Belongs to Group 1  
Sample No. 5 Belongs to Group 2  
Sample No. 6 Belongs to Group 2  
Sample No. 7 Belongs to Group 2  
Sample No. 8 Belongs to Group 2  
Sample No. 9 Belongs to Group 2  
Sample No. 10 Belongs to Group 1  
Sample No. 11 Belongs to Group 2  
No. Group 1 : 5  
No. Group 2 : 6

Averages

Variable	1	2	3	4
Group 1	59.200	35.800	45.400	52.200
Group 2	47.167	43.667	44.750	44.417
DIFF 1&2	12.033	-7.867	0.650	7.783
Sum 1&2	106.367	79.467	90.150	96.617



## Cross Product Deviation Matrix

	1	2	3	4
1	1987.63000	-1738.47000	1349.85000	-531.61700
2	-1738.47000	1684.13000	-1242.60000	396.33300
3	1349.85000	-1242.60000	3699.08000	309.97300
4	-531.61700	396.33300	309.97300	2811.01000

## Inverse of Cross Product Deviation Matrix

	1	2	3	4
1	0.00550	0.00544	-0.00020	0.00033
2	0.00544	0.00624	0.00010	0.00018
3	-0.00020	0.00010	0.00039	-0.00010
4	0.00033	0.00018	-0.00010	0.00041

## Discriminant Function

$$Z(1) = (-2.18852) + 0.02577 X(1) + 0.01785 X(2) - 0.00371 X(3) + 0.00572 X(4)$$

$$\text{Mahalanobis D-Square} \quad D = 1.90637$$

$$F\text{-Value} \quad F(4, 6) = 0.86653 \quad (\text{有意性なし})$$

## Result of the Discrimination

Rank	Group 1		Group 2	
	No.	Function Value	No.	Function Value
1	3	2.43532( 0.247)		
2	2	2.41682( 0.228)		
3			11	2.26917( 0.081)
4	4	2.24356( 0.055)		
5			6	2.23398( 0.045)
6	10	2.22802( 0.040)		
7	1	2.14840( -0.040)		
8			7	2.10735( -0.081)
9			5	2.07200( -0.117)
10			9	2.02540( -0.163)
11			8	1.78773( -0.401)
Mean		2.29442( 0.106)		2.08261( -0.106)
S.D.		0.11239( 0.112)		0.15741( 0.157)
Criterion				2.18852

#####

Number of Variables to be Used IS 4

Variable 1  
Variable 2  
Variable 3  
Variable 4

(□) 外為取扱高分類

## Group Specification

Sample No. 1 Belongs to Group 2  
Sample No. 2 Belongs to Group 1  
Sample No. 3 Belongs to Group 1  
Sample No. 4 Belongs to Group 1  
Sample No. 5 Belongs to Group 2  
Sample No. 6 Belongs to Group 2  
Sample No. 7 Belongs to Group 1  
Sample No. 8 Belongs to Group 2  
Sample No. 9 Belongs to Group 1  
Sample No. 10 Belongs to Group 2  
Sample No. 11 Belongs to Group 2

No. Group 1 : 5  
No. Group 2 : 6

## Averages

Variable	1	2	3	4
Group 1	62.000	33.400	42.400	36.600
Group 2	44.833	45.667	47.250	57.417
DIFF 1&2	17.167	-12.267	-4.850	-20.817
Sum 1&2	106.833	79.067	89.650	94.017

## Cross Product Deviation Matrix

	1	2	3	4
1	1578.83000	-1422.33000	1598.25000	678.41700
2	-1422.33000	1442.53000	-1418.80000	-466.86700
3	1598.25000	-1418.80000	3636.08000	48.42500
4	678.41700	-466.86700	48.42500	1794.41000

## Inverse of Cross Product Deviation Matrix

	1	2	3	4
1	0.00852	0.00696	-0.00101	-0.00138
2	0.00696	0.00697	-0.00033	-0.00081
3	-0.00101	-0.00033	0.00059	0.00028
4	-0.00138	-0.00081	0.00028	0.00086

## Discriminant Function

$$Z(X) = (-4.58027) \\ + 0.09464 X(1) \\ + 0.05240 X(2) \\ + -0.02203 X(3) \\ + -0.03315 X(4)$$

Mahalanobis D-Square  $D = 16.01110$

F-Value  $F(4, 6) = 7.27777$  (5%有意)

## Result of the Discrimination

Rank	Group 1		Group 2	
	No.	Function Value	No.	Function Value
1	7	6.07804( 1.498)		
2	3	5.58732( 1.007)		
3	2	5.35388( 0.776)		
4	4	5.33227( 0.752)		
5	9	4.99537( 0.415)		
6			6	4.53205( -0.048)
7			10	3.78199( -0.798)
8			1	3.67850( -0.902)
9			5	3.60490( -0.973)
10			8	3.45321( -1.127)
11			11	3.09196( -1.488)
Mean		5.46978( 0.890)		3.69077( -0.890)
S.D.		0.35797( 0.358)		0.43556( 0.436)
Criterion				4.58027

§ 四 際 業 務 に 関 す る 行 動 パ タ ー ン の 類 似 性

##### Hierarchical Cluster Analysis #####

Number of Variables 9

< RAW DATA >

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	0.000								
2	-0.951	0.000							
3	0.601	-0.540	0.000						
4	-0.215	0.231	-0.742	0.000					
5	-0.525	0.357	-0.130	-0.248	0.000				
6	0.218	-0.307	0.436	-0.254	-0.212	0.000			
7	0.127	-0.198	0.302	-0.302	-0.662	0.343	0.000		
8	-0.004	-0.001	-0.231	0.329	0.466	-0.416	-0.838	0.000	
9	-0.484	0.524	-0.245	0.144	-0.154	0.259	0.401	-0.737	0.000

- 1. 第1勧銀
- 2. 富士
- 3. 三菱
- 4. 東海
- 5. 太神
- 6. 北拓
- 7. 東銀
- 8. 興銀
- 9. 日債

+++ Similarity Matrix +++

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	1.000								
2	-0.951	1.000							
3	0.601	-0.540	1.000						
4	-0.215	0.231	-0.742	1.000					
5	-0.525	0.357	-0.130	-0.248	1.000				
6	0.218	-0.307	0.436	-0.254	-0.212	1.000			
7	0.127	-0.198	0.302	-0.302	-0.662	0.343	1.000		
8	-0.004	-0.001	-0.231	0.329	0.466	-0.416	-0.838	1.000	
9	-0.484	0.524	-0.245	0.144	-0.154	0.259	0.401	-0.737	1.000

< Single Linkage METHOD >

++++++ Clustering 1 Similarity Index = 0.601 ++++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 2 1 4 5 6 7 8 9  
 †

++++++ Clustering 2 Similarity Index = 0.557 ++++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 2 1 4 2 6 7 8 9  
 †

++++++ Clustering 3 Similarity Index = 0.524 ++++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 2 1 4 2 6 7 8 2  
 †

++++++ Clustering 4 Similarity Index = 0.466 ++++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 2 1 4 2 6 7 2 2  
 †

+++++ Clustering 5 Similarity Index = 0.436 +++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 2 1 4 2 1 7 2 2  
 †

+++++ Clustering 6 Similarity Index = 0.401 +++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 2 1 4 2 1 2 2 2  
 †

+++++ Clustering 7 Similarity Index = 0.343 +++++

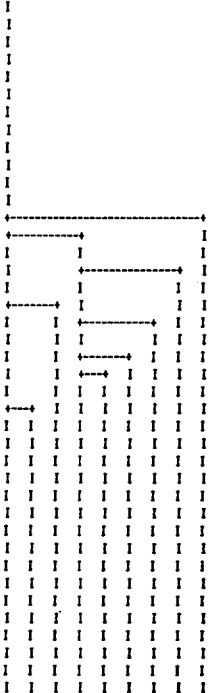
Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 1 1 4 1 1 1 1 1  
 † † † † †

+++++ Clustering 8 Similarity Index = 0.329 +++++

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 Cluster 1 1 1 1 1 1 1 1 1  
 †

=====

<< DENDROGRAM 1 >>



1 3 6 2 5 9 8 7 4

=====



```

I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I
I I I I I I I I I

```

=====

< Median METHOD >

+++++ Clustering 1 Similarity Index = 0.601 +++++

```

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 5 6 7 8 9
      †

```

+++++ Clustering 2 Similarity Index = 0.557 +++++

```

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 7 8 9
      †

```

+++++ Clustering 3 Similarity Index = 0.401 +++++

```

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 7 8 7
      †

```

+++++ Clustering 4 Similarity Index = 0.329 +++++

```

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 7 4 7
      †

```

+++++ Clustering 5 Similarity Index = 0.201 +++++

```

Item 1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 6 4 6
      † †

```

=====

<<< DENDROGRAM 1 >>>

```

I I I I
I I I I
I I I I
I I I I
I I I I
I I I I
I I I I
I I I I
I I I I
I I I I

```



+++++ Clustering 6 Similarity Index = 0.145 +++++

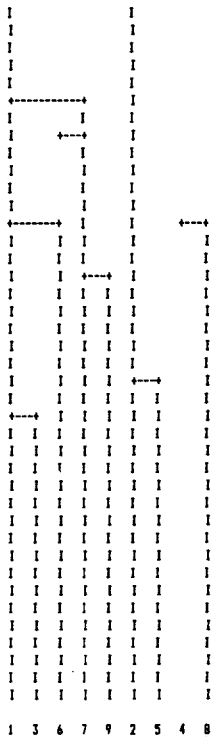
Item	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Cluster	1	2	1	4	2	1	1	4	1

+++++ Clustering 7 Similarity Index = 0.116 +++++

Item	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Cluster	1	2	1	2	2	1	1	2	1

=====

<<< DENDROGRAM 1 >>>



=====



< Group-Average (UPGMA) METHOD >

+++++ Clustering 1    Similarity Index = 0.601 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 5 6 7 8 9
          |

```

+++++ Clustering 2    Similarity Index = 0.557 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 7 8 9
          |

```

+++++ Clustering 3    Similarity Index = 0.601 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 7 8 7
          |

```

+++++ Clustering 4    Similarity Index = 0.329 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 6 7 4 7
          |

```

+++++ Clustering 5    Similarity Index = 0.327 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 1 7 4 7
          |

```

+++++ Clustering 6    Similarity Index = 0.113 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 4 2 1 1 4 1
          |   |

```

+++++ Clustering 7    Similarity Index = 0.112 +++++

```

Item  1 2 3 4 5 6 7 8 9
Cluster 1 2 1 2 2 1 1 2 1
          |   |

```



<<< DENDROGRAM 1 >>>

```

I          I
I          I
I          I
I          I
I-----+   +-----I
I      1     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I-----+   +-----I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I
I      I     I     I

```

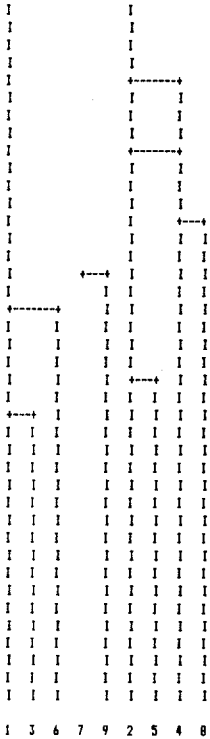


+++++ Clustering 7 Similarity Index = 0.097 +++++

Item	1	2	3	4	5	6	7	8	9
Cluster	1	2	1	2	2	1	1	2	1

=====

<< DENDROGRAM 1 >>



# 銀行の国際化に関する実態調査の結果\*

藤 田 正 寛  
宮 田 亘 朗

## (1) 各表中の略記号

C.B.	普通銀行
BIG FIVE	普通銀行上位グループ
OTHERS	” 中・下位グループ
L. T. C. BANKS	長期グループ

(2) 各表中一記号は回答の得られなかったことを意味する。(なお、数多くの銀行から回答が得られず、表中に一記号が多く出て、表自体がわかりにくくなる時は一記号を省いた場合がある。)

(3) 長所・短所など文章記入の回答は、A B C D…等に分類し、回答表を作製した。

A B C D…等の分類は表作製者の責任においてなされた。

\* 本調査結果のとりまとめは宮田亘朗教授が全面的に手がけられたものであり、付記して謝意を表する。



## 1. 銀行の国際化の目的・動機について



101. 銀行の国際化の基本的長期目標の一つは利潤獲得にあると思いますが、国際部門（外国為替部門を含む）の全部門に占める収益シェア<sup>(注)</sup>の実現可能な目標を貴行ではどこに置かれていますか。（注、諸コストを含む粗収益で御回答がいます。）

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (I) 0 ~ 10 %    | ( ) |
| (II) 11 ~ 15 %  | ( ) |
| (III) 16 ~ 20 % | ( ) |
| (IV) 21 ~ 25 %  | ( ) |
| (V) 26 ~ 30 %   | ( ) |
| (VI) 31 ~ 40 %  | ( ) |
| (VII) 41 ~ 50 % | ( ) |
| (VIII) 51 % 以上  | ( ) |



101. 銀行の国際化の基本的長期目標の一つは利潤獲得にあると思いますが、国際部門（外国為替部門を含む）の全部門に占める収益シェア<sup>(注)</sup>の<sup>(注)</sup>実現可能な目標を貴行ではどこに置かれていますか。（注、諸コストを含む粗収益で御回答がいきます。）

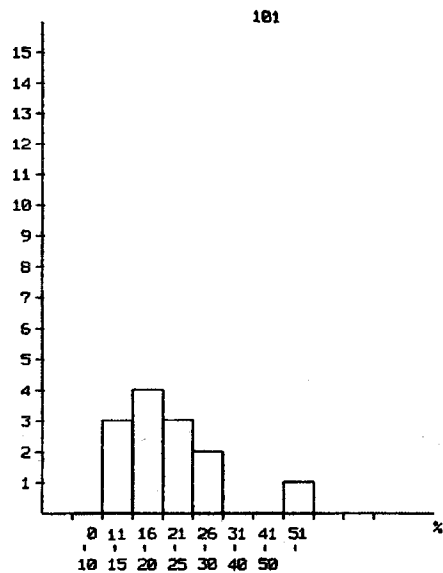
預金規模別分類（計）

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
C.B. BIG FIVE				•				
(1)				•				
(2)				•				
(3)				-	•			
(4)				•				
(5)								
OTHERS		•	•		•			
(6)								
(7)		•						
(8)					•			
(9)				-				
(10)								•
(11)		•						
(12)		•						
L.T.C.BANKS								
(13)				•				
(14)				•				
(15)				•				
TOTAL	0	3	4	3	2	0	0	1

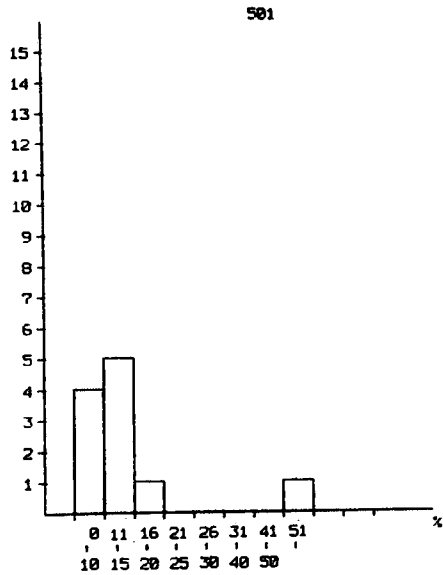
- (I) 0 ~ 10 %  
 (II) 11 ~ 15 %  
 (III) 16 ~ 20 %  
 (IV) 21 ~ 25 %  
 (V) 26 ~ 30 %  
 (VI) 31 ~ 40 %  
 (VII) 41 ~ 50 %  
 (VIII) 51 % 以上

預金規模別分類 (計)

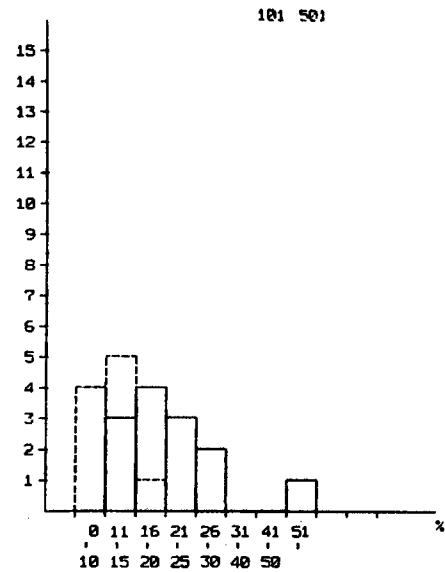
収益シェアの目標値



現在の収益シェア



収益シェアの目標値(実線)と現在の収益シェア(破線)の比較



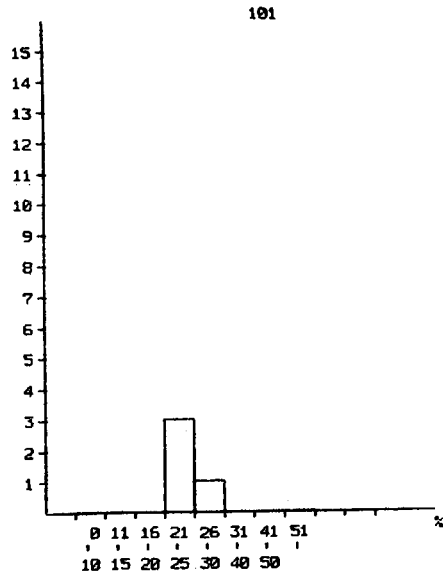
預金種別分類(計)による収益  
シェアの目標と現状の比較

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
C.B. BIG FIVE								
(1)		+		*				
(2)		+		*				
(3)								
(4)		+			*			
(5)				*				
OTHERS								
(6)		+	*					
(7)	+	*						
(8)			+		*			
(9)								
(10)								*
(11)	+	*						
L.T.C.BANKS								
(12)	+	*						
(13)		+						
(14)			*					
F.E.S.BANK			*					
(15)	+		*					
TOTAL*	0	3	4	3	2	0	0	1
TOTAL+	(4)	(5)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)

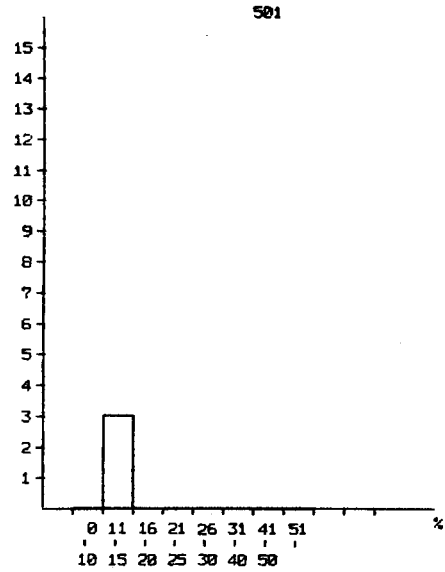
\* 目標収益シェア

+ 現在の収益シェア

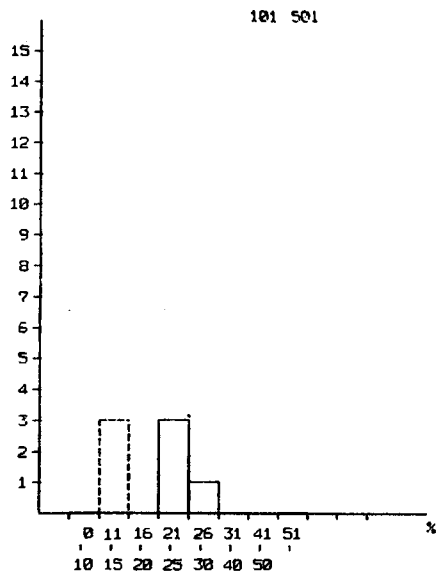
上位グループの目標値



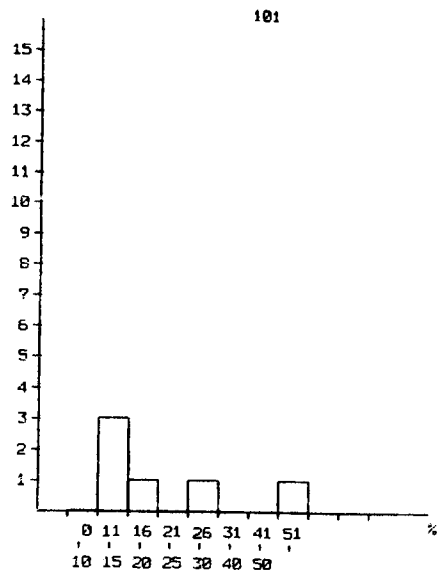
上位グループの現在値



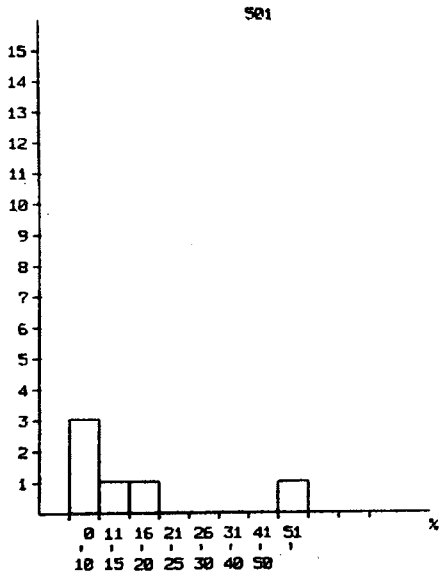
上位グループの目標値(実線)と現状(破線)の比較



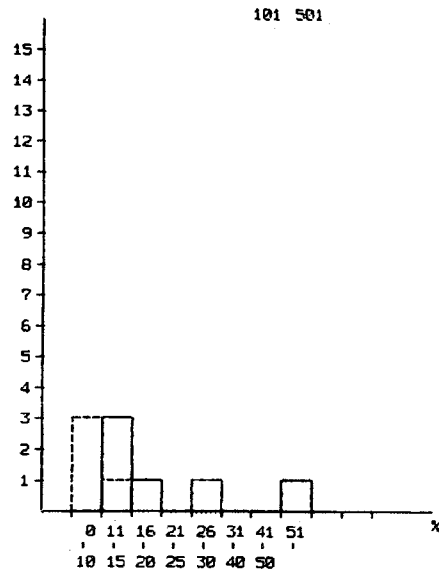
中・下位グループの目標値



中・下位グループの現在値

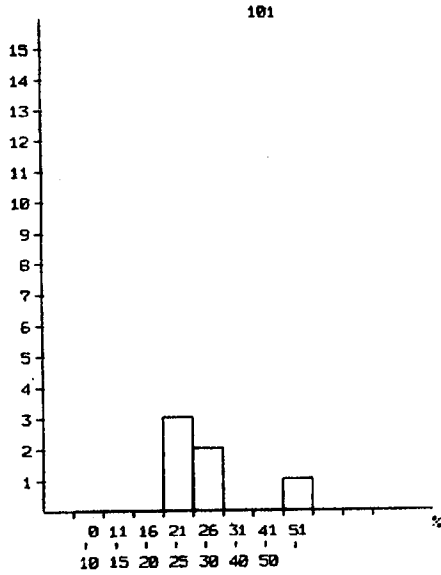


中・下位グループの目標値(実線)と現状(破線)の比較

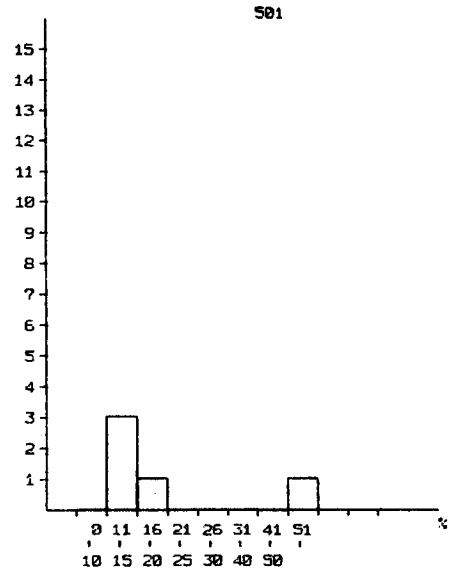


外為取扱高別分類

上位グループの収益シェアの現状

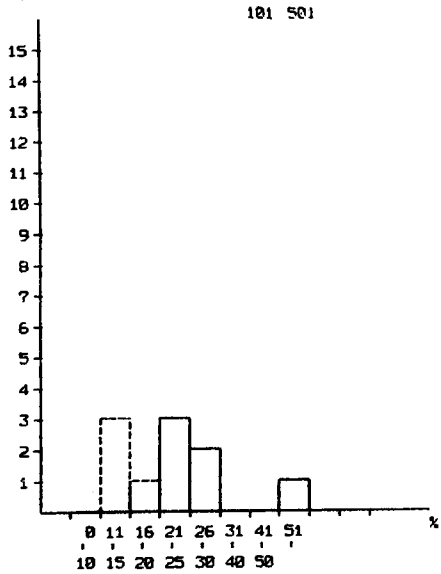


上位グループの収益シェアの目標

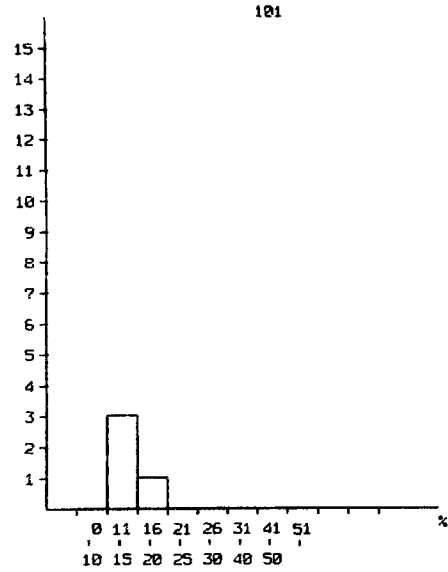




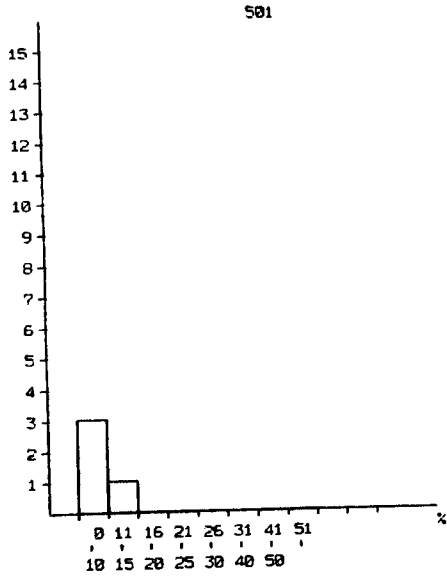
上位グループの目標値(実線)と現状(破線)の比較



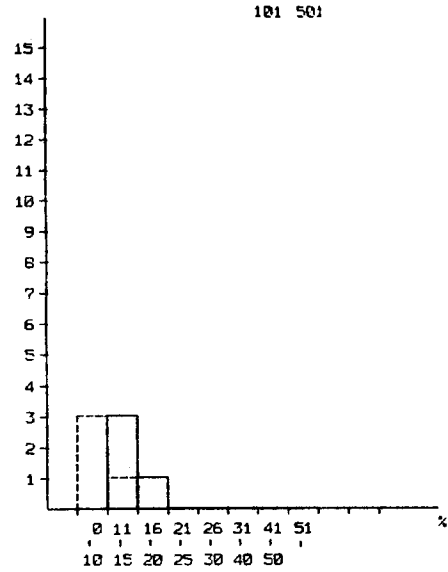
中・下位グループの収益シェアの目標



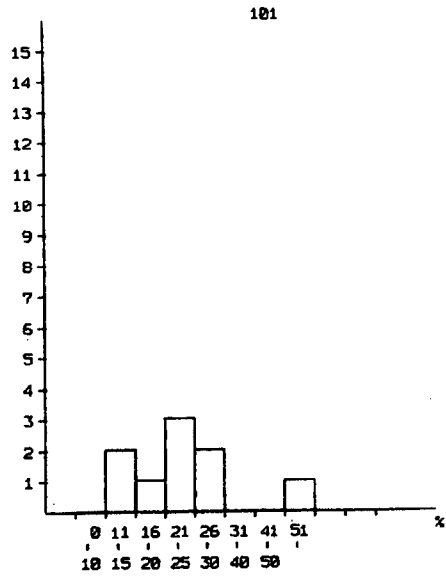
中・下位グループの収益シェアの現状



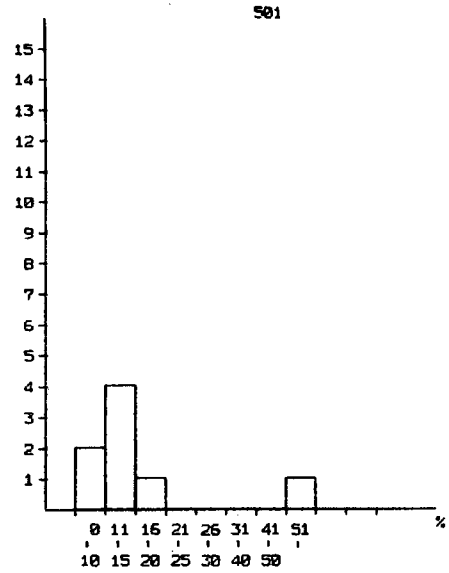
中・下位グループの目標値(実線)と現状(破線)の比較



収益シェアの目標

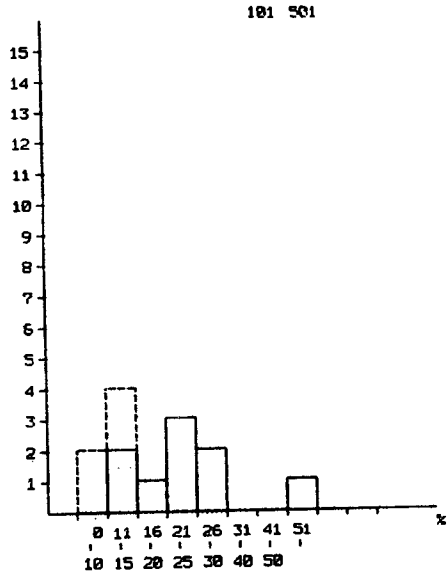


収益シェアの現状

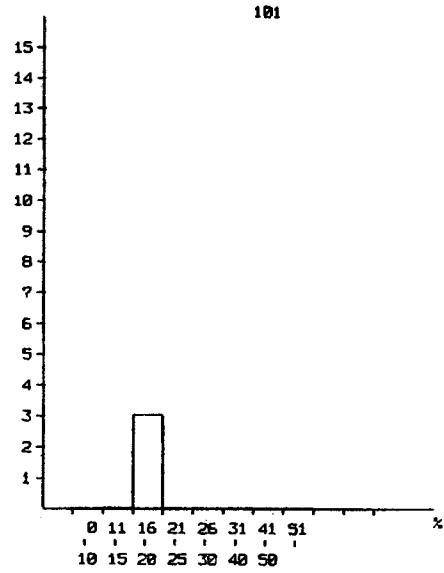


長期グループ

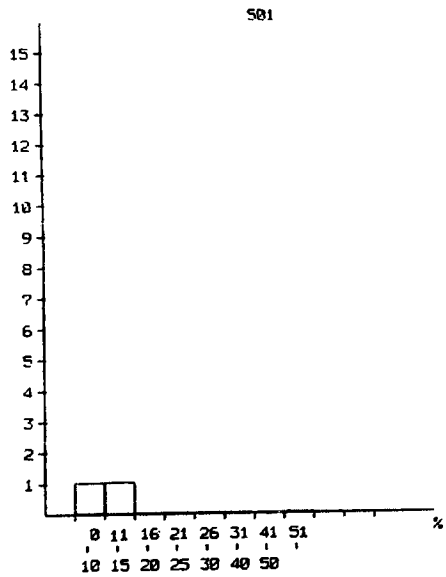
都銀グループの収益シェアの目標(実線)  
と現状(破線)の比較



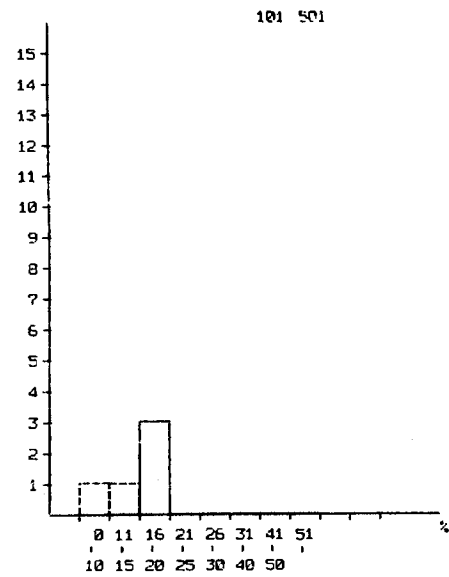
収益シェアの目標



収益シェアの現状



長期グループの収益シェアの目標(実線)と現状(破線)の比較



102. 国際化の最終目標である利潤獲得以外に、貴行では国際化の目標として当面どのようなものをお考えですか。つぎのうちから重要と思われるものを二つ選んで下さい。

- (I) 海外情報の収集 ( )
- (II) 競争銀行に対する prestéage の確保・維持 ( )
- (III) 海外銀行業務に関するノウ・ハウの蓄積 ( )
- (IV) 貴行の顧客(取引先企業)の拡大 ( )
- (V) 貴行の国内資金の海外からの補充 ( )
- (VI) その他 ( )

102. 国際化の最終目標である利潤獲得以外に、貸行では国際化の目標として当面どのようなものをお考えですか。つぎのうちから重要と思われるものを二つ選んで下さい。

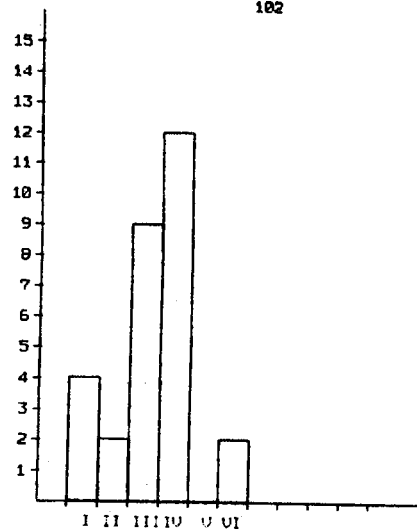
預金規模別分類 (計)

預金規模別分類 (計)

	I	II	III	IV	V	VI
C.B. BIG FIVE						
(1)	•			•		
(2)			•	•		
(3)			•	•		
(4)			•	•		
(5)			•	•		
OTHERS						
(6)			•	•		
(7)			•	•		
(8)		•		•		
(9)		•		•		
(10)						•
(11)			•	•		
(12)	•					
L.T.C.BANKS						
(13)	•					•
(14)	•					
(15)			•	•		
TOTAL	4	2	9	12	0	2

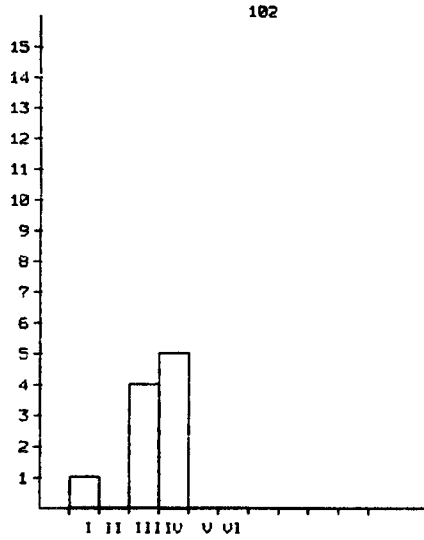
- (I) 海外債権の収集  
 (II) 競争銀行に対する prestéージの確保・維持  
 (III) 海外銀行業務に関するノウハウの蓄積  
 (IV) 貸行の顧客(取引先企業)の拡大  
 (V) 貸行の国内資金の海外からの補充  
 (VI) その他

102

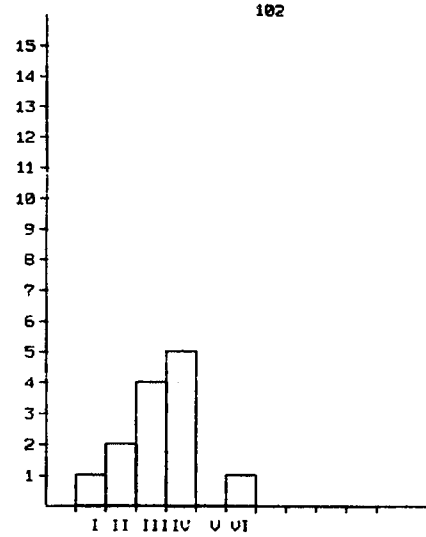


預金規模別分類

上位グループ



中・下位グループ



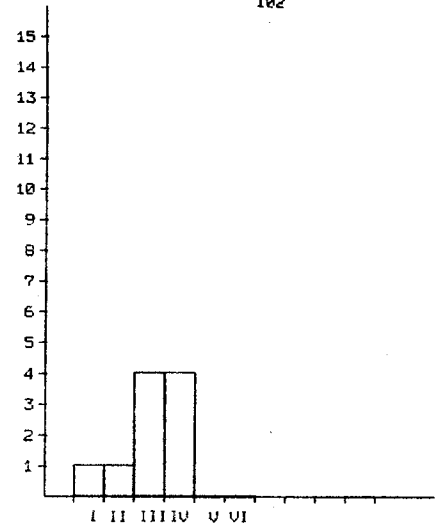
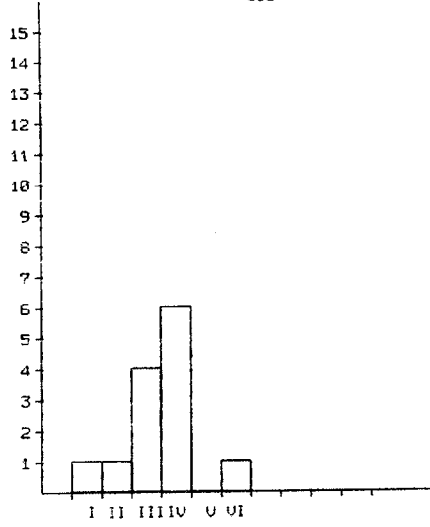


上位グループ

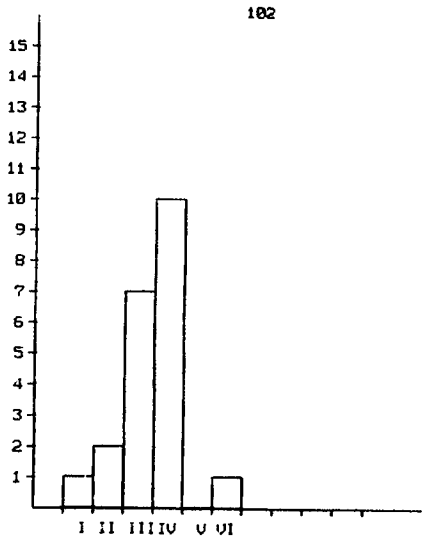
中・下位グループ

102

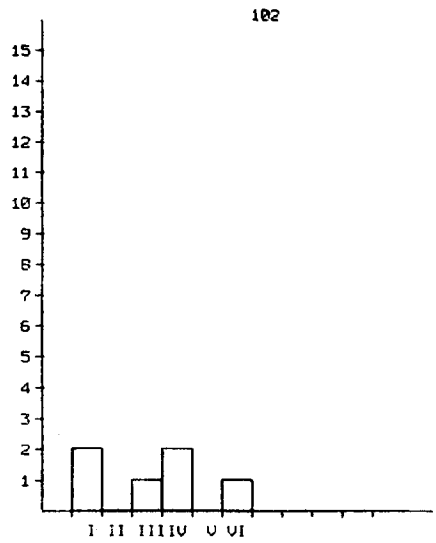
102



都銀グループ\*



長期グループ\*



103. 現段階までの貴行の国際化において基本的誘因となったものはつぎのうちいずれですか。

- (I) 取引先企業の国際化に伴って貴行も国際化を進めてきた。(        )
- (II) 貴行自からの主導的意思決定により国際化を進めてきた。(        )

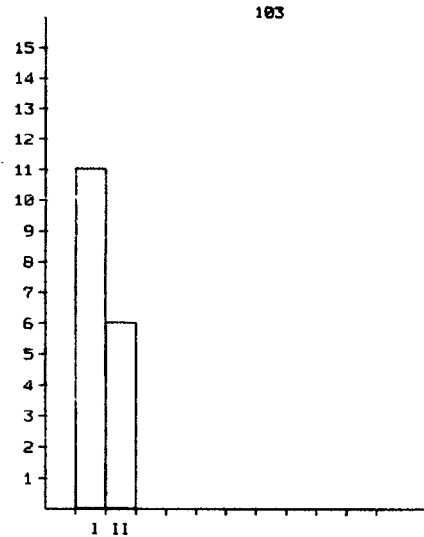
103. 現段階までの貴行の国際化において基本的要因となったものはつぎのうちいずれですか。

預金規模別分類 (計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)	*	
(2)	*	
(3)	*	
(4)	*	
(5)		*
OTHERS		
(6)	*	
(7)	*	
(8)	*	
(9)		*
(10)	-	-
(11)	*	
(12)	*	
L.T.C.BANKS		
(13)	*	*
(14)	*	*
(15)	*	*
TOTAL	11	6

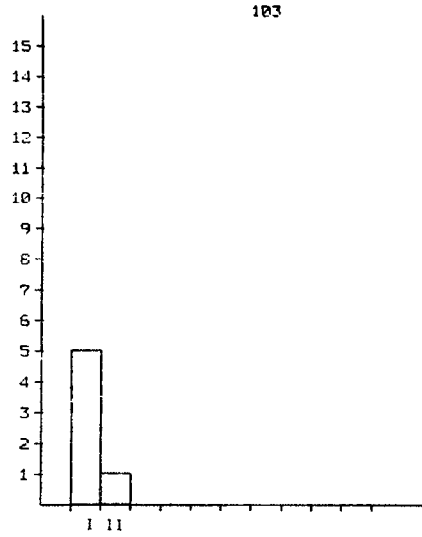
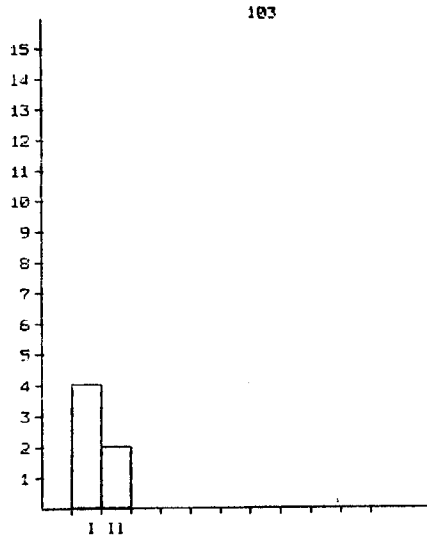
- (I) 取引先企業の国際化に伴って貴行も国際化を進めてきた。  
 (II) 貴行自らの主導的意志決定により国際化を進めてきた。

預金規模別分類 (計)



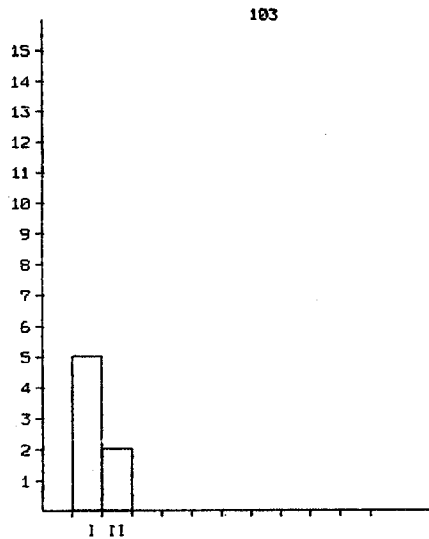
上位グループ

中・下位グループ

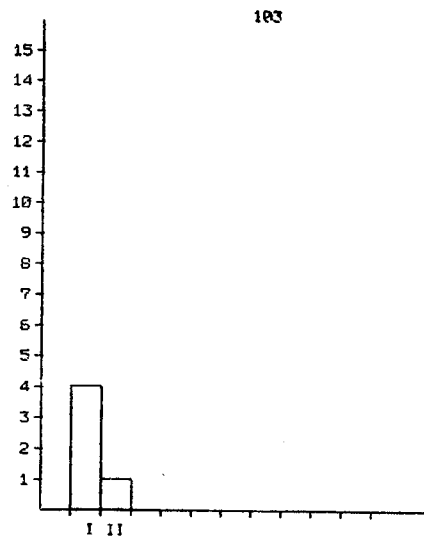


外為取扱高別分類

上位グループ

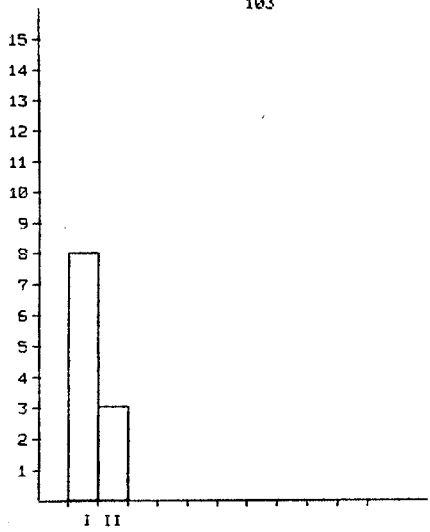


中下位グループ



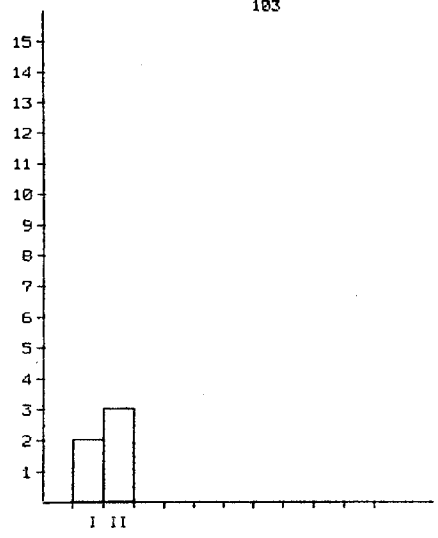
都銀グループ

103



長期グループ

103



## 2. 支店・駐在員事務所・現地法人の設置について





201. 貴行の現在の支店・駐在員事務所・現地法人の現状とその人員配備（日本人および現地雇員）はどのようになっていますか。下の表の関連ある枠内に数字を入れて下さい。

対象地域外回答を含めるとき

## 支店・駐在事務所・現地法人の現状

## 総計

	(1) 支店			(2) 駐在事務所			(3) 現地法人		その他 総数
	支店数	日本人 職員数	現地人 職員数	日本人 職員数	現地人 職員数	日本人 職員数	現地人 職員数		
(A) 北 米	38	392	1113	25	40	26	14	209	4699
(a) 米 国	36	383	1014	13	20	12	12	206	4699
(b) ニュージーランド	14	246	766	1	2	0	4	69	385
(c) カナダ	14	107	222	1	2	0	6	127	4174
(d) イリノイ州	3	11	13	5	7	4	2	10	140
(e) フロリダ州	4	14	11	1	1	4	0	0	0
(f) カリフォルニア州	0	0	0	9	17	11	1	0	0
(B) 中 南 米	3	16	335	16	31	32	9	33	6143
(a) パナマ	1	4	39	0	0	0	1	1	4
(b) ブラジル	0	0	0	10	22	22	7	32	6067
(c) アルゼンチン	1	7	212	0	0	0	0	0	0
(d) ペルー	1	5	84	0	0	0	1	0	72
(C) 欧 州	33	347	1223	15	28	19	26	78	374
(a) 英 国	14	208	534	0	0	0	7	12	33
(b) 独 国	12	93	334	7	15	7	2	13	19
(c) フランス	1	11	151	4	9	6	2	5	23
(d) イタリア	1	6	62	0	0	0	0	0	0
(e) インドネシア	0	0	0	0	0	0	5	11	145
(f) スイス	0	0	0	1	1	1	3	23	130
(g) オランダ	5	29	142	0	0	0	2	8	13
(h) ベルギー	0	0	0	0	0	0	4	6	11
(i) ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D) 中 近 東	0	0	0	14	23	18	3	4	0
(a) レバノン	0	0	0	8	16	9	0	0	0
(E) ア ジ ア	25	141	1798	26	50	73	24	54	740
(a) パキスタン	1	3	46	0	0	0	0	0	0
(b) イ ン ド	4	11	225	0	0	0	0	0	0
(c) ベトナム	1	0	71	0	0	0	0	0	0
(d) マレーシア	1	4	122	2	3	9	1	1	27
(e) シンガポール	6	30	337	6	12	12	2	1	0
(f) インドネシア	1	10	167	7	14	24	3	11	144
(g) タイ	2	19	233	0	0	0	3	3	25
(h) 香 港	3	28	286	7	15	14	15	38	544
(i) 台 湾	1	10	96	0	0	0	0	0	0
(j) 韓 国	4	19	145	1	2	4	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	14	26	13	3	3	40
(a) オーストラリア	0	0	0	12	22	10	3	3	40
(G) ア フ リ カ	0	0	0	4	4	12	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	3	0	0
(a) オランダ領アンボム	0	0	0	0	0	0	2	0	0
(b) 英領マイアン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	99	902	4469	116	207	195	82	381	12145

## 上位グループ(複合処理別/分類)

	(1) 定 居		(2) 駐 在 員 数 所			(3) 規 定 法 人			その他 職員数
	I 職員数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 事務所数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 法人数	II 日本人 職員数	
(A) 北 米	15	151	281	8	13	6	5	79	648
(A) 米 国	15	151	281	4	5	2	5	79	648
(A) ニューヨーク州	5	97	176	0	0	0	1	13	15
(A) カリフォルニア州	5	38	90	0	0	0	3	61	360
(A) イリノイ州	3	11	13	1	1	0	5	17	73
(A) ワシントン州	1	0	0	0	0	0	0	0	0
(A) カネダ	0	0	0	4	8	4	0	0	0
(B) 中 南 米	0	0	0	7	13	10	7	12	5800
(B) パ ナ マ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(B) ア ラ ジル	0	0	0	0	0	0	0	0	5728
(B) アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(B) ペ ル	0	0	0	0	0	0	1	0	72
(C) 欧 州	12	126	248	5	9	5	10	26	182
(C) 英 国	5	80	136	0	0	0	3	5	24
(C) 独 国	5	40	95	2	4	2	0	0	0
(C) フ ラ ン ス	0	0	0	2	5	3	0	0	0
(C) イ タ リ ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(C) ス イ ス	0	0	0	0	0	0	4	7	123
(C) オ ラ ン ダ	0	0	0	0	0	0	1	6	22
(C) ベ ル ゴ ー	2	6	17	0	0	0	1	8	13
(C) ル ク セ ン ブ ル	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(D) 中 遠 東	0	0	0	8	11	3	0	0	0
(D) レ バ ノ ン	0	0	0	5	9	2	0	0	0
(E) ア ジ ア	10	52	341	10	18	27	8	25	565
(E) パ キ ス タ ン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(E) イ ン ド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(E) ベ ト ナ ム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(E) マ レ シ ア	0	0	0	1	1	4	1	1	27
(E) シ ン ガ ポ ー	4	14	60	1	2	2	0	0	0
(E) イ ン ド ネ シ ア	0	0	0	0	0	0	1	1	20
(E) 香 港	0	0	0	0	0	0	1	2	12
(E) 台 湾	2	14	96	2	4	4	5	21	506
(E) 日 本	1	10	96	0	0	0	0	0	0
(E) 韓 国	3	14	89	1	2	4	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	5	7	3	1	1	40
(F) オーストラリア	0	0	0	5	7	3	1	1	40
(G) ア フ リ カ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(H) オランダ領アンボス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(H) 英領ケイマン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	37	335	870	44	74	54	32	143	7235

中・下位グループ(預金地種別分類)

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人			計
	支店数	日本人 職員数	現地人 職員数	事務所数	日本人 職員数	現地人 職員数	法人数	日本人 職員数	現地人 職員数	
(A) 北 米	18	196	758	15	24	18	8	122	4079	
(A) 米 国	16	187	659	8	13	10	6	119	4029	
(A) ニューヨーク州	6	118	542	1	2	0	2	48	348	
(A) カルフォルニア州	7	55	106	0	0	0	3	66	3614	
(A) イリノイ州	0	0	0	4	6	4	1	5	67	
(A) ワシントン州	3	14	11	1	1	4	0	0	0	
(A) カナダ	0	0	0	4	8	5	1	0	0	
(B) 中 西 米	3	16	335	7	13	16	2	21	343	
(B) パ ナ マ	1	4	39	0	0	0	1	1	4	
(B) ア ラ ジ ャ	0	0	0	5	10	12	1	20	339	
(B) アルゼンチン	1	7	212	0	0	0	0	0	0	
(B) ベ ル ゼ ー	1	5	84	0	0	0	0	0	0	
(C) 欧 州	18	191	916	5	9	8	10	34	160	
(C) 英 国	6	98	339	0	0	0	2	1	0	
(C) 独 逸	7	53	239	2	4	2	1	4	0	
(C) フ ラ ン ス	1	11	151	1	2	1	1	5	23	
(C) イ タ リ ア	1	6	62	0	0	0	0	0	0	
(C) ス イ ス	0	0	0	0	0	0	1	4	22	
(C) オ ラ ン デ	0	0	0	0	0	0	2	17	108	
(C) ベ ル ゴ ー	3	23	125	0	0	0	2	0	0	
(C) ル ク セ ン ブ ル グ	0	0	0	0	0	0	2	3	7	
(D) 中 近 東	0	0	0	4	8	12	1	4	0	
(D) レ バ ノ ン	0	0	0	1	3	4	0	0	0	
(E) ア ジ ア	15	89	1457	13	26	40	11	25	163	
(E) バ ン グ ラ デ ー シュ	1	3	46	0	0	0	0	0	0	
(E) イ ン ド	4	11	225	0	0	0	0	0	0	
(E) ペ ー ク	0	0	71	0	0	0	0	0	0	
(E) マ レ ー シ ャ	1	4	122	1	2	5	0	0	0	
(E) シ ン ガ ポ ー ル	2	16	277	3	6	6	2	1	0	
(E) イ ン ド ネ シ ャ	1	10	167	2	5	11	1	10	124	
(E) タ イ	2	19	233	0	0	0	1	1	13	
(E) 香 港	1	14	190	4	9	8	7	13	26	
(E) 韓 国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(E) 日 本	1	5	56	0	0	0	0	0	0	
(F) 欧 州	0	0	0	7	14	7	2	2	0	
(F) オーストラリア	0	0	0	6	13	6	2	2	0	
(G) アフリカ	0	0	0	4	4	12	0	0	0	
(H) その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
(H) オランダ領アンデス	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
(H) 英領サイモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	54	492	3466	56	100	115	35	208	4844	

## 郵銀グループ

	(1) 支店 I 支店数	II 日本人 II 支店数		III 現地人 III 支店数	(2) 駐在員事務所 I 事務所数 II 日本人 II 支店数 III 現地人 III 支店数			(3) 現地法人 I 法人数 II 日本人 II 支店数 III 現地 III 支店数	
		支店数	支店数		I 事務所数	II 日本人 II 支店数	III 現地人 III 支店数	I 法人数	II 日本人 II 支店数
(A) 北 米	33	347	1039	22	35	24	13	201	4677
(A) 米 国	31	338	940	11	16	12	11	198	4677
(A) ニューヨーク州	11	215	718	0	0	0	3	61	363
(A) フロリダ州	12	93	196	0	0	0	6	127	4174
(A) イリノイ州	3	11	13	5	7	4	2	10	140
(A) ワシントン州	4	0	0	1	1	4	0	0	0
(A) カリフォルニア州	0	0	0	8	8	26	9	1	0
(B) 中 南 米	3	16	335	14	26	26	9	33	6143
(B) パナマ	1	4	39	0	0	0	1	1	4
(B) ブラジル	0	0	0	8	17	16	7	32	6067
(B) アルゼンチン	1	7	212	0	0	0	0	0	0
(B) ペルー	1	5	84	0	0	0	1	0	72
(C) 欧 州	30	317	1164	10	18	13	20	60	342
(C) 英 国	11	178	475	0	0	0	5	6	24
(C) 独 国	12	93	334	4	8	4	1	4	0
(C) フランス	1	11	151	3	7	4	1	5	23
(C) イタリア	1	6	62	0	0	0	0	0	0
(C) スイス	0	0	0	0	0	0	5	11	145
(C) オランダ	0	0	0	0	0	0	3	23	130
(C) ベルギー	5	29	142	0	0	0	1	8	13
(C) ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	3	3	7
(D) 中 遠 東	0	0	0	12	19	15	1	4	0
(D) レバノン	0	0	0	6	12	6	0	0	0
(E) ア ジ ア	25	141	1798	23	44	67	19	50	778
(E) パキスタン	1	3	46	0	0	0	0	0	0
(E) インド	4	11	225	0	0	0	0	0	0
(E) ベトナム	1	0	71	0	0	0	0	0	0
(E) マレーシア	1	4	122	2	3	9	1	1	27
(E) シンガポール	6	30	337	4	8	8	2	1	0
(E) インドネシア	1	10	167	7	14	24	2	11	144
(E) タイ	2	19	233	0	0	0	2	3	25
(E) 香港	3	28	286	6	13	12	12	34	532
(E) 台湾	1	19	96	0	0	0	0	0	0
(E) 韓国	4	19	145	1	2	4	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	12	21	10	3	3	40
(F) オーストラリア	0	0	0	11	20	9	3	3	40
(G) ア フ リ カ	0	0	0	4	4	12	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	2	0	0
(H) オランダ領アンボイ	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(H) 東植マイヤン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	91	827	4336	99	172	169	67	351	12074

長期グループ\*

	(1) 支店			(2) 駐在事務所			(3) 現地法人		その他 総数
	I 支店数	II 日本人 職員数	III 現職人 職員数	I 事務所数	II 日本人 職員数	III 現職人 職員数	I 法人数	II 日本人 職員数	
(A) 北 米	5	45	74	2	3	2	1	8	27
(a) 米 国	5	45	74	1	2	0	1	8	22
(i) ニューヨーク州	3	31	48	0	0	0	1	8	27
(ii) カルフォルニア州	2	14	26	1	2	0	0	0	0
(iii) イリノイ州	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(iv) ワシントン州	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) カナダ	0	0	0	1	1	2	0	0	0
(B) 中 南 米	0	0	0	2	5	6	0	0	0
(a) パナマ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) プラタカ	0	0	0	2	5	6	0	0	0
(c) アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(d) ベネズエラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(C) 欧 州	3	30	59	5	10	6	6	18	37
(a) 英 国	3	30	59	0	0	0	2	6	9
(b) 独 国	0	0	0	3	7	3	1	9	19
(c) フランス	0	0	0	1	2	2	1	0	0
(d) イタリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(e) スイス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(f) オランダ	0	0	0	1	1	1	0	0	0
(g) ベルギー	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(h) ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	1	3	4
(D) 中 近 東	0	0	0	2	4	3	2	0	0
(a) レバノン	0	0	0	2	4	3	0	0	0
(E) ア ジ ア	0	0	0	3	6	6	5	4	12
(a) パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) インド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(c) ペトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(d) マレーシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(e) シンガポール	0	0	0	2	4	4	0	0	0
(f) インドネシア	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(g) タイ	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(h) 香 港	0	0	0	1	2	2	3	4	12
(i) 台 湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(j) 韓 国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	2	5	3	0	0	0
(a) オーストラリア	0	0	0	1	2	1	0	0	0
(G) ア フ リ カ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(a) オランダ領アンタム	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(b) 英領サイモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	75	133	16	33	26	15	30	66





上位グループ(複合運用別分種)

	(1) 支店			(2) 独立専門事務所			(3) 現地法人		
	I 営業数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 事務所数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 法人数	II 日本人 職員数	III 現地 職員数
(A) 北米	0.15	0.17	0.06	0.07	0.06	0.03	0.06	0.21	0.05
(A) 米 国	0.15	0.17	0.06	0.03	0.02	0.01	0.06	0.21	0.05
(A) ニューヨーク州	0.05	0.12	0.04	0.0	0.0	0.0	0.01	0.03	0.06
(A) マサチューセッツ州	0.05	0.04	0.02	0.0	0.0	0.0	0.04	0.16	0.05
(A) カリフォルニア州	0.03	0.01	0.00	0.01	0.00	0.0	0.01	0.01	0.01
(A) ワシントン州	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) マサチ	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.02	0.0	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.0	0.0	0.0	0.06	0.06	0.05	0.09	0.03	0.44
(B) パ ナ マ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ブラジル	0.0	0.0	0.0	0.03	0.03	0.02	0.07	0.03	0.47
(B) ア ルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ベ ル ゴ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.12	0.14	0.06	0.04	0.04	0.03	0.12	0.07	0.01
(C) 英 国	0.05	0.09	0.03	0.0	0.0	0.0	0.04	0.01	0.00
(C) 仏 国	0.05	0.04	0.02	0.02	0.02	0.01	0.0	0.0	0.0
(C) フランス	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0
(C) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.05	0.02	0.01
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(C) ベルギー	0.02	0.01	0.00	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.06
(C) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.07	0.05	0.02	0.0	0.0	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.04	0.04	0.01	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.10	0.06	0.08	0.09	0.09	0.14	0.10	0.07	0.05
(E) タイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.02	0.01	0.00	0.00
(E) シンガポール	0.04	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(E) インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.04	0.04	0.07	0.01	0.00	0.00
(E) フィリピン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(E) 香 港	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.06	0.06	0.04
(E) 台 湾	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓 国	0.03	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0
(F) 太 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.04	0.03	0.02	0.01	0.00	0.00
(F) ニュージーランド	0.0	0.0	0.0	0.04	0.03	0.02	0.01	0.00	0.00
(G) アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) オランダ領南スラウェシ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) 東ティモール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.37	0.37	0.19	0.38	0.36	0.28	0.39	0.38	0.60

中・下4区グループ(複合総額別)分額)

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	I 支店数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	III その他職員数
(A) 北 米	0.18	0.22	0.17	0.13	0.12	0.09	0.10	0.32	0.33
(A) 米 国	0.16	0.21	0.15	0.07	0.06	0.05	0.07	0.31	0.33
(A) ニューヨーク州	0.06	0.13	0.12	0.01	0.01	0.0	0.02	0.13	0.03
(A) カリフォルニア州	0.07	0.06	0.02	0.0	0.0	0.0	0.04	0.17	0.30
(A) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	0.03	0.03	0.02	0.01	0.01	0.01
(A) ワシントン州	0.03	0.02	0.00	0.01	0.00	0.02	0.0	0.0	0.0
(A) カネダ	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.03	0.01	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.03	0.02	0.07	0.06	0.06	0.08	0.02	0.06	0.03
(B) パ ナ マ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(B) プ ラ ツ	0.0	0.0	0.0	0.04	0.05	0.06	0.01	0.05	0.03
(B) アルゼンチン	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ベ ル ェ	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 欧 州	0.18	0.21	0.20	0.04	0.04	0.04	0.12	0.09	0.01
(C) 英 国	0.06	0.11	0.08	0.0	0.0	0.0	0.02	0.00	0.0
(C) 仏 国	0.07	0.06	0.05	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.0
(C) フ ラ ンス	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00
(C) イ タ リ ア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.00
(C) オ ラ ン ダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.02	0.04	0.01
(C) ベ ル ギ ー	0.03	0.03	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) ル クセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.02	0.01	0.00
(D) 中 近 東	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.06	0.01	0.01	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.15	0.10	0.33	0.11	0.13	0.21	0.13	0.07	0.01
(E) パキスタン	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) イ ン ド	0.04	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ベ ン グ	0.01	0.0	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マレーシア	0.01	0.00	0.03	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(E) シンガポール	0.02	0.02	0.06	0.03	0.03	0.03	0.02	0.00	0.0
(E) インドネシア	0.01	0.01	0.04	0.02	0.02	0.06	0.01	0.03	0.01
(E) 日 本	0.02	0.02	0.05	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.03
(E) 香 港	0.01	0.02	0.04	0.03	0.04	0.04	0.09	0.03	0.00
(E) 台 湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓 国	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.06	0.07	0.04	0.02	0.01	0.0
(F) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.05	0.06	0.03	0.02	0.01	0.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.03	0.02	0.06	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) オランダ領アンバルス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) 東欧ロシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.55	0.55	0.78	0.48	0.48	0.59	0.43	0.55	0.40

都銀グループ

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	支店数	日本人職員数	非日本人職員数	事務所数	日本人職員数	非日本人職員数	法人数	日本人職員数	その他職員数
(A) 北米	0.33	0.38	0.23	0.19	0.17	0.12	0.16	0.53	0.39
(A) 米 国	0.31	0.37	0.21	0.09	0.08	0.06	0.13	0.52	0.39
(A) ニューヨーク州	0.11	0.24	0.16	0.0	0.0	0.0	0.04	0.16	0.03
(A) カリフォルニア州	0.12	0.10	0.04	0.0	0.0	0.0	0.07	0.33	0.34
(A) イリノイ州	0.03	0.01	0.00	0.04	0.03	0.02	0.02	0.03	0.01
(A) フラシントン州	0.04	0.02	0.00	0.01	0.00	0.02	0.0	0.0	0.0
(A) カネオカ	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.05	0.01	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.03	0.02	0.07	0.12	0.13	0.13	0.11	0.09	0.51
(B) パ ナ マ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(B) プ ラ ジ ル	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.08	0.09	0.08	0.50
(B) アルゼンチン	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ペ ル ー	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.30	0.35	0.26	0.09	0.09	0.07	0.24	0.16	0.03
(C) 英 国	0.11	0.20	0.11	0.0	0.0	0.0	0.06	0.02	0.00
(C) 独 国	0.12	0.10	0.07	0.03	0.04	0.02	0.01	0.01	0.0
(C) フ ラ ン ス	0.01	0.01	0.03	0.03	0.03	0.02	0.01	0.01	0.00
(C) イ タ リ ア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.06	0.03	0.01
(C) オ ラ ン ダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.04	0.06	0.01
(C) ベ ル ゴ ー	0.03	0.03	0.03	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(C) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.04	0.01	0.00
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.10	0.09	0.08	0.01	0.01	0.0
(D) レ バ ノ ン	0.0	0.0	0.0	0.05	0.06	0.03	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.25	0.16	0.40	0.20	0.21	0.34	0.23	0.13	0.06
(E) バ リ ス タ ン	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) イ ン ド	0.04	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ペ ー ク	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マ レ ー シ ャ	0.01	0.00	0.03	0.02	0.01	0.05	0.01	0.00	0.00
(E) シ ン ガ ポ ー	0.06	0.03	0.08	0.03	0.04	0.04	0.02	0.00	0.0
(E) イ ン ド ネ シ ャ	0.01	0.01	0.04	0.06	0.07	0.12	0.02	0.03	0.01
(E) 中 国	0.02	0.02	0.05	0.0	0.0	0.0	0.02	0.01	0.00
(E) 香 港	0.03	0.03	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.09	0.04
(E) 台 湾	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓 国	0.04	0.02	0.03	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0
(F) 欧 州	0.0	0.0	0.0	0.10	0.10	0.05	0.04	0.01	0.00
(F) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.09	0.10	0.05	0.04	0.01	0.00
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.03	0.02	0.06	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.02	0.0	0.0
(H) オランダ領アンタレス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) 英領マイヤン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.92	0.92	0.97	0.85	0.83	0.87	0.82	0.92	0.99

## 長期グループ

	(1) 支 店			(2) 駐在専務事務所			(3) 現地法人		その他 親数
	【日本 親数】	【日本人 親数】	【現地人 親数】	【日本 親数】	【日本人 親数】	【現地人 親数】	【法人 親数】	【日本人 親数】	
(A) 米 国	0.05	0.05	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	0.00
(A) 米 国	0.05	0.05	0.02	0.01	0.01	0.0	0.01	0.02	0.00
(A) ニューヨーク州	0.03	0.03	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(A) カリフォルニア州	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) ワシントン州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) ワシントン州	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.03	0.0	0.0	0.0
(B) パナマ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ブラジル	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.03	0.0	0.0	0.0
(B) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ペルー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 欧 州	0.03	0.03	0.01	0.04	0.05	0.03	0.07	0.05	0.00
(C) 英 国	0.03	0.03	0.01	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.00
(C) 西 独	0.0	0.0	0.0	0.03	0.03	0.02	0.01	0.02	0.00
(C) フランス	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0
(C) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0	0.0
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0
(C) ベルギー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(C) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.00
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.0	0.0	0.0	0.03	0.03	0.03	0.06	0.01	0.00
(E) パキスタン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ベトナム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) シンガポール	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0
(E) インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(E) タイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(E) 香港	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.04	0.01	0.00
(E) 台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 太平洋	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0
(F) ノーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(G) フリジア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) オランダ領東インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) 東インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.08	0.08	0.03	0.14	0.16	0.13	0.18	0.08	0.01

各のレ-ア内における地域別構成  
 (支店・駐在事務所・現地法人の各長においてその合計)  
 編く行った各地域別割合、100番 = %

	(1) 支 店			(2) 駐在事務所			(3) 現地法人		III 合計
	I 支店数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	
(A) 北 米	0.38	0.43	0.25	0.22	0.19	0.13	0.17	0.55	0.39
(a) 東 国	0.36	0.42	0.23	0.11	0.10	0.06	0.15	0.54	0.39
(1) ニューヨーク州	0.14	0.27	0.17	0.01	0.01	0.0	0.05	0.18	0.53
(2) マサチューセッツ州	0.14	0.12	0.05	0.01	0.01	0.0	0.07	0.33	0.34
(3) イリノイ州	0.03	0.01	0.00	0.04	0.03	0.02	0.02	0.03	0.01
(4) ワシントン州	0.04	0.02	0.00	0.01	0.00	0.02	0.0	0.0	0.0
(5) カリフォルニア州	0.0	0.0	0.0	0.08	0.08	0.06	0.01	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.03	0.02	0.07	0.14	0.15	0.16	0.11	0.09	0.51
(a) パナマ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(b) ブラジル	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) アルゼンチン	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.33	0.38	0.27	0.13	0.14	0.10	0.32	0.20	0.03
(a) 英 国	0.14	0.23	0.12	0.0	0.0	0.0	0.09	0.03	0.06
(b) 仏 国	0.12	0.10	0.07	0.06	0.07	0.04	0.02	0.03	0.06
(c) フランス	0.01	0.01	0.03	0.03	0.04	0.03	0.02	0.01	0.00
(d) イタリア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.06	0.03	0.01
(f) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.01	0.04	0.06	0.01
(g) ベルギー	0.05	0.03	0.03	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.00
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.05	0.02	0.00
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.12	0.11	0.09	0.04	0.01	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.05	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.25	0.16	0.40	0.22	0.24	0.37	0.29	0.14	0.06
(a) パキスタン	0.01	0.00	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	0.04	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ベ ン グ	0.01	0.0	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレーシア	0.01	0.00	0.03	0.02	0.01	0.05	0.01	0.00	0.00
(e) シンガポール	0.06	0.03	0.08	0.05	0.06	0.06	0.02	0.00	0.0
(f) インドネシア	0.01	0.01	0.04	0.06	0.07	0.12	0.04	0.03	0.01
(g) テ ン	0.02	0.02	0.05	0.0	0.0	0.0	0.04	0.01	0.00
(h) 香 港	0.03	0.03	0.06	0.06	0.07	0.07	0.18	0.10	0.04
(i) 台 湾	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 韓 国	0.04	0.02	0.03	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0
(F) 太 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.12	0.13	0.07	0.04	0.01	0.00
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.10	0.11	0.05	0.04	0.01	0.00
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.03	0.02	0.06	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.04	0.0	0.0
(a) オランダ領インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.02	0.0	0.0
(b) 英領サイロン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00



中・下位グループ（複合機関別/分館）

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		Ⅳ 合計 職員数
	【 支店数	Ⅱ 日本人 職員数	Ⅲ 現地人 職員数	Ⅰ 事務所数	Ⅱ 職員数	Ⅲ 現地人 職員数	Ⅰ 法人数	Ⅱ 日本人 職員数	
(A) 北 米	0.33	0.40	0.22	0.27	0.24	0.16	0.23	0.59	6.83
(A) 東 南	0.30	0.38	0.19	0.14	0.13	0.09	0.17	0.57	6.83
(A) ニューヨーク	0.11	0.24	0.16	0.02	0.02	0.0	0.06	0.23	6.07
(A) 南米7カ国	0.13	0.11	0.03	0.0	0.0	0.0	0.09	0.32	6.75
(A) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	0.07	0.06	0.03	0.03	0.02	6.01
(A) ワシントン州	0.06	0.03	0.00	0.02	0.01	0.03	0.0	0.0	5.0
(A) マイアミ	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.04	0.03	0.0	3.6
(B) 中 南 米	0.06	0.03	0.10	0.13	0.13	0.14	0.06	0.10	0.27
(B) パナマ	0.02	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.03	0.00	6.66
(B) プリジラ	0.0	0.0	0.0	0.09	0.10	0.10	0.03	0.10	6.07
(B) アラビアン	0.02	0.01	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.6
(B) ベルギー	0.02	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(C) 欧 州	0.33	0.39	0.26	0.09	0.09	0.07	0.29	0.16	6.03
(C) 東 南	0.11	0.20	0.10	0.0	0.0	0.0	0.06	0.00	3.0
(C) 西 欧	0.13	0.11	0.07	0.04	0.04	0.02	0.03	0.02	6.0
(C) フランス	0.02	0.02	0.04	0.02	0.02	0.01	0.03	0.02	6.06
(C) イタリア	0.02	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.02	6.06
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.06	0.08	6.02
(C) ベルギー	0.06	0.05	0.04	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(C) ルアンプラージュ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.06	0.01	6.06
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.10	0.03	0.02	6.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.02	0.03	0.03	0.0	0.0	6.0
(E) ア ジ ア	0.28	0.18	0.42	0.23	0.26	0.35	0.31	0.12	6.03
(E) パキスタン	0.02	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(E) イ ン ド	0.07	0.02	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(E) ペトナム	0.02	0.0	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(E) マレーシア	0.02	0.01	0.04	0.02	0.04	0.0	0.0	0.0	6.0
(E) シンガポール	0.04	0.03	0.08	0.05	0.06	0.05	0.06	0.00	6.00
(E) インドネシア	0.02	0.02	0.05	0.04	0.05	0.10	0.03	0.05	6.03
(E) ジャバ	0.04	0.04	0.07	0.0	0.0	0.0	0.03	0.00	6.00
(E) 香港	0.02	0.03	0.05	0.07	0.09	0.07	0.20	0.06	6.01
(E) 台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(E) 韓国	0.02	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
(F) 太 平 洋	0.0	0.0	0.0	0.13	0.14	0.06	0.06	0.01	6.0
(F) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.11	0.13	0.05	0.06	0.01	6.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.07	0.04	0.10	0.0	0.0	6.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.0	6.0
(H) オランダ領トバゴス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.0	6.0
(H) 英領サイロン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
合 計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00





長期貯蓄の推移

	(1) 貯蓄			(2) 貯蓄者数			(3) 貯蓄率		
	Ⅰ 総額	Ⅱ 日本人 貯蓄	Ⅲ 外国人 貯蓄	Ⅰ 総数	Ⅱ 日本人 数	Ⅲ 外国人 数	Ⅰ 法人	Ⅱ 日本人 数	Ⅲ 外国人 数
(A) 元	0.63	0.60	0.56	0.13	0.09	0.08	0.07	0.27	0.33
(a) 東 京	0.63	0.60	0.56	0.06	0.06	0.0	0.07	0.27	0.33
(i) ニューヨーク州	0.38	0.41	0.36	0.0	0.0	0.0	0.07	0.27	0.33
(ii) カリフォルニア州	0.25	0.19	0.20	0.06	0.06	0.0	0.0	0.0	0.0
(iii) テキサス州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(iv) ワシントン州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(v) カナダ	0.0	0.0	0.0	0.06	0.03	0.08	0.0	0.0	0.0
(B) 中 西 米	0.0	0.0	0.0	0.13	0.15	0.23	0.0	0.0	0.0
(a) パ ナ マ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) ブラジル	0.0	0.0	0.0	0.13	0.15	0.23	0.0	0.0	0.0
(c) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ベ ル ー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 欧 州	0.38	0.40	0.44	0.31	0.30	0.23	0.40	0.60	0.48
(a) 英 国	0.38	0.40	0.44	0.0	0.0	0.0	0.13	0.20	0.14
(b) 西 独	0.0	0.0	0.0	0.19	0.21	0.12	0.07	0.30	0.29
(c) フランス	0.0	0.0	0.0	0.06	0.06	0.06	0.07	0.0	0.0
(d) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(f) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.06	0.03	0.04	0.0	0.0	0.0
(g) ベルギー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.0	0.0
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.10	0.06
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.13	0.12	0.12	0.13	0.0	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.13	0.12	0.12	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.0	0.0	0.0	0.19	0.18	0.23	0.33	0.13	0.18
(a) パキスタン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ペルシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) シンガポール	0.0	0.0	0.0	0.13	0.12	0.15	0.0	0.0	0.0
(f) インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.0	0.0
(g) タ イ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(h) 香 港	0.0	0.0	0.0	0.06	0.06	0.08	0.20	0.13	0.18
(i) 台 湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 韓 国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.13	0.15	0.12	0.0	0.0	0.0
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.06	0.06	0.04	0.0	0.0	0.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.0	0.0
(a) スタンダードバンク	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.0	0.0
(b) 長崎銀行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

支店・駐在事務所・現地法人の  
1店舗当りの職員数

	(1) 店	(2) 駐在事務所						(3) 現地法人		
		I 日本人 職員数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 日本人 職員数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 法人数	II 法人 数	III その他 職員数
(A) 北 米	1.00	11.53	32.74	1.00	1.67	1.08	1.00	16.08	361.46	
(A) 米 国	1.00	11.97	31.69	1.00	1.67	1.00	1.00	18.73	427.18	
(A) ニュージャージー州	1.00	18.92	58.92	1.00	2.00	0.0	1.00	17.25	96.25	
(A) ワシントン州	1.00	8.23	17.08	1.00	2.00	0.0	1.00	25.46	336.80	
(A) イリノイ州	1.00	5.50	6.50	1.00	1.40	0.80	1.00	5.00	70.00	
(A) カリフォルニア州	1.00	4.67	3.67	1.00	1.00	4.00	0.0	0.0	0.0	
(A) テキサス州	0.0	0.0	0.0	1.00	1.89	1.22	1.00	0.0	0.0	
(B) 中 南 米	1.00	5.33	111.67	1.00	2.07	2.13	1.00	4.13	767.87	
(B) パナマ	1.00	4.00	39.00	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00	
(B) アラバ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	2.20	1.00	5.33	1011.17	
(B) コロンビア	1.00	7.00	212.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(B) ベネズエラ	1.00	5.00	84.00	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	72.00	
(C) 欧 州	1.00	11.57	40.77	1.00	2.00	1.36	1.00	3.12	14.96	
(C) 英 国	1.00	16.00	41.08	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	5.50	
(C) 西 独	1.00	8.45	30.36	1.00	2.14	1.00	1.00	6.50	9.50	
(C) フランス	1.00	11.00	151.00	1.00	2.25	1.50	1.00	2.50	11.50	
(C) イタリア	1.00	6.00	62.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	29.00	
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	1.00	1.00	7.67	43.33	
(C) ベルギー	1.00	7.25	35.50	0.0	0.0	0.0	1.00	4.00	6.50	
(C) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	2.75	
(D) 中 近 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.09	1.64	1.00	1.33	0.0	
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.29	1.29	0.0	0.0	0.0	
(E) ア ジ ア	1.00	6.13	78.17	1.00	2.00	2.92	1.00	2.35	32.17	
(E) パキスタン	1.00	3.00	46.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(E) インド	1.00	2.75	26.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(E) ペトナム	1.00	0.0	71.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(E) アラビア	1.00	4.00	122.00	1.00	1.50	4.50	1.00	1.00	27.00	
(E) シンガポール	1.00	6.00	67.40	1.00	2.00	2.00	1.00	0.50	0.0	
(E) インドネシア	1.00	10.00	167.00	1.00	2.33	4.00	1.00	3.67	48.00	
(E) タイ	1.00	9.50	116.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	8.33	
(E) 香港	1.00	14.00	143.00	1.00	2.14	2.00	1.00	2.71	34.86	
(E) 台湾	1.00	10.00	96.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
(E) 韓国	1.00	4.75	36.25	1.00	2.00	4.00	0.0	0.0	0.0	
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	1.00	1.00	13.33	
(F) ニュージーランド	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	0.91	1.00	1.00	13.33	
(G) アフリカ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	3.00	0.0	0.0	0.0	
(H) その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0	
(H) マラジバ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0	
(H) 英領サイロン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合 計	1.00	10.02	49.66	1.00	1.92	1.81	1.00	4.88	155.71	

一部の銀行を除いていぬ。

上Aグループ(預金取扱別分類)									
	(1) 国	店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人	
		支店数	日本人職員数	現地人職員数	事務所数	日本人職員数	現地人職員数	法人数	日本人職員数
(A) 北 米	1.00	13.73	25.55	1.00	1.86	0.86	1.00	19.75	162.00
(A) 英 国	1.00	13.73	25.55	1.00	1.67	0.67	1.00	19.75	162.00
(A) ニュージーランド	1.00	24.25	44.00	0.0	0.0	0.0	1.00	13.00	15.00
(A) オーストラリア	1.00	9.50	22.50	0.0	0.0	0.0	1.00	30.50	280.00
(A) イリノイ州	1.00	5.50	6.50	1.00	1.00	0.0	1.00	5.00	73.00
(A) ワシントン州	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) マアデ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.0	0.0	0.0	1.00	2.17	1.67	1.00	2.00	966.67
(B) パナマ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ブラジル	0.0	0.0	0.0	1.00	2.33	1.33	1.00	2.40	1145.60
(B) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ベルギー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	72.00
(C) 欧 州	1.00	14.00	27.56	1.00	2.25	1.25	1.00	2.89	20.22
(C) 英 国	1.00	20.00	34.00	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	12.00
(C) 西 独	1.00	10.00	23.75	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(C) フランス	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	1.50	0.0	0.0	0.0
(C) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.75	30.75
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	6.00	22.00
(C) ベルギー	1.00	6.00	17.00	0.0	0.0	0.0	1.00	8.00	13.00
(C) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	0.60	0.0	0.0	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.25	0.50	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	6.50	42.63	1.00	2.00	3.00	1.00	3.57	80.71
(E) パキスタン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ベトナム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マレーシア	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00	1.00	1.00	27.00
(E) シンガポール	1.00	4.67	20.00	1.00	2.00	2.00	0.0	0.0	0.0
(E) インドネシア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.25	3.25	1.00	1.00	20.00
(E) タイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	17.00
(E) 香 港	1.00	14.00	96.00	1.00	2.00	2.00	1.00	5.25	126.50
(E) 台 湾	1.00	10.00	96.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓 国	1.00	4.67	29.67	1.00	2.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	1.75	0.75	1.00	1.00	40.00
(F) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	1.00	1.75	0.75	1.00	1.00	40.00
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(H) オランダ領アンダス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) 英領ケイマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	11.96	31.07	1.00	2.06	1.50	1.00	5.11	258.39

一寄附銀行を除いては、

## 中・下組グループ(種各規額別/金額)

	(1) 支 店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	I 日人数 員数	II 日人数 総額	III 日人数 総額	I 日人数 員数	II 日人数 総額	III 日人数 総額	I 日人数 員数	II 日人数 総額	III 日人数 総額
(A) 北 米	1.00	10.89	42.11	1.00	1.60	1.20	1.00	15.25	503.62
(A) 米 国	1.00	11.69	41.19	1.00	1.63	1.25	1.00	19.83	671.50
(a) ニューヨーク州	1.00	19.67	90.33	1.00	2.00	0.0	1.00	24.00	174.00
(b) カリフォルニア州	1.00	7.86	15.14	0.0	0.0	0.0	1.00	22.00	1204.67
(c) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	1.00	1.00	5.00	67.00
(d) ワシントン州	1.00	4.67	3.67	1.00	1.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(e) カネガダ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.25	1.00	0.0	0.0
(B) 中 南 米	1.00	5.33	111.67	1.00	1.86	2.29	1.00	10.50	171.50
(a) パナマ	1.00	4.00	39.00	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00
(b) ブラジル	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.40	1.00	20.00	359.00
(c) アルゼンチン	1.00	7.00	212.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ペルー	1.00	5.00	84.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 欧 州	1.00	10.61	50.89	1.00	1.80	1.60	1.00	3.40	16.00
(a) 英 国	1.00	16.33	56.50	0.0	0.0	0.0	1.00	0.50	0.0
(b) 西 独	1.00	7.57	34.14	1.00	2.00	1.00	1.00	4.00	0.0
(c) フランス	1.00	11.00	151.00	1.00	2.00	1.00	1.00	5.00	23.00
(d) イタリア	1.00	6.00	62.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	4.00	27.00
(f) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	8.50	54.00
(g) ベルギー	1.00	7.67	41.67	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	3.50
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	3.00	1.00	4.00	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	3.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	5.93	97.13	1.00	2.00	3.08	1.00	2.27	14.82
(a) バングラダシュ	1.00	3.00	46.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) インド	1.00	2.75	56.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ペトナム	1.00	0.0	71.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレーシア	1.00	4.00	122.00	1.00	2.00	5.00	0.0	0.0	0.0
(e) シンガポール	1.00	8.00	138.50	1.00	2.00	2.00	1.00	0.50	0.0
(f) インドネシア	1.00	10.00	167.00	1.00	2.50	5.50	1.00	10.00	124.00
(g) タイ	1.00	9.50	116.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	13.00
(h) 香港	1.00	14.00	190.00	1.00	2.25	2.00	1.00	1.86	3.71
(i) 台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 韓国	1.00	5.00	56.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	1.00	1.00	0.0
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.17	1.00	1.00	1.00	0.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	3.00	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(a) オランダ領アンダマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(b) 英領ケイマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	9.11	64.19	1.00	1.79	2.05	1.00	5.94	138.40

都銀グループ

	(1) 支店数	(2) 総行資本総額			(3) 総行法人			その他 総額	
		日本人 総額	現地人 総額	その他 総額	日本人 総額	現地人 総額	その他 総額		
(A) 北 米	1.00	11.97	35.83	1.00	1.67	1.14	1.00	16.75	389.75
(a) 米 国	1.00	12.52	34.81	1.00	1.60	1.20	1.00	19.80	467.70
(a) ニューヨーク州	1.00	21.50	71.80	0.0	0.0	0.0	1.00	20.33	121.00
(a) カリフォルニア州	1.00	8.45	17.82	0.0	0.0	0.0	1.00	23.40	834.80
(a) イリノイ州	1.00	5.30	6.50	1.00	1.40	0.80	1.00	5.00	70.00
(a) ワシントン州	1.00	4.67	3.67	1.00	1.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(b) カナダ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.13	1.00	0.0	0.0
(B) 中 南 米	1.00	5.33	111.67	1.00	2.00	2.00	1.00	4.13	767.87
(a) パナマ	1.00	4.00	39.00	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00
(b) ブラジル	0.0	0.0	0.0	1.00	2.13	2.00	1.00	5.33	1011.17
(c) アーゼンション	1.00	7.00	212.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ベルギー	1.00	5.00	84.00	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	72.00
(C) 欧 州	1.00	11.74	43.11	1.00	2.00	1.44	1.00	3.16	18.00
(a) 英 国	1.00	17.80	47.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	6.00
(a) 西 独	1.00	8.45	30.36	1.00	2.00	1.00	1.00	4.00	4.00
(a) フランス	1.00	11.00	151.00	1.00	2.33	1.33	1.00	5.00	23.00
(a) イタリア	1.00	6.00	62.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	29.00
(a) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	7.67	43.33
(a) ベルギー	1.00	7.25	35.50	0.0	0.0	0.0	1.00	8.00	13.00
(a) シンガポール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	7.33
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.11	1.67	1.00	4.00	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.40	1.20	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	6.13	78.17	1.00	2.00	3.03	1.00	2.78	40.44
(a) パキスタン	1.00	3.00	46.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) インド	1.00	2.75	56.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) ベトナム	1.00	0.0	71.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) マレーシア	1.00	4.00	122.00	1.00	1.50	4.50	1.00	1.00	27.00
(a) シンガポール	1.00	6.00	67.40	1.00	2.00	2.00	1.00	0.50	0.0
(a) インドネシア	1.00	10.00	167.00	1.00	2.33	4.00	1.00	5.30	72.00
(a) タイ	1.00	9.50	116.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	17.50
(a) 香港	1.00	14.00	143.00	1.00	2.17	2.00	1.00	3.09	48.36
(a) 台湾	1.00	10.00	96.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) 韓国	1.00	4.75	36.25	1.00	2.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(F) 太 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	1.91	0.91	1.00	1.00	13.33
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	0.90	1.00	1.00	13.33
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	3.00	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(a) オランダ領東インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(b) 東インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	10.09	52.88	1.00	1.89	1.86	1.00	5.57	191.73

一部の銀行を除いては。

長期グループ										
(1) 支店			(2) 監査員事務所			(3) 現地法人			(4) 関係機関	
	支店数	日本人職員数	現地人職員数	事務所数	日本人職員数	現地人職員数	法人数	日本人職員数	現地人職員数	関係機関数
(A) 北米	1.00	9.00	14.80	1.00	1.50	1.00	1.00	8.00		29.00
(A) 米	1.00	9.00	14.80	1.00	2.00	0.0	1.00	8.00		22.00
(A) 米	1.00	9.00	14.80	1.00	2.00	0.0	1.00	8.00		22.00
(A) ニューヨーク州	1.00	10.33	16.00	0.0	0.0	0.0	1.00	8.00		22.00
(A) カルフォルニア州	1.00	7.00	13.00	1.00	2.00	0.0	0.0	0.0		0.0
(A) アリゾナ州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(A) ワシントン州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(A) アリゾナ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	2.00	0.0	0.0		0.0
(B) 中南米	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	3.00	0.0	0.0		0.0
(B) パナマ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(B) ブラジル	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	3.00	0.0	0.0		0.0
(B) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(B) ペルー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(C) 欧州	1.00	10.00	19.67	1.00	2.00	1.20	1.00	6.00		10.67
(C) 英	1.00	10.00	19.67	0.0	0.0	0.0	1.00	6.00		9.00
(C) 英	0.0	0.0	0.0	1.00	2.33	1.00	1.00	9.00		19.00
(C) フランス	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.00	0.07	0.0		0.0
(C) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	1.00	0.0	0.0		0.0
(C) ベルギー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.0		0.0
(C) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	3.00		4.00
(D) 中近東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.50	0.13	0.0		0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.50	0.0	0.0		0.0
(E) アジア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.00	1.00	4.00		12.00
(E) パキスタン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(E) インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(E) ベトナム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(E) マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(E) シンガポール	0.0	0.0	0.0	2.00	2.00	2.00	0.0	0.0		0.0
(E) インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.0		0.0
(E) タイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(E) 香港	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.00	1.00	4.00		12.00
(E) 韓国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(E) 中国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(F) 太平洋	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	1.50	0.0	0.0		0.0
(F) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0		0.0
(G) アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
(H) その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0		0.0
(H) オランダ領アンタレス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0		0.0
(H) 東アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
合計	1.00	9.38	16.63	1.00	2.06	1.63	1.00	5.00		11.00

一部の銀行を除く。

対象地域外回答を除くとき



支店・駐在事務所・現地法人の現状  
統計表

	(1) 支店数	(2) 駐在事務所			(3) 現地法人		合計 総数		
		Ⅰ日本人 総数	Ⅱ現地人 総数	Ⅲ専務均数	Ⅰ日本人 総数	Ⅱ現地人 総数			
(A) 北 米	35	378	1012	17	29	19	13	206	4699
(A) 米 国	35	378	1012	8	12	8	12	206	4699
(A) ニューヨーク州	14	246	766	1	2	0	4	69	385
(A) カリフォルニア州	14	107	222	1	2	0	6	127	4174
(A) イリノイ州	3	11	23	5	7	4	2	10	140
(A) ワシントン州	4	14	11	1	1	4	0	0	0
(A) ロシア	0	0	0	9	17	11	1	0	0
(B) 中 南 米	3	16	335	10	22	22	9	33	6143
(B) パナマ	1	4	39	0	0	0	1	1	4
(B) ブラジル	0	0	0	10	22	22	7	32	6067
(B) アルゼンチン	1	7	212	0	0	0	0	0	0
(B) ベルギー	1	5	84	0	0	0	1	0	72
(C) 欧 州	33	347	1223	12	25	14	25	78	374
(C) 英 国	14	268	534	0	0	0	7	12	33
(C) 西 独	12	93	334	7	15	7	2	13	19
(C) フランス	1	11	151	4	9	6	2	5	23
(C) イタリア	1	6	62	0	0	0	0	0	0
(C) スイス	0	0	0	0	0	0	5	11	145
(C) スウェーデン	0	0	0	1	1	1	3	23	130
(C) ベルギー	5	29	142	0	0	0	2	8	13
(C) ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	4	6	11
(D) 中 亞 東	0	0	0	8	16	9	0	0	0
(D) レバノン	0	0	0	8	16	9	0	0	0
(E) ア ジ ア	24	154	1728	23	46	63	24	54	740
(E) バイオタン	1	3	46	0	0	0	0	0	0
(E) インド	4	11	225	0	0	0	0	0	0
(E) ペトナム	1	0	71	0	0	0	0	0	0
(E) マレーシア	1	4	122	2	3	9	1	1	27
(E) シンガポール	6	30	337	6	12	12	2	1	0
(E) インドネシア	1	10	167	7	14	24	3	11	144
(E) タイ	2	19	233	0	0	0	3	3	25
(E) 香港	3	28	286	7	15	14	15	38	544
(E) 台湾	1	10	96	0	0	0	0	0	0
(E) 韓国	4	19	145	1	2	4	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	12	22	10	3	3	40
(F) オーストラリア	0	0	0	12	22	10	3	3	40
(G) ア フ リ カ	0	0	0	4	4	12	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	2	0	0
(H) イタリヤ	0	0	0	0	0	0	2	0	0
(H) 東独	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	95	875	4298	86	164	149	76	374	11996

上位グループ(総合整理別分組)

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		Ⅲ 当地 銀行数
	Ⅰ 支店数	Ⅱ 日本人 職員数	Ⅲ 現地人 職員数	Ⅰ 事務所数	Ⅱ 日本人 職員数	Ⅲ 現地人 職員数	Ⅰ 法人数	Ⅱ 日本人 職員数	
(A) 北 米	14	146	279	5	9	4	5	79	648
(a) 米 国	14	146	279	1	1	0	5	79	648
(b) ニューヨーク州	3	97	176	0	0	0	1	13	15
(c) カルフォルニア州	5	38	90	0	0	0	3	61	560
(d) イリノイ州	3	11	13	1	1	0	1	5	73
(e) ワシントン州	1	0	0	0	0	0	0	0	0
(f) カナダ	0	0	0	4	8	4	0	0	0
(B) 中 南 米	0	0	0	3	7	4	7	12	5900
(a) パ ナ マ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) プ ラ ジ ル	0	0	0	3	7	4	6	12	5728
(c) アルゼンチン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(d) ベ ル ィ ー	0	0	0	0	0	0	1	0	77
(C) 欧 州	12	126	248	4	9	5	10	26	182
(a) 英 国	5	80	136	0	0	0	3	5	24
(b) 西 独	5	40	95	2	4	2	0	0	0
(c) フ ラ ン ス	0	0	0	2	5	3	0	0	0
(d) イ タ リ ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(e) ス イ ス	0	0	0	0	0	0	4	7	123
(f) オ ラ ン ダ	0	0	0	0	0	0	1	6	22
(g) ポ ル ギ ー	2	6	17	0	0	0	1	8	13
(h) ベ ル ジ ャ	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(i) ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D) 中 近 東	0	0	0	3	9	2	0	0	0
(a) レバノン	0	0	0	3	9	2	0	0	0
(E) ア ジ ア	10	52	341	10	18	27	8	25	565
(a) パキスタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) イ ン ド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(c) ベトナム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(d) マレーシア	0	0	0	1	1	4	1	1	27
(e) シンガポール	4	14	60	1	2	2	0	0	0
(f) インドネシア	0	0	0	3	9	13	1	1	20
(g) タ イ	0	0	0	0	0	0	1	2	12
(h) 香 港	2	14	96	2	4	4	3	21	306
(i) 韓 国	1	10	96	0	0	0	0	0	0
(j) 露 国	3	14	89	1	2	4	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	5	7	3	1	1	40
(a) オーストラリア	0	0	0	5	7	3	1	1	40
(G) ア フ リ カ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(a) アンゴラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) 赤道ギニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	36	324	868	32	59	45	31	143	7235

中・下位グループ(種会種別別分類)

	(1) 差 店			(2) 銀行買手事務所			(3) 現地法人		Ⅲ 外国 証券家
	Ⅰ 差店 数	Ⅱ 日本人 証券家	Ⅲ 現地人 証券家	Ⅰ 事務所 数	Ⅱ 日本人 証券家	Ⅲ 現地人 証券家	Ⅰ 法人 数	Ⅱ 日本人 証券家	
(A) 北 米	16	187	659	10	17	13	7	119	4029
(A) 北 米	16	187	659	6	9	8	6	119	4029
(A) 北 米	6	118	542	1	2	0	2	48	348
(A) 北 米	7	95	106	0	0	0	0	3	66
(A) 北 米	0	0	0	4	6	4	1	5	67
(A) 北 米	3	14	11	1	1	4	0	0	0
(A) 北 米	0	0	0	4	8	5	1	0	0
(B) 中 南 米	3	16	335	5	10	12	2	21	343
(B) 中 南 米	1	4	39	0	0	0	1	1	4
(B) 中 南 米	0	0	0	5	10	12	1	20	339
(B) 中 南 米	1	7	212	0	0	0	0	0	0
(B) 中 南 米	1	5	84	0	0	0	0	0	0
(C) 欧 州	18	191	916	3	6	3	9	34	160
(C) 欧 州	6	98	339	0	0	0	2	1	0
(C) 欧 州	7	53	239	2	4	2	1	4	0
(C) 欧 州	1	11	151	1	2	1	1	5	23
(C) 欧 州	1	6	62	0	0	0	0	0	0
(C) 欧 州	0	0	0	0	0	0	1	4	27
(C) 欧 州	0	0	0	0	0	0	2	17	108
(C) 欧 州	3	23	125	0	0	0	0	0	0
(C) 欧 州	0	0	0	0	0	0	2	3	7
(D) 中 東 亞	0	0	0	1	3	4	0	0	0
(D) 中 東 亞	0	0	0	1	3	4	0	0	0
(E) ア ジ ア	14	82	1387	10	22	30	11	25	163
(E) ア ジ ア	1	3	46	0	0	0	0	0	0
(E) ア ジ ア	4	11	225	0	0	0	0	0	0
(E) ア ジ ア	1	4	71	0	0	0	0	0	0
(E) ア ジ ア	1	4	122	1	2	5	0	0	0
(E) ア ジ ア	2	16	277	3	6	6	2	1	0
(E) ア ジ ア	1	10	167	2	5	11	1	10	124
(E) ア ジ ア	1	19	233	0	0	0	1	1	13
(E) ア ジ ア	2	14	190	4	8	7	7	13	26
(E) ア ジ ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(E) ア ジ ア	1	5	56	0	0	0	0	0	0
(F) 英 洋 州	0	0	0	6	13	6	2	2	0
(F) 英 洋 州	0	0	0	6	13	6	2	2	0
(G) ア フ リ カ	0	0	0	4	4	12	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	51	476	3297	39	75	80	32	201	4695

都銀グループ

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	I 支店数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	III その他職員数
(A) 北 米	30	333	938	14	24	17	12	198	4677
(a) 米 国	30	333	938	6	8	8	11	198	4677
(a) ニュ-ヨーク州	11	215	718	0	0	0	3	61	363
(a) カルフォルニア州	12	93	196	0	0	0	6	127	4174
(a) イリノイ州	3	11	13	5	7	4	2	10	140
(a) フロリダ州	4	14	11	1	1	4	0	0	0
(a) テキサス州	0	0	0	8	16	9	1	0	0
(B) 中 南 米	3	16	335	8	17	16	9	33	6143
(a) パナマ	1	4	39	0	0	0	1	1	4
(a) ブラジル	0	0	0	8	17	16	7	32	6067
(a) アルゼンチン	1	7	212	0	0	0	0	0	0
(a) ペルー	1	5	84	0	0	0	1	0	72
(C) 欧 州	30	317	1164	7	15	8	19	60	342
(a) 英 国	11	178	475	0	0	0	5	6	24
(a) 西 独	12	93	334	4	8	4	8	4	0
(a) フランス	1	11	151	3	7	4	1	3	23
(a) イタリア	1	6	42	0	0	0	0	0	0
(a) スイス	0	0	0	0	0	0	5	11	145
(a) オランダ	0	0	0	0	0	0	3	23	130
(a) ベルギー	3	29	142	0	0	0	1	8	13
(a) ルクセンブルグ	0	0	0	0	0	0	3	3	7
(D) 中 近 東	0	0	0	0	12	6	0	0	0
(a) レバノン	0	0	0	6	12	6	0	0	0
(E) ア ジ ア	24	134	1728	20	40	57	19	50	728
(a) パキスタン	1	3	46	0	0	0	0	0	0
(a) インド	4	11	225	0	0	0	0	0	0
(a) ベトナム	1	0	71	0	0	0	0	0	0
(a) マレーシア	1	4	122	2	3	9	1	1	27
(a) シンガポール	6	30	337	4	8	8	2	1	0
(a) インドネシア	1	10	167	7	14	24	2	11	144
(a) タイ	2	19	233	0	0	0	2	3	25
(a) 香港	3	28	286	6	13	12	12	34	537
(a) 台湾	1	10	96	0	0	0	0	0	0
(a) 韓国	4	19	145	1	2	4	0	0	0
(F) 大 洋 州	0	0	0	11	20	9	3	3	40
(a) オーストラリア	0	0	0	11	20	9	3	3	40
(G) ア フ リ カ	0	0	0	4	4	12	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(a) オランダ領アンナリス	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(a) 基線キリマン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	87	800	4369	70	132	125	63	344	11930

## 長期グループ

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	I 支店数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	III その他職員数
(A) 北米	5	45	74	2	3	2	1	8	22
(A) 米 国	5	45	74	1	2	0	1	8	22
(1) ニュ-ヨーク州	3	31	48	0	0	0	1	8	22
(2) カリフォルニア州	2	14	26	1	2	0	0	0	0
(3) イリノイ州	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) ワシントン州	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) カナダ	0	0	0	1	1	2	0	0	0
(B) 中 南 米	0	0	0	2	5	6	0	0	0
(B) パ ナ マ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) プ ラ ジ ル	0	0	0	2	5	6	0	0	0
(c) ア ルゼンソン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(d) ベ ル ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(C) 欧 州	3	30	59	5	10	6	6	18	37
(C) 英 国	3	30	59	0	0	0	2	6	9
(3) 仏 国	0	0	0	3	7	3	1	9	19
(c) フ ラ ン ス	0	0	0	1	2	2	1	0	0
(d) イ タ リ ア	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(e) ス イ ス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(f) オ ラ ン ダ	0	0	0	1	1	1	0	0	0
(g) ベ ル ゴ ー	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(h) ル フ ェ ン ェ ル	0	0	0	0	0	0	1	3	4
(D) 中 遠 東	0	0	0	2	4	3	0	0	0
(D) レ バ ノ ン	0	0	0	2	4	3	0	0	0
(E) ア ジ ア	0	0	0	3	6	6	5	4	17
(E) パ キ ス タ ン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(b) イ ン ド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(c) ベ ン ギ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(d) マ レ ー シ ャ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(e) シ ンガポ-ル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(f) イ ン ドネシア	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(g) フ イ	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(h) 香 港	0	0	0	1	2	2	3	4	17
(i) 台 湾	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(j) 露 国	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(F) 其 他 州	0	0	0	1	2	1	0	0	0
(F) オ-ストラリア	0	0	0	1	2	1	0	0	0
(G) ア フ リ カ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(H) そ の 他	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(H) オランダ領アンダス	0	0	0	0	0	0	1	0	0
(b) 英領サイモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8	75	133	15	30	24	13	30	66



## 上Aグループ(現金見預引分種)

	(1) 支 店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	I 支店数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	III その他の職員数
(A) 北 米	0.15	0.17	0.06	0.06	0.05	0.03	0.07	0.21	0.05
(A) 東 国	0.15	0.17	0.06	0.01	0.01	0.0	0.07	0.21	0.05
(A) ニューヨーク州	0.05	0.11	0.04	0.0	0.0	0.0	0.01	0.03	0.00
(A) カルフォルニア州	0.05	0.04	0.02	0.0	0.0	0.0	0.04	0.16	0.05
(A) イリノイ州	0.03	0.01	0.00	0.01	0.01	0.0	0.01	0.01	0.01
(A) ワシントン州	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) アリゾナ州	0.0	0.0	0.0	0.05	0.05	0.03	0.0	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.03	0.09	0.03	0.48
(B) パナマ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ブラジル	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.03	0.08	0.03	0.48
(B) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ペルー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.13	0.14	0.06	0.05	0.05	0.03	0.13	0.07	0.02
(C) 英 国	0.05	0.09	0.03	0.0	0.0	0.0	0.04	0.01	0.00
(C) 仏 国	0.05	0.05	0.02	0.02	0.02	0.01	0.0	0.0	0.0
(C) フランス	0.0	0.0	0.0	0.02	0.03	0.02	0.0	0.0	0.0
(C) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.05	0.02	0.01
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(C) ベルギー	0.02	0.01	0.00	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(C)ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.06	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.06	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.11	0.06	0.08	0.12	0.11	0.18	0.11	0.07	0.05
(E) パキスタン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ベトナム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.03	0.01	0.00	0.00
(E) シンガポール	0.04	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(E) インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.06	0.05	0.09	0.01	0.00	0.00
(E) タイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.00
(E) 香港	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.07	0.06	0.04
(E) 台湾	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓国	0.03	0.02	0.02	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(F) 天 津 州	0.0	0.0	0.0	0.06	0.04	0.02	0.01	0.00	0.00
(G) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.06	0.04	0.02	0.01	0.00	0.00
(H) アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(I) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(I) オランダ領アンボイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(I) 東インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.38	0.37	0.20	0.37	0.36	0.30	0.41	0.38	0.60

中・下位グループ(預金総額別分類)

	(1) 支店		(2) 郵便貯蓄所				(3) 現地法人		
	I 支店数	II 日本人 預金数	III 現地人 預金数	I 身務所数	II 日本人 預金数	III 現地人 預金数	I 法人数	II 日本人 預金数	III 現地 預金数
(A) 北 米	0.17	0.21	0.15	0.12	0.10	0.09	0.09	0.32	0.34
(a) 米 国	0.17	0.21	0.15	0.07	0.05	0.05	0.08	0.32	0.34
(b) ニューヨーク州	0.06	0.13	0.13	0.01	0.01	0.0	0.03	0.13	0.03
(c) カルフォルニア州	0.07	0.06	0.02	0.0	0.0	0.0	0.04	0.18	0.16
(d) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	0.05	0.04	0.03	0.01	0.01	0.01
(e) ワシントン州	0.03	0.02	0.00	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(b) カナダ	0.0	0.0	0.0	0.05	0.05	0.03	0.0	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.03	0.02	0.08	0.06	0.06	0.08	0.03	0.06	0.03
(a) パ ナ マ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(b) プ ラ ジル	0.0	0.0	0.0	0.06	0.06	0.08	0.01	0.05	0.03
(c) ア ルゼンチン	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ベ ル ィ	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 欧 州	0.19	0.22	0.21	0.03	0.04	0.02	0.12	0.09	0.01
(a) 英 国	0.06	0.11	0.08	0.0	0.0	0.0	0.03	0.06	0.0
(b) 仏 国	0.07	0.06	0.06	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.0
(c) フ ラ ン ス	0.01	0.01	0.04	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.00
(d) イ タ リ ア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.00
(f) オ ー ス ト リ ア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.05	0.01
(g) ベ ルギー	0.03	0.03	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.01	0.00
(D) 中 途 東	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.03	0.0	0.0	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.03	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.15	0.09	0.32	0.12	0.13	0.20	0.14	0.07	0.01
(a) パキスタン	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	0.04	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ベトナム	0.01	0.0	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレーシア	0.01	0.00	0.03	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(e) シンガポール	0.02	0.02	0.06	0.03	0.04	0.04	0.03	0.00	0.0
(f) インドネシア	0.01	0.01	0.04	0.02	0.03	0.07	0.01	0.03	0.01
(g) タイ	0.02	0.02	0.05	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(h) 香 港	0.01	0.02	0.04	0.05	0.05	0.05	0.09	0.03	0.00
(i) 中 韓	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 露 国	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.04	0.03	0.01	0.0
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.07	0.08	0.04	0.03	0.01	0.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.05	0.02	0.08	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(a) オランダ領アンデス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(b) 東領ケイマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.54	0.54	0.77	0.45	0.46	0.54	0.42	0.54	0.39



## 都銀グループ

	(1) 支店 支店数	(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人				
		日本人 職員数	現地人 職員数	I 事務員数 II 日本人 職員数 III 現地人 職員数	I 法人数 II 日本人 職員数 III 現地 職員数	日本人 職員数	III 現地 職員数		
(A) 北 米	0.32	0.38	0.22	0.16	0.15	0.11	0.16	0.53	0.35
(a) 東 国	0.32	0.38	0.22	0.07	0.05	0.05	0.14	0.53	0.35
(a) ニューヨーク州	0.12	0.25	0.17	0.0	0.0	0.0	0.04	0.16	0.03
(a) カルフォルニア州	0.13	0.11	0.05	0.0	0.0	0.0	0.08	0.34	0.35
(a) イリノイ州	0.03	0.01	0.00	0.06	0.04	0.03	0.03	0.03	0.01
(a) ワシントン州	0.04	0.02	0.00	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(a) アリゾナ	0.0	0.0	0.0	0.09	0.10	0.06	0.01	0.0	0.0
(b) 中 南 米	0.03	0.02	0.08	0.09	0.10	0.11	0.12	0.09	0.51
(b) パナマ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.00	0.00
(b) ブラジル	0.0	0.0	0.0	0.09	0.10	0.11	0.09	0.09	0.51
(b) アルゼンチン	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) ペルー	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.32	0.36	0.27	0.08	0.09	0.05	0.25	0.16	0.03
(c) 英 国	0.12	0.20	0.11	0.0	0.0	0.0	0.07	0.02	0.00
(c) 西 独	0.13	0.11	0.08	0.05	0.05	0.03	0.01	0.01	0.0
(c) フランス	0.01	0.01	0.04	0.03	0.04	0.03	0.01	0.01	0.00
(c) イタリア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.07	0.03	0.01
(c) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.04	0.06	0.01
(c) ベルギー	0.05	0.03	0.03	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(c) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.04	0.01	0.00
(D) 中 近 東	0.0	0.0	0.0	0.07	0.07	0.04	0.0	0.0	0.0
(d) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.07	0.07	0.04	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.25	0.15	0.40	0.23	0.24	0.38	0.25	0.13	0.06
(e) パキスタン	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) インド	0.04	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) ベトナム	0.01	0.0	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) マレーシア	0.01	0.00	0.03	0.02	0.02	0.06	0.01	0.00	0.00
(e) シンガポール	0.06	0.03	0.08	0.05	0.05	0.05	0.03	0.0	0.0
(e) インドネシア	0.01	0.01	0.04	0.08	0.09	0.16	0.03	0.03	0.01
(e) タイ	0.02	0.02	0.05	0.0	0.0	0.0	0.03	0.01	0.00
(e) 香港	0.03	0.03	0.07	0.07	0.08	0.08	0.16	0.09	0.04
(e) 韓国	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) 中国	0.04	0.02	0.03	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.13	0.12	0.06	0.04	0.01	0.00
(f) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.13	0.12	0.06	0.04	0.01	0.00
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.05	0.02	0.08	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(h) オランダ領アンボイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(h) 東洋カイマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.92	0.91	0.97	0.81	0.80	0.84	0.83	0.92	0.49

長持用グループ

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	【日本人数】	【日本人数】	【現地人数】	【日本人数】	【日本人数】	【現地人数】	【法人数】	【日本人数】	【その他人数】
(A) 北 米	0.05	0.05	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.00
(A) 米 国	0.05	0.05	0.02	0.01	0.01	0.0	0.01	0.02	0.00
(A) ニューヨーク州	0.03	0.04	0.01	0.0	0.0	0.0	0.01	0.02	0.00
(A) カリフォルニア州	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) ワシントン州	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(A) カナダ	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.0	0.0	0.0	0.02	0.03	0.04	0.0	0.0	0.0
(B) パ ア マ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ブラジル	0.0	0.0	0.0	0.02	0.03	0.04	0.0	0.0	0.0
(B) コロンビア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ペルー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 欧 州	0.03	0.03	0.01	0.06	0.06	0.04	0.08	0.05	0.00
(C) 英 国	0.03	0.03	0.01	0.0	0.0	0.0	0.03	0.02	0.00
(C) 仏 国	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.02	0.01	0.02	0.00
(C) フ ラ ン ス	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0
(C) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(C) ベルギー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(C)ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.00
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.04	0.07	0.01	0.00
(E) パキスタン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ベトナム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) シンガポール	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.03	0.0	0.0	0.0
(E) インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(E) フィリピン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(E) 香 港	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.04	0.01	0.00
(E) 台 湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓 国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 瓜 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(F) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) オランダ領アンタム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.01	0.0	0.0
(H) 東欧キヤマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	0.08	0.09	0.03	0.17	0.18	0.16	0.17	0.08	0.01



上AEグループ(預金総額別分類)

	(1) 支店		(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人			その他
	支店数	日本人職員数	現地人職員数	I 事務所数	II 日本人職員数	III 現地人職員数	I 法人数	II 日本人職員数	
(A) 北米	0.39	0.45	0.32	0.16	0.15	0.09	0.16	0.55	0.09
(a) 米 国	0.39	0.45	0.32	0.03	0.02	0.0	0.16	0.55	0.09
(i) ニューヨーク州	0.14	0.30	0.20	0.0	0.0	0.0	0.03	0.09	0.06
(ii) カルフォルニア州	0.14	0.12	0.10	0.0	0.0	0.0	0.10	0.43	0.08
(iii) イリノイ州	0.08	0.03	0.01	0.03	0.02	0.0	0.03	0.03	0.01
(iv) マンシオン州	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) カナダ	0.0	0.0	0.0	0.13	0.14	0.09	0.0	0.0	0.0
(B) 中 東 米	0.0	0.0	0.0	0.09	0.12	0.09	0.23	0.08	0.00
(a) パ ナ マ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) プ ラ ジル	0.0	0.0	0.0	0.09	0.12	0.09	0.19	0.08	0.00
(c) ア ルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ベ ル ギ ー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.33	0.39	0.29	0.13	0.15	0.11	0.32	0.18	0.03
(a) 英 国	0.14	0.25	0.16	0.0	0.0	0.0	0.10	0.03	0.00
(b) 西 独	0.14	0.12	0.11	0.06	0.07	0.04	0.0	0.0	0.0
(c) フ ラ ン ス	0.0	0.0	0.0	0.06	0.08	0.07	0.0	0.0	0.0
(d) イ タ リ ア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.13	0.05	0.02
(f) オ ラ ン ダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.04	0.00
(g) ベ ル ギ ー	0.06	0.02	0.02	0.0	0.0	0.0	0.03	0.06	0.00
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.0	0.0
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	0.16	0.15	0.04	0.0	0.0	0.0
(a) レ バ ノ ン	0.0	0.0	0.0	0.16	0.15	0.04	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.28	0.16	0.39	0.31	0.31	0.60	0.26	0.17	0.08
(a) パ キ ス タ ン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ペ ー ク	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ア ー ジ ャ ン	0.0	0.0	0.0	0.03	0.02	0.09	0.03	0.01	0.00
(e) シ ン ガ ポ ー	0.11	0.04	0.07	0.03	0.03	0.04	0.0	0.0	0.0
(f) イ ン ド ネ シ ア	0.0	0.0	0.0	0.16	0.15	0.29	0.03	0.01	0.00
(g) タ イ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.03	0.01	0.00
(h) 香 港	0.06	0.04	0.11	0.06	0.07	0.09	0.16	0.15	0.07
(i) 中 韓	0.03	0.03	0.11	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 日 本	0.08	0.04	0.10	0.03	0.03	0.09	0.0	0.0	0.0
(F) 大 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.16	0.12	0.07	0.03	0.01	0.01
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.16	0.12	0.07	0.03	0.01	0.01
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) マラヤ半島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 東 韓 半 島	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00



都銀グループ

	(1) 支店 I 支店数	(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人			その他 III 支店数	
		II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 事務所数	II 日本人 職員数	III 現地人 職員数	I 法人数		II 日本人 職員数
(A) 元 米	0.34	0.42	0.23	0.20	0.18	0.14	0.19	0.58	0.39
(a) 米 国	0.34	0.42	0.23	0.09	0.06	0.06	0.17	0.58	0.39
(b) ニューヨーク州	0.13	0.27	0.17	0.0	0.0	0.0	0.05	0.18	0.03
(c) カルフォルニア州	0.14	0.12	0.05	0.0	0.0	0.0	0.10	0.37	0.35
(d) イリノイ州	0.03	0.01	0.00	0.07	0.05	0.03	0.03	0.03	0.01
(e) フランシスコ州	0.05	0.02	0.00	0.01	0.01	0.03	0.0	0.0	0.0
(f) カネガ	0.0	0.0	0.0	0.11	0.12	0.07	0.02	0.0	0.0
(B) 中 南 米	0.03	0.02	0.08	0.11	0.13	0.13	0.14	0.10	0.51
(a) パ ナ マ	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.02	0.00	0.00
(b) プ ラ ジ レ	0.0	0.0	0.0	0.11	0.13	0.13	0.11	0.09	0.51
(c) アルゼンチン	0.01	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ペ ル ー	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.02	0.0	0.01
(C) 欧 州	0.34	0.40	0.28	0.10	0.11	0.06	0.30	0.17	0.03
(a) 奥 国	0.13	0.22	0.11	0.0	0.0	0.0	0.08	0.02	0.00
(b) 南 欧	0.14	0.12	0.08	0.06	0.06	0.03	0.02	0.01	0.0
(c) フ ラ ン ス	0.01	0.01	0.04	0.04	0.05	0.03	0.02	0.01	0.00
(d) イ タ リ ア	0.01	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.08	0.03	0.01
(f) オ ラ ン ダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.05	0.07	0.01
(g) ベ ル ギ ャ	0.06	0.04	0.03	0.0	0.0	0.0	0.02	0.02	0.00
(h) ル ク セ ン ベ ル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.05	0.01	0.00
(D) 中 近 東	0.0	0.0	0.0	0.09	0.09	0.05	0.0	0.0	0.0
(a) レ バ ノ ン	0.0	0.0	0.0	0.09	0.09	0.05	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ャ	0.28	0.17	0.41	0.29	0.30	0.46	0.30	0.15	0.06
(a) パ キ ス タ ン	0.01	0.00	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	0.05	0.01	0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ペ ー ク	0.01	0.0	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マ レ ー シ ャ	0.01	0.00	0.03	0.03	0.02	0.07	0.02	0.00	0.00
(e) シ ン ガ ポ ー ル	0.07	0.04	0.08	0.06	0.06	0.06	0.03	0.00	0.0
(f) イ ン ド ネ シ ャ	0.01	0.01	0.04	0.10	0.11	0.19	0.03	0.03	0.01
(g) タ イ	0.02	0.02	0.06	0.0	0.0	0.0	0.03	0.01	0.00
(h) 香 港	0.03	0.03	0.07	0.09	0.10	0.10	0.19	0.10	0.04
(i) 韓 国	0.01	0.01	0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 日 本	0.05	0.02	0.03	0.01	0.02	0.03	0.0	0.0	0.0
(F) 英 洋 州	0.0	0.0	0.0	0.16	0.15	0.07	0.05	0.01	0.00
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	0.16	0.15	0.07	0.05	0.01	0.00
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.06	0.03	0.10	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.02	0.0	0.0
(a) オランダ領アンデス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.02	0.0	0.0
(b) 英領ケイマン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00



支店・駐在事務所・現地法人の  
1店舗当りの職員数

	銀行						証券会社		
	(1) 支店数	Ⅰ 日本人 職員数	Ⅱ 現地人 職員数	(2) 事務所数	Ⅰ 日本人 職員数	Ⅱ 現地人 職員数	(3) 現地法人 法人数	Ⅰ 日本人 職員数	Ⅱ 現地人 職員数
(A) 北 米	1.00	12.19	32.65	1.00	1.71	1.12	1.00	17.17	391.58
(a) 米 国	1.00	12.19	32.65	1.00	1.90	1.00	1.00	18.73	427.18
(b) ニュージャージー州	1.00	18.92	58.92	1.00	2.00	0.0	1.00	17.25	96.25
(c) カルフォルニア州	1.00	8.23	17.08	1.00	2.00	0.0	1.00	25.40	834.86
(d) イリノイ州	1.00	5.50	6.50	1.00	1.40	0.80	1.00	5.00	70.00
(e) ワシントン州	1.00	6.67	3.67	1.00	1.00	0.0	0.0	0.0	0.0
(f) カナダ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.89	1.22	1.00	0.0	0.0
(B) 中 南 米	1.00	5.33	111.67	1.00	2.20	2.20	1.00	4.13	767.67
(a) パナマ	1.00	4.00	39.00	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00
(b) ブラジル	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	2.20	1.00	5.33	1011.17
(c) アルゼンチン	1.00	7.00	212.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ペルー	1.00	5.00	84.00	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	72.00
(C) 欧 州	1.00	11.57	40.77	1.00	2.08	1.17	1.00	3.25	15.58
(a) 英 国	1.00	16.00	41.08	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	5.50
(b) 西 独	1.00	8.85	30.36	1.00	2.14	1.00	1.00	6.50	9.50
(c) フランス	1.00	11.00	151.00	1.00	2.25	1.50	1.00	2.50	11.50
(d) イタリア	1.00	6.00	62.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	29.00
(f) オランダ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	1.00	1.00	7.87	43.33
(g) ベルギー	1.00	7.25	35.50	0.0	0.0	0.0	1.00	4.00	6.50
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	2.75
(D) 中 近 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.29	1.29	0.0	0.0	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.29	1.29	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	6.09	78.55	1.00	2.09	2.86	1.00	2.35	32.17
(a) パキスタン	1.00	3.00	46.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) インド	1.00	2.75	36.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ベトナム	1.00	0.0	71.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレーシア	1.00	4.00	122.00	1.00	1.50	4.50	1.00	1.00	27.00
(e) シンガポール	1.00	6.00	67.40	1.00	2.00	2.00	1.00	0.50	0.0
(f) タイランド	1.00	10.00	167.00	1.00	2.33	4.00	1.00	3.67	48.00
(g) フィリピン	1.00	9.50	116.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	8.33
(h) 香 港	1.00	16.00	143.00	1.00	2.14	2.00	1.00	2.71	38.86
(i) 台 湾	1.00	10.00	96.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 韓 国	1.00	4.75	36.25	1.00	2.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(F) 天 津 州	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	0.91	1.00	1.00	13.33
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	0.91	1.00	1.00	13.33
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	3.00	0.0	0.0	0.0
(a) その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(b) マダガスカル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(c) 莫 桑 比 克	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	10.17	49.98	1.00	1.98	1.80	1.00	5.19	166.61

一部の銀行を除いては、



## 上位グループ(複合処理別/分種)

	(1) 正員数	(2) 総正員事務所			(3) 現地法人				
		Ⅰ日本人 職員数	Ⅱ現地人 職員数	Ⅲ日本人 事務所数	Ⅰ法人数	Ⅱ法人数	Ⅲその他 職員数		
(A) 元 来	1.00	14.60	27.90	1.00	1.80	0.80	1.00	19.75	162.00
(a) 定 額	1.00	14.60	27.90	1.00	1.00	0.0	1.00	19.75	162.00
(a) ニューヨーク州	1.00	24.25	44.00	0.0	0.0	0.0	1.00	13.00	15.00
(a) カルフォルニア州	1.00	9.50	22.50	0.0	0.0	0.0	1.00	30.50	280.00
(a) ミリノイ州	1.00	5.50	6.50	1.00	1.00	0.0	1.00	5.00	73.00
(a) ワシントン州	0.03	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) マネー	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(B) 中 途 集	0.0	0.0	0.0	1.00	2.33	1.33	1.00	2.00	966.67
(a) バルモント	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) プラジス	0.0	0.0	0.0	1.00	2.33	1.33	1.00	2.40	1145.60
(a) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) ベルギー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	77.00
(C) 設 計	1.00	14.00	27.56	1.00	2.25	1.25	1.00	2.89	20.72
(a) 東京	1.00	20.00	34.00	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	12.00
(a) 神 戸	1.00	10.00	23.75	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(a) フラランス	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	1.50	0.0	0.0	0.0
(a) イタリア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.75	30.75
(a) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	6.00	22.00
(a) ベルギー	1.00	6.00	17.00	0.0	0.0	0.0	1.00	8.00	13.00
(a) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(D) 中 途 集	0.0	0.0	0.0	1.00	2.25	0.50	0.0	0.0	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.25	0.50	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	6.50	42.63	1.00	2.00	3.00	1.00	3.57	80.71
(a) バングラデシュ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) インド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) パキスタム	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) マレーシア	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00	1.00	1.00	27.00
(a) シンガポール	1.00	4.67	20.00	1.00	2.00	2.00	0.0	0.0	0.0
(a) インドネシア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.25	3.25	1.00	1.00	20.00
(a) タイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	12.00
(a) 香 港	1.00	14.00	96.00	1.00	2.00	2.00	1.00	5.25	126.50
(a) 台 湾	1.00	10.00	96.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) 韓 国	1.00	4.67	29.67	1.00	2.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(F) 長 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	1.75	0.75	1.00	1.00	40.00
(a) オーストラリア	0.0	0.0	0.0	1.00	1.75	0.75	1.00	1.00	40.00
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) オランダ銀行グループ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(a) 長崎銀行	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	12.00	32.15	1.00	2.03	1.55	1.00	5.30	267.96

一部の銀行を除いては。

中・下位グループ（預金総額別分類）

	(1) 支店数	(2) 貯蓄者数			(3) 預金総額				
		日本人 預金数	外国人 預金数	外国人 当座預金	日本人 預金数	外国人 預金数	外国人 当座預金		
(A) 北 米	1.00	11.69	41.19	1.00	1.70	1.30	1.00	17.00	575.57
(A) 米 国	1.00	11.69	41.19	1.00	1.50	1.33	1.00	19.83	671.50
(A) ニューヨーク州	1.00	19.67	90.33	1.00	2.00	0.0	1.00	28.00	174.00
(A) カルフォルニア州	1.00	7.86	15.14	0.0	0.0	0.0	1.00	22.00	1204.67
(A) イリノイ州	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	1.00	1.00	5.00	67.00
(A) ワシントン州	1.00	4.67	3.67	1.00	1.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(A) カナダ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.25	1.00	0.0	0.0
(B) 中 南 米	1.00	5.33	111.67	1.00	2.00	2.40	1.00	10.50	171.50
(B) パ ナ マ	1.00	4.00	39.00	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00
(B) プ ラ ジル	1.00	7.00	212.00	1.00	2.00	2.40	1.00	20.00	330.00
(B) アルゼンチン	1.00	5.00	84.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(B) ベ ル ィ	1.00	10.61	50.89	1.00	2.00	1.00	1.00	3.78	17.78
(C) 欧 州	1.00	16.33	56.50	0.0	0.0	0.0	1.00	0.50	0.0
(C) 独 国	1.00	7.57	36.14	1.00	2.00	1.00	1.00	4.00	0.0
(C) フ ラ ンス	1.00	11.00	131.00	1.00	2.00	1.00	1.00	5.00	23.00
(C) イ タ リ ア	1.00	6.00	62.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) ス イ ス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	4.00	22.00
(C) オ ラ ン プ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	8.50	54.00
(C) ベ ル ギ ー	1.00	7.67	41.67	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) ル クセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	3.50
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	1.00	3.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(D) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	3.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	5.86	99.07	1.00	2.20	3.00	1.00	2.27	14.82
(E) パキスタン	1.00	3.00	46.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) イ ン ド	1.00	2.75	36.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) ペルース	1.00	0.0	71.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) シンガポール	1.00	4.00	122.00	1.00	2.00	3.00	0.0	0.0	0.0
(E) インドネシア	1.00	8.00	138.50	1.00	2.00	2.00	1.00	0.50	0.0
(E) タイ	1.00	10.00	167.00	1.00	2.50	3.50	1.00	10.00	124.00
(E) マレーシア	1.00	9.50	116.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	13.00
(E) 香港	1.00	14.00	190.00	1.00	2.25	2.00	1.00	1.84	3.71
(E) 台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(E) 韓国	1.00	5.00	56.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 太 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	2.17	1.00	1.00	1.00	0.0
(F) ニュージーランド	0.0	0.0	0.0	1.00	2.17	1.00	1.00	1.00	0.0
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	3.00	0.0	0.0	0.0
(H) 中 国	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(H) オランダ領インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(H) 香港	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	9.33	64.65	1.00	1.92	2.05	1.00	6.28	146.72

都銀グループ

	(1) 支店			(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人		
	支店数	日本人職員数	現地人職員数	事務所数	日本人職員数	現地人職員数	法人数	日本人職員数	現地人職員数
(A) 元 来	1.00	12.81	36.08	1.00	1.71	1.21	1.00	18.00	425.18
(B) 支 店	1.00	12.81	36.08	1.00	1.33	1.33	1.00	19.80	467.70
(a) ニュージャージー	1.00	21.50	71.80	0.0	0.0	0.0	1.00	20.33	121.00
(b) カリフォルニア	1.00	8.45	17.82	0.0	0.0	0.0	1.00	25.40	836.80
(c) ワシントン	1.00	5.50	6.50	1.00	1.40	0.80	1.00	5.00	70.00
(d) アリゾナ	1.00	6.67	3.67	1.00	1.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(e) フロリダ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.13	1.00	0.0	0.0
(B) 中 央 支	1.00	5.33	111.67	1.00	2.13	2.00	1.00	4.13	767.87
(a) バルチモア	1.00	4.00	39.00	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	4.00
(b) アトランタ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.13	2.00	1.00	5.33	1011.17
(c) アルバニ	1.00	7.00	212.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ペルマー	1.00	5.00	84.00	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	79.00
(C) 欧 州	1.00	11.74	43.11	1.00	2.14	1.14	1.00	3.33	19.00
(a) 英 国	1.00	17.80	47.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	6.00
(b) 西 独	1.00	8.45	30.36	1.00	2.00	1.00	1.00	4.00	0.0
(c) フランス	1.00	11.00	151.00	1.00	2.33	1.33	1.00	5.00	23.00
(d) イタリア	1.00	6.00	62.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	2.20	29.00
(f) オランダ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	7.67	43.33
(g) ベルギー	1.00	7.25	35.50	0.0	0.0	0.0	1.00	8.00	13.00
(h) ルクセンブルグ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	2.33
(D) 中 遠 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.40	1.20	0.0	0.0	0.0
(a) レバノン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.40	1.20	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	1.00	6.09	78.55	1.00	2.11	3.00	1.00	2.78	40.44
(a) パキスタン	1.00	3.00	46.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	1.00	2.75	56.25	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ペルマダ	1.00	0.0	71.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレーシア	1.00	4.00	122.00	1.00	1.50	4.50	1.00	1.00	27.00
(e) シンガポール	1.00	6.00	67.40	1.00	2.00	2.00	1.00	0.30	0.0
(f) インドネシア	1.00	10.00	167.00	1.00	2.33	6.00	1.00	5.50	72.00
(g) タイ	1.00	9.50	116.50	0.0	0.0	0.0	1.00	1.50	12.50
(h) 香港	1.00	14.00	143.00	1.00	2.17	2.00	1.00	3.09	48.36
(i) 台 湾	1.00	10.00	96.00	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 韓 国	1.00	4.75	36.25	1.00	2.00	4.00	0.0	0.0	0.0
(F) 太 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	0.90	1.00	1.00	13.33
(a) ニュージーランド	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	0.90	1.00	1.00	13.33
(G) ア フ リ カ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	3.00	0.0	0.0	0.0
(H) そ の 他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(a) スタンダードチャルテド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(b) 異議ライオン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	10.26	53.40	1.00	1.97	1.87	1.00	5.83	202.70

一部の銀行を除いている。

	長経財グループ						(3) 現地法人		
	(1) 支店数	(2) 駐在員事務所			(3) 現地法人				
		日本人職員数	現地人職員数	事務所数	日本人職員数	現地人職員数	法人数	日本人職員数	その他職員数
(A) 元 株	1.00	9.00	14.80	1.00	1.50	1.00	1.00	8.00	22.00
(a) 東 京	1.00	9.00	14.80	1.00	2.00	0.0	1.00	8.00	22.00
(i) ニューヨーク	1.00	10.33	16.00	0.0	0.0	0.0	1.00	8.00	27.00
(ii) カルネギー	1.00	7.00	13.00	1.00	2.00	0.0	0.0	0.0	0.0
(iii) 4リノイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(iv) ワシントン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) シアゴ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	2.00	0.0	0.0	0.0
(B) 中 途 株	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	3.00	0.0	0.0	0.0
(a) バルモ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) ブラジル	0.0	0.0	0.0	1.00	2.50	3.00	0.0	0.0	0.0
(c) アルゼンチン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) ベル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(C) 政 州	1.00	10.00	19.67	1.00	2.00	1.20	1.00	6.00	10.67
(a) 東 京	1.00	10.00	19.67	0.0	0.0	0.0	1.00	6.00	9.00
(i) 西 京	0.0	0.0	0.0	1.00	2.33	1.00	1.00	9.00	19.00
(ii) フラン	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.00	0.08	0.0	0.0
(iii) イタリ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(iv) スイス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(v) カラ	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(vi) ベル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.08	0.0	0.0
(vii) アル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	3.00	4.00
(B) 中 途 株	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.50	0.0	0.0	0.0
(a) レバ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.50	0.0	0.0	0.0
(E) ア ジ ア	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.00	1.00	4.00	17.00
(a) パキ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) ペト	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(d) マレ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	2.00	2.00	0.0	0.0	0.0
(f) イ ン ド	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.08	0.0	0.0
(g) イ ン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.08	0.0	0.0
(h) 中 東	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	2.00	1.00	4.00	17.00
(i) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(j) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(k) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(F) 島 洋 州	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(a) カ	0.0	0.0	0.0	1.00	2.00	1.00	0.0	0.0	0.0
(b) フ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(c) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(d) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(e) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.00	0.0	0.0
(f) 中 東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	1.00	9.38	16.63	1.00	2.00	1.60	1.00	5.00	11.00

一部の銀行を除いている。

202. 新たに支店設置を行なうとすれば、どのような地区に進出を予定されますか。以下のものから2～3を選んで下さい。

- (I) 合衆国・カナダ (        )
- (II) 中 南 米 (        )
- (III) 中 近 東 (        )
- (IV) ア ジ ア (        )
- (V) 西ヨーロッパ (        )
- (VI) ア フ リ カ (        )
- (VII) オセアニア (        )
- (VIII) 社会主義国 (        )
- (IX) そ の 他 (        )

202. 新たに支店設置を行なうとすれば、どのような地区に進出を予定されますか。以下のものから2～3を選んで下さい。

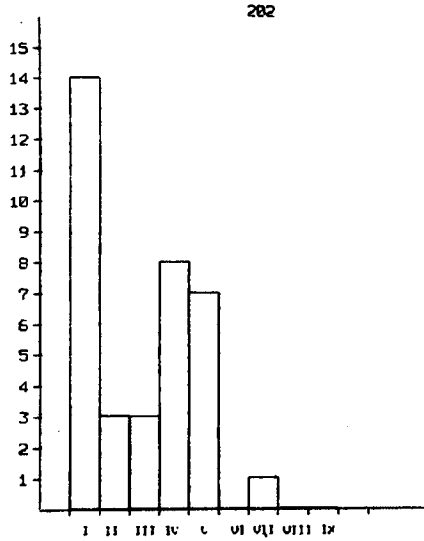
預金規模別分類(計)

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
C.B. BIG FIVE									
(1)	*	*	*		*				
(2)	*			*	*				
(3)	*	*		*	*				
(4)	*				*				
(5)	-			-	-				
OTHERS									
(6)	*			*	*				
(7)	*			*	*				
(8)	*			*	*				
(9)	*			*	*				
(10)	*		*				*		
(11)	*			*	*				
(12)	*				*				
L.T.C.BANKS									
(13)	*	*	*		*				
(14)	*			*	*				
(15)	*								
TOTAL	14	3	3	8	7	0	1	0	0

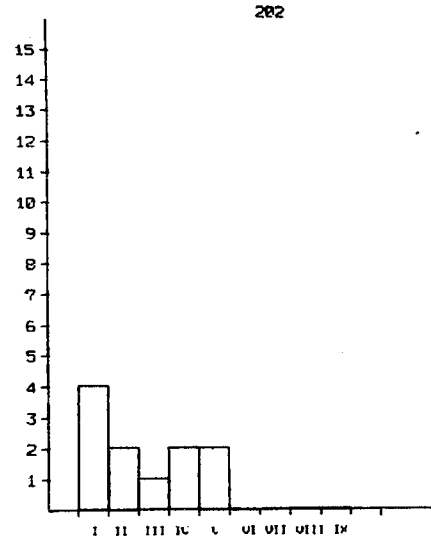
- (I) 合衆国・カナダ
- (II) 中南米
- (III) 中近東
- (IV) アジア
- (V) 西ヨーロッパ
- (VI) アフリカ
- (VII) オセアニア
- (VIII) 社会主義国
- (IX) その他

預金規模別分類

預金規模別分類 (計)

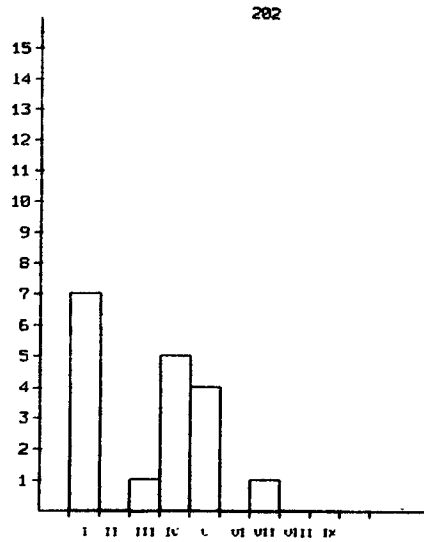


上位グループ

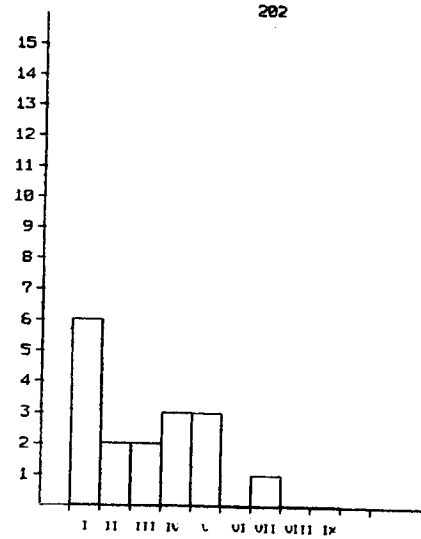


外為取扱高別分類

中・下位グループ

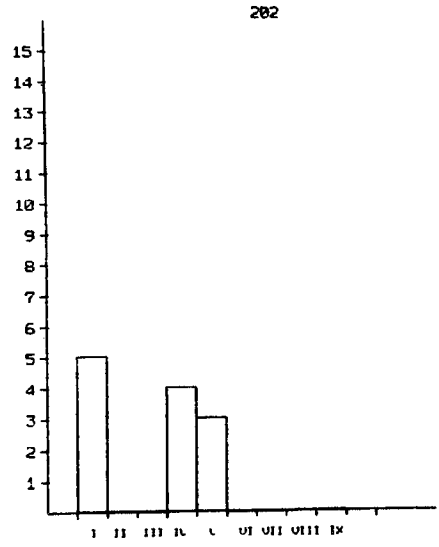


上位グループ

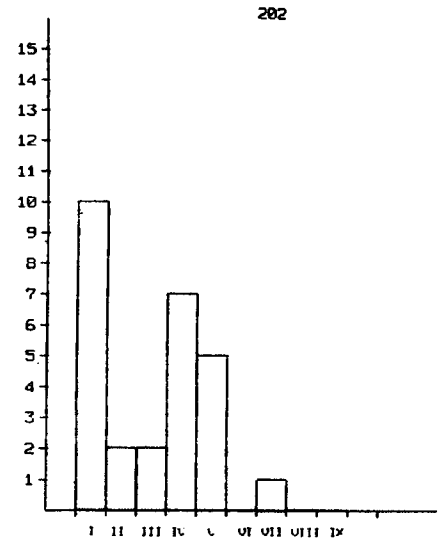




中・下位グループ

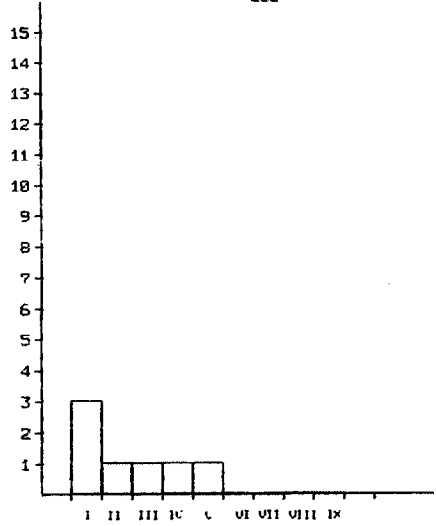


都銀グループ



長期グループ

202



203. 新たに駐在員事務所設置を行なうとすれば、どのような地区に進出を予定されますか。

- (I) 合衆国・カナダ ( )
- (II) 中 南 米 ( )
- (III) 中 近 東 ( )
- (IV) ア ジ ア ( )
- (V) 西ヨーロッパ ( )
- (VI) ア フ リ カ ( )
- (VII) オセアニア ( )
- (VIII) 社会主義国 ( )
- (IX) そ の 他 ( )

203. 新たに駐在員事務所設置を行なうとすれば、どのような地区に進出を予定されますか。

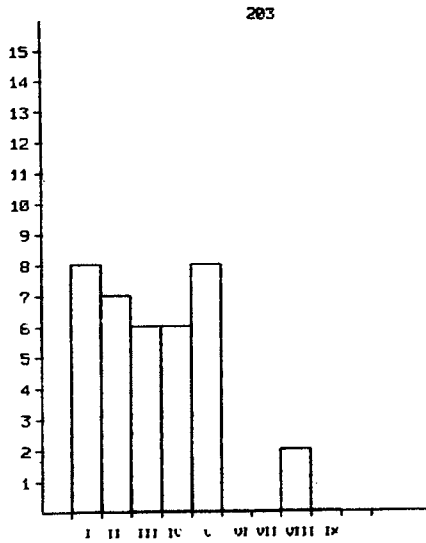
預金種別分類 (計)

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
C.B. BIG FIVE									
(1)	*		*	*	*			*	
(2)	*	*							
(3)	*			*	*				
(4)	*	*			*				
(5)	-								
OTHERS									
(6)	*		*	*	*				
(7)	*		*	*	*				
(8)	*		*	*	*				
(9)		*	*	*					
(10)		*							
(11)		*			*				
(12)					*				
L.T.C.BANKS									
(13)		*	*	*				*	
(14)	*	*							
(15)					*				
TOTAL	8	7	6	6	8	0	0	2	0

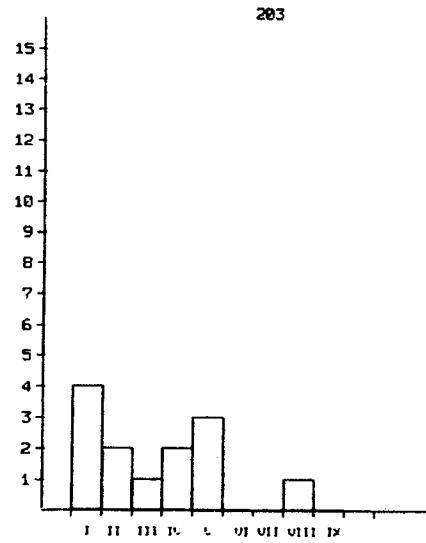
- (I) 合衆国・カナダ
- (II) 中南米
- (III) 中近東
- (IV) アジア
- (V) 西ヨーロッパ
- (VI) アフリカ
- (VII) オセアニア
- (VIII) 社会主義国
- (IX) その他

預金規模別分類

預金規模別分類 (計)

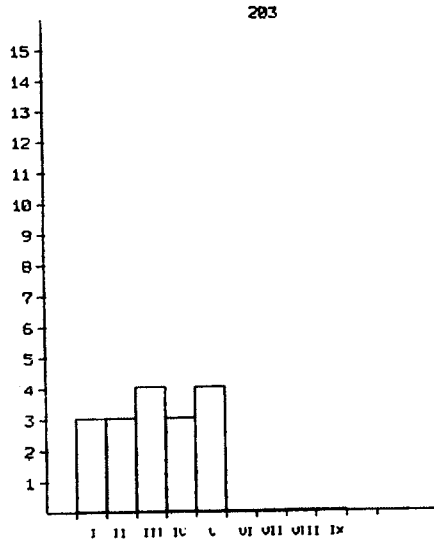


上位グループ

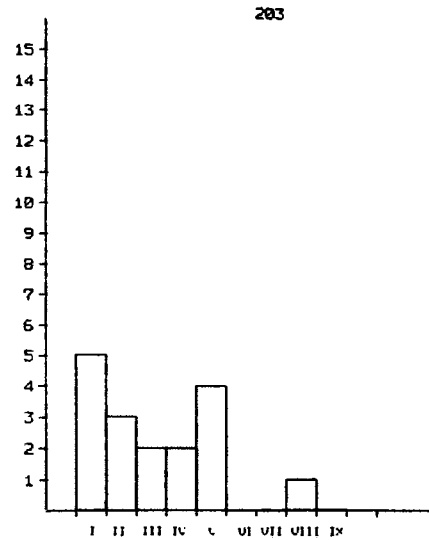


外為取扱高別分類

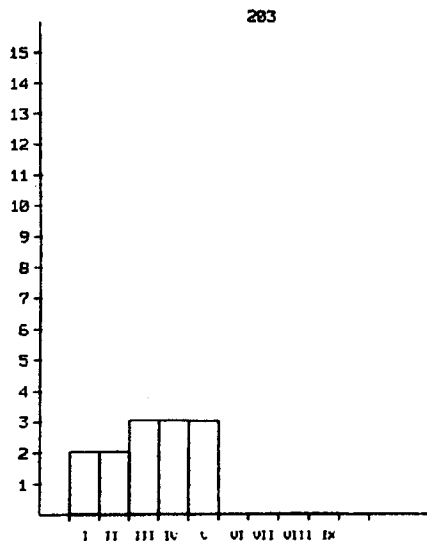
中・下位グループ



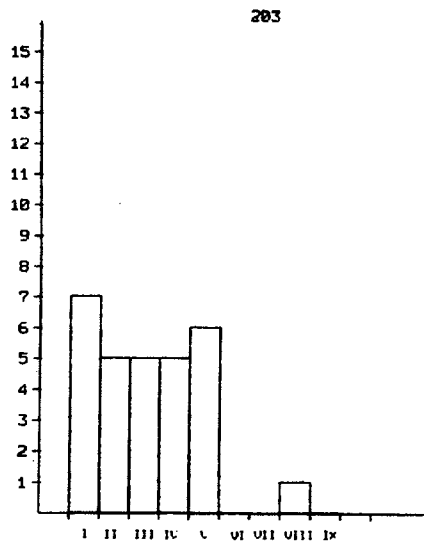
上位グループ



中・下位グループ

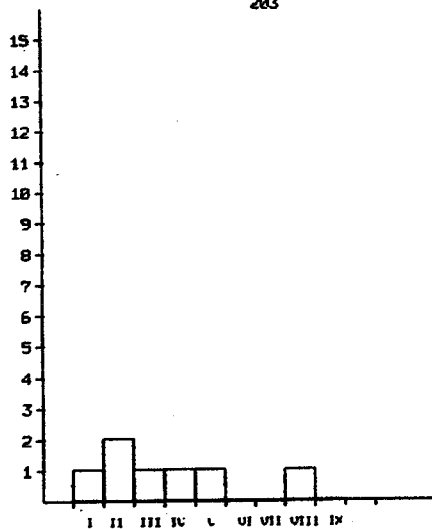


郵銀グループ



長期グループ

283





204. 支店かわりに現地法人で進出する場合にはどのような長所・短所がありますか。

(I) 資金調達面 長 所

短 所

(II) 貸出・有価証券投資

長 所

短 所

(III) 外国為替業務

長 所

短 所

(IV) 現地での周辺業務

長 所

短 所

(V) その他

長 所

短 所

204. 支店のかわりに現地法人で進出する場合にはどのような長所・短所がありますか。

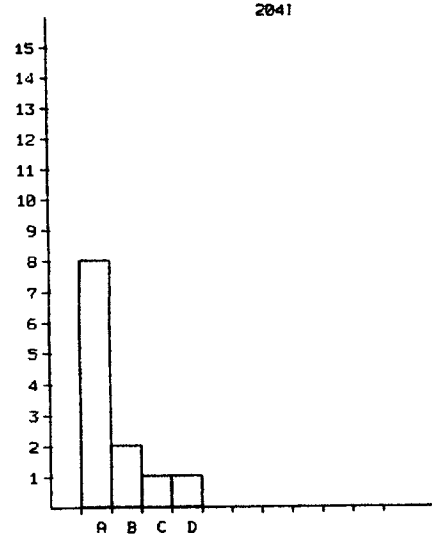
(1) 資金調達面 長所

預金規模別分類 (計)

	A	B	C	D
C.B. BIG FIVE				
(1)	•		•	
(2)	•			
(3)	•	•		
(4)	•			
(5)	-	-		
OTHERS				
(6)		•		
(7)	•			
(8)				•
(9)	•			
(10)	-	-		
(11)	-	-		
(12)	-	-		
L.T.C.BANKS				
(13)	-	-		
(14)	•			
(15)	•			
TOTAL	8	2	1	1

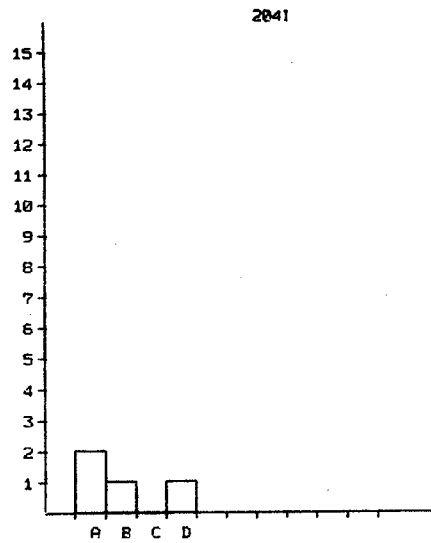
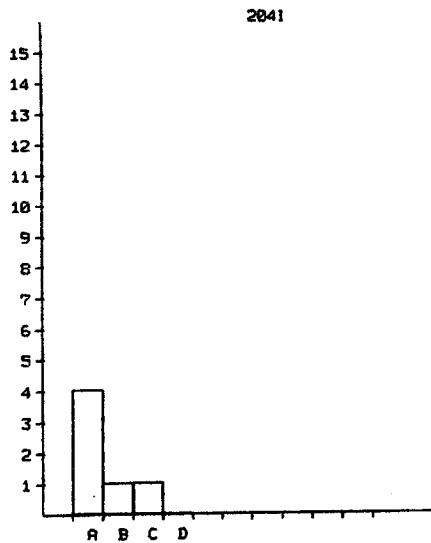
- A. 資金調達の知率化・多様化・安定化
- B. 進出先国の国内市場に参加しやすい形態をとれる
- C. 税制上のメリットがある
- D. 特になし

預金規模別分類 (計)



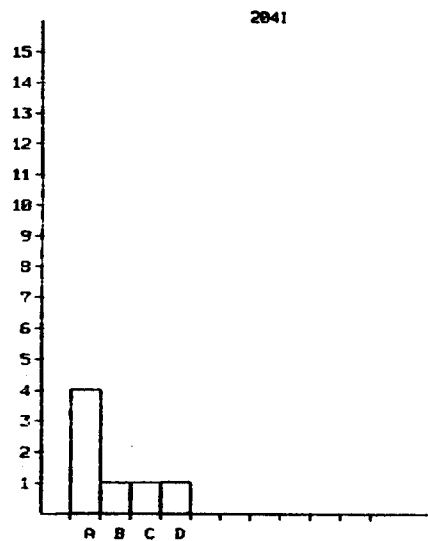
上位グループ

中・下位グループ

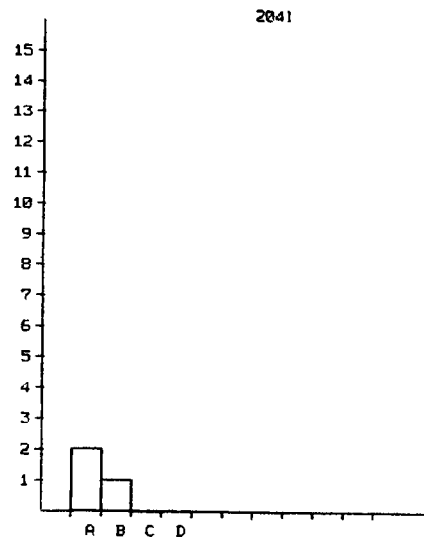


外為取扱高別分類

上位グループ

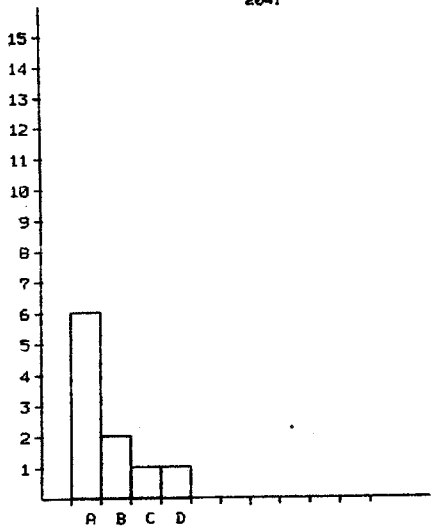


中・下位グループ



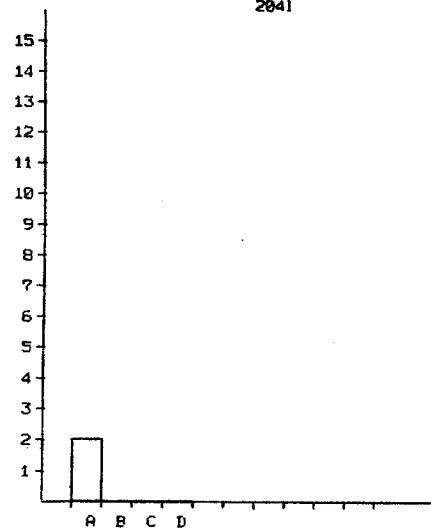
都銀グループ

2041



長期グループ

2041



(1) 資金調達面 題 所

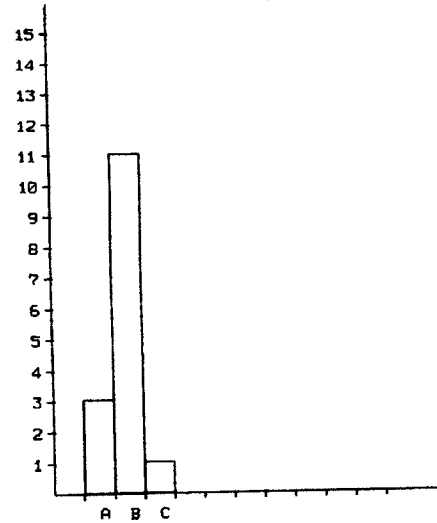
預金規模別分類 (計)

	A	B	C
C.B. BIG FIVE			
(1)	*	*	
(2)	*		
(3)		*	
(4)		*	
(5)	*	*	
OTHERS			
(6)		*	
(7)		*	
(8)			*
(9)		*	
(10)		*	
(11)		*	
(12)		*	
L.T.-C-BANKS			
(13)		*	
(14)		*	
(15)		*	
TOTAL	3	11	1

- A. 法外及び政策上の諸規制から生じる限界
- B. 規模の小型化による信用力低下
- C. 特になし

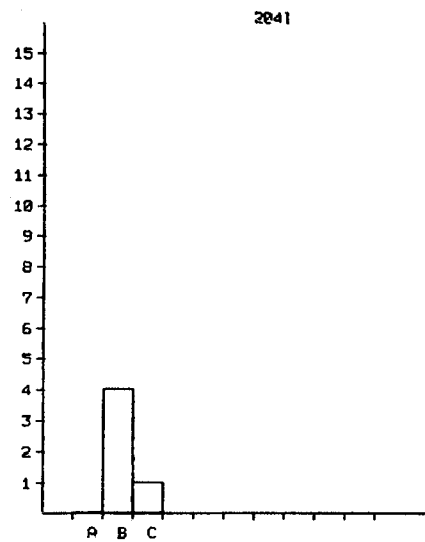
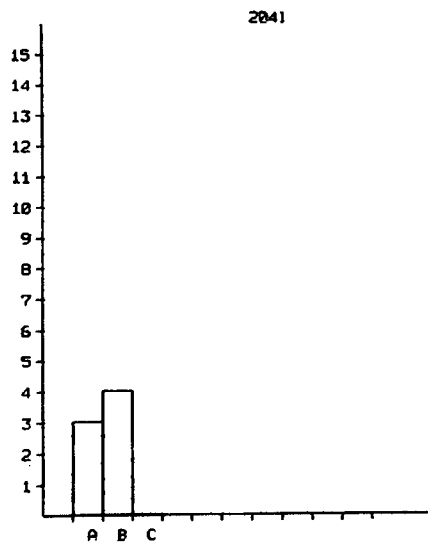
預金規模別分類 (計)

2041



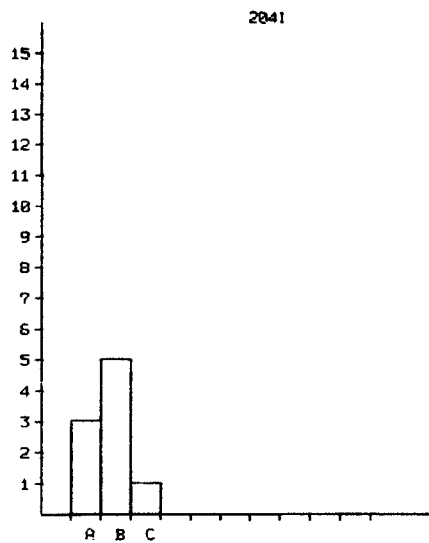
上位グループ

中・下位グループ

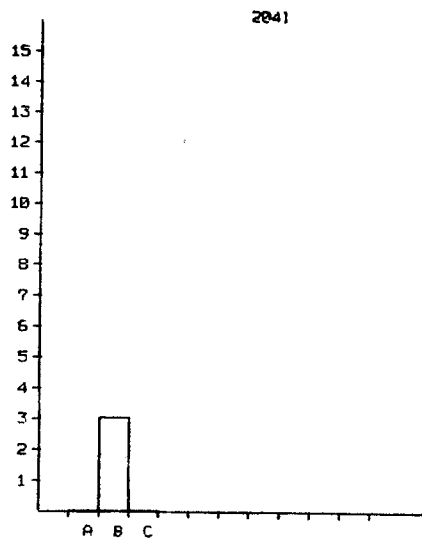


外為取扱高別分類

上位グループ



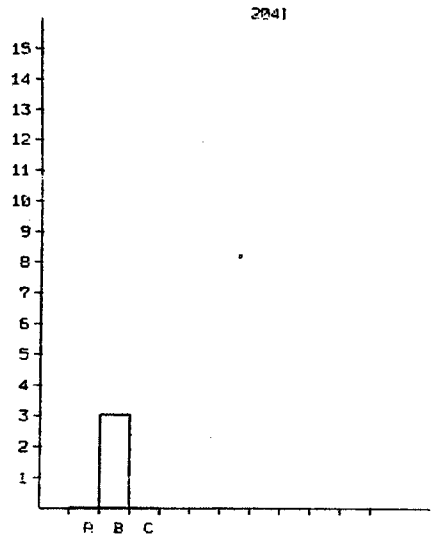
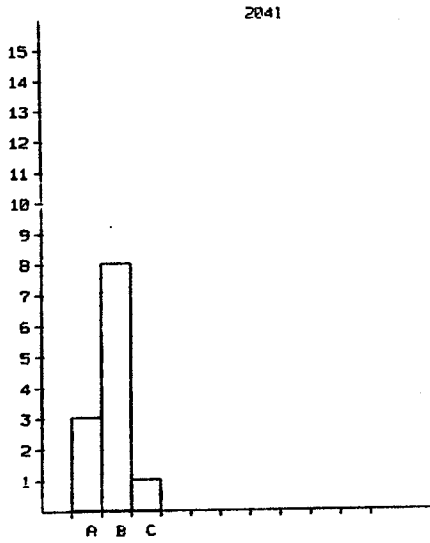
中・下位グループ





都銀グループ

長期グループ



預金規模別分類(計)

(I) 貸出・有価証券投資

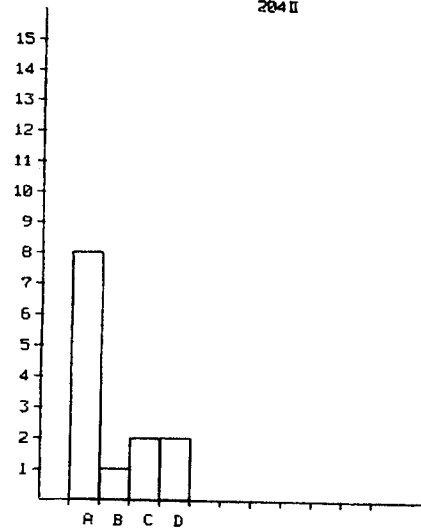
長所

預金規模別分類(計)

	A	B	C	D
C.B. BIG FIVE				
(1)	*	*	*	
(2)				*
(3)				*
(4)	*		*	
(5)	*			
OTHERS				
(6)	*			
(7)	*			
(8)	*			
(9)	*			
(10)	-			
(11)	-			
(12)	-			
L.T.C. BANKS				
(13)	-			
(14)	-			
(15)	*			
TOTAL	8	1	2	2

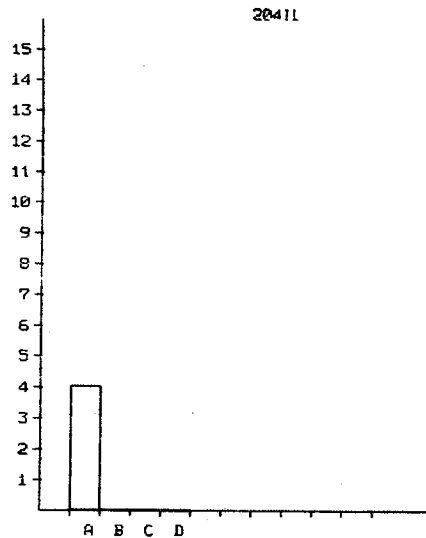
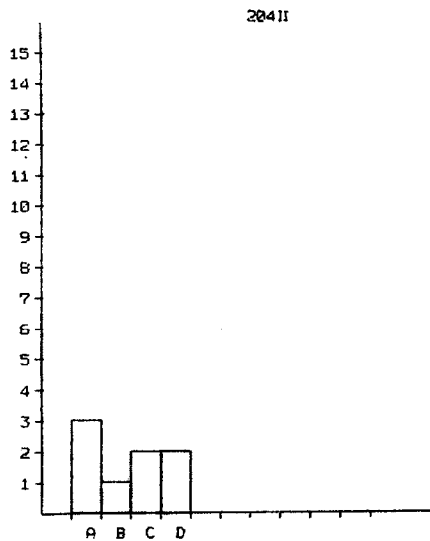
- A. 本邦金融政策の枠外での中長期貸出が容易と認めらる
- B. 不良貸出金の償却容易と認めらる
- C. 税制上のメリット
- D. 特におい

204II



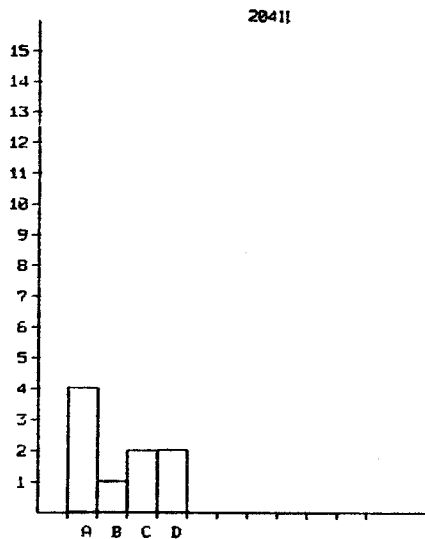
上位グループ

中・下位グループ

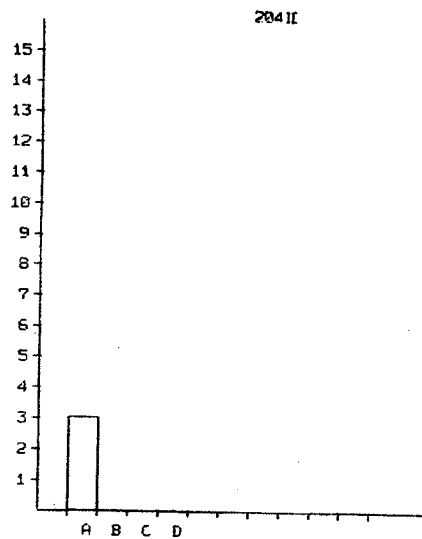


外為取扱高別分類

上位グループ

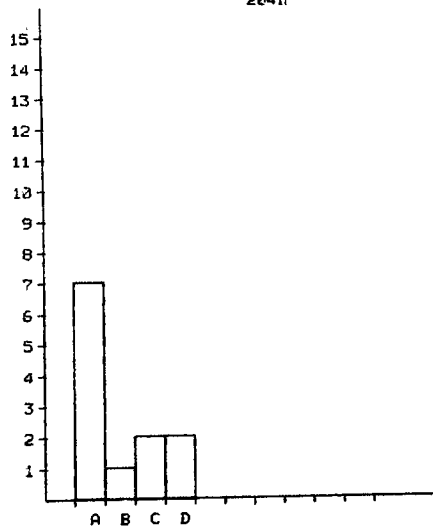


中・下位グループ



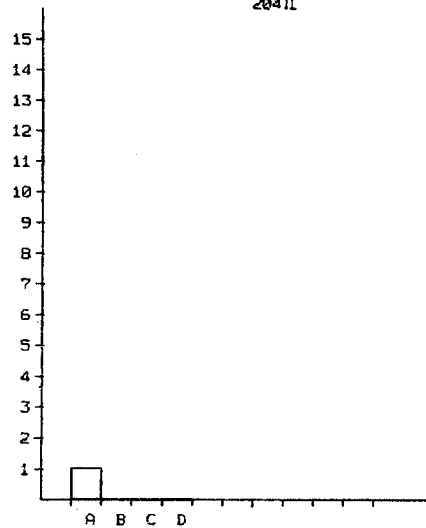
都銀グループ

20417



長期グループ

20411



預金種別分類(計)

(I) 貸出・有価証券投資

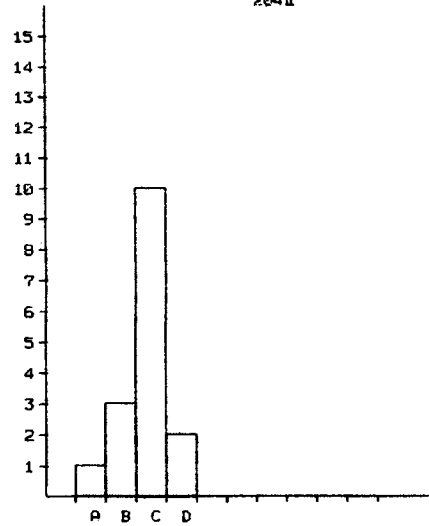
短所

預金種別分類(計)

	A	B	C	D
C.B. BIG FIVE				
(1)			*	
(2)			*	
(3)			*	
(4)		*	*	*
(5)			*	
OTHERS				
(6)	*			
(7)			*	
(8)			*	*
(9)			*	
(10)			*	
(11)			-	
(12)			-	
L.T.C. BANKS				
(13)		*	*	
(14)		*	*	
(15)		*	*	
TOTAL	1	3	10	2

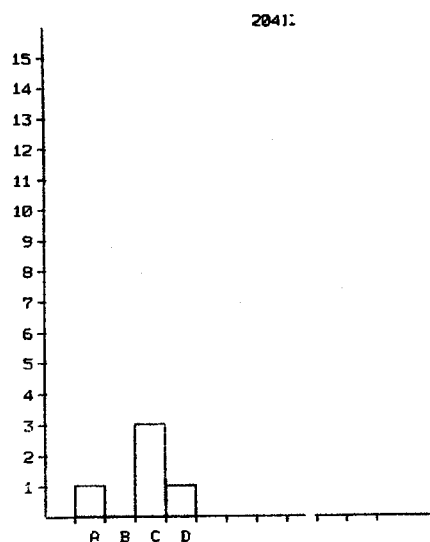
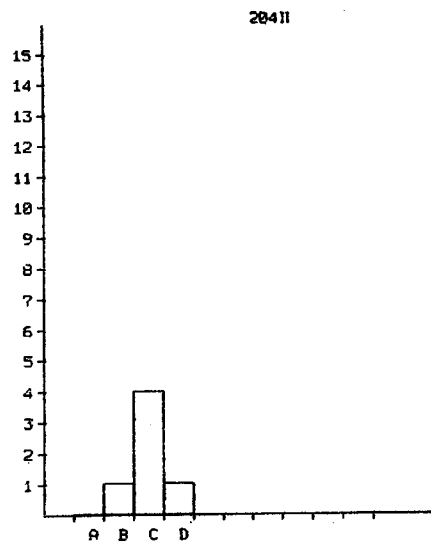
- A. 現地金融政策の枠にはけられる
- B. 資金量・信用度等の不足により貸付活動が制限される
- C. 進出先国での貸付活動に関する規制下におかれる  
(特に一社制限)
- D. 枠はない

204II



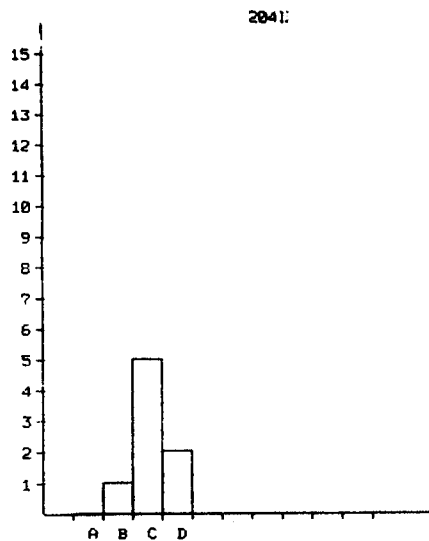
上位グループ

中・下位グループ

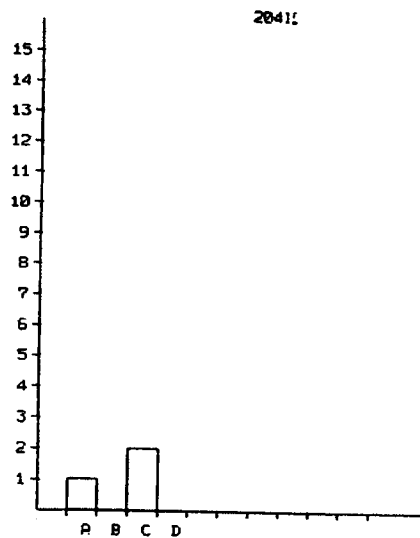


外為取扱高別分類

上位グループ



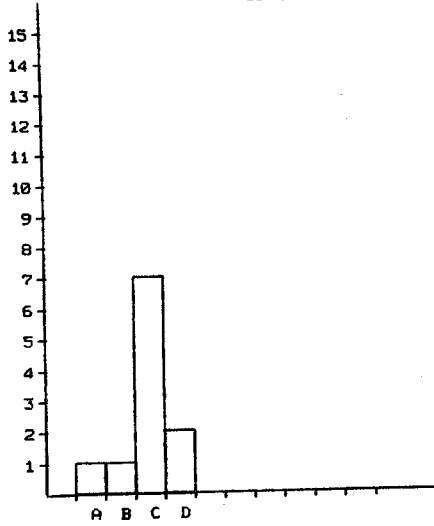
中・下位グループ





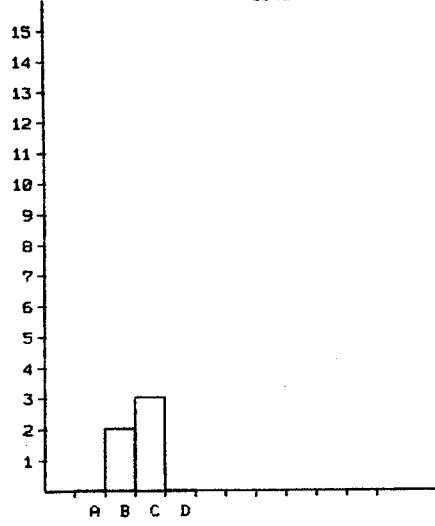
郵銀グループ

284II



長期グループ

284II



(Ⅱ) 外国為替業務

長 所

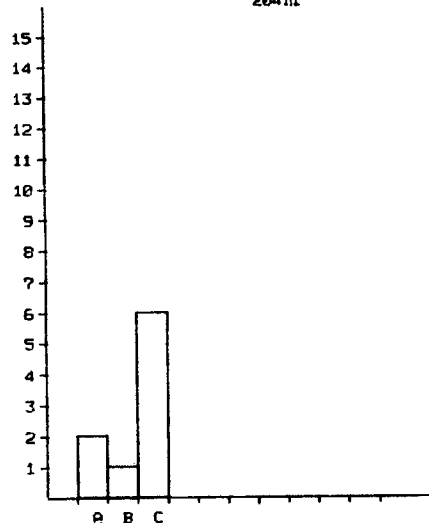
預金規模別分類 (計)

	A	B	C
C.B. BIG FIVE			
(1)	•		
(2)			••
(3)			••
(4)			••
(5)			••
OTHERS			
(6)			•
(7)			•
(8)			•
(9)		••	
(10)		••	
(11)		••	
(12)		••	
L.T.C.BANKS			
(13)	•		
(14)			•
(15)			•
TOTAL	2	1	6

- A. 本邦の国内規制から解放され広い活  
動可能
- B. 現地企業との取引機会増加
- C. 特になし

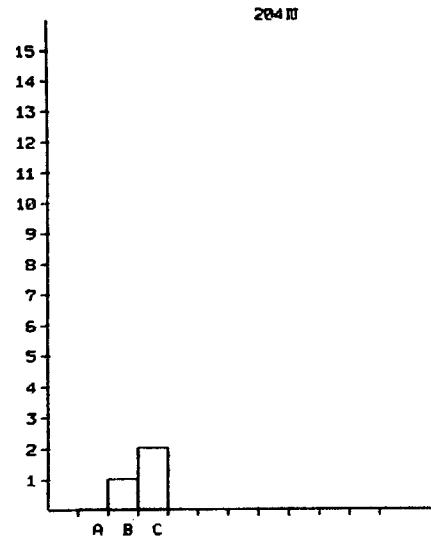
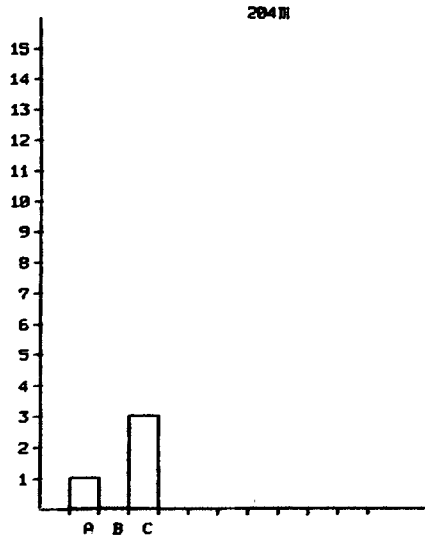
預金規模別分類 (各)

204111



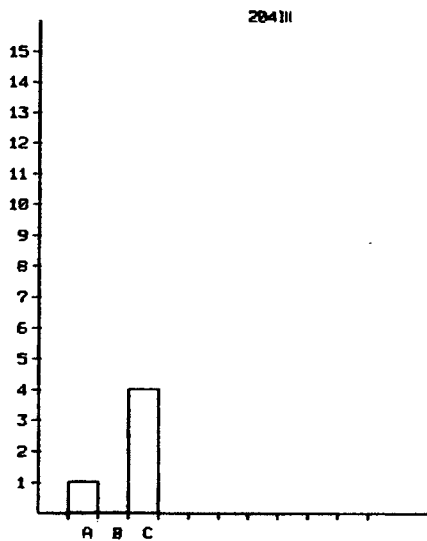
上位グループ

中・下位グループ

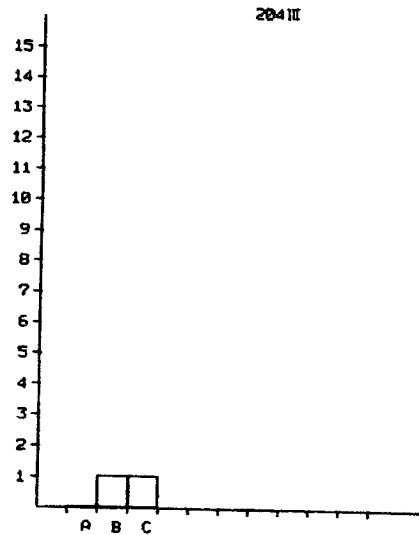


外為取扱高別分類

上位グループ

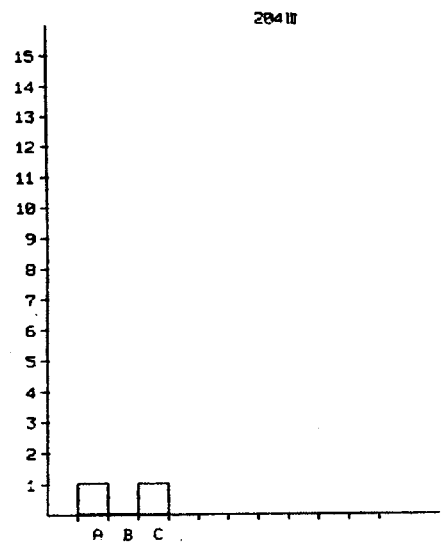
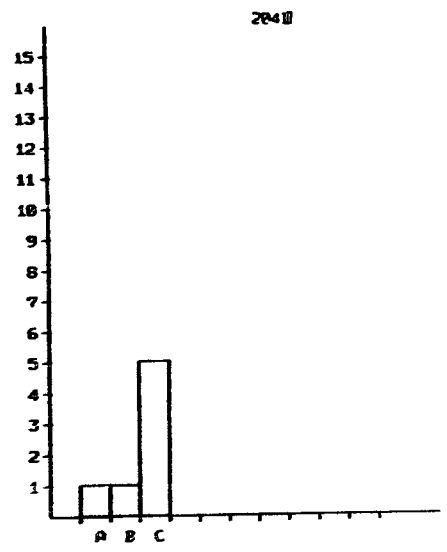


中・下位グループ



短期グループ

長期グループ



預金規模別分類(計)

(Ⅱ) 外国為替業務

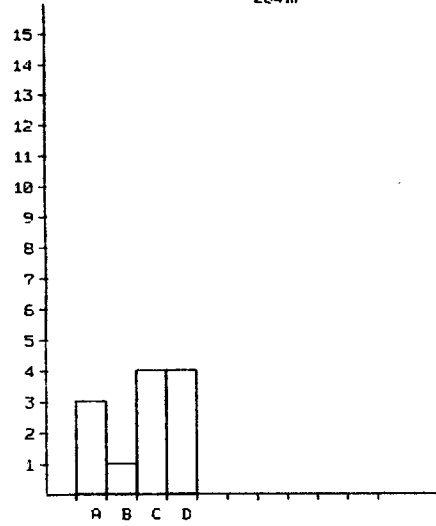
短所

預金規模別分類(計)

	A	B	C	D
C-B. BIG FIVE				
(1)	*			
(2)				*
(3)				*
(4)			*	
(5)			*	
OTHERS				
(6)				*
(7)			*	
(8)				*
(9)	*	*		
(10)	*			
(11)	-		-	
(12)	-		-	
L-T-C-BANKS				
(13)	-		-	
(14)	-		-	
(15)			*	
TOTAL	3	1	4	4

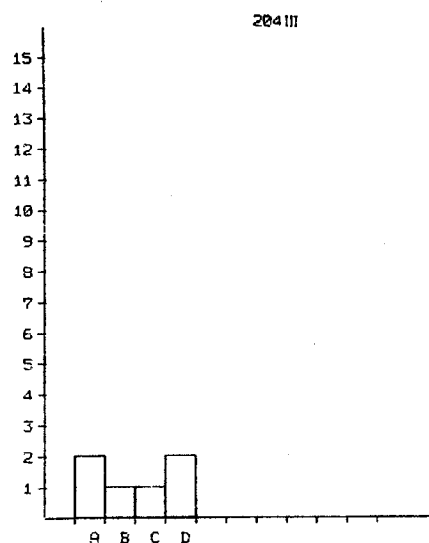
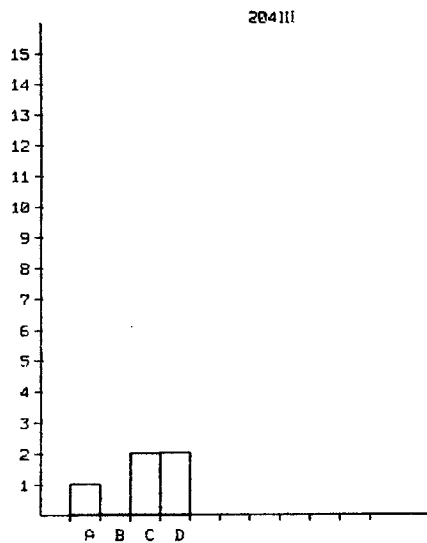
- A. 規模の小型化・信用度の低下
- B. 貸出量の規制を行う
- C. コルレス網と支店に若し新コルレス契約が  
止まると、また事務上の負担大となる
- D. 特にはい

204111



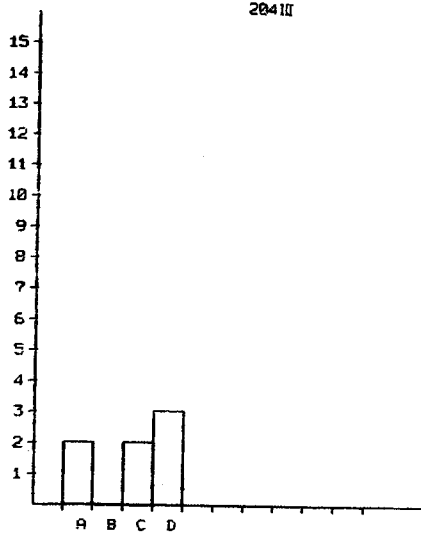
上位グループ

中・下位グループ

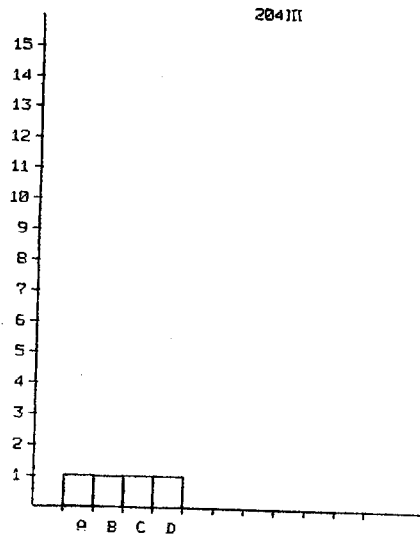


外為取扱高別分類

上位グループ



中・下位グループ



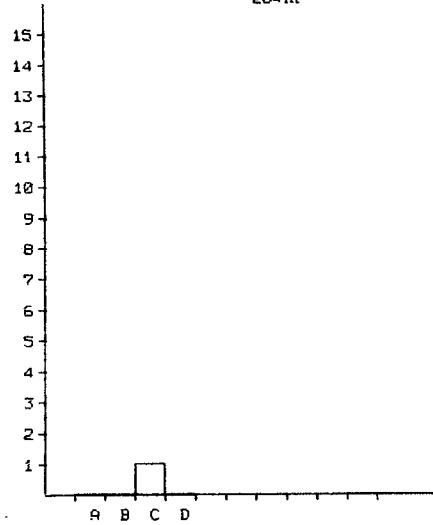
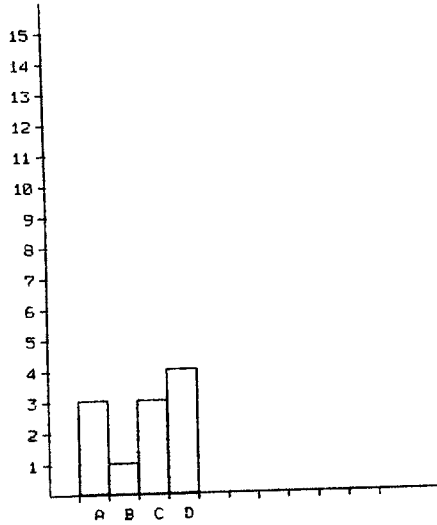


都銀グループ

長期グループ

2041II

2041II



預金規程別分類(計)

(■) 現地での周辺業務

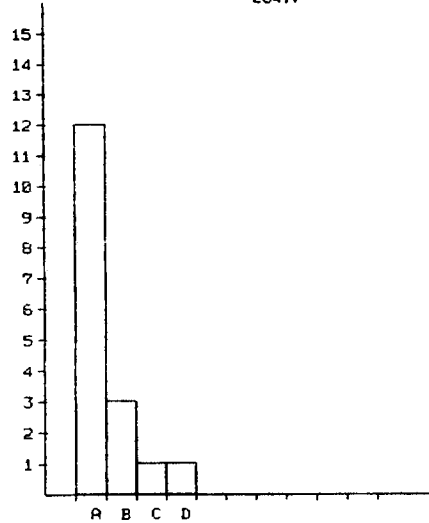
長所

預金規程別分類(計)

	I	A	B	C	D
C.B. BIG FIVE					
(1)		*	*		
(2)		*			
(3)		*			
(4)		*			
(5)		*			
OTHERS					
(6)					*
(7)		*	*		
(8)		*	*		
(9)		*			
(10)		*			
(11)		-	-		
(12)		-	-		
L.T.C. BANKS					
(13)		*			
(14)		*		*	
(15)		*			
TOTAL	I	12	3	1	1

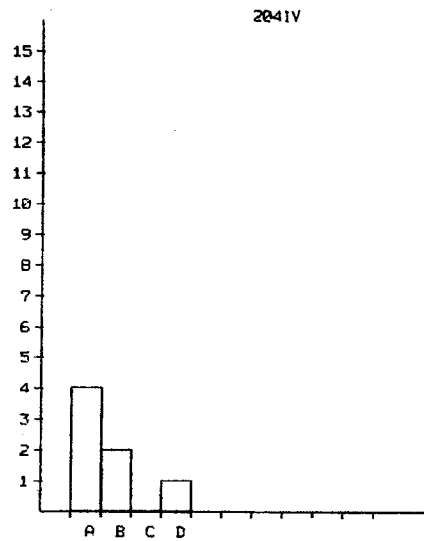
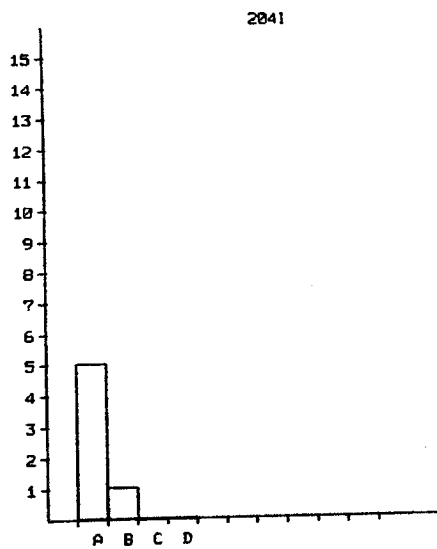
- A. 日本の規制をこえ証券信託業務など多くの周辺業務に連出可能
- B. 現地法制にしろべい比較的自由に行動可能
- C. 日本の法規制を凌げないので資金調達に便利ぐあひ
- D. 特になし

2041V



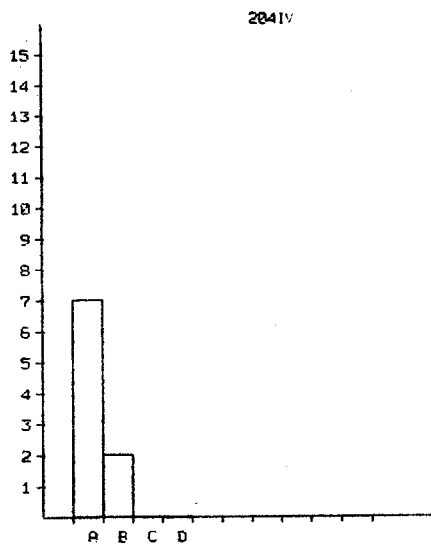
上位グループ

中・下位グループ

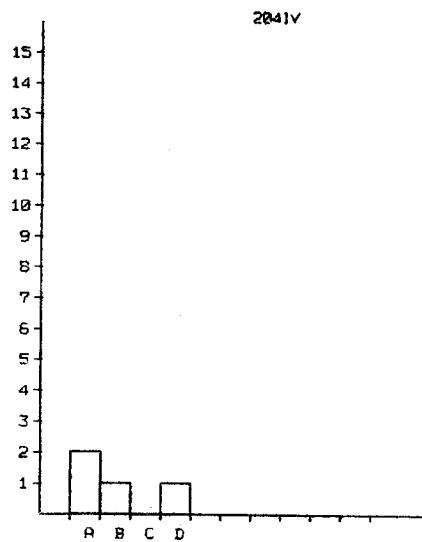


外為取扱高別分類

上位グループ

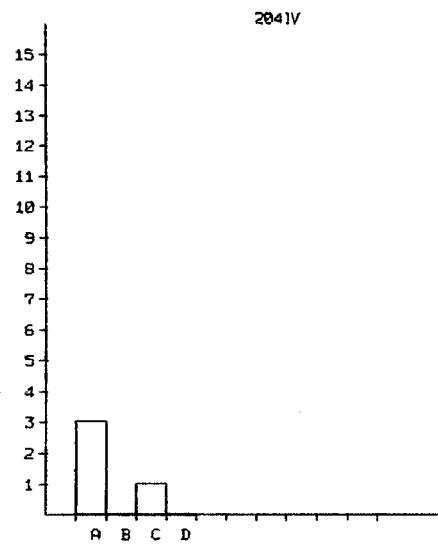
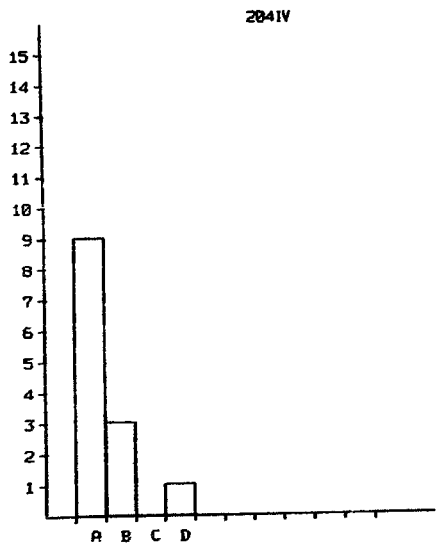


中・下位グループ



都銀グループ

長期グループ



(書) 現地での周辺業務

短所

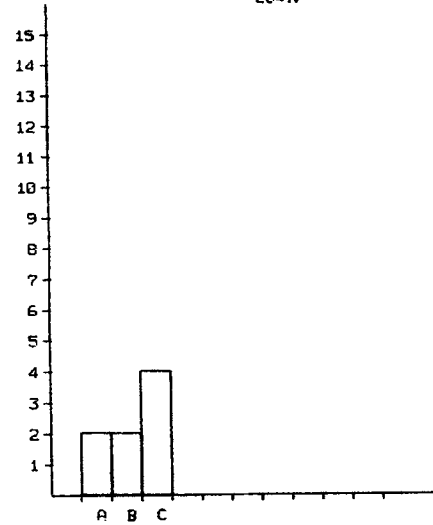
預金規模別分類(計)

	A	B	C
C.B. BIG FIVE			
(1)	•		-
(2)			
(3)			•
(4)			•
(5)			-
OTHERS			
(6)			•
(7)			-
(8)			•
(9)		•	
(10)		-	
(11)		-	
(12)		-	
L.T.C.BANKS			
(13)		•	
(14)			
(15)	•		
TOTAL	2	2	4

- A. コスト高と引きこぼがある
- B. 現地法で外銀としての制約をかける
- C. 特になし

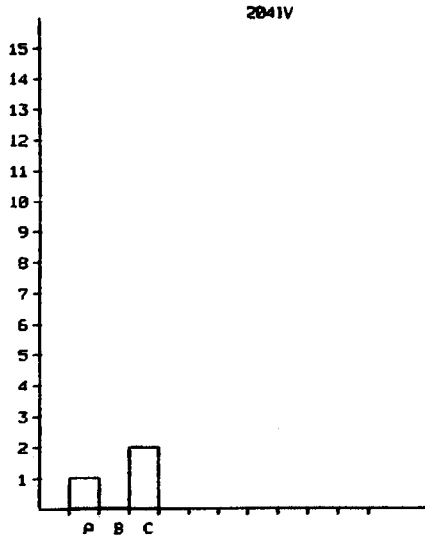
預金規模別分類(計)

2041V

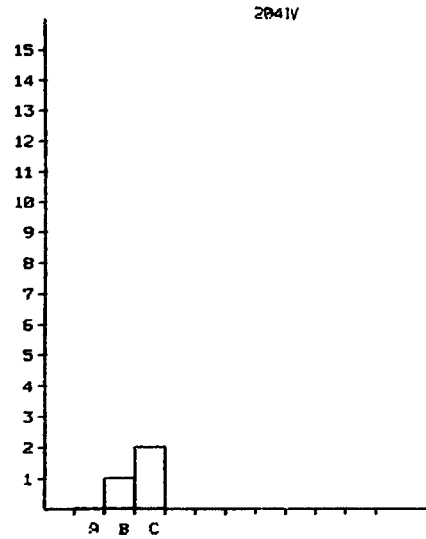


□ 預金種別分類

上位グループ

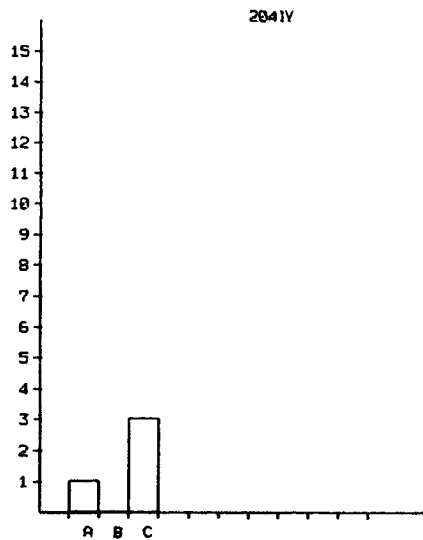


中・下位グループ

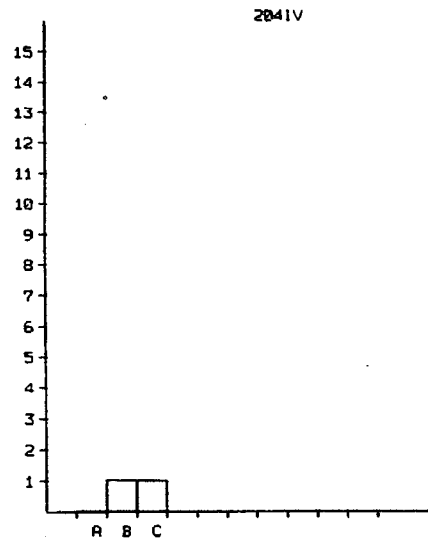


外為取扱高別分類

上位グループ



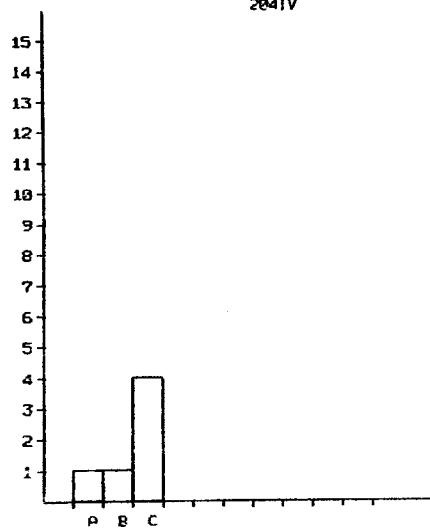
中・下位グループ





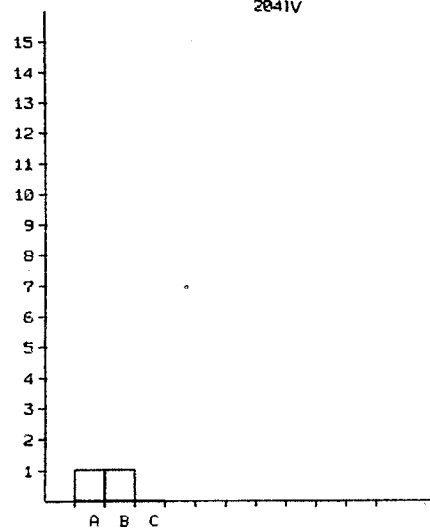
## 都銀グループ

2041V



## 長期グループ

2041V



(V) その他

長所

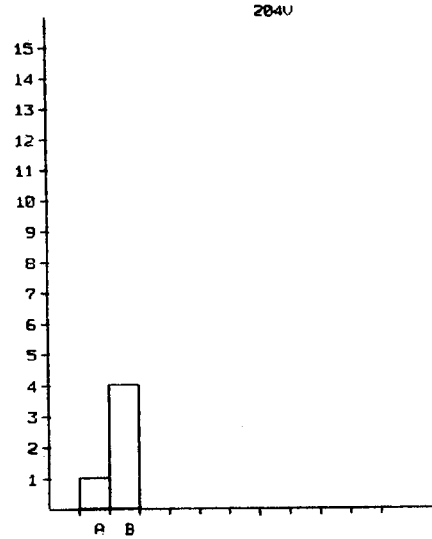
預金種別分類 (計)

	A	B
C.B. BIG FIVE		
(1)		•
(2)		
(3)		
(4)		•
(5)		•
OTHERS		
(6)		
(7)	•	
(8)		
(9)		
(10)		•
(11)		
(12)		
L.T.C. BANKS		
(13)		
(14)		
(15)		
TOTAL	1	4

A. 日本の絶産の持外

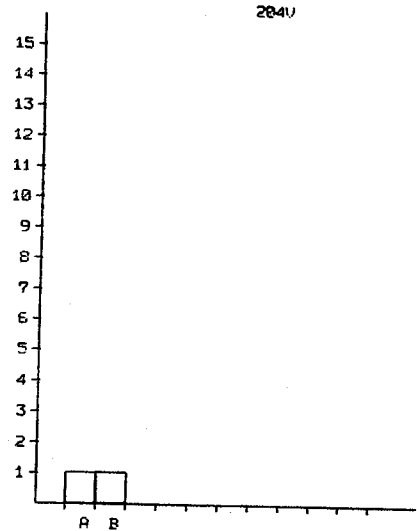
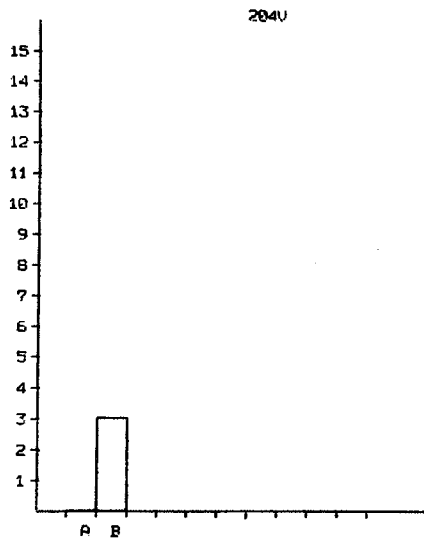
B. 現地の貯蓄化 (現地人常用・地場取引推進)

預金種別分類 (計)



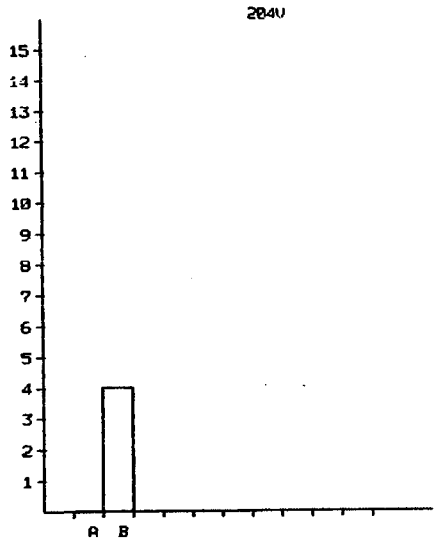
上位グループ

中・下位グループ

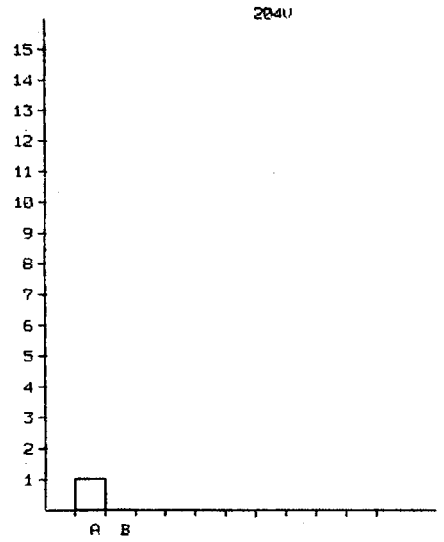


外為取扱高別分類

上位グループ

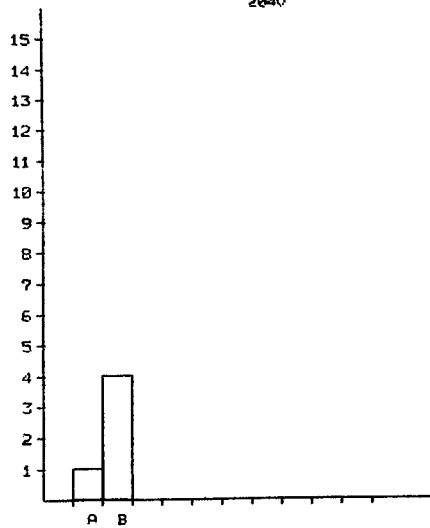


中・下位グループ



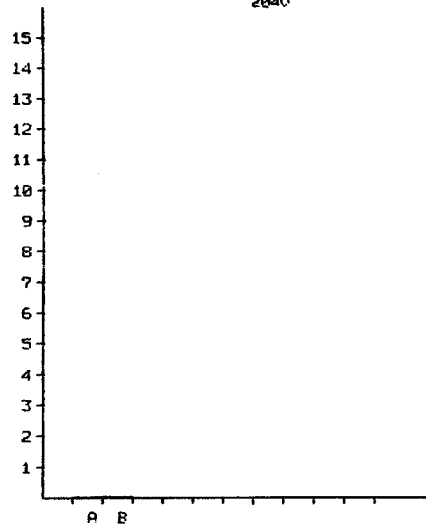
都銀グループ

2040



長期グループ

2040



(V) その他

場所

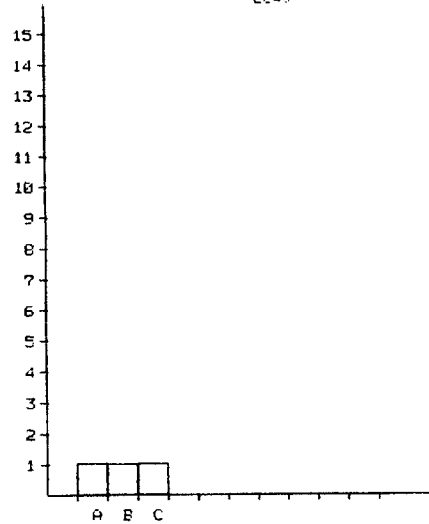
預金規模別分類 (計)

	A	B	C
C.B. BIG FIVE			
(1)		-	
(2)		-	
(3)			-
(4)		*	*
(5)			
OTHERS			
(6)	-		-
(7)		-	
(8)			-
(9)	*		*
(10)	*		*
(11)	*		*
(12)	*		*
L.T.C. BANKS			
(13)		-	
(14)		-	
(15)			-
TOTAL	1	1	1

- A. 資本金小額の付く信用力低い
- B. 現地規制を欠く(投資母体など)
- C. 収益が直接親会社のものではない

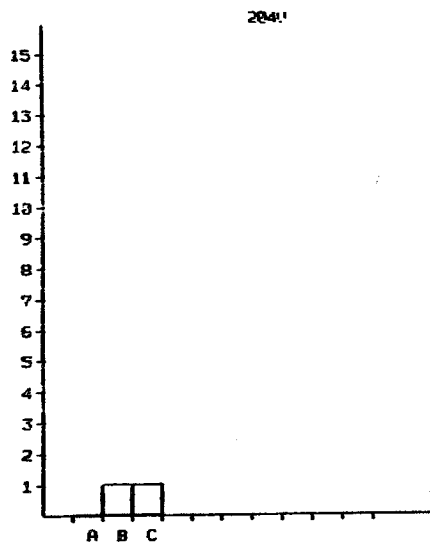
預金規模別分類 (計)

2001

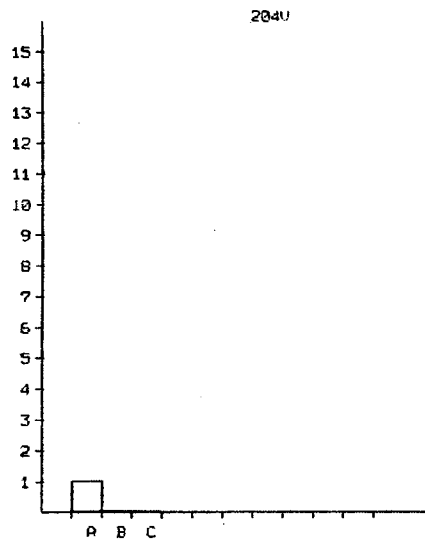


□ 預金種別分類

上位グループ

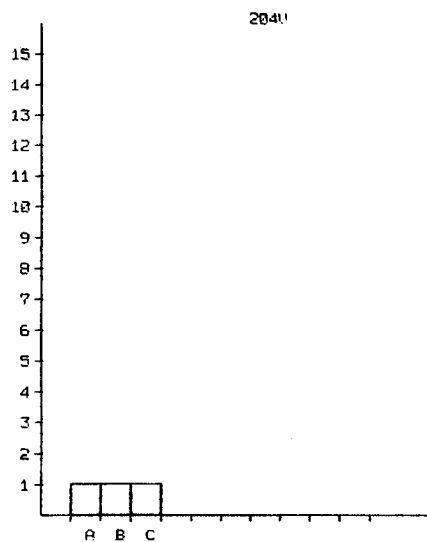


中・下位グループ

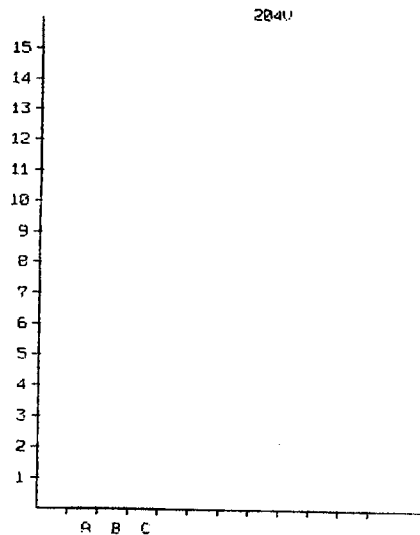


外為取扱高別分類

上位グループ\*



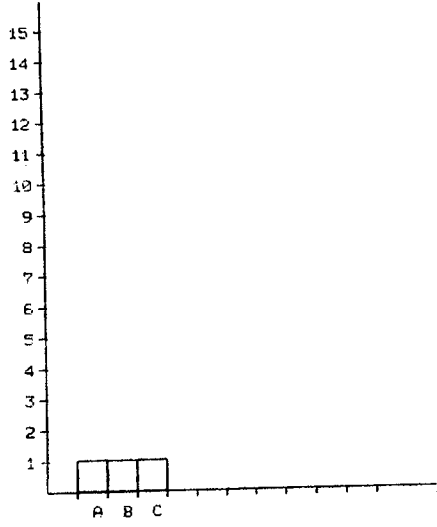
中・下位グループ\*





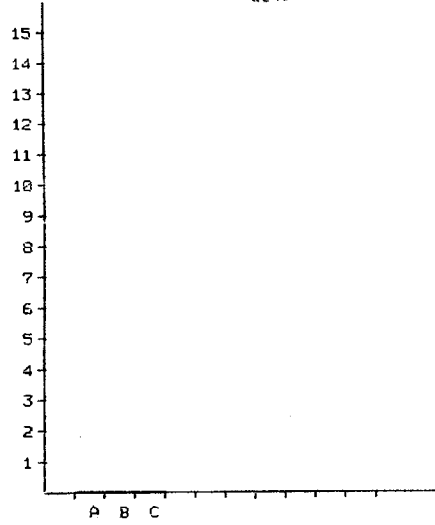
都銀グループ

2041



長期グループ

2041



### 3. 業務内容について





301. 銀行の国際化の段階を (1)ナショナル・バンキング (2)インターナショナル・バンキング (3)インターナショナル・フルサービス・バンキング (4)ワールド・フルサービス・バンキングの4段階に分けるとすれば、貴行の国際化はどのような推移をとりましたか。(各段階の定義は下表のとおりです。)

預金規模別分類 (計)

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	
C.E. BIG FIVE																						
(1)							2			3			3	4								
(2)													2			3						4
(3)							2	2	3				3									
(4)													3			4						
(5)													4									
OTHERS																						
(6)	2					3					4		4									
(7)						2							2			3						
(8)						3							3									
(9)								2		3			4									
(10)													4									
(11)				2									3									
(12)													1			2						4
L.T.C. BANKS																						
(13)							2		3				3									
(14)													3									
(15)													2	3								

(注) 1977年の値が調査時の現段階を指している。

- (I) 現在の貴行の国際化の段階 ( ) 段階  
 (II) (1)→(2)への移行時期 ( ) 年ごろ(あるいは見込み)  
 (III) (2)→(3)への移行時期 ( ) 年ごろ(あるいは見込み)  
 (IV) (3)→(4)への移行時期 ( ) 年ごろ(あるいは見込み)

302. 海外業務の国内業務に比較しての魅力はなんですか。下に簡単に示して下さい。

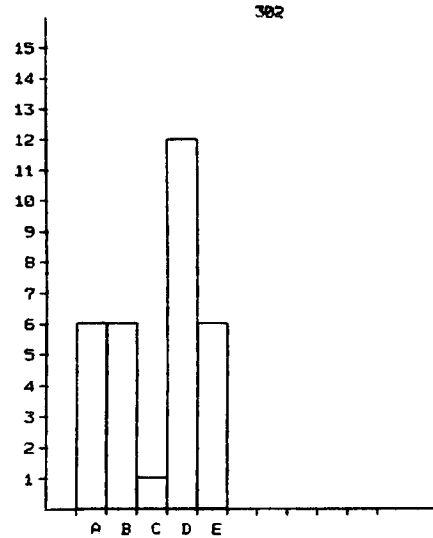
302. 海外業務の国内業務に比較しての魅力はなんですか。下に簡単に示して下さい。

預金観測別分類 (計)

	A	B	C	D	E
C.B. BIG FIVE					
(1)	•	•		•	
(2)	•			•	
(3)				•	•
(4)		•		•	•
(5)	•	•		•	•
OTHERS					
(6)	•				•
(7)			•	•	
(8)	•			•	
(9)	•	•		•	
(10)					•
(11)				•	
(12)		•			
L.T.C. BANKS					
(13)		•		•	
(14)				•	
(15)				•	•
TOTAL	6	6	1	12	6

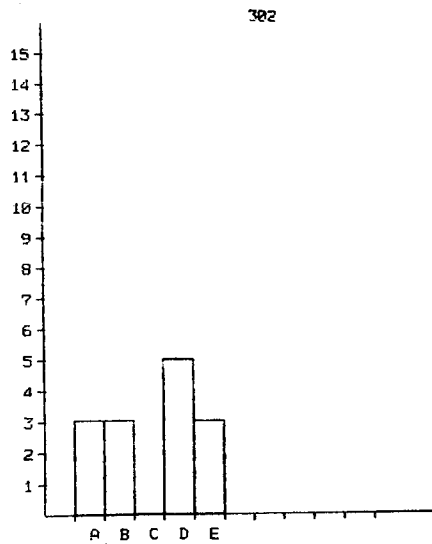
- A. 収益率の高さ  
 B. 高い成長性  
 C. 資金調達の容易さ  
 D. 業務・顧客の多様化  
 E. 広大でかつ彈力的な国際市場の存在

預金観測別分類 (計)

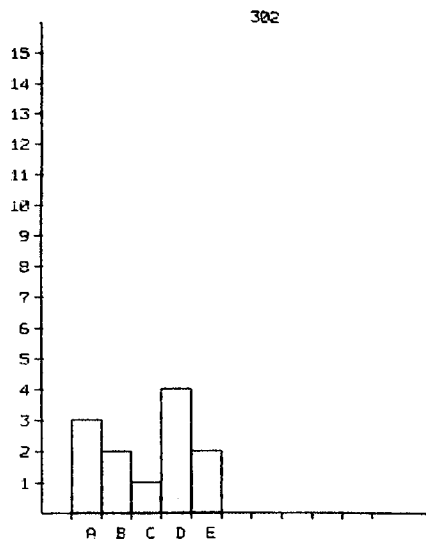


預金規模別分類

上位グループ



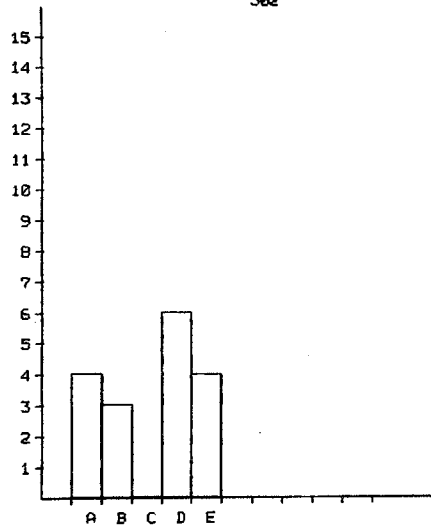
中・下位グループ





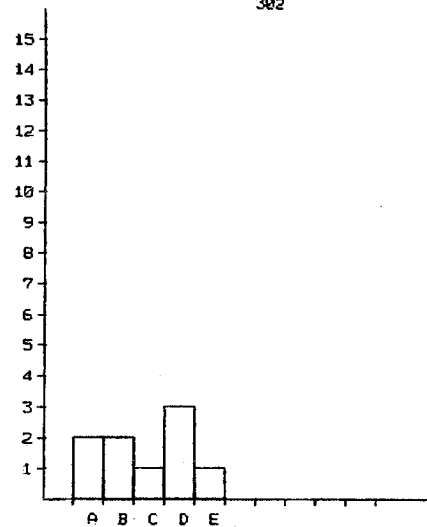
上位グループ

302

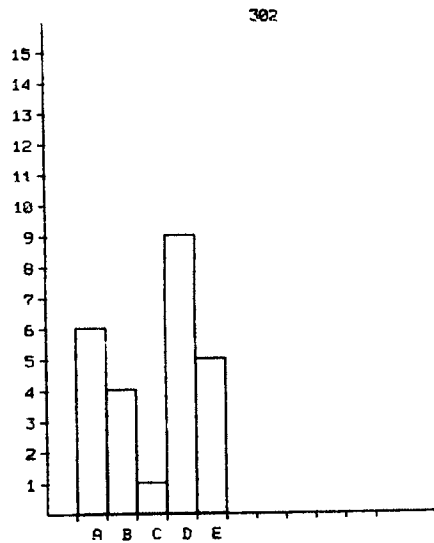


中・下位グループ

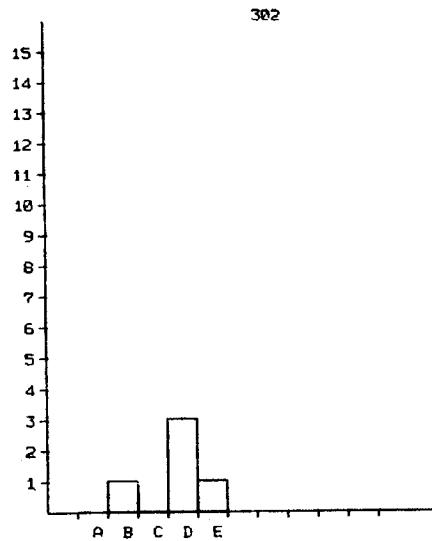
302



都銀グループ



長期グループ



303. 海外支店における営業の重点は異なりますか。もし異なるとすれば下記の  
うちから順位をつけて下さい。

(1) 異 なる ( )

(I) ニューヨーク支店

- ㊴ 貿易金融 ( )
  - ㊵ 資金調達 ( )
  - ㊶ 周辺業務 ( )
  - ㊷ 日系企業への貸出 ( )
  - ㊸ それ以外の企業への貸出 ( )
  - ㊹ その他 ( )
- ( )

(II) ロンドン支店

- ㊴ 貿易金融 ( )
  - ㊵ 資金調達 ( )
  - ㊶ 周辺業務 ( )
  - ㊷ 日系企業への貸出 ( )
  - ㊸ それ以外の企業への貸出 ( )
  - ㊹ その他 ( )
- ( )

(III) その他の支店

- ㊴ 貿易金融 ( )
  - ㊵ 資金調達 ( )
  - ㊶ 周辺業務 ( )
  - ㊷ 日系企業への貸出 ( )
  - ㊸ それ以外の企業への貸出 ( )
  - ㊹ その他 ( )
- ( )

(2) 異なるない ( )

303 海外支店における営業の重点は異なりますか。もし異なるとすれば下記の  
 うちから順位をつけて下さい。

(1) ニューヨーク支店

3031

複合規模別分類 (計)

	1	2	3	4	5	6	7	8
C.B. BIG FIVE								
(1)	(1)		1	4	5	2	3	6
(2)	(1)		1	4	6	2	3	5
(3)	(2)		-	-	-	-	-	-
(4)	(1)		2	4	-	1	3	-
(5)	(1)		3	2	5	1	4	6
OTHERS								
(6)	(1)		1	3	-	2	4	-
(7)	(1)		1	3	-	2	4	-
(8)	(1)		2	-	-	1	3	-
(9)	(1)		1	3	4	2	5	6
(10)	(1)		-	-	-	-	-	-
(11)	(1)		1	-	-	2	-	-
(12)	(1)		-	-	-	-	-	-
L.T.C. BANKS								
(13)	(1)		1	4	-	2	3	-
(14)	(1)		3	1	-	2	4	-
(15)	(1)		1	4	-	2	3	-

(1) 異なる

(2) 異なるない

(1) 貿易金融

(2) 資金調達

(3) 周辺業務

(4) 日系企業への貸出

(5) それ以外の企業への貸出

(6) その他

## (Ⅱ) ロンドン支店

## 預金規模別分類(計)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
C.B. BIG FIVE						
(1)	(1)	2	1	5	3	4
(2)	(1)	4	1	6	2	3
(3)	(2)	-	-	-	-	-
(4)	(1)	4	1	-	3	2
(5)	(1)	3	1	5	2	4
OTHERS						
(6)	(1)	3	1	-	4	2
(7)	(1)	3	1	-	4	2
(8)	(1)	3	1	-	2	4
(9)	(1)	2	1	5	4	3
(10)	(1)	-	-	-	-	-
(11)	(1)	-	1	2	3	-
(12)	(1)	-	-	-	-	-
L.T.C.BANKS						
(13)	(1)	2	1	-	3	4
(14)	(1)	4	1	-	2	3
(15)	(1)	3	1	-	4	2

(1) 異なる

(2) 異なるない

(イ) 貿易金融

(ロ) 資金調達

(ハ) 周辺業務

(ニ) 日系企業への貸出

(ホ) それ以外への企業への貸出

(ヘ) その他

(Ⅱ) その他の支店

預金規模別分類(計)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
C.B. BIG FIVE						
(1)	(1)	1	4	5	2	3
(2)	(1)	1	2	6	3	4
(3)	(2)	-	-	-	-	-
(4)	(1)	2	4	-	1	3
(5)	(1)	2	3	5	1	4
OTHERS						
(6)	(1)	1	3	-	2	-
(7)	(1)	1	3	-	2	-
(8)	(1)	2	4	-	1	3
(9)	(1)	1	3	4	2	5
(10)	(1)	-	-	-	-	-
(11)	(1)	1	2	3	4	-
(12)	(1)	-	-	-	-	-
L.T.C.BANKS						
(13)	(1)	-	-	-	-	-
(14)	(1)	3	-	-	1	2
(15)	(1)	-	-	-	-	-

(1) 異なる

(2) 異なるない

(イ) 貿易金融

(ロ) 資金調達

(ハ) 周辺業務

(ニ) 日系企業への貸出

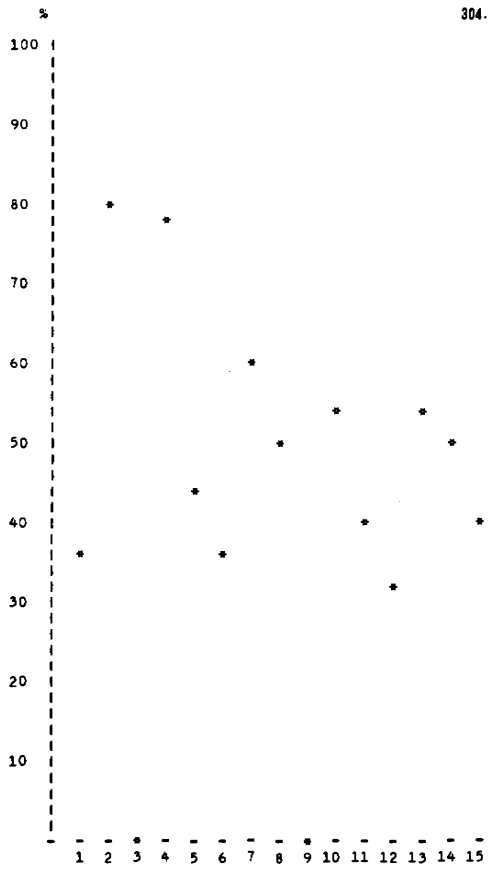
(ホ) それ以外の企業への貸出

(ヘ) その他

304. 貴行では「日本以外への貸出」の地域的内訳はどのようになっていますか。

貸 出 先	割 合
(1) 先 進 国	約 (       ) %
(2) 発展途上国	約 (       ) %
(3) 社会主義圏	約 (       ) %
合 計	1 0 0 %

304. 貴行では「日本以外への貸出」の地域の内訳はどのようになっておりますか。



貸出先

(1) 先進国

C.B. BIG FIVE

- (1) 37%
- (2) 81%
- (3) -%
- (4) 78%
- (5) 45%

OTHERS

- (6) 37%
- (7) 60%
- (8) 51%
- (9) -%
- (10) 55%
- (11) 40%
- (12) 33%

L.T.C. BANKS

- (13) 55%
- (14) 50%
- (15) 40%

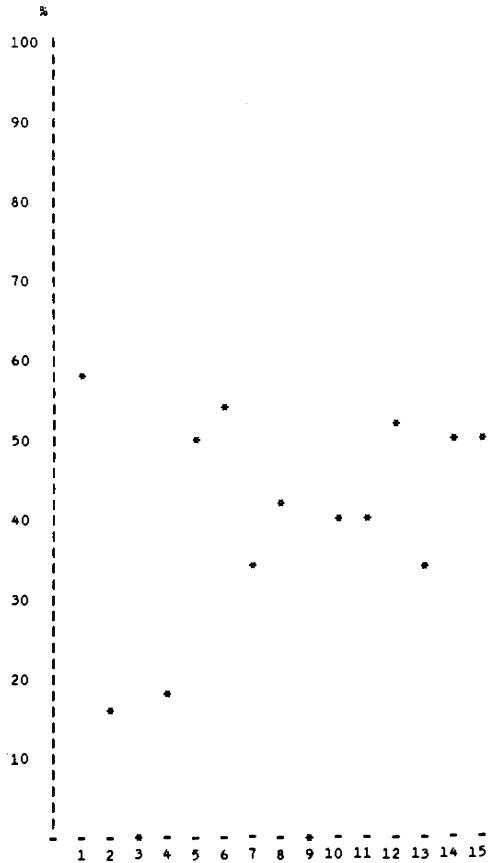
AVERAGE  
60.25%

46.00%

48.33%

-----  
50.92%



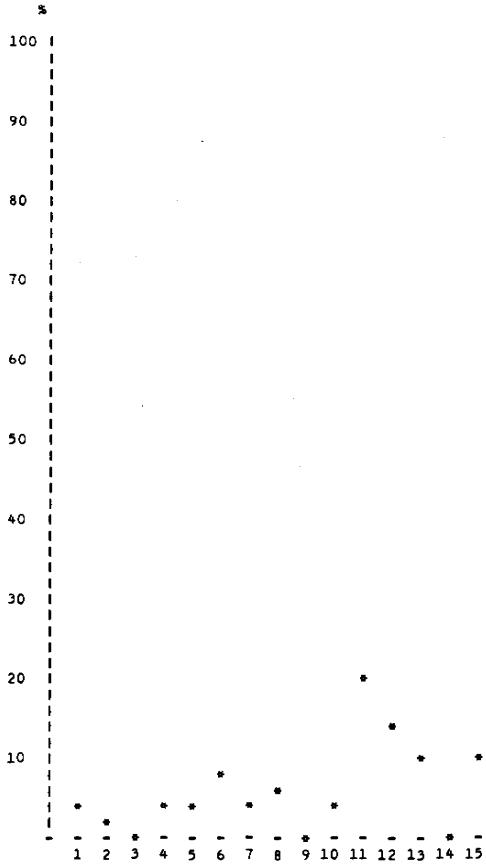


## 貸出先

## (e) 発展途上国

		AVERAGE
C.B. BIG FIVE		36.00 %
(1)	59%	
(2)	17%	
(3)	-%	
(4)	18%	
(5)	50%	
OTHERS		44.17 %
(6)	55%	
(7)	35%	
(8)	42%	
(9)	-%	
(10)	40%	
(11)	40%	
(12)	53%	
L.T.C. BANKS		45.00 %
(13)	35%	
(14)	50%	
(15)	50%	
-----		
		41.85 %

No. (14) の銀行の 50% は (ハ) 社会主義国の  
 の値を加えた合計値である。



貸出先

(貸) 社会主義圏

C.B. BIG FIVE

(1)	4%
(2)	2%
(3)	1%
(4)	4%
(5)	5%

OTHERS

(6)	8%
(7)	5%
(8)	7%
(9)	1%
(10)	5%
(11)	20%
(12)	14%

L.T.C. BANKS

(13)	10%
(14)	0%
(15)	10%

AVERAGE

3.75%

9.83%

6.67%

7.23%

No.(14)の銀行の0%は(口)発展途上国の種入加算されたに於てあり。

305. 日本以外への貸出のうち、今後発展途上国向け貸出を増加させる意思をお持ちですか。

- (Ⅰ) 割合も額も増加させたい ( )  
その理由は ( )
- (Ⅱ) 割合は変化させないが、額は増加させたい ( )  
その理由は ( )
- (Ⅲ) 割合は減少させるが、額は増加させたい ( )  
その理由は ( )
- (Ⅳ) 額をほぼ一定に保ちたい ( )  
その理由は ( )
- (Ⅴ) 割合も額も減少させたい ( )  
その理由は ( )

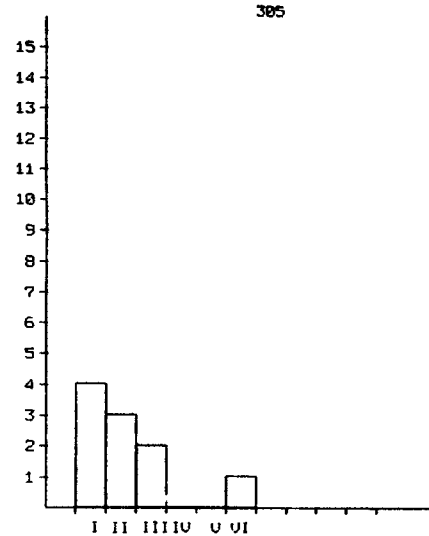
305. 日本以外への貸出のうち、今後発展途上国向け貸出を増加させる意思をお持ちですか。

預金規模別分類 (計)

	I	II	III	IV	V	VI
C.B. BIG FIVE						
(1)	•					
(2)	•					
(3)	-					
(4)	•					
(5)		•				
OTHERS						
(6)			•			
(7)						•
(8)	-					
(9)			-			
(10)			-			
(11)			•			
(12)	•					
L.T.C. BANKS						
(13)		•	-			
(14)		•				
(15)						
TOTAL	4	3	2	0	0	1

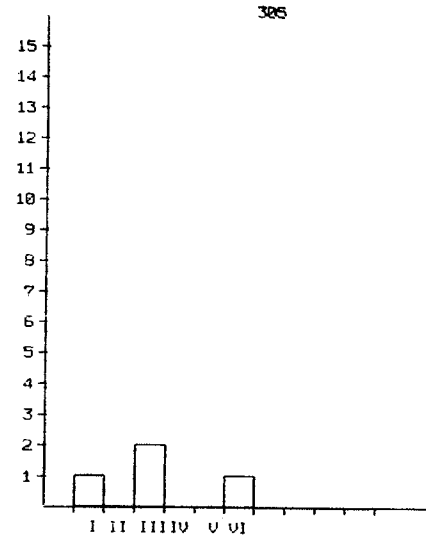
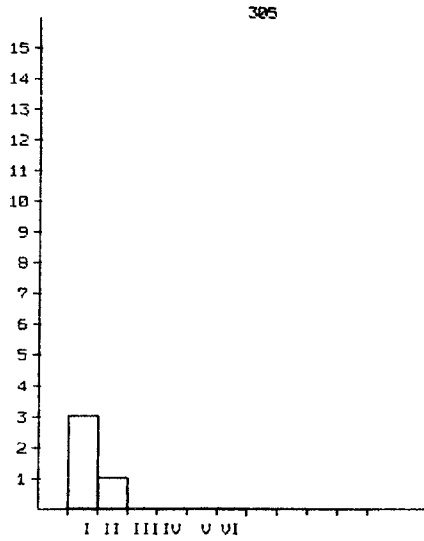
- (I) 割合も額も増加させたい
- (II) 割合は変化させないが、額は増加させたい
- (III) 割合は減少させるが、額は増加させたい
- (IV) 額をほぼ一定に保ちたい
- (V) 割合も額も減少させたい

預金規模別分類 (計)



上位グループ

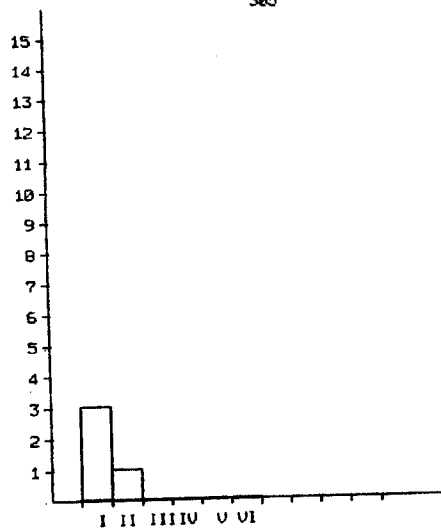
中・下位グループ



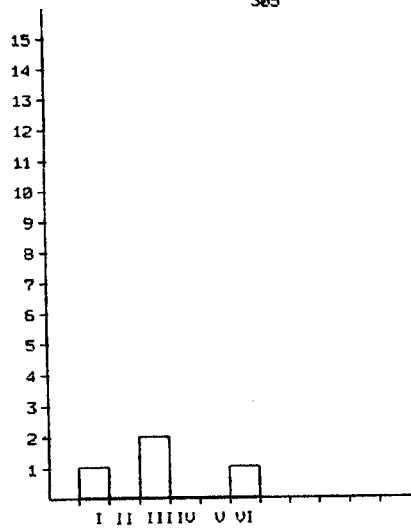
外為取扱高別分類

上位グループ

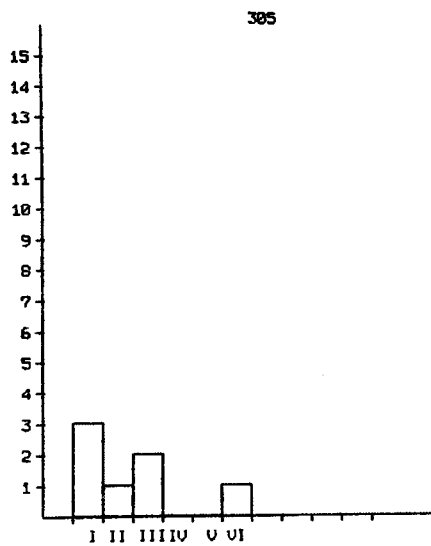
385



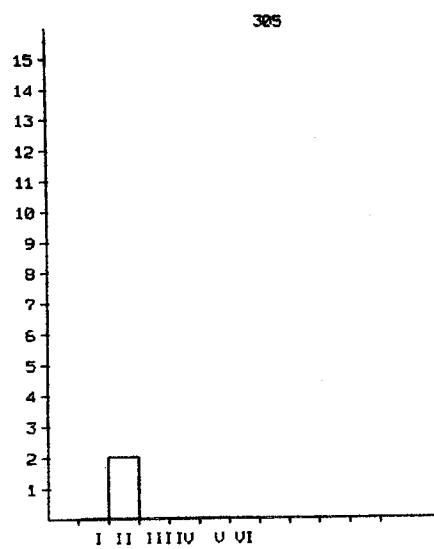
385



都銀グループ



長期グループ



その理由は

換金現模別分類 (計)

		A	B	C
C.B. BIG FIVE				
(1)	I		*	
(2)	I	*		
(3)				
(4)	I		*	
(5)	II		*	
OTHERS				
(6)	III		*	*
(7)	VI			
(8)				
(9)				
(10)				
(11)	III			*
(12)	I	*		
L.T.C.BANKS				
(13)				*
(14)	II		*	*
(15)	II		*	*
1		2	5	4

- (I) 割合も額も増加させたい
- (II) 割合は変化させないが、額は増加させたい
- (III) 割合は減少させるが、額は増加させたい
- (IV) 額をほぼ一定に保ちたい
- (V) 割合も額も減少させたい

- A. 国際金融業務の多様化
- B. 資金需要の特性
- C. リスク増大の1への



306. 発展途上国向け貸出で貴行が困難を感じてられる問題はなんですか。順位をつけて下さい。

- (Ⅰ) 貸出先国の政治的安定性の問題 ( )
- (Ⅱ) 貸出先国の経済および為替の安定性の問題 ( )
- (Ⅲ) 貸出先の投資計画や計画遂行能力に関する問題 ( )
- (Ⅳ) 貸出先の償還計画や債務支払能力についての問題 ( )

306 発展途上国向け貸出で貸行が困難を感じていられる問題はなんですか。順位をつけて下さい。

預金規模別分類（計）

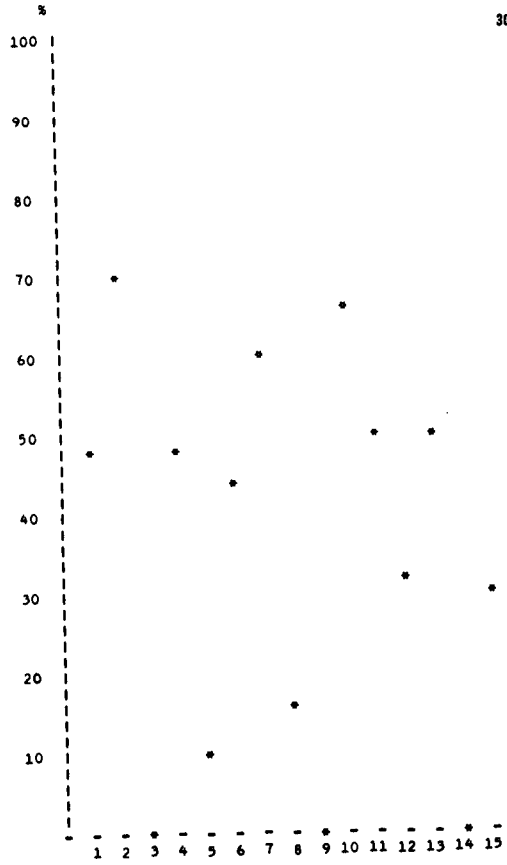
	I	II	III	IV
C.B. BIG FIVE				
(1)	3	2	4	1
(2)	1	3	2	1
(3)	-	-	-	-
(4)	4	2	3	1
(5)	1	2	4	3
OTHERS				
(6)	4	3	2	1
(7)	1	3	4	2
(8)	4	2	3	1
(9)	3	4	2	1
(10)	3	2	4	1
(11)	1	2	4	3
(12)	4	3	2	1
L.T.C.BANKS				
(13)	-	-	-	-
(14)	4	2	3	1
(15)	2	4	3	1

- (I) 貸出先国の政治的安定性の問題
- (II) 貸出先国の経済および為替の安定性の問題
- (III) 貸出先の投資計画や計画実行能力に関する問題
- (IV) 貸出先の償還計画や債務支払能力についての問題

307. 日本以外への貸出のうち、日系企業向け貸出とそれ以外の企業（外国政府も含む）向け貸出の割合はどのようになっていますか。

貸出先	割合
(イ) 日系企業向	約 (       ) %
(ロ) それ以外の貸出	約 (       ) %
合計	100 %

307. 日本以外への貸出のうち、日系企業向け貸出とそれ以外の企業（外国政府も含む）向け貸出の割合はどのようになっておりますか。

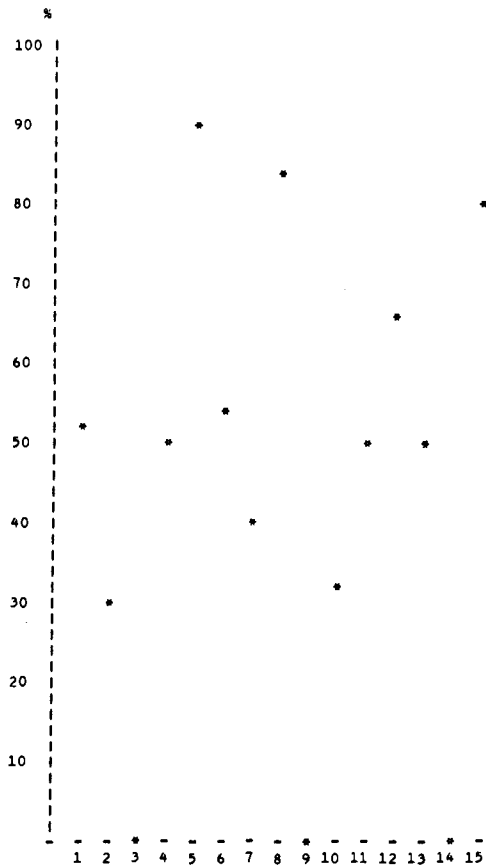


貸出先

(1) 日系企業向

C.B. BIG FIVE		AVERAGE
(1)	48%	44.25%
(2)	70%	
(3)	48%	
(4)	49%	
(5)	10%	
OTHERS		45.25%
(6)	45.5%	
(7)	60%	
(8)	16%	
(9)	4%	
(10)	67%	
(11)	50%	
(12)	33%	
L.T.C. BANKS		40.00%
(13)	50%	
(14)	30%	
(15)	30%	
		44.04%

NO. (15) の銀行の 30% は 国内では 2~30% にとどまっております。



## 貸出先

(四) それ以外の  
貸出

## C.B. BIG FIVE

(1)	52%
(2)	30%
(3)	-%
(4)	51%
(5)	90%

AVERAGE  
55.75%

## OTHERS

(6)	54.5%
(7)	40%
(8)	84%
(9)	-%
(10)	33%
(11)	50%
(12)	67%

54.75%

## L.T.C. BANKS

(13)	50%
(14)	-%
(15)	80%

65.00%

-----  
56.75%

308. 海外における日系企業向け貸出において、既存の国内取引関係の有無を重視しますか。

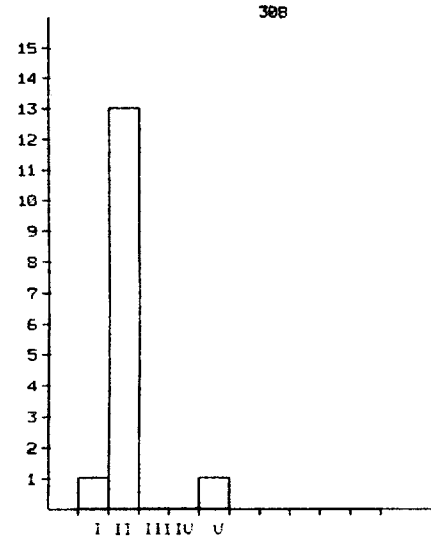
- (I) 必ず重視する ( )
- (II) 原則的に重視するが、そうでない場合もある ( )
- (III) とくには重視しない ( )
- (IV) むしろ新規の取引の方を重視する ( )
- (V) そういうことには関係なく、申し込まれた件ごとに検討する ( )

308. 海外における日系企業向け貸出において、既存の国内取引関係の有無を重視しますか。

預金視覚別分類 (計)

預金視覚別分類 (計)

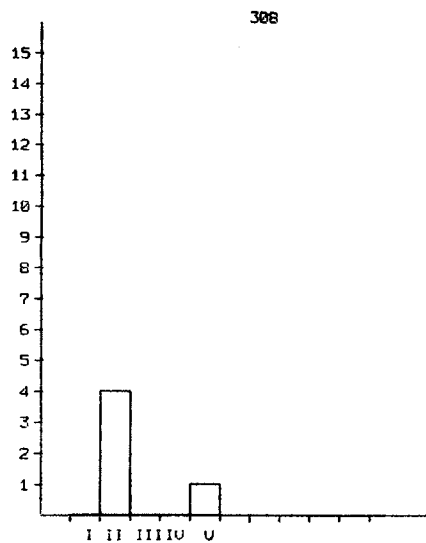
	I	II	III	IV	V
C.B. BIG FIVE					
(1)		*			
(2)		*			
(3)					*
(4)		*			
(5)		*			
OTHERS					
(6)		*			
(7)		*			
(8)		*			
(9)		*			
(10)		*			
(11)		*			
(12)	*				
L.T.C.BANKS					
(13)		*			
(14)		*			
(15)		*			
TOTAL	1	13	0	0	1



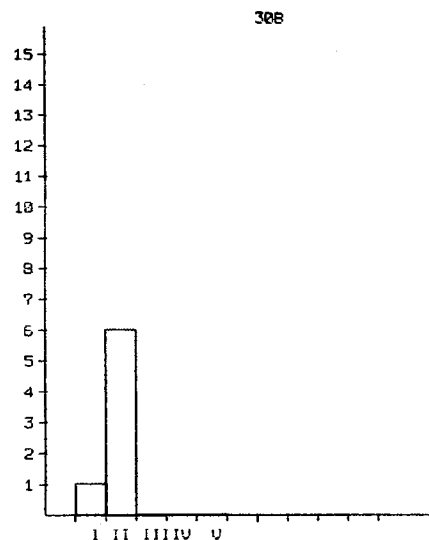
- (I) 必ず重視する
- (II) 原則的に重視するが、そうでない場合もある
- (III) とくには重視しない
- (IV) むしろ新規の取引の方を重視する
- (V) そういうことには関係なく、申し込まれた件ごとに検討する

預金規模別分類

上位グループ

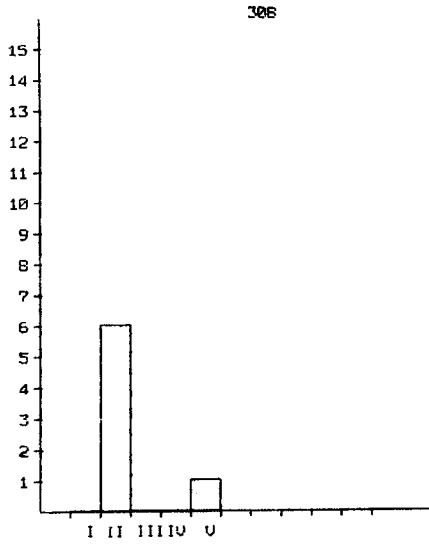


中・下位グループ

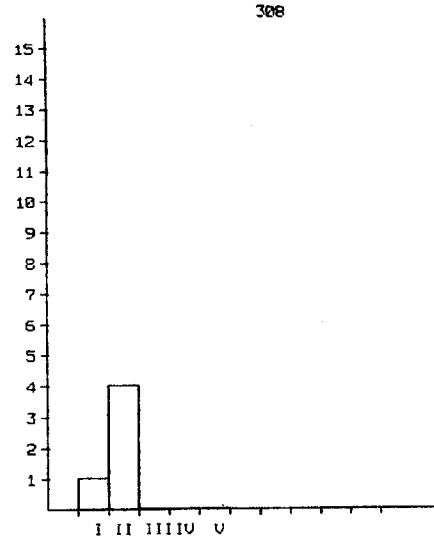




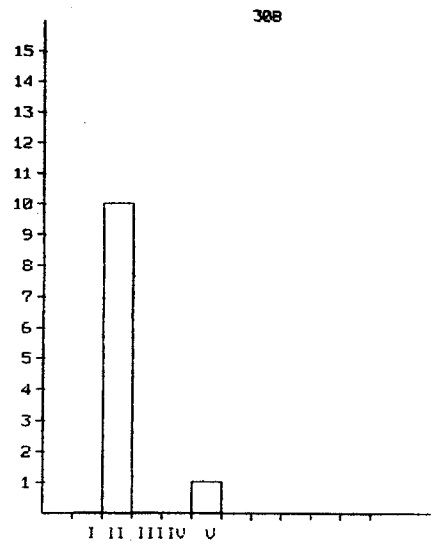
上位グループ



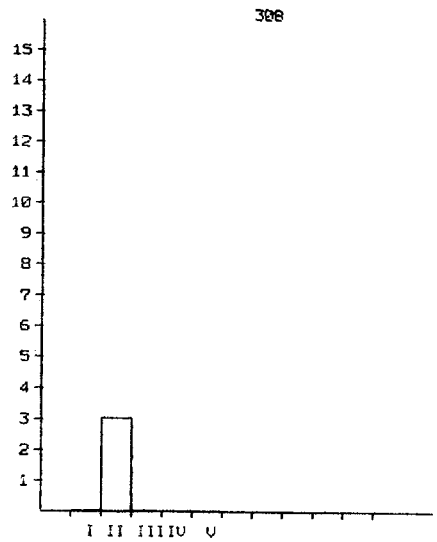
中・下位グループ



都銀グループ

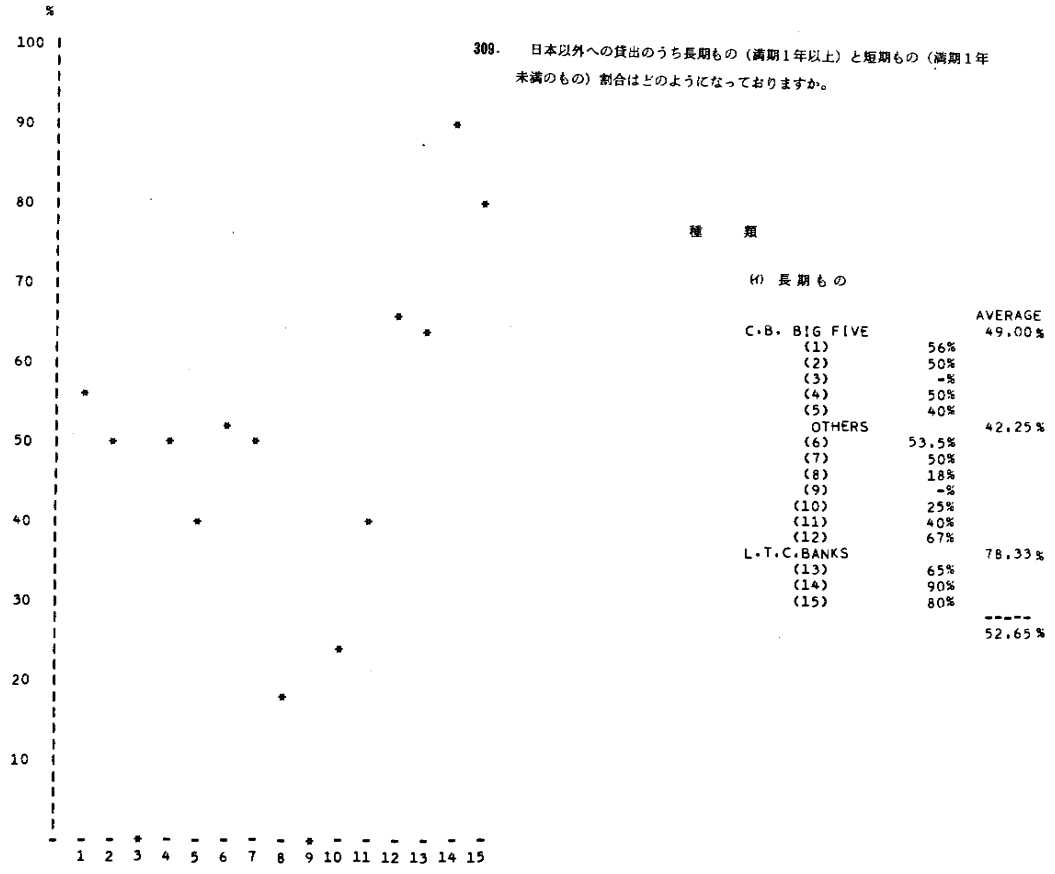


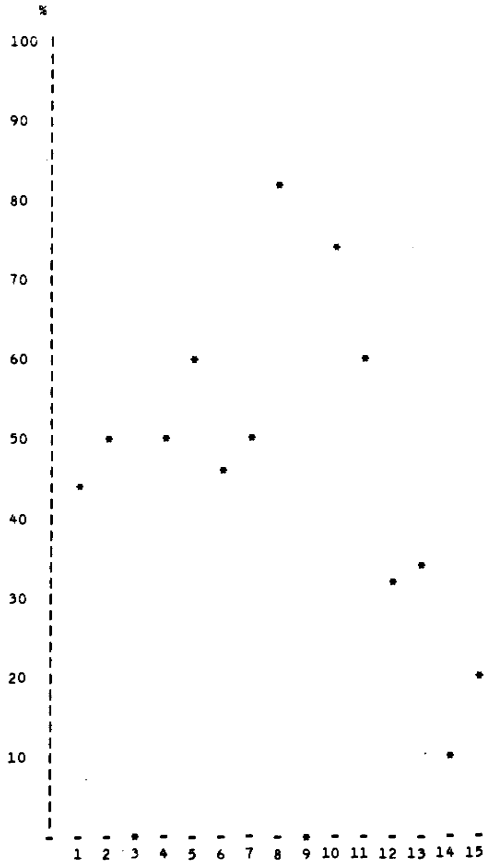
長期グループ



309. 日本以外への貸出のうち長期もの（満期1年以上）と短期もの（満期1年未満のもの）割合はどのようになっていますか。

種 類	割 合
(イ) 長期もの	約 (       ) %
(ロ) 短期もの	約 (       ) %
合 計	100 %





種 別

(9) 短期もの

種 別	パーセント	AVERAGE
C.B. BIG FIVE		51.00%
(1)	44%	
(2)	50%	
(3)	50%	
(4)	60%	
(5)	50%	
OTHERS		57.75%
(6)	46.5%	
(7)	50%	
(8)	82%	
(9)	50%	
(10)	75%	
(11)	60%	
(12)	33%	
L.T.C.-BANKS		21.67%
(13)	35%	
(14)	10%	
(15)	20%	
	-----	47.35%

310. 日本の銀行の国際業務の特徴の一つは「短期借り・長期貸し」が多いことと  
と言われております。つぎの適当と思われることに○印を入れて下さい。

- (I) 銀行の社会的機能からして「短期借り・長期貸し」は、銀行経営上の危険  
を増大させない。( )
- (II) 「短期借り・長期貸し」は原則的には認められるが、金融逼迫期において  
問題が生ずる恐れがあるので、慎重に行なわれねばならない。( )
- (III) 「短期借り・長期貸し」は原則的に望ましくないが、貸出先企業の業務内  
容などに問題がなければこれを行ってもよい。( )
- (IV) 「短期借り・長期貸し」は原則的に認められず、債権・債務の満期はほぼ  
一致させるように銀行は行動すべきである( )
- (V) そ の 他( )  
( )

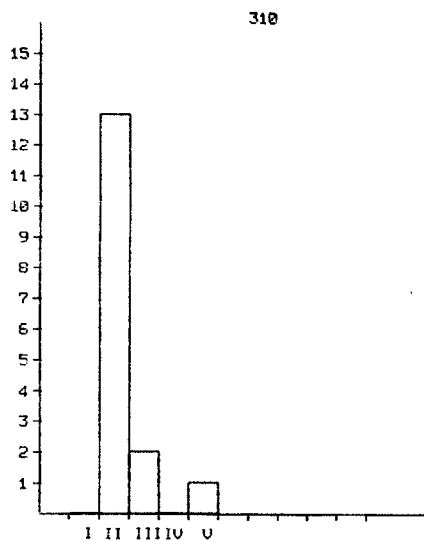
310. 日本の銀行の国際業務の特徴の一つは「短期借り・長期貸し」が多いことと  
 と言われております。つぎの適当と思われることに○印を入れて下さい。

預金種別分類(計)

	I	II	III	IV	V
C.B. BIG FIVE					
(1)		*			
(2)			*		
(3)		•			
(4)		•			
(5)		•			
OTHERS					
(6)		*			
(7)		•			
(8)		*			
(9)		•			*
(10)		•			
(11)		•			
(12)		*			
L.T.C. BANKS					
(13)		*			
(14)			*		
(15)		•			
TOTAL	0	13	2	0	1

- (I) 銀行の社会的機能からして「短期借り・長期貸し」は、銀行経営上の危険を増大させない。
- (II) 「短期借り・長期貸し」は原則的には認められるが、金融逼迫期において問題が生ずる恐れがあるので、慎重に行なわれねばならない。
- (III) 「短期借り・長期貸し」は原則的に望ましくないが、貸出先企業の業務内容などに問題がなければこれを行ってもよい。
- (IV) 「短期借り・長期貸し」は原則的に認められず、債権・債務の満期はほぼ一致させるように銀行は行動すべきである
- (V) その他

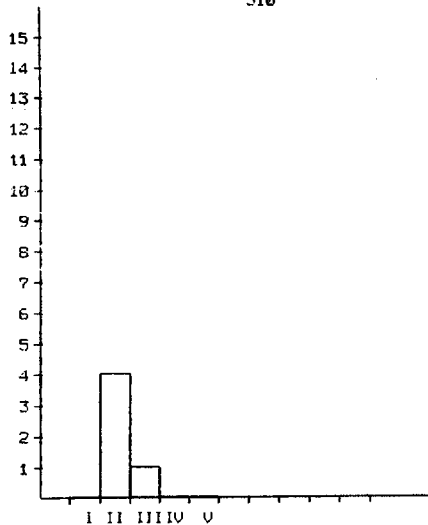
預金種別分類(計)





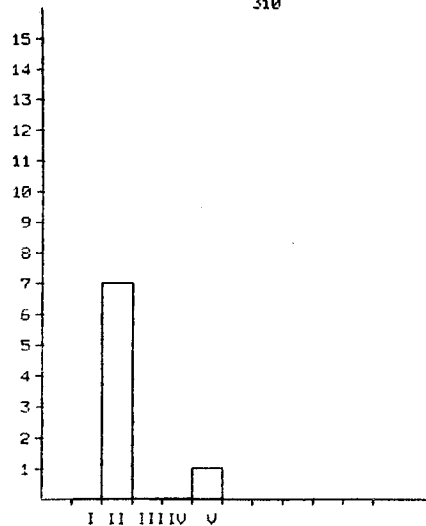
上位グループ

310



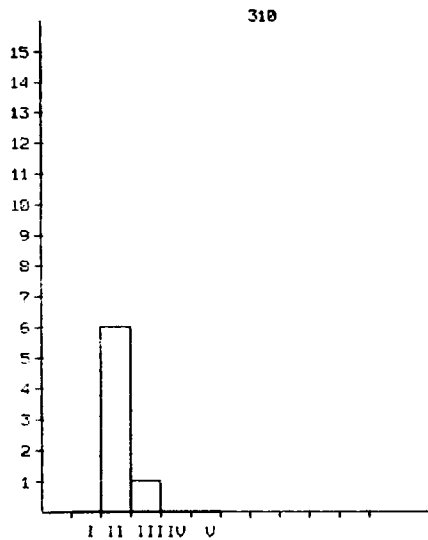
中・下位グループ

310

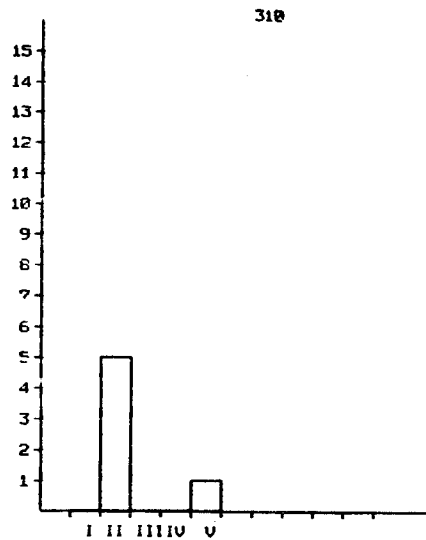


外為取扱高別分類

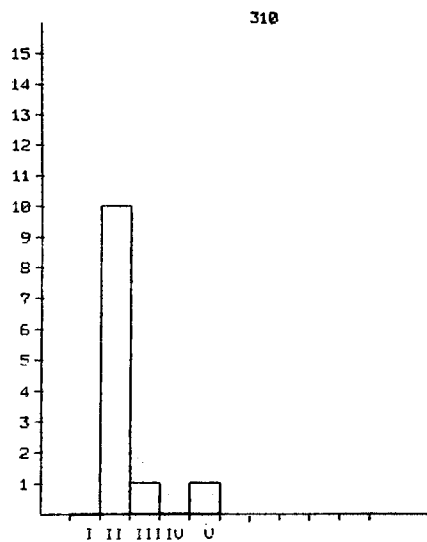
上位グループ



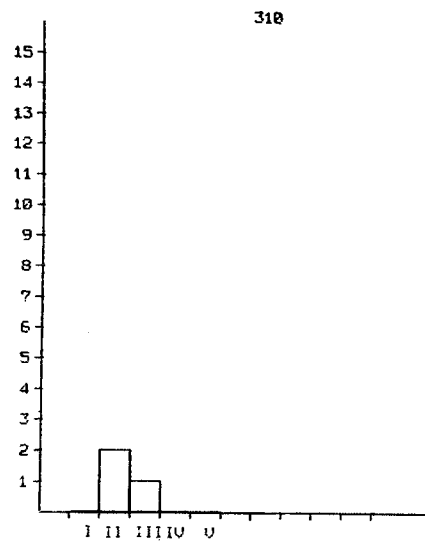
中・下位グループ



都銀グループ

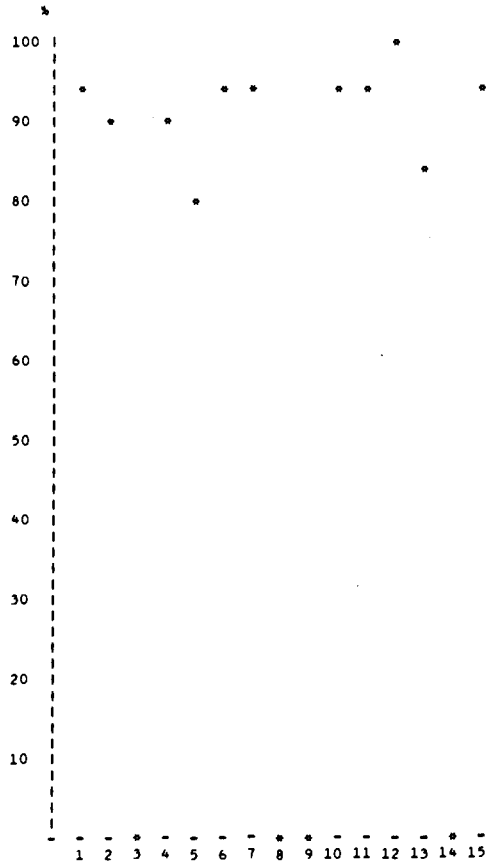


長期グループ



311. 長期貸出については、いわゆるフローティング・レート方式がとられているといわれていますが、現在のところ長期貸出に占める同方式によるものの割合は貴行ではどのようになっていますか。

種 類	割 合
(イ) フローティング・レート方式	約 (       ) %
(ロ) その他のもの	約 (       ) %
合 計	100 %



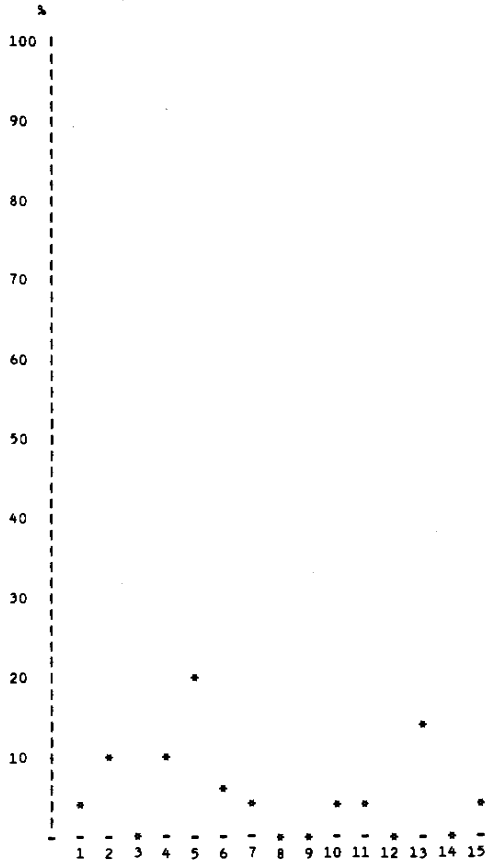
311. 長期貸出については、いわゆるフローティング・レート方式がとられていると聞いていますが、現在のところ長期貸出に占める同方式によるものの割合は貴行ではどのようなになっていますか。

種 類

ロ) フローティング・レート方式

種 類	割合 (%)	AVERAGE
C.B. BIG FIVE		88.75%
(1)	95%	
(2)	90%	
(3)	-%	
(4)	90%	
(5)	80%	
OTHERS		95.80%
(6)	94%	
(7)	95%	
(8)	-%	
(9)	-%	
(10)	95%	
(11)	95%	
(12)	100%	
L.T.C.BANKS		90.00%
(13)	85%	
(14)	-%	
(15)	95%	
		-----
		92.18%

NO. (10) の銀行の 95% は、回答では 95~100% と記しているものである。



種 類

その他もの

C.B. BIG FIVE

- (1) 5%
- (2) 10%
- (3) 5%
- (4) 10%
- (5) 20%

AVERAGE  
11.25%

OTHERS

- (6) 6%
- (7) 5%
- (8) 5%
- (9) 5%
- (10) 5%
- (11) 5%
- (12) 0%

4.20%

L.T.C. BANKS

- (13) 15%
- (14) 5%
- (15) 5%

10.00%

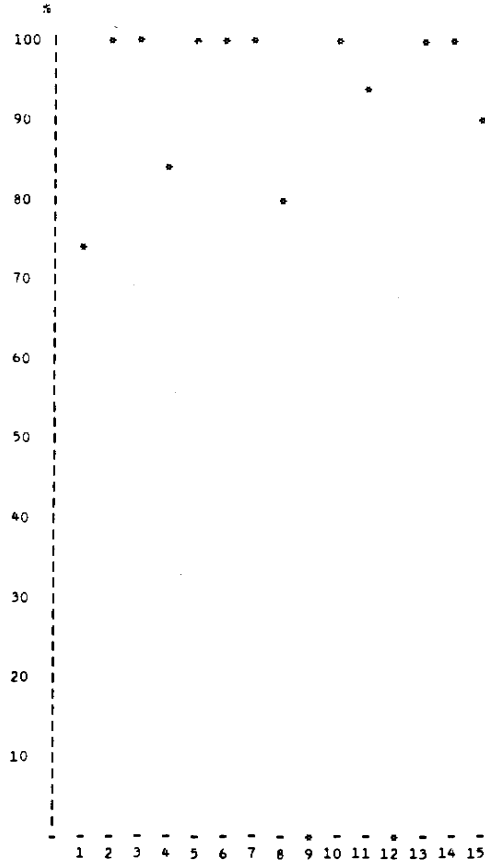
-----  
7.82%

NO.(10)の銀行の5%は、回答では  
0~5%と記入してあるので、

312. 海外支店の貸出などの営業に必要とされる資金の調達はどのようになっていますか。

資 金 源 泉	割	合
(イ) 海外支店による預金 ・借入れによる海外 での自己調達	約	%
(ロ) 日本（本店）からの 資金調達	約	%
合 計		100%

312. 海外支店の貸出などの営業に必要とされる資金の調達はどのようになっていますか。

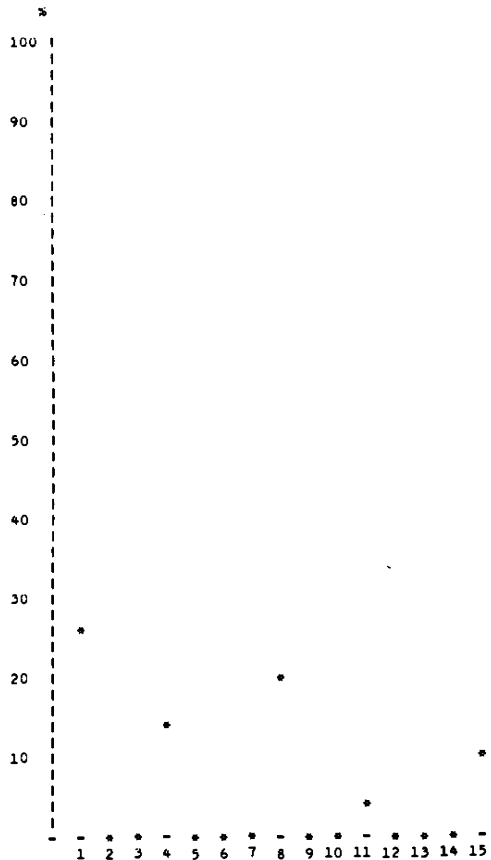


資金源泉

(イ) 海外支店による預金  
・借入れによる海外  
での自己調達

カテゴリー	項目	割合 (%)	AVERAGE
C.B. BIG FIVE	(1)	74%	91.86%
	(2)	100%	
	(3)	100%	
	(4)	85%	
	(5)	100%	
OTHERS	(6)	100%	95.00%
	(7)	100%	
	(8)	80%	
	(9)	-%	
	(10)	100%	
	(11)	95%	
	(12)	-%	
L.T.C.BANKS	(13)	100%	96.67%
	(14)	100%	
	(15)	90%	





## 資金源泉

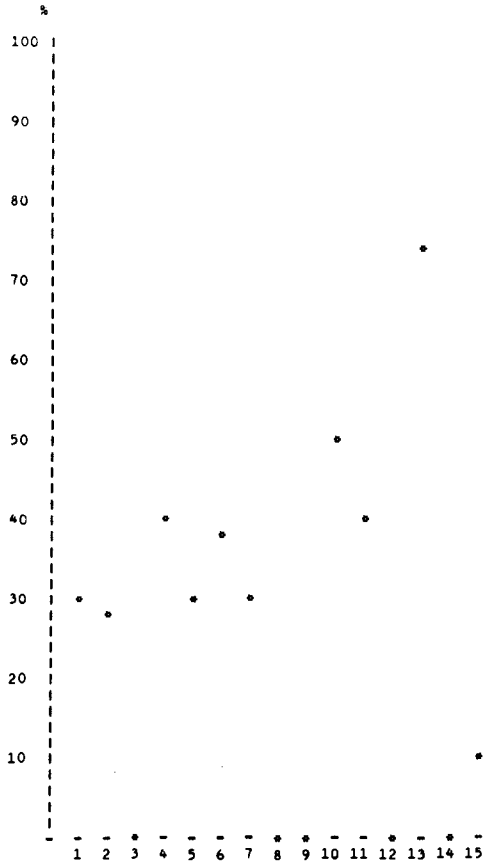
(e) 日本(本店)からの  
資金調達

		AVERAGE
C.B. BIG FIVE		8.20%
(1)	26%	
(2)	0%	
(3)	0%	
(4)	15%	
(5)	0%	
OTHERS		5.00%
(6)	0%	
(7)	0%	
(8)	20%	
(9)	-%	
(10)	0%	
(11)	5%	
(12)	-%	
L.T.C.BANKS		3.33%
(13)	0%	
(14)	0%	
(15)	10%	
		-----
		5.85%

313. 海外支店の海外金融市場における資金調達のうち、各金融市場の調達割合はどのようになっておりますか。

金融市場	割合
(イ) アメリカ	約( )%
(ロ) ヨーロッパ	約( )%
(ハ) その他	約( )%
合計	100%

313. 海外支店の海外金融市場における資金調達のうち、各金融市場の調達割合はどのようになっておりますか。

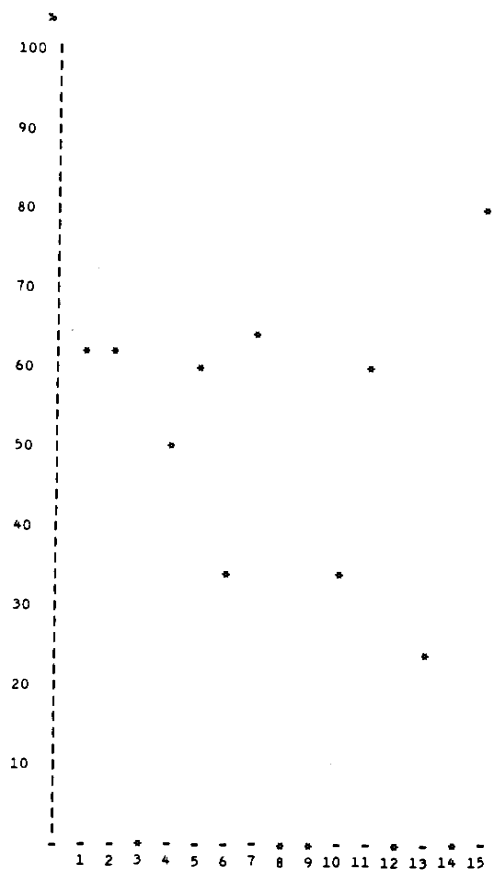


金融市場

(1) アメリカ

Category	Item	Percentage	AVERAGE
C.B. BIG FIVE	(1)	30%	32.25%
	(2)	29%	
	(3)	-%	
	(4)	40%	
	(5)	30%	
OTHERS	(6)	38%	39.50%
	(7)	30%	
	(8)	-%	
	(9)	-%	
	(10)	50%	
	(11)	40%	
	(12)	-%	
L.T.C. BANKS	(13)	75%	42.50%
	(14)	-%	
	(15)	10%	
			-----
			37.20%

NO.(10)の銀行の50%は回答では38~50%  
 NO.(13)の銀行の75%は回答では80~90% (ニューヨーク支店)  
 とそれぞれなっているものである。  
 またある1銀行の回答に明らかに問題の主旨と異なると思われるものがあったので、それを無回答として一印を附して処理している。

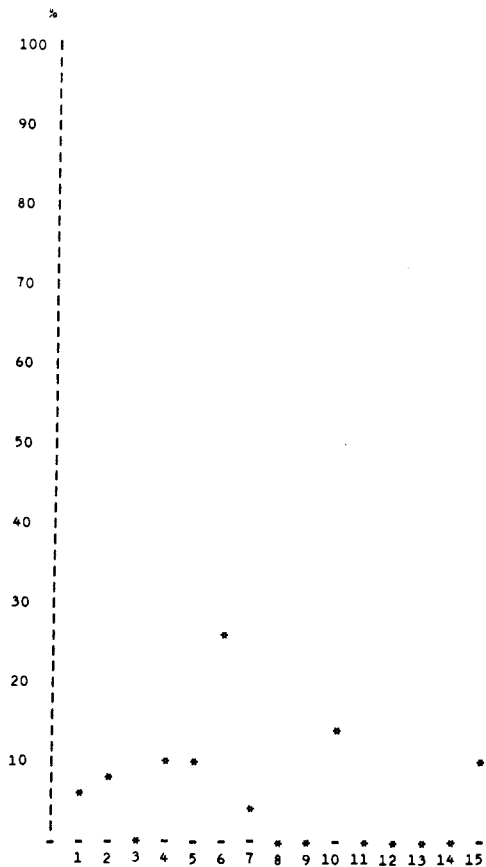


金融市場

(四) ヨーロッパ

		AVERAGE
C.B. BIG FIVE		58.75%
(1)	63%	
(2)	62%	
(3)	-%	
(4)	50%	
(5)	60%	
OTHERS		48.75%
(6)	35%	
(7)	65%	
(8)	-%	
(9)	-%	
(10)	35%	
(11)	60%	
(12)	-%	
L.T.C. BANKS		52.50%
(13)	25%	
(14)	-%	
(15)	80%	
		-----
		53.50%

NO. (13) の銀行の 25% は回答なし  
 N.Y. 20 ~ 30% . London 100% と  
 なっていたのである。



## 金融市場

## その他

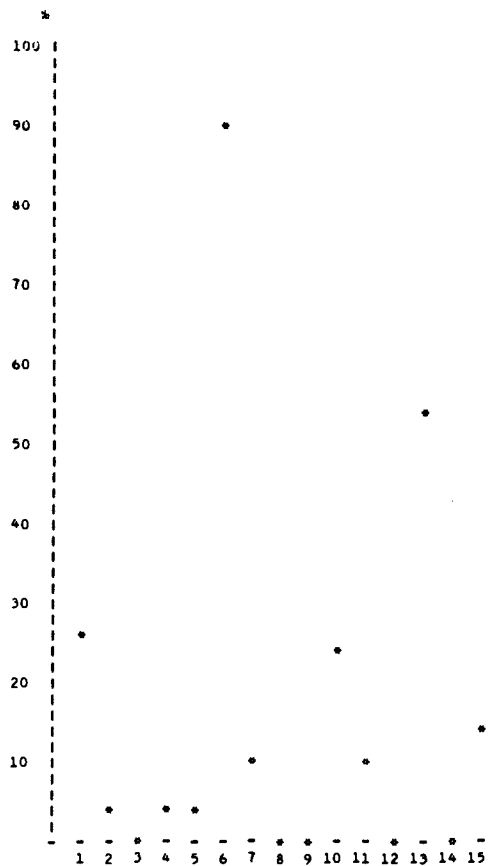
		AVERAGE
C.B. BIG FIVE		9.00%
(1)	7%	
(2)	9%	
(3)	-%	
(4)	10%	
(5)	10%	
OTHERS		11.75%
(6)	27%	
(7)	5%	
(8)	-%	
(9)	-%	
(10)	15%	
(11)	0%	
(12)	-%	
L.T.C. BANKS		5.00%
(13)	0%	
(14)	-%	
(15)	10%	
		-----
		9.30%

NO. (10) の銀行の 15% は回答では  
15~30% となつていて、ものである。

314. 海外における資金調達のうち長期もの（満期1年以上）と短期もの（満期1年未満のもの）の割合はどのようになっていますか。

種 類	割 合
長 期 も の	約 (      ) %
短 期 も の	約 (      ) %
合 計	100 %

314. 海外における資金調達のうち長期もの（満期1年以上）と短期もの（満期1年未満のもの）の割合はどのようになっていますか。

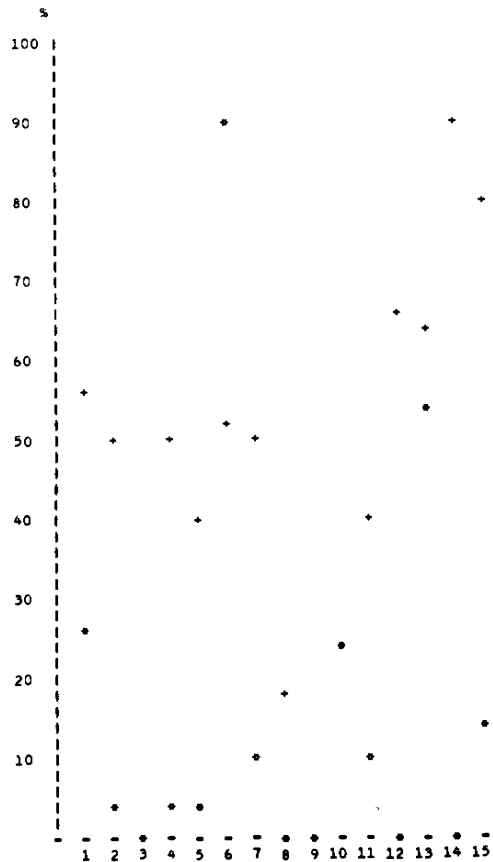


種 類

長期もの

種 類	割合 (%)	AVERAGE
C.B. HIG FIVE		10.00%
(1)	26%	
(2)	4%	
(3)	-%	
(4)	5%	
(5)	5%	
OTHERS		27.00%
(6)	90%	
(7)	10%	
(8)	-%	
(9)	-%	
(10)	25%	
(11)	10%	
(12)	0%	
L.T.C.BANKS		35.00%
(13)	55%	
(14)	-%	
(15)	15%	
		22.27%

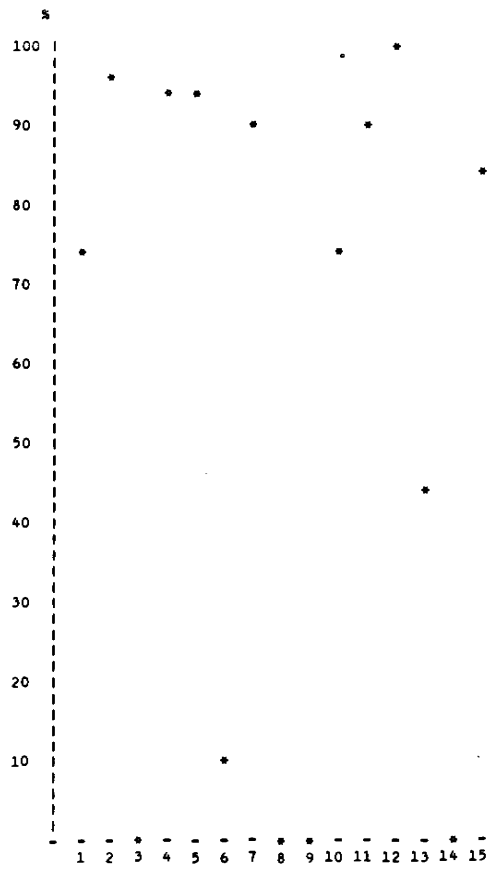
なお NO.(6)の銀行の40%は長期の振込と思われず。



	資金 調達 (314)	貸出 (309)
C.B. BIG FIVE		
(1)	26%	56%
(2)	4%	50%
(3)	-%	-%
(4)	5%	50%
(5)	5%	40%
OTHERS		
(6)	90%	53.5%
(7)	10%	50%
(8)	-%	18%
(9)	-%	-%
(10)	25%	25%
(11)	10%	40%
(12)	0%	67%
L.T.C.BANKS		
(13)	55%	65%
(14)	-%	90%
(15)	15%	80%

海外における資金調達のうち長期ものの割合(314 \*印)と日本以外への貸出のうち長期ものの割合(309 +印)の比較

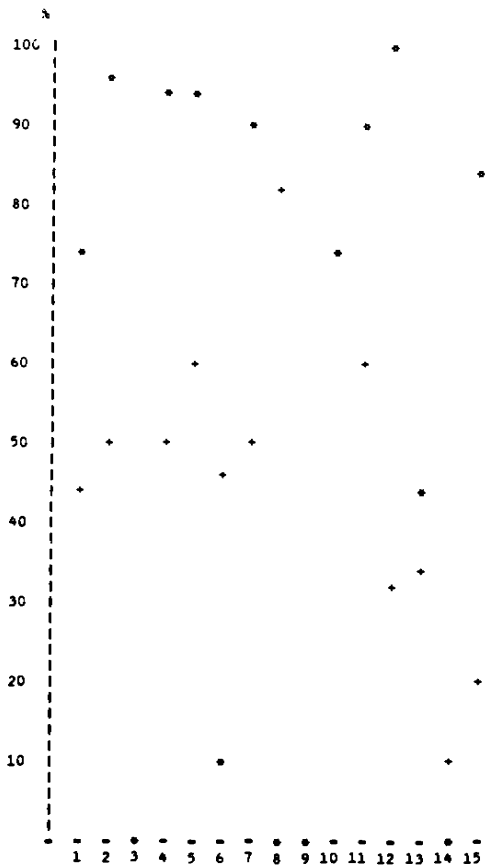




種 類

短期もの

種 類	Percentage (%)	AVERAGE
C.B. BIG FIVE		90.00%
(1)	74%	
(2)	96%	
(3)	94%	
(4)	94%	
(5)	10%	
OTHERS		73.00%
(6)	10%	
(7)	90%	
(8)	90%	
(9)	90%	
(10)	75%	
(11)	90%	
(12)	100%	
L.T.C. BANKS		65.00%
(13)	45%	
(14)	90%	
(15)	85%	
		-----
		77.73%



	資金 調達 (314)	貸出 (309)
C.B. BIG FIVE		
(1)	74%	44%
(2)	96%	50%
(3)	-%	-%
(4)	95%	50%
(5)	95%	60%
OTHERS		
(6)	10%	46.5%
(7)	90%	50%
(8)	-%	82%
(9)	-%	-%
(10)	75%	75%
(11)	90%	60%
(12)	100%	33%
L.T.C.BANKS		
(13)	45%	35%
(14)	-%	10%
(15)	85%	20%

海外における資金調達のうち短期ものの割合(314)と日本以外への貸出のうち短期ものの割合(309)の比較

315. ユーロ市場をめぐる信用不安に伴って、ユーロ市場を何らかの規制下に置くべきであるという意見がありますが、このような意見についてどのように考えますか。

- (I) 賛成 …………… その理由は ( )
- (II) 反対 …………… その理由は ( )
- (III) その他 …………… その意見とは ( )

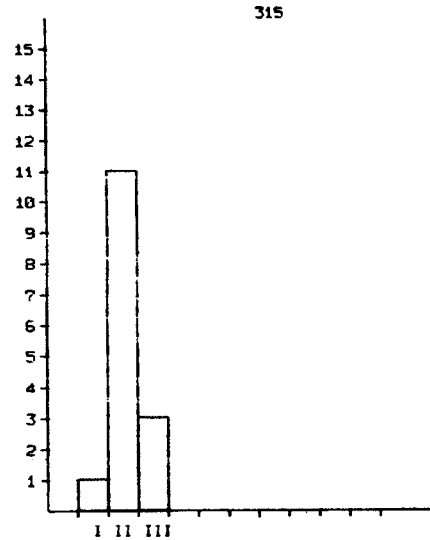
315. ユーロ市場をめぐる信用不安に伴って、ユーロ市場を何らかの規制下に置くべきであるという意見がありますが、このような意見についてどのように考えますか。

預金規制別分類(計)

	I	II	III
C.B. BIG FIVE			
(1)		*	
(2)		*	
(3)		*	
(4)		*	
(5)		*	
OTHERS			
(6)		*	
(7)		*	
(8)			*
(9)			*
(10)		*	
(11)		*	
(12)	*		
L.T.C-BANKS			
(13)		*	
(14)			*
(15)		*	
TOTAL	1	11	3

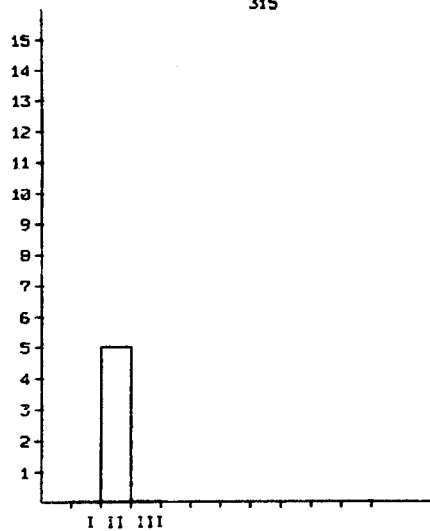
- (I) 賛成
- (II) 反対
- (III) その他

預金規制別分類(計)



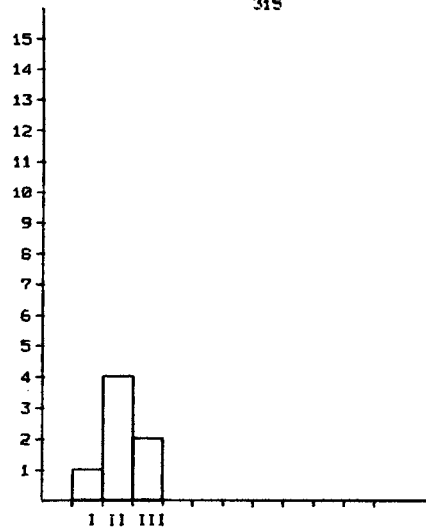
上位グループ

315



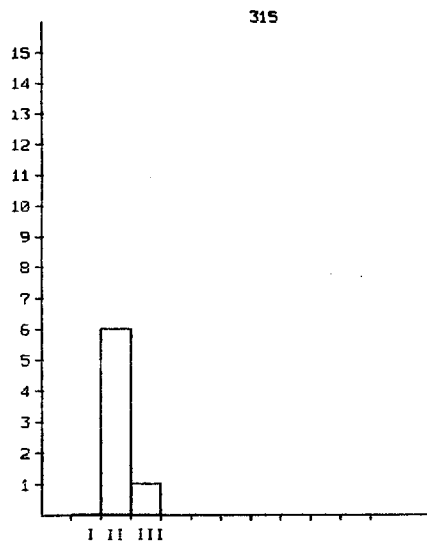
中・下位グループ

315

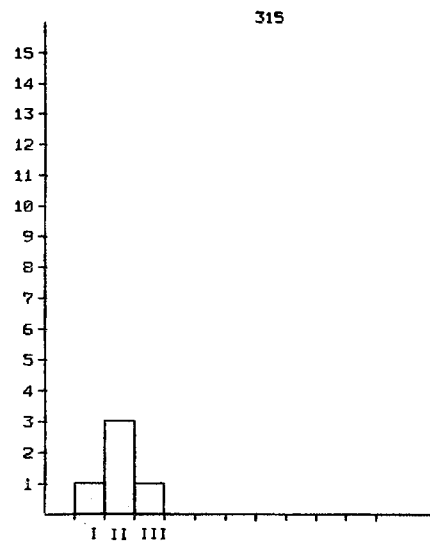


外為取扱高別分類

上位グループ

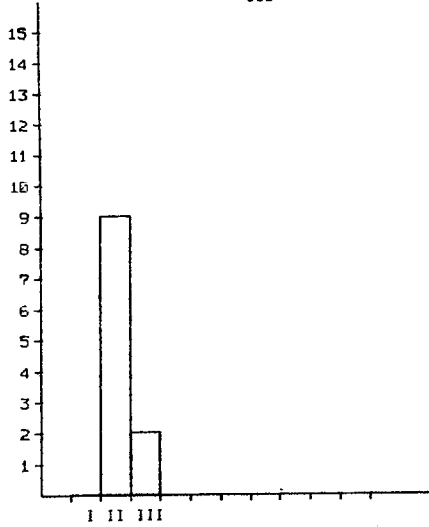


中・下位グループ



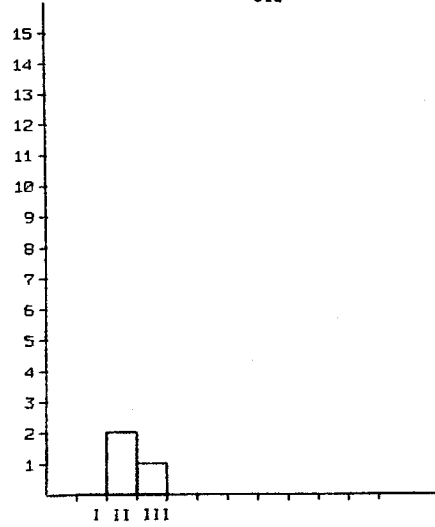
都保グループ

315



長期グループ

315



その理由は

預金規模別分類(計)

		A	B	C	D
C.B. BIG FIVE					
(1)	II	*	*		
(2)	II	*	*		
(3)	II	*			
(4)	II	*			
(5)	II	*			
OTHERS					
(6)	II	*			
(7)	II	*			
(8)	II	*	*		
(9)	II	*	*		
(10)	II	*			
(11)	II	*			
(12)	I				*
L.T.C.BANKS					
(13)	II	*		*	
(14)	II		*		
(15)	II			*	
		11	5	2	1

- (I) 賛成
- (II) 反対
- (III) その他

- A. 自由市場としてのメリットがあり維持を希望
- B. 事実上規制を不可能
- C. 国際協力で信用不安に対処、自己規制の機能は生じつつある
- D. 金融パニックの防止のために必要



316. ユーロ市場で「信用創造」<sup>(注)</sup>が行なわれているという意見がありますが、実務家の立場からみてどのように考えられますか。〔(注) ここで言う、信用創造とは(ユーロ)銀行間貸借による預金のつけ替えから生ずる預金創造を除くもので、いわゆる銀行以外の借手への貸出がいずれかの(ユーロ)銀行へ還流することによって生ずる預金創造をいう。〕

- (Ⅰ) 信用創造が行なわれており、その乗数値はかなり大きい。(            )
- (Ⅱ) 信用創造は行なわれているが、その乗数値は1に近い。(            )
- (Ⅲ) 信用創造はほとんど行なわれていない。(            )

318. ユーロ市場で「信用創造」<sup>(註)</sup>が行なわれているという意見がありますが、実務家の立場からみてどのように考えられますか。〔註〕ここで言う、信用創造とは(ユーロ)銀行間貸借による預金のつけ替えから生ずる預金創造を除くもので、いわゆる銀行以外の借手への貸出がいずれかの(ユーロ)銀行へ過流することによって生ずる預金創造をいう。〕

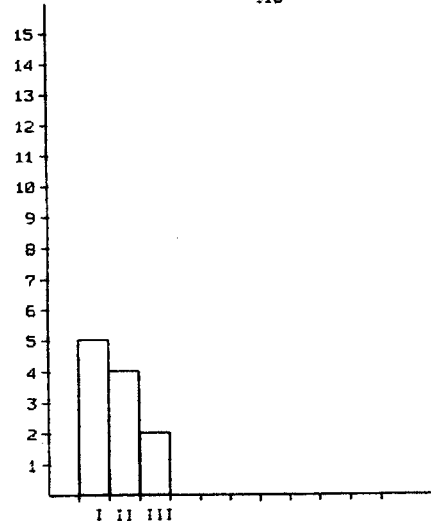
預金規模別分類(計)

	I	II	III
C.B. BIG FIVE			
(1)	•		
(2)		•	
(3)		•	•
(4)		•	
(5)		•	
OTHERS			
(6)		•	
(7)	•		
(8)	•		
(9)		-	
(10)	-		
(11)	•		
(12)	-	-	
L.T.C. BANKS			
(13)			•
(14)	•		
(15)		-	
TOTAL	5	4	2

- (I) 信用創造が行なわれており、その乗数値はかなり大きい。  
 (II) 信用創造は行なわれているが、その乗数値は1に近い。  
 (III) 信用創造はほとんど行なわれていない。

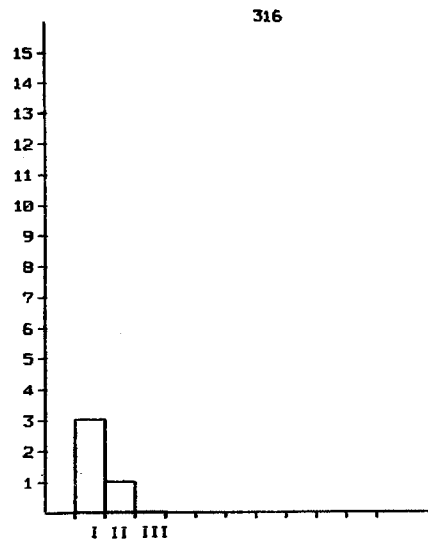
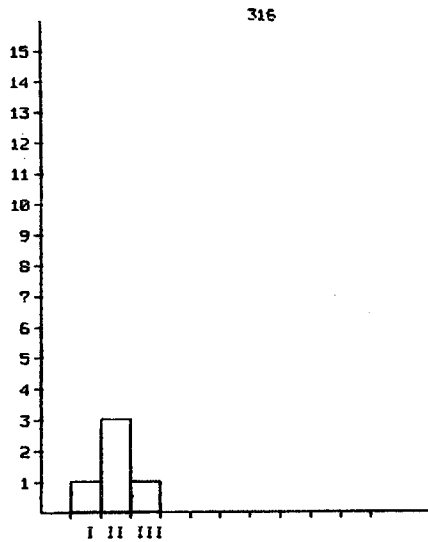
預金規模別分類(計)

316



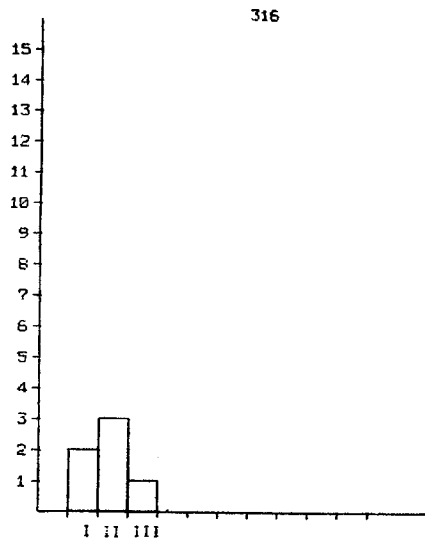
上位グループ

中・下位グループ

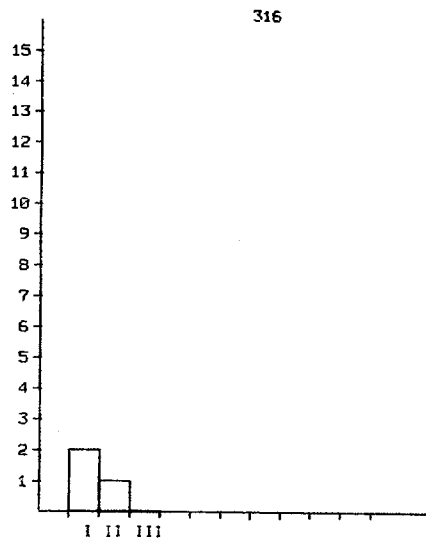


外為取扱高別分類

上位グループ



中・下位グループ

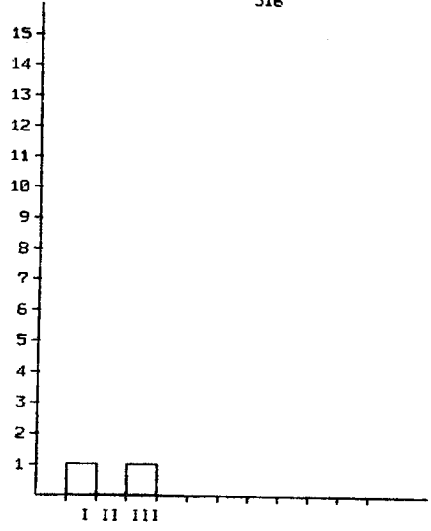
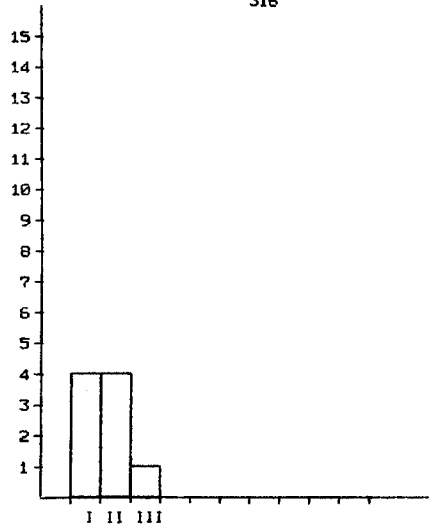


都銀グループ

長期グループ

316

316



317. 為替相場制度がアジャスタブル・ペッグ(旧制度)から管理フロート(新制度)へ移行しましたが、海外業務運営上この移行をどのように考えられますか。

(I) 旧制度の方が望ましい。その理由は

( )

(II) 新制度の方が望ましい。その理由は

( )

(III) どちらでもあまり変りはない。

( )

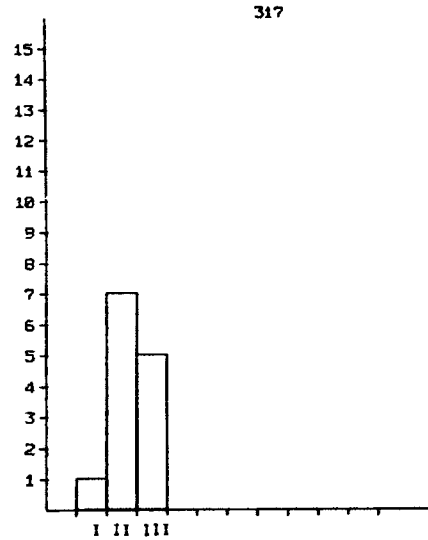
317. 為替相場制度がジャスタブル・ベッグ(旧制度)から管理フロート(新制度)へ移行しましたが、海外業務運営上この移行をどのように考えられますか

預金規模別分類(計)

	I	II	III
C.B. BIG FIVE			
(1)	*		
(2)		*	
(3)		*	
(4)		*	
(5)		*	
OTHERS			
(6)			*
(7)			*
(8)			*
(9)		-	-
(10)			*
(11)		*	
(12)			*
L.T.C.BANKS			
(13)		*	
(14)		-	-
(15)		*	
TOTAL	1	7	5

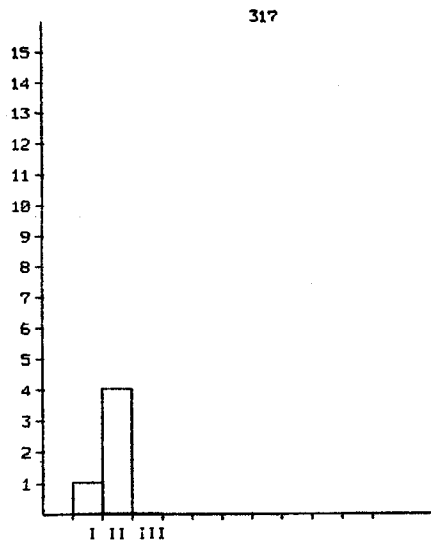
- (I) 旧制度の方が望ましい。
- (II) 新制度の方が望ましい。
- (III) どちらでもあまり変りはない。

預金規模別分類(計)

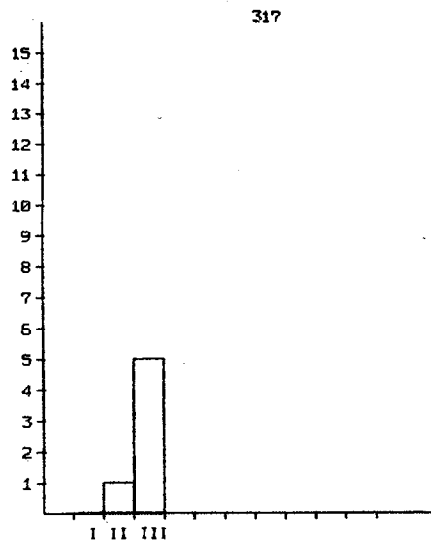


預金規模別分類

上位グループ



中・下位グループ



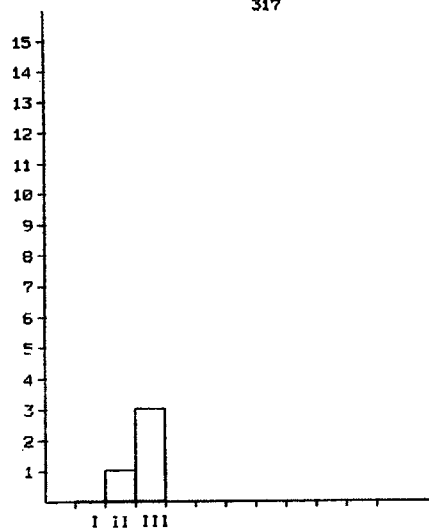
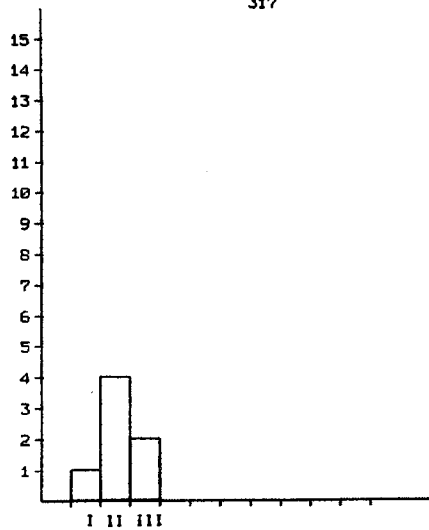


上位グループ

中・下位グループ

317

317

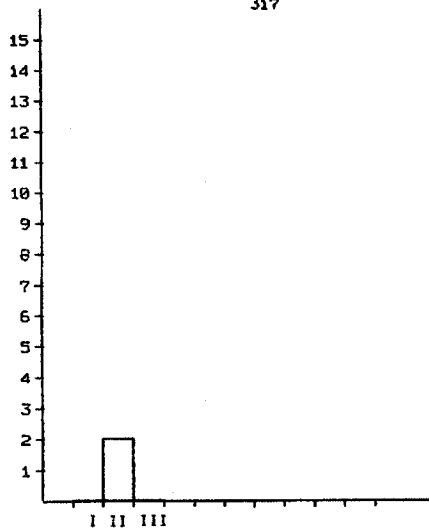
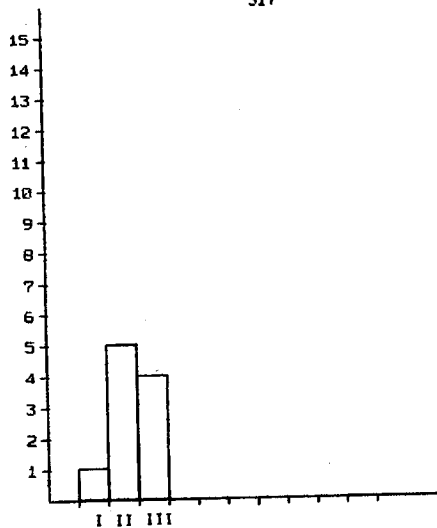


都銀グループ

長期グループ

317

317



その理由は

預金規模別分類(%)

		A	B	C	D	E
C.B. BIG FIVE						
(1)	I	*				
(2)	II			*		
(3)	II			*		
(4)	II			*		
(5)	II			*		
OTHERS						
(6)	III				*	
(7)	III		*			
(8)	III	*	*			
(9)						
(10)	III					
(11)	II			*		
(12)	III					*
L.T.C. BANKS						
(13)	II			*		
(14)						
(15)	II			*		
		2	2	7	1	1

- (I) 旧制度の方が望ましい。  
 (II) 新制度の方が望ましい。  
 (III) どちらでもあまり変りはない。

- A. 基軸通貨のない現在、旧制度復帰は非現実的である  
 B. 銀行は輸入業者や投資者ではない。そのためのデメリットは高く、相場は突撃をスミアにすべきである  
 C. 為替相場の安定がえられ、為替投機も少なくなる。相場は突撃を反映しそのためのより円滑に対応可能になる  
 D. 為替リスクの点はどちらも同じである  
 E. 業務の比重が低いので

318 銀行は為替ポジションについてどのように考えるべきですか。

(Ⅰ) いかなる場合も為替ポジションをスクエアにしておく。( )

(Ⅱ) 事情によっては、必ずしも為替ポジションをスクエアに維持する必要はない。( )

そうだとすれば、その事情とは、例えば、なんですか。

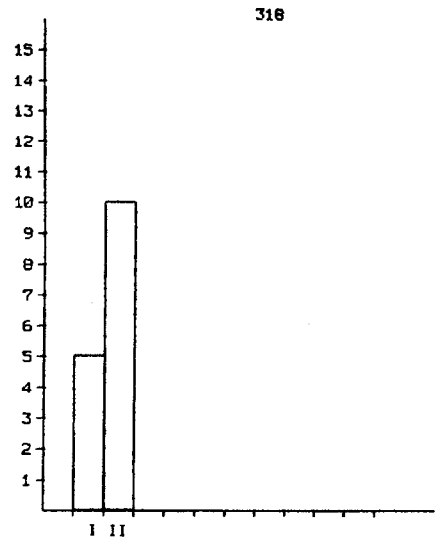
( )

318. 銀行は為替ポジションについてどのように考えるべきですか。

預金規模別分類 (計)

預金規模別分類 (計)

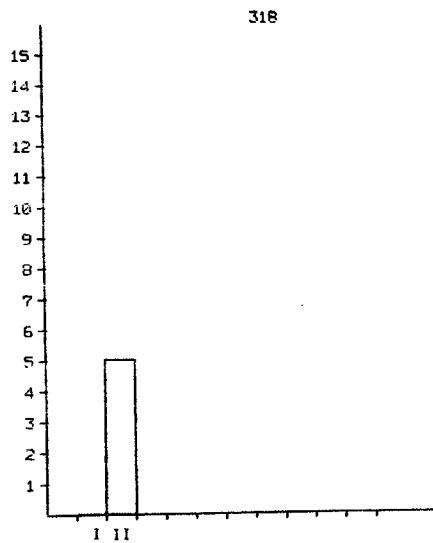
	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)		*
(2)		*
(3)		*
(4)		*
(5)		*
OTHERS		
(6)		*
(7)		*
(8)		*
(9)		*
(10)		*
(11)	*	
(12)	*	
L.T.C. BANKS		
(13)	*	
(14)	*	
(15)	*	
TOTAL	5	10



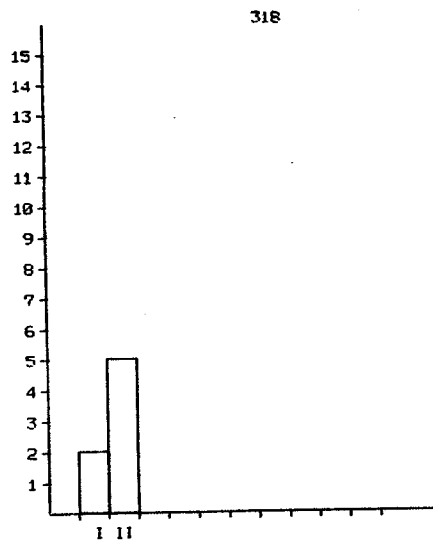
- (I) いかなる場合も為替ポジションをスクエアにしておく。
- (II) 事情によっては、必ずしも為替ポジションをスクエアに維持する必要はない。

預金規模別分類

上位グループ

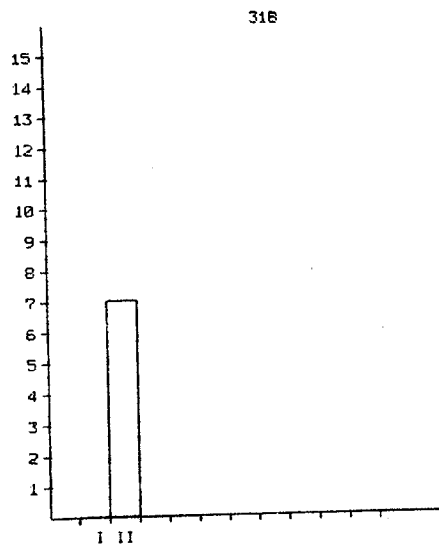


中・下位グループ

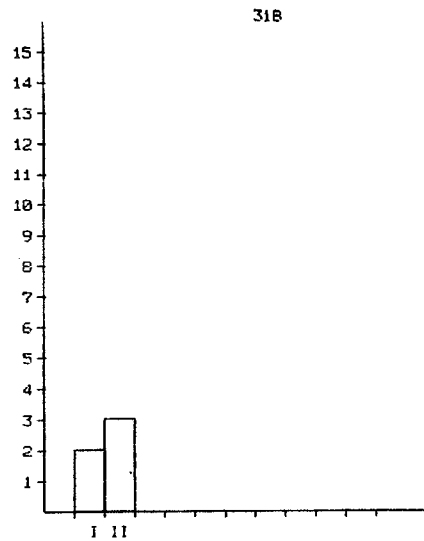


外為取扱高別分類

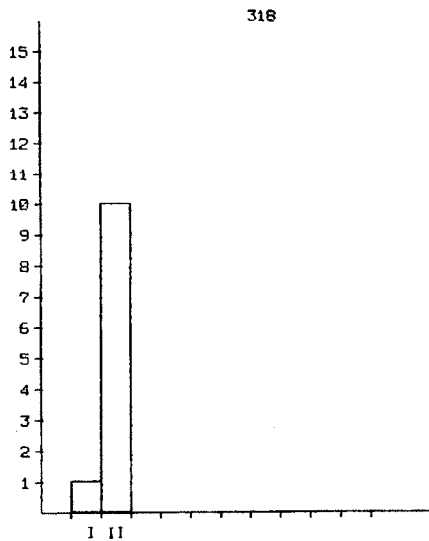
上位グループ



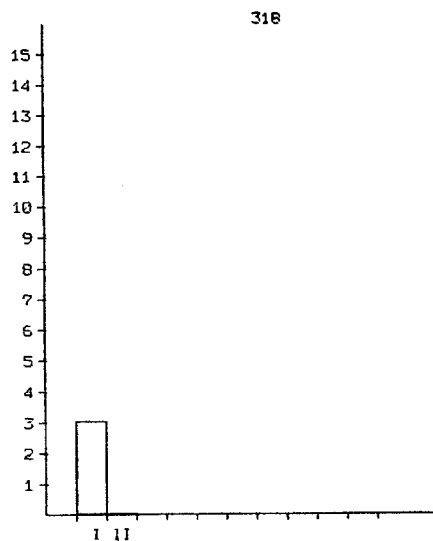
中・下位グループ



都銀グループ\*



長期グループ





預金種別分類(計)

		A	B	C
C.B. BIG FIVE				
(1)	11	*		
(2)	11	*		
(3)	11	*		
(4)	11		*	
(5)	11		*	
OTHERS				
(6)	11	*		
(7)	11		*	
(8)	11		*	
(9)	11	*		
(10)	11			
(11)	1			
(12)	1			
L.T.C.BANKS				
(13)	1			
(14)	1			*
(15)	1			*
		5	4	1

(I) いかなる場合も為替ポジションをスクエアしておく。

(II) 事情によっては、必ずしも為替ポジションをスクエアに維持する必要はない。

そうだとすれば、その事情とは、例えば、なんですか。

- A. 顧客ニーズに即応し操作
- B. 買戻の繰上、収益繰上
- C. リスクのかわ

319. (a) 海外での銀行周辺業務は貴行にとっては魅力がありますか。

(I) あ る ( )

(II) な い ( )

(b) あるとすれば、どのような業務ですか。順位をつけて下さい。

(I) 証券業務 ( )

(II) リース ( )

(III) コンサルティング ( )

(IV) カード業務 ( )

(V) その他 ( ) ( )

318. (a) 海外での銀行周辺業務は貴行にとっては魅力がありますか。

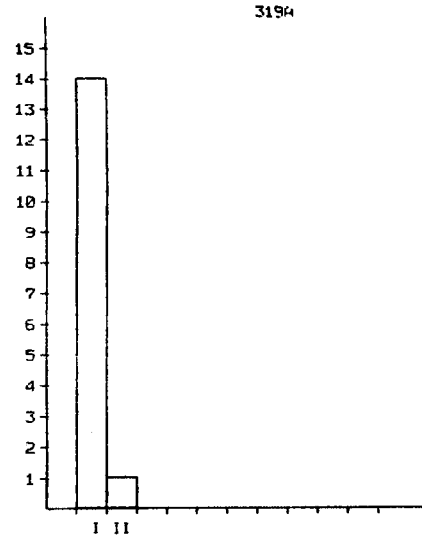
預金規模別分類(計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)	•	
(2)	•	
(3)	•	
(4)	•	
(5)	•	
OTHERS		
(6)	•	
(7)	•	
(8)	•	
(9)	•	
(10)	•	
(11)	•	
(12)		•
L.T.C. BANKS		
(13)	•	
(14)	•	
(15)	•	
TOTAL	14	1

(I) ある

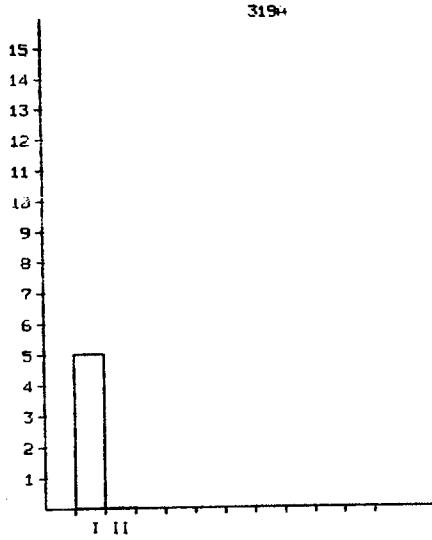
(II) ない

預金規模別分類(計)

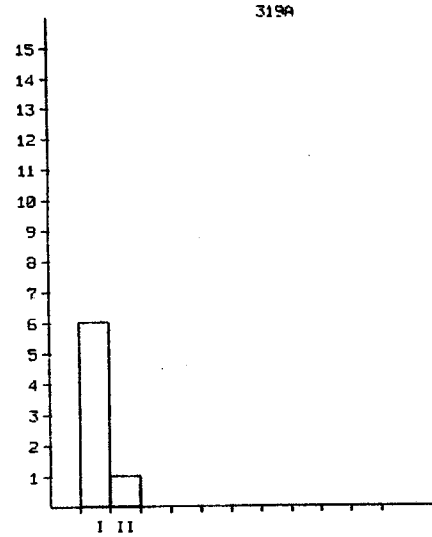


預金規模別分類

上位グループ



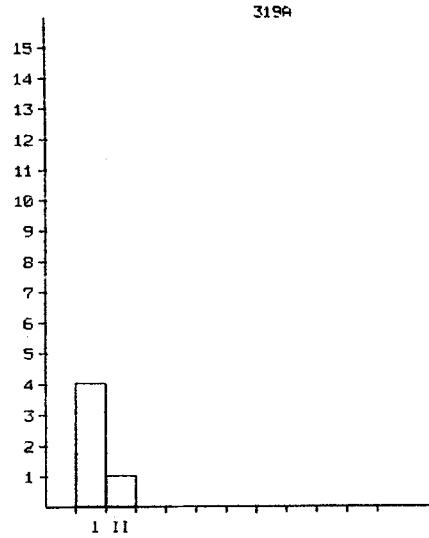
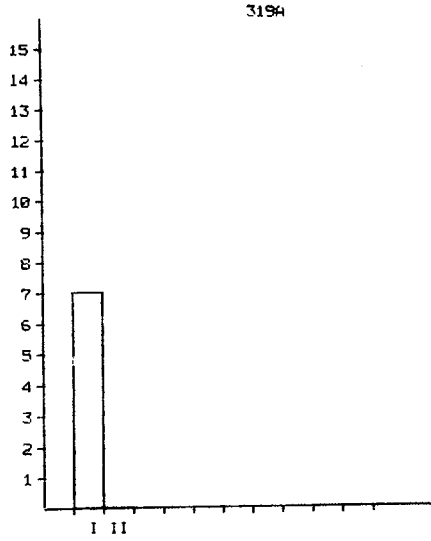
中・下位グループ



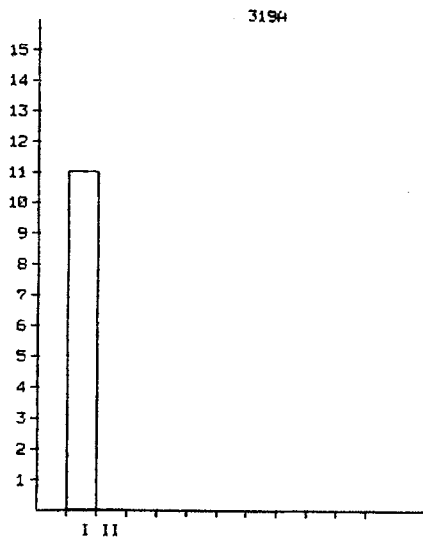
外為取扱高別分類

上位グループ

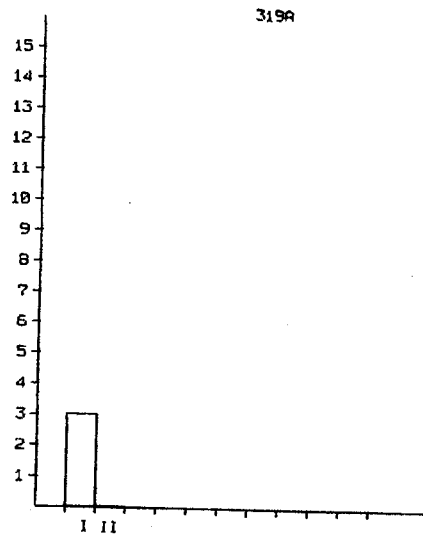
中・下位グループ



都銀グループ



長期グループ



(b) あるとすれば、どのような業務ですか。順位をつけて下さい。

預金種別分類(計)

	I	II	III	IV	V
C.B. BIG FIVE					
(1)	1	3	4	5	2
(2)	1	4	2	5	3
(3)	1	3	2	4	5
(4)	1	2	-	-	-
(5)	1	3	2	4	5
OTHERS					
(6)	-	-	-	-	-
(7)	1	2	3	4	-
(8)	1	-	-	-	-
(9)	1	2	3	4	5
(10)	2	1	-	-	-
(11)	1	-	2	-	-
(12)	-	-	-	-	-
L.T.C. BANKS					
(13)	1	2	3	-	-
(14)	1	3	2	-	-
(15)	1	-	-	-	-

- (I) 証券業務
- (II) リース
- (III) コンサルティング
- (IV) カード業務
- (V) その他

#### 4. 国際化を進めるにあたっての制約について





401. 貴行が国際化を進めるにあたって、銀行内部の制約と銀行外部からの制約のうちそれぞれもっとも重要なものを二・三あげて下さい。

(I) 内部的制約

(II) 外部からの制約

401. 貴行が国際化を進めるにあたって、銀行内部の制約と銀行外部からの制約のうちそれぞれもっとも重要なものを二・三あげて下さい。

(1) 内部的制約

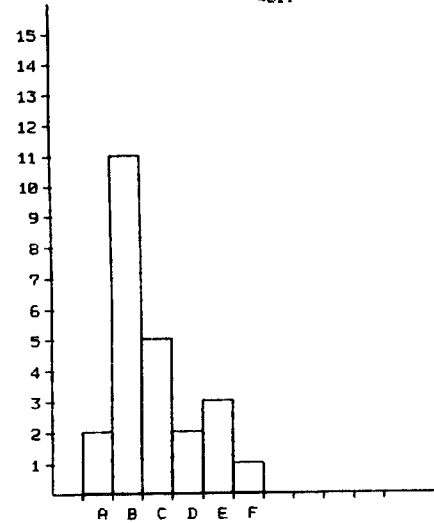
預金規模別分類 (計)

	I	A	B	C	D	E	F
C.B. BIG FIVE							
(1)			*	*			
(2)		*	*	*		*	
(3)			*		*	*	
(4)		*	*	*		*	
(5)			*				
OTHERS							
(6)			*	*			
(7)			*		*		
(8)			*				
(9)							*
(10)			-	-			
(11)			-	-			
(12)			*	*			
L.T.C.BANKS							
(13)			*				
(14)			*				
(15)			*				
TOTAL	I	2	11	5	2	3	1

- A. ローカル行員の人事問題  
 B. 人員不足・人材確保・人材養成  
 C. 情報収集能力の低く、ノウハウ不足、非日系案件の審査能力不足  
 D. 言語、地理、時間的コミュニケーションギャップ  
 E. 業務の合理化  
 F. 特になし

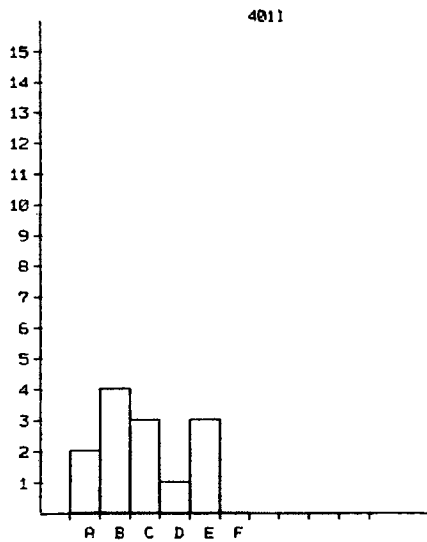
預金規模別分類 (計)

4011

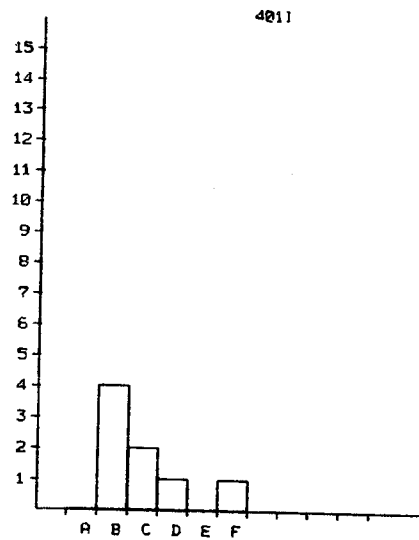


預金規模別分類

上位グループ

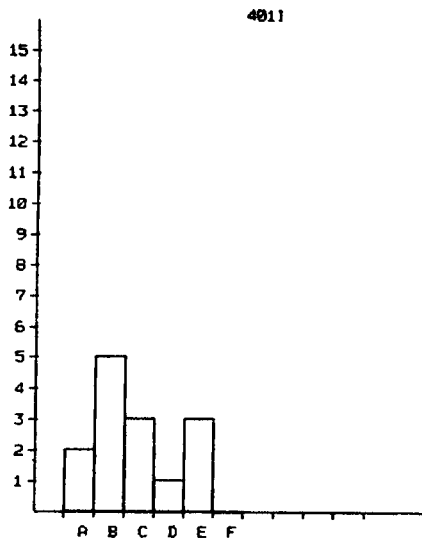


中・下位グループ

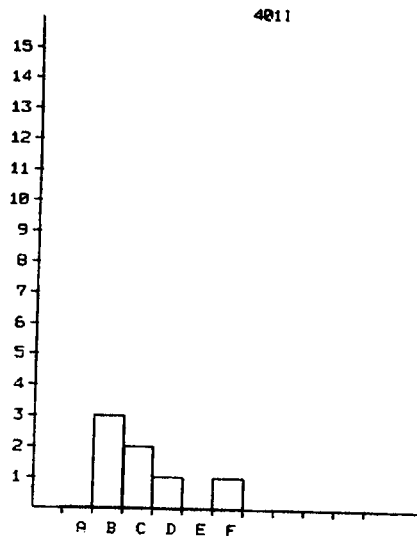


外為取扱高別分類

上位グループ

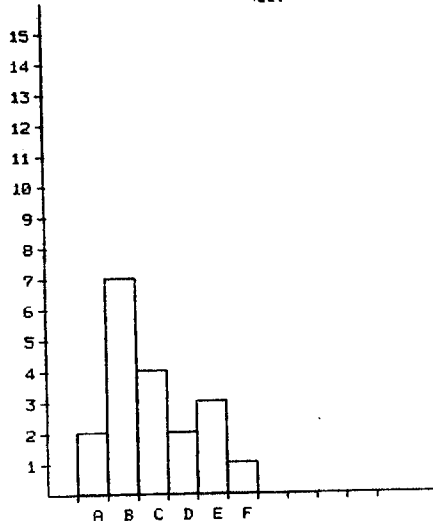


中・下位グループ



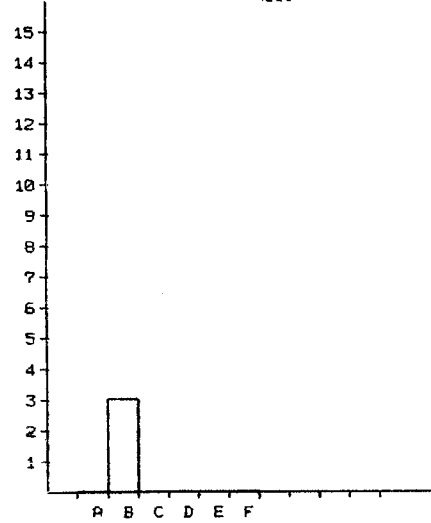
都銀グループ

4011



長期グループ

4011



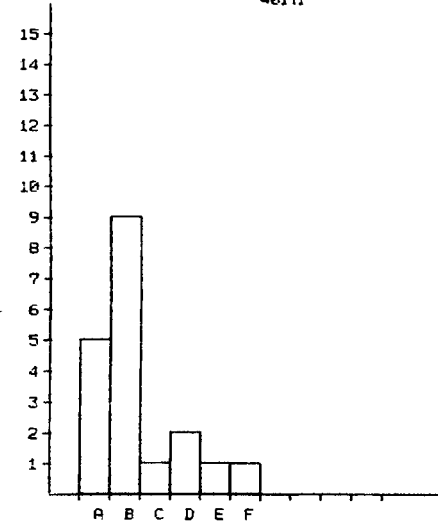
(1) 外部からの制約

預金規模別分類 (計)

預金規模別分類 (計)

	I	A	B	C	D	E	F
C.B. BIG FIVE							
(1)			*				
(2)		*	*				
(3)			*		*		
(4)		*	*				
(5)		-	-				
OTHERS							
(6)			*				
(7)		*	*				
(8)		*	*				*
(9)		*	*				
(10)		-	*				
(11)		*	*				
(12)		-	-				
L.T.C.BANKS							
(13)				*	*		
(14)						*	
(15)							
TOTAL	I	5	9	1	2	1	1

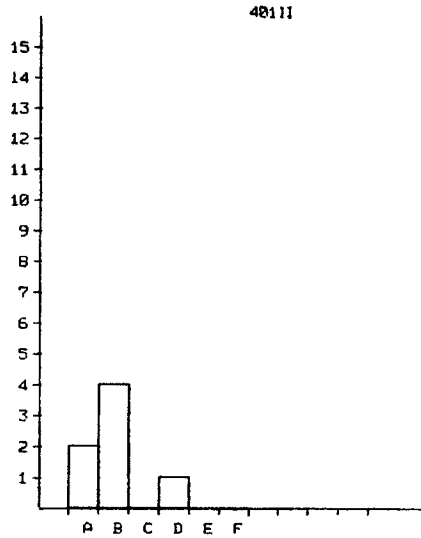
48111



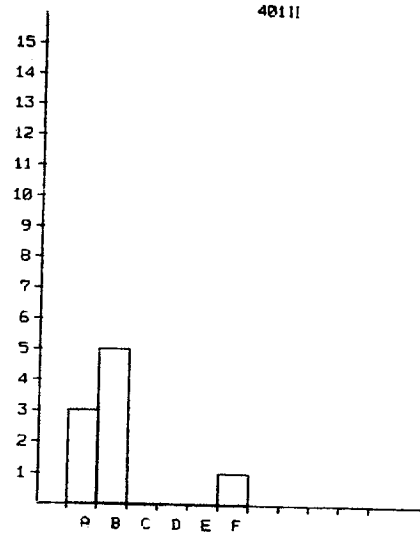
- A. 海外での外銀規制法への対応の業務進出制限
- B. 国内当局に付与された業務種別の規制
- C. 預金者のリスク把握が国内より難しい
- D. 外国銀行との競争上の劣位
- E. 顧客サイドからのニーズの低調
- F. 特になし

預金規模別分類

上位グループ

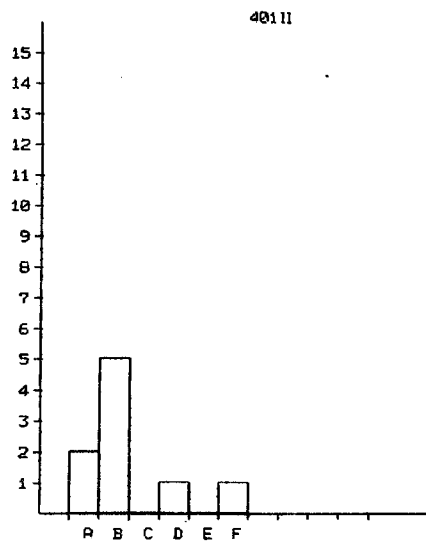


中・下位グループ

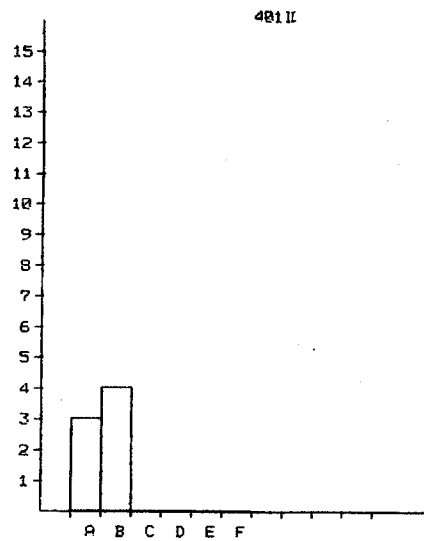




上位グループ

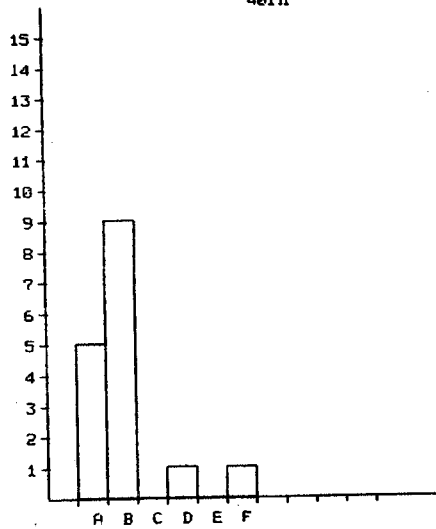


中・下位グループ



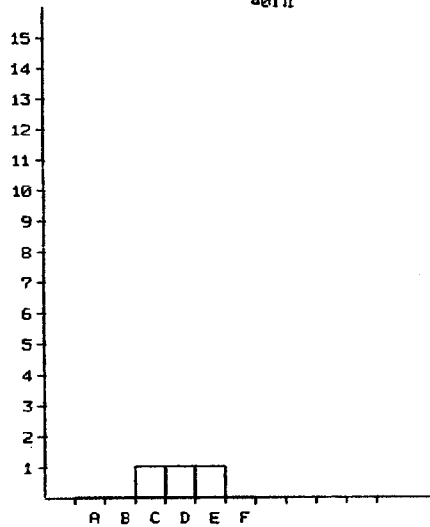
都銀グループ

4Q11



長期グループ

4Q11



402. 銀行内部の制約の解消・解決策をあげて下さい。

402. 銀行内部の制約の解消・解決策をあげて下さい。

預金規項別分類 (計)

	I	A	B	C	D	E	F	G	H	I
C.B. BIG FIVE										
(1)			*		*		*	*		
(2)		*	*		*	*				
(3)		*								
(4)		*	*	*		*				
(5)			*	*						
OTHERS										
(6)			*							
(7)			-							
(8)			*							
(9)										
(10)			-							*
(11)			-							
(12)										*
L.T.C.BANKS										
(13)			*							
(14)			*							
(15)									*	
TOTAL		3	8	2	2	2	1	1	1	2

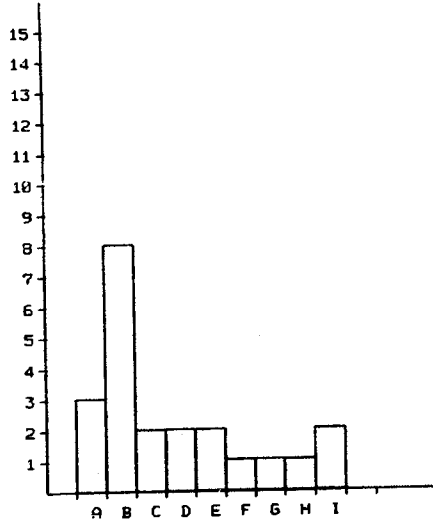
- A. ローカル行員対策や処遇方針の見直し
- B. 行員研修制度・人的内外交流・要員の重点配置
- C. 現地人登用
- D. 専管体制設置で専務の合理化
- E. カントリー・リスク評価手法の改善

- F. 情報収集能力向上・管理徹底
- G. 関連各種金融推進
- H. 広域に展開せず自己の分野に集中させる
- I. 特にない

預金規模別分類

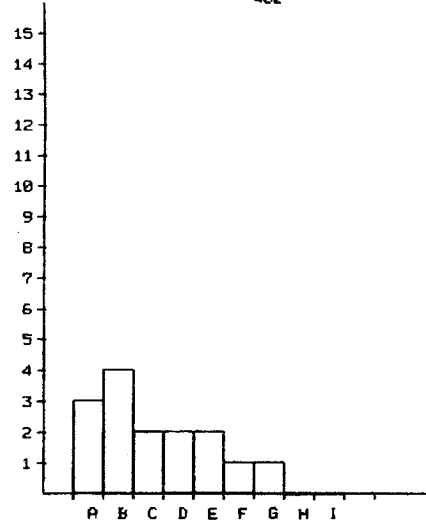
預金規模別分類(計)

402



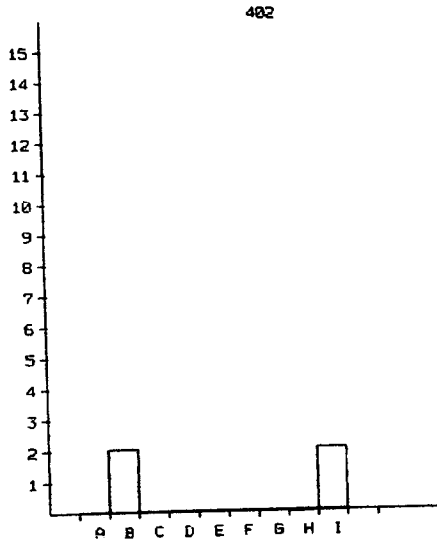
上位グループ

402

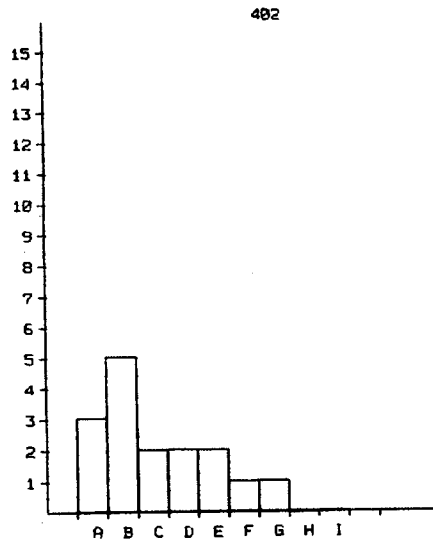


外為取扱高別分類

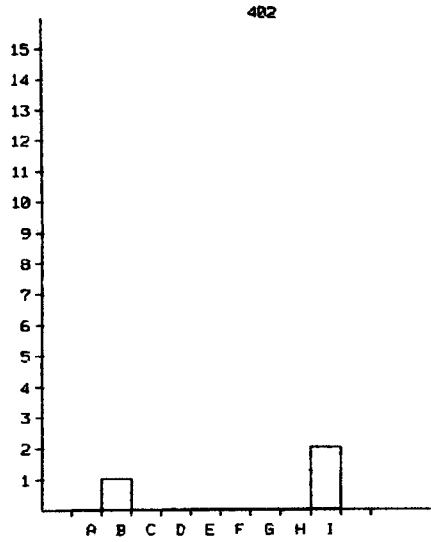
中・下位グループ



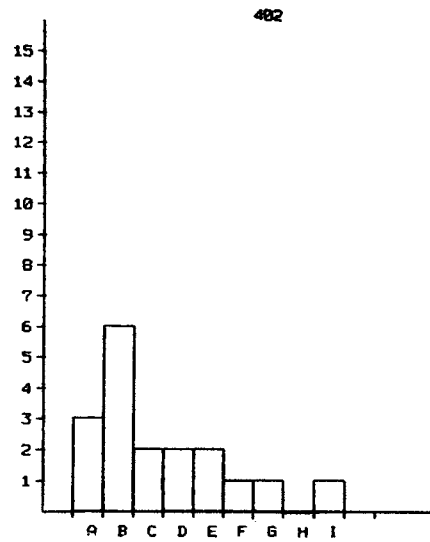
上位グループ



甲・下位グループ

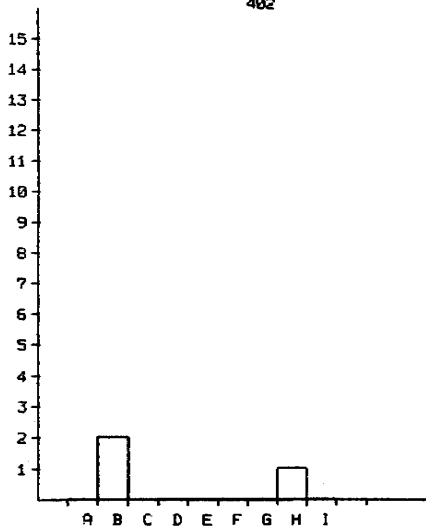


都銀グループ



長期グループ

482





403. 銀行の国際化を進めるためには円の国際化を進めることが重要と思いますか。

(I) 思う …………… その理由は ( )

(II) 思わない …………… その理由は ( )

403. 銀行の国際化を進めるためには円の国際化を進めることが重要だと思いますか。

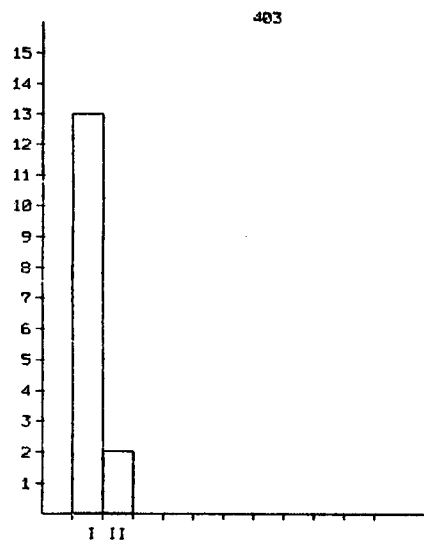
預金規模別分類 (計)

	I	II
C. B. BIG FIVE		
(1)	*	
(2)	*	
(3)	*	
(4)	*	
(5)		*
OTHERS		
(6)	*	
(7)	*	
(8)	*	
(9)	*	
(10)		*
(11)	*	
(12)	*	
L. T. C. BANKS		
(13)	*	
(14)	*	
(15)	*	
TOTAL	13	2

(I) 思う

(II) 思わない

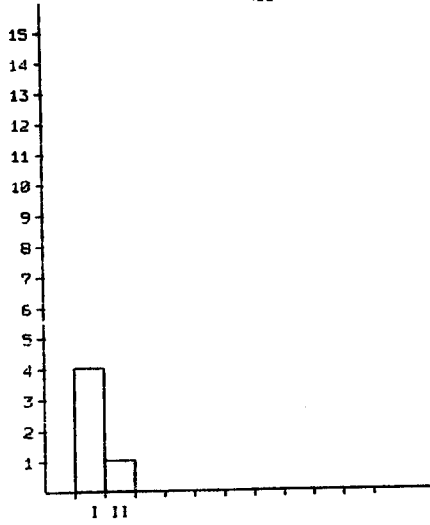
預金規模別分類 (計)



挿入地帯別分類

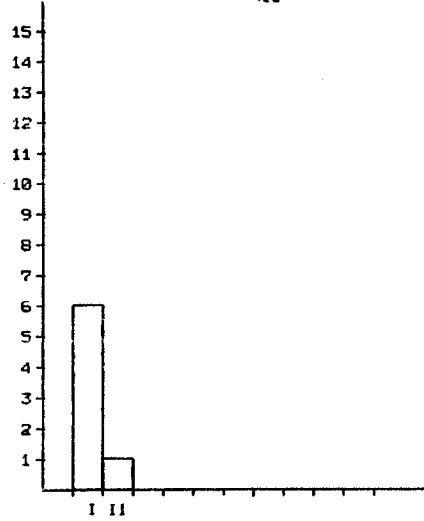
上位グループ

483



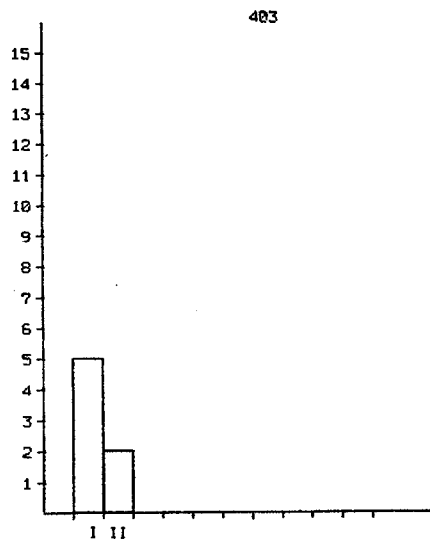
中・下位グループ

483

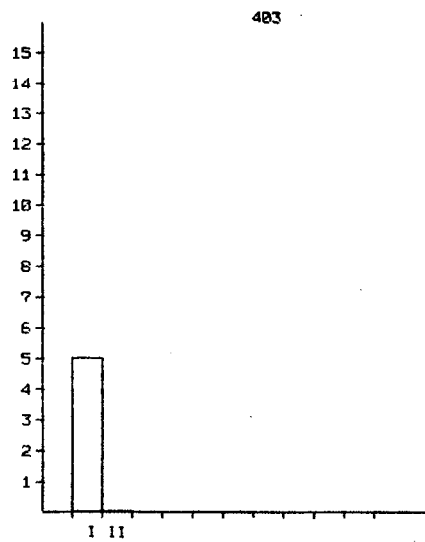


外為取扱高別分類

上位グループ

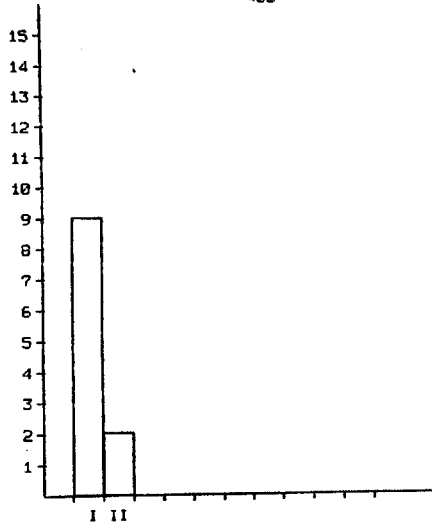


中・下位グループ



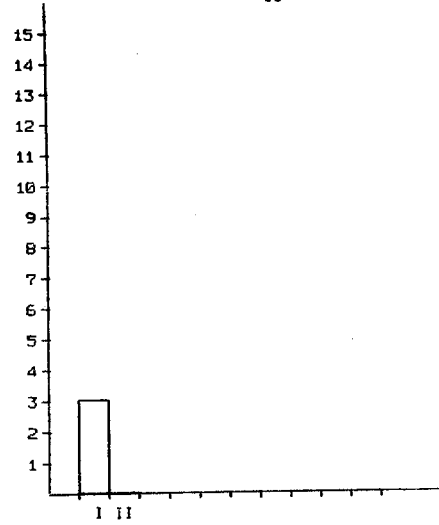
都銀グループ

483



長期グループ

483



その理由は

## 預金規模別分類(計)

		A	B	C	D	E
C.B. BIG FIVE						
(1)	I	*		*		
(2)	I				*	
(3)	I	*	*			
(4)	I		*			
(5)	II					*
OTHERS						
(6)	I		*			
(7)	I	*				
(8)	I	*				
(9)	I	*				
(10)	I					*
(11)	I			-		
(12)	I			-		
L.T.C. BANKS						
(13)	I	*				
(14)	I		*			
(15)	I		*			
		6	5	1	1	2

(I) 思う

(II) 思わない

- A. 全米預金金の運用を総合して一般に資金調達が容易で安定的に得られ、かつ初歩的に運用しうる。(借入金のみで対外貸出とまかなうには限界がある)
- B. 日本の銀行が競争力とわらうものは内業務である
- C. 通貨リスクを回避しうる
- D. 戦略高出の多様化の観点から
- E. 決定的要因とばならないから



## 5. 国際化の現状・成果について





501. 国際部門（外国為替部門も含む）の全部門に占める収益シェアは現在どの程度ですか（注：収益の定義は質問101の定義と同じです。）

- (I) 0 ~ 10 % ( )
- (II) 11 ~ 15 % ( )
- (III) 16 ~ 20 % ( )
- (IV) 21 ~ 25 % ( )
- (V) 26 ~ 30 % ( )
- (VI) 31 ~ 40 % ( )
- (VII) 41 ~ 50 % ( )
- (VIII) 51 % 以上 ( )

501. 国際部門<sup>(注)</sup>（外国為替部門も含む）の全部門に占める収益シェアは現在のどの程度ですか（注：収益の定義は質問 101 の定義と同じです。）

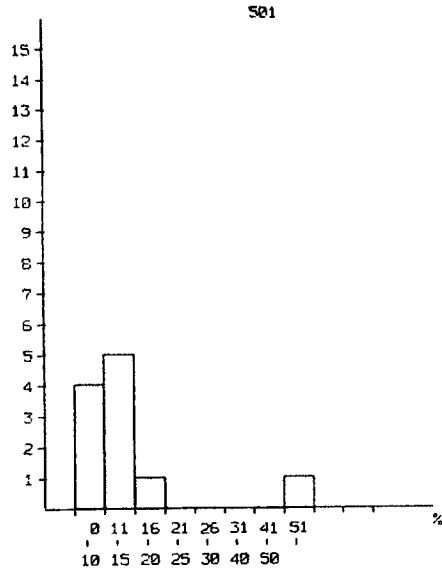
預金種別別分類（計）

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
C.B. BIG FIVE								
(1)		*						
(2)		*						
(3)		-						
(4)		*						
(5)		-						
OTHERS								
(6)		*						
(7)	*							
(8)			*					
(9)		-						
(10)								*
(11)	*							
(12)	*							
L.T.C. BANKS								
(13)		*						
(14)		-						
(15)	*							
TOTAL	4	5	1	0	0	0	0	1

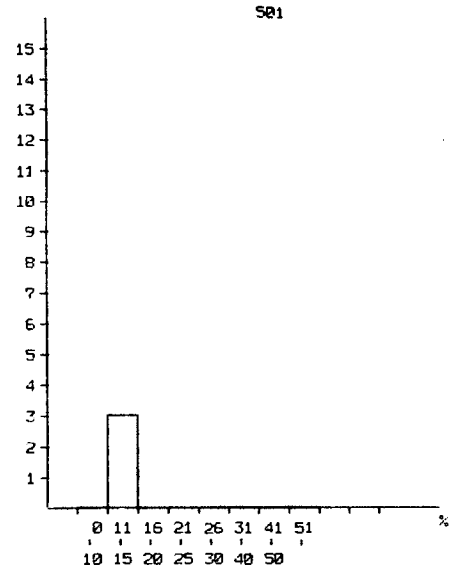
- (I) 0 ~ 10 %
- (II) 11 ~ 15 %
- (III) 16 ~ 20 %
- (IV) 21 ~ 25 %
- (V) 26 ~ 30 %
- (VI) 31 ~ 40 %
- (VII) 41 ~ 50 %
- (VIII) 51 % 以上

預金規模別分類

預金規模別分類 (計)

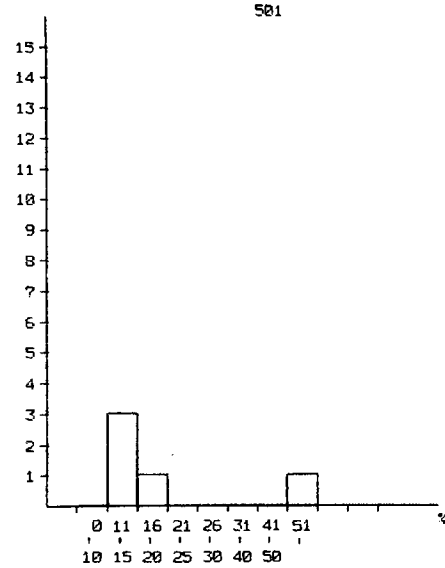
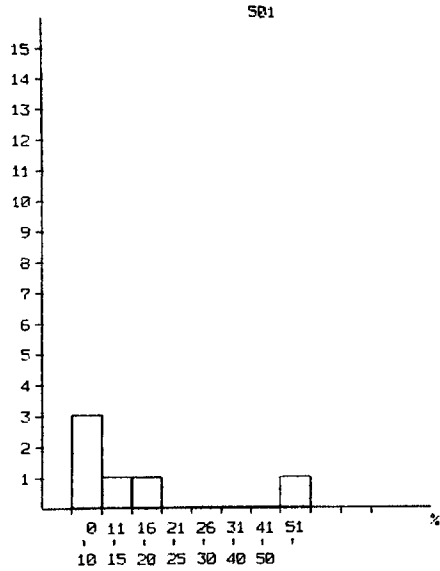


上位グループ

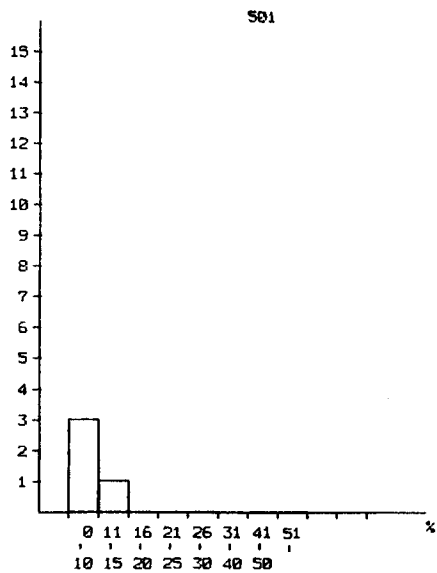


中・下位グループ

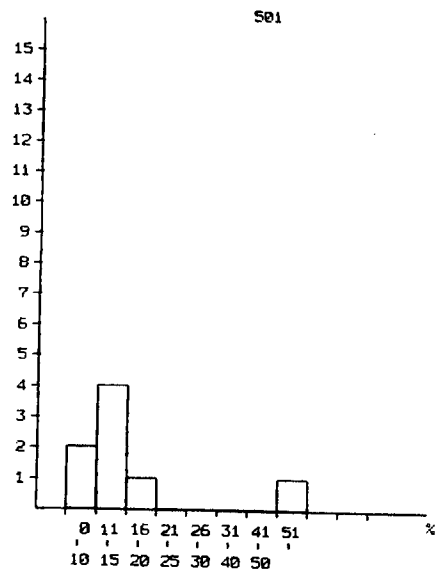
上位グループ



中・下位グループ

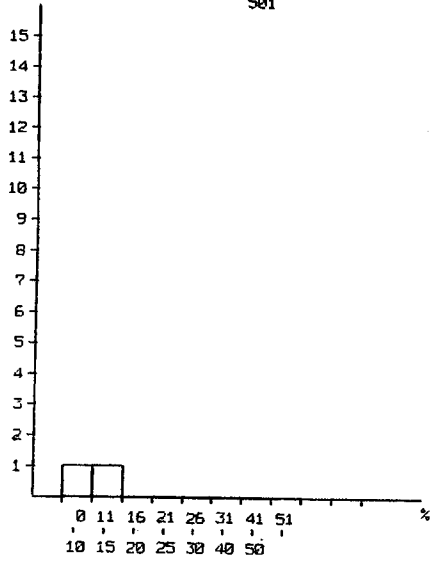


都銀グループ



長期グループ

501



502. この三年間で支店や派遣人員をとくに増加させた地域はどこでしょうか。

二つあげて下さい。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (I) 合衆国・カナダ  | ( ) |
| (II) 中南米     | ( ) |
| (III) 中近東    | ( ) |
| (IV) アジア     | ( ) |
| (V) 西ヨーロッパ   | ( ) |
| (VI) アフリカ    | ( ) |
| (VII) オセアニア  | ( ) |
| (VIII) 社会主義国 | ( ) |
| (IX) その他     | ( ) |



502. この三年間で支店や派遣人員をとくに増加させた地域はどこでしょうか。  
二つあげて下さい。

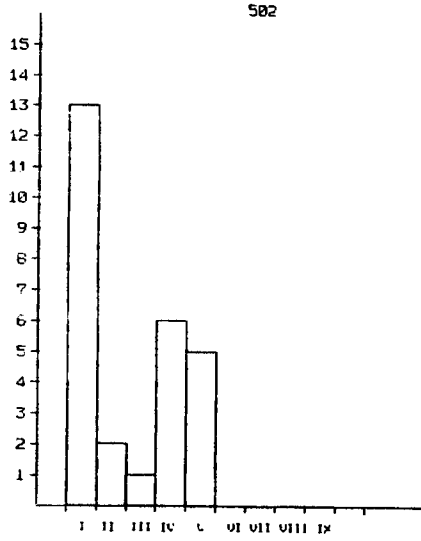
預金規模別分類 (計)

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
C.B. BIG FIVE									
(1)	*	*		*					
(2)	*			*					
(3)	*		*						
(4)	*				*				
(5)	-								
OTHERS									
(6)				*	*				
(7)	*			*	*				
(8)	*			*					
(9)	*			*					
(10)	*	*							
(11)	*			*					
(12)	*								
L.T.C. BANKS									
(13)	*				*				
(14)	*				*				
(15)	*								
TOTAL	13	2	1	6	5	0	0	0	0

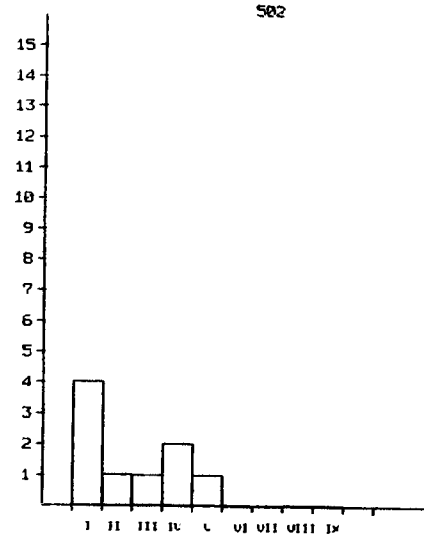
- (I) 合衆国・カナダ
- (II) 中南米
- (III) 中近東
- (IV) アジア
- (V) 西ヨーロッパ
- (VI) アフリカ
- (VII) オセアニア
- (VIII) 社会主義国
- (IX) その他

預金規模別分類

預金規模別分類 (計)

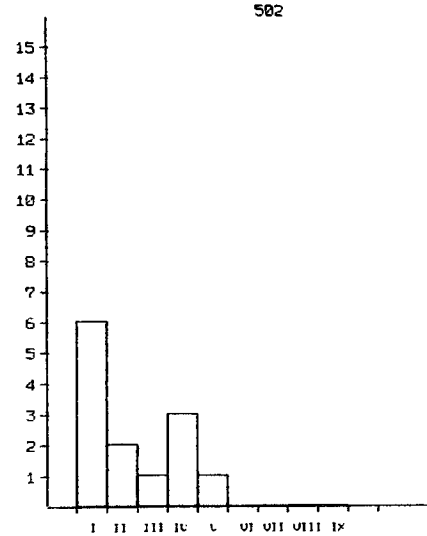
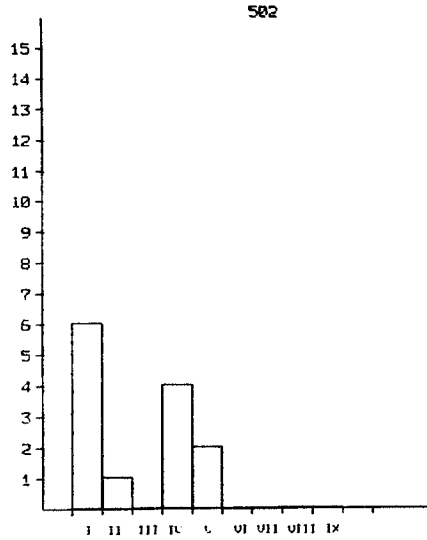


上位グループ

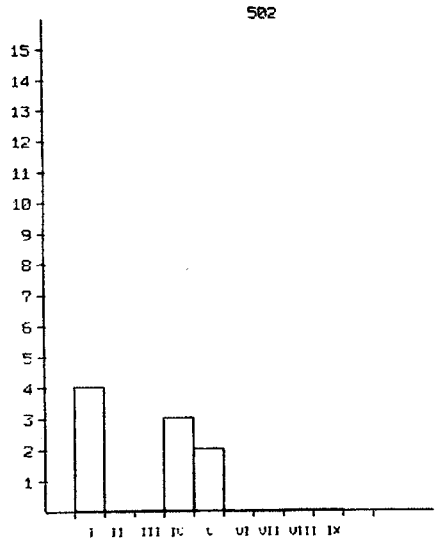


中・下位グループ

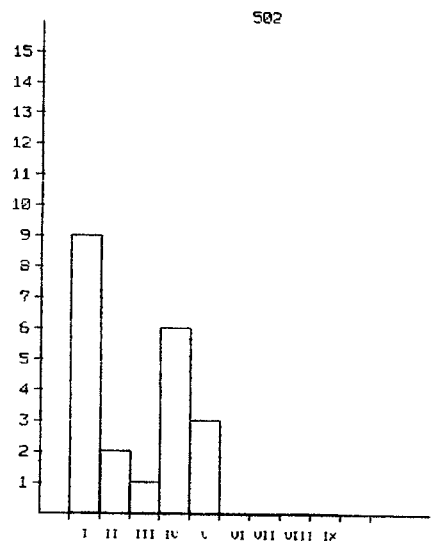
上位グループ



中・下位グループ

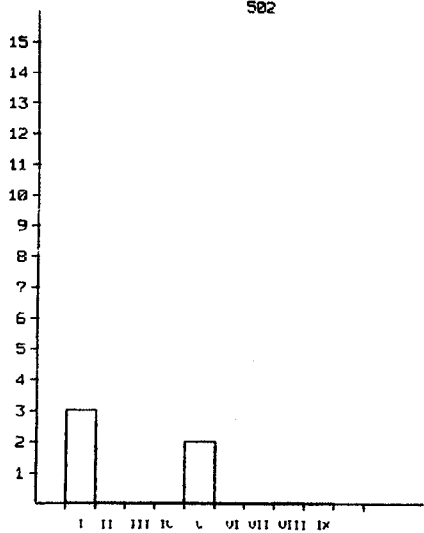


都銀グループ



長期グループ

502



503. 貴行は現在のところ業務上どの地域をとくに重要とご思いますか。二・三あげて下さい。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (I) 合衆国・カナダ  | ( ) |
| (II) 中南米     | ( ) |
| (III) 中近東    | ( ) |
| (IV) アジア     | ( ) |
| (V) 西ヨーロッパ   | ( ) |
| (VI) アフリカ    | ( ) |
| (VII) オセアニア  | ( ) |
| (VIII) 社会主義国 | ( ) |
| (IX) その他     | ( ) |

503. 貴行は現在のところ業務上の地域をとくに重要と認めますか。二・三あげて下さい。

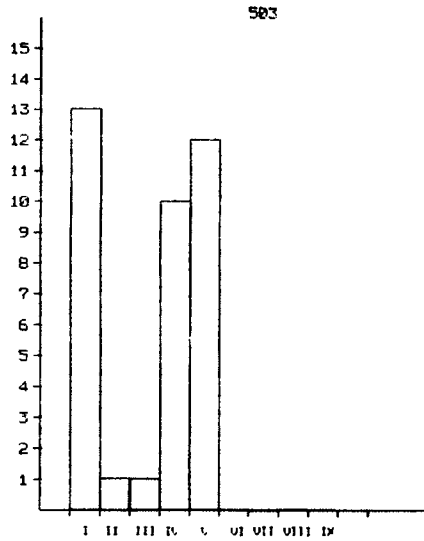
預金規模別分類 (計)

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
C. B. BIG FIVE									
(1)	*			*	*				
(2)	*			*	*				
(3)	*			*	*				
(4)	*			*	*				
(5)	-			-	-				
OTHERS									
(6)	*			*	*				
(7)	*			*	*				
(8)	*			*	*				
(9)	*			*	*				
(10)	-			-	-				
(11)	*			*	*				
(12)	*			*	*				
L. T. C. BANKS									
(13)	*	*	*	*	*				
(14)	*			*	*				
(15)	*			*	*				
TOTAL	13	1	1	10	12	0	0	0	0

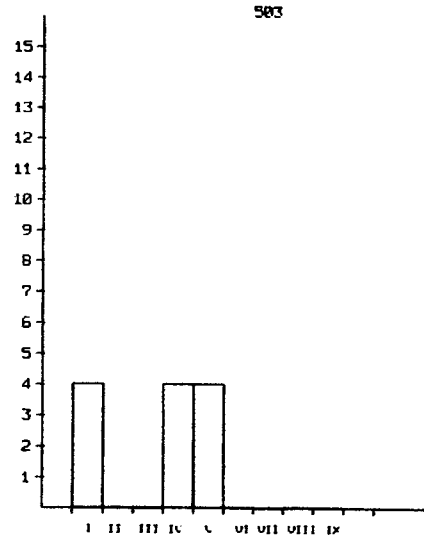
- (I) 合衆国・カナダ
- (II) 中南米
- (III) 中近東
- (IV) アジア
- (V) 西ヨーロッパ
- (VI) アフリカ
- (VII) オセアニア
- (VIII) 社会主義国
- (IX) その他

預金規模別分類

預金規模別分類 (計)



上位グループ

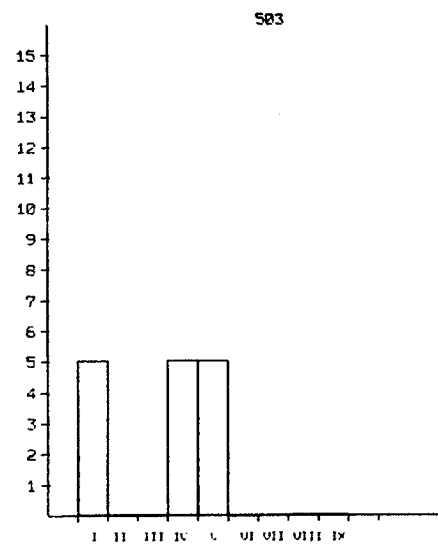
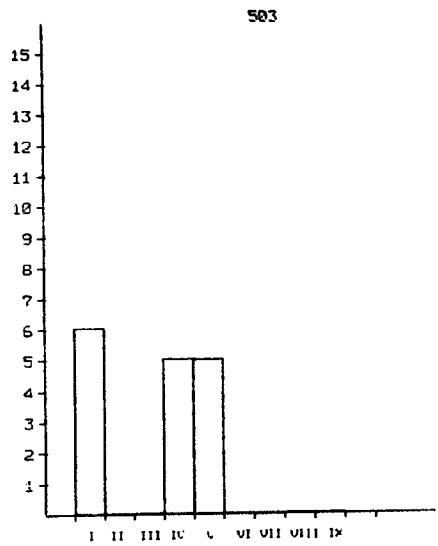




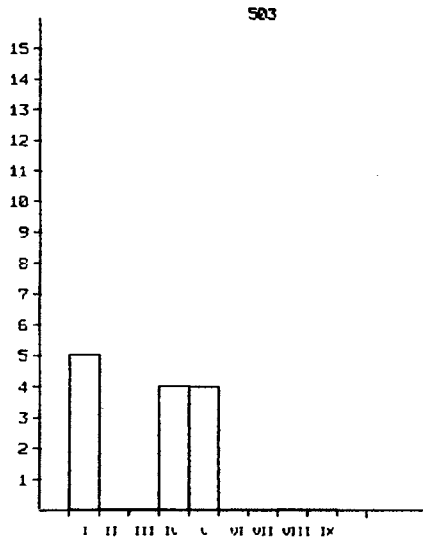
外為取扱高別分類

中・下位グループ

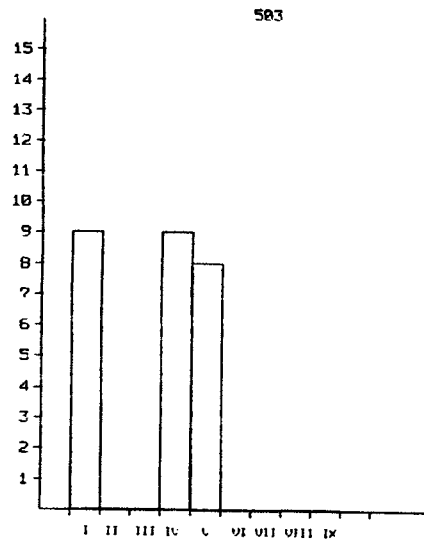
上位グループ



中・下位グループ

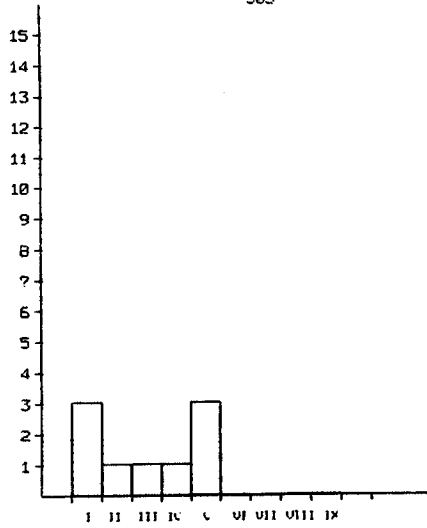


都銀グループ



長期グループ

503



## 6. 外国銀行の国際化の程度との比較



601. 外国の国際化した銀行（例えばFNCB, BOA, バークレイズ銀行等）と比較して、貴行の現段階の国際化をどのように評価されますか。

- (a) (I) 貴行の方が進んでいる ( )  
(II) 貴行の方がやや進んでいる ( )  
(III) ほぼ同水準 ( )  
(IV) 貴行の方がやや遅れている ( )  
(V) 貴行の方が遅れている ( )

(b) 進んでいる点があるとするば、どのような点ですか。

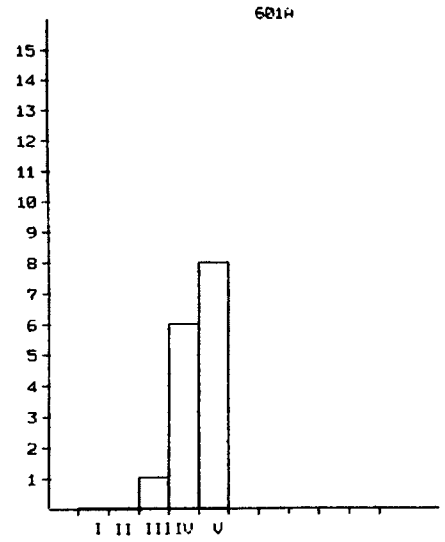
(c) 遅れている点があるとするば、どのような点ですか。

601. 外国の国際化した銀行（例えばFNCB, BOA, パークレイズ銀行等）と比較して、貴行の現段階の国際化をどのように評価されますか。

預金規模別分類（計）

	I	II	III	IV	V
C.B. BIG FIVE					*
(1)					*
(2)					
(3)				*	
(4)				*	
(5)				*	
OTHERS					*
(6)					*
(7)					*
(8)					*
(9)				*	
(10)			*		
(11)				*	
(12)					*
L.T.C.BANKS				*	
(13)				*	*
(14)					*
(15)					*
TOTAL	0	0	1	6	8

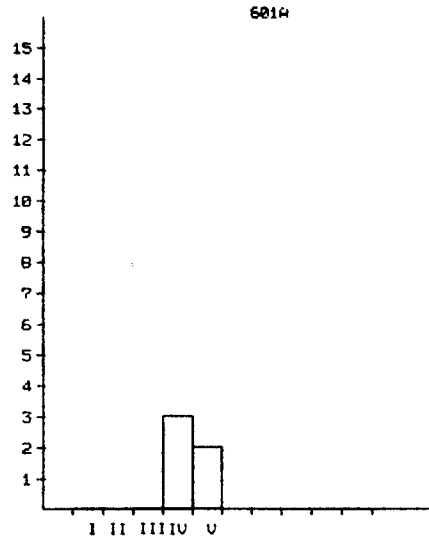
預金規模別分類（計）



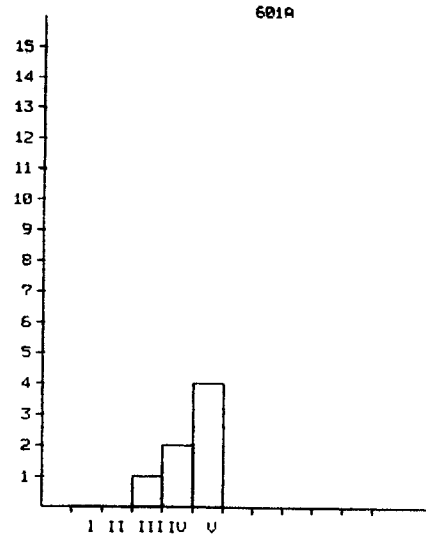
- (a) (I) 貴行の方が進んでいる
- (II) 貴行の方がやや進んでいる
- (III) はほぼ同水準
- (IV) 貴行の方がやや遅れている
- (V) 貴行の方が遅れている

預金種別分類

上位グループ



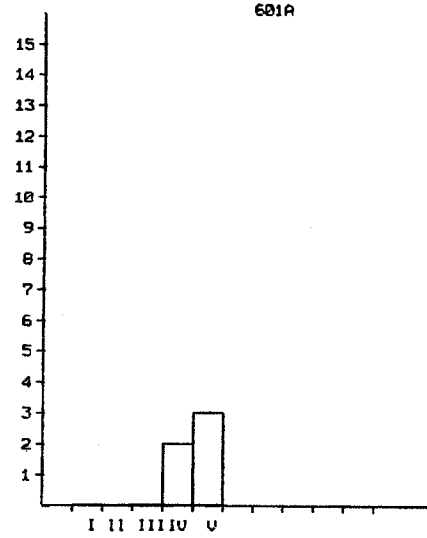
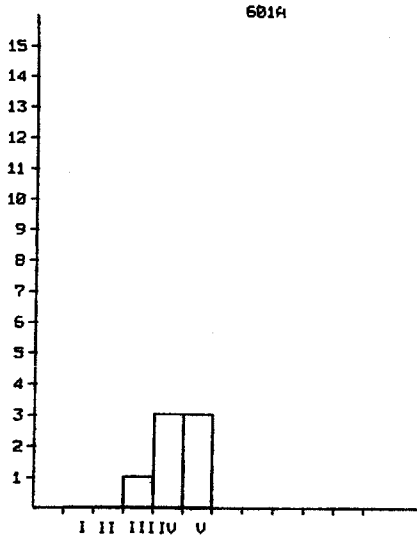
中・下位グループ



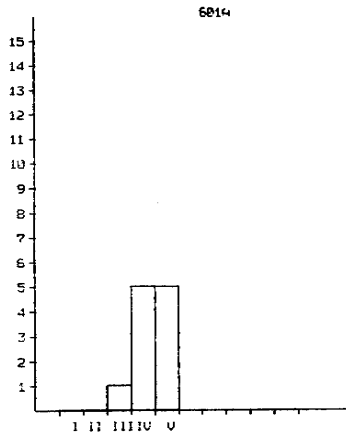


上位グループ

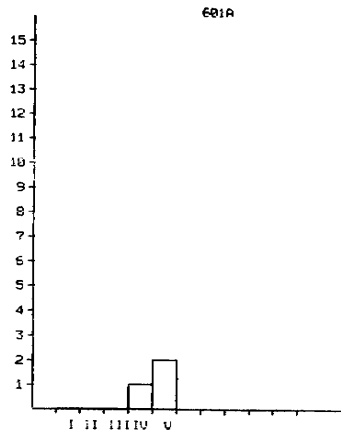
中・下位グループ



都銀グループ



長期グループ



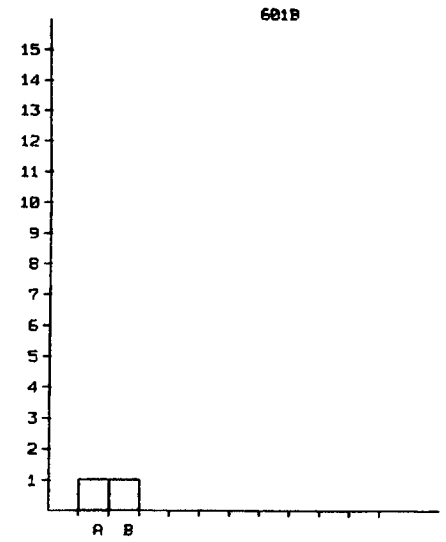
④ 進んでいる点があるとするば、どのような点ですか。

**預金種別分類 (計)**

	A	B
<b>C.B. BIG FIVE</b>		
(1)	•	
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
<b>OTHERS</b>		
(6)		
(7)		
(8)		•
(9)		
(10)		
(11)		
(12)		
<b>L.T.C. BANKS</b>		
(13)		
(14)		
(15)		
<b>TOTAL</b>	1	1

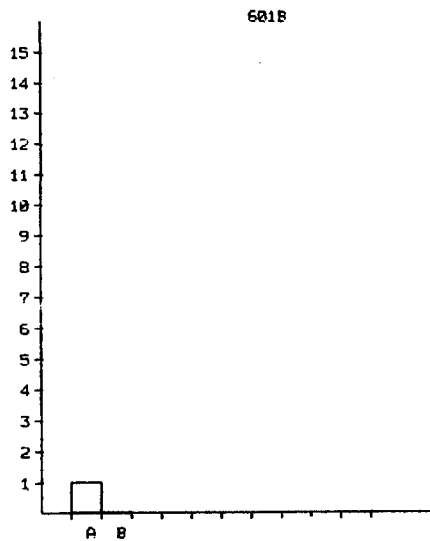
- A. 対日間連取引のよいサービス体制
- B. 特になし

預金種別分類 (計)

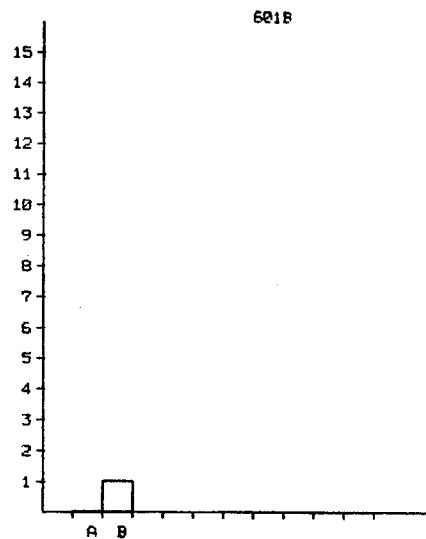


預金規模別分類

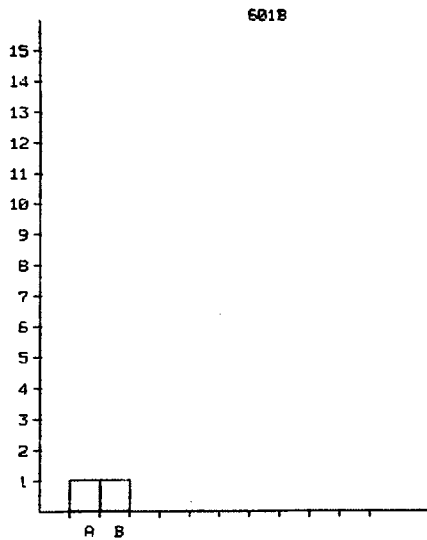
上位グループ



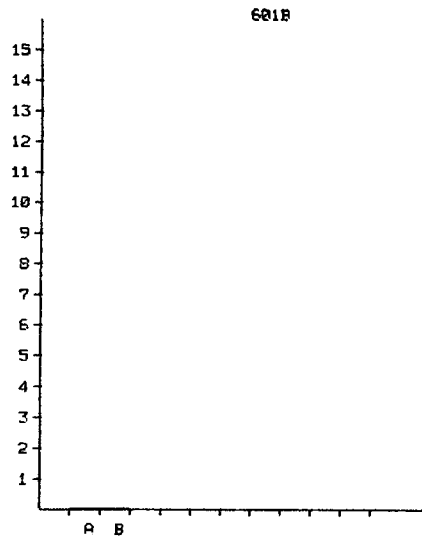
中・下位グループ



上位グループ

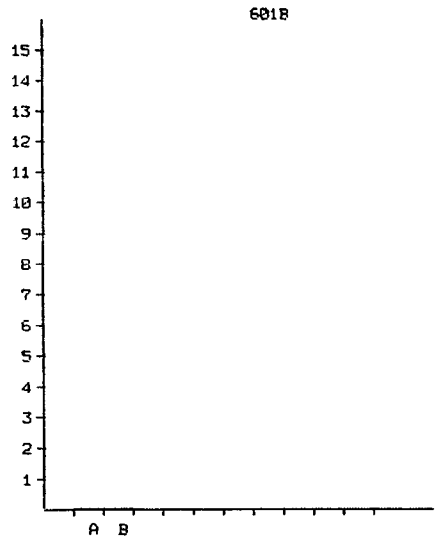
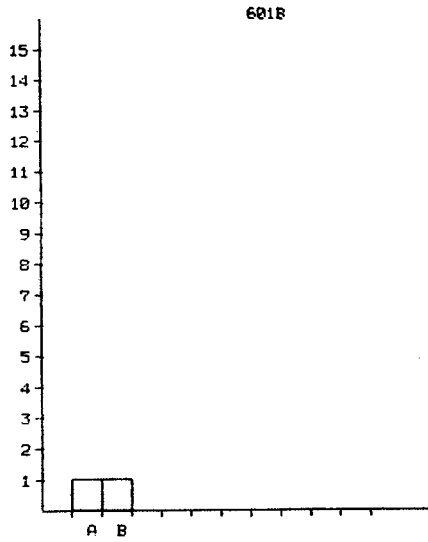


中・下位グループ



都銀グループ

長期グループ



(c) 遅れている点があるとすれば、どのような点ですか。

預金現預別分類(計)

	A	B	C	D	E	F	G	H
C.B. BIG FIVE								
(1)	*			*		*	*	
(2)	*			*				*
(3)	*	*						*
(4)	*	*		*		*		
(5)	*		*			*		
OTHERS								
(6)	*			*	*			
(7)	*		*				*	
(8)		*	*		*			
(9)	*						*	
(10)			*					
(11)								*
(12)								*
L.T.C. BANKS								
(13)				*	*			
(14)	*						*	*
(15)	*	*			*			
TOTAL	10	4	4	5	4	3	4	5

A. 拠点網

B. 証券業務及び業務の多様化

C. 現地市場企業との取引業務の現地化

D. 情報収集力、ノウハウ

E. 資金調達力

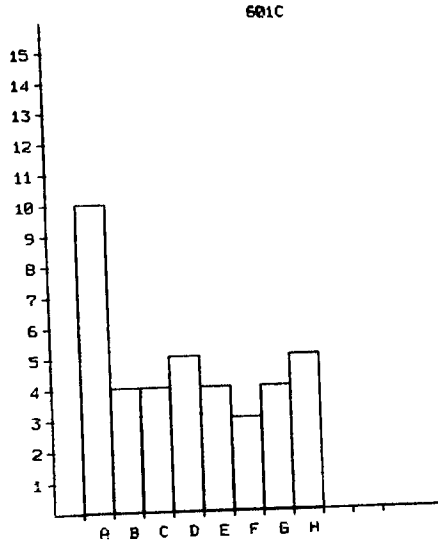
F. 人的資源の量と質

G. 海外業務・対外資産の規模の劣位

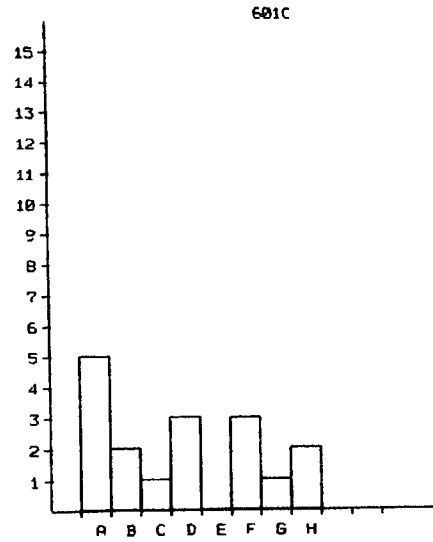
H. その他専務関係の整備・合理化・海外業務全般

預金規模別分類

預金規模別分類(計)



上位グループ

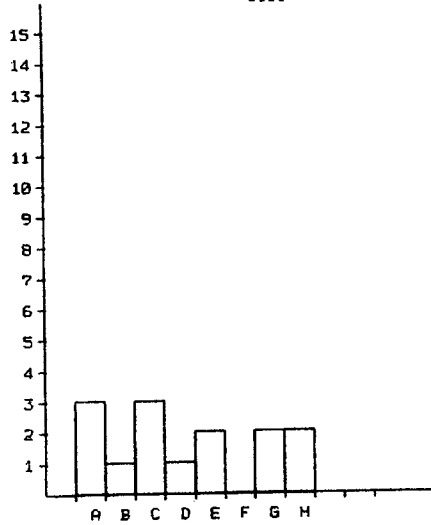




外為取扱高別分類

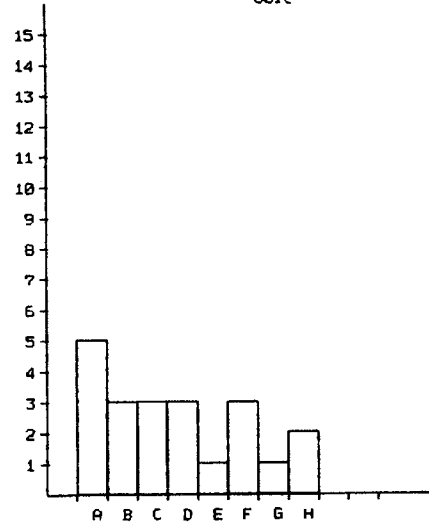
中・下位グループ

601C

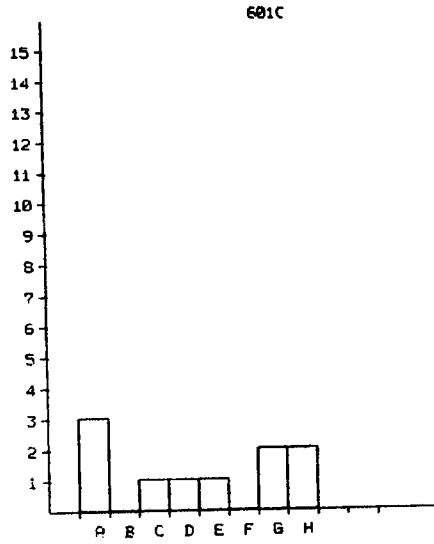


上位グループ

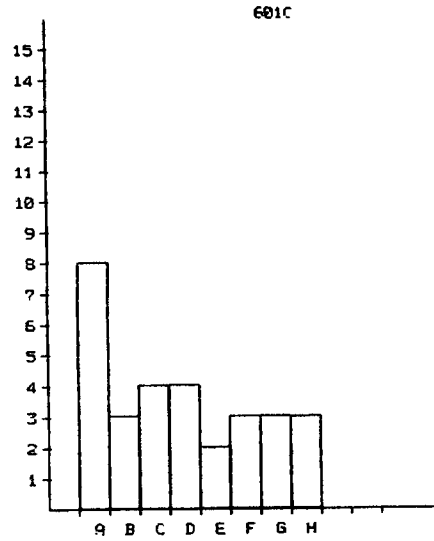
601C



中・下位グループ

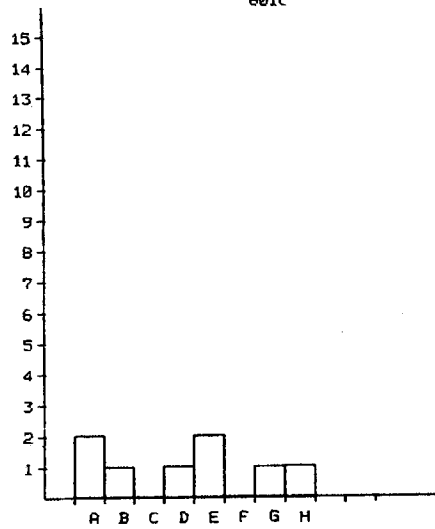


都銀グループ



長期グループ

601C



602. 外国銀行ないし外国企業は、日本の都市銀行間に信用度についてとくに差異があると考えて行動されていますか。

(I) 差異はない。( )

(II) 差異がある。( )

602. 外国銀行ないし外国企業は、日本の都市銀行間に信用度についてとくに差異があると考えて行動されていますか。

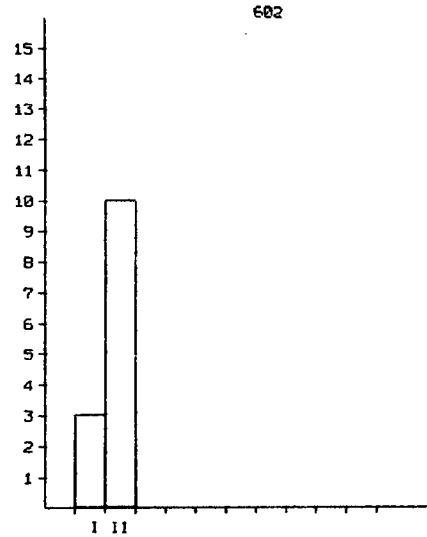
預金種別分類(計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)		*
(2)		*
(3)		*
(4)		*
(5)	*	
OTHERS		
(6)		*
(7)	*	
(8)		*
(9)		-
(10)		*
(11)		*
(12)		-
L.T.C. BANKS		
(13)		*
(14)		*
(15)	*	
TOTAL	3	10

(I) 差異はない。

(II) 差異がある。

預金種別分類(計)

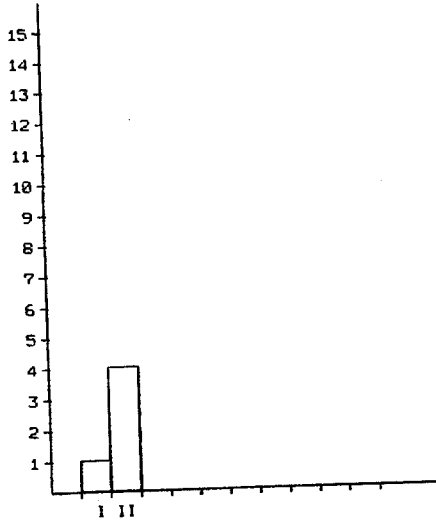


602

預金規模別分類

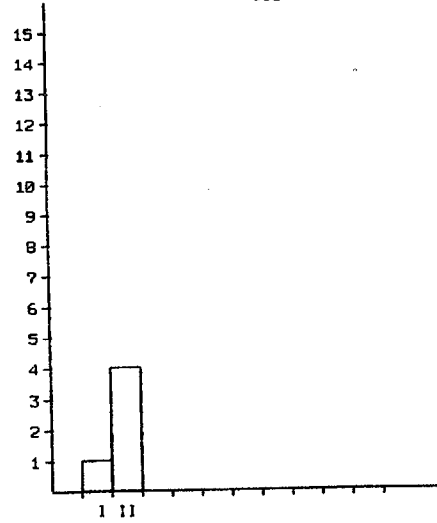
上位グループ

602



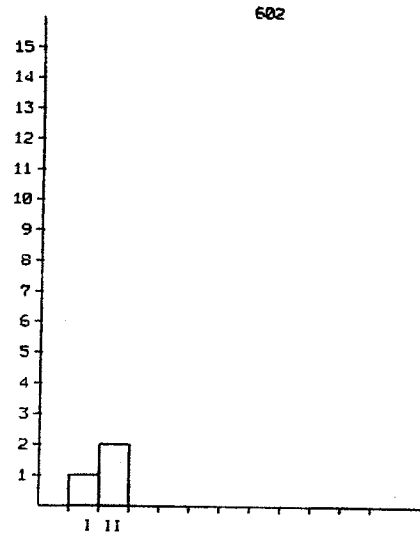
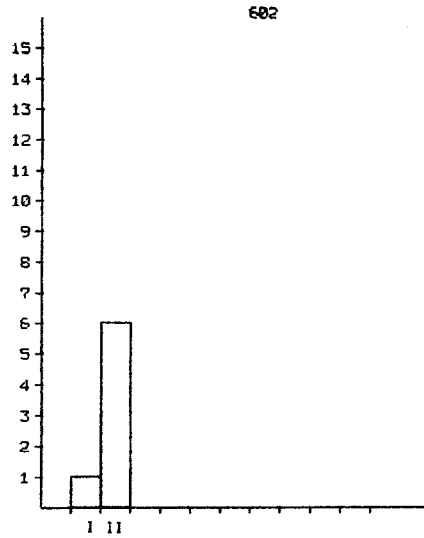
中・下位グループ

602



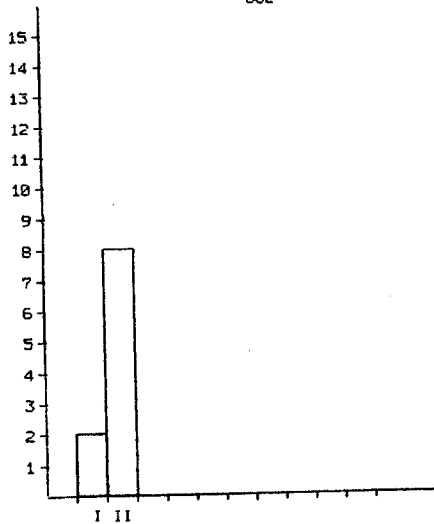
上位グループ

中・下位グループ



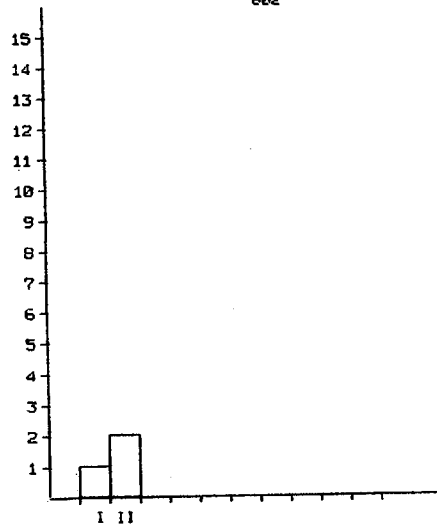
都銀グループ

602



長期グループ

602







603. 既に国際化した先発外国銀行に比べて貴行が業務の国際化を推進するにあたって、特に困難な分野・問題などがありますか。

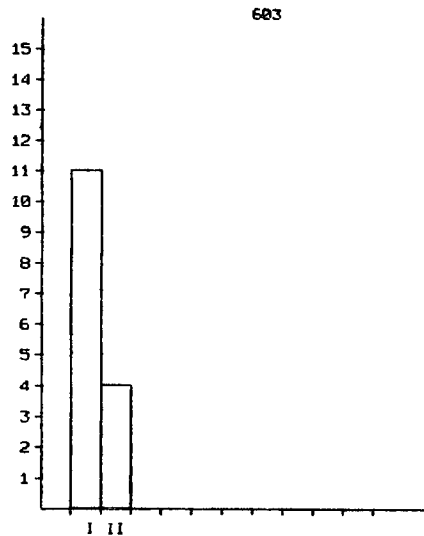
預金規模別分類 (計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)	•	
(2)	•	
(3)		•
(4)	•	
(5)	•	
OTHERS		
(6)	•	
(7)	•	
(8)	•	
(9)		•
(10)		•
(11)	•	
(12)		•
L.T.C.BANKS		
(13)	•	
(14)	•	
(15)	•	
TOTAL	11	4

(I) ある

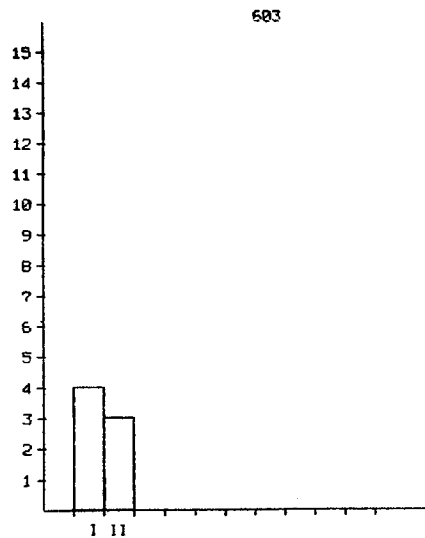
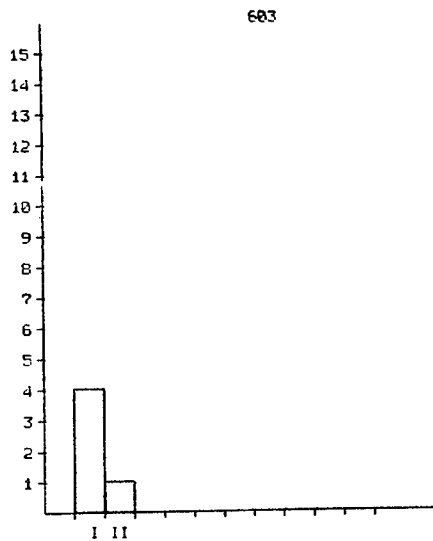
(II) ない

預金規模別分類 (計)



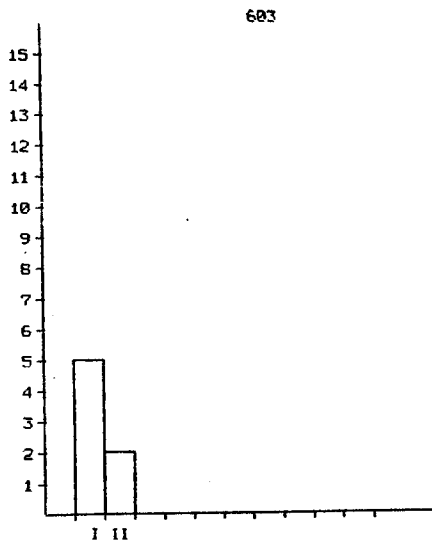
上位グループ

中・下位グループ

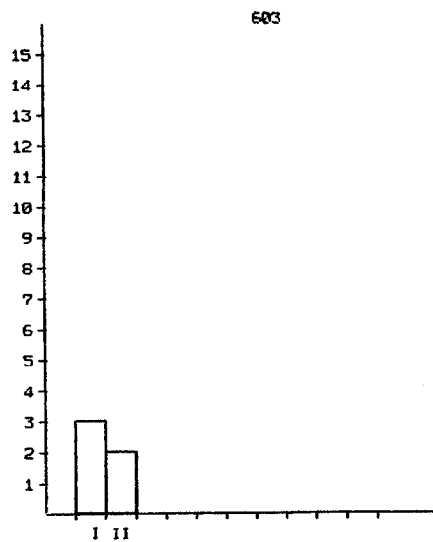


外為取扱高別分類

上位グループ

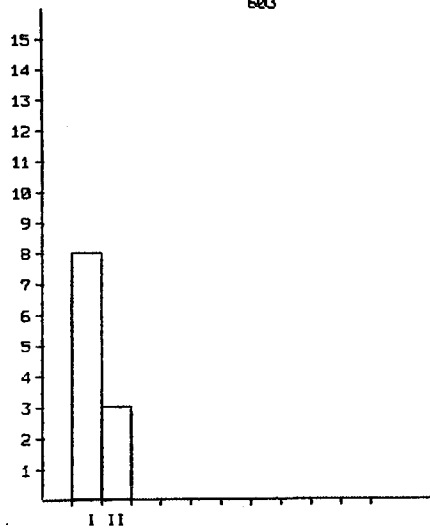


中・下位グループ



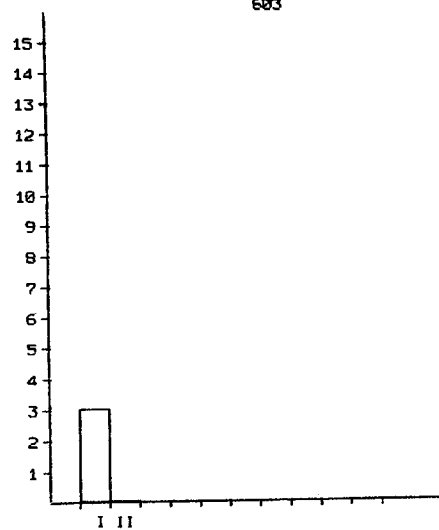
都銀グループ

603



長期グループ

603



その間隔とは

預金規模別分類 (計)

		A	B	C	D	E	F	G	H
C.B. BIG FIVE									
(1)	I				*		*		
(2)	I						*		
(3)	II						*		
(4)	I				*				
(5)	I			*					
OTHERS									
(6)	I		*					*	
(7)	I								
(8)	I			*	*				
(9)	II					*			
(10)	II					*			
(11)	I					*			
(12)	II					*			
L.T.C.BANKS									
(13)	I	*				*			*
(14)	I					*			
(15)	I	*	*						
		2	2	2	3	3	3	1	1

(I) ある

(II) ない

A. 人的要員確保

B. 海外業務のノウハウ

C. 業務の現地化

D. 資金の調達

E. 当局の銀行行政

F. 証券信託業務(非日系案件に於ける融資業務を含む)

G. 企業の海外活動力が弱く、その上海外進出大企業との取引が弱い

H. 運用利回り・利鞘がよい



## 7. 海外業務化に関する銀行行政について





701. 海外支店・駐在員事務所の新設やその所在地選定について政策当局の現在までの方針についてどのように考えられますか。

- (I) すでに過当競争の状態であるからもっと厳しくすべきである ( )
- (II) 現状のままでよい ( )
- (III) 支店や駐在員事務所の認可方式は現在のままでよいが、設置場所の選定についてはもっと自由にした方がよい。 ( )
- (IV) 現在の認可方式をもっと自由にすべきである。 ( )

701. 海外支店・駐在員事務所の新設やその所在地選定について政策当局の現在までの方針についてどのように考えられますか。

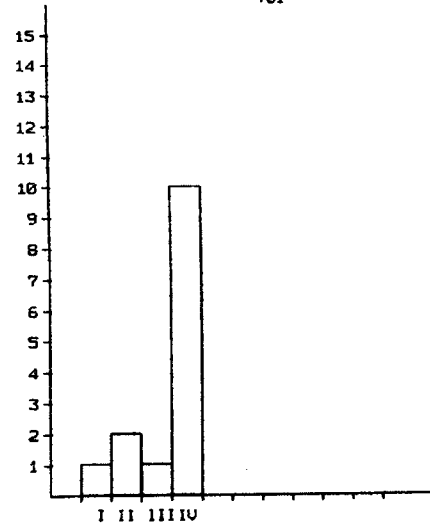
預金観測別分類(計)

	I	II	III	IV
C.B. BIG FIVE				*
(1)				*
(2)				*
(3)				*
(4)				*
(5)				*
OTHERS				*
(6)				*
(7)				-
(8)				*
(9)				*
(10)	*			
(11)		*		*
(12)				*
L.T.C. BANKS				*
(13)		*		*
(14)				*
(15)			*	
TOTAL	1	2	1	10

- (I) すでに過当競争の状態であるからもっと厳しくすべきである  
 (II) 現状のままでよい  
 (III) 支店や駐在員事務所の認可方式は現在のままでよいが、設置場所の選定についてはもっと自由にした方がよい。  
 (IV) 現在の認可方式をもっと自由にすべきである。

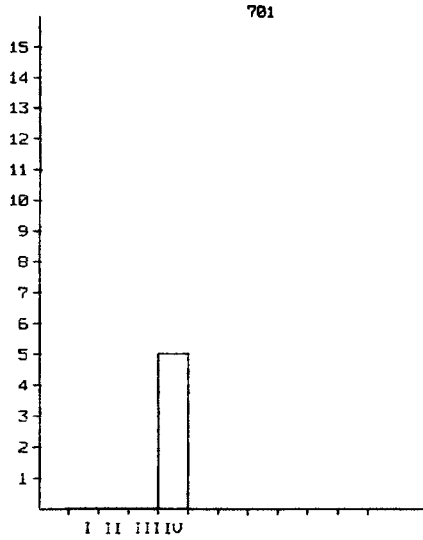
預金観測別分類(計)

701

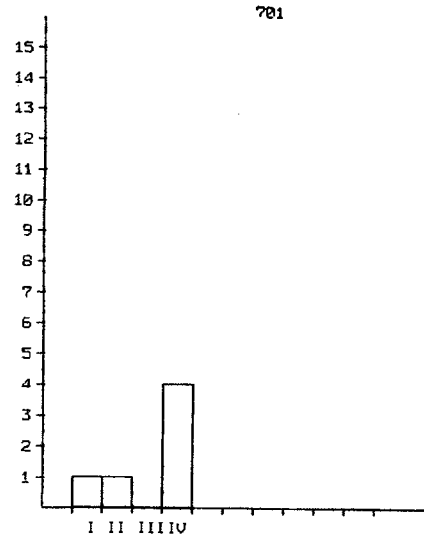


預金規模別分類

上位グループ

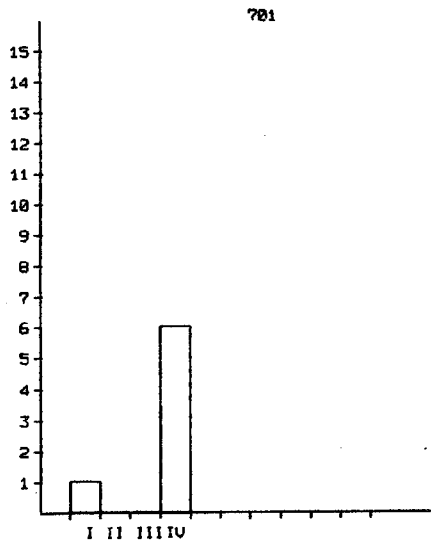


中・下位グループ

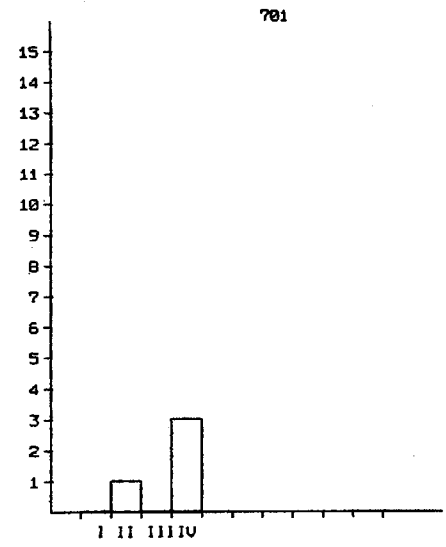


外為取扱高別分類

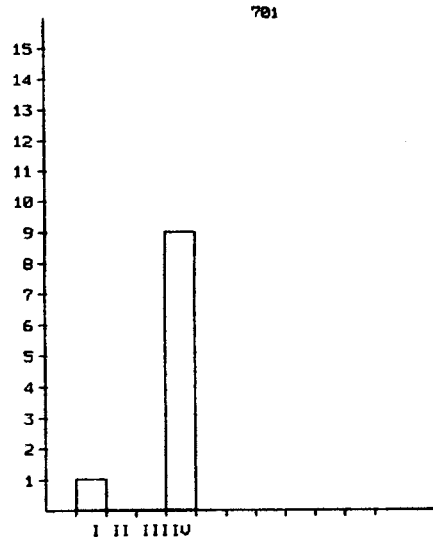
上位グループ



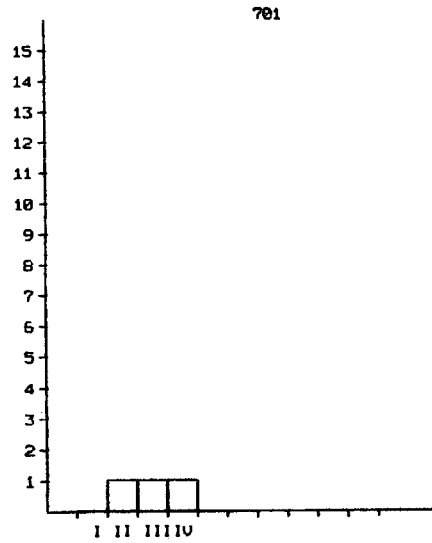
中・下位グループ



都銀グループ



長期グループ



702. 日本の銀行の国際化を進めるにあたって、現在の日本の為替管理のうちでとくに障害となっているものがあればあげて下さい。

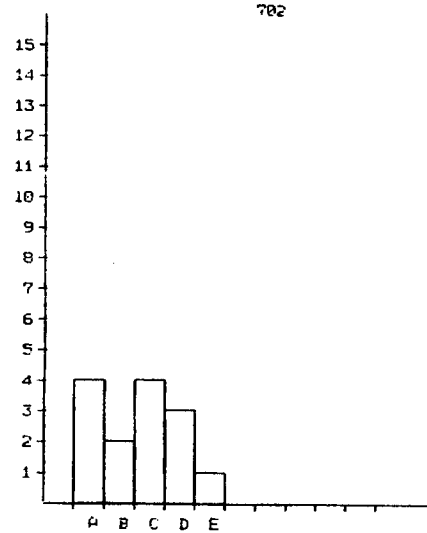
702. 日本の銀行の国際化を進めるにあたって、現在の日本の為替管理のうちでとくに障害となっているものがあればあげて下さい。

預金規模別分類 (計)

預金規模別分類 (計)

	A	B	C	D	E
C.B. BIG FIVE					
(1)			*	*	
(2)	*				
(3)	-		-		
(4)	*	*	*		
(5)	*				
OTHERS					
(6)		*	*	*	
(7)			*		
(8)	*				
(9)					*
(10)	-		-		
(11)	-		-		
(12)	-		-		
L.T.C. BANKS					
(13)				*	
(14)	-		-		
(15)	-		-		
TOTAL	4	2	4	3	1

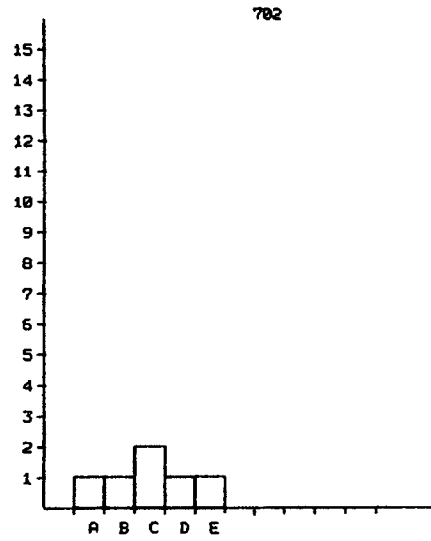
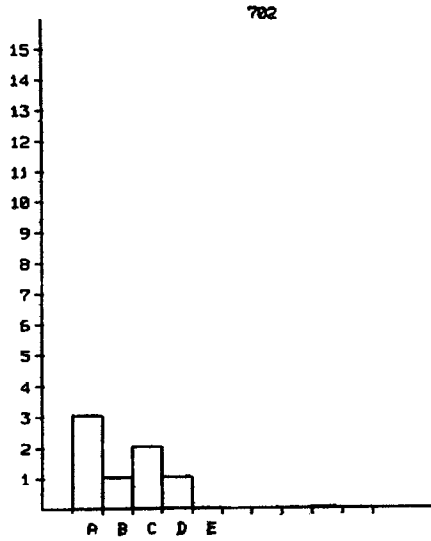
- A. 通物持高規制、円較換規制
- B. 非居住者円預金への過度の準備率適用
- C. 中長期貸出規制、新可届出制
- D. 為替手続きの煩雑さ、標準決済方式規定、拠点間銀行行政指導など
- E. 特になし





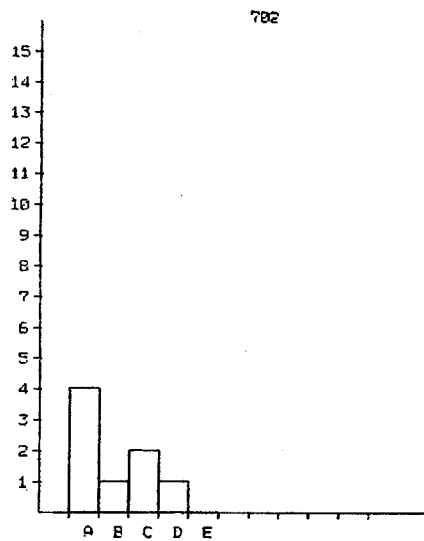
上位グループ

中・下位グループ

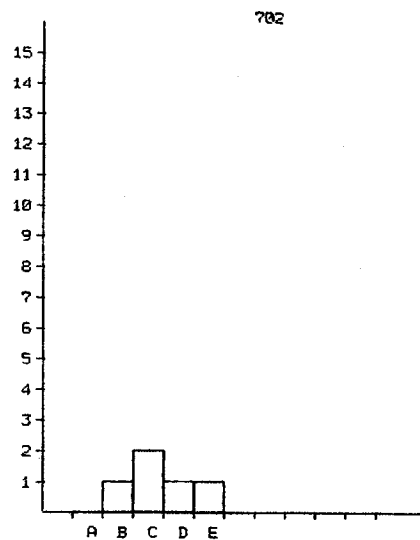


外為取扱高別分類

上位グループ

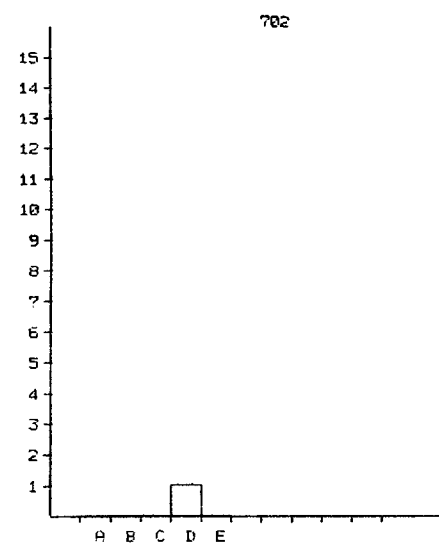
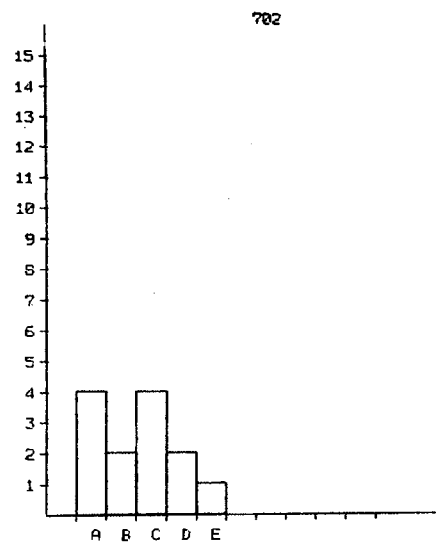


中・下位グループ



都銀グループ

長期グループ



703. わが国の在日外国銀行に対する規制は、先進欧米諸国のそれに比較して厳しいと思われますか

- (a) (I) 厳しい ( )  
(II) 厳しくない ( )

(b) 厳しいとすれば、わが国も先進欧米諸国並みの規制に緩和すべきだと思いますか。

(I) 思 う ( ) ……その理由は ( )

(II) 思わない ( ) ……その理由は ( )

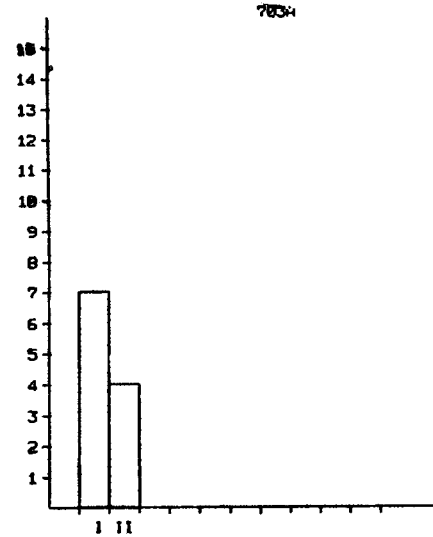
703. わが国の在日外国銀行に対する規制は、先進欧米諸国のそれと比較して厳しいと思われますか

預金規制別分類 (計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)	•	
(2)	•	
(3)		•
(4)		•
(5)	-	
OTHERS		
(6)	•	
(7)		•
(8)		•
(9)	-	
(10)	-	
(11)	-	
(12)	-	
L.T.C. BANKS		
(13)	•	
(14)	•	
(15)	•	
TOTAL	7	4

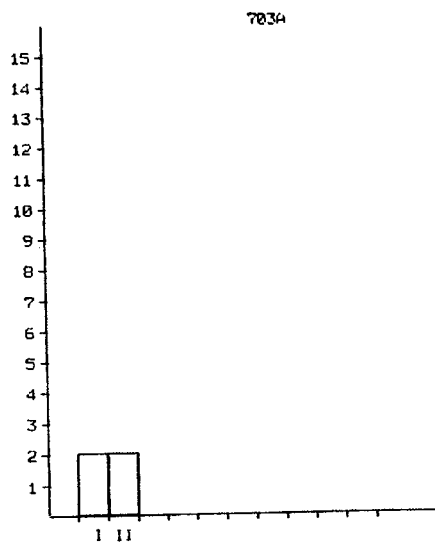
- (a) (I) 厳しい
- (I) 厳しくない

預金規制別分類 (計)

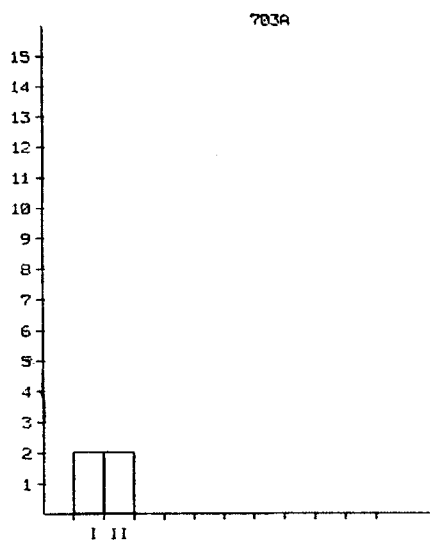


預金規模別分類

上位グループ

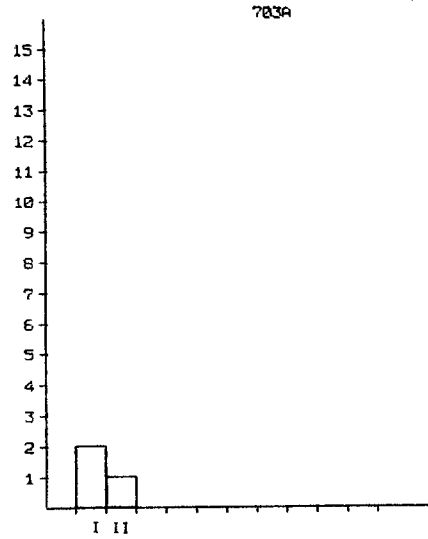
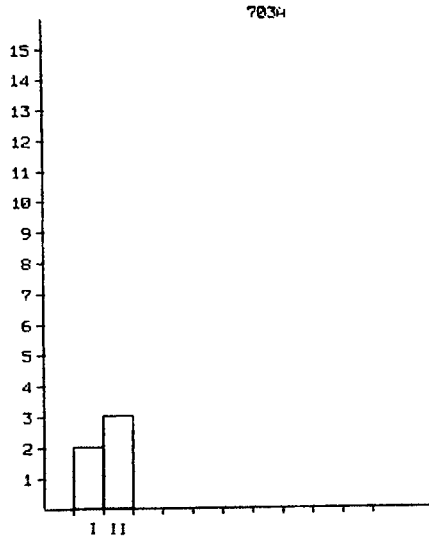


中・下位グループ



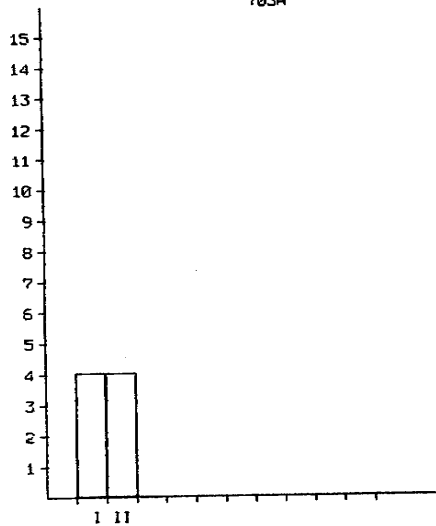
上位グループ

中・下位グループ



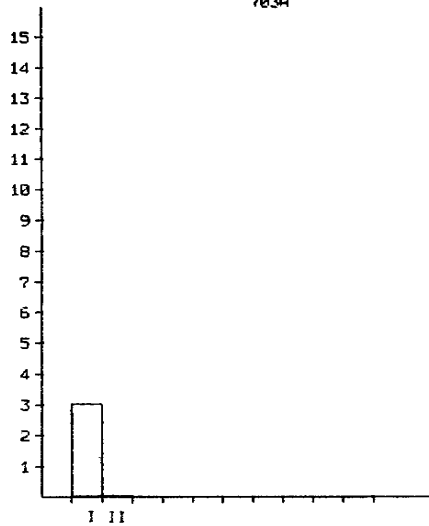
都銀グループ

7034



長期グループ

7039





(b) 厳しいとすれば、わが国も先進欧米諸国並みの規制に緩和すべきだと思われ  
ますか。

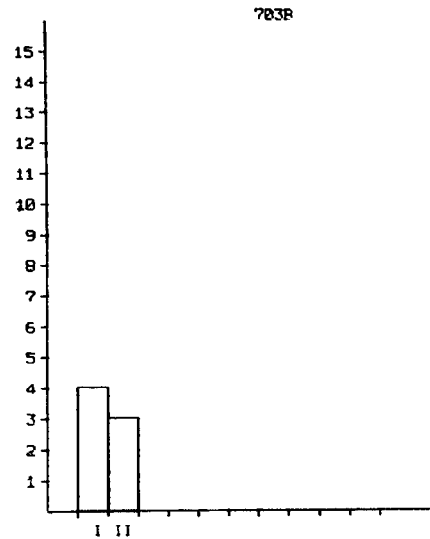
預金規程別分類 (計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)	•	
(2)	•	
(3)	•	
(4)	•	
(5)	•	
OTHERS		
(6)	•	
(7)	•	
(8)	•	
(9)	•	
(10)	•	
(11)		•
(12)		•
L.T.C. BANKS		
(13)	•	
(14)		•
(15)		•
TOTAL	4	3

(I) 思う

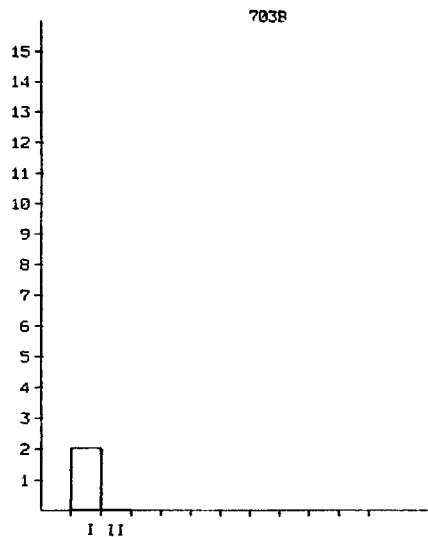
(II) 思わない

預金規程別分類 (計)

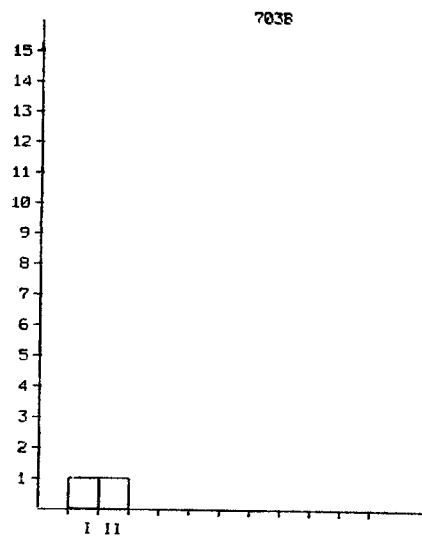


預金規模別分類

上位グループ

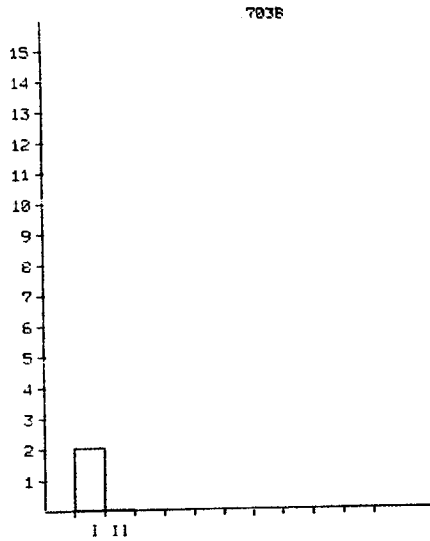


中・下位グループ

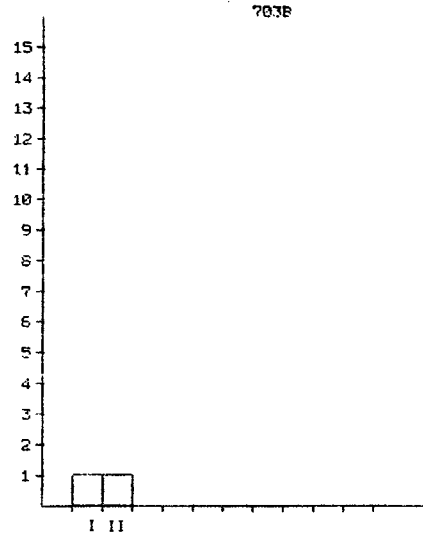


外為取扱高別分類

上位グループ

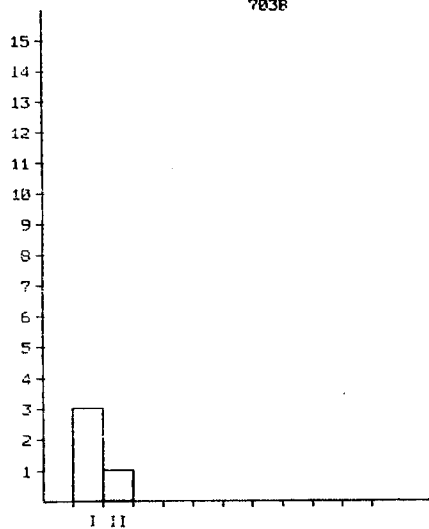


中・下位グループ



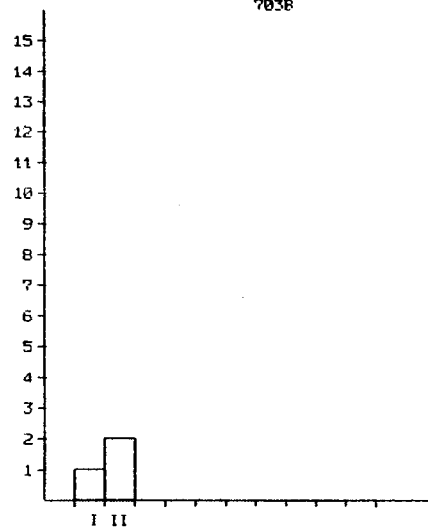
都銀グループ

7038



長期グループ

7038



その理由は

## 預金種別分類(計)

		A	B	C	D
C.B. BIG FIVE					
(1)	I		*		
(2)	I	*			
(3)					
(4)					
(5)					
OTHERS					
(6)	I				
(7)					
(8)					
(9)					
(10)					
(11)	II			*	
(12)					
L.T.C.BANKS					
(13)	I	*			
(14)	II			*	
(15)	II				*
		2	1	2	1

(I) 思う

(II) 思わない

- A. 相互緩和の観点より止むを得ない  
また有事の際の救援をおそれる
- B. 東京市場の国際化のために自由が活動必要
- C. 邦銀の国際競争力が強くないので
- D. 邦銀よりも緩和すべきで外銀のみの緩和を行うべきでない

704. わが国の銀行の海外業務に対する日本の金融当局の管理・規制についてはどのように考えられますか。

- (I) 現在より厳しくすべきである ( )
- (II) 現状のままでよい ( )
- (III) 規制を緩和し、もっと自由競争原理を導入すべきである ( )
- (IV) その他 ( )  
( )

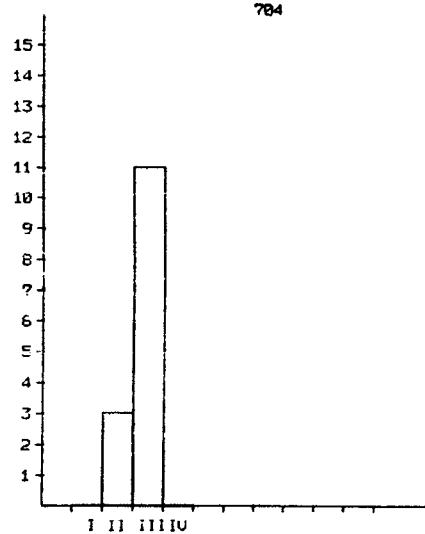
704. わが国の銀行の海外業務に対する日本の金融当局の管理・規制についてはどのように考えられますか。

預金規制別分類 (計)

預金規制別分類 (計)

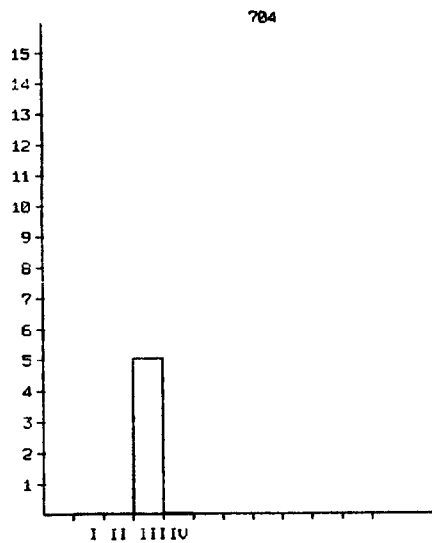
	I	II	III	IV
C.B. BIG FIVE				
(1)			*	
(2)			*	
(3)			*	
(4)			*	
(5)			*	
OTHERS				
(6)			*	
(7)			*	
(8)			*	
(9)			*	
(10)		*		
(11)			*	
(12)			*	
L.T.C.BANKS				
(13)			*	
(14)		*		
(15)		*		
TOTAL	0	3	11	0

- (I) 現在より厳しくすべきである
- (II) 現状のままでよい
- (III) 規制を緩和し、もっと自由競争原理を導入すべきである
- (IV) その他

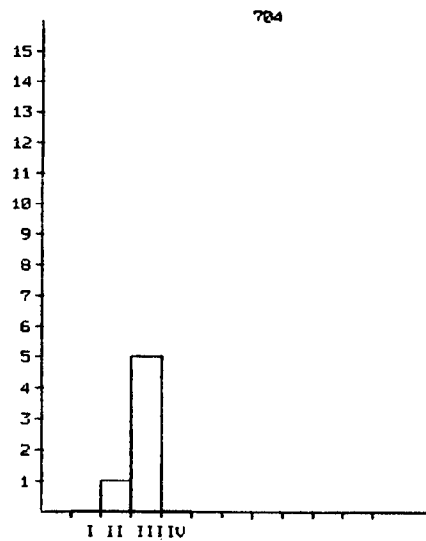


預金規模別分類

上位グループ



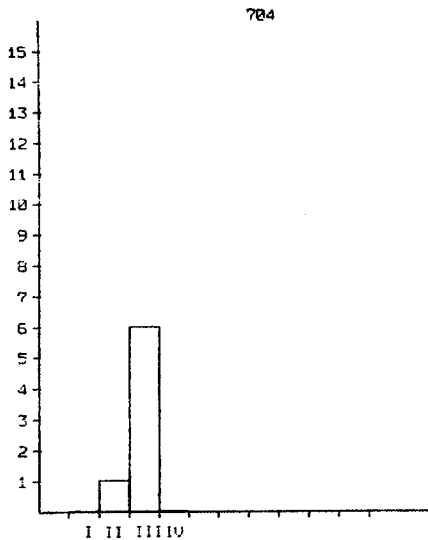
中・下位グループ



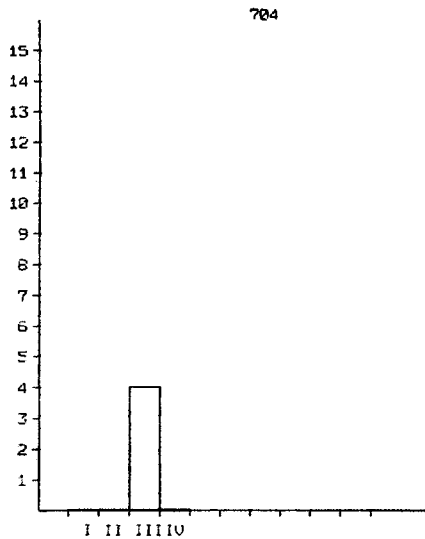


外為取扱高別分類

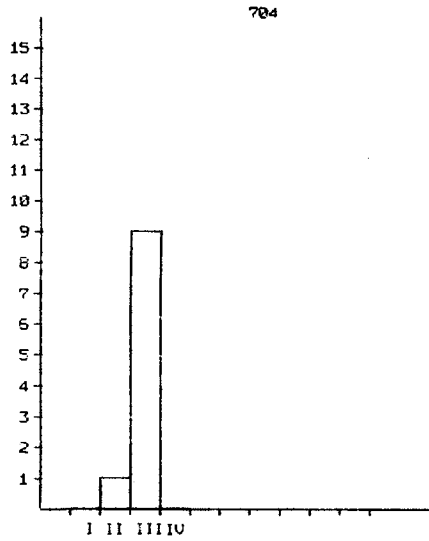
上位グループ



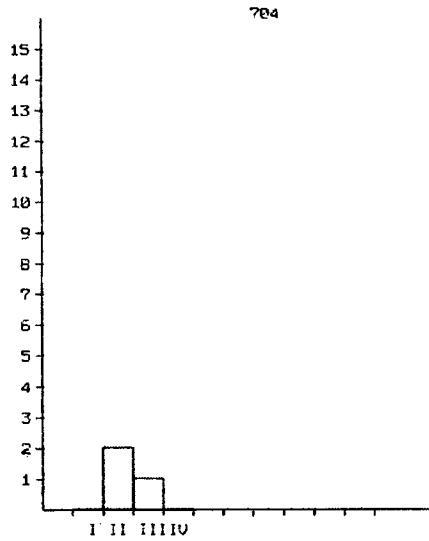
中・下位グループ



都銀グループ



長期グループ





## 8. 現在および将来の問題



801. 貴行は今後も積極的に国際化を進められますか。

(I) 進める ( )

(II) 進めない ( )

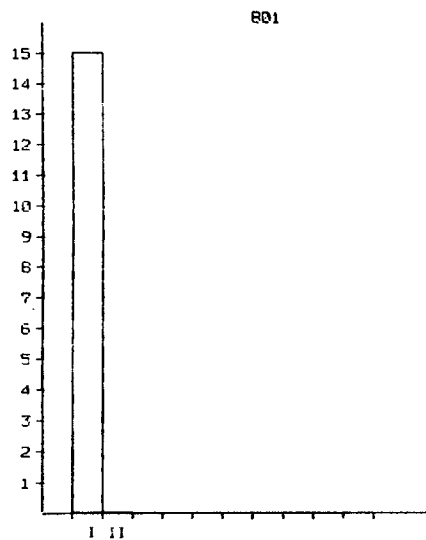
801. 貴行は今後も積極的に国際化を進められますか。

預金規模別分類 (計)

	I	II
C.B. BIG FIVE		
(1)	*	
(2)	*	
(3)	*	
(4)	*	
(5)	*	
OTHERS		
(6)	*	
(7)	*	
(8)	*	
(9)	*	
(10)	*	
(11)	*	
(12)	*	
L.T.C. BANKS		
(13)	*	
(14)	*	
(15)	*	
TOTAL	15	0

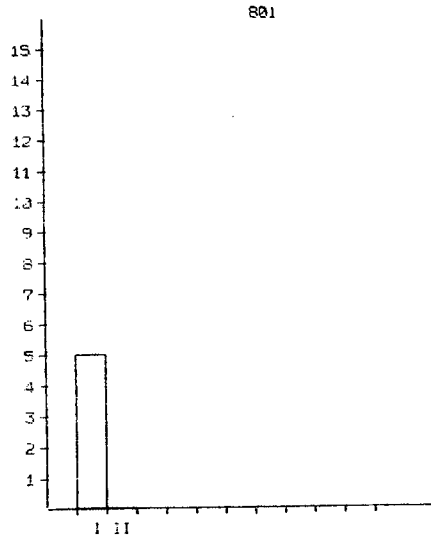
- (I) 進める  
(II) 進めない

預金規模別分類 (計)

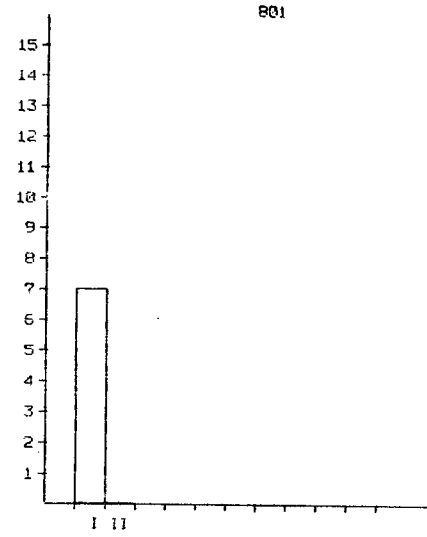


預金規模別分類

上位グループ



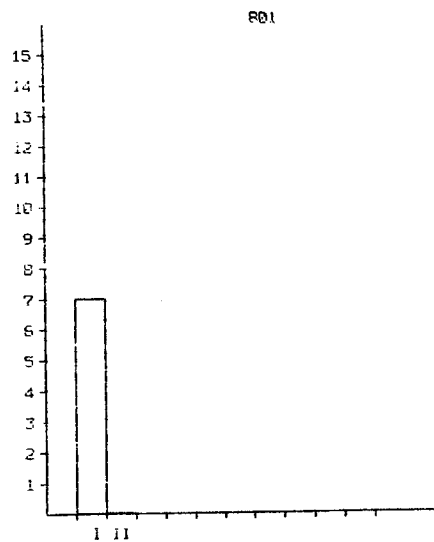
中・下位グループ



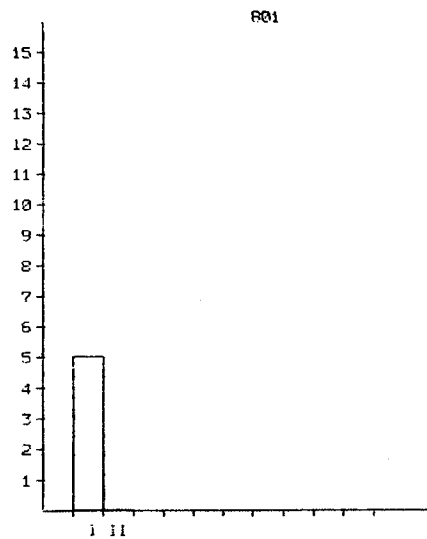


外為取扱高別分類

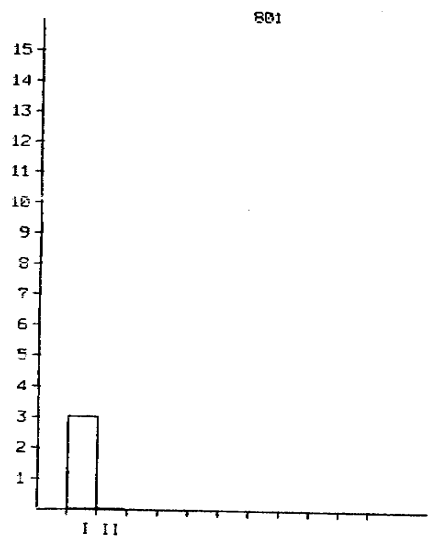
上位グループ



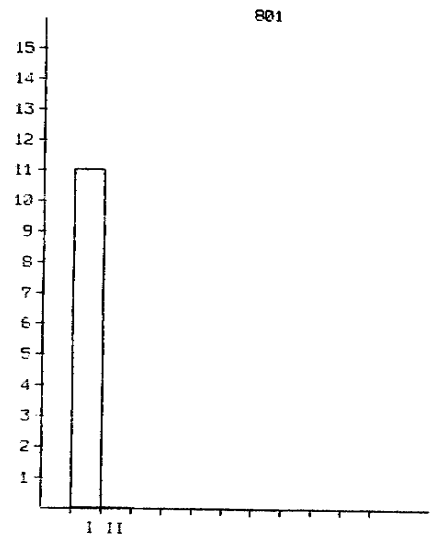
中・下位グループ



長期グループ



短期グループ



802. 銀行の国際化について、わが国の金融当局に対する要望がおありでしょうか。あれば具体的にお示し下さい。

802. 銀行の国際化について、わが国の金融当局に対する要望がござりでしょうか。あれば具体的にお示し下さい。

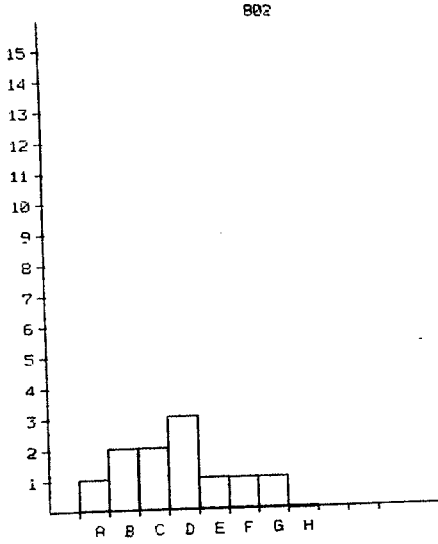
預金規模別分類 (計)

	A	B	C	D	E	F	G	H
C.B. BIG FIVE								
(1)		-	-	-				
(2)	*				*	*	*	
(3)		-	-	*				
(4)				*				
(5)				*				
OTHERS								
(6)		-		-				
(7)			*					
(8)			*					
(9)		*						
(10)		*	-	-				
(11)		*						
(12)		-	-	-				
L.T.C. BANKS								
(13)		-	-	-				
(14)		-	-	-				
(15)		-	-	-				
TOTAL	1	2	2	3	1	1	1	0

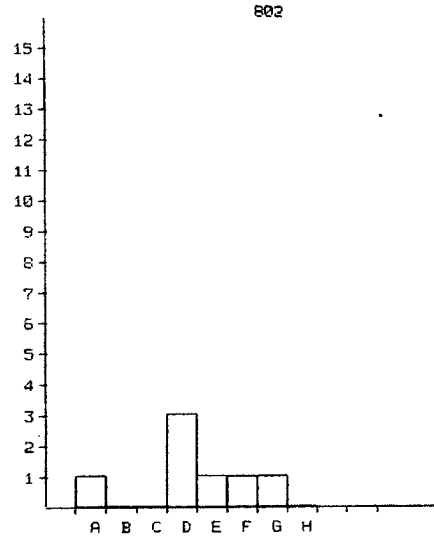
- A. 東京国際金融市場の育成  
 B. 為替管理規制の障害となっている  
 C. 為替専門銀行優先は問題である  
 D. 店舗行政自由化  
 E. 外債発行許可  
 F. 中長期現地債の自由化  
 G. 海外での証券引受幹事許可  
 H. 特にない

預金規模別分類

預金規模別分類 (計)

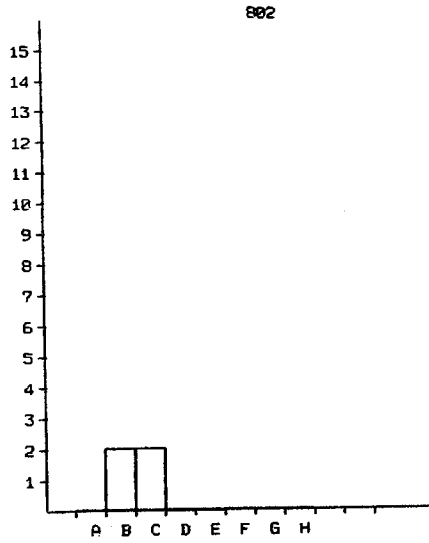


上位グループ

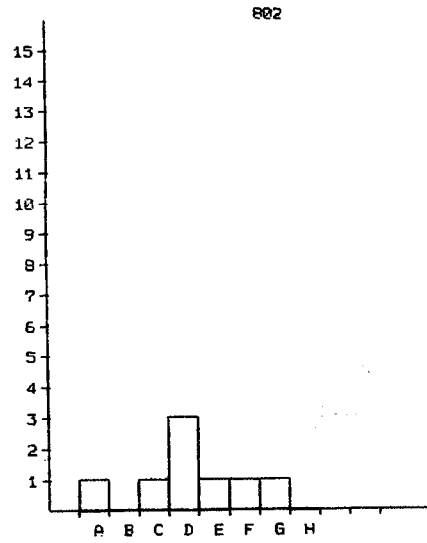


外為取扱高別分類

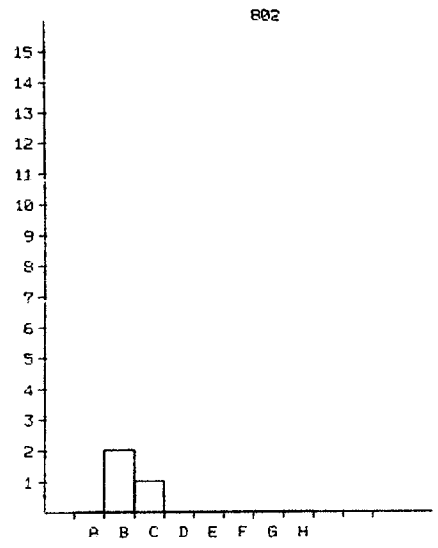
中・下位グループ



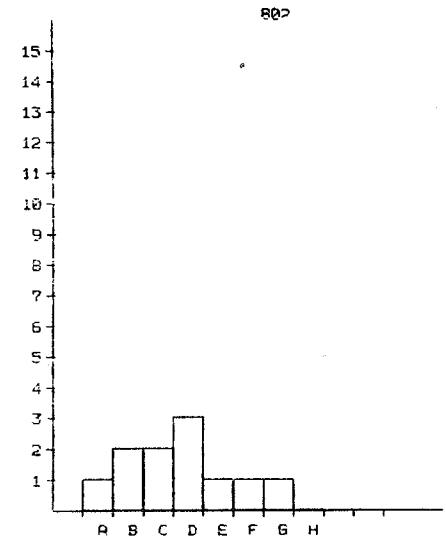
上位グループ

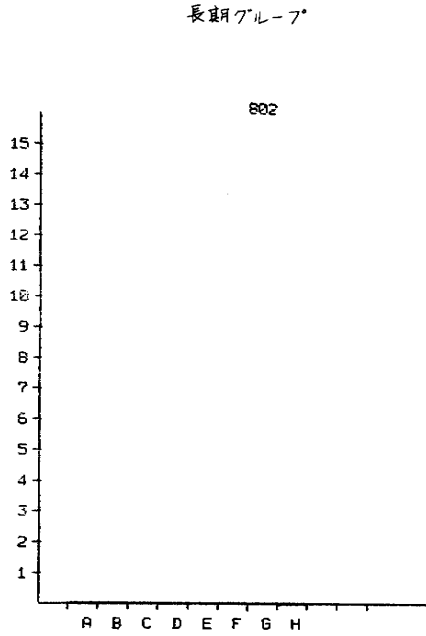


中・下位グループ



都銀グループ







## 国際資金専門委員会

### 研究活動

- 第35回 1976. 6. 12 マネー・サプライ・コントロールと金利機能  
日本銀行調査役 服部茂久
- 第36回 1976. 6. 17 米国経済の現状と見通し  
ハーバード大学教授 J. Duesenberry
- 第37回 1977. 7. 23 打合わせ会
- 第38回 1977. 9. 10 銀行経営における自己資本比率  
—米国におこる実情—大和銀行 岡野龍郎
- 第39回 1977. 9. 29 金利の自由化について  
日本銀行特別研究室主査 黒田 廠
- 第40回 1977. 11. 16 Trends and Patterns in Pacific Basin Trade,  
1955-1975  
スタンフォード大学経済学部長 B. G. Hickman
- 第41回 1977. 12. 26 アンケート集計
- 第42回 1978. 2. 4 実態調査の報告及び検討  
神戸大学教授 藤田正寛
- 第43回 1978. 6. 5 アンケートの集計・整理  
神戸商科大学助教授 石垣健一
- 第44回 1978. 6. 6 MNC's Price of Technology and International  
Transfer  
テキサス大学教授 Steve Magee
- 第45回 1978. 6. 30 Balance of Payments Adjustment-Theoretical and  
Practical Approach to the Monetary Aspects  
スタンフォード大学教授 R. I. Mckinnon
- 第46回 1978. 7. 8 アンケート調査の打合わせ
- 第47回 1978. 8. 10 アンケート調査の打合わせ
- 第48回 1978. 9. 29 アンケート調査の打合わせ

- 第 49 回 1978. 9. 30 アンケートの経過報告  
神戸大学教授 藤田正寛
- 第 50 回 1979. 1. 19 最近における国際金融情勢の展望  
大蔵省顧問 松川道哉
- 第 51 回 1979. 2. 5 在日外銀に対するアンケート調査について
- 第 52 回 1979. 4. 28 IS—LM 分析と証券市場  
神戸大学教授 二木雄策
- 第 53 回 1979. 9. 6 研究打合わせ
- 第 54 回 1979. 11. 16 研究打合わせ
- 第 55 回 1979. 12. 1 邦銀の国際化の実態研究の成果について  
香川大学教授 宮田亘朗  
神戸大学助教授 石垣健一  
富山大学助教授 丹羽昇
- 第 56 回 1979. 12. 22 最近の金問題について  
神戸大学教授 則武保夫
- 第 57 回 1979. 12. 22 銀行国際化調査の中間報告と保険会社問題  
神戸大学教授 水島一也  
神戸大学教授 藤田正寛
- 第 58 回 1980. 1. 19 信託銀行の調査結果について  
神戸大学教授 藤田正寛
- 第 59 回 1980. 2. 12 前回「信託銀行の調査結果について」の継続  
神戸大学教授 藤田正寛
- 第 60 回 1980. 3. 21 アンケートの結果報告
- 第 61 回 1980. 7. 14 編集打合わせ（金融研究シリーズ No. 5）
- 第 62 回 1980. 9. 16 銀行国際化に伴う Country risk について  
経済経営研究所非常勤講師 丹羽昇

- 第 63 回 1980. 11. 11 シンガポールにおける保険業  
神戸大学教授 水 島 一 也
- 第 64 回 1981. 2. 13 地方銀行の国際化の実態調査をめぐって  
香川大学教授 宮 田 亘 朗
- 第 65 回 1981. 3. 2 1. 地銀のアンケート調査の結果報告  
2. 都銀への追加アンケートの作成について  
香川大学教授 宮 田 亘 朗  
富山大学教授 丹 羽 昇

#### 金融研究会

研究活動（昭和 51, 52, 53, 54, 55, 56 年度）

- 第126回 1976. 5. 8 金廃貨と価値の尺度  
大阪学院大学教授 岡 橋 保
- \*第127回 1976. 6. 12 マネー・サプライ・コントロールと金利機能  
日本銀行調査局調査役 服 部 茂 久
- \*第128回 1976. 6. 17 Current State and Prospects of the U. S. Economy  
ハーバード大学教授 J. Duesenberry
- 第129回 1976. 7. 3 模索する新国際金融秩序  
日本興業銀行顧問 細 見 卓
- 第130回 1976. 7. 16 最近の国際金融問題  
大蔵省国際金融局長 藤 岡 真佐夫
- 第131回 1976. 11. 13 我が国の企業集団  
神戸大学教授 二 木 雄 策
- 第132回 1976. 11. 27 金利自由化論の回顧と展望  
大阪大学教授 川 口 慎 二

- 第133回 1976. 12. 18 最近のベトナム経済を見て  
神戸大学教授 則 武 保 夫
- 第134回 1977. 1. 22 ケインズと貨幣賃銀  
関西学院大学教授 小 寺 武四郎
- 第135回 1977. 2. 19 資金循環論の諸問題  
日本銀行調査局参事 石 田 定 夫
- 第136回 1977. 5. 21 国債発行と資金運用部資金  
京都大学助教授 石 川 常 雄
- 第137回 1977. 6. 18 IMF 協定第 2 次改正案と今後の問題点  
神戸大学名誉教授 田 中 金 司
- 第138回 1977. 7. 16 IMF 協定第 2 次改正と現下の国際金融情勢  
大蔵省国際金融局 日下部 元 雄
- \*第139回 1977. 9. 10 銀行経営における自己資本比率  
——米国における実情——  
大和銀行調査部次長 岡 野 龍 郎
- 第140回 1977. 11. 19 金融政策の波及メカニズムについて  
広島大学教授 小 村 衆 統
- 第141回 1977. 12. 24 最近の円高問題をめぐって  
神戸大学教授 藤 田 正 寛
- 第142回 1978. 1. 21 イレフレと金利 ——実証研究をめぐって——  
名古屋大学助教授 千 田 純 一
- 第143回 1978. 2. 25 ロンドンより見た国際金融の実態  
大和銀行調査部長 岡 野 修
- 第144回 1978. 5. 27 オーストラリアの金融政策  
神戸大学教授 藤 田 正 寛

- 第145回 1978. 6. 17 新金融効率化論の意見するもの  
神戸大学教授 石井 隆一郎
- \*第146回 1978. 6. 30 Balance of Payments Adjustment-Theoretical  
and Practical Approach to the Monetary Aspects  
スタンフォード大学教授 R. I. Mckinnon
- 第147回 1978. 7. 15 金融政策と不確実性  
神戸大学教授 三木谷 良一
- 第148回 1978. 10. 7 ケインズの国際収支論  
神戸大学教授 則武 保夫
- 第149回 1978. 10. 21 アジア・ダラー市場  
京都大学助教授 石川 常雄
- 第150回 1978. 11. 25 A Banker's View of the U. S.-Japan  
Economic Relationship  
ファースト・ナショナル・バンク・オブ・シカゴ  
副頭取 Rodney F. Quainton
- 第151回 1978. 12. 16 最近の金廃貨論について  
大阪府立大学教授 松村 善太郎
- \*第152回 1979. 1. 19 最近における国際金融情勢の展望  
大蔵省顧問 松川 道哉
- \*第153回 1979. 4. 28 IS-LM分析と証券市場  
神戸大学教授 二木 雄策
- 第154回 1979. 5. 12 最近の日米経済問題  
神戸大学教授 新野 幸次郎
- 第155回 1979. 6. 11 最近の金融・為替情勢について  
大蔵省大臣官房調査企画課長 岸田 俊輔
- 第156回 1979. 7. 21 当面の経済・金融見通しについて  
三和銀行調査部副部長 逸見 浩太郎

- 第157回 1979. 9. 22 スカンディナビアン・インフレーション・モデルについて  
 関西学院大学教授 内 橋 吉 朗
- 第158回 1979. 10. 27 米国における Financial Innovation について  
 ——1970年代の金融資産の多様化——  
 神戸大学教授 三木谷 良 一
- 第159回 1979. 10. 29 最近の米国における金融情勢について  
 ボストン連邦準備銀行副頭取 Norman S. Fieleke
- 第160回 1979. 11. 24 トヨタの財務政策と資金運用  
 トヨタ自動車工業(株)取締役経理部長 坪 井 珍 彦
- \*第161回 1979. 12. 22 最近の金問題について  
 神戸大学教授 則 武 保 夫
- 第162回 1980. 1. 14 Macroeconomic Theories: Wicksell, Keynes, Friedman, and others  
 カリフォルニア大学教授 Axel Leijonhufvud
- 第163回 1980. 3. 22 Monetary Control Act of 1979  
 ——アメリカの金融制度改革をめぐって——  
 関西学院大学教授 町 永 昭 五
- 第164回 1980. 4. 19 Supply Shock への政策対応  
 日本銀行特別調査室長 江 口 英 一
- 第165回 1980. 5. 28 The Outlook for U. S. Monetary Policy: Implications for Japan  
 ワシントン大学教授 John Makin
- 第166回 1980. 6. 6 外国為替管理法の改正について  
 大蔵省国際金融局企画室 福 井 博 夫
- 第167回 1980. 7. 19 貨幣, 準貨幣, 金融政策  
 ——最近の米国の新傾向——  
 神戸大学教授 三木谷 良 一

- 第168回 1980. 9. 27 国債と国債管理政策について  
神戸大学教授 石 井 隆一郎
- 第169回 1980. 10. 18 日本の株式所有構造について  
神戸大学教授 二 木 雄 策
- 第170回 1980. 11. 15 国際通貨・金融情勢の展望  
日本輸出入銀行理事 藤 岡 眞佐夫
- 第171回 1980. 12. 13 最近のわが国におけるインフレーション  
——欧米主要国との比較において——  
神戸市外国語大学教授 安 居 洋
- 第172回 1981. 2. 21 商法改正と企業金融  
神戸大学教授 河 本 一 郎
- 第173回 1981. 4. 4 預金金利について  
神戸大学教授 三木谷 良 一
- 第174回 1981. 5. 23 最近の英国における金融政策論議  
——グリーンペーパーをめぐる——  
関西学院大学教授 内 橋 吉 朗
- 第175回 1981. 7. 11 Supply Side Economics  
アメリカ・ブラウン大学経済学部教授 Sato Ryuzo
- 第176回 1981. 9. 4 オタワ・サミットの状況と最近の国際金融情勢  
大蔵省国際金融局長 加 藤 隆 司
- 第177回 1981. 9. 26 貨幣交換経済についての覚え書き  
香川大学経済学部教授 宮 田 亘 朗
- 第178回 1981. 10. 24 変動相場制下の企業の財務戦畧  
東京銀行神戸支店長 杉 本 芳之助
- 第179回 1981. 11. 20 最近の金利政策をめぐる諸問題  
大蔵省銀行局企画官 鏡 味 徳 房

第180回 1981. 12. 19 貨幣成長・失業・物価

関西学院大学教授 安井修二

(\*印は、国際資金専門委員会と共催)

これ以前の国際資金専門委員会、金融研究会については、「経済経営研究叢書（金融研究シリーズ）第4冊」を参照のこと。



執筆者紹介（執筆順）

みきたに りょう いち  
三木谷 良 一……………神戸大学経済学部教授  
国際資金専門委員会 委員

せん だ じゅん いち  
千田 純 一……………名古屋大学経済学部助教授

いし がき けん いち  
石垣 健 一……………神戸大学経済経営研究所助教授

ふじ た まさ ひろ  
藤田 正 寛……………神戸大学経済経営研究所教授  
国際資金専門委員会 委員

( 幹 事 )  
主 査

に わ のぼる  
丹羽 昇……………富山大学経済学部助教授  
国際資金専門委員会 委員

みや た のぶ お  
宮田 亘 朗……………香川大学経済学部教授  
神戸大学経済経営研究所  
非常勤講師 （昭和56年度）  
国際資金専門委員会 委員

## 金融研究(既刊)目次

### 第3冊 昭和49年3月発行

外貨政策と最適準備	藤田正寛
実物面と貨幣面を含む産業連関表の構想	家本秀太郎
資金循環におけるバランスとアンバランス	石田定夫
ニクソン政権下の金融政策	伊東政吉
ケインズの雇用決定論	二木雄策
シンガポール・マレーシアの外国銀行業発達略史	游仲勲
企業の理論について	宮田亘朗
製造業主要企業における収益性変動の分析	安居洋
変動為替相場制の再検討：1つの改革案	保坂直達

### 第4冊 昭和51年8月発行

国際準備政策の変遷とIMF金—その1—	藤田正寛
国際通貨の需要に関する研究	宮田亘朗

經濟經營研究叢書

金融研究シリーズ第5冊

---

昭和57年3月19日印刷

(非売品)

昭和57年3月26日発行

編 集 者 神戸市灘区六甲台町  
発 行 者 神戸大学經濟經營研究所

印 刷 所 神戸市中央区中山手通7丁目5-7  
有限会社 興 文 社

---

